



京都の 文化的 景観

調査報告書

京都市 2020

「京都の文化的景観」 調査報告書

2020

京都市 文化市民局
文化芸術都市推進室 文化財保護課

ごあいさつ

京都の景観は、平安京創建以来 1200 年以上の長きにわたり、人々がそれぞれの地域の風土に根差して、営みを続けてきたことによってつくられてきた町並みや風景、その多様な姿は、多くの人々の心を豊かなものにしています。

本市ではこの度、そうした美しい文化的景観について、京都市全域を対象とした悉皆調査を行い、その価値をまとめました。多くの方々にこの報告書を御覧いただき、かけがえのない京都の景観を守り育てる機運が一層高まることを願っています。

本市といたしましても、京都の宝である文化的景観をより良いものにするために、引き続き全力を尽くしてまいります。皆様のお力添えをお願いいたします。

結びに、本調査の実施に当たり、多大な御理解と御協力をいただきました地域の皆様、御寄稿いただきました皆様、貴重な資料や写真を御提供いただきました皆様に、心から御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

京都市長

門川 大作

目 次

ごあいさつ

目次

序章 事業の概要

第1節 調査の目的と経緯	3
第2節 調査対象と報告書の作成	5

第1章 「京都」と「文化的景観」

第1節 「京都」という都市・地域 —— 歴史のなかの「京都」	9
1 「京都」とは —— 首都	
2 「京都」の地域構造	
3 「京都」の都市空間・景観形成システム	
4 「京都」のアイデンティティ	
第2節 「京都」の原風景 —— 都市と自然	22
1 都市と原風景	
2 「京都」の原風景	
3 平安京と原風景	
4 変貌する原風景	
5 現代京都と原風景	
6 おわりに	
第3節 「京都」を読み解く —— 「景観形成史」	27
1 「景観形成史」とは —— 目的と課題	
2 文化的景観の評価指標 —— 「京都」から	
3 都市・建築史学と文化的景観	
4 「京都」の文化的景観 —— 類型化と特性	
5 おわりに	
第4節 「京都」を伝える —— 文化的景観	36
1 「京都らしさ」とは	
2 「京都らしい」都市景観の形成	
3 「京都」の文化的景観	

特論 1	「京都」のまとまり —— 近世京都図を出発点に	45
1	はじめに	
2	京都という枠組み	
3	都と郊	
4	終わりに	
特論 2	祇園の市街形成史	52
1	はじめに	
2	広大な祇園社の境内 —— 3つの領域	
3	鴨川河原の「芝居地」	
4	江戸幕府による新堤の構築	
5	祇園社境内社地の変貌 —— あいつぐ他領「屋敷」の進出	
6	「広小路畑地」の開発 —— 「新地六町」の成立	
7	祇園林の開発	
8	むすび	

第2章 文化的景観からみた京都の現在

第1節	都市の風景基盤	65
1	都市と山	
2	京都の風致	
3	山と人の関わりがつくる風景	
4	山の眺めを支える文化的景観の価値	
第2節	歴史的市街地における戸建住宅による空間変容	74
1	京都の歴史的市街地	
2	市街地更新における戸建住宅	
3	歴史的市街地における初期認定新築戸建住宅	
4	町並みにおける戸建住宅の空間課題	
5	歴史的中心市街地における空間構造の重層性と変容	
第3節	都市における二次的自然と文化的景観	81
1	京都における都市の文化的景観と二次的自然	
2	嵐山における二次的自然と文化的景観	
3	岡崎周辺における二次的自然と文化的景観	
4	終わりに	
第4節	自治の風土が築いた京都の景観	87
1	自治の風土	
2	京都市制と都市政策	

- 3 景観論争と景観政策
- 4 新景観政策
- 5 自治の風土に育まれた文化的景観

第3章 文化的景観としての京都

第1節 自然基盤と風土 —— 「京」をつくる 103

- 1 京都のフィジオトープ史
- 2 山間で暮らす —— 林業と霊山
- 3 山裾で暮らす —— 景勝地と高燥地
- 4 扇状地で暮らす —— 洛中と蔬菜栽培地
- 5 水辺で暮らす —— 自然堤防と水田
- 6 エコトープとしての京都

第2節 生業と風土 —— 「京」を支える 120

- 1 中心地域の営みと近代化
- 2 生産と加工を担うヒンターランド
- 3 園芸農林業がつくる風景
- 4 Landscape City

第3節 生活文化と風土 —— 「京」を生きる 129

- 1 町のすがた —— 生活の場としてのお町内
- 2 都と鄙 —— 「京」と交錯する文化の「縁」

第4節 地域性と風土 —— 「京」を育む 140

- 1 景観のまとまり
- 2 山の生産地 —— 北山中川
- 3 山裾の田園 —— 北嵯峨
- 4 扇状地の近代郊外 —— 紫野（北大路）・下鴨
- 5 南部のものづくり —— らくなん新都
- 6 地域性を育む

特論3 京都を支える近郊・北山の森林資源と営み 147

- 1 京都近郊・北山の森林の特徴
- 2 「祇園祭」に関わる笹の葉の利用
- 3 「鞍馬火祭」における森林資源の利用
- 4 「松上げ」における森林資源の利用
- 5 森林資源の利用をめぐる課題
- 6 森林資源の利用をめぐる新たな動向

特論 4	俳諧からみた京都—— 芭蕉の近江・蕪村の京	155
1	はじめに	
2	京を目指す蕪村 —— 権力の場から文化の場へ	
3	よそ者による京らしさの発見 —— 京を詠む蕪村	
4	俳諧をはぐくむ都と鄙 —— 芭蕉の近江・蕪村の京	
5	終わりにかえて —— 京都を詠む蕪村と江戸を詠む其角	

第4章 ケーススタディ「京都」

第1節	祇園祭山鉾町 —— 中心市街地の文化的景観	169
1	はじめに	
2	祇園祭そして山鉾の復興と再生	
3	<i>The City of Kyoto</i> あるいは「町 まち／ちょう」 —— 場所性	
4	自然・町・町家・坪庭・路地 —— 歴史と文化の重層性	
5	祇園祭・六角堂・町家 —— 歴史と文化の象徴性	
6	文化的景観の継承と再生 —— <i>The City of Kyoto</i> と“山鉾町”	
7	おわりに	
第2節	西陣 —— 周辺市街地の織物商工業景観	177
1	西陣の景観形成史	
2	現在のすがた	
第3節	東山 —— 景勝ヒンターランドの信仰・遊歩空間	184
1	東山における景観の変遷	
2	営みの持続と変容	
3	「京都」イメージのなかの東山	
4	おわりに	
第4節	伏見 —— 京を支える水と道の交錯点	195
1	伏見と伏水	
2	城下町伏見の成立と再生	
3	内陸港としての伏見	
4	酒造業の隆盛とマンション建設	
5	みなと伏見の創造	
第5節	中川 —— 北山林業を中心とする山稼ぎの村	201
1	中川の成り立ちと歩み	
2	自然条件が育んだ北山林業	
3	モザイク状の山と職住一体の里	
4	社会情勢の変化と景観の変化	
5	変化の中の持続	

第6節 「京都の文化的景観」リスト 207

1 1次リスト

2 2次リスト

- (1) 東陣界限 —— 中心地域の伝統景観
- (2) 東西本願寺界限 —— 中心地域の門前町景観
- (3) 嵯峨 —— 周縁地域の景勝・遊楽景観
- (4) 上賀茂 —— 周縁地域の社家町景観
- (5) 松ヶ崎・下鴨 —— 周縁地域の沿道・水辺景観
- (6) 鞍馬・貴船 —— 周縁地域の信仰・街道景観
- (7) 大原 —— 周縁地域の信仰・農業景観
- (8) 山科 —— 周縁地域の街道景観
- (9) 烏羽街道界限 —— 周縁地域の街道景観
- (10) 大枝・大原野 —— 周辺地域の園芸農林業景観
- (11) 愛宕山麓 —— 周辺地域の園芸農業景観
- (12) 久多 —— 周辺地域の農林業景観
- (13) 京北 —— 周辺地域の農林業景観

第5章 「京都の文化的景観」のまとめ

第1節 「京都の文化的景観」の特性 225

第2節 「京都の文化的景観」の未来にむけて 227

付属資料

旧郡域図

関連地域位置図

地形分類図

近世・近代産物分布図

街道図

序章

事業の概要

第1節 調査の目的と経緯

1 目的

本事業は市内全域を対象に、以下のことを目的として実施した。

- ・市内の特色ある地域を悉皆調査しリスト化すること。
- ・文化的景観の要素が顕著な地域について、その地域の特色を示し、地域らしさを守るための措置を考える基礎資料となる報告書を作成すること。
- ・国の重要文化的景観の候補となりうる地域をケーススタディに含めること。
- ・京都の全体と部分それぞれの特性を示し、その関係性を明らかにすること。また、これによって都市の文化的景観を読み解く方法論の一例とすること。
- ・文化的景観により地域の特性を示し、それを活かすことで地域の魅力づくりまで発展させることを意識し、景観政策やまちづくり政策にも生かせるよう配慮する。今後の行政政策に対し、文化的景観としてできることを検討すること。

2 体制

本事業は国庫補助事業として、平成27年度から令和元年度にかけて実施した。調査は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室に委託して実施した。

また「京都の文化的景観研究会」を設置し、調査方針等について学識経験者による審議をおこなった。本調査にかかる委員会等の構成は以下の通りである。

※以下、敬称略。委員長を除く各委員は50音順。

【京都の文化的景観研究会】

高橋 康夫（委員長／京都大学名誉教授／建築史・都市史）
上杉 和央（京都府立大学准教授／地理学）
小浦 久子（神戸芸術工科大学教授／都市計画）
篠原 徹（滋賀県立琵琶湖博物館名誉館長／民俗学）
清水 重敦（京都工芸繊維大学教授／建築史）
下坂 守（京都国立博物館名誉館員／日本中世史）

深町 加津枝（京都大学准教授／景観生態学）

【調査員】

奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室

室長 中島 義晴

研究員 恵谷 浩子

アソシエイトフェロー 本間 智希（平成27～30年度）

京都大学

大学院生 水牧 達志、村上 峻

京都工芸繊維大学

大学院生 鮎川 なつき、森岡 里奈

京都府立大学

大学院生 和田 優人、竹内 祥一朗

奈良女子大学

大学院生 元親 玲恵

慶応義塾大学

大学院生 稲田 玲奈

【事務局】

京都市文化市民局文化芸術都市推進室

部長 土橋 聡憲（平成27～29年度）

西山 真司（平成30・令和元年度）

アドバイザー 松田 彰（平成30・令和元年度）

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

課長 川妻 聖枝（平成27・28年度）

中川 慶太（平成29～令和元年度）

係長 村上 忠喜（平成27～29年度）

堀 大輔（平成28～令和元年度）

丸山 光洋（平成29・30年度）

長野 裕平（令和元年度）

主任 石川 祐一

職員 原戸 喜代里（平成27～30年度）

千木良 礼子

【関係機関】

文化庁文化財第二課

京都府教育庁指導部文化財保護課

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

3 経過

平成 27 年度

【平成 27 年 6 月 3 日 第 1 回京都の文化的景観研究会】

主に、文化的景観の捉え方について協議を進めた。

【平成 28 年 3 月 3 日 第 2 回京都の文化的景観研究会】

文化的景観について各委員が共通認識を深めるため勉強会を開催し、各委員の専門分野について講義をし、文化的景観との関係性を議論することが決定した。

平成 28 年度

【平成 28 年 5 月 27 日 第 1 回勉強会】

巡見先：四条河原町、八坂神社、清水寺周辺

下坂委員報告：四条から五条の鴨川周辺の土地利用について

前回の京都の文化的景観研究会でとりあげたフィジオトープのまとまりに対し、文献史からみて歴史的地域がどう関係しているかの講義があった。

【平成 28 年 7 月 20 日 第 2 回勉強会】

巡見先：祇園山鉾町および長江家住宅

高橋委員長報告：祇園祭山鉾町の文化的景観

第 1 回勉強会のフィジオトープのまとまりに対して、都市史的な見方とどう関わるかについて講義があった。

【平成 28 年 11 月 8 日 第 3 回勉強会】

巡見先：旧三井下鴨別邸

上杉委員報告：地理学からみた文化的景観の捉え方

文化的景観の捉え方の基礎的な共通認識を再確認した。

【平成 29 年 3 月 13 日 第 3 回京都の文化的景観研究会】

深町委員報告：京都を支える近郊・北山の森林資源と営み

作成した生業や信仰の分布地図をみて議論した。

【平成 29 年 3 月 17 日 文化庁協議】

平成 29 年度

平成 28 年度に続き、勉強会を開催した。

【平成 29 年 5 月 24 日 第 4 回勉強会】

巡見先：西陣周辺

清水委員報告：都市における「文化的景観」の有効性—西陣プロジェクトを題材に

また、景観政策課による施策の発表があった。「歴史的資産周辺プロファイル」は、文化的景観と景観の政策を結ぶ方法として有効である。今回の調査事業は、1 つの都市の中で、文化的景観を小さいエリアから大きいエリアまで

幅広く見て、全体の構造を明らかにしながら、個々の景観的特性を明らかにしていくものである。大都市を全体として捉えたとき、その中の一部をどう考えるかの一般事例にもなる。また都市全体をどう捉えるかという方法の一つの先例として出すことができる、などの意見があった。

【平成 29 年 8 月 17 日 第 5 回勉強会】

篠原委員報告：蕪村の詠んだ京

俳句では京都の実景より京都が持つ王朝のイメージを詠んでいると感じる。京都には虚構が先行している。京都という虚構にはある種の都市性や歴史性がある、などの指摘があった。

また、周縁部等と京都との関係性は昔も今後も変わらない。都市を支える価値がある。その枠組みを表現できればよい、などの意見もあった。

【平成 29 年 9 月 14 日 文化庁協議】

【平成 29 年 10 月 30 日 第 6 回勉強会】

小浦委員報告：京都の山の都市性—近代の風致政策から

京都全体の文化的景観の特性や、最終章に未来にむけた内容を記述することが議論された。

【平成 30 年 3 月 16 日 第 4 回京都の文化的景観研究会】

各執筆者の内容の確認をおこなった。また、地域の各時代の歴史を探究する研究はあるが、それらがどのように関わり合いながら現在の景観に至ったかを捉える研究はあまりなされていない、などの意見があった。

平成 30 年度

ケーススタディの選定や、調査研究のまとめについて協議した。

【平成 30 年 9 月 25 日 第 5 回京都の文化的景観研究会】

文化的景観に対して現在どのような課題があり、価値が失われる変化があるのか意識することが重要との指摘があった。また、神社寺院が経営困難な中で、自分たちが宅地開発をし、分譲して何とかしようとした例があるように、社会課題の中で景観は作り出されており、社会情勢の中で景観は変わる、などの意見があった。

平成 31 年度（令和元年度）

ケーススタディや 2 次リストの選定、調査研究のまとめについて以下の会議の他、委員と協議を重ねた。

【令和元年 5 月 20 日 第 6 回京都の文化的景観研究会】

【令和元年 10 月 28 日 文化庁協議】

第2節 調査対象と報告書の作成

1 調査対象

調査対象は京都市域全体とし、「中心地域」とそのまわりに広がるヒンターランド（後背地）を全体として「京都」と捉え、それぞれの役割や暮らし、その結果としての現在の景観の把握をおこなった。なお、ヒンターランドは、都に近く信仰や景勝といった機能が強い「周縁地域」と、その外側に広がる「周辺地域」とに区分した（図1）。

本調査では、フィールドワークや京都に関わる様々な文献から文化的景観として捉えられる地域のまとまりを抽出し、それを1次リスト（本書第4章第6節）とした。その上で、ケーススタディとして祇園祭山鉾町、西陣、東山、伏見、中川を取り上げつつ、2次リストでも13地区（東陣界限、東西本願寺界限、嵯峨、上賀茂、松ヶ崎・下鴨、鞍馬・貴船、大原、山科、鳥羽街道界限、大枝・大原野、愛宕山麓、久多、京北）を抽出した。



図1 京都の圏構造の概念図

2 報告書の構成

第1章では、京都という都市・地域の特性と、「文化的景観としての京都の価値」について俯瞰的に論じた。第2章では、歴史的要素や自然的要素の保存や継承の取組が進められる京都の現状から、「文化的景観としての京都の価値」とは何かを問い直した。第3章では、自然基盤、生業、生活文化、「町」・コミュニティという観点から実際の地域の景観を捉えつつ、「文化的景観としての京都の価値」を論じた。これらをふまえて、第4章では具体的な地域を取り上げ、その価値や保存・継承・創造について論じた。そして第5章として、これまでの論考及び研究会における議論で明らかになった「京都の文化的景観」の特性と未来にむけた内容についてまとめた。

本報告書の構造を図解したものが図2である。

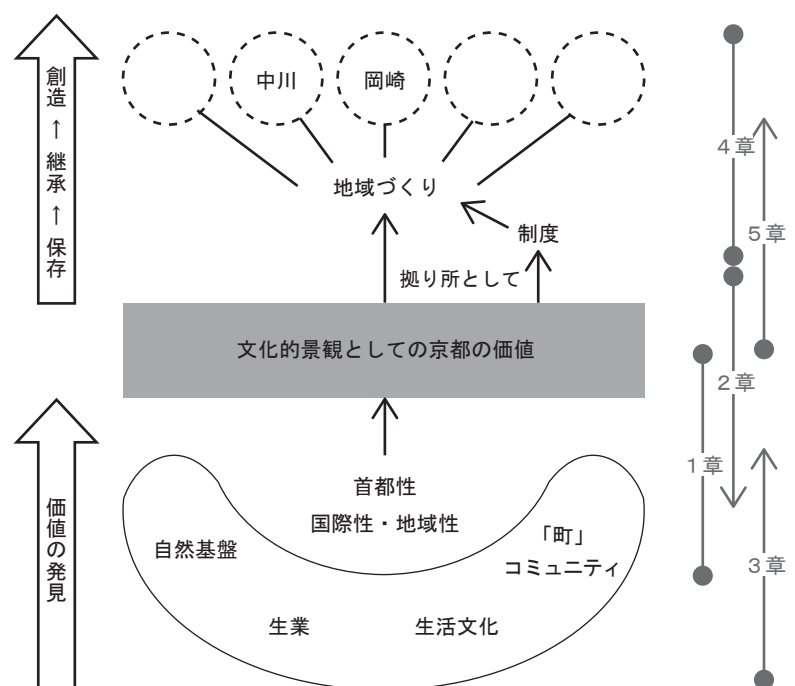


図2 本報告書の見取図

3 報告書の執筆

本書の編集は奈良文化財研究所景観研究室の恵谷浩子が担当し、京都市文化財保護課の千木良礼子も一端を担った。各節の執筆者と本書の編集・図版作成協力者は以下の通りである。

序章 第1節 京都市文化財保護課

第2節 恵谷 浩子

第1章 第1～4節 高橋 康夫

特論1 上杉 和央

特論2 下坂 守

第2章 第1・2節 小浦 久子

第3節 深町 加津枝

第4節 松田 彰

第3章 第1・2節 恵谷 浩子

第3節 村上 忠喜

第4節 小浦 久子

特論3 深町 加津枝

特論4 篠原 徹

第4章 第1節 高橋 康夫

第2節 1 竹内 祥一郎

2 千木良 礼子・堀 大輔

第3節 竹内 祥一郎

第4節 村上 忠喜

第5節 恵谷 浩子

第6節 1 奈良文化財研究所景観研究室・京都市文化財保護課

2 (5) 本間 智希

(10) 竹内 祥一郎・恵谷 浩子

上記以外 千木良 礼子・堀 大輔

第5章 第1節 奈良文化財研究所景観研究室・京都市文化財保護課

第2節 京都市文化財保護課

【編集・図版作成協力者】

御田 智美, 北野 陽子, 竹内 祥一郎

第 1 章

「京都」と「文化的景観」

第1節 「京都」という都市・地域 —— 歴史のなかの「京都」

「京都」とはどのような都市であり、どのような地域なのであろうか。

「京都」という都市・地域は、京都盆地（「京都」とその後背地）における人びとの1200年をこえる生活と生業、風土によって形成された景観地であること、すなわち文化的景観であることはいまでもないことであろう。豊かな歴史と文化を積み重ねてきた「京都」という都市・地域については、これまで多くの分野から研究がおこなわれ、膨大な成果が蓄積されている。この節では、「京都」という都市・地域の実体・機能・構造・象徴などの具体的な様相および変遷過程に関する成果にもとづいて、歴史的なとくに都市史的な特性について、文化的景観の視点に留意しながら概述したい。

1 「京都」とは —— 首都

（1）「京都」—— 現在

「京都」の意味 「京都」とは、平安京を基盤として発展し、およそ1100年ものあいだ首都であり続けた都市の名である。今の京都市の中心部にあたる。このように「京都」は現代都市京都をさす固有名詞であるが、本来は首都を意味する普通名詞であった。このことはあまり知られていないのではなかろうか。

普通名詞の「京都」から固有名詞の「京都」への移り変わりは、そのまま日本古代の首都の、さらには中世そして近世・近代の首都の歴史、すなわち「京都」の発展過程を物語っている。首都として持続したきわめて長い時間は「京都」に歴史と文化の重層や複合をもたらし、そして首都の発展は「京都」の空間を押し広げ（戦国期の激減は例外的）、同心円的な地理的広がり——京中・京外、洛中・洛外——をもたらした。このような「京都」の特性は、京の美意識とも通じる〈重ね合わせ〉と表現することができよう。

また首都である「京都」は、おのずから中央性・地域性・国際性を兼ね備えることになった。

「京都」の用法 「京都」は、平安京を母胎として発展した中世・近世・近代・現代の都市京都を個別に意味し、あるいは総称するものとして用いられている。さらに「京都」は、都市「京都」およびその周囲を含んだ広域の地名としても用いられる。広域の「京都」はかつての山城国や丹波国の一部を含んでいる。なお、「京都」は本来的に平安京を意味するが、ここでは平安京をいうために「京都」を用

いることは避ける。

近代になって東京が首都となり、「京都」は首都ではなくなった。つまり「京都」は「京都」ではなくなった。「京都」はその核心的な意味＝首都を喪失したが、それにも関わらず、その後も地名として存続した。

近代行政制度のもとで京都市・京都府などの名付けがおこなわれた結果、京都の範囲は、かつての地理的な範囲を大幅に越えて拡大されることになった。

本報告書は、「京都」すなわち京都市域を対象とするものであるが、しかし、「京都」の地域性を理解するために市域を越えた「京都」の広がりについても眺めておく必要がある。

京都府 —— 近・現代の行政上の範囲 明治元年（1868）に京都府が設置され、その後廃藩置県などを経て明治9年（1876）に現在の府域が確定した。京都府域は、京都市とその周囲の地域、かつての山城国と丹後国の全域および丹波国の大部分からなり、地名としての京都の最も広域の範囲となっている。地形的には南部の京都盆地と、北部の丹波高地、丹後山地に大きく分かれている。

府下においても他の地域と同様に市町村の合併や市制施行がおこなわれ、その結果、本来の「京都」の地から遠く離れた地域でさえ、「京」を冠して新たな名とする市町もあらわれた。京田辺市（平成9年・1997）・京丹後市（平成16年・2004）・京丹波町（平成17年・2005）など、もともと山城国や丹波国、丹後国であった地域に「京都」や「京」を冠するのは、「おかしい」というほかないのであるが、むしろそうした傾向は拡大しつつあるといつてよい。

京都府は平成23年（2011）に広域地名「南丹」（亀岡市・南丹市・京丹波町）を「京都丹波」とよぶようにしたが、近年、地域振興や観光振興に大きな役割を果たすようになったのが、「京都丹波」そして「京都丹後」というブランドである。いや、正しく「京都」ブランドというべきであろう。

全国的に「京都」ブランドの魅力や訴求力はきわめて大きいということなのである。「京都の丹波はかつて都の台所だったと客に説明すると、客の目の色が変わる」という。これは、前近代における首都「京都」と丹波国の関わりとともに、地域とその農産物のストーリー、ヒストリーが今も価値あるものとして生きていることを物語っている。

このようなことは、「京都丹波」だけではなく、京都市の「丹波」についてもあてはまるであろう。「京都」は昔も今も地域を繋いでいる。

京都市域の変遷 明治22年（1889）、京都市制が施行されたときには江戸時代以来の市街地、上京区と下京区のみからなり、その広さは約30km²であった。その後、しだいに周辺地域を吸収して市域は大きく広がり、第二次世界大戦後には北方（旧丹波国）や南方（旧山城国）の町村を合わせ、さらに平成17年には北桑田郡京北町（旧丹波国）を合併して、今や京都市域は約830km²に激増している。

京都市域は市街地のほかに広大な山地を含んでいるのが特徴的である。左京区北部と右京区北部の地域は、平成28年（2016）に指定された「京都丹波高原国定公園」に含まれていて、都道府県庁所在地に国定公園があるきわめてめずらしいケースとなっている。

面積を単純に比較すると、約23km²の平安京と約30km²の明治中期京都ではさほど大きな差はないといえよう。しかし、京都盆地北部がほとんど市街化し、それまでの30倍

ほどの規模に達した20世紀後半の動向は、京都の歴史上、特筆されるべき出来事である。「京都」という言葉は、古代から現代までを通じて最大の都市的なまた行政的な範囲を指している。

「京都」という言葉には、都市京都の歴史と文化と空間の広がり秘められている。

（2）平安京から「京都」へ

もともとは首都を意味する普通名詞であった「京都」が固有名詞になったのは、なぜなのか。

「京都」と呼ばれた都城 『続日本紀』には8世紀初頭から「京都」の用例がみられる。養老元年（717）12月22日の条に「京都に貢す」とあるのは平城京を指しているし、天平12年（740）12月15日条の「京都を始め作る」は恭仁京のことであり、延暦5年（786）5月3日条に「新たに京都を遷す」とあるのは長岡京のことである。当然のことながら、平安京も、当初から「京都」という言葉が使われている（『日本後紀』延暦24年〈805〉2月10日条）。いずれも、「京都」は「京」でもあり、「都」でもある都市、「京」と「都」が一体化している都市、すなわち「首都」であるというニュアンスを含んでいる。「京都」は、その時々「首都」を指しているとみてよい。

「京都」とは、平城京や恭仁京、長岡京、平安京など、その時々首都を指す普通名詞であって、特定の都市を指す言葉ではなかったのである。

平安京 ――「永遠の都」 桓武天皇は長岡京を廃して、延暦13年（794）に平安京へと移った。難波京・藤原京・平城京・長岡京などとともに、平安京は基本的に政治的理由のみによって建設された都市であり、したがって政治的状况に変化が生じれば、それ以前の宮都と同様に「棄都」の運命をたどる可能性が秘められていたのである。

この可能性が現実化してしまったのが、いわゆる薬子の変である。嵯峨天皇と対立した平城上皇は、弘仁元年（810）9月に平城遷都を意図して正式に造宮使を任命しており、実際に造都工事も進められたようである。こうした上皇側の策謀に対して、嵯峨天皇は逆に「先帝（桓武天皇）の方代宮と定め賜える平安京」と、遷都無用・定都論を打ち出している。こうした平城遷都論と平安定都論の対立は、権力機構の掌握を狙った、まさに政治的な構図そのものといつてよい。その後、挙兵した平城上皇方が破れてしまったため、平城京遷都論には終止符が打たれ、再び棄都され

表1 京都市の行政的な範囲

方 位	地 名	経 緯 度
東 端	伏見区醍醐三ノ切 (陀羅谷)	東経 135 度 52 分
西 端	右京区京北下宇津町 大山	東経 135 度 33 分
南 端	伏見区淀生津町 (木津川の北岸)	北緯 34 度 52 分
北 端	左京区久多上の町 (三国岳の頂上)	北緯 35 度 19 分

京都市情報館「京都市のあらまし（京都市の地理）」、
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000015581.html> より。

た「平城の古き京」は、街区も道路も田畠に変わっていった。

逆に、平安京は「永遠の京都（みやこ）」として存続することが決まった。薬子の変の副産物として遷都の慣行が否定されたことから、政治的な要因に代わって、経済的また社会的な状況の変化に応じて都市が変容する道が開けた。

いいかえると、中国文化の影響をうけた「都城」を母胎として、「京都（みやこ）」の住人が都市における生活空間を創出していく可能性が生まれたのである。これは、日本の都市史のうえで画期的な出来事といえよう。

「京都」―― 固有名詞となる 嵯峨・淳和期に、新しい王権の体制が形成された。保立道久によると、国家のあり方が、奈良時代的な政治システムから、「中央都市京都を固有の支配領域とする都市的な王権」となり、「そのもとに畿内の本貫地からは離れて平安京に集住するようになった都市貴族が結集して宮廷を構成し、そのさらに下に、……官人が官衙組織を構成するような、分節化された支配組織」に変わったという（保立道久 1996『平安王朝』岩波書店）。つまり平安京への集住によって、真の意味で「都」が一つ、あるいは「都」と「京」が一体になったのである。

平安定都以後は、「京都」が指す実体は一つしかありえずなく、「京都」がそのまま平安京の固有の名称となる状況が生まれた。『京都市の地名』（1979 平凡社）では、有名な永延2年（988）の尾張国郡司百姓等解文（『平安遺文』文書番号 339）のなかに「京都」「京洛」などとあることから、「京都の固有名詞としての早い現れ」とするが、おそらく9世紀初頭からしだいに定着したのであろう。

こうした固有名詞としての「京都」の地理的範囲がほんらい平安京と同じであるのはいうまでもない。しかし平安京の解体、言い換えると、都市「京都」の発展の過程は、みずからの空間的領域や地域構造を、大きくかえていくことになった。

その説明は、次節「「京都」の地域構造」でおこなうことにしよう。

（3）東アジアのなかの「京都」

ところで、「京都」とは東アジア漢字文明圏において首都を表す言葉であった。したがって「両京都」と称された唐の長安・洛陽はもとより、明・清の北京、李氏朝鮮のソウル、琉球の首里、日本の平城京や平安京、京都などは、いずれも「京都」なのである。

陸の「京都」、海の「京都」―― 都城と都市壁 これら

の「京都」のうち、中世における二つの「京都」、すなわち日本の首都・京都と琉球の首都・首里は、東アジア中世都市の重要な典型というべき「京都」の一つである。とはいえ、中国、それと陸続きの朝鮮の「京都」―― 陸の「京都」―― に対して、東シナ海があいだを隔てる琉球と日本の「京都」―― 海の「京都」―― にはおのずから大きな違いが生じたであろう。

一例をあげると、都市壁をもたない琉球の首里と日本の京都においては自然と深く関わる固有の都市空間が形成されたこと、言い換えると、非囲郭・拠点散在・風景都市（Landscape city）としての様相・特質を指摘することができよう。とくに京都は古代都城・平安京として誕生し、10世紀頃より中世都市・京都に変容するなかで、Landscape city（非囲郭・拠点散在・風景都市、「園林」都市）というべき固有の都市性を備え、その後、明治維新まで発展と衰退、再生を繰り返しながら成長し、現代都市として今に至っている。

そのあいだ、持続する中心市街地と周縁後背地（ヒンターランド）が京都の存続・成長を支えてきた。この事実、Landscape city というべき都市類型が通時的にも共時的にも一般的で確固とした存在であることを証明ないし明示するものと考えられる。

東アジアの都市の原点は、長安や洛陽を代表とする古代中国の都城である。都城という言葉は多くの場合首都や副都になった都市を指して用いられ、またこの意味で経済的・軍事的に不可分な役割を担った長安と洛陽はしばしば「両京都」と記される。

この都城が都市壁（City wall）に囲まれた都市であることは、あらためて指摘するまでもない。都城ではその内部空間を構成する大きな要素である坊もまた牆壁を繞らし^{しょうへき、めぐ}ている。都城に住む人々の生活空間を坊牆によって囲い込み、さらに外郭の都市壁によって外部から隔離し、それを皇帝が支配するのである。このように二重の都市壁が居住空間を取り囲む都城の空間は、坊市制、坊牆制として特色づけられている。坊を区画し坊牆を築くことから始まるという意味で、都城の建設は「坊（まち）づくり」ということができよう。

宋の開封、元・明の北京もまた都市壁で囲まれた都市であった。人口増加によって都市壁の外に市街地ができた明代の北京では、新たに外郭の都市壁を構築して市街地を内

部空間化した。

日本の「京都」は異端の都城 —— 「京都」の諸相 「京都」のあり方は、隋・唐・宋・元・明などの大陸の国家からの政治的・地理的な距離などの地政学的な条件や自然条件によるところが大きいであろう。朝鮮半島では早い時期から中国古代都城の影響を受けていた。李氏朝鮮王朝の時代には、中国の都城制を規範として、また朝鮮の風水説にもとづいて城郭都市漢陽（現代のソウル）が建設される。1394年に李王朝の首都となり、翌年漢城と名を改めた。住民の大部分は郭内の「城内十里」という街区に住み、一部が都市壁の外の「地底十里」とよばれる近郊の村に住んだが、これらはともに同一の法秩序の下にあり、漢城府の直轄支配下に置かれた。漢城は二元構造をもっていたといえよう。

中国や韓国では現在でも、都市壁は都市に不可欠なものと考えられているようである。「都市を囲む城壁がないならば都市は都市ではなく、……北京は荒涼とした華麗な大村落」といわれ、またソウルでは1975年以来、都市壁の復元工事が進められているように、都市壁は都市のアイデンティティそのものなのであろう。

一方、陸路で結ばれた朝鮮半島とはちがって、あいだに東シナ海が広がる日本の「京都」や琉球の首里では都市壁を構築することはなかった。

藤原京にはじまり平城京、長岡京、平安京に至る日本の「都城」は、隋・唐の長安と洛陽をモデルとしたといわれる。とくに最後の都城というべき平安京が左京を洛陽、右京を長安と称したことは、その都市理念が中国の「両京都」に由来したこととともに、長安に比して洛陽をより重視していたことを示している。こうした点は、長安と洛陽が中国の都城の歴史において『周礼』考工記にみられる伝統的な都城とはちがった、異端の都城とされることからして興味深いところである。

ところで注目されるのは、中国の都城を模倣したとはいわれるものの、むしろ相違点のほうが際立っていることである。第1に、都市を防御する都市壁や坊を囲む牆壁を築かないし、第2に、宗廟（祖先の位牌をまつる建物）や社稷（土地の神と五穀の神）も設置しない。後者は文化的・宗教的な伝統のちがいによるものであろうが、ただ都市壁を築かなかったことは、都城の語義からしても無視できない重大なちがいである。

日本の「京都」は非都城的な「京都」であるといわざる

をえないであろう。とはいえ、当時の日本の人々がこうした都市壁をもたない都市を、たとえば長岡京の造営について『続日本紀』が「經始都城、營作宮殿」と記したように、「都城」と認識していたことは注意しておく必要があろう。

付け加えるならば、日本の都市史上、都市壁を構築した都市はとくにめずらしい存在ではない。戦国期から近世初期にかけての短い期間の出来事ではあったが、「惣構」をもつ城下町や寺内町、すなわち環濠城塞化された都市が数多く建設されている。京都についてみると、1200年に及ぶその歴史のなかで16世紀から17世紀半ばに至る百数十年ほどのあいだ、洛中を取り囲む「惣堀」（堀と土居）を構えていた。要するに、日本では戦国時代というまれな動乱の時代を除いて、都市壁をもたないのが通常の状態であったといつてよいのではないか。

日本の都市の都市性 そうした日本の都市の歴史において、都市の建設とは、道路を計画し建設することであったと指摘することができよう。「坊をつくる」ことでもなく、城郭を構築することでもなく、ただ「道をつくる」ことこそが都市の造営なのである。

こうした日本の都市は周囲の農村から隔離されることはなく、それらに対する開放性、連続性ともいべき特質を備えている。

条坊制によって綿密に計画、施工された平安京の街路網はやがて京域を越えて近郊地域にまで延伸し、それらは「末」を付加して二条大路末などと呼ばれた。都市壁をもたず、道を介して周辺地域に連続する開放的な都市は、都市民や周辺住民などのさまざまな活動に応じて拡大し縮小することになる。

2 「京都」の地域構造

「京都」の文化的景観を理解するために、地域の大きな枠組として「京都」首都圏の地域構造とその成り立ちを述べておく必要がある。

（1）平安京と畿内・近国

—— 巨視的（マクロスコピック macroscopic）

平安京遷都 平安京が首都となったことによって、大和の平城京の周縁、後背地であった「山背」の国は、今や城壁のような山並みが首都を守る「山城」の国と改称された。こうして京都盆地北部には条里制の農耕地と村落、条里制

の上に施工された条坊制の道路と都城が出現し、際だった「京都」の景観をつくりだした。

「京都」首都圏を、巨視的（マクロスコピック）な〈地域〉の範囲とし、その構造を検討しておきたい。それはいくつもの地域構造のなかで基盤として重要なものとするからである。

平安京は山城国に含まれる。山城国は畿内五箇国（山城・大和・河内・和泉・摂津）の一つである。律令国家の制度のもとでは、京は畿内に設置されるのが原則であったという。なお、その外に近国（近江・丹波・播磨・伊賀・若狭・紀伊など）、遠国というように層序化されている。

一方、平安京よりも広域の「京都」は、畿内の山城国や摂津国、畿内の周囲にある「近国」の近江国、丹波国に隣接し、行政的には京 $\in$ 畿内 $\in$ 近国の包含関係にある。

地理学の中心地論によって「京都」の地域構造を考えると、それは大きく市街地と後背地からなるといえる。さらに市街地は首都機能を担う中心市街地と周辺市街地に、後背地は市街地に接して首都機能を補完する周縁地域とさらにその背後の周辺地域に区分したほうがよい場合もある。

「京都」の地域構造は、首都性の観点から市街地・周縁地域・周辺地域からなる三重圏構造ないし同心円的ネットワーク構造と考えるのが妥当であろうし、文化的景観としての「京都」の理解をわかりやすくする。これを「京都」の都市性を形成する基盤として考える。ちなみに、このような内部空間 ― 中間領域 ― 外部空間に類した構造は、平安京の内部空間にもあって、内部の街区と外部の道路のあいだには中間領域の空間地が存在する。このような観念はとくに意識されることはないが、今も生きているようにみえる。

「京都」の確立 五畿内の国の序列は、もともとは大和を第一としていたが、平安遷都の後、弘仁元年の薬子の変を経た承和3年（836）に山城が第一に改められた。薬子の変は平城遷都か、平安定都かをめぐって平城上皇と嵯峨天皇が争ったのであるが、勝利者の平安定都の方針が受け継がれたことを示しているのであろう。

9世紀末の寛平7年（895）、貴族の居住に関わる新たな制度が始まった（同年12月3日付太政官符、『類聚三代格』所収）。平安京居住を原則とし、畿内居住を大幅に制限、コンパクト化したのである。ただし、その衝撃をゆるやかにするために、いわばバッファゾーンとして制限外の地域

が京都盆地北部（葛野郡と愛宕郡、紀伊郡、乙訓郡）に定められた。平安京周縁に置かれた新たな「畿内」がのちに「京都」となる。

その範囲とは、「東は逢坂関、南は山崎・淀の辺り、木津川の北、西は摂津・丹波との国境、北は大兄山南面」であった。少し説明を補うと、東は山城・近江国の境であり、南は山城・摂津・河内国の境である。北の「大兄山」は不詳であるが、平安京のほぼ真北にあたる三国岳と推測される。その名のとおりに、山城・丹波・近江の三国の境である。

新たな「畿内」は平安京の発展に大きな役割を果たすことになるが、在来制度の畿内、また近国・畿外も残され、中世・近世に受け継がれたので、近江国や丹波国は「京都」との関係性をそのまま保持し続けた。

こうして設定された「京都」の範囲 ― 首都（平安京）とその直近の後背地、すなわち山城国北半部 ― と、「畿内近国」、すなわち畿内とその周辺地域（近江・丹波・播磨など）を含めて、最も広い意味での首都圏とみることもできよう。しかし、平安京・京都の都市的な影響力が直接及ぶ範囲を首都圏と理解するほうが首都圏という概念にな

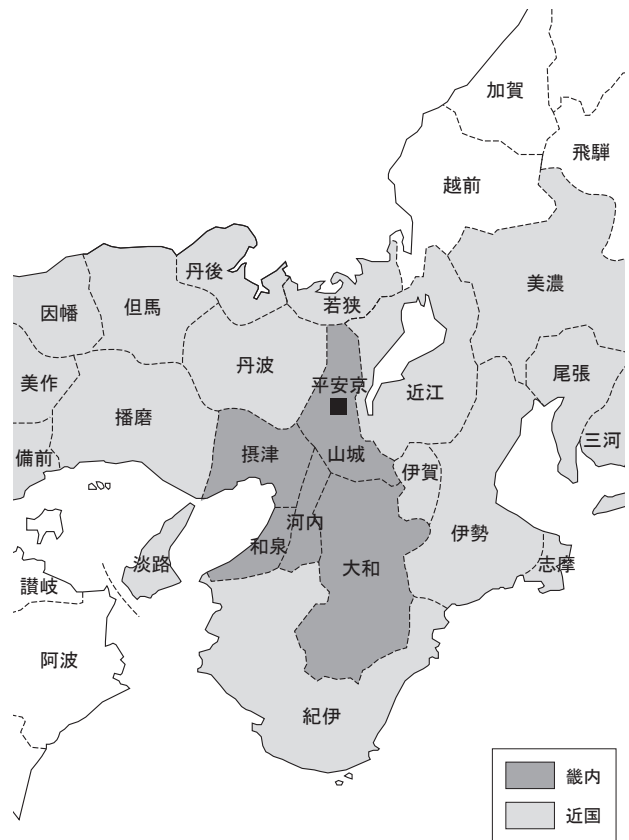


図1 京・畿内・近国の位置図（延喜式による）

じみ、適切であろう。そこで、「京都」の範囲＝首都圏と限定することにしよう。

(2) 市街地と後背地

—— 中間的 (メゾスコピック mesoscopic)

周縁地域の変貌 京都盆地北部は葛野郡・愛宕郡・紀伊郡・乙訓郡などがあり、いくつもの河川がながれ、水田や畠が広がり、古くからの農村集落が散在するなど、地方のありふれた田園景観を呈していた。そうした姿を大きく変える契機となったのが首都・平安京の建設であった。延暦13年の平安京遷都そしてその後の都市化の進行とともに、周縁地域はしだいに都市近郊農村へと性格を変えていった。前述のように寛平7年に貴族の居住すべき「京都」として、東は逢坂関、南は山崎・淀の辺り、西は摂津・丹波との境、北は「大兄山」の範囲が定められた。平安京の周縁地域は、「京中」に対する「京外」、平安京の都市圏・首都圏を構成する直近の「後背地」として位置づけされることになったのである。

都市の後背地（ヒンターランド hinterland）という用語は、通常は経済的・社会的機能が及ぶ地域を意味するのであるが、平安京周縁地域「京外」の場合はそれらに加えて、さらに政治的・文化的・宗教的影響が及んでいる。そこにヒンターランドとしての「京外」の大きな特徴を認めることができる。

平安京の周縁地域は、四周が同時に都市的なヒンターランドとなったのではなく、歴史的にいくつかの段階を追っている。最初に都市化を遂げたのは平安京北辺（一条北辺）の地域であり、かなり早く平安中期からスプロールが始まったようである。京内の南北道路が北に延びるとともに武者小路・北小路・今小路・五辻などの東西の道路が開かれ、また方格地割が敷かれて上層貴族の邸宅、寺院、庶民の住宅が営まれた。ついで左京の発展にともなって東西の条坊道路は東京極大路を越えて延び、鴨川との間に「東朱雀」や「堤」などの南北の道が開通した。藤原兼家の法興院や道長の法成寺などが建てられ、また「東朱雀」を中軸として鴨川沿いに市街地が発達した。東西道路は京域を越え、さらに鴨川を越えて東進し、院政期には鴨東白河にも条坊制による方格状市街地が形成されることになった。その後、鳥羽、東山七条、六波羅の地域が、鎌倉時代になると洛西の嵯峨が、近世初頭には洛南の伏見が都市的大発展を遂げた。

一条北辺地域は、「京中」と連続する市街地を形成し、厳密に「平安京」を解釈する例外的な場合を除いて「京中」とみなされていたし、室町期以降は「上京」の中心部を占めることになる。また「京・白河」、「洛中・嵯峨」、「京・伏見」などと並称される都市域が周縁地域に形成されたことは、平安京・京都の都市的な発展と同時に、ヒンターランドの分節化、地域中心市街地の形成を端的に物語るものであろう。

これらのヒンターランド（後背地）は、いうまでもなく平安京・京都の政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的な影響が強く及ぶ地域であったが、その歴史が明確に示すように受け身に終始するヒンターランドであったのではなく、平安京・京都を政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的に支えるヒンターランドであったこと、いいかえれば首都機能を補完する地域であったことが注目されよう。平安京・京都の周縁地域はとくに白河がそうであったように、平安京・京都と栄枯盛衰をともしするヒンターランドであったといってもよい。

平安京・京都の周縁地域については固有の地域的な特色として、①離宮や別業が造営された自然の景勝の地であること、②交通の要衝であること、などの点をあげることができよう。有名な景勝の地であることが地域形成に大きな契機となったことに着目して、これらを「景勝ヒンターランド」・「景勝後背地」とよぶのが相応しい。

平成27年（2015）に重要文化的景観に選定された「京都岡崎の文化的景観」をはじめ、一条北辺（上京）や嵯峨、伏見などは、いずれも「景勝ヒンターランド」の文化的景観といえることができる。なお、「京都岡崎の文化的景観」は、一条末から九条末にいたる「東山」地域の文化的景観のサブセットと考えるべきであろう。

以下、要点をまとめておこう。

- 1) 首都（中心市街地 → 市街地）と後背地（周縁地域、農山村、港町など）、自然が織りなす同心円的ネットワーク構造
※京外にもさまざまな国家的施設を建設
→ 京の広がり
- 2) 日本の首都の各発展段階において、首都（中心市街地 → 市街地）と後背地（周縁地域、農山村、港町など）、自然が織りなす同心円的ネットワーク構造が重層している。

※「中心市街地」： 平安京の時代から現代に至るまで1000年を超えて、人・モノ・情報の交流の場として、都市機能が集中する拠点として、地域コミュニティの中核として、持続的に発展してきた市街地。伝統と革新の調和する地域、都市民衆文化の中心。

※「後背地」(ヒンターランド hinterland)： 通常の定義にあげられる経済的・社会的機能に加え、平安京・京都の後背地ではさらに政治的・文化的・宗教的影響が及ぶ。首都機能を補完する地域であり、ヒンターランドとして平安京・京都を政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的に支える。

3)「中心市街地」(首都機能を担う地域)と「景勝ヒンターランド」(首都機能を補完する地域)

三山山麓部の景勝地 → 別業の地 → 寺院→副都心＝

「王都」の地 → 白河・鳥羽・東山・嵯峨・室町・伏見

洛中洛外の形成 条坊制によって綿密に計画、施工された平安京の街路網はやがて京城を越えて近郊地域にまで延伸し、それらは「末」を付加して二条大路末などと呼ばれた。都市壁をもたず、道を介して周縁地域に連続する開放的な都市平安京・京都は、都市民や周辺住民などのさまざまな活動に応じて拡大し縮小することになる。平安京の範囲と現実の都市域とが一致しなくなったことによって、おのずから京中京外と洛中洛外という呼び方が使い分けられるようになった。厳密に法制度的な場合は前者が、市街地が連担している現実の状況をいう場合は後者が用いられたようである。

中世の京都は、公武寺社権門が相互に補完し合いながら権力を分有する都市であり、その拠点もそれぞれ洛中と洛外に建設された。京都の実体は朝廷・幕府の拠点都市である洛中と、寺社権門(荘園領主)の門前都市が散在する洛外からなっているのである。幕府は洛中を直接支配するが、洛外は寺社を介した間接的な支配にとどまった。このように京都はある意味で散在的、多元的な構造をもっており、大陸の都市と比較してあえていうならば村落的な都市と表現しても誤りではあるまい。村落的な都市である京都は自然を克服したり、対立したりすることはなく、自然と共存しているのである。自然のなかにたたずむ山麓の寺社や住宅などの姿が如実に示すように、自然との融和は京都の特質の一つともなっている。

京都という複合的、重層的な構造をもった都市では、周

縁地域が重要な役割を果たしていた。中世を例に簡単に述べると、「洛中」と「洛外」の境界をなす周縁地域においては農家風の町家や町家風の農家が混在し、町 → 半村・半町 → 農村、すなわち都市から農村へ、中心から周縁へと緩やかに変化していた。戦国期の「洛中洛外図屏風」(国立歴史民俗博物館所蔵甲本、16世紀半ば)の「西の京」の集落をみると、「構」のなかにある民家は、いずれも草葺の農家風であるが、農家本来の姿というべき屋敷型ではなく、町家と同じ型の、道に直面する住居である。周縁に両義的な領域が広汎に存在するこうしたあり方こそ、おそらく室町期京都の巨大さの実体であり、大きな都市的特性といえる。

近世城下町化と御土居 ― 洛中洛外の境界の可視化

豊臣秀吉が築造した御土居によって、洛中洛外は明確に区分されることになった。秀吉は身分を越えて雑居していた中世的な旧市街地を解体し、上京・下京の町人地、内裏と公家地、聚楽第と武家地、寺社地などに分け、再配置した。近世的な身分制地域制度といってよい。これは大きな都市景観の変化をもたらした。その後、明治の東京遷都によって天皇をはじめ公家が東京に移り、また大名屋敷が消滅したことによって、ふたたび都市景観が大きく変貌を遂げたが、とはいえ、現代の景観の下地になっているのは近世城下町である(もちろんその下層には平安京がある)。

氏子圏 ― 信仰 ここで補足すると、平安京は、京外のいくつかの神社の氏子圏に分けられていた。たとえば、祇園社(八坂神社)は二条以南・五条以北の地域、稲荷社(伏見稲荷大社)は五条以南・九条以北の地域が各社の氏子圏であった。これらのうち祇園社の祭礼である祇園祭は、下京六十六町を母胎とするといってもよい山鉾町において、^{ちよういゑ}町家(町の会所)が、祭礼に関わる固有の外観など景観的な特徴を形づくった点で重要である。

いうまでもなく、平安京外の地も賀茂別雷神社・賀茂^{わけいかづち}御祖神社・今宮神社・北野天満宮・^{みおや}御霊社・松尾大社などの神社の氏子圏となっていたし、周縁地域もそれぞれ土地の神社の氏子圏がつくられていた。

(3) 市街地

― 微視的(ミクロスコピック microscopic)

10世紀以降いっそう都市生活が発展するなかで、制度的な左京・右京が廃れる一方、人口が集中した左京では周^{かみのわたりしものわたり}辺へのスプロールとともに上辺・下辺へしだいに分節化

が進み、南北朝期から室町期にかけて二条大路を境界として北の上京と南の下京となった。これら市街地の全体が洛中である。その名は左京の唐名である「洛陽」にちなむ。

もともと二条以北の地域は平安宮以下の国家機構の所在地であったことなどから、上京は内裏や室町殿を中核として政治・行政の機能を担う地域となった。下京は町小路(新町通)と三条・四条大路などの辻を中心に商業機能を担い、繁華な経済中心地として発展を続けた。こうしておのずから中心市街地が形成される動向と並行して周辺市街地の分節化も進行していった。

南北朝期頃から碁盤目に細かく区切られた一つの道(およそ120m)を生活空間の単位とする〈町ちょう〉の意識が芽生え、戦国期にはそこに地域組織が成立し、これも〈町ちょう〉と呼ばれた。〈町ちょう〉の構成員は表の通りに土地と建物をもつ町衆であり、原則的には平等であった。

コミュニティ〈町ちょう〉は隣り合う〈町〉と連携して町組を結成し、さらに町組同士が連携して水平連帯型共同体の惣町組織、すなわち上京・下京を創りあげた。16世紀中頃には上京五組・百二十町、下京五組・六十六町からなっていた。上京の革堂行願寺そして下京の六角堂頂法寺は上京・下京それぞれの惣堂であり、またシンボルであった。

このような地域住民の連合組織が織豊期・江戸期の町組、近代の番組・学区と紆余曲折を経て、現代の行政区分につながっている。

なお、洛外の農村地域においても同じころ東山十郷、山科七郷など地縁自治組織が成立していた。

戦国期以降、洛中洛外における地域構造の最小要素は、このような〈町〉や〈村〉であった。

3 「京都」の都市空間・景観形成システム

「京都」は、首都を成り立たせ、機能させるさまざまなシステムの統合体と考えられる。システムとしての「京都」のなかで、「京都」の都市空間・景観を形成するサブシステムはどのようなものであったのか。そしてどのような都市景観が形成されてきたのであろうか。

(1) 「京都」の都市空間・景観形成システムの捉え方

都市史学の知見をもとに都市空間・景観形成システムの捉え方を考えたい。都市史研究の大きな成果の一つである「京都」の変遷過程を読み換えて、空間・景観形成システ

ムを推定する試みである。

都市空間・景観形成に関わる基本的な形成要因として、当然のことながら自然そのものの変化がある。すでに指摘されているように、河川の流路変化、とくに鴨川氾濫原の地形変化は平安京の土地利用のあり方を変えてきた。洪水による氾濫原の地形変化がそれまで利用できなかったところに新たに広大な土地をもたらし、宅地などとして開発、利用することを可能にしたのである。重要な要因であるが、問題が複雑になって理解困難になることが予想されることから、自然の問題は、別に検討することにしたい。

〈境内〉と〈町〉 以下では、都市空間・景観形成システムの形成要因として人・社会に焦点をあわせることにしたい。具体的には公武寺社権門と都市民の動向であり、それぞれがつくりだす都市空間・景観の実体・機能・構造・象徴などを検討することになる。実際には検討の成果を利用して空間・景観形成システムを推定することになる。

「京都」にはかつて、公武寺社権門の形成する〈境内 けいだい 権門拠点空間、中心核と領域形成〉、そして都市民の形成する〈町 まち 市場空間、線状形成〉と〈町ちょう 地域＝社会空間、線状形成〉があった。それらは社会が変化するなかで、発生・展開・複合・解体・再編・移動・純化などを繰り返えし、時代に即した空間・景観を形成してきた。

〈都市計画〉と〈まちづくり〉 ところで、都市支配者の側から意図的な制御のもとに都市空間・景観形成が実施されることはしばしばあり、これまでこうした〈都市計画〉を重要なものとして評価し、取りあげることが多かった。一方、〈都市計画〉とは別の動向として、自然形成的に、自生的・自発的に空間・景観形成がおこなわれることもまた、都市の日常的な営みである。このような草の根的な動きに注目したのが「まちづくり史」——「まち」に住む人々による「まちづくり」の歴史——であった。

〈まちづくり〉は、意図的な〈都市計画〉が短期間、かつ強力な入力や制御を加えるのに対し、長期間にわたってゆるやかな入力を持続するものということができよう。しかし、一見したかぎりでは、無名性・アノニマス、土着性・ヴァナキュラー、無計画性・非計画性などを特質とするこうした動向も、長い時間のなかで、また都市全体のなかで捉え直すと、そこにある種の「意図」や「理念」、「秩序」、「計画」、「計画原理」がみえてくると考えている。

「京都」の空間・景観形成のフレーム 「京都」とその風土のもと、空間・景観形成の担い手である公武寺社権門と都市民、そして基本的な空間形成要素の〈境内 けいだい〉と〈町 まち〉、〈町 ちょう〉、意図的な〈都市計画〉と自生的な〈まちづくり〉といった空間・景観形成の要因が、1200年にわたって相互に関連し合い、「京都」をつくりあげてきたと理解するのが適切であろう。

こうした基本的な関係を、現代と中世を対比して図示したのが図2である。都市空間・景観形成に関わる人々（ステークホルダー stakeholder）のタイプと関与する人数が多いというのは、首都であることの特性の一つであろう。

（2）初期条件と重要な基礎的条件

「京都」の景観が京都盆地北部における人々の生活や生業などの活動と京都盆地北部の風土によって形成されたこと、また「京都」の原点が平安京であることはいうまでもない。したがって「京都」の景観形成の初期条件は、①京都盆地の自然的条件と②平安京の歴史的前提となる。この2つの初期条件については、あらためて次節「京都の原風景 ― 都市と自然」において詳述する。なお、京都盆地の風土については、第3章第1節「自然基盤と風土 ― “京”をつくる」を参照していただきたい。

初期条件に関連して少し補足すると、第1に、都城の理念によって計画・建設されて出現した平安京の空間・景観 ― 条坊制の道路・宅地 ― は、今もなお京都の都市空間を規定・規制している。すなわち、平安京はたんなる初期条件をこえた、大きな歴史的な意味・意義をもっていることができる。

第2に、京都盆地は平安遷都以前から開発が進み、集落や農耕地として利用されていたが、とくに京都盆地北部の村落は、「京都」の都市空間・景観形成の前提条件というよりも、平安京の都市化とともに結ばれた、中心と周縁の相互補完関係の一方の当事者として重要な位置を占めることになる。

第3に、土地所有権・居住権の安定と屋敷地をはじめ空闲地などの土地の利用や開発とは、いうまでもなく連動している。戦国時代は京の町衆にとって初めて自らの居住敷地などを安定して保有できるようになった時代であった、自身の土地を永続的に占有できるということが、住居や離れ座敷・土蔵・小屋などの建設を促し、豊かな建築デザインと都市景観の誕生（いわゆる桃山文化）に結実した。

（3）「京都」の空間・景観形成のプロセス

「京都」の人々の活動と風土が産みだした都市空間・景観とその移り変わりを、〈都市計画〉と〈まちづくり〉に注目して作成した年表が表2である。

以下では景観形成過程の概要を列挙しておこう。

- 1) 平安京から「京都」への都市景観の変化は、〈まちづくり〉を底流としつつ、数度の〈都市計画〉がもたらしたものである。
- 2) 〈都市計画〉は大きな空間要素の置換、〈まちづくり〉は微少な空間要素の累積、ということができよう。その結果は、〈重ね合わせ〉となる。
- 3) 平安京の変容、条坊制システムの破壊は、中世以降持続する新たな街区形態の形成である。それを〈まちづくり〉の視点から整理すると、以下のようになる。
 - ① 大路の築垣が崩されて大路小路の階層的な秩序がなくなる。
 - ② 東西方向の道に面して南北に長い宅地がつくられる ― 「二面町」から「四面町」へ。
 - ③ 街区の中に新たな道を開通する ― 辻子の開発。
 - ④ 道路の一部を耕地や宅地に変える ― 巷所の発生。公界（共有空間）を私的に占有する動きが常態化する。
- 4) 辻子や巷所は〈まちづくり〉の基本的な手段として、平安時代以降、江戸時代まで持続する。なお、近世初頭には突抜もあらわれ、〈まちづくり〉にも〈都市計画〉にも使われる。
- 5) 京都の路地（ろじ、ろーじ）は、宅地のなかの私的な

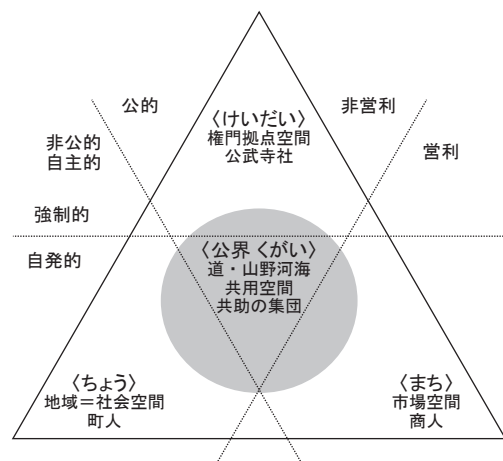


図2 日本中世の都市空間形成（まちづくり）

表2 「京都」の空間・景観形成史年表

時期区分		都市計画 新規＋重層	まちづくり 新規＋重層	概 要
古代	平安前期 延暦13年（794）～	桓武天皇 都城平安京	京戸の平安京居住	律令政権の首都 遷都 → 定都＝唯一の京都 格子状街路 街区を基本要素とする条坊制 農村的景観 最後の都城から最初の中世都市へ 「京都」へ 山並み景観の保護
	平安後期 10世紀～	院政の拠点 白河・鳥羽 東山		平安京の変容 右京の衰退 「京都」の成立 京中・京外 権門の〈境内〉と都市民の〈町 まち〉＝市場 左京・一条北辺・東朱雀辺、白河・七条・鳥羽の発展 道路名の発生——塩小路・油小路 街区から通りへ
	鎌倉期 文治元年（1185）～	源頼朝 六波羅	京童の住みこなし型 まちづくり （巷所・辻子） スプロール	源頼朝、京都・鎌倉の二元構造 上京・下京の分節 東山・六波羅の開発
中世	室町期 明德3年（1392）～	足利義満 室町・北山		軍事政権の首都 中世の巨大都市 洛中・洛外 義満の拠点地域空間＝室町殿・北山殿地域 〈町 ちょう〉＝地域生活空間の形成 大宿直（織物産業地域、西陣の前身）
	戦国期 応仁の乱 応仁元年（1467）～		町衆の計画型 まちづくり （突抜）	小京都 都市域の激減 上京と下京の分離 西陣の形成 〈町 ちょう〉＝地域コミュニティの成立 下京＝山鉾町 通りを基本とする都市空間認識 土地所有の安定 → 町家の持続、意匠の向上 町衆文化
	織田期 元亀4年（1573）～			織田信長、旧二条城建設により上京・下京を統合 新町・新在家の簇生 織物産業地域絹屋町の大規模開発
近世	豊臣期 天正13年（1585）～	豊臣秀吉 城下町京都	町人の計画型 まちづくり	軍事政権の首都 聚楽第・大名屋敷の金箔瓦の景観 「京都」の近世都市化 町割 御土居 伏見の城と城下 多彩・多様な景観
	江戸期 慶長8年（1603）～			徳川家康、京都・江戸の二元構造 建築・景観は、前期は桃山風、中期以降は画一化 背景に建築制限と様式や材木・建具・畳、工数の標準化 山並みのはげ山化
近代	明治元（1868）～	都市計画法風致地区	市民の計画型 まちづくり	東京遷都 「首都」喪失 地方都市へ 歴史都市へ 建築制限がなくなり、意匠の多様化 近代化・西洋化 遊覧道路 市街地拡大 山林の荒廃と保護
現代	1950～	文化財保護法 古都保存法 景観法	市民の 参加・協働型 まちづくり	市街地拡大 景観論争 景観保全 景観条例 歴史的風土 名勝、伝統的建造物群、文化的景観 景観に関わる財団・NPO 景観まちづくり協議会 森林景観の保全

道路、私道である。路地の形成は、戦国期以降の都市
民衆の宅地所有の安定と連動し、宅地の活用、すなわ
ち離れや茶室、蔵、裏借家の建設と関連している。

- 6) 空間・景観の変化のプロセスの基盤には、生活水準の
向上をはじめ、建築やまちづくりの知識・技術の絶え
ざる向上があった。
- 7) 時代の画期に生じた大きな変化（〈都市計画〉）のあと、
新たな都市空間・景観の秩序が維持される（平衡状態）
が、その期間は長くはなく、ゆるやかに変化し続ける
（〈まちづくり〉）のが一般的な傾向である。
- 8) 首都「京都」はとくに人・モノ・情報の流入・集中・
増加が激しく、また経済活動の中心であったため、都
市の実体・機能・構造・象徴などが変化する規模や速
度などは、他都市を大きく上まわっている。

- 9) それは、あらゆる人・モノ・情報を包み込むという都
市そのものの特性に由来する。

- 10) 有機体になどえていうなら、「京都」は新陳代謝、機
能の分化と統合がたえずおこなわれ、政治・経済の動
向による栄枯盛衰が顕著であるものの、成長・発展し
てきた（有機的進化）。

（4）「京都」の空間・景観形成の特性
—— プロダクトあるいはパターンの概要

- 1) 京都盆地北部は、平安京建設と遷都によって平城京の
周縁・後背地から日本の中心・首都の地となり、その
まま1000年をこえて首都の景観が持続した（首都性
の源泉）。
- 2) 現在の「京都」にはさまざまな歴史的背景をもつ多様
な歴史的都市景観が数多く残されている。古代の都城

をはじめ、中世の寺内町・門前町、近世の城下町などさまざまな都市類型が複合的、重層的に形づくる景観であり、日本都市史上のさまざまな都市類型の展示場といってもよい。

- 3) 「京都」の多様な地域や集落は、高度かつ複雑に絡み合い、網構造（ネットワーク）や多層構造（マルチレイヤー）などの関係構造を形づくりつつ（複合性）、首都性のもとに統合されて、「京都」となっている（統合性）。
- 4) 京都全体を視野に収めた〈都市計画〉は、古代平安京、近世京都城下町、現代の都市計画など、数少ないが、大きな時代の画期となっているといえよう。一方、地区計画的な規模の事例は、〈境内 けいだい〉では白河や六波羅周辺、室町殿周辺、北山殿周辺など多いが、〈町 ちょう・まち〉では少なく、織田期の新在家絹屋町があげられるに過ぎない。
- 5) 足利義満の室町殿・北山殿地域は政治・行政・軍事・宗教機能の中核となり、豊臣秀吉の聚楽第と城下、伏見城と城下は統一政権の拠点となって、いずれも時代の特性を明瞭に示す独自の景観を形成した。端的・象徴的にいえば、北山殿の舍利殿（金閣）と聚楽第と大名屋敷群の金箔瓦の景観である。
- 6) 〈まちづくり〉の大規模そして重要な事例として、西陣をあげることができる。
- 7) 〈都市計画〉にも〈まちづくり〉にも、空間・景観の統一性（画一性）と多様性（雑多さ）、両者の混在が認められる。
- 8) 歴史的都市景観の基層をなす町並みの変化、〈まちづくり〉のプロセスについて、近世前期の多様性 → 近世中期からの画一性（景観規制）→ 近代化の多様性 → 現代の画一性（ゆるやかな規制・誘導）、というパターンを読み取ることができる。
- 9) 都市はそもそも人為による地形・植生などの改変が大きいが、「京都」は森・野・原の多くが消滅し、近代以降は市街地周辺の田畑の大部分が宅地化された。
- 10) 均質性・等質性が本来的な特徴である農山村集落も、「京都」のなかでの位置付けに対応してそれぞれが新たな機能を担うようになり、独自の景観を形成する。
- 11) 現代は、全体的・総合的な都市計画をもつ「京都」史上3つめの時代にあたる。

（5）「京都」システムの核心

- 1) 「京都」の人びとが織り成す人間関係のシステムは、人間関係を育むシステムでもある。
- 2) 「都市の文化的景観」の保全・継承する方策は、それをつくりだした都市、その景観のシステムのなかにある。そうでなければ持続可能とはならない。
- 3) 「京都」の空間・景観形成の底流にあるのは、「京都」の住民による自律的な〈まちづくり〉である。それは現代においても変わらない。むしろ重要さを増しているというべきであろう。
- 4) 地域生活空間〈町〉に居住する人々は、一人二人に始まって向三軒両隣、地域のコミュニティ〈町〉を創りあげ、町組、惣町へ大きく発展させた。また生業のコミュニティとして〈町〉を超えて、中世の座、近世の仲間、近代・現代の組合を結成して活動した。
- 5) 〈町〉に住まう人々（町衆）の生活と生業の安心・安全を願う不断の努力は今も続いている。
- 6) ここで大切なことは、「京都」の住民が協働、連携・連帯するグループ、さらに組織をつくりはぐくむ「知恵」が脈々と受け継がれていることである。
- 7) 戦国期にはじまった〈町 ちょう〉の「共助」「自治」「まちづくり」の伝統が今も「京都」に息づいているといってもよい。先斗町まちづくり協議会、姉小路界限まちづくり協議会、明倫自治連合会（山鉾町の中心部）、仁和寺門前まちづくり協議会などいくつもの組織のはじまりや活動には、「京都」の深く強い伝統が感じられる。
- 8) 「京都」の人々が支え動かすこの空間・景観形成システムを「京都」システムと呼びたい。必然的にそれは、都市活動“Urban movement”となる。
- 9) 「京都」システムは「京都の文化的景観」の保存・継承・創造を支えるシステムであり、またそれ自身を保存・継承・創造するシステムでもある。「京都」システムは自律的に活動し、有機的に進化するシステムである。
- 10) 都市は、あらゆる人・モノ・情報を呑み込み続ける。都市は、本質的に多様であり、ステークホルダーも多様で流動的であって、変化するのが本性である。地域にとって変化が危機となるかどうかはシステム発動のきっかけとなることを前掲の協議会が示している。

4 「京都」のアイデンティティ

「京都」のアイデンティティについて都市災害を手がかりとして考える。

(1) 古都を襲う都市災害

平成25年(2013)9月16日午前5時過ぎ、気象庁は京都府・滋賀県・福井県に大雨の「特別警報」を発表し、数十年に一度しかないような非常に危険な状況に「ただちに命を守るための行動をとってください」と最大限の警戒を呼びかけた。2週間ほど前の8月30日に運用が始まった、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表する「特別警報」の初めての発表であった。午前9時半、京都市は桂川と宇治川に氾濫のおそれがあるとし、約11万世帯、約27万人に対して「避難指示」を出した。実際、有名な嵐山の渡月橋付近で堤防を越えて水があふれ出すなど、桂川の氾濫が確認されている。

桂川は「概ね5年に一度の頻度において堤防決壊の危険にさらされている」といわれる。当然、治水対策が検討されているが、嵐山付近における特有の自然地形(川幅が下流の2分の1しかない、河床が浅い)や、世界文化遺産の天龍寺などがある歴史的な景勝地(嵐山は国指定史跡・名勝)であるため、地形の改変や大規模構造物の建設ができないなど、いくつもの課題が指摘されている。まことに皮肉なことながら嵐山の価値を担保する自然や歴史、文化が水の危機をもたらしているということができよう。

これはそのまま京都という1000年の古都にも当てはまるのではないか。つまり京都の大切な価値を形成する自然や歴史、文化そのものが水災害はもとより都市災害や都市の危機の大きな要因になっているのではないか。一例を挙げるなら、近い未来に予想される地震は、世界に誇る木造建築文化の都市京都の古社寺や京町家などの伝統的建築に甚大な震災被害をもたらすであろうし、各所で発生する都市火災がさらに致命的な打撃を与えるであろう。起きるかもしれないそうした事態は、歴史都市京都のありようを全面的・根本的に変えてしまう可能性が高いという意味で、まさに都市の危機といわねばならない。そして現代の状況ほど致命的ではないにせよ、このような都市の危機が平安京から近代京都に至るまで連綿と存在し続けてきたことはいうまでもない。それは地震国日本の木造歴史都市京都が抱えこんでいる本来的な危機なのである。

(2) 「京都」最大の危機

平安京・京都に危機をもたらした災厄はもちろん震災や火災、台風などの自然災害だけではない。飢饉もたびたびあった。しばしば実施された政権拠点や大寺院などの大規模造営なども、土地を強制収用され、移転をよぎなくされた貴族や庶民にとっては天災同様の大災厄というべきであろう。また織田信長の上京焼討や豊臣秀吉の京都焼討(幸いにも未遂に終わった)は懲罰や脅しの意図からおこなわれた人為的な都市火災とみることができよう。

さらに都市を破壊するいくつもの内乱や戦乱をあげなければならない。9世紀(平安京定都・平城京遷都をめぐる内乱)、12世紀(源平の内乱)、14世紀(南北朝内乱)、15世紀(応仁の乱)、16世紀(戦国の内乱)、19世紀(幕末の内乱)など、規模の大小はともかく、いくつもの内乱が生じた。内乱そのものによる被害もさることながら、より根本的・本質的な意味で京都をおびやかす、廃都・棄都という危機的状況に陥らせたのは、こうした内乱期、すなわち歴史的転換期における権力者の政権構想とりわけ首都構想であったといってよいであろう。具体的には、平城上皇の平城京遷都、平清盛の福原遷都、豊臣秀吉の大坂「首都」構想、明治維新政府の東京遷都である。明治2年(1869)、ついに京都はその固有の特質であった首都機能を奪われた。「京都」ではなくなったのである。

平安京・京都の経験を参考にして考えると、都市にとって最大の危機はそのアイデンティティの喪失の危機ではないか。首都が首都であり、都市が都市であることができなくなるような情勢の急激な変化である(そもそも首都も都市もその始まりから危機を内包している)。さらに状況を致命的に悪化させる都市機能の喪失の危機が現実化すると、都市は死に至る。都市機能が失われる前に幸いにも新たなアイデンティティの獲得に成功すれば、復興・再生の道がみえてくる。

(3) 新たなアイデンティティ

藤原京や平城京、長岡京など、遷都・廃都によりアイデンティティと都市機能を失った古代都城のすべては地上から姿を消した。また中世以降においても武士の都、奥州藤原氏三代の平泉や源氏の鎌倉、織田信長の安土が同じような運命をたどったこともよく知られている。他方、豊臣政権の首都といえる様相を示した大坂は、徳川政権が首都を江戸に移したにもかかわらず、大都市として存続した。

そして「京都」（＝首都）ではなくなった近代の京都も、さまざま都市復興策 —— 琵琶湖疏水の開削（明治23年〈1890〉竣工）、内国勸業博覧会の開催と平安宮をしのばせるその「紀念殿」の建設（明治28年・1895）など —— を推進して都市機能喪失の危機を克服し、あらためて「京都であったこと」をそのアイデンティティとすることによって新たな道を歩み、今も生き続けている。

水と火と風と地震などの都市災害は、今、京都にとって最大のそして致命的な危機となっている。それが現代京都のアイデンティティ——文化遺産だけではない、いうならば〈文化的景観〉としての京都——を根底から脅かし、「京都」であり続けることをさまたげるからなのである。

（高橋 康夫）

第2節 「京都」の原風景——都市と自然

「京都」という都市・地域の原点である平安京とその原風景、そして京都盆地の自然の原風景について説明しておきたい。

「京都」の原風景を知ることが、京都のもともとの風景や、京都の原点というべき風景、京都が成立する前の土地の状況、京都の根源的な風景を理解することであるならば、時代の枠を超えて原風景を眺めなおすことには「京都」という都市・地域の文化的景観を読み解く上で少なからぬ意味があると考えられる。過去の記憶というべき「原風景」は、「京都」の‘こころ’と関わってヴィジョンを描くことにつながるのではなからうか。

1 都市と原風景

さて、都市にはそれぞれの原風景、あるいは歴史の記憶があるにちがいない。東シナ海に浮かぶ小さなサンゴ礁の島が沖縄県那覇の原風景・原点であり、北海道札幌原野の景観が札幌の原風景であるといった、南北両端の事例をあげることもできる。

原風景である海と島、林と野が、現代の都市空間のなかにひっそりと残されていることも興味深い。埋め立てによって土地を造り出した那覇は‘ゆいレール’の下を流れる久茂地川が海のなごりであり、開拓によって土地を広げた札幌は市街中心にある北海道大学の植物園のなかに原野の景観が取り残されたかのようにある。原風景は、都市形成のありようを示唆しているようにも思われる。

京都の地形は那覇や札幌とちがって盆地であり、その原風景には山・岡、川・池、森・林、野・原がある。さらに海と島を加えることができる。生活空間の成立基盤というべき自然の多くが「京都」の原風景となっている。「京都」の重要な特性といえよう。

なお、那覇や札幌と同じように、現代京都の都市空間のなかにも原風景のなごりがある。山や川は平安京以前と比べるとかなり姿が変わってしまったが、そうであるにしても「京都」の文化的景観の根底にあるのは、京都盆地の「原風景」（もともとの自然景観、根源的な自然景観）である山水なのである。

以下では、もう少し詳しく「京都」の原風景、そして平安京、現代京都との深い関わりを説明することにしよう。

2 「京都」の原風景

「京都」の原風景には、「京都」の意味に対応して大きく自然と文化の2つがあると考えられる。文化の原風景は、平安京を創出するにいたった都市の歴史や原点、古き京や都城の系譜であり、自然の原風景は、平安京以前の京都盆地の姿、さらには太古の京都盆地の姿である。

（1）都城の系譜

平安京のルーツをたどると、2つに分かれる。その1つは、同じ京都盆地に建設された長岡京、奈良盆地北部の平城京、南部の藤原京、さらにその南の倭京（飛鳥京）など、日本の首都である。前の3つは計画都市であるが、もっとも古い、すなわち最初の倭京は自然形成的な都市であることが興味深い。もう1つは、都城としての源流である。藤原京・平城京・長岡京・平安京などの都城は、中国の都城、長安や洛陽の影響をつよく受けていることはいうまでもない。

平安京は、中国の都城を規範としつつ、都市壁を築かないことや独自の条坊制を施行することなど、いわば和風というべき伝統のもと、最後の都城となった。

（2）自然の推移——太古と古代

平安京以前——山と森と川と池 平安京建設直前の京都盆地を概観すると、東・北・西を山並みが囲み、鴨川や桂川など幾筋もの川が流れていた。山野には常緑広葉樹（照葉樹林）のシイ・カシ・クスノキ、また河畔には落葉広葉樹のムクノキやエノキ、ケヤキが繁っていたという。また野や原のあいだに岡が点在した。南には京都盆地のすべての河川が集まる広大な巨椋池（昭和16年〈1941〉干拓の完成により消滅）があった。

賀茂御祖神社（下鴨神社）の^{ただす}糺の森（史跡）は、京都と

いう都市の原風景への手がかりが潜んでいる。この糺の森の植生については、近年、詳細な調査がおこなわれ、また文献史料や古絵図などを活用した景観変遷の研究も積み重ねられてきている。その成果をあげると、

- ①現在、多くを占めているクスノキは植栽されたものであること、
 - ②ムクノキやエノキ、ケヤキなどの落葉広葉樹が本来的な樹種であること、
 - ③それらは河畔林の特徴を示すこと、
 - ④糺の森の景観変化は、自然災害からの復興も含め、平安京以降の都市生活の変化を映し出していること、
- などがある。賀茂川と高野川の出合うところ、そして平安京・京都の周縁という固有の地理的環境によって、京都盆地の原植生であったとされる常緑広葉樹林とは異なる特色がもたらされたのであろう。

大切なことは、平安京周辺で最も早く市街化した一条以北の地域に近い糺の森が、ずっと森であり続けたことである。平安京北郊の地域には、禁野である北野や紫野、いくつもの原野、そして供御のために果樹や蔬菜を栽培する広大な園池（京北園）などがあった。梨・桃・柑・柿などの果樹が植えられた人工的な京北園に対して、おそらく禁野などは平安京以前の自然景観を残していたにちがいない。しかしながら、先述のように北郊の市街地開発によって北野や紫野なども姿を消し、京北園もまた「桃園」の地名のみが伝わっているだけである。

平安京のごく近く、しかも都市発展に呑み込まれた地域のなかに、その原風景をしのぶことができる森があることはじつに「有り難い」ことであろう。

太古の京都盆地——山と海と島 東の吉田山（標高102.6 m）、北の船岡山（標高112 m）、西の双ヶ岡（標高116 m）は、いずれも高さ100 mほどの岡であるが、東の大文字山や西の左大文字山などの山地と同じ秩父古生層の山であり、かつては「孤立丘陵として湖盆に島をなして浮かんでいた」という。

大阪湾から海水が入ってきていた太古の時代には、孤立した丘陵である船岡や双ヶ岡、神楽岡は海上に浮かぶ島であったようである。いかにも神仙思想の3つの神仙島——蓬萊・瀛洲・方丈——を思い起こさせるイメージであり、始原的・幻想的な風景として興味深い。

3 平安京と原風景

京都のもともとの風景や根源的な風景は、どのように平安京・京都と関わっているのだろうか。

（1）平安京の選地——四神相応と三山の鎮め

帝都「京都」を建設するためには、ある特定の地域を選び、ある特定の場所を占めることが必要になる。平城京遷都に際して遷都の詔に明示された四神相応や三山の鎮め、^{きぜい}龜筮の占いなどは、選地にあたって必須の要件であったといえよう。四神相応とは、古代的な世界観にもとづいて東西南北の方位に神獣、色彩、地物などを関連づけ、都市や住宅の立地にふさわしいかどうかを判断するものであり、青龍（東・川）・白虎（西・大道）・朱雀（南・池）・玄武（北・岡）とされる。三山の鎮めは、飛鳥の香具山・耳成山・畝傍山が藤原の宮や京の地を鎮める事例がよく知られている。龜筮の占いは、龜の甲羅を焼いて、また筮竹を用いて吉凶を占うものである。

四神相応と三山の鎮めという要件は、建設予定地の地形などと深く関わっている。平安京と四神相応については、青龍・白虎・朱雀・玄武にそれぞれ東の鴨川、南の巨椋池、北の船岡、西の山陰道があてられる。人工の山陰道以外は、京都盆地北部の顕著な自然である。また、鎮めをなす三山については、前述したような歴史地理的なそして景観的な特徴から吉田山・船岡山・双ヶ岡（もともとの名は神楽岡・船岡・双岡）と考えるのが妥当であろう。それらは、先行事例である藤原京の三山や平城京の三山にならって、平安京三山と呼ぶのがふさわしい。

（2）山川の美

延暦13年（794）の平安京遷都の詔に、「葛野の大宮の地は、山川もうるわしく、四方の国の百姓の参出来ることも便にして」とあり、遷都の理由として自然の景勝の地であること、交通の便がよいことをあげている。また翌11月28日の詔では「此の国、山河襟帯、自然に城を作す、この形勝によりて新号を制すべし」とあって、山々が城壁のように京を取り囲む自然の形象を理由として山背国から山城国へと改称したことが分かる。

さらに、翌年正月16日の踏歌に「山河、美をほしいままにして四周に連なる」とあるのも、平安京ないし都城選地の思想と山河との関係を考える手がかりとなる。京を囲む山並みと川の流れのうるわしさを選地の大きな理由とし

ているのであろう。このような考え方の萌芽は、「久迩の新しき京を讀むる歌」（『万葉集』巻6-1050）に「山並の宜しき国と 川波の立ち合う郷と」とあり、また大伴家持の歌（『万葉集』巻6-1037）に、「今造る 久迩の都は 山川の 清けき見れば うべ知らすべし」とあるように、すでに恭仁京遷都の時点であらわれていたのであるが、都城をめぐる自然を美の対象として捉え、選地の理由の表面に据えているところに新鮮さがある。

山川の美という新たな要件は、従来の要件を当然満たしながら、その上で新しく付け加えられたものにちがいない。つまり都城の選地において新たな選地思想が積み重ねられたのであり、平安京の選地思想における大きな特質としてよかろう。

この山川の美という選地思想は、近・現代の「山紫水明」の原点というべきであろう。

（3）山並み、風致の保全

ところで、延暦17年（798）の太政官符には、
其京城側近の高顕の山野、常に衛府をして守らしめ、
行幸の経過に及び山岡を顕望す、旧に依り改めず、斫
損せしむ莫れ、此等の山野並びに具さに四至を録し、
勝示を分明し、此に因り濫に遠所に及ぶことを得ず
とある。京周辺の山野、というよりも山・岡の風致・景観を保持することを定めた政策が、おそらく遷都前後から施行されており、その伝統を継承して一定の範囲を限って踏襲することを決めたものである。

この政策は、山野の眺望を重視していること、とりわけ平安宮から出て大路を行幸するときの眺望であるので、道路からの山並み景観、いいかえれば道路から見える山並みのスカイラインやヴィスタを問題としていることが大いに注目される。もちろん視線は天皇のものであるが、しかし、山並みのスカイラインやヴィスタは、平安京の住人すべてが共有することができた。保全すべき山野の指定とその範囲の登録など、いわゆる古都保存法の先例ともいえようか。周辺の山林の木を伐ることは民衆の日常生活にとって不可欠であり、じっさいにどの程度の効果をおさめたのか不明であるが、都市周辺の山並みの眺望という新しい視点から打ち出された、平安初期の自然風致の保全政策として注目すべきであろう。

（4）ランドスケープデザイン

「三山の鎮め」をなす平安京三山は、平安京の位置決定

とも深い関わりをもっているとされる。船岡を通る南北線と平安京の都市軸である朱雀大路が一致し、神楽岡と双岡を結ぶ東西線と平安京の北の京極大路（今の一条通）が一致するというのである。この2つの軸線が定まれば、平安京の都市計画は、ほぼ決まってしまう。平安京三山、太古の海に浮かぶ3つの島が、平安京の都市計画を規定したのであって、平安京は京都盆地の原風景と深く結びついている。

古代においては、シマは庭園を意味したという。すなわち、作庭は海洋風景をつくり出すことであった。こうした視点からすると、平安京は、四周に連なる美しい山川のなかに、山と海と島の幻想、四神相応と三山の鎮めなどの思想、倭京や都城など古き京の伝統にもとづいて新京を配置した、ランドスケープデザインの所産ということもできよう。自然と都市が一体化した、世界でもまれな都市デザインといえるのではなかろうか。平安京そして京都のもつ大きな特性——自然のなかの都市、都市のなかの自然——は、その原点に、また根源的な風景に関わっている。

4 変貌する原風景

風土（土地と気候）は地域の人々の生活と生業の基盤であるが、この風土は変化する。気候の自然的変化もあるし、地形や植生の人為的变化についてはいうまでもない。とくに京都盆地においては首都である大都市が存在したことによる変化が少なからずあった。こうした点を少し眺めておこう。

（1）山並み景観の変化

東山・北山・西山は、平安時代の早い時期からしだいに山荘、寺院の適地とされ、名所ともなっていくた。また、京都の周辺の野や山は、もちろん民衆の生活と深く関わっていた。都市生活の進展によって照葉樹の林はアカマツ林に変わり、「洛中洛外図屏風（歴博甲本）」の神楽岡の場面には、松並木のなかで落葉かきをしている人々の姿が描かれているが、戦国期になると、乱伐のため草木がない禿山も現れていたらしい。戦乱のため東山の要害の地に室町幕府將軍の城などが構築されたことも植生の荒廃をもたらしたのであろう。

京都の山々は、文字どおりの自然ではなく、長年にわたって人の手の加わった森林であった。京都はアカマツ林

景観がみられる代表的な地域といわれる。20世紀の初期には「東山の林冠の6割以上がアカマツによって占められて主として山の稜線部にあり、山裾や谷間には落葉広葉樹があり、その調和が東山の森林美の根幹をなしていた」。このアカマツ林は、建築用材や、燃料（落葉・割り木・根）、照明（明し松）、食料（キノコ類）を産み出す場として、また松茸狩りなど都市の遊楽の場としても大切であったから、よぶんな木を切り、柴を刈り、落葉かきをするなどして、長期間にわたって維持し続けてきたのである。「このような利用形態でアカマツ林を育て、安定した植生を維持することは、京都周辺の痩せ山をもっとも効率よく利用するという点で、自然をうまく利用した京都人の生活の知恵」が感じとれるという。

近代になると、燃料革命によってアカマツ林を維持する生活上の必要がなくなり、また自然保護のために実施された風致林の指定などにもとづいて禁伐の措置がとられ、森林は、いうならば自然の成りゆきにまかされた。当然の結果として森林は本来あるべき姿、つまり照葉樹林へと遷移していき、シイの林が東山を占め、嵐山のアカマツや桜がみられなくなり、高雄の紅葉などが減少しつつあるという状況が生じたのである。「自然」ということばの意味を、自然と人間との相互作用という視点を取り入れてもう少し広く捉えるなど、「自然」の概念をあらためて考え直すことも必要となろう。この問題は、「自然環境を保護する」ことの難しさを示している。

京都が「京都」として発展しえた大きな要因に、周辺の豊かな自然があることは、しばしば指摘されるとおりである。しかし、最近の問題はいずれも、近代以前とは異なり、周辺の自然と生活との関係が大きく変質した現代都市のありようが引き起こしたものである。したがってこの解決が容易でないことはいうまでもないが、歴史都市でありつつ将来にわたって発展すべき京都にとって避けて通れない大切な問題である。京都をめぐる自然環境の問題は、本源的に都市と山・森林のそれぞれのありかた、そして相互の関係のありかた、ひいては京都の将来像を問い直しているといつてよい。

（2）河川景観の変化

京都を流れる川・運河には鴨川・桂川・宇治川・白川・堀川・紙屋川・高瀬川・西高瀬川・琵琶湖疏水などがあり、ほかに洛中を流れていた小河川も少なくない。ちなみに鴨

川は上下賀茂社の禊・祓の清浄な川として、また耕作や邸宅の苑池の用水として利用された（水運や魚釣は原則的に禁止されていた）。また京都で茶の湯をはじめ京友禅・染織、京料理・豆腐・酒などの文化が発展したのは名水と名井に恵まれていたからである。

しかし、山川も美しい平安の都の立地は洪水の危険性と隣り合わせでもあった。鴨川などが氾濫して京中が大河のようになる洪水もめずらしくはなく、その都度多くの死者やさらには餓死者、多数の家屋・橋などの流失といった大きな被害が生じた。平安京遷都後それほどもない9世紀初頭に鴨川の堤防を管理する「防鴨河使」という官職（令外の官）が設置されたが、それは鴨川の氾濫による被害が国家的・都市的なリスク管理を必要とするほどのものであったことを端的に示している。「水の都」京都はまた水災害都市でもあった。

鴨川を制御しようとする困難な試みのうち最も壮大なものが、豊臣秀吉が京都の周囲に廻らした御土居（惣構堀）である。天正19年（1591）に構築され、総延長22.5kmに及ぶ長大な「堤」で、東は鴨川の西岸、北は上賀茂から鷹峯、西は紙屋川に沿って南下し、西の京の辺りから屈曲して東に寄り、千本通（朱雀大路）の西や東を下って、南は東寺を囲む。御土居の機能は、鴨川の水害を防止する堤防、戦乱に際しての要害、洛中洛外を隔てる境界装置、人や物資の流れの制御など、多様であったらしい。

長大かつ堅固な御土居は、京都の都市的發展を強く規制したかにみえるが、じつはそうではなかった。御土居と鴨川の間を開削した運河、高瀬川が慶長19年（1614）に完成したことや、東山の寺社の復興・建設が進んだことを契機として、御土居さらには鴨川を越えて東へ向かう市街の發展は、止めることのできない状況となっていた。そうした趨勢を反映して実行されたのが、寛文9年（1669）に着工し、翌年に完成したいわゆる「寛文新堤」（今出川通から五条通まで）である。この石垣によって洛中に含まれることになった鴨川以西の河原の地、たとえば河原町の通りなどは目覚ましく發展したが、反対に、無用の長物となった御土居はしだいに破壊され、消滅していった。

ただ、「寛文新堤」の構築にも関わらず、近代に至るまで鴨川の氾濫がなくなることはなかった。昭和10年（1935）の鴨川大洪水は甚大な被害をもたらしたが、その後の治水対策（これが現在の鴨川景観を形成した）により、昭和

10年（1935）の水準の降雨量に対しては鴨川の氾濫を防いでいるという。

5 現代京都と原風景

近代になると、自然景観の変貌が劇的に進行した。京都三山などの森林景観の変容、また鴨川や洛中小河川の形態の自然・人工の変化、干拓による巨椋池の消滅（昭和16年〈1941〉事業完了）、土地開発などによる野や林・原の消滅などがある。一方で、京都三山やその山麓などの自然を保全する方策も都市計画法や古都保存法、京都市のいくつもの条例などにもとづいて実施されてきた。東北西三方の山並みは「京都市景観計画」には歴史都市京都のすぐれた景観を織り成す要素として位置付けられ、「京都市眺望景観創生条例」でもすぐれた自然景観の一つとして眺めの対象とされている。さらに近年「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」が作成され、森林景観の形成に踏み出したことは重要な一歩といえよう。

昔も今も重要な役割を果たしている京都三山について若干の補足をしておこう。

江戸の旗本であった狂歌師^{にしょうていはんざん}二鐘亭半山は、18世紀の終わりがち京都を訪ね、その見聞を『見た京物語』（天明元年・1781）に記した。『見た京物語』は、「花の都は二百年前にて、今は花の田舎たり。田舎にしては花残れり」という名文句で知られるが、ほかにもおもしろい寸評がある。「京は竈の形したる所なり」というのである。続いて、

東北西山々囲みあり。南のみひらきたる地なり。はれたる日は山々近きゆゑうつとし。雨中は山々見えぬゆゑ、かえつてはればれし。

と断言しているが、山がはるか遠くにある関東平野、その江戸の住人の実感なのであろう。二鐘亭半山にとって三山の山並みは「竈の形」、単なる景観でしかなかった。

一方、京都の人にとっては三山の山並みは風景として‘こころ’に刻み込まれていて、大切な記憶とつながっているのではないか。

平安京・京都と周囲の山並みの関係は、時代とともに深みを増した。中世末には祖先の霊などを祀るお盆の送り火の山々、すなわち大文字山、松ヶ崎西山・東山（妙・法）、左大文字山、船山（舟形）、曼荼羅山（鳥居形）などがあらわれた。さらに近代になって遠く如意ヶ嶽や比叡山、鞍馬山、愛宕山などが周囲の山並みとともに東山・北山・西山、そして京都三山となる。

平安京・京都をめぐる山並みは、その歴史を重層化しつつ同心円状に広がり、景観的には近景・中景そして遠景をなしているといえることができる。それらは「京都」の人々の鎮魂と追悼の信仰と関わっている。

6 おわりに

平安京三山は、平安京・京都の都市的発展とともに市街地の海のなかに沈み込んでいったが、それでもまだ小島のように姿をとどめている。双ヶ岡は国の名勝に、船岡山は同じく国の史跡に指定されているが、なぜか吉田山はそうした指定を受けていない。

また、送り火の山々は、第3節で述べるように、「関連する文化的景観」として、また名勝として大きな価値があると考ええる。

（高橋 康夫）

古代 近景	中世 中景	近代（近世含む） 遠景
東：神楽岡（103m）	→ 大文字山（466m）	→ 如意ヶ嶽（477m）／比叡山
北：船 岡（112m）	→ 松ヶ崎西山・東山（妙・法） 左大文字山、船山（舟形）	→ 鞍馬山
西：双ヶ岡（116m）	→ 曼荼羅山（鳥居形）	→ 愛宕山

図1 三山の移り変わり

第3節 「京都」を読み解く——「景観形成史」

第1節「“京都”という都市・地域」と第2節「“京都”の原風景——都市と自然」では、「京都」の文化的景観の2つの大きな背景、あるいは前提条件について眺めてきた。

「京都」は、どのような都市性／地域性をそなえ、どのようなアイデンティティを根底にもって1200年にわたって持続し、どのような都市と周縁農村の文化的景観を形成してきたのであろうか。

このような課題を探究する方法の一つとして、「景観形成史」を提示し、ついで文化的景観を読み解くための評価指標を検討し、都市・建築史学が取り組むべき課題を具体事例に即して検証しつつ述べ、最後に「京都」の文化的景観の類型化とその特性について検討、整理する。

1 「景観形成史」とは——目的と課題

(1) 文化的景観の「学」

都市が有機的で動的なシステムであることからその文化的景観の調査（現況と歴史、価値と評価、保存・継承・創造）を担う学問領域は、当然のことながらきわめて多岐にわたることになる。関連する主な学術分野は、環境と歴史と計画の3分野に大別できると思われるが、列挙すると、景観生態学・景観地理学・社会学・考古学・歴史学・民俗学・建築学（都市計画学・農村計画学・都市史学・建築史学・風景論）・都市工学・土木工学・防災工学などがある。いわゆる学際的な共同研究の枠をこえた相互の緊密な協力が不可欠である。

さらに市町村や地域社会との連携も大切であることはいうまでもない。行政（文化財・都市景観計画・観光）、景観・まちづくり協議会、NPOそれぞれの分野の人々とも協働しつつ、各自の視点と方法から「都市の文化的景観」の課題解決に取り組むことになる。それは、当然のことながら近年検討がおこなわれている「文化的景観学」の大きな領域を占めるであろう。

「文化的景観学」は多分野横断型の研究領域であるが、これらの分野の研究成果のたんなる集合であってはならない。実践のためには総合の学となる必要があろう。いいかえると、多分野横断型の研究領域の成果を統合する機能や役割を担う分野を育成することが重要になろう。「文化的景観学」のようなコラボの学は有機的に進化するのであろうから、ある意味でその研究対象である都市や文化的景観

と共通していることが興味深い。研究の進展は「文化的景観学」の確立にも作用するのではなかろうか。

(2) 景観形成史

「文化的景観学」を構成する学術分野の一つである「景観形成史論」は、考古学・歴史学・民俗学・建築史学・都市史学などの連携によって支えられる。その中核をなす研究領域が景観形成史であると考えられる。

景観形成史は、地域の人・社会と自然（地形・地質、植生、気候）との相互作用を研究対象とするものであり、環境史や集落史・都市史などとも共通する関心をもっている。都市を対象にする景観形成史は、都市景観形成史や歴史的都市景観形成史と呼ぶべきなのかもしれないが、簡潔な、しかし広い表現として「景観形成史」を採用することにしたい。

(3) 「景観形成史」の課題

ここでは都市・建築史学の立場から多様な構成要素、複雑な構造をもつ都市そのものに由来する特徴的な課題、あるいは都市の文化的景観に関わる課題に限って指摘することにした。次のようなものが挙げられよう。

- 1) 都市の景観形成史は、自然と人・社会の相互作用がくりだした都市（景観、環境）の特性をテーマとし、自然と人と社会との多様な関係、また隣り合う都市・地域・集落などとの多様な関係をテーマとする。
- 2) 景観形成史は、都市の成長・拡大・繁栄・変容・衰退といった歴史過程を把握し、叙述するが、たんなる物的空間の変遷史にとどまるのではなく、都市景観を認識する方法、プロセス（手順、工程）である必要がある。
- 3) 都市景観はたんなる眺めではなく、有機的に進化する

都市の表象である。そこで都市の景観形成史は、都市景観の成り立ちを動的システムとして通時的に解明することが求められよう。

4) 有機的秩序の調査から文化的景観を理解する重要な特性、すなわち都市性／地域性が推定できると期待される。後述するように、洛外の実地性として景勝ヒンターランド、市街地中心の実地性として The City of Kyoto を指定するのはその一例であるが、景観形成史が都市の特性を把握する有力な方法である可能性を示している。

2 文化的景観の評価指標
——「京都」から

都市は、一般に自然と人・社会が織りなした価値や特性が歴史的に積み重なり、空間的に複合している。「京都」も例外ではない、というよりも歴史的な重層性や空間的な複合性は「京都」の際だった特性となっている。そうした「京都」の文化的景観としての価値や特性を評価するにあたって、すでに指摘されているように、いわゆる「評価指標B」—— 場所性・重層性・象徴性・一体性 —— が重要であること、それらの関係を把握することが不可欠であることは、当然といってよい。

続いて列挙するように、このほかにいくつもの評価指標があるし、必要となる。このように評価指標の数が多く、また内容的にも複合しているため、実際に指標を適用することはもちろん、理解することさえ容易ではないのが現状

表1 「評価指標B」

評価指標	説明
A 場所性	「特定の場所とそこで行われる人間の行為（活動）との関係が景観形成に影響を与えていること」 【身体・トポス】
B 重層性	「景観が歴史的・社会的に重層して形成されていること」 【履歴】
C 象徴性	「景観がある時代又はある地域に固有の伝統・習俗、生活様式、人々の記憶、芸術・文化活動の特徴を顕著に示し、象徴的であること」 【顔】
D 一体性	「諸要素が形態上・機能上、有機的な連関を顕著に示し、全体として一つの価値を表していること」

※説明は、『探掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』平成22年3月、による。
※【】は人アナロジーによる著者の見方（以下同じ）。

であろう。そこで、有機的に進化する都市とその文化的景観を、同じように有機体である‘人’とみなして、評価指標を読みかえてみる、次のようなアナロジーも分かりやすい説明ではなかろうか（表1）。

これらの指標のほかに、2つの指標が価値や特性を評価するのになくてはならないものとされている（表2）。

しかし、都市の文化的景観の価値や特性の適正な評価にあたってそれらの指標で十分なのかというと、そうではないと考える。文化的景観の価値や特性に迫る作業に先だって、まずは都市そのものを理解することが不可欠の作業となろう。都市を読み解いてひいては景観を読み解いてその価値や特性を評価する指標として、これまでの指標の内容の拡張、さらには新たな指標の追加が必要である（表3）。

さて、これらの評価指標について、留意すべきことを列挙しておきたい。

表2 文化遺産の価値・特性の評価指標

評価指標	説明
E オーセンティシティ Authenticity	真正性・正統性、「価値に関する本質的評価要素」、広範囲な視点 (1) 形態と意匠、(2) 材料と材質、 (3) 用途と機能、(4) 伝統と技術、 (5) 立地と環境、(6) 精神と感性
F インテグリティ① Integrity	完全性・全体性・全一性、 「欠けていない状態」

表3 都市性の価値・特性の評価指標

評価指標	説明
I アーバニシティ Urbanicity 都市性	その都市の全体的な性質や特性、他の都市とは異なる性質、特有の事柄。 ※都市を構成する地域に関するリージョナリティ（Regionality、地域性）も同様。 【ひととなり、土地柄】首都、盆地景
II リレーションシップ Relationship 関係性	隣接する都市や地域、集落などとの関係なありよう。 【交友】京都－畿内－近国（近江・丹波・播磨）
III アイデンティティ Identity 同一性	「都市らしさ」に関わる。景観にあらわれた、時代を超え一貫して持続している歴史的・空間的な個性。 【自分らしさ】「京都らしさ」
IV インテグリティ② Integrity 統合性・一貫性	都市の本質的な機能である中心地機能、都市を構成する諸要素の統合に関わる。 ※「完全性・全体性」や「欠けていない状態」とは異なる。 【精神・こころ】
V シンボリックシティ Symbolicity 象徴性②	「都市性」「都市らしさ」、あるいは都市の統合に関わり、それを何らかの関連性をもとに簡潔に表していること。 【なまえ・シンボル】「京都」、城下町の天守

- 1) 都市の最大の特性がさまざまな人・モノ・情報を内に包み込むことであり、必然的にさまざまな景観が創り出されるとすると、景観も多様性によって評価する方がよいであろう。
- 2) 価値の評価は、文化的景観の現状に関わるものであり、おのずから現時点における静的な状態（平衡状態）の価値や特性の評価となっている。変化する文化的景観の場合、価値評価が変化することがある。
- 3) 文化的景観の評価に際して、ある文化的景観が「どのような価値をもっているか」の評価に関わる指標（価値評価指標）と、価値ある文化的景観が「適切に保存されているか」の評価に関わる指標（保存評価指標）とに分けることが必須であると考えらる。
- 4) 適用される評価指標は、文化的景観のカテゴリーによって異なるであろう。「意図的に設計・創造された景観」（Clearly Defined Landscape）の場合、対象の価値を担保する評価指標E・Fは大きな役割を果たすことになるであろうが、「有機的に進化する景観」（Organically Evolved Landscape）の場合には必ずしもそうではないであろう。
- 5) 都市の文化的景観の分節把握には評価指標AとB、Ⅱ、そしてその総体把握には評価指標CとⅢ・Ⅳ・Ⅴが有効であろう。
- 6) 現在、評価指標、とくにオーセンティシティとインテグリティの理解に関してさまざまな議論があるが、ケースバイケースで適切に使い分ける必要があるように思われる。世界文化遺産登録や国重要文化的景観選定の場合と、保存修理・活用の実施状況を把握・評価しようとするときなどには有用であろうが、地域にとって大切な文化的景観を検討する場合、あるいは価値・特性を把握しようとするときには有用ではないように思われる。
- 7) 評価指標E・F、すなわち真正性・オーセンティシティそして完全性・インテグリティ（「欠けていない状態」）の2つの評価指標は、いうまでもなく、「適切に保存されているか」に深く関連している。一方、このオーセンティシティとインテグリティは、「どのような価値をもっているか」の評価には本質的な関わりをもっていないのではないかと考えさせられる。
- 8) そこで、未指定の文化財を含めて文化財の保存と活用

が重視される現在（文化財保護法の改正）、オーセンティシティとインテグリティ（完全性、「欠けていない状態」）は、「どのような価値をもっているか」の評価に用いないほうがよいのではないか。

これらは、文化的景観や文化遺産を保存する修理・修復などの行為が適切におこなわれたかどうかを判断するための有用な指標として限定的に用いられるべきであろう。

3 都市・建築史学と文化的景観

地球化時代の今日、画一的な町並み景観が世界中に蔓延するなかで、地域の固有性を保持し続けることは大切である。それは場所と建築が、記憶や「こころ」と深く結びついているからである。都市史の叙述はそうした土地の記憶を回復する営みの一つにほかならないであろう。

このような都市史の研究とまちづくりの関係が、以前に比べてはるかに密接になった理由や背景はいくつもあろう。一つには生活の場として都市が重要性を増していることを反映してまちづくりを支える法律があいついで制定・整備されたこと、それらが都市の歴史と文化を重視していることがある。

平成16年（2004）制定の景観法によって京都の景観まちづくりが進められ、多数の京町家が「景観重要建造物」の指定を受けるに至ったことはいうまでもない。また平成20年（2008）制定の歴史まちづくり法においても、『京都市歴史的風致維持向上計画』（平成21年・2009年認定）のもとで市域の広い範囲を重点区域に含め、京都の歴史的風致の維持向上が計られている。「景観重要建造物」や「歴史的風致形成建造物」に指定された京町家も、今や少なからぬ数に達している。

京都の歴史的都市景観は、ゆるやかに移り変わっていくことが望ましいし、京町家の存在とその継承が景観の変化をゆるやかにすると期待される。こうした観点からは平成16年の文化財保護法改正による文化的景観が注目される。「重要文化的景観」の選定はこれまで村落、たとえば棚田などの文化的景観が中心であったが、近年では宇治市や金沢市、岐阜市などの例が示すように「都市の文化的景観」が重要になっている。京都市でも平成22年（2010）から「京都岡崎の文化的景観」の調査検討が始まり、平成27年（2015）には「重要文化的景観」に選定されている。

(1) ケーススタディ

都市・建築史学研究者は「都市の文化的景観」の何に取り組むのか。

都市・建築史学の得意分野として文化的景観の重要な構成要素である土地・空間・景観の成り立ち（歴史と構造）の解明や建造物の調査研究，文化的景観の価値の評価と証明，〈まちづくり〉との連携などをあげることができよう。

しかし，そうしたことと同時に都市の文化的景観調査の中核をなす課題の解明にも参加することが求められるであろう。それは，〈都市・地域・まち〉の人々が，〈都市・地域・まち〉を包み込む自然のなかで，いつ，なぜ，どのようにして，独自の文化的景観を形成してきたのか，という大きな課題である。すなわち，「文化的景観形成史」を構成，記述する役割を担う必要があろう。

ここでは，都市・建築史学の立場から都市の文化的景観に取り組んだケーススタディ2例——「京都のなかの岡崎——都市史の立場から」と「京町家とまちづくり——祇園祭山鉾町の〈文化的景観〉をめぐって」(第4章第1節)——にもとづいてさらに考えたい。

(2) 岡崎および山鉾町の文化的景観について

京都の岡崎そして山鉾町の文化的景観について何をどのように記述したのか。この点についてあらためて省みてみたい。

都市・建築史学の立場から，場所性・重層性・象徴性を基軸として都市の「細部」とその変化を見直し（「分節把握」），それを通して都市の「全体像」や「骨格」，特質を把握することに努め（「総体把握」），結論的に岡崎を「景勝ヒンターランド（後背地）」，山鉾町を「中心市街地」と捉えた。それは〈都市・地域・まち〉の文化的景観の顕著な特性あるいはイメージを抽出してそれに適切な名付けをすること，アイデンティティ（固有性・個性）を把握すること，端的に「このようなところ」と理解することが重要と考えたからである。結果的に「ヒンターランド（後背地）」や「中心市街地」など地理学の用語を援用・流用している（せざるを得ない）ことは，今の都市史学に都市性を語る適切な用語がないことを示しているのかもしれない。

岡崎＝景勝ヒンターランド（後背地），そして山鉾町＝中心市街地と位置づけようとする視点は，〈中心と周縁〉から京都を理解しようとする視点といいかえてもよいであろう。こうした視点は，京都をいくつかの地域に分けて個々

に文化的景観を評価しようとする現実的な動向に起因するともみえようが，京都の歴史的特性から自ずと導かれ，採られたものである。すなわち平安京・京都が「京中京外」，「洛中洛外」，「京・白河」，「洛中・大宿直」，「京中・嵯峨」，「京・伏見」などと呼ばれたように歴史的に複合的な構造を有しているからである。とはいえ，あえて強調するまでもなく歴史都市京都を一体的・統合的な不可分の文化的景観と捉える姿勢を根底に持ち続けなければ，京都の理解を誤ることになる。

ところで，京都でなくとも，〈都市・地域・まち〉が自然を含めた周囲の環境と関係をもつこと，また機能や社会構成に即して分節されていることは自明であろうから，〈中心と周縁〉から「関係構造」や「分節構造」を分析することは基本的な方法の一つではないかと思われる。

〈都市・地域・まち〉が生まれ，成長し，変化しながら，個性を獲得したり，失ったり，自ら創りだしたりしていくありさまがそのアイデンティティとするならば，端的に「このようなところ」と捉えるのみならず，それを核心として固有性・個性の生成と変化の姿を読み解いて，文化的景観の継承やまちづくりなど現代の視点から景観形成史を叙述することが大切であることはいうまでもない。

(3) 都市史と「景観形成史」

景観は，良好な景観と良好ではない景観，歴史性の豊かな「伝統景観」と創出されてまもない「現代景観」などに分けることもできようが，文化的景観というとき，ほとんどは良好な景観，「伝統景観」を指しているといつてよい。「伝統的建造物群保存地区」はある意味で「伝統景観」の特別なケースとみることができる。

一方，歴史都市はその構成要素の一部（豊かな自然や歴史的町並みなど）が文化遺産であるのみならず，それらを内包し，将来に持続し続ける都市そのものが文化遺産である，すなわち「都市遺産」であると考えるとき，都市全体のなかで「伝統景観」のありようを考える意義は増大し，「伝統景観」と「現代景観」の共存，そのための調整が重要な課題となろう（「歴史的都市景観」）。

さらに21世紀以降における居住空間としての都市の重要性を思えば，将来にわたって持続する歴史都市としてその総体を眺める視点が不可欠であることは繰り返すまでもないであろう。都市の歴史的特性の追求はその根幹をなすということができよう。

「伝統景観」とされる景観が近代という一時代の所産である事例はしばしば見られるが、いっそう深く歴史的特性を掘り起こし、豊かで多彩な「伝統」＝アイデンティティを再発見あるいは再確認する必要があるのではないか。

都市・建築史学が文化的景観と関わる時、その現代的な意味や意義はこのようなものであると考える。

〈都市・地域・まち〉における「伝統景観」の成り立ちを読み解く文化的景観形成史は、焦点を絞った都市史、すなわち都市史のサブセットということもできよう。したがってその課題と方法の多くは都市史のそれと共通し、援用することができるはずである。

都市・建築史学の文化的景観への取り組みはむろんのこと、都市の文化的景観への取り組み自体まだ始まったばかりである。都市・建築史学の果たす役割は小さくないであろうし、それによって都市・建築史学にもたらされる実りは大きいものがあると期待している。

4 「京都」の文化的景観

―― 類型化と特性

(1) 「京都」の自然、地形と土地利用

自然的景観 自然は簡潔に「山水」と表されることがあるが、山と水は「京都を育んだ豊かな自然」の代表的な存在として古代より現代まで「山川もうるわしく」「山紫水明」などとししばしば言及される。自然は「京都」に生きる人々の活動の基盤となり、資源であり、やすらぎともなった。

「京都」の自然は次のように整理することができるが、環境として通常取りあげられる要素がほとんど含まれていることは大切な点であろう。残念ながら海と島は、項目としては立てられないけれど、大切な原風景であった。今、そのなごりとして平安京三山、巨椋池（痕跡）・深泥池をみることができる。

なお、目には見えないが、重要なものとして山地と盆地を画する断層帯がある。京都盆地は活断層の密度が高いところであり、山地・丘陵・低地それぞれの地形の境界に断層帯が分布するという。「京都」の都市災害＝地震の原因であるとともに、生活空間の境界を形づくる要因としても注目しておきたい。

1) 山（岡）の景観 ― 平安京三山・送り火の山々・京

都三山、比叡山・愛宕山、船岡山・吉田山・双ヶ丘、東山・北山・西山連峰、西岡丘陵

2) 山麓の景観 ― 東山・北山・西山

3) 森と林の景観 ― 三山の森、^{ただす}糺の森（御霊の森、祇園林）、自然森林と寺社境内林、苑池の林（神泉苑）

4) 野と原（低位段丘）の景観 ― 山と里の境界。北野・平野・嵯峨野・鳥辺野、（柳原・真葛ヶ原・葛野原）

5) 川の景観 ― 鴨川・桂川・白川・紙屋川・御室川、洛中小河川（堀川・西洞院川・小川）

6) 池の景観 ― 巨椋池（鴨川・桂川・山科川・宇治川・木津川など京都盆地のすべての河川が集まる。1941年干拓により姿を消す）、深泥池、神泉苑・大沢池・広沢池（庭園）

7) 河原（氾濫原）の景観 ― 鴨川の河原（二条河原など）、さまざまな土地利用

禊・祓、畑・水田、居住、往来、興行（能・芝居・見世物）、納涼、落書、合戦、処刑、地域形成（河原町）

8) 断層帯の景観 ― 境界

西：西山断層、東：花折断層・桃山断層・宇治断層 ― 古道・街道

地形と土地利用 いうまでもないが、京都盆地には平安京以前から多くの集落があり、いわば土着の人々や渡来系の人々が生活していた。山城国は早くから律令国家の畿内として位置付けられていたが、平安京遷都後まもなく大和国に代わって畿内の第一位に改められた。山城国の北部、葛野郡・愛宕郡・紀伊郡・乙訓郡の人々のなかには国家機構の末端に組み込まれて下級役人になる人もあらわれ、また京周辺地域のあらたな土地利用がはじまり、さらには市街化・都市化もゆるやかに進行していった。

平安京域では、居住地としての利用は扇状地が卓越し、ついで低位段丘、山麓となっている。扇状地の規模は、鴨川扇状地が最も広く、白川扇状地、紙屋川扇状地の順である。古墳時代の集落から古代都市平安京、そして現代京都にいたる集落・都市形成の歩みは、

① 山麓 → ② 低位段丘 → ③ 扇状地

（鴨川扇状地・白川扇状地）

のように、低地へと推移しているといえる。

1) 〈段丘＋扇状地〉：宮と京が立地

桓武天皇・平安宮（低位段丘）・平安京（扇状地）

豊臣秀吉・聚楽第（低位段丘）・城下町（扇状地）

豊臣秀吉・伏見城（丘陵）・大名屋敷（段丘）・城下町（扇状地＋氾濫原）

- 2) 〈低位段丘〉：内裏が鴨川扇状地扇央部に移動したあと、平安宮域は衰退。

室町期に大宿直，そして戦国期に西陣が立地，ともに織物産業地域。

- 3) 〈山麓＋扇状地〉：院や武家などの権門拠点が山麓の扇状地に立地。

景勝の地，交通の要衝である白河・東山・嵯峨・伏見は山麓の扇状地に都市計画，建設された。

- 4) 〈扇状地〉：中心市街地が鴨川扇状地扇央部に発展。

左京の堀川以東・鴨川以西の地域は1000年をこえて持続，発展。

足利義満による土御門東洞院内裏・室町殿・相国寺の大開発。

- 5) 〈扇状地＋水辺〉：摂関家の拠点が鴨川扇状地扇央部の水辺に立地。

藤原兼家の法興院や道長の法成寺が「東朱雀」（東京極大路の東）に立地。

- 6) 〈氾濫原＋自然堤防〉：鳥羽——水都

造営時に「遷都のごとし」といわれた鳥羽は，氾濫原と自然堤防を利用して都市計画された。

- 7) 〈扇状地扇端部〉：都市計画・建設された本願寺と寺内町，東本願寺と寺内町。

※山科盆地扇状地には山科本願寺と寺内町が計画・建設された。

（2）「京都」の文化的景観のタイポロジー

類型化の方向性 「京都」の景観が京都盆地北部における人々の生活や生業などの活動と京都盆地北部の風土によって形成されたこと，また「京都」が平安京を原点として形成されたことはいうまでもない。したがって「京都」の文化的景観のタイポロジーの方向性がおのずからこの2つにしたがうことになるのも当然のことであろう。

- 1) 風土の条件：平安京の立地は意図的に選ばれた京都盆地北部である。延暦13年（794）の平安京遷都の詔などには，自然の景勝の地であること，交通の便がよいこと，山々が京を取り囲み，城壁のようになっていることなどがうたわれる。盆地景であることが認知されていたといつてよい。

- 2) 首都の条件：京都は，首都として始まった都市である。

首都の都市活動（生活と生業）の幅は広く，またきわめて多様であり，変化の動きは激しい。さらに首都は，周縁地域にとりわけ大きなしかも強い影響を与える。

こうして，自然と文化，流通・往来，商工業，都市居住，水の利用，農耕，採草・放牧，森林の利用などに関するさまざまな景観が生まれ，変化・発展することになった。「京都」の景観は，いずれも古都の自然と歴史と文化を象徴する景観であり，歴史と空間の記憶であると考ええる。

以下では，首都に住まうという視点を軸に，京都盆地の自然のなかで人々の活動が形成してきた多様な景観を分類するが，それに先だって，「京都」の自然そして地形と土地利用のありようについて概観しておきたい。

基本的な類型化の枠組 「京都」は，前述のようにエコトープの多様性と地域の人々の活動の多様性，すなわち景観の多様性が特色になっていると考えられる。多様で複雑な景観をどのように分類すれば，「京都」の景観にとって意味がある適切な捉えかたになるのであろうか。ここではある意味でオーソドックスに京都盆地の風土ないし自然的景観，そして地形と土地利用，「京都」の地域構造とインフラを基盤として据え，そこに「京都」の人々の生活・生業を組み合わせることで，枠組を構築したいと考える。

文化的景観の類型化はこれまでにいくつもなされているにちがいない。しかしながら，文化的景観を「自然と人間との共同作品」として3つのカテゴリーを設定するユネスコ世界遺産の分けかたが，都市と自然の関係を不可分なものとして捉える「京都」の景観に最も親近性があり，有益な類型化モデルになると考える。この3つのカテゴリーに即して，「京都」の文化的景観の要点を述べておこう。

1) Associative Cultural Landscape

〈関連する文化的景観〉

自然のなかの暮らしと信仰と遊楽の景観

・「自然と人間との共同作品」を広域的，総合的，一体的に捉える。

・送り火の山々

・平安京三山

・東山・北山・西山とその山麓の社寺などの景観

東山（比叡山～稻荷山）山麓・野の寺社群・離宮の景観——聖地・葬地・俗界

北山（鹿苑寺・龍安寺・仁和寺・大覚寺，双ヶ岡）

西山（愛宕神社・高山寺・神護寺・天龍寺・松尾
大社・西芳寺） 嵐山・大堰川

・「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成して
いる」寺社群・伝統的建造物群が数多くある。

2) Organically Evolved Landscape

〈有機的に進化する景観〉

・「京都」の市街と村落の景観

3) Clearly Defined Landscape

〈意図的に設計・創造された景観〉

・京都御所・御苑

（3）「京都」の文化的景観 ― カテゴリーと特性

ユネスコ文化的景観の3つのカテゴリーを「京都」の
文化的景観の類型化に応用した結果、5つのカテゴリーの
分類とさらにいくつかのサブカテゴリーに分類した。次頁、
表4に概要を記載する。

5 おわりに

歴史都市そのものを文化遺産と捉え、歴史都市の一体的・
統合的・全体的なありかたに価値を見出そうとする、新た
な文化財概念として「都市遺産」を考えたい。

「都市遺産」は、ただ都市の中にある文化遺産という意
味ではないし、たんに歴史的町並みや伝統的建造物群保存
地区をいうだけでもない。それは例えば「建築遺産」や「風
景遺産」と並び、また「集落・町並み」「考古遺産」「自然
遺産」と並称されるような概念であり、またそのなかに「伝
統的建造物群」や「文化的景観」「歴史的都市景観」「伝統
景観」、歴史的風致などの概念を含み込んだ広い概念である。

「京都」の文化的景観は、「都市遺産」そのものである。

（高橋 康夫）

表4 「京都」の文化的景観 ― カテゴリーと特性

1. 「京都」の自然＝文化景観 ― <関連する文化的景観> Associative Cultural Landscape	
(1) 自然のなかの暮らし・信仰・遊楽景観	立地：山麓の景勝地。東山（白河・岡崎を含む）・北山・西山、嵯峨・伏見 機能：別業（自然に包まれた生活、隠遁）、信仰、遊楽、副都心 構成要素：離宮・寺社・別荘群、伝統的建造物群 ① 送り火の山々 ― 如意ヶ嶺（大文字山）・松ヶ崎の西山（万灯籠山）、松ヶ崎の東山（大黒天山）・西賀茂の船山・大北山の大文字山・嵯峨鳥居本の曼荼羅山 ② 平安京三山 ― 船岡山（史跡）・双ヶ岡（名勝）・吉田山（未指定） ③ 東山・北山・西山 ③東山 ― 景勝ヒンターランドの暮らし・信仰・遊楽景観 東山連峰（比叡山～稻荷山） ― 聖地・葬地・俗界 延暦寺、修学院離宮、慈照寺（東山殿）、……伏見稻荷大社 ・「岡崎の文化的景観」（重要文化的景観） ・北山 ― 景勝ヒンターランドの信仰・遊楽景観 鹿苑寺（北山殿）・龍安寺・仁和寺・大覚寺、双ヶ岡 ・西山 ― 景勝ヒンターランドの信仰・遊楽景観 愛宕神社・高山寺・神護寺・天龍寺・松尾大社・西芳寺 ・嵯峨 ― 景勝ヒンターランドの遊楽景観 嵐山・大堰川、天龍寺（亀山殿）、清凉寺、大覚寺 「嵯峨大覚寺から大沢の池一帯の景観」（京都府選定候補） 「嵯峨野宮神社周辺の小柴垣の景観」（京都府選定候補） ・鞍馬・貴船 ― 景勝ヒンターランドの信仰・遊楽景観
(2) 水辺の景観	・賀茂・下鴨 ― 景勝ヒンターランドの水辺の景観
2. 「京都」のインフラの景観 Clearly Defined Landscape	
(1) 山城国の条里制に由来する区画・道の景観	
(2) 平安京の条坊制に由来する街区・道の景観	
(3) 道の景観 ― 陸上交通・運輸の景観	① 重層する道の景観 ― 条坊制計画都市（大路・小路）→ 自然形成中世都市（辻子） → 近世城下町（突抜）→ 近代都市（遊覧道路） ② 街道の景観 ― 東海道・山陰道、若狭・鞍馬・伏見・竹田・宇治・大和・丹波・西国・四条などの街道、京の「七口（鞍馬口・丹波口……）」 ・山科 ― 近郊ヒンターランドの街道景観 ・鳥羽街道界隈 ― 近郊ヒンターランドの街道景観
(4) 堤防の景観 ― 平安時代の「堤」、近世の御土居・寛文新堤、近代の鴨川堤防	
(5) 運河の景観 ― 水上交通・運輸の景観、高瀬川・西高瀬川・琵琶湖疏水	
(6) ダムの景観 ― 蹴上ダム・夷川ダム・インクラインの景観	
(7) 鉄道の景観 ― 日本最初の路面電車、蹴上傾斜鉄道（インクライン）	
3. 意図的に設計・創造された「京都」の景観 Clearly Defined Landscape	
① 京都御所・京都御苑の景観 ― 江戸時代の内裏の遺構、公家町地割、冷泉家住宅	
② 復元された平安宮と琵琶湖水系魚類のレフュージア（神苑）の景観 ― 平安神宮の大極殿や神苑と武徳殿の景観	
③ 京都御所と相国寺と同志社大学の近代化の景観 ― 室町殿と内裏と相国寺など室町政権の拠点地域であった景観を土地利用形態と伝統建築に残す。	
④ 洛中寺社の景観 ― 東寺・西寺、西本願寺・東本願寺 etc.	
⑤ 寺の内・寺町の寺並みの景観 ― 行願寺・誓願寺（上京ゆかりの寺院）	
4. 首都の営みが形成した「京都」の景観 ― <有機的に進化する景観> Organically Evolved Landscape	
(1) <都市計画>に関する景観	① 近世城下町の景観 ― （聚楽第・城下町）、二条城とその周辺 ④ 伏見 ― 景勝ヒンターランドの城下町景観 ② 寺内町の景観 ・東西本願寺界隈 ― 周辺市街地の寺内町景観 ・山科寺内町跡に残る土塁の景観 ③ 近代京都の景観 ― 岡崎、下鴨

(2) 〈まちづくり〉に関する景観

- ① 中世京都の景観 ― 鴨川扇状地扇央部
- ② 杜家町の景観 ― 上賀茂・下鴨
- ③ 洛中寺院の景観 ― 六角堂（下京ゆかりの寺院）
- ④ 寺社門前町の景観 ― 祇園，上七軒，賀茂六郷，東寺門前，清水寺門前
- ⑤ 洛中の中心市街地の景観
 - ・上京東陣 ― 中心市街地の伝統景観
室町期の政治行政の中核地域（室町殿エリア）であった景観を地割（辻子集中地区）に残す。
 - ① 下京祇園祭山鉾町 ― 中心市街地の商業・祭礼景観
- ⑥ 洛中の町並み景観 ― 町人が〈町ちょう〉＝地域生活空間のなかで造りだす景観
鴨川扇状地扇央部に発展，堀川以東・鴨川以西の地域は1000年をこえて持続
- ⑦ 同業者集住の町の景観
 - ② 西陣 ― 周辺市街地の織物商工業景観
織物産業地域の西陣は，高度な分業システムのもと，織屋と問屋など製造と販売・流通にかかわる商職人の町からなる。
小川通（茶湯家元の表・裏千家），島原（遊郭），二条新地（宿），花街（上七軒・祇園）。（夷川通の家具屋の景観），
（室町通の織物関係）
- ⑧ 辻子・突抜・路地の景観 ― 室町殿跡周辺の辻子密集地区の景観
- ⑨ 水の利用に関する景観 ― 用水・水上交通・港，庭園，友禅
鴨川・桂川・白川，洛中小河川（堀川・小川 こかわ），神泉苑，巨椋池，深泥池
- ⑩ 川の上の家屋の景観 ― 上京小川通の町並み景観（小川は暗渠化）

(3) 商工業に関する景観

- ① 製造に関する景観 ― 大宿直・西陣，扇座（小川通周辺）
 - ・西陣の織屋・問屋の景観
 - ・五条坂周辺の陶磁器作りの景観
- ② 商いに関する景観 ― ？ → 同業者集住の町の景観
- ③ 流通・往来に関する景観 ― 道・広場，河原
 - ・往来と興行（能・芝居・見世物）の景観 ― 鴨川の二条河原，四条河原の芝居，四条の南座（登録文化財）
 - ・流通と往来の立売の景観 ― 上京の上・中・下立売，下京四条の立売

(4) 参詣・信仰・遊楽の景観

- ① 寺社と参詣道・参詣路との複合景観
 - ・清水寺と清水坂・産寧坂の景観 ― 国宝・重要文化財と重要伝統的建造物群保存地区
 - ・愛宕詣りと愛宕山参詣道の景観 ― 嵯峨鳥居本（重要伝統的建造物群保存地区）
- ② 参詣と遊楽の景観
 - ・八坂神社と祇園の参詣・信仰・遊楽の景観
 - ・北野天満宮と上七軒の参詣・信仰・遊楽の景観

(5) 遊山・遊興の景観

- ① 遊山の景観 ― 名所巡り，花見や紅葉狩り，茸狩り
 - ・丸山の律宗寺院と遊山の景観
- ② 遊興の景観 ― 茶屋・花街・料理屋，（銭湯・風呂）
 - ・上七軒・祇園，島原（遊郭）

5. 後背地の営みが形成した「京都」の景観 ― 〈有機的に進化する景観〉 Organically Evolved Landscape

(1) 洛外町続きの町並み景観

- ① 大路・小路の「末」 ― 洛外の三条通・四条通・本町通

(2) 港町の景観

- ① 近世・近代の伏見港と巨椋池の景観，（古代・中世の草津港）

(2) 農林業と村・里の景観

- ⑤ 中川 ― 近郊ヒンターランドの北山杉の園芸林業景観
 - ・西山 ― 近郊ヒンターランドの園芸農業景観
 - ・大原 ― 近郊ヒンターランドの信仰・農業景観
 - ・愛宕山麓 ― 近郊ヒンターランドの園芸農林業景観
 - ・久多 ― 近国ヒンターランドの農林業景観
 - ・京北 ― 近国ヒンターランドの農林業景観
 - ・越畑の棚田景観（京都市右京区）
 - ・広沢池周辺の庭園用樹木の畑地景観（京都市右京区）
 - ・松皮採集林の景観（京都市右京区）

(3) 漁業・漁村の景観

- ① 巨椋池とその周辺の景観 ― （巨椋池，昭和16年・1941干拓完了により消滅）

第4節 「京都」を伝える——文化的景観

「京都」としての特質をよくそなえている「京都らしい」都市景観は、「京都らしい」歴史的都市景観であろうし、さらに「京都らしい」文化的景観であるにちがいない。

本節では、「京都」という‘ところ’の「京都らしさ」を見つめることによって、「京都」の都市性、‘ひととなり’（エートス）や「京都らしさ」の一端を明らかにするとともに、「京都らしい」都市景観を整理し、「京都らしさ」＝アイデンティティの継承、いかえれば京都の文化的景観の継承につなげる一助としたい。

1 「京都らしさ」とは

（1）「京都らしさ」

「京都らしい」とか「京都らしさ」とかいうときに、しばしば「山紫水明」という表現が用いられる。これは、京都三山や鴨川の水の美しさを端的に述べているものである。

「京都らしさ」は、よく王朝文化、貴族文化、禅宗文化、町衆文化、みやび、わび、さび、などのことばによっても語られる。「古都」京都の香りが漂い、「古都」の情緒を醸し出し、「古都」の歴史と文化を反映しているものが、「京都らしい」のである。ひとつの「共同幻想」といってもよいものであろう。このような「京都らしさ」は、よく「京風」とか、「京」を冠する熟語をつくって表現される。一例を挙げると、平安時代の「京童」、室町時代の「京扇」（京の特産、輸出品）、江戸時代の「京暦」・「京料理」・「京格子」・「京間」などがあり、現代では「京町家」が最近、よく用いられるようになった。

こうした熟語の成立が古くさかのぼり、しかもそれぞれの時代にみられることは、「京都らしさ」が時代によって異なることを示唆している。

「京都らしさ」とは「京都としての特徴をよくそなえている」ことであるとする、京都の都市景観のなかで、①「京都」としての特徴を、②良く備えているものが、「京都らしい都市景観」であるということになる。どのような「京都としての特徴」を、どのようにもっているかが、「京都らしさ」を区別するものであり、それは絶対的な価値をあらわすというよりも、相対的な、あるいは多様な価値の概念なのである。

また、「京都」は歴史的な概念である。したがって都市

域や都市景観が時代ごとに異なっているように、「京都としての特徴」も時代によって異なり、当然ながら「京都らしさ」も時代によってちがうということになる。

このような意味で、「京都らしさ」の歴史上最も大きな変化は、京都が「京都」でなくなったとき、すなわち天皇の住む都、また日本の首都でなくなったときに生じた。「京都としての特徴」や「京都らしさ」は、「京都」ではなくなった近代になって大きく変化したにちがいない。前近代と近代では、「京都らしい」の意味が大きく異なっているはずである。

（2）「京都」ではなくなった京都

京都は、1100年のあいだ、首都であった都市である。首都「京都」であった京都の「京都らしさ」とは何であろうか。それは首都「京都」が形成した都市文化、「京都」文化であろう。首都としての京都がよく備えていたもの、すなわち、それぞれの時代にあって政治・経済・文化・宗教・情報の中心、交流の拠点であり続けることによって獲得した現代的・先端的・伝統的・中心的な文化、日本を代表する都市文化こそが、「京都」文化であり、「京」を冠して呼ばれるものなのである。そこに「万代の宮」、すなわち「永遠の都」京都の「京都らしさ」を認めることができよう。

「花の田舎」へ 「京都」としての地位の喪失は、突然のできごとではなく、江戸時代初期から徐々に生じていた。徳川幕府が江戸を現実の統治権力機構の所在地としたため、首都機能の事実上の移転が生じていたのである。このように現実の京都と首都としての「京都」との乖離は、江戸期（あるいは戦国期）から始まっており、「京都」が、江戸・大坂と並んで、近世「三都」の一つと数えられるに至ったことが、京都の凋落を端的に示している。

こうして花の田舎へのゆるやかな変化が始まる。

「京都」が東京へ——東京遷都 政権争いの熾烈であった幕末期に、一度「京都」が復活したような状況が生まれるが、しかし結局、東京遷都がおこなわれ、京都は首都の地位を喪失した。京都は都市のアイデンティティの喪失を否応なく体験することになった。興味深いことに、あるいはきわめて皮肉なことに、京都の名称は残された。首都でなくなると、当然のことながら「京都」ではなくなるのに、地名として京都の名が残されたことは、京都の形骸化を示すものであろう。

京都において、首都の意味はしだいに希薄になり、かつての首都「古都」となった。

新たなアイデンティティの模索 このような大きな変化の後、京都に何が残ったか。京都は、残されたものを懸命に発見することによって、アイデンティティの回復をめざした。それは、かつて「京都」であったこと以外の何ものでもあるはずがない。1100年の間、首都として蓄積し続けた歴史と文化（たんなる地域文化ではない、基層的な文化）の継承、伝承こそが、京都が京都であることにつながる。それは、次のように語られる。

其名所旧跡は千百年歴代の文化を語りて盡くる無きの興味を與ふ、而して此事まことに他に特異なる所にして、

（『京都日出新聞』明治28年（1895）10月30日）
 そしてもう一つのよりどころが「京都」であったことの属性の一つ、「山紫水明」である。

山紫水明、此の天然の美を除きては京都無しと云うも不可無きなり、（中略）山水の美風光は即ち京都主一の元素たり、

（『京都日出新聞』明治28年11月1日）

このような意見が広く受け入れられたからこそ、京都市の市制施後、周辺の山々を含む広大な地域、洛外の町村が京都市の市街地に組み込まれることになった。かつての「京都」の地理的範囲は、こうして京都市の行政区域となったのであり、「京都らしい景観」の保持と、京都の近代化の基盤が成立し、近代京都が誕生する。

新たなアイデンティティと京都の空間的基盤が近現代の京都を規定したのであって、「京都」のルネッサンスといえないこともない。京都は、「もはや権力の中核や経済活動の場ではなく、過去の輝かしい文化を保存する象徴的場

所」となりつつあるし、そうあらねばならないのであろう。

（3）「京都らしい都市景観」とは

「京都らしい都市景観」の特質は、「京都」のアイデンティティを象徴していること、また「京都」の歴史と文化をイメージさせることであると考えられる。以下では、その特質を少し敷衍し、具体的な事例をあげてみよう。

1）山紫水明の自然

- ① 平安京三山（神楽岡〈吉田山〉・船岡・双ヶ岡）と
京都三山——その山並みと植生
- ② 「京都」の原風景、近景・中景・遠景の三重構造
- ③ 鴨川・堀川・白川・紙屋川・大堰川
- ④ 糺の森
- ⑤ 深泥ヶ池

2）「京都」のイメージや記憶を喚起し、あるいは「京都」のイメージや記憶を喚起する景物と調和する。

- ① 「京都」の原型・平安京……グリッドパターンの町、東寺、神泉苑
- ② 首都・「京都」……京都御所・公家邸
- ③ 戦国時代の京都……上京・下京の町割
- ④ 「城下町」京都……二条城とその周辺
- ⑤ 首都「京都」の宗教性……本山寺院と門前境内
- ⑥ 近代京都……近代建築と歴史・自然環境
- ⑦ 重層する「京都」の都市空間の秩序と構造

3）自然と調和しつつ、「京都」の記憶につながる都市景観（Urban Cultural Landscape）である。

- ① 自然・歴史・文化・建築が渾然一体となった、名勝・名所……世界文化遺産「古都京都の文化財」が体现している景観・風景
「京都としての特質」を最もよくそなえた都市景観であり、「京都」のアイデンティティを最もよく象徴する都市景観ではなかろうか。

なお、「京都」イメージがマスコミを通じて国内外に流布され、広く共有されていることにも留意しておきたい。米国・マイクロソフトの製品に含まれる画像のひとつに、「Kyoto」と名づけられたものがある。夕暮れの山並みを背景にたたずむ五重塔のシルエットを描いており、おそらく東寺の五重塔と東山が題材となっているのであろう。これが京都をイメージさせることは確かであるが、そのような「京都」イメージの多くがステレオ・タイプ（型にはまって固定）化しているということもできよう。

2 「京都らしい」都市景観の形成

京都が「京都」であるということ。何を失うと、京都は京都でなくなるのか。京都は「京都」として生み出してきた「歴史と文化」の総体を継承している。それらを、どのように、どれほど多く活用・継承していくか、にかかわっている。

(1) アイデンティティの継承

1200年をこえる歴史都市・京都にはいくつもの時代・社会が織りなした空間構造が重層している。たとえば、伝統的な空間構造として次のようなものをあげることができよう。

- ① 都城の空間構造——街区と道路と空閑地
- ② 浄穢の空間構造——内裏・平安京・山城国境
- ③ 内裏 → 平安宮 → 平安京 → 平安京外 → 三関
- ④ 里内裏 → 左京・洛陽 → 京外・洛外
- ⑤ 〈町〉の空間志向——平行軸／直交軸／垂直軸
- ⑥ 通り庇——道と町家の中間領域＝共用空間
- ⑦ 町家の空間構造——オモテ（生業）／ナカ（居住）／ウラ（庵・離れ・借家）、オク（茶屋・茶室）

これらは、古代・中世・近世にみられた典型的な空間構造であると同時に、時代を超えて受け継がれているようにみえる。このように空間構造の重層性を保持し続けていることが、京都を京都らしくさせている。京都の景観の特質は、優美な十二単のように、都市空間そのものが「合わせ」と「重ね」による対比と調和の美をもっているといえよう。

こうした多彩な空間構造を保持し、また再生することは、京都のアイデンティティの継承、また都市景観の再生につながる大切な試みである。京都の空間構造は、歴史においては前近代の権力・統治・生業・文化・自然がもたらした空間構造であったが、現代にあっては自然と歴史と文化のもたらす空間構造が大切であろう。たとえば、Urban Cultural Landscape として「通り庇」——道と町家の境界領域であり、共用の空間——を再生したり、「町家」や「洛中洛外」の再生を構想したりすることは、とりわけ前近代の権力や社会がもたらした空間構造のうえに、環境との共生を願う都市民が新たな空間構造を付け加える動きとして望ましいことではなかろうか。

現在、阪神大震災級の地震がそれほど遠くない時期に発生すると予想されている。旧市街地の多くや、三山の山麓

部において京町家を含む木造家屋の被害は甚大である。震災復興がふつうの都市計画手法で実施されるならば、旧市街地の景観は、建築的にも、都市空間としても完全に失われ、アイデンティティの喪失に至ることになる。古都京都にあって地震災害を想定した都市防災は不可欠である。

(2) オーセンティシティの継承

「京都らしい都市景観」を形成するにあたって、アイデンティティの保持・継承とあわせて重要なことが、オーセンティシティ（Authenticity 真正性・真実性・らしさ）をどのように保持するかということである。「京都らしい都市景観」は、にせものやまがいものであってはならないのである。

オーセンティシティの評価は、世界文化遺産の評価、すなわち形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他の内外的要因、などの情報源の評価にならっておこなえばよいであろう。

環境理念 これまで古代が名所を、中世が十境を、近世が八景を流行・発展させてきたように、現代でも新たな社会にふさわしい環境理念が生まれている。昭和41年(1966)に制定された古都保存法は、「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡などが周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」を「歴史的風土」とした。

また昭和50年(1975)改正の文化財保護法は、伝統的な建造物群が「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している」状況を価値の高い重要なものとして新しく認めた。これらは、建築文化遺産を保存する100年の歩みのなかで成熟してきた理念が、法に反映されたものといえよう。

そして世界文化遺産リストへの登録が広く進むなかで、新たな文化遺産として Cultural Landscape 文化的景観が注目されるようになった。興味深いことに、この概念は日本前近代の環境理念を受け継ぎながら生まれた文化財概念「名勝」にきわめて近い。

近年になって建築と史跡と名勝とともに歴史的環境を構成するものとしてみる視点、また都市を自然との関わりのなかで捉える視点など、総合的かつ融合的な考え方が定着しつつある。都市景観デザインは、このような新たな社会にふさわしい建築・環境理念——建築文化遺産を保存するなかで成熟してきた理念——にもとづいてなされなければ

ならない。

今、これらを新たな21世紀社会にふさわしい建築・環境理念として捉えなおし、それにもとづいて今後の建築・都市デザインを進めることが大きな課題である。近代において解体された「自然」を再構築し、生活と自然と歴史と文化が調和した都市景観を保全し、再生することこそ、京都のアイデンティティとオーセンティシティを継承しながら、未来の生活空間をつくること、京都らしい都市景観をつくることにほかならない。

文化的景観の保全・継承・再生は、そのために大きな役割を果たすことが期待され、また可能であると考えている。

3 「京都」の文化的景観

(1) 概要

- 1) 「京都」は、遷都を契機として形成された首都平安京およびその近郊農村を基盤とする。
- 2) 平安京の市街地の形態は考古学、歴史学、地理学、建築史学の成果によってほぼ判明しており、その後の変遷は古代の平安京図や戦国期の洛中洛外図屏風、近世・近代に版行された多くの地図類において確認することができる。
- 3) 三山、鴨川・桂川・紙屋川・堀川と近世の高瀬川、近代の琵琶湖疏水、また条坊制・条里制の方格状地割が、京都の市街地の街路および街区の構造を決定している。
- 4) 自然はもとより平安京・京都の栄枯盛衰と深く関わり織りなされた歴史と文化、人々の生活と生業が一体となって現在の市街地の環境が作り出されている。
- 5) 「京都の文化的景観」は、わが国における首都の発展の各段階を投影した都市構造を現在まで継承し、山並みや河川、街路網などの諸要素が現在の都市景観に反映されるとともに、洛中・洛外が醸成した伝統と文化に基づく社寺や町並みが独特の歴史的風致を生み出す貴重な文化的景観である。

(2) 特性

「京都の文化的景観」だけがもつ、他と異なった特別の性質とは、どのようなものであろうか。まず「京都」の首都性を示し、ついで文化的景観の特性を列挙しよう。

「永遠の都」――首都性

- 1) 1000年をこえて日本の首都が立地し、機能したこと。「永遠の都」としての首都性。
- 2) 日本の首都の各発展段階において、首都（中心市街地→市街地）と後背地（周縁地域、農山村、港町など）、そして周囲の自然が織りなす同心円的ネットワーク構造が重層している。
- 3) 「京都」の文化的景観の基盤をなし、構成要素でもある京都盆地のそれぞれの地域は、大小さまざまな規模をもち、また第1次産業から第2次・第3次産業に関連し、多様な歴史と文化、個性・アイデンティティをもっている。さらに首都圏の空間構造のなかでそれぞれ一定の地位を占めている。
- 4) 「京都」は長い歴史のなかで創り出されたさまざまな都市類型・集落類型を含んでいる。都市と生活文化のエコミュージアムということができよう。
- 5) 平安京・京都は、それ自身が「巨大都市」と「小京都」を経験し、また度重なる「都市災害」（自然災害や人災）を乗り越え持続してきたことは、他の都市にない独自の経歴である。
- 6) 平安京・京都はのちの鎌倉や江戸、各地の小京都などの規範となった。

「京都」の文化的景観の特性

- 1) 「京都」の文化的景観がもつ特有の性質は、「京都」という歴史的な都市・地域の特性に由来する。
- 2) 豊かな自然に恵まれた京都盆地とその周辺、すなわち「京都」とその後背地における1200年をこえる人々の生活と生業、風土によって形成された景観地であり、かついくつもの時代の歴史と文化が共存・複合・重層して形成された景観地である。「京都」のすべての景観は、文化的景観である。
- 3) 都の人々の営みにより育まれた都市の文化的景観と、都を支える生産・流通・往来の地の人々の営みにより生み出された農山村の文化的景観からなる。
- 4) それぞれの地域は、古代から現代に至る各時代の人々の基盤的な生活、また生業の特色を示す、いくつもの典型的なあるいは独特な文化的景観である。
- 5) 歴史的・文化的・空間的に特色豊かな地域の文化的景観が、あるいは重なり、あるいは合わさって、「京都の文化的景観」、その都市性や地域性をつくりあげている。

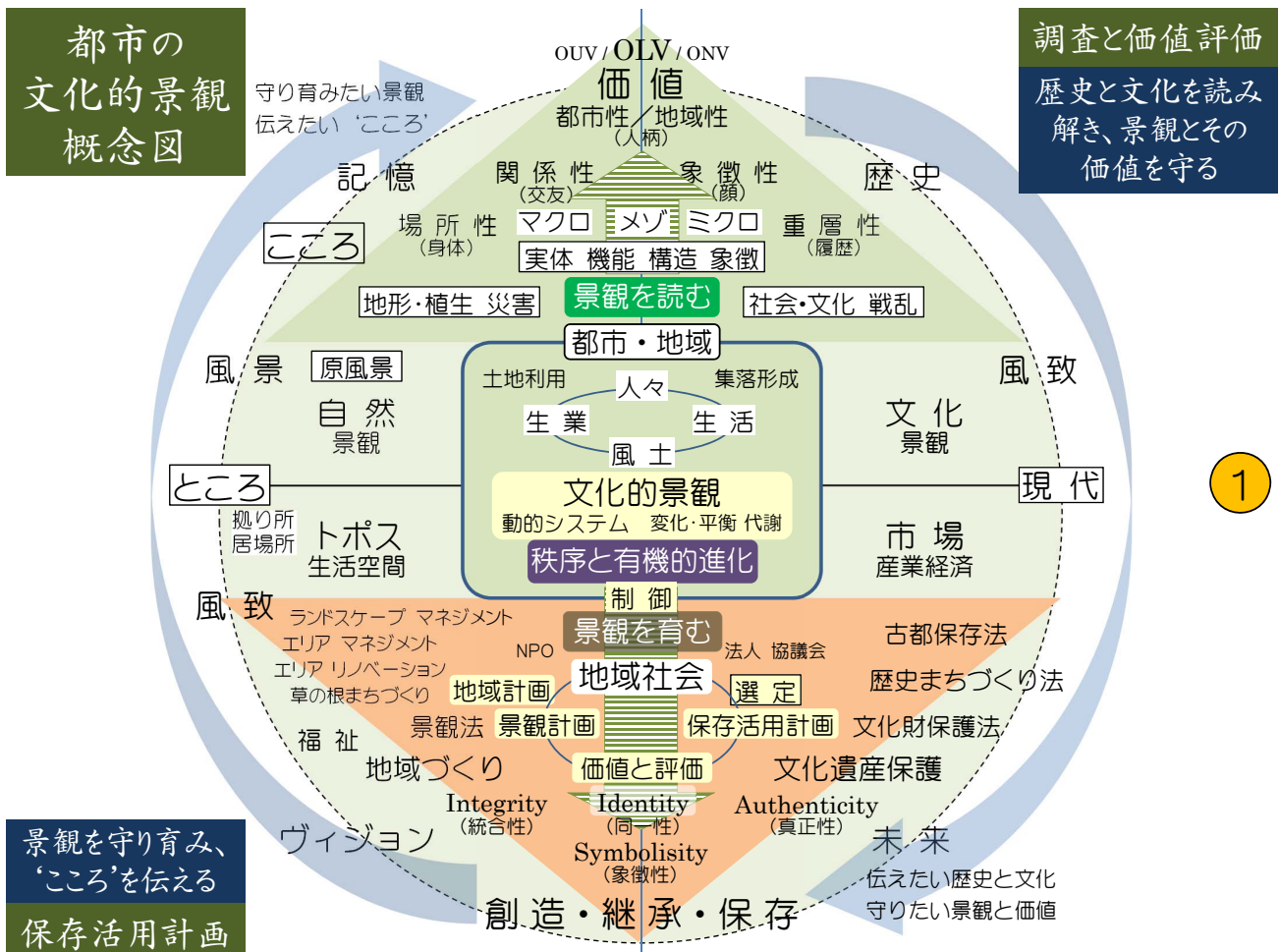
- 6) 統合された「京都」のアイデンティティを形づくるのは、「永遠の都」すなわち首都性の喪失を乗り越えて「古都」を継承する道を選んだ生き方である。
- 7) 「京都の文化的景観」をモザイクにたとえるなら、材料・材質や色・形、大小もさまざまなテッセラ（細片）＝地域からなる壮大なモザイクといえよう。
- 8) 床面を装飾するモザイクの中心部には特別な主題を表した象徴的な部分があり、エンブレマと呼ばれる。「京都の文化的景観」のエンブレマは2つあり、1つは京都御所・京都御苑、もう1つは平安時代から続く中心市街地（四条烏丸周辺、祇園祭山鉾町）である。前者は「みやこ」を象徴し、後者は「みやこ」の生活と生業を象徴している。

(3) 価値

「京都の文化的景観」は、京都盆地の豊かな自然と平安京から1000年をこえる首都、そこに生きた平安時代から現代に至る各時代の人びと人々の生活また生業の特色をすものであり、「京都」の歴史と文化が重ね合わさる文化的景観、日本にもまた世界にも類のない独自の文化的景観として価値が高い。

（高橋 康夫）

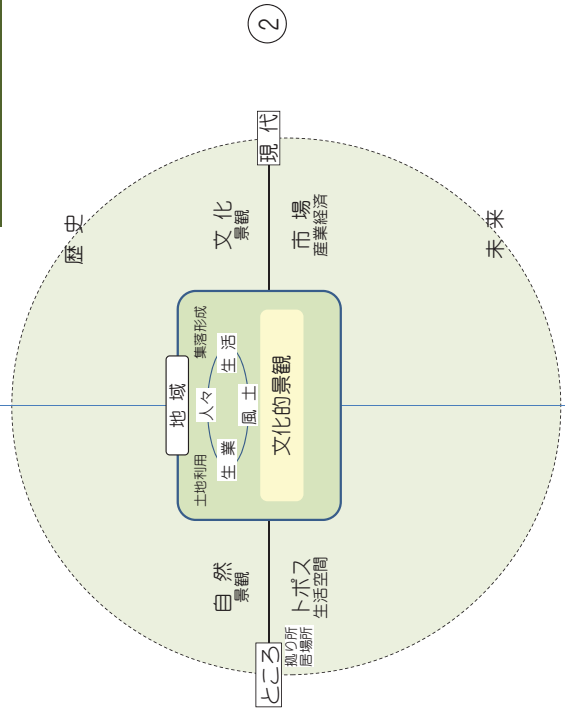
※以下の概念図は、「文化的景観」について、調査と価値評価、及び保存活用計画の観点から、その成り立ちを順序立てて説明しようと試みたものである。



文化的景観の定義

都市は、多様な特性をもった大いさま
な都市である。その中でも、京都は、
・都市の歴史・文化・風土・生活・産業・自然・環境・景観・価値を有するダイナ
ミックな組織体である。
・都市の文化的景観は、数多くの地域・エ
コトープ・モザイク（モザイク）といえる。
・（モザイク）の主題は、都市の景観。

都市の特性を捉える視点
——文化的景観に即して



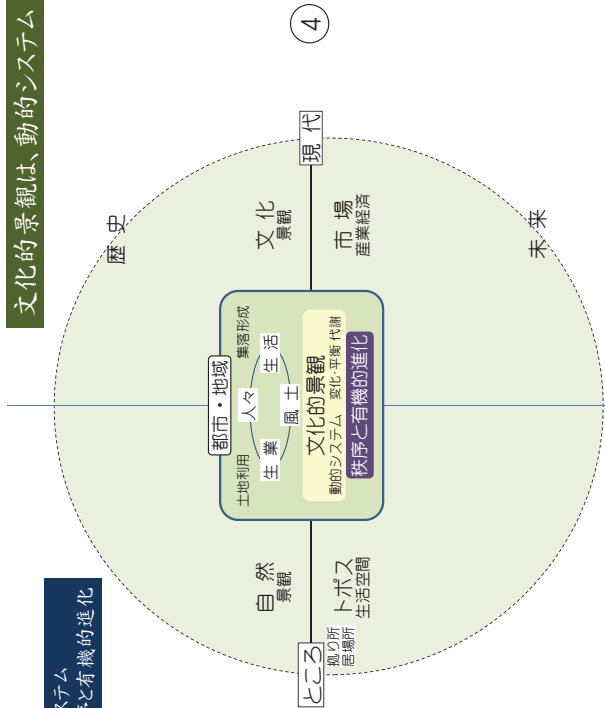
文化的景観の価値

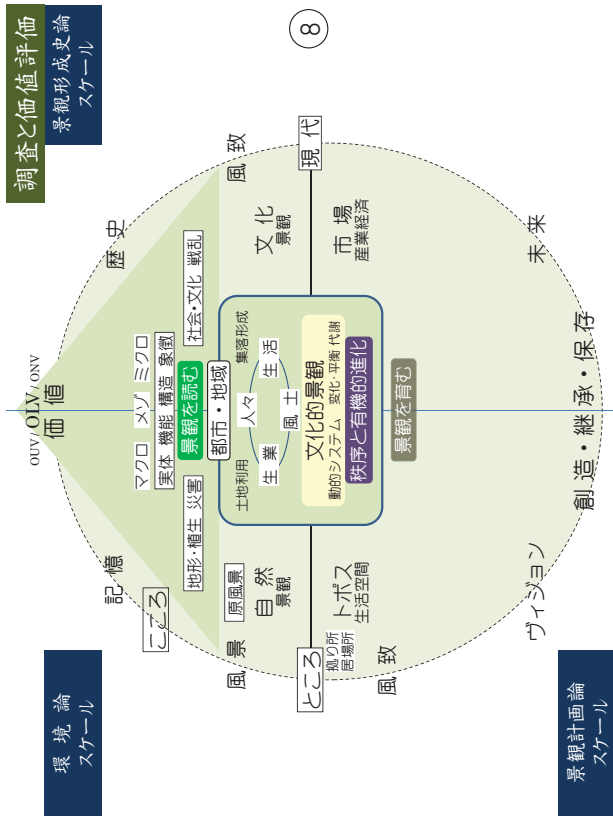
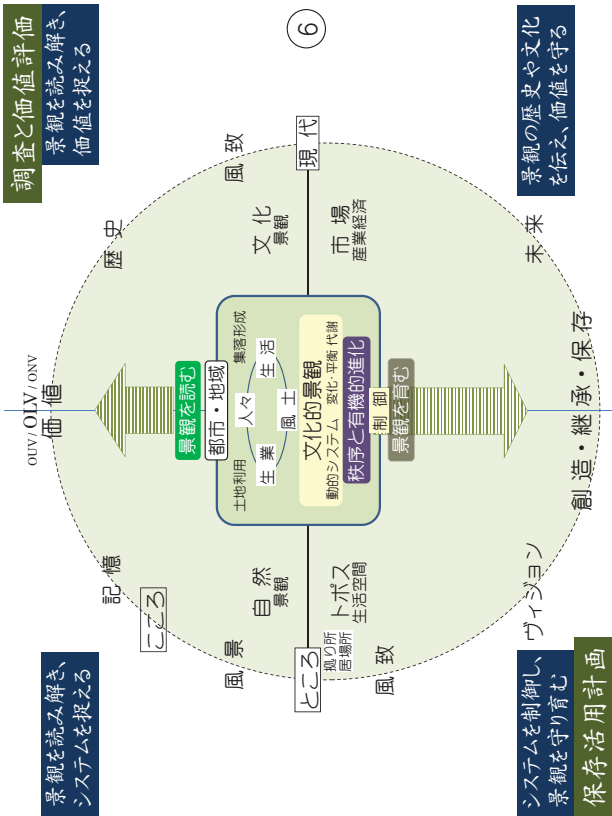
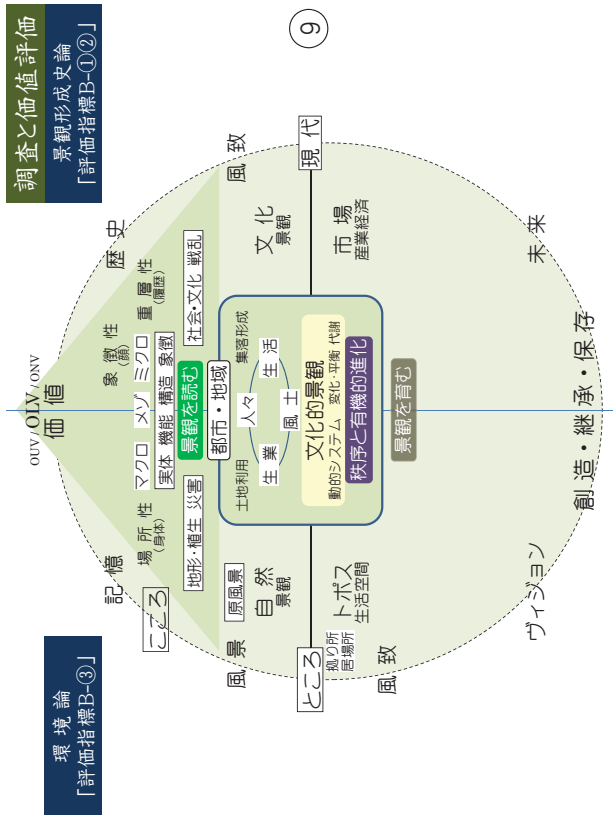
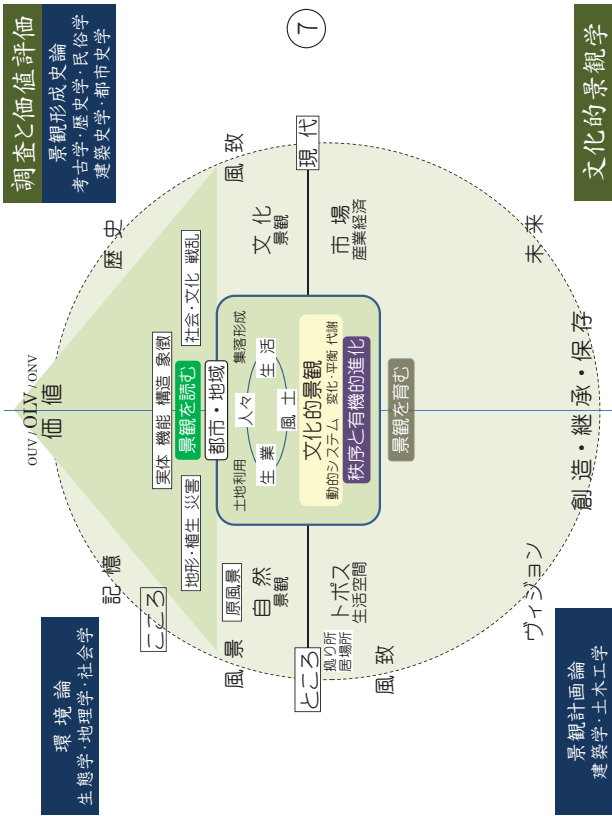
普遍的な価値
OIV/OIV/ONLY

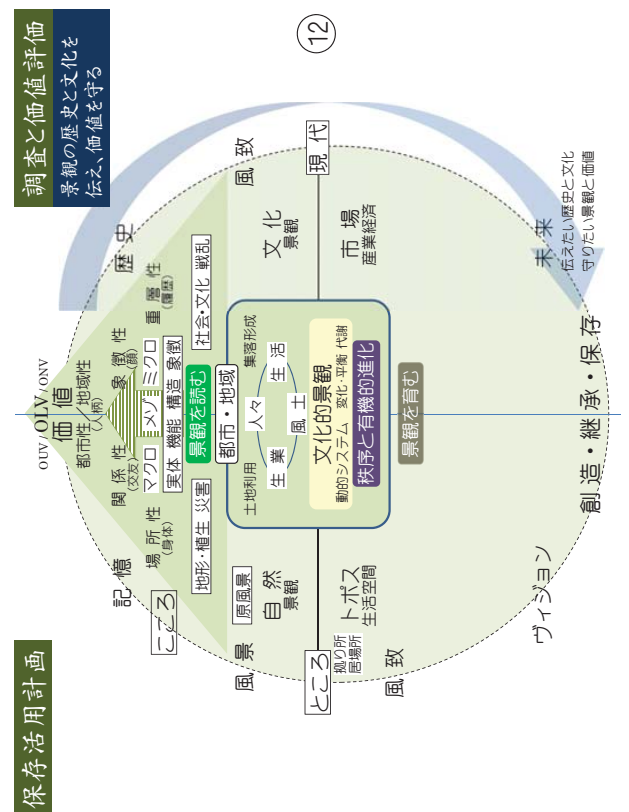
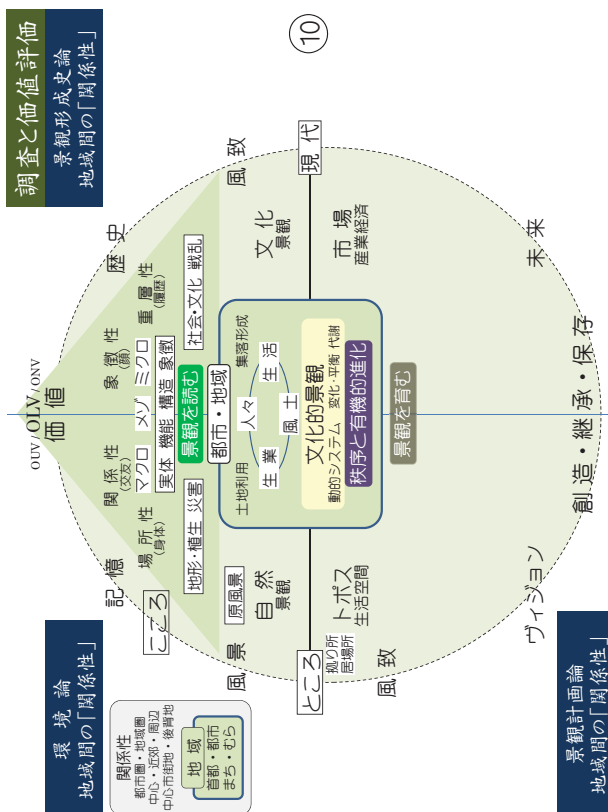
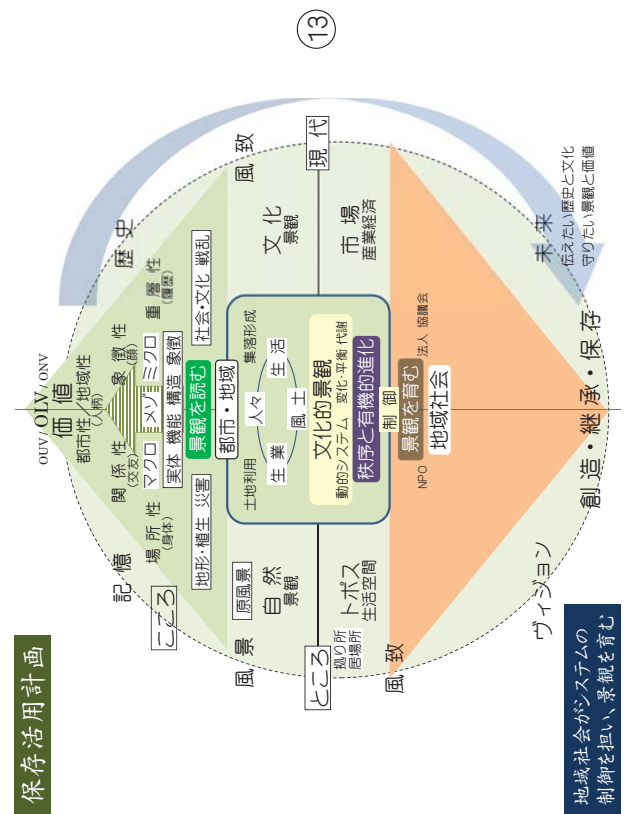
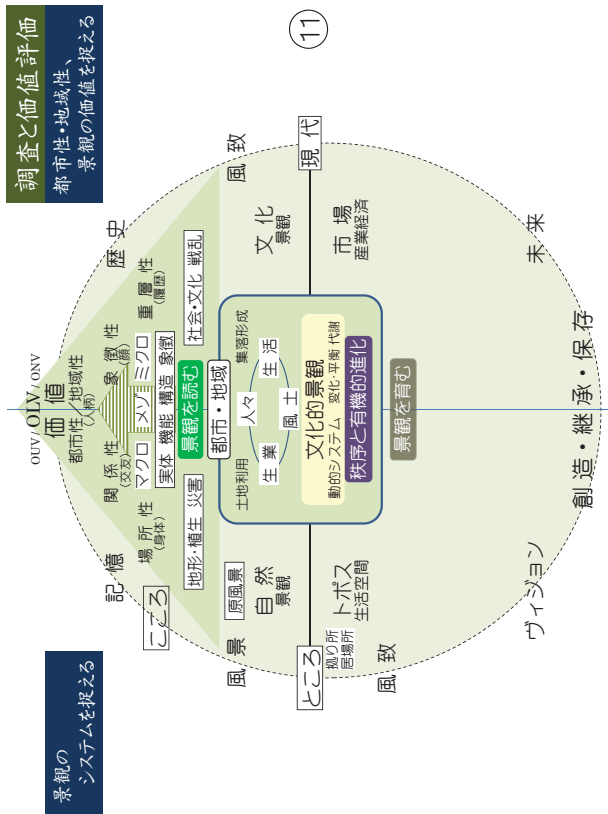
景観と風景、風致
風景と記憶、ヴィジョン
「ところ」と「ところ」

文化的景観は、動的システム

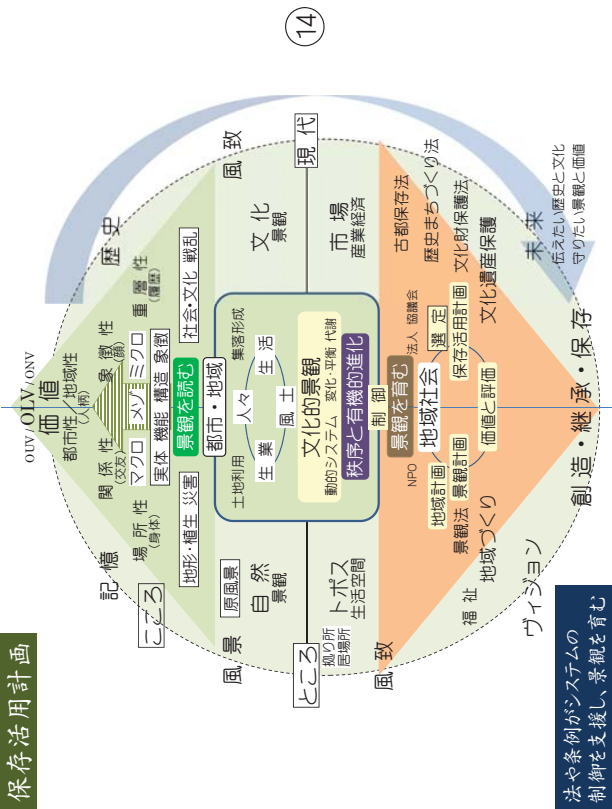
変化するシステム
——秩序と有機的進化





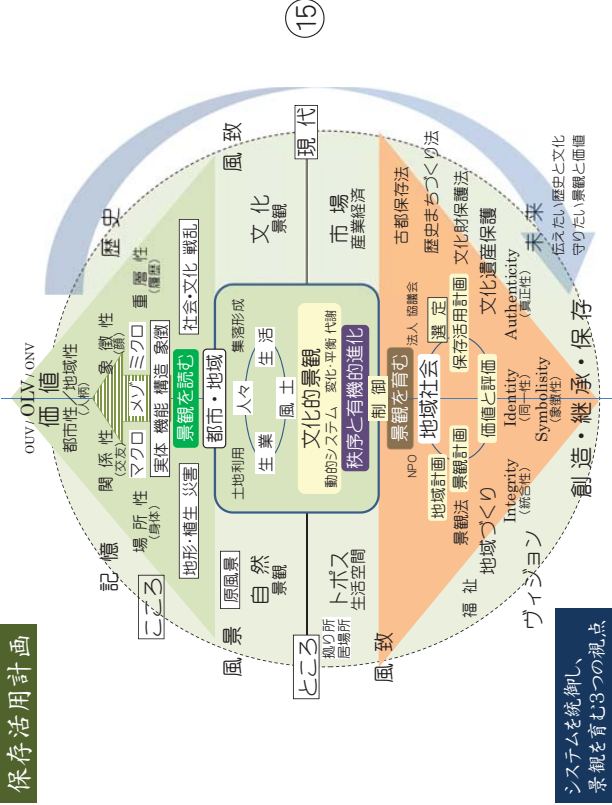


保存活用計画



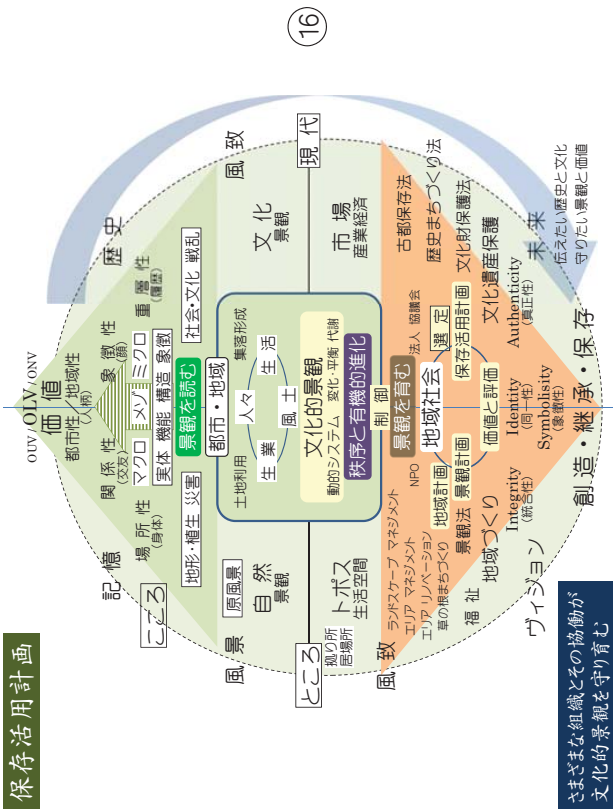
法や条例がシステムの
制御を支援し、景観を育む

保存活用計画



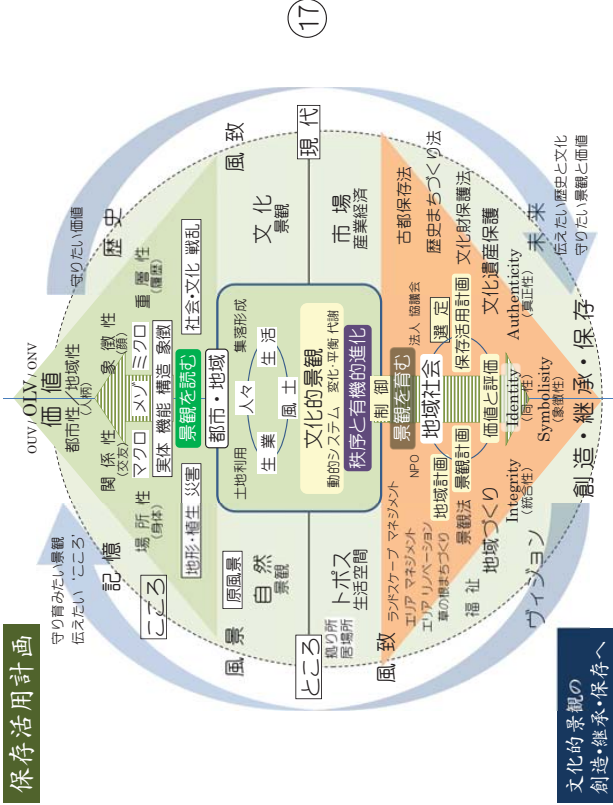
システムを統御し、
景観を育む3つの視点

保存活用計画



さまざまな組織と
その協力が
文化的景観を守り育む

保存活用計画



文化的景観の
創造・継承・保存へ

特論1 「京都」のまとまり——近世京都図を出発点に

1 はじめに

日本の地理学にドイツ地理学よりラントシャフト論が導入された際、さまざまな説が展開されていたが、なかでも辻村太郎（1937）に代表される「眼に映ずる景色の特性」、すなわち可視的な領域に限定して捉える議論と、小牧実繁（1937）に代表される「広がりのある、物の充填した、統一ある全体としての土地」という、統一ある地域として捉える議論の2つが影響をもった。ラントシャフトは「景観」という訳が与えられ、一般的な語義としては辻村の言うような可視的な側面が強調されたが、景観論としては可視的な側面にとどまらず、意味あるまとまりとしての地域を射程に入れる議論も常に一定の役割を果たしてきたのである。

文化的景観に関して、こうした景観をめぐる研究史をふまえるならば、「広がりのある、物の充填した、統一ある全体としての土地」の個性を抽出し、それが「眼に映ずる景色の特性」として表れている要素を中心に保存活用を図るのが文化的景観だということになるだろうか。重要な景観構成要素として抽出されるのはあくまでも可視的な（そして不動産の）地物であるが、景観の価値を判断する際に可視的な側面に限る姿勢がふさわしくないことは火を見るより明らかである。

この際、問題となるのが「広がりのある、物の充填した、統一ある全体としての土地」をどのように設定するか、という点である。特に文化的景観の場合、自然、歴史、生活及び生業という3つの視点が重視されるわけだが、そうした視点からまとまりある地域を抽出するとしても、そこにはいくつかのスケールの設定が可能である。その際、最小スケールもさることながら、地域を広域にとったときのまとまりを検討することが重要となる。

ここでは、「京都の文化的景観」という場合、いかなるまとまりが可能となるのか、またその関係性はいかなるものなのか、という問いを検討したい。その出発点として、近世の京都図の描写範囲を手がかりとする。

2 京都という枠組み

デジタル地図と異なり、紙に表現される地図は表現範囲（図郭）が限定される。測量図の場合、図郭は規則的に区切られるが、測量成果に依らない図は、実際の地域を歪めて紙面に収めることが可能であった。逆に言えば、地図に表現された範囲は、まとまりをもつ一定のエリアとして地図作者が考えていた、ということになる。

江戸時代になり、出版京都図が登場した当初の表現範囲は、平安京の左京域を中心に展開した都市域（洛中）のみであった。しかし、その後に刊行された図をみていくと、次第に洛外まで表現が拡張されるようになる。

そして、承応3年（1654）に無庵によって刊行された『新板平安城東西南北町并洛外之図』（図1）において、比叡

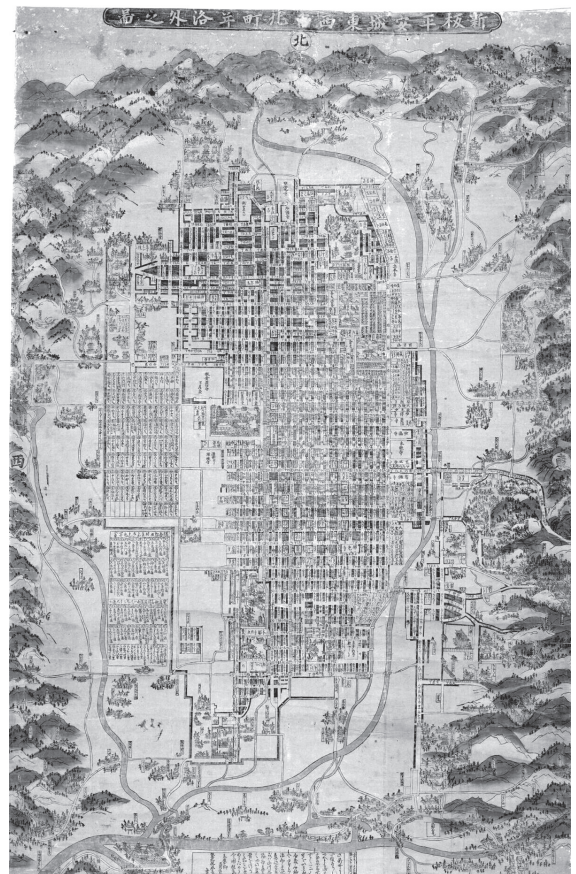


図1 『新板平安城東西南北町并洛外之図』（承応3年刊）京都大学附属図書館蔵

山—宇治—石清水八幡—愛宕・^{とが}梅ノ尾という範囲の描写が登場する。いずれも京都郊外に位置する主要な寺社が意識されているが、とりわけ比叡山と石清水八幡は都を守護する役割が唱えられてきた寺社である。また、それと同時に東山・北山・西山という山地と宇治川・^{おぐら}巨椋池という水域からなる自然障壁で囲まれたまとまりある範囲が設定されており、そうした連続的に表現しうる自然物が画面端部に来ることで、画面全体が引き締まる安定的な構図を京都図にもたらしことになった。

この歴史的にも自然的にも明確な境界点ないし境界線をふまえた構図はその後に続く出版京都図に踏襲されることになり、地図における「京都」の範囲として定まっていた。また、『新板平安城東西南北町并洛外之図』は都市域(平安城東西南北の街並み)と郊外(洛外)の図というタイトルだが、同じ構図を踏襲したその後の図は、『新撰増補京大絵図』(林吉永、貞享3年〈1686〉刊)であったり、『懷宝京絵図』(正本屋古兵衛、安永3年〈1774〉刊)であったりと、「京(都)」の図であることを謳っている。都市域を超えた広域の「京都」のまとまりを表現する図として作製され、そして利用されていったのである。

この「京都」の範囲を領域でみると、^{おとくに}乙訓郡、^{かどの}葛野郡、^{おたぎ}愛宕郡、紀伊郡、宇治郡となる。ただし、少なくとも近世中期頃までの出版京都図には葛野郡や愛宕郡の北部や宇治郡の東部・南部は地図の画面に含まれておらず、地理的な単位である郡と「京都」イメージは厳密には一致していなかったことになる。

また、実際の紙面に占める北部・南部の割合は小さく、実際に比して大きく圧縮されている。それは都市域(洛中)をより大きく表現しようとした反動であるが、それでもなお宇治や八幡、また北部の諸地域を描きこもうとしたところに、当時の「京都」に対する地理認識が現れているとみることができる。

3 都と郊

(1) 生業にみる圏構造

次に、都市と郊外とで構成された「京都」が、どのような構造を持っていたのかについて、特に生業という視点から確認する。

京都図の構図とも大きく関わるが、京都は平地部(京都

盆地)を山河が囲む地理的環境となっている。その中心部に都市たる京都があるのは間違いない。現在の京都は都市域が平地部の大部分を覆っているが、少なくとも近世までの平地部には都市と村落があり、その間を田畑が埋めていた。そして、そのさらに外側には山地が広がり、小盆地や溪谷沿いに山村が点在していた。理念的にみれば、内側から外側に向かって都市—近郊農村—近郊山村という3つの圏域からなる構造が「京都」を形作っていたことになる。

京都近郊農村では水田耕作も見られたが、『拾遺都名所図会』(秋里離島、天明7年〈1787〉刊)巻1にみえる壬生菜を収穫する風景にもあるように(図2)、蔬菜の生産が盛んであった。重要文化的景観「京都岡崎の文化的景観」の選定地もそうした近郊農村の典型で、近世中期以降には聖護院きゅうり、聖護院だいこん、聖護院かぶといったブランド化した蔬菜が栽培されるようになった(高嶋2003)。

こうした蔬菜栽培が盛んな理由の1つは土壌の条件が適していることによる。たとえば聖護院かぶや聖護院だいこんが有名な岡崎地区は東山に位置しているが、『雍州府志』(黒川道祐、天和2年〈1682〉～貞享3年〈1686〉作)巻六土産門雑菜部には「東山吉田辺の土地は砂多くして和柔なり。故に大根、土に入ること深くして、自然に長大なり。その味、佳なりとす」といった記述がある。東山は鴨川や白川によって運ばれた砂が堆積しているが、そうした土壌を活かして栽培されていたことがわかる。

しかし、こうした土壌条件に加えて都市との経済的関係も重要である。ドイツの地理学者チューネンは、『孤立国』(1826年刊)の中で都市(消費地)から離れるにしたがつて生産物が変化していくことを理念的に示した。チューネ



図2 壬生菜の収穫風景
『拾遺都名所図会』巻1、国際日本文化研究センター蔵

ン圏モデルと呼ばれるこの古典モデルにおいて、都市の周辺では酪農や園芸農業が展開するとされている。それは牛乳や野菜は痛みが早く、輸送に時間をかけられないこと、土地集約的な生産であり、単位当たりの収入が一定以上あるため、（都市近郊で高値となる）地代をまかなうことができることなどが関係する。

近世日本の場合、牛乳を飲用する文化は定着していなかったため酪農業の分布はみられないものの、野菜の園芸農業が広がる点はこのモデルによくあてはまる。保存がきき、長距離輸送が可能な稲は消費地から離れた場所で栽培しても消費地に送ることが可能であった。都市近郊農村にとって、競争相手の多い稲作よりも、園芸農業に特化した方が地理的個性を活かせることになる。実際には、土地条件に合わせて稲作と畑作とを組み合わせた農業形態となるが、都市近郊であるがゆえに蔬菜園が広がっていた点が景観上もしくは地域的な特徴である。自然条件に応じた特徴的な蔬菜が栽培され、産地化していく動きは近世になってから本格化していく。いわゆる京野菜として知られるものの多くも近世中後期に登場したものであることが知られている（高嶋 2003）。

また、都市近郊の場合、都市から糞尿を集め、それを田畑に肥料として投入できる利点もあった。土地集約的な農業形態となる園芸農業の場合、こうした肥料確保は重要な要件となる。図3は明治26年（1893）頃の岡崎の写真だが、蔬菜園のなかに野壺がみえることを確認したい。

チューネンは園芸栽培地帯の外側に林業地帯を配置した。チューネンモデルはフラットな平地が前提となったモデルであるが、ここに林業が置かれるのは、材木が重量があり

輸送コストがかかること、それでいて都市では必須の材であることなどが理由となる。

京都の場合、園芸栽培地帯の外側に山地が来るために、自然条件的にも林業地帯となる。ただし、京都図に見えた「京都」の範囲の山地は、いわば京都盆地から見える範囲の山地であり、材木というよりも薪炭材の供給地という側面を強く持つ。材木としては「京都」のさらに外側の地帯に配置されている（後述）。「京都」のなかの山村を（山村ではなく）近郊山村と位置づけたのもそのためである。

図4は『拾遺都名所図会』の鞍馬山に関する挿絵である。「鞍馬の奥より都へ運送の図」と注記されるように、炭を担いで都に売りに行く様子が表現されているが、背後には炭焼小屋もみえている。『雍州府志』土産門竹木部にある炭の項では「山城国において、鞍馬山ならびに小野里の産、宜しとす」とある。ちょうど「京都」の枠組みのもっとも縁辺付近とってよいだろう。

また、黒木とよばれる生木を乾燥させた焚き付け材が京都近郊山地からもたらされていた。『雍州府志』土産門竹木部の黒木の項では「多くは洛北、矢背〔八瀬〕、大原、鞍馬より出づ」と紹介されている。また、同項には、黒木を使った八瀬のかま風呂についての照会もあり、「三四月の間、入り来る者多し。肌膚を潤し、筋骨を和らぐ。摂州有馬の温湯と相比並す」といった評判も載せられている（図5）。

また、「京都」西部の山地には竹林地帯があることは特筆しておく必要がある。竹林はたけのこ産地として捉えると園芸農業地帯に類する地区となり、竹材の産出地としてみれば林業地帯に類する地区となる。『雍州府志』土産門

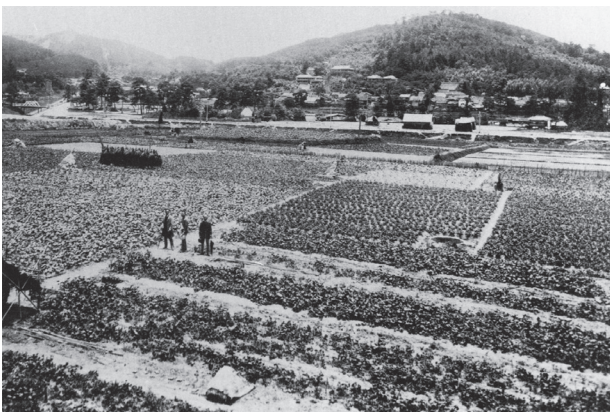


図3 明治26年頃の岡崎 平安神宮蔵

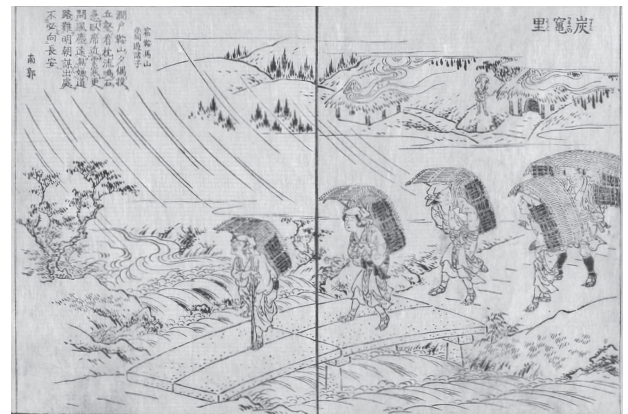


図4 鞍馬炭の運搬風景
『拾遺都名所図会』巻3、国際日本文化研究センター蔵

竹木部の竹の項では「所々にこれあり。西郊の産、特に大なり」と記載されており、育ちのよい竹が採れる地域として紹介されている。なお、西山の竹は筏を組み、桂川を利用して運搬された。そのため、竹材の供給地は京都だけでなく大坂も含まれる点は考慮に入れる必要がある。

たけのこ栽培にあたっては、柔らかい土壌を作り出すための工夫がみられ、またホリと呼ばれる独特の道具を使って掘り出す技術が発達した（長岡京市教育委員会編 2000）。竹林の広がりには歴史の変遷がみられるものの、西山には現在もなお管理された竹林がみられる（図6）。

チューネンは農業（土地からの生産物）に視点を置いていたが、京都の近郊農山村において注目すべき生業として石材業がある。とりわけ、京都には庭を有する寺社や殿舎が多くあった。そうした庭に利用される石材の多くは、京都近郊から供給されており、地域ごとの特徴によって用途が異なっていた。その代表格は北白川の白砂（白川砂）であり、朝廷や寺社において、清浄な空間に撒かれるのが常



図5 八瀬のかまぶろ



図6 大枝の竹林

であった。また、北白川南部の浄土寺や鹿ヶ谷で産出する浅紫の石は庭園の庭石として利用された。ほかにも、北白川北部の洛北や高野川で採れる砂礫粒を含まない硬い石は漬物石に使われており、鞍馬では火打ち石が産出するなど、生活上で利用される石材も、近郊からもたらされていた。

（2）「京都」の北と東の世界

先に、近世京都図にみえる「京都」という枠組みと郡域とは一致しないことを確認した。「京都」に含まれる乙訓郡、葛野郡、愛宕郡、紀伊郡、宇治郡は山城国の北部を占めることになるが、「京都」がそのまま山城国北部と一致するわけではない。そのずれは「京都」の東（東南）側と北側に見出せる。

東側は宇治郡の北部、現在の京都市山科区が当てはまる。奈良時代は（古）北陸道、平安時代からは東海道・東山道・北陸道が通過する交通の要衝であり、「京都」と東日本各地との間を行き来する人々、物資、情報が通過していく地域であった。そのため、街道沿いを中心として、流通・往來に関わる生業や空間が成立していた（図7）。

また、山科と近江国との境にあった逢坂関は、古代三関（鈴鹿・不破・愛宕）と並ぶ重要な関であると同時に、畿内と畿外を画する関でもあり、百人一首にも採用された一句「これやこの行くも帰るも別れつつ知るも知らぬも逢坂の関」（後撰集・雑1・1089：蟬丸）を持ち出すまでもなく、逢坂関までを一体的に捉える心性も存在した。

歴史的にみても、9世紀に建立された醍醐寺がその後、豊臣秀吉の花宴の場として設定されたり、また15世紀後半に建立された山科本願寺が天文法華の乱の当初の舞台の1つとなったりと、山科盆地は「京都」の動きと連動する

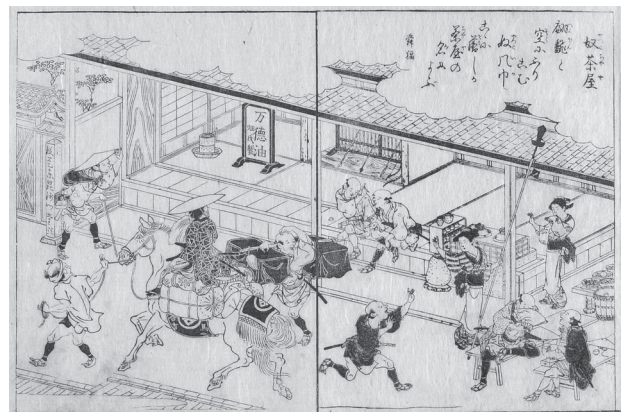


図7 東海道沿いの奴茶屋
『拾遺都名所図会』巻2、国際日本文化研究センター蔵

ことも度々であった。流通・往来の要衝として、もしくは「京都」の外側に寄り添う地域としてあったのが山科であった。

一方、北側は京都盆地以北の山間地にあたる。領域的には葛野郡と愛宕郡の北部である。流域で捉えるならば、葛野郡北部は桂川最上流部、もしくは桂川に流れ込む支流域にあたり、愛宕郡北部は鴨川（賀茂川・高野川）の上流部、および琵琶湖にそそぐ^{あど}安曇川水系の最上流部に属す。この一帯では、林業が中心となった生業が営まれる。

たとえば、『拾遺都名所図会』には花脊大非山付近の挿絵として山中の材木を切り出し、雪上を滑らせて下ろす風景が描かれる（図8）。大非山の文章においても「山中を棲とし、農業少く樵多くして、所々に炭竈を作りて煙絶ず」と、林業をもっぱらとする様子が記されている。この付近は桂川水系に属するため、材木は丹波国を經由して嵯峨にもたらされる。

ただし、丸太を川で運搬するには一定程度の川幅が必要であり、また急角度の蛇行があると長大な丸太の移出は困難となる。一般的には、そうした自然条件によって林業産地としての好適地がきまる。

ただ、その一方で、北区中川地区を中心とした北山林業地のように、河川条件が悪く陸路による移送しか難しい地域であっても、細い垂木、磨丸太による床柱、庭園用の庭木といった特定の利用法に絞って付加価値のある材を産出することで、輸送コストを考慮しても産地として成立する特性を身に付けた地区もある。北山林業地の展開は主に数寄屋建築が展開した近代以降となるが、それはまさに銘木が消費される京都という都市近郊山地ならではの産地化であった。



図8 大非山付近での冬の伐り出し風景
『拾遺都名所図会』巻3、国際日本文化研究センター蔵

（3）都―農―山の結びつき

近世の「京都」の枠組みに、チューネン圏モデルの理解を当てはめると、都市―近郊農村―近郊山村という圏構造となる。さらに今、確認したように、その外側にもう1つの外郭圏——ただし、それは東部と北部で性格は異なる——を加えることで、山城国北部全体を概観する地域構造を捉えることができる。

実は近世後半、19世紀になって出版された京都図においては、それまでの「京都」の枠組みよりもさらに広域の山城国北部をほぼ視野に入れる「京都」像が示されるようになる（図9）。これは画面自体が大きくなったという物理的要因にもよるが、東部や北部との結びつきがより強くなってきたことの反映とみることもできる。これまで『拾遺都名所図会』（天明7年刊）に掲載される挿絵をいくつか例示してきたが、『都名所図会』では描き切れなかった部分を補完するという意味で刊行されたのが『拾遺都名所図会』であることを思うと、近世中後期になるにつれて「京都」の枠組みを広げて捉える意識が社会に浸透し、それが出版京都図の表現範囲にも影響を与えたとみることも可能だろう。

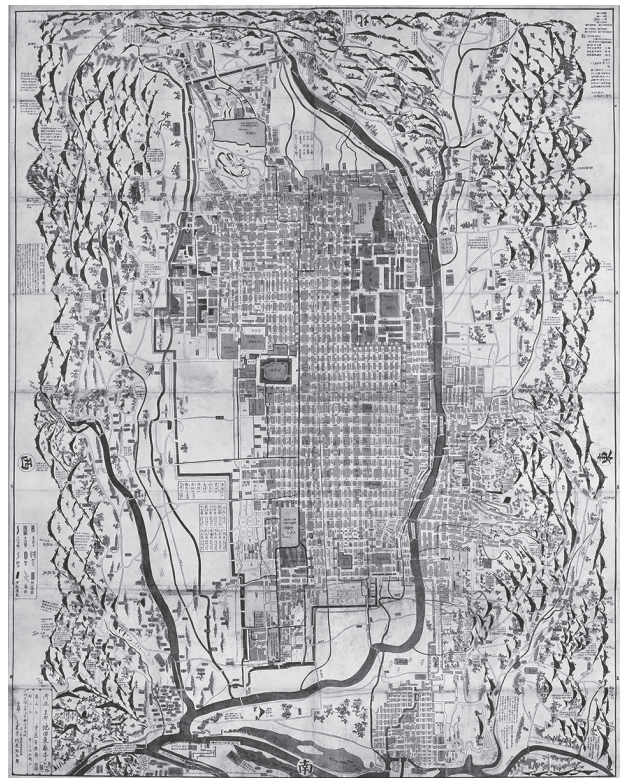


図9 『改正京町絵図細見大成』（天保2年〈1831〉刊）
京都府立大学文学部歴史学科蔵

重要なのは、こうした広域の視点で捉えた場合、それぞれの圏域が連動していることを確認することである。言い換えれば、ミクロスケールで捉えた時に地域ごとの生活や生業の特徴を抽出することはもちろんだが、そうした特徴が広域のスケールにおいてどのような意義を有しているかという点を意識することが、広域の文化的景観を考える際には重要となる。

こうした異なる地域を結びつける役割を果たすのが街道であり河川である。

街道については、京都と他地域とを結ぶ街道の起点を指す「京の七口」が象徴的である。七口については史料によって差異があるが、北に向かう鞍馬口、大原口、長坂口、東に向かう荒神口、栗田口（三条口）、南に向かう伏見口（五条口）、竹田口、鳥羽口（東寺口）、西に向かう丹波口（七条口）などがよく知られている。こうした口の周辺では市が発達した。大原口付近にある枳形商店街は、そうした市が発達したものである。

口の名称は、起点となる場所の地名、もしくは街道の向かう場所の地名のいずれかが採用されているが、北に向かう鞍馬口、大原口、長坂口は鞍馬、大原、長坂（越）と、いずれも後者の表現が一般的に利用されている。ただ、そうした街道名に付された場所で街道が終わるのではなく、さらに遠くに続いている。

鞍馬口から伸びる鞍馬街道を例にとると、鞍馬街道は鞍馬寺に向かう参詣道という性格を有するが、鞍馬から北にも山道は続く。先に大非山の生業についての文章を載せたが、その後には「女は炭薪を首に戴き牛馬につけて鞍馬の市に運ぶ」と続く。こうして鞍馬に集約された物資が、鞍馬街道を南下して京都に運ばれることになる。鞍馬から炭を運ぶ様子の挿絵も先に示したが、実は鞍馬炭として京都で売られた炭は、鞍馬だけでなく、それ以外の地域から集約された炭であった。

こうした山間部における集約地という機能は鞍馬だけでなく、雲ヶ畑でも確認できる。雲ヶ畑は京都と丹波国北桑田郡（井戸村）を結ぶ街道の1つの中間に位置していた。雲ヶ畑にある街道沿いの家には牛をつなぐカランが見られる（図10）。この家は旧炭問屋で、井戸村から炭を運ぶ牛がつながれていた痕跡である。雲ヶ畑もまた、北部から集めた炭を近郊農村や京都に送り出していた。こうした光景は周山街道が整備された大正期頃まで見られた（宮崎

2013）。

このように、近世中期頃までの「京都」の枠組みの外縁部に位置した鞍馬などの集落は、さらに外側の地域との結節点としての役割をはたしていた。それはたとえば南部の伏見や淀が大坂や奈良との交通の結節点に位置していたのと同じである。

河川の結びつきとしては、桂川・淀川・宇治川は舟運が発達し、また堀川や高瀬川でも荷物の運搬がなされた。河川には多くの河津集落が形成されたが、伏見のように都市的發展を遂げた場所もある。また、京都の内部においても、堀川沿いの丸太町・竹屋町のように、材木商・竹木商が川沿いに展開し、高瀬川沿いには生け簀が作られた。

このように、「京都」の枠組みとしてみられる圏構造は、それぞれの圏域が独自に存在するのではなく、関係性を持って存在していた。消費地たる都市は生産地たる農村・山村が不可欠であり、また生産地たる農村・山村も、京都という文化の成熟した都市に対して、特別な製品を作ること、その独自の個性を維持してきたのである。

4 おわりに

「京都の文化的景観」という視点から、近世の出版京都図を出発点に、京都のまとまりをとらえ、その関係性について概略してきた。近世には京都盆地とその近郊の山地および宇治川・巨椋池によって囲まれる一定のまとまりが「京都」として認識され、近世後期になるとそれが北部と東部に拡張されることが出版京都図の描写の変化よりうかがえた。近世後期には、およそ山城国北部と一致する範囲として「京都」は立ち現れている。



図10 雲ヶ畑に残るカラン 撮影：宮崎浩史郎

この近世後期に拡大した「京都」は、南西部、旧乙訓郡域を除いて現在の京都市の範囲とかなりな程度一致する。広域の「京都」が一つの行政単位として立ち現れている時代は、いまだかつてなかった。このような行政枠組みとの一致をどのように捉え、歴史をふまえてどのような未来を描くか、というのは京都市の大きな行政的課題であろう。そうしたとき、京都市が、個別の地区のみならず、京都市全体（もしくはそれを少し超えた範囲まで）を射程に入れた「京都らしさ」を捉えようとする本調査の方向性は、大きく間違っていない。

さて、すでに確認したように、「京都」という枠組みは、都市－近郊農村－近郊山村（－外郭圏）という圏構造となっており、それぞれが自然条件と都市・京都との関係から特徴ある生業が生まれ、それらが街道や河川を通じて圏域を超えて結び付いていた。盆地という自然条件によるまとまりもさることながら、こうした生業での関係性が、一つの大きな「京都」を生み出してきたといっていよい。

ただし、本章では取り上げることができなかったが、こうした圏域やつながりは生業だけではなく、生活面から捉えることもできる。たとえば、盆の風習の違いなどは重要な指標となるであろうし、また祭礼における山鉦の分布、

神輿の分布、剣鉦の分布、火祭（火を使った祭礼）の分布なども、そうした圏域やつながりを示す別の指標となるだろう。こうした多様な角度から京都の構造を捉え、それを総合的にみていく必要がある。

どのような指標がありうるかという点は、小さなスケールを対象とした地域らしさの確認の中から見出されることもある。小スケールの分析と大スケールの分析とを不断に往還することが「京都の文化的景観」の深化には不可欠であることを改めて確認して、稿を閉じたい。（上杉 和央）

参考文献

- 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編
（2013）『京都岡崎の文化的景観調査報告書』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編
（2019）『京都中川の北山林業景観調査報告書』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 小牧実繁（1937）『先史地理学研究』内外出版
- 高嶋四郎編（2003）『京の伝統野菜と旬野菜』トンボ出版
- チューネン（近藤康夫他訳）（2013）『孤立国』日本経済評論社
- 辻村太郎（1937）『景観地理学講話』地人書館
- 長岡京市教育委員会編（2000）『京タケノコと鍛冶文化』長岡京市文化財調査報告書第40冊、長岡京市教育委員会
- 宮崎浩史朗（2013）「雲ヶ畑の景観史」（京都府立大学文学部平成24年度卒業論文）

特論2 祇園の市街形成史

1 はじめに

都市の景観が時代とともに変化していくのは歴史の必然であり、京都に限られたことではない。しかし、京都ほどその変化を克明に追うことができる都市はない。過去のできごとを伝える史料が豊富に残されているからである。

とりわけ鴨川以東の東山地区には、祇園社(現、八坂神社)をはじめ建仁寺・清水寺などの古寺社があり、そこには多数の古文書・古記録等の文献史料が所蔵されている。また、絵画史料も16世紀以降に製作された「洛中洛外図屏風」等の京都を描く絵画の大半がその風景を描いており、景観の歴史的な変遷をたどる上で、東山ほど史料に恵まれた地区はないといえる。

その東山地区に所在する現在のいわゆる「祇園」は、中世までは祇園社とその門前の祇園村以外はすべて田畑というのどかな景観が広がる場所であった。それが今見るような市街地となっていくのは18世紀以降のことである。各種の史料を活用して、近世を通じて「祇園」がどのような歴史的な経緯のもとに市街地となり、現在見るような繁華街になるに至ったかを検証していくこととしよう。

2 広大な祇園社の境内 —3つの領域—

「祇園」の領域は古くは祇園社の境内であった。延久2年(1070)、朝廷が祇園社に下した「太政官符」には、その境内の領域が次のように記されている¹⁾。

東は限る白河山 南は限る五条以北
西は限る堤 北は限る三条末以南

この領域を図で示せば、図1のようになる。斜線の部分は、のち建仁2年(1202)にこの地に創建された建仁寺の寺地を示す。

これによりもともとの祇園社の境内が、南北は五条から三条まで、また、東西は「白河山」(東山を指すと推定される)から鴨川西岸の「堤」にまでいたるという広大なものであったことが改めて確認できよう。

また、この図からはその境内が大きく分けて以下の3つ

の領域から構成されていたことが見て取れる²⁾。

- ①本殿・末社が建つ社地とその南北に広がる祇園林(北林・南林)
- ②社地・祇園林から西、鴨川東岸にいたる田畑とそれを耕作する百姓の住居地(四条通の南北頬)
- ③鴨川の両岸に広がる河原(田畑)

なお、①の本殿が所在する社地の南北に広がる祇園林は神が降り立ったといわれる林で、近世初めまでは一枝一葉も持ち出すことが許されなかった聖域である³⁾。

この3つの領域の内、中世、最初に大きな改変を受けたのは②の領域である。建仁2年、建仁寺がこの地に創建されるにともない四条以南の大半が同寺領となり、祇園社の手を離れる。

その後、建仁寺は③の鴨川の河原田畑についても領有権を主張し、長い争論ののち、戦国時代には、四条・五条間の河原田畑(四条通の南北頬を除く)を祇園社から奪い取っている⁴⁾。

このように中世を通じて②③の領域の多くを建仁寺に

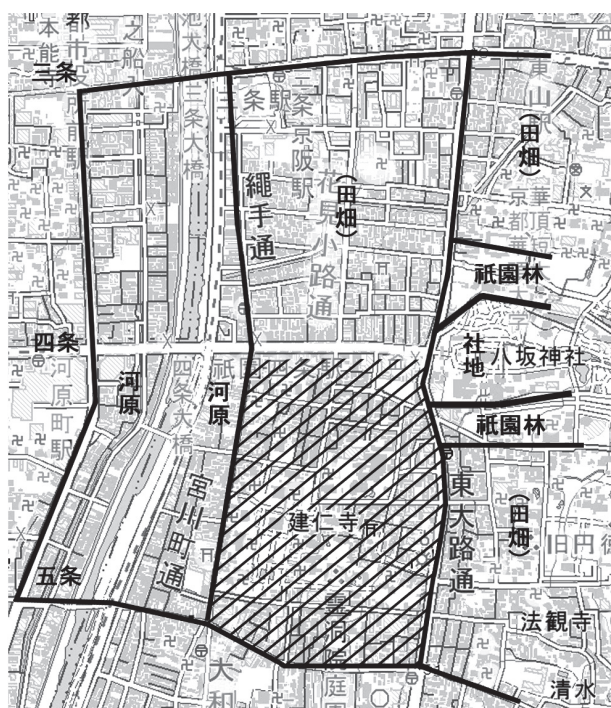


図1 祇園社の境内

よって篡奪された祇園社ではあったが、鴨川西岸の西境（「堤」）に関しては、そのことを示すゆるぎない標識が存在した。それは鴨川西岸に建つ「大鳥居」である。

この大鳥居が遅くとも鎌倉時代末に鴨川西岸に建っていたことは、「一遍聖絵」にその姿が描かれていることからあきらかである。また、時代が下っては、戦国時代に作成された各種の「洛中洛外図屏風」および「東山名所図屏風」「洛外名所図屏風」がこの大鳥居を描く⁵⁾。鳥居というまでもなく神社境内の結界（境目）に建てられる建造物であり、祇園社はこの大鳥居をもって、境内の西境を内外に明示していたといえる。

しかし、天文13年（1544）7月、この大鳥居は鴨川の洪水によって流失し⁶⁾、以後、再建されることはなかった。むしろ、大鳥居の喪失によってすぐに境内の西境が脅かされることはなかったが、その建立地点は次第に忘れ去られて、それにともない境内の西境も次第にあいまいになっていくこととなる。

中世、建仁寺の侵出によって、境内のうち②③の領域の多くを失った祇園社ではあったが、①の領域についていえば変化はなく、祇園社の根幹をなす領域については、大きく変わることなく維持されている。

では、中世、このような状況にあった境内の3領域は、近世に入りどのように変化していったのであろうか。

3 鴨川河原の「芝居地」

最初に①の社地・祇園林から最も離れたところに位置する③の河原田畑の状況から見ていくこととしよう。なお、近世初頭、四条あたりの河原は、西岸と東岸を明確に区別して、前者を「四条河原」、後者を「祇園河原」と呼んでおり、本稿でも両河原を区別してそのように呼ぶこととする⁷⁾。

その両河原のうち四条河原の田畑に芝居地が出現するのは、慶長8年（1603）以降のことである。これよりさき四条通は、天正19年（1591）に豊臣秀吉が構築した「御土居」によってその東行きを塞がれていたが、慶長7年（1602）にそれが開かれ、翌慶長8年には祇園社の手によって四条橋が架けられる⁸⁾。天正19年から慶長8年まで四条河原への通行はほとんど不可能な状態にあったわけであり、四条河原の田畑に芝居地が作られるのが慶長8年以降と推定される由縁である。

とはいえ「四条」が芝居地として用いられたことを確実に伝える史料は、慶長13年（1608）2月20日条の『孝亮宿禰日記』の「四条に向かう。女歌舞妓を見物せしむ。数万人群集す。目を驚かすものなり」という記載を待たねばならず、四条河原の田畑がいつから芝居地として用いられるようになったかは正確にはわからない。

ただ、その芝居地がまちがいなく祇園社・建仁寺領の河原田畑に開かれたものであったことは、万治（1658～61）の頃に祇園社と四条河原の領有権をめぐり争った大政所の津田兵部なる者の訴状に、「河原大政所の敷地たるによつて河原芝居諸見物の札、大政所神前二昔より立て申し候御事」「右芝居相さはき^{（調）}申候者ハ祇園の長左衛門と申す者にて御座候」といった記載があることからあきらかである⁹⁾。ここにいう「祇園の長左衛門」とは、当時、祇園社の社代（職名）を勤めていた今江長左衛門のことで、これにより社代が四条河原の田畑を芝居地に割り振っていたことがわかる¹⁰⁾。

一方、四条河原の田畑がこのように慶長8年頃から芝居地となっていたと推定されるのに対して、祇園河原の田畑が芝居地となるのは慶長16年（1611）以降のことと推定される。同年、四条河原のほぼ中央を高瀬川が開通しその流路以西が市街地となった結果、そこを追い出された芝居地が、鴨川を東に渡ったのがその始まりと考えられるからである。

そして、とすれば、この両河原からなる祇園社境内の③の領域は慶長16年以後はともに市街地もしくは芝居地となっていたことになる。

では、祇園社はこのような河原の芝居地化に対して、どのように対応していたのであろうか。結論からいえば、祇園社はこれを拒否することなく、むしろ積極的に受け入れている。

祇園社が万治の頃、四条河原の芝居地をめぐり大政所の津田兵部と争っていたことは先に触れたが、同社はそれより早く寛永13年（1636）には祇園村（「地藏講」）と「祇園の河原の道の北の傍と大和おほちの西之ツラのかう所」の領有権をめぐり争っている¹¹⁾。図2は、その後、明暦3年（1657）3月にいたりこの争いに勝訴した祇園社が幕府に提出した絵図である。係争地の「祇園の河原の道の北の傍と大和^{（大路）}おほちの西之ツラのかう所」が祇園河原に所在する「^{（巷）}かう所」であったことがこれに確認できよう。祇園社

が河原田畑の芝居地化をみずから推進していたことを物語る絵図といえる。

近世初頭には祇園社の後押しもあり、境内領域③の大半は芝居地となっていたとみてよい。しかし、寛文10年(1670)から同11年(1671)にかけて、そのような境内領域③のありようを一変させるできごとが起こる。次に祇園社が境内領域③を失うこととなる、そのできごとについて見ていくこととしよう。

4 江戸幕府による新堤の構築

おりから上京中の老中板倉重矩が突然、祇園社に参詣し、社殿修理の不備を指摘して同社から「四条河原芝居地」を収公したのは、寛文10年3月のことである¹²⁾。ここにいる「四条河原」とは、西岸の河原だけでなく東岸の河原をも含む領域を指す。祇園社が中世以来領有していた境内領域③は、ここにすべて幕府の直轄領(「御蔵入地」)となる。

一方、翌寛文11年になると、建仁寺領の河原(田畑)でも同様の事態が起こる。幕府が建仁寺に四条・五条間の鴨川東岸に「石垣普請」を命じ、建仁寺がそれを拒否すると、同寺領の四条・五条間の河原を収公したのである。

図3は、幕府が建仁寺に「石垣普請」を命じたとき同寺に下した絵図である。幕府が建仁寺に鴨川東岸に一直線に走る石垣の構築を命じていたことがわかる。

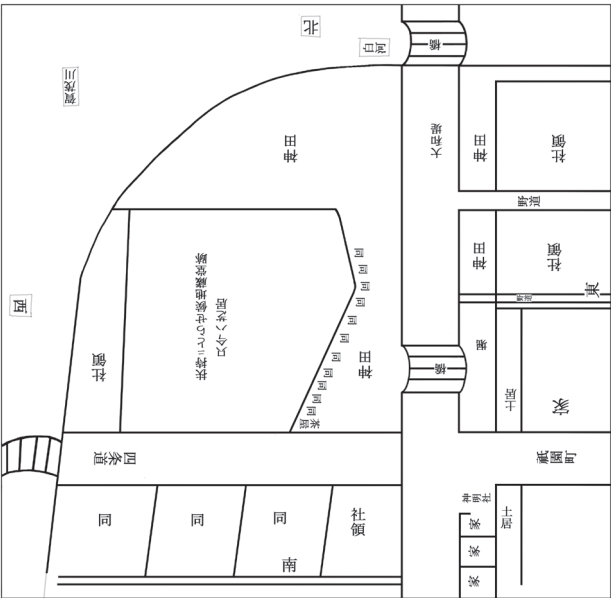


図2 河原絵図(上河原家蔵)明暦3年(1657)

建仁寺から四条・五条間の河原を収公した幕府はその後みずからの手で「石垣普請」をおこなっているが、では、なぜ幕府は祇園社・建仁寺から河原を収公してまでして寛文10年から同11年にかけて、河岸を「石垣」で固めなければならなかったのでしょうか。その理由は幕府の直轄領となる前後の当該領域の風景を比較すれば容易に理解できる。

図4は鴨川の河原が幕府の直轄領となる直前の風景を描いた「洛外図屏風」で、一方、図5はそれが幕府の直轄領となった直後の風景を描いた「洛外図屏風」である¹³⁾。

図5には、図4には描かれない鴨川東岸の石垣とそれに沿って連なる家々が見えるが、これは護岸工事によって出現した河川敷(「新屋敷」)に作られた「宮川筋」(四条以南)の家屋を表したものである。

そして、この「宮川筋」こそが寛文11年に建仁寺が収

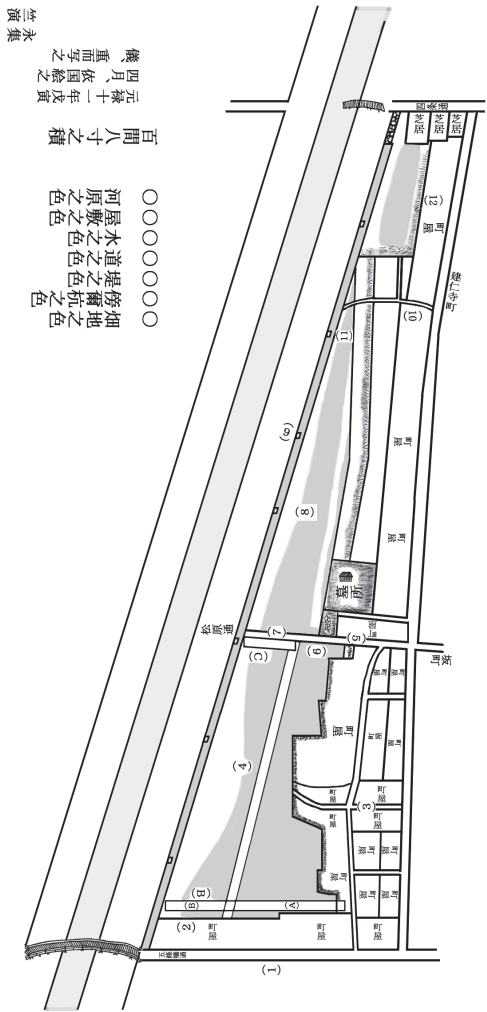


図3 鴨川筋指示杭之図写(建仁寺蔵)寛文11年(1671)

公された河原の一部であったことは、後代にそのことを記した建仁寺の記録『境内並近隣之古記』¹⁴⁾の次のような記載からもあきらかである。

一宮川筋公儀領に相成り候事 奉行板倉内膳正殿、寛文八年より同九まで在番

但し寛文十一年辛亥に公儀へ召し上げられ候。今年まで凡そ五十三年に相成り候。この義は毎度洪水にて河端崩れ候につき、四条の辻より五条まで石垣作り候様に公儀より申し渡され候えども、当寺よりその砌、石垣普請なりがたく候につき、召し上げられ候と申し伝え候。

つまり、幕府が祇園社・建仁寺から河原を収公したのは鴨川兩岸に河川敷を造築し、そこに新たな町を作り上げるためだったことを、この2点の絵図は物語っている。

また、宮川町が成立当初から茶屋街であったことは、図5に描かれる家々がすべて二階家となっていることから容易にうかがうことができる。幕府は鴨川の増水にそなえて、これらの二階家（茶屋）を護岸の石垣にそって連ねさせたのであろう。

さらに図5で今一つ注目されるのは、「縄手堤」の両側とその下に連なる家々である。図4では描かれず、図5にのみ描かれるこれらの家々は、宮川町と同様に石垣による護岸工事の完了とともにこの地に移ってきた茶屋とみてま



図4 洛外図屏風（個人蔵）

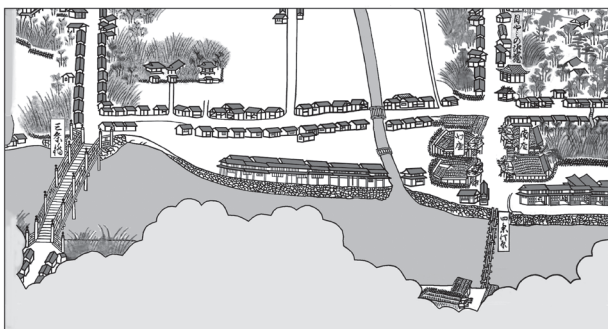


図5 洛外図屏風（個人蔵）

ずまちがいない。

『京都御役所向大概覚書』によれば、幕府は寛文10年に「荒地」であった「大和大路（四条以北の縄手堤を指す）」に茶屋を集めて「弁才天町・同新五軒町両町」を開かせたという。図中の家々はその「荒地」に開かれた両町を表したもので、幕府が四条以北もまた茶屋街をもって鴨川の氾濫の備えとしていたことがうかがえる。

では、なぜ幕府は寛文10、11年の頃、突然にこのような鴨川河原の改変を実施したのであろうか。

その最大の理由は、これ以前より鴨川で洪水が頻発していたことにあった。近世に入り戦乱が絶えるとともに山林の乱開発が始まり、その結果、鴨川だけでなく諸河川で洪水があいついでいた。そのため幕府は寛文3年(1663)以降、くり返し山林の無秩序な開発を禁止する「山川の掟」と呼ばれる法令を発布している¹⁵⁾。

中世、河川の治水は川沿いの領主がそれぞれの領域を分担しておこなっていた。鴨川でいえば、上流から上賀茂社・下鴨社・祇園社・建仁寺といった寺社が孤立分散的に治水をおこなっていたが、それではもはや頻発する洪水に対応することは不可能となっており、幕府は寺社から河原をすべて取り上げ、鴨川の治水をみずからの手で一括しておこなうとしたものと考えられる。

図6は、享保(1716～1736)頃に作成された幕府の直轄領となっていた鴨川兩岸の町々を図示した「山城国愛宕郡御蔵入絵図」(京都市歴史資料館蔵・大塚コレクション)である。これにより北は三条から南は七条にいたる間のかつての河原を幕府がすべて直轄領としていたことがわかる。ちなみにその多くは茶屋街・芝居地となっている。

では、かつての境内領域①がこのように寛文10、11年頃から茶屋街・芝居地となり、完全に祇園社の手を離れていったとすれば、境内領域②は、近世以降、どのような展開のもとに市街地となっていたのであろうか。次にこの点について見ていくこととしよう。

5 祇園社境内社地の変貌

— あいつぐ他領「屋敷」の進出 —

境内領域②には、中世以前より四条通に沿って境内住人(百姓)の住宅が軒を連ねていたが、近世に入るとその集落はやがて「祇園村」とも、「祇園町」(「御門前町」)とも

呼ばれるようになる¹⁶⁾。

近世初頭にはその祇園村の集落を除けば境内領域②がすべて田畑で占められていたことは、18世紀初頭までは三条大橋から祇園社の西門が見えたという『翁草』（神沢杜口〈1710～1795〉著）の次のような一文がこれをよく物語っている。

又都の気色の古へに異なるも大かたならず、余が^{おきな}少き

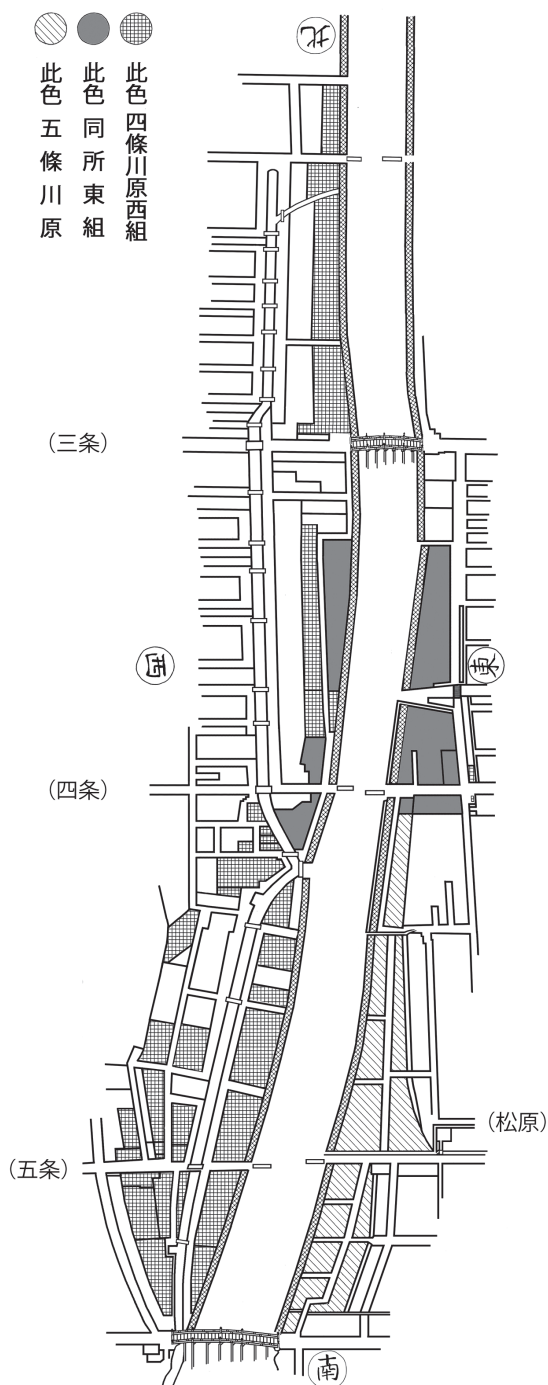


図6 山城国愛宕郡御蔵入絵図（京都市歴史資料館蔵）

頃人々のいひしは、三条の橋より祇園の西門の見江しを覚しかと問ふ、余不知と答ふ

この鴨川以東に広がる田畑の風景は寛永年間（1624～1645）に作成された図7の「祇園祭礼図屏風」（京都国立博物館蔵）や、万治2年～寛文5年（1659～1665）の頃に作成された図8の「知恩院古図」（知恩院蔵）によって容易に確認することができる。

すなわち、図7は縄手堤以东を一面の田地に描いており、図8も三条の南に見える「あまへ」の集落と、知恩院から縄手堤へと延びる「知恩院通路（古門前）」、それに祇園社西門の前の「本多下総守（膳所屋敷）」を除く当該領域をすべて「田畑」としている。

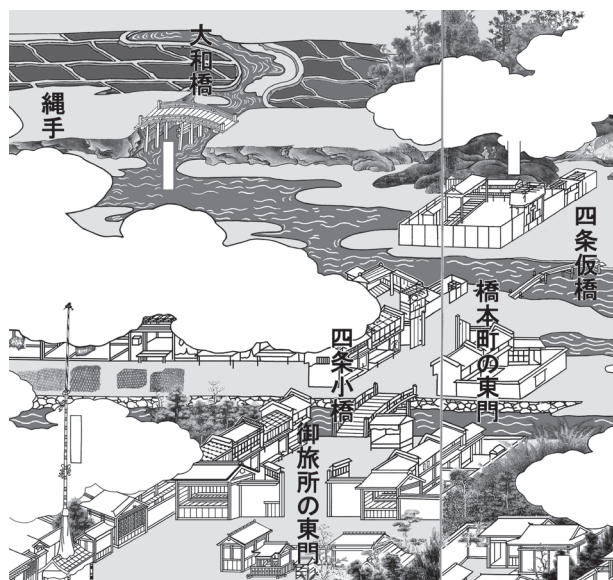


図7 祇園祭礼図屏風（京都国立博物館蔵）

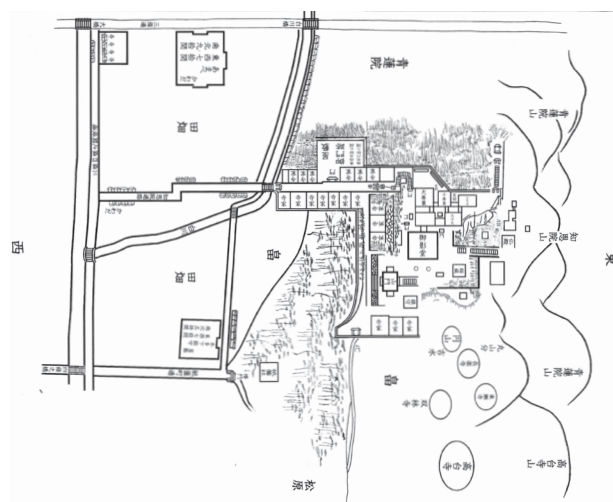


図8 知恩院古図（知恩院蔵）
万治2年～寛文5年（1659～1665）

そこで図8に見える「あまへ」^(天部)の集落、「本多下総守屋敷」,「知恩院通路」が境内領域②に転入してきた時期と、その後に入転してきた「知恩院新門前屋敷」の時期を合わせて一覧として示せば表1のようになる。

境内領域②が天正19年以降、北方から徐々に他勢力によって浸食されていたこと、逆にいえば、天正19年以前にはそこには祇園村の集落と同村の百姓が耕作する田畑しか存在しなかったことがこの表からは読み取れよう。

境内領域②への他勢力の進出は、寛文5年9月の、「知恩院新門前屋敷」をもって終わるが、その「知恩院新門前屋敷」を形成するにあたり、幕府がおこなったのが、残された祇園社領の畑地をすべて一カ所に集めるという作業であった。

実は祇園社の境内領域③には、古くから他勢力の田畑が多数存在していた。慶長6年(1601)に実施された検地によれば、「祇園境内之知行高」は234石余りであったが、祇園社の領有する石高はそのうちの140石にとどまっている。境内田畑の約40%が他勢力の領有下にあったわけで、幕府はそれらを整理する目的もあって、慶長10年(1605)以降、この領域に次々と他勢力の屋敷・通路を転入させていったものと考えられる¹⁷⁾。そして、その総仕上げとして、実施されたのが「知恩院新門前屋敷」を作り出す過程で、残された祇園社領の田畑をすべて「広小路」に集めるという作業であった。

天正19年の「あまへ」集落の転入以後、繰り返されてきた境内領域③の縮小は、この寛文5年の「広小路畑地」の形成をもって終わりを告げる。

では、次に境内領域③において残された最後の畑地「広小路畑地」は、これ以降、どのような展開をたどり市街地となっていくのであろうか。

6 「広小路畑地」の開発

―「新地六町」の成立―

図9は、延宝4年(1676)に作成された「広小路畑地」を描く絵図(八坂神社蔵)である。注記によれば、白い部分は「畑地」で、その「畑地」のなかを縦横に走る線は「在家裏道」「農人道」を示す。「祇園北側屋尻」以北、「知恩院門前在家屋尻」以南のこの領域には文字通り「畑地」だけが広がっていたことが改めて確認できよう。

この境内領域②に唯一残された畑地に祇園社執行の宝寿院祐円が「門前在家」を作ることを幕府に願い出るのは元禄4年(1691)のことである¹⁸⁾。

一、祇園西北、広小路と申す畑ござ候 大和塘の東側、南北六十間余り、門前在家二仕りたく願ひ奉り候。

右は前々より願人毎度ござ候えども御許容なく、御僉議の趣あらあら承り及び、執達仕らず候。自然御赦免なし下され候はば宝寿院勝手のためにもよろしく、かつは門前も多く御社賑わいにも罷りなり候。もっとも遊女・茶屋等置き申さず候事

その時にあたり祐円が幕府(京都町奉行所)に提出した願書の一節である。

これによりすでに「広小路畑地」の開発を願い出る者(「願人」)がいたこと、および幕府がその願いを却下していたことがわかる。元禄期(1688～1704)にいたり市中の人口が増大の一途をたどるなか、「広小路畑地」は宅地候補地として高い価値を有するにいたっていたのである。

また、この一節で今一つ注目されるのは、祐円が「もっとも遊女・茶屋等置き申さず候事」と、開発地(新地)を「遊所」としないことを誓っている点である。当時、祇園町の茶屋街は京都随一の賑わいをみせていたが、その背後(北部)に開かれる「門前在家」については、当初はそれとは

表1 境内領域②に入転してきた屋敷・通路

	呼称	転入年月	替地	石高	出典
1	あまへ(屋敷)	天正19年9月	西院	8石8斗	雑録, 実記
2	知恩院通路	慶長10年2月	東九条村	18石	雑録, 実記
3	本多下総守屋敷	万治2年夏	中堂寺村	2石1斗	上河原文書
4	知恩院新門前屋敷	寛文5年9月	知恩院門前	21石6斗余	雑録, 実記

「雑録」は「祇園社本縁雑録」(『新編八坂神社記録』6号)、実記は「祇園本縁雑実記」(『新編八坂神社記録』5号)を示す。

一線を画して一般の町家だけを誘致する計画であったことがわかる。

この祐円による「広小路畑地」の開発願いは、彼が元禄10年（1697）2月に死去したこともあり、結局は実現することなく終わる。しかし、祇園社ではその後も申請を継続し、それがようやく幕府の認可を得るに至るのは、正徳2年（1712）6月のことである。

図10は、翌正徳3年（1713）正月に京都町奉行所の役人立ち会いのもとに、祇園社が「広小路畑地」の「新家建家」の領域を確定するために作成した「広小路畑地新家建家榜尔絵図」（上河原家蔵）である。その後、遅くとも同

年3月以前には、敷地（「屋敷」）の分譲が社代によって開始されており、以降、「新道」に沿って「新地六町」と呼ばれる六町の町並が次第に整えられている¹⁹⁾。

ただ、その敷地の分譲は当初は必ずしも順調には進まなかったようで、正徳4年（1714）に作成された「洛中町続町数小名并家数改帳」（『荻野家文書』）には、「いまだ家建て揃わず、町数・小名相きわまらず」という新地「三ヶ所」のなかに、「祇園新地広小路」があげられている（残りの2ヶ所は「六条新地」と「七条新地」）。

これは一つにはこれより先、宝永3年（1706）に妙法院領の七条河原に新地開発が許可されたのを皮切りに、宝永

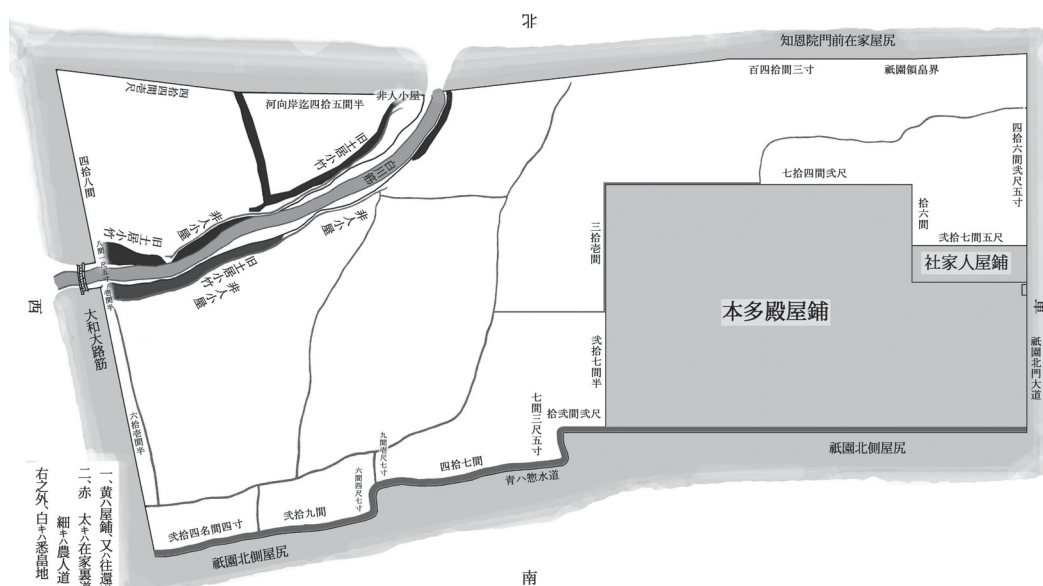


図9 広小路畑地絵図（八坂神社蔵）延宝4年（1676）

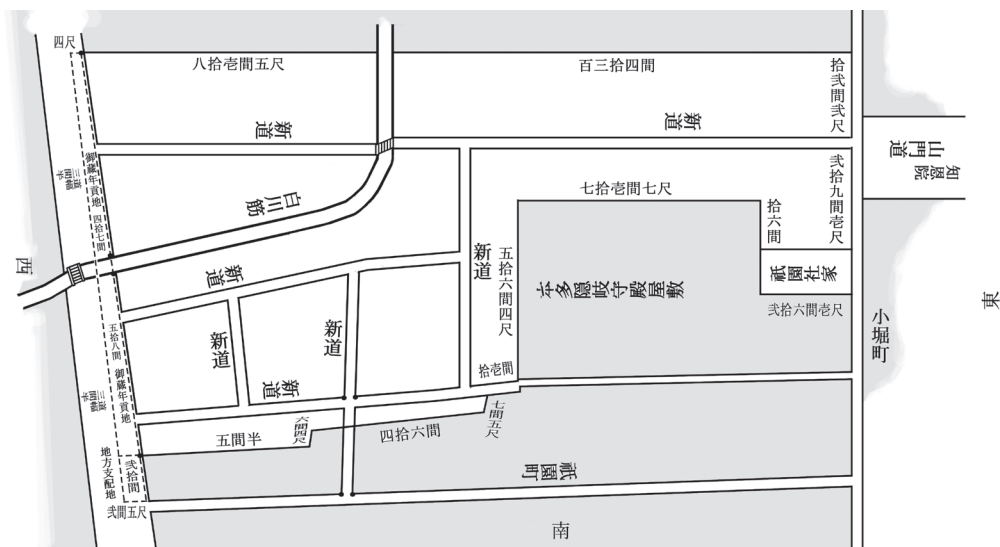


図10 広小路畑地新家建家榜尔絵図（上河原家蔵）正徳3年（1713）

7年（1710）には聖護院領の聖護院村に、また正徳2年には建仁寺領「宮川町松原下ル東裏家地」に新地開発が認可されるなど、周辺での新地開発が相ついでおり、新地の供給が必要をはるかに越えていたためと考えられる。

さらに当初は、新地での「遊女、茶屋等」の営業が一切認められていなかったことも、「屋敷」の分譲には大きく影響したにちがいない。新地六町に茶屋商売が許可されるのは、享保17年（1732）のことで²⁰⁾、それ以前の享保8年（1723）10月には、末吉町・清本町で「白人まわし」が京都町奉行所によって摘発されている。「白人まわし」とは認可を受けない違法な売色行為をいう²¹⁾。

寛文5年に出現した「広小路畑地」は、約50年後の正徳3年に「新地六町」として開発されることで市街地化を遂げ、境内領域②からはすべての田畑が姿を消し、そして、さらにそれから10年後にはその新地六町は茶屋街へと変貌を遂げていったことになる。

7 祇園林の開発

最後に境内領域①のありようが近世を通じて、どのように変化していったかを見ていくこととしよう。

社地と祇園林の2つの区域からなる境内領域①のうち、社地に関しては、祇園社の信仰の原点ともいべき区域であり、近世に入っても大きな変化は見られない。

それに対して祇園林では近世中期に至り開発が進展し、その多くは市街地へと姿を変えている。

祇園林で最初に大きな変化が起こったのは、延宝6年（1678）のことである。この年、知恩院の山門道が北林を貫通し林は南北に分断される²²⁾。

これ以前、北林の東に位置する知恩院の山門はその前面を祇園林に塞がれ、まっすぐ正面に至る参詣道を持たなかった。しかし知恩院はこの年、幕府の力を借りていわば強引に北林の中央を通る山門道を開通させたのである。

さらに分断された北林の北部（5,080坪余り）は、その後、天明2年（1782）に「火除（地）」として知恩院に貸し出されており²³⁾、以降、北林で祇園社が領有するのはその南部だけとなる。

なお、その南部だけに残された北林は、明和6年（1769）には仙洞御所造営のための「土取場」となっており²⁴⁾、安政3年（1857）の鴨川土砂浚えでは「土砂捨場」となっている²⁵⁾。また、同所には相撲場も作られており、かつての神域として性格は近世中期以降、ほぼ完全に喪失する。

一方、南林は安永9年（1780）に祇園社みずからが開発し、清井町と呼ばれる町を作り上げている²⁶⁾。南林には早くから参詣者めあての「本弓・楊弓」の小屋が建つなど、かつての聖域としての面影はすでに失われつつあった。しかし、それにしても祇園林を切り開きそこに町を作るなどということは、前代までは考えられなかったことであり、時代は

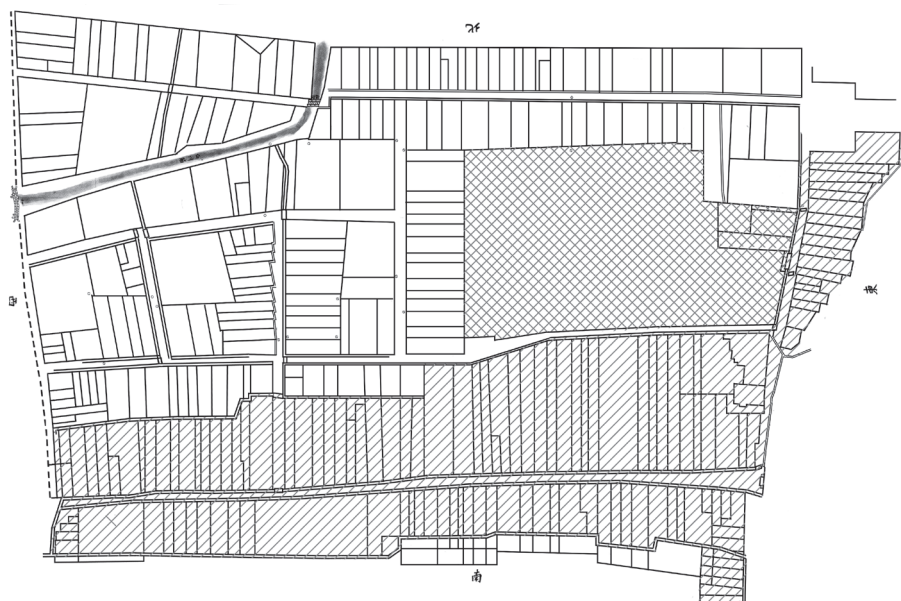


図11 祇園町・新地六町絵図（上河原家蔵）天明2年（1782）

祇園町（御門前町）は斜線を、また膳所屋敷は網目をもって示した。

大きく変わったといえる。

当時、祇園社を統括していた宝寿院行願が父行快の跡を受け社殿の修理を成し遂げたのは、明和8年（1771）のことであった。清井町の創設、北林北部の知恩院への貸し付けは、その流れに乗って彼がおこなったものと考えられる。

天明2年には、祇園廻りの年寄が祇園町・新地六町の町家の詳細を図示した「祇園町・新地六町絵図」（図11、上河原家蔵）を宝寿院に収めており、この時期を境に境内領域①は社地を除いてそのほとんどが市街地となる。現在の「祇園」に至る当該領域の市街地の原型は、この時期にできあがったといえる。

8 むすび

中世、鴨川の西岸までの拡がりをもっていた祇園社境内が、近世以降、次第に市街地となっていく過程を探るなかで、気付きたいいくつかの点をあげて、むすびとしたい。

その第1は江戸幕府の京都統治政策である。幕府が鴨川の治水のために鴨川の河原を収公したことに見られるように、幕府の京都統治政策を正確に理解することなくして、祇園社境内の変遷を語ることはできない。

第2は、近世、祇園社境内に創設された町々がすべて祇園社を領主（地頭）とし、その支配を受けていたという点である。寛政2年（1790）に遊女屋を営むことが許されたのちは、遊女屋だけは島原（傾城町）の統制下に入るなど時代による変化はあるものの²⁷⁾、境内町の領主は近世を通じて祇園社であり、年貢も祇園社に収めている。これは他の寺社の境内・門前町も同様であり、これらの町々は地子免除の特権を持ち、町組に属した市中の町々とはあきらかにその性格を異にしていたといわなければならない。

そして、最後に指摘しておきたいのは、近世、京都にあった市中の町々では抱えきれない人々を受け入れていたのが、祇園社境内を始めとするそのような寺社の境内・門前町であったという点である。

祇園社・建仁寺・清水寺の境内・門前の町のなかには、「難渋町」と呼ばれる貧しい借家人が住む町が存在している²⁸⁾。境内・門前の町は茶屋・遊女屋で働く女性だけでなく、貧しい人々をも受け入れていたわけであり、ときとして市中の町に較べてよりダイナミックな展開を示しているのもこ

のためと考えられる。

たとえば、清水寺門前町では、当初、寺に近い順に清水一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目と4つの町が存在したが、17世紀後半に松原通（旧五条）に仮橋が架かり、参詣者の流れが変わった四丁目では、享保9年（1724）にその町域をそれまでの五条坂（五条通）から松原通に移転している²⁹⁾。また、同寺の門前では、寛政9年（1797）に至り、四丁目の西にあらたに五丁目が開かれている³⁰⁾。

一方、建仁寺門前でも正徳2年に新地を開くことが許されて以降、それまで畑地であった六波羅野に次々とあらたな町が作られている³¹⁾。

市中では考えられない町の移動・増殖であり、これら境内・門前町特有の町のあり方を正しく評価することなくして、近世都市・京都の歴史は語ることはできないものと考えられる。（下坂 守）

※図2～11は各史料を筆者がトレースしたものである。

註

- 1) 延久2年（1070）2月20日付「太政官符」（『八坂神社文書増補編』1号）。
- 2) このほかに南門から南には百度大路（現在の下河原）と呼ばれる参詣道が延びていたが、その両側には、南北朝時代には社僧の住坊が建ち並んでいる（のち住坊は社地に移転）。また、河原両岸に拡がる田畑は清水坂に住む「坂者」と呼ばれた人々が祇園社の神人（「犬神人」という）として耕作している。康永3年（1344）付「感神院所司等申状案」（『八坂神社文書』1333号）、永享9年（1437）4月29日付「祇園社執行宝寿院願縁請文案」（『早稲田大学所蔵文書』「祇園社文書」176号）。
- 3) 慶長3年（1598）5月3日付「与兵衛禁制請文」（『新編八坂神社文書』39号）、慶長10年（1605）11月27日付「今江本音祇園社林法度請文」（『新編八坂神社文書』78号）。同種の祇園林を保全することを誓った請文が八坂神社には多数伝来する（『新編八坂神社文書』40～71号、79～86号）。
- 4) 大永6年（1526）8月17日付「室町幕府奉行人連署奉書案」（『正伝永源院文書』）。
- 5) 初期の「洛中洛外図屏風」は、上杉家本を除きすべてが大鳥居を描く。上杉家本だけが描かないのは、この鳥居が洪水で流失した天文13年7月以降の風景を描いているからであろう。
- 6) 『言継卿記』『嚴助大僧正記』天文13年7月9日条。
- 7) 下坂守（2016）「中世“四条河原”再考」『奈良史学』33。
- 8) 「祇園本縁雑実記」（『新編八坂神社文書』5号）。
- 9) 年月日未詳「大政所敷地一件訴状断簡」（『新編八坂神社文書』557号）。この文書が津田兵部の手にかかるものであることについては、下坂守（2016）「“四条河原”芝居地に関する一考察」『芸能史研究』25。
- 10) 前掲（7）。
- 11) 寛永13年11月2日付「林廻衆評議記録写」（『新編八坂神社文書』154号）。
- 12) 年月日未詳「祇園社執行宝寿院祐円等連署覚書案」（『八坂神社文書』724号）、「諸事覚三」（『上河原家文書』）。板倉重矩は寛文10年3月24日に祇園社を訪れている。
- 13) 図4の「洛外図屏風」は京都国立博物館編（1997）『洛中洛

- 外図 都の形象—洛中洛外の世界』（淡交社）に、また図5の「洛外図屏風」は、林屋辰三郎他編（1976）『江戸時代図誌2 京都二』（筑摩書房）に写真が掲載される。
- 14) 下坂守（2015）「霊洞院蔵“境内並近隣之古記”」『学叢』37, 京都国立博物館。
 - 15) 「諸国山川掟」については、塚本学（1979）「諸国山川掟について」（『信州大学人文学部科学論叢』13）参照。この法令を京都町奉行所では、寛文9年（1669）に「かも川筋」を初め淀川領域の「村々庄屋百姓」宛に発している（『京都町触集成』別巻2, 480号）。
 - 16) 下坂守（2019）「近世祇園社境内における「新地」成立過程の研究」『学叢』41, 京都国立博物館。
 - 17) 前掲（16）。
 - 18) 元禄4年（1691）5月付「祇園社執行宝寿院祐円願書案」（『八坂神社文書』1373号）。
 - 19) 前掲（16）。
 - 20) 「雑々入用覚書」（『八坂神社文書』2274号）に「享保十七子年、十二（株）かふ、右ハ時節困窮付、西之年願之通被仰付、林之内壱町ニ二軒ヅ、」とあり、1町に2株ずつ6町で合わせて12株の茶屋株が新地六町に認可されたことがわかる。
 - 21) 『月堂見聞集』。
 - 22) 前掲（16）。
 - 23) 天明2年9月19日付「祇園社代・知恩院役者連署祇園北林火除地絵図写」（上河原家蔵）。
 - 24) 『万覚日記』明和6年6月9日条他。
 - 25) 『宝寿院日記』安政3年5月8日条他, 「加茂川浚砂持図」（武蔵大学図書館蔵）。
 - 26) 安永9年5月付「祇園社社代等連署南林建家後証絵図」（『上河原家文書』）。『万覚日記』安永9年5月8・10・27・29日条他。
 - 27) 『京都府下遊郭由緒』。
 - 28) 祇園社境内では、「祇園南町」が難渋町に指定されている（天明3年〈1783〉3月付「町触」『京都町触集成』6-823）。
 - 29) 『清水寺成就院日記』享保9年閏4月17日条, 同年6月27日条。河内将芳（2017）「門前四丁目の引っ越し」『清水』210号, 清水寺。
 - 30) 『京都府下遊郭由緒』。前掲（29）河内論文参照。
 - 31) 小出祐子（2000）「近世京都における新地開発について—18世紀建仁寺門前地区を事例として—」『日本建築学会計画系論文集』65（532）。

第 2 章

文化的景観からみた京都の現在

第1節 都市の風景基盤

1 都市と山

(1) 地形：都市スケールの構造

都市風景を構造化する自然基盤 平城京の地については「方今平城之地 四禽叶図 三山作鎮 龜筮並従 宜建都邑」とされ、遷都するのに最も適した地とされていた¹⁾。当時、普請作事においては易がたてられ、その地の吉凶が占われていたが、都の選地においては、亀甲および竹による占いが吉であることだけでなく、地形条件が重要であったことがわかる。平安京の立地においてもこの考え方が踏襲されていたといわれる。

平安京の地は、詔曰「此國山河襟帶 自然作城」と記録されているように、東・北・西の三方が山に囲まれ、南に緩やかに傾斜しながら開き、東に鴨川が流れるところで、三山が鎮めをなし²⁾、まさに四禽が図に叶う地であった。四禽とは、東は青竜、西は白虎、南は朱雀、北は玄武とされ、この四神に応じた地相、東に流水、西に大道、南に低地または池、北に丘を負う土地が、都市の立地に最適とされた³⁾。北に船岡山、東に鴨川、西に山陰道、南に巨椋池のある平安京の立地は四神相応の地であった。平安京は京都盆地に位置し、周囲の三山（東山・北山・西山）が人々の生活を支え、まちからの眺めを特徴づけた。

この京都を特徴づける三山に囲まれた都市風景は、平安京遷都の選地がもたらした自然条件の現れである。どこにどのように住むか、これは都に限らず、集住地に安全と快適と利便を求める人々の選択であり、その選択によるそれぞれの集住地に固有の自然環境が都市風景に現れる。選地は自然基盤と都市の営みの最初の相互作用である。地形や自然条件は、都市風景を特徴づけ、都市空間の大きな構造を決める。

長い歴史の中で、建築や生活空間は変化していくが、三山は変わることがない。この山々は人々に多様に使われながら維持され、現在も京都の風景構造の基礎となっている。

名所が彩る洛外の山麓 都を囲む山々の山麓では、時代とともに多様な寺院が建てられた。東山では遷都以前から清水寺はあったが、10世紀以降、右京が廃れ⁴⁾、京内で

禁じられていた寺院の建設が進んだ。室町南北朝期（14世紀頃）には公武権門の庇護のもと、洛外の東・北・西に南禅寺、大徳寺、妙心寺、天龍寺などの禅寺が創建された³⁾。室町から戦国期にかけては社寺参詣が庶民に広がり、それがしだいに物見遊山にかわる。山麓の寺社は名所となり、都市生活とつながっていく。

近世初期の洛中洛外図では、右隻に東山を背景に下京、左隻に西山を背景に上京が配され、人々の暮らしの場とともに山麓の寺社は名所として描かれている⁵⁾。山々は金雲で覆われていることが多く、あまり樹木も見られないが、山並みが都の背景にあるという都市構造の認識は確認できる。

江戸に入ると、京都の案内図でもある刊行京都図が数多く発刊される。京都図では「平安城東西南北町並之圖」など初期のものから洛外山麓の寺社が名所として描かれている（図1）。林吉永版「京大絵図」では、市街地を囲む山並みが洛外山麓の寺社と一体的に描かれ、その名所の説明が入った京都案内図となっている⁷⁾。

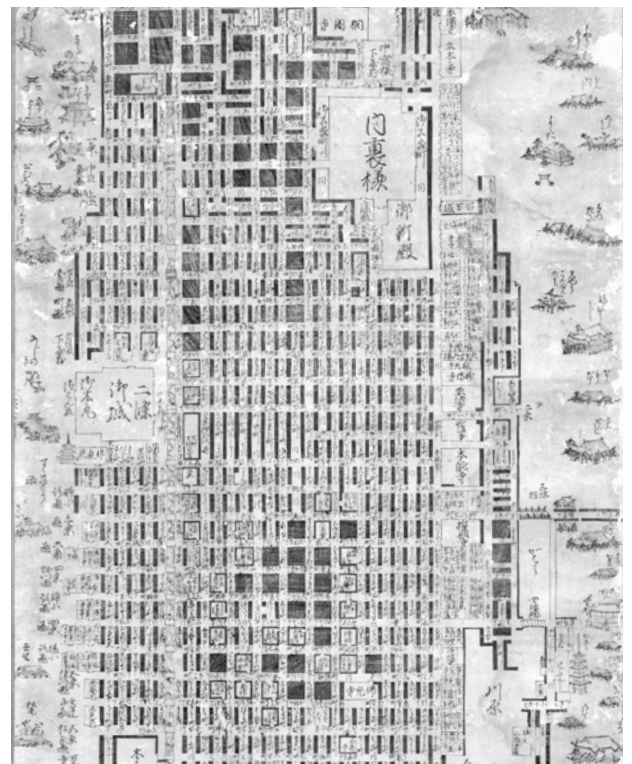


図1 平安城東西南北町並之圖⁶⁾

名所となった寺社の佇まいは、周辺の樹林と共に様々に描かれ、三山の山麓は、遊山の地として都市生活の間でもあった。この多彩な山麓は、都市からの眺めを特徴づけ⁸⁾、近代においては歴史的景勝地として保全すべき対象となった。

(2) 庭：町スケールの認識

生活風景に見る山のかたち 京都の町を囲む山々は一連の山並みに見えるが、それぞれの峰が認識され、東山三十六峰（比叡の秀嶽から稲荷の聖峰まで）のように名付けられていた。また、歌に詠われ、描かれることで、生活のなかで見慣れた山のかたちや位置が特定され、記憶されていく。三山はひとつの山ではなかった。

「蒲団着て寝たる姿や東山」（服部嵐雪）は、比叡山から大文字山に至る稜線の姿を詠っている（図2）。このかたちこそが、慈照寺（銀閣寺）庭園に欠かせない白川石・白川砂をもたらした地質が生み出した地形なのである。京都盆地を囲む山地の多くは丹波層群の砂岩や泥岩、チャートなどの堆積岩から成る。そのなかで比叡山と大文字山の間は火山活動に由来する花崗岩となっており、それが風化して崩れることにより、東山の「寝たる姿」が生まれている。白川石は風化した花崗岩であった。

山のかたちは、京都の成り立ちを語る。

山のみたて このように山は常に生活のなかにある。京都の人は、山を自然であり「庭」であると考えているといわれる。山並みが庭園の借景となり、隣接する山のありようがそのまま庭に取り込まれていく。山と庭が一つになって四季の移ろいを映す。木村探元が「四方の遠近に山こそ自然の庭なれと仰ことありし」（『京都日記』1734）と著したように、京の人は、山が庭を構成するというだけではな

く、山並みを庭と見立てていた。京都の人にとって山と生活はとても近い⁹⁾。

鴨川の河原からの広がりのある山並みの眺め、通りの先にみえる山の緑、家並みの背景にある山の稜線、こうした風景は山が生活の場に近い関西では日常である。六甲山を背に海に向かう阪神間に暮らす人々にとっても山は地域環境の基盤であり、山がオリエンテーションとなり、山が見えることが安心につながる¹⁰⁾。

京都ホテルの景観問題など、京都では景観論争は高さ問題に還元されやすい。しかし高層建築の問題の本質は、暮らしと山との関係への干渉である。低層高密のまちなかでの高層建築の問題は、庭への干渉でもある。

配置、規模、通りへの構え方などにおいて町家と建て方が異なる高層建築が、個々の敷地の奥の庭や隣接地との空き地のつながりを阻害し、庭に山（自然）を見る市中の山居の風趣が損なわれるところに高層マンションの問題がある。景観は単なる建築物の見え方ではなく、生活環境であり暮らしの文化の表れである。

京都では生活のなかに山がある。

(3) 変化をつなぐ環境構造

京都は平安京以来、1200年以上にわたって主要都市として持続してきた。それは常に経済・文化において先端的であったことであり、当然ながら常に変化を続けてきた。それにも関わらず、洛中洛外図に描かれている名所や通りを現在の都市空間において特定できる。描かれている建築や構や水路など多くを失っているにも関わらず、山と山麓の寺社の位置、町と一体である市中の街路パターンの持続力は強い。変化を続ける歴史的都市において地形と町割は変化の積層を受けとめ、都市を読みこなす手がかりである。

山は、京都では、都市のかたちを決める自然条件である。時代とともに人の営みが変化しても、山が生活の間から見えること、人の手が入りながら持続すること、山麓の名所とともに遊山の場であることが、時代をこえて持続するとき、山は都市生活とつながっている。

今も三山は、まちなかの変化をこえて変わらない大きな風景構造であるが、暮らしの近代化や人口構造が変化するなかで山と都市生活との関係は薄れてきている。山の変化にも気づきにくい。だからこそ、京都では景観が重要な政策課題となり、眺めへの関心、風景構造の再確認が求められているのではないだろうか。



図2 左・比叡山 右・大文字山

2 京都の風致

(1) 「風致」の考え方

都市計画における「風致」 都市計画における「風致」の位置づけは、旧都市計画法（大正8年・1919）の「風致地区」に始まる。風致地区は地域地区制の一類型である。風致地区以外では市街地建築物法にもとづく建築物規制（警察権）が適用されたのに対し、風致地区は都市計画法が規定する施行令において行為の制限等の運用が示される。旧都市計画法第10条第2項において「都市計畫區域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地區ノ外土地ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為ニ地區ヲ指定スルコトヲ得」と規定され、風致地区内の土地の形質の変更や建築等は許可制であり¹¹⁾、土地利用計画制度と考えることができる。

内務省の北村徳太郎は、風致とは趣であり、必ずしも山川草木に優れる対象だけでなく、建築物の価値や歴史を想起するものもまた風致と認められるが、「まずは慣用にしたがい自然を主と考えるものの、地区指定はある程度各都市の自由裁量に任せられる」¹²⁾としている。風致の考え方には、自然や緑だけでなく、地域ごとの「趣」のあり方が意識されていた。

そのうえで、指定対象と考えられる論点として、①強度の建築利用化を期待せざる土地（自然地の保全）、②地方古来よりの遊観勝区（温泉地など）、③土地の利用化が風致より招来さる場所（豊かな環境の別荘地・高級住宅地、沿岸・風致道路・公園広場周辺の土地）④歴史的意義のある土地（名所、地域を特徴づける場所など）をあげている¹²⁾。これが内務省の風致地区指定標準の考え方につながる。

「風致」の多様性から「緑」へ 風致地区決定標準（昭和8年〈1933〉発都15号内務次官通達）では、風致地区の対象地として、イ）季節に応ずる各種の風景地、ロ）公園、社寺苑、水辺、林間、其の他公開慰楽地、ハ）史的又は郷土的意義ある土地、二）樹木に富める土地、ホ）眺望地、ヘ）前各号の附近地にして風致維持上必要ある地帯を、風致地区として指定する場所としている¹³⁾。

戦前の風致地区は、風景地や地域にとって意味のある場所、良好な住宅地など、地域の環境価値から評価しており、それらは単に保存すべき場所というだけでなく、地域で使われ楽しめる場所でもあった。一方、土地利用を抑制す

る計画意図もみられ、市街化を抑制するグリーンベルトのような役割も意識されていた¹⁴⁾。

このように戦前の「風致」の概念は多様であり、地域性があったが、現行の都市計画法（昭和43年・1968）では、都市の風致は「自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観」とされ¹⁵⁾、風致地区が緑の保全に特化するようになった。併せて風致政令（昭和44年・1969）に規定された全国一律の風致標準条例に準拠した建築物の規制基準の規定が求められるようになり、旧法のときのような環境価値の捉え方の広がりや許可制の独自運用による環境保全を進める自由度は大きく低下した。京都の山麓や市中の緑の多様性は、「自然的景観」という風致観に還元されつつある。

(2) 京都の風致地区

公園都市の歴史的風致 京都市が大正11年（1922）に計画決定した都市計画区域（23,854.51ha）では、平地は約6割に過ぎず、広大な山地を編入した（図3）。「一見徒ラニ厖大ナル山地ヲ編入スルノ感ナキニアラサルモ京都ノ特色タル風光ハ主トシテ、是等山地ニ依リ發揮セラレ、名勝旧蹟亦此ノ裡ニ存在スルモノ多キヲ以テ、一面商工業發展ヲ期スルト共ニ、他ノ一面ニ於テ公園都市タルノ特徴ヲ

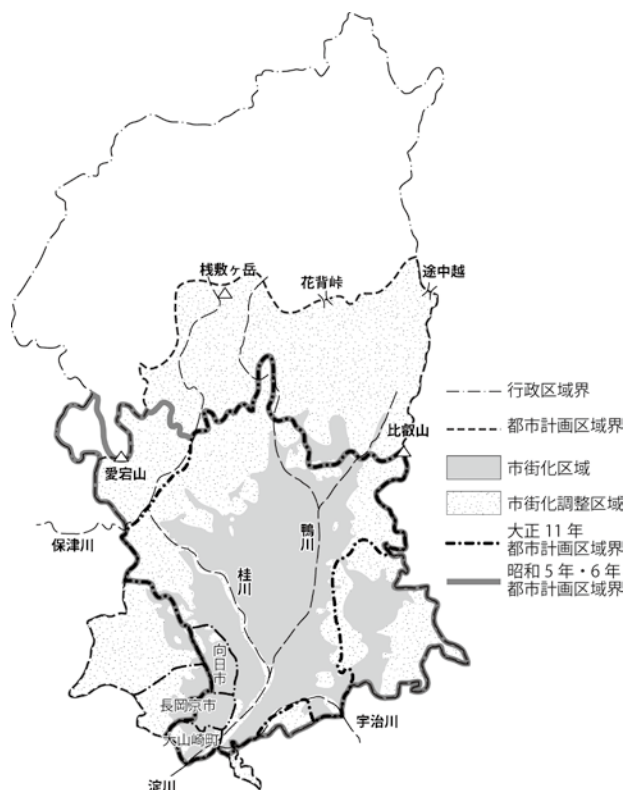


図3 京都市の都市計画区域の変遷

益々發揮セシムルノ施設ヲ為スノ緊要ナルモノアルヲ認め、(略)山地オモ計劃區域ニ編入シタリ」¹⁶⁾というように、都市と一体となって京都らしさを創出する山地は重要な計画対象と認識されていた。

昭和5年(1930)に最初の風致地区指定が実施された。市街地を囲む山地山麓、鴨川、景勝地の保全を重視し¹⁷⁾、周辺環境と一体で広汎なエリア(3,386.9ha)を対象とするゾーニング型の地区指定であった。昭和6年(1931)には、大規模な追加指定(4,472.4ha)をおこなっている。歴史的風致の保全が求められる平地部に点在する寺社仏閣とその周辺地区、既指定地区に隣接する地区、衣笠山、双ヶ岡などの山麓を追加指定するとともに、都市計画区域の拡張にともなう山科、高尾・清滝・愛宕等の景勝地を含む山地にも指定した¹⁸⁾。昭和初期の3回の風致地区指定により、名勝・景勝地のほとんどが指定対象となった(図4)。

風致地区内の現状変更行為に対しては、許可制により歴史的風致との調和を厳しく協議指導をする運用が意図された。山地や周辺環境と一体となった土地利用管理を求めたといえる。だからこそ山を広く都市計画区域に入れ、公園都市を特徴づける山麓と市街地の多様な風致を認めた。

自然風致による開発抑制 戦時は規制停止されていたこ

ともあり、戦時・戦後は山林の伐採と開発が進んだ。こうした開発による都市の膨脹と背景となる山の開発による景勝地の景趣が失われることが危惧された。また、観光都市として注目されるようになり、昭和24年(1949)には、伏見・深草・桃山、鷹峯・大北山(原谷)、鳴滝に、風致地区の拡大指定(529.2ha)をおこなっている¹⁹⁾。昭和25年(1950)には、風致地区決定標準に沿ってこれまでの指定地区域を15地区に区分した。昭和31年(1956)、風致地区制度の事務が京都府から京都市に移管される。

高度成長期、開発による歴史的環境の喪失が顕著になるなかで、昭和41年(1966)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)が制定された。歴史的風土保存区域が指定され、開発を阻止する買い取り対象となる歴史的風土特別保存地区の指定を決めた。国レベルの価値づけによる保存制度が適用されることになった。

昭和44年には、鴨川、上賀茂、比叡山、東山、嵯峨嵐山、西山、船山、鞍馬山、大原の2,715haに風致地区を拡大指定している(図5)。この広大なエリアの指定では、自然的環境の保全が指定基準として前面にでてきている²⁰⁾。自然美の保全、山への眺望、開発圧力への危惧、風致的観光開発が意識されていた。

初期決定

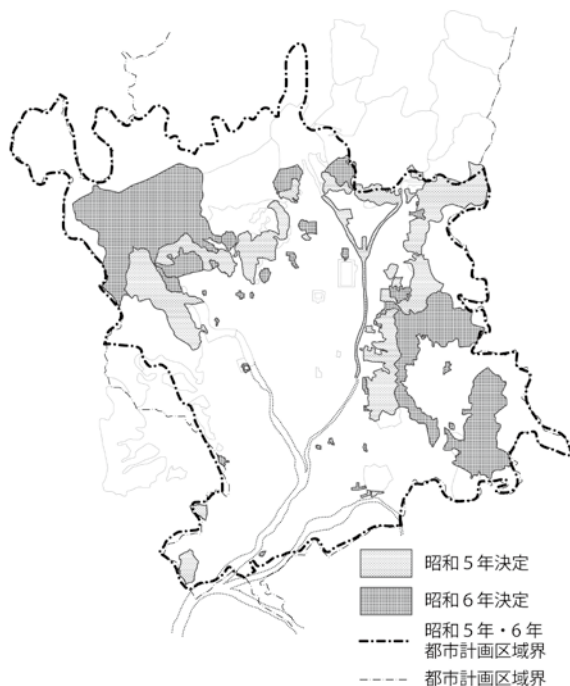


図4 京都市風致地区の初期決定エリア

4年代区分

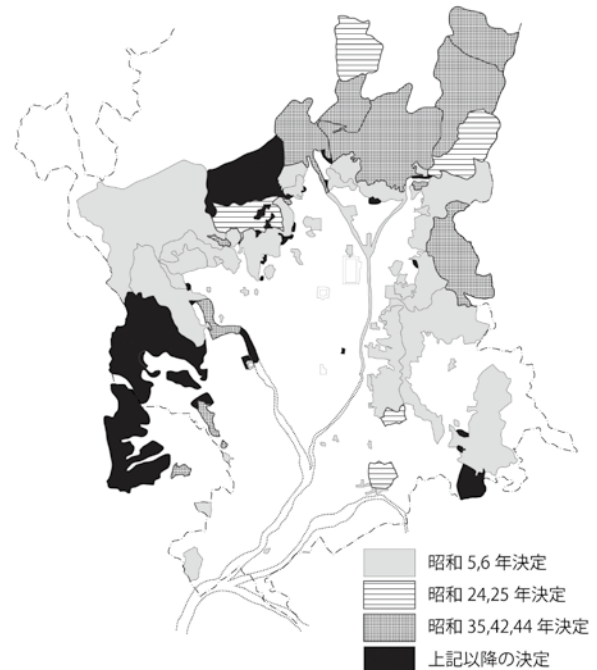


図5 京都市風致地区指定の変遷

戦後は、開発圧力が高く、山の緑を守ることと建築行為を調整することが課題となり、都市計画の自然風致の枠組みが、強く京都の風致の考え方にも及んでいる。しかし、都市スケールの環境管理のなかに「風致」の価値をおくことは、京都では単なる山の自然の保護ではない。山麓や市街地の自然景観の価値を継承する環境管理に京都らしさと難しさがある。

京都の山は自然景観であって、都市景観である。京都市の景観計画では、市街地景観と自然・歴史景観を一体として景観計画区域のなかで位置づけており、その全体像が京都の風景となる。山麓はまさに人と自然の相互作用のなかで変化と持続を続けてきたところであるからこそ、自然と歴史の景観といえる。その保全には、風致地区の他、歴史

風致地区		計画の考え方
指定時期	面積 (ha) 対象地の特徴	
大正 11 年 都市計画区域指定 (山地まで広く指定)		
昭和 5 年	3386.9	名勝・景勝地の保全 許可制にもとづく歴史的風致との調和 周辺環境と一体で広く指定する 土地利用管理型
昭和 6 年	4472.4	
昭和 7 年	2	
戦時・戦後に風致地区規制の停止期間 (伐採・開発による荒廃)		
昭和 24 年	529.2	観光都市としての景勝地の保全と「保育」の概念による山地・緑地の整備が視野に入る 風致の増進における林野や農業分野との連携
昭和 25 年	997.7	
昭和 25 年 京都市国際文化観光都市建設法とそれによる緑地地域指定 (新法で廃止)		
昭和 31 年 風致地区制度の事務が京都府から京都市へ移管		
昭和 35 年	2046.8	開発に対する都市計画的コントロール
昭和 41 年 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法		
昭和 42 年	642	開発調整による歴史的環境保全 自然的環境保全のための手法
昭和 44 年	2715	
昭和 44 年 新都市計画法 + 風致標準条例 → 昭和 45 年 京都市風致地区条例		
昭和 47 年 京都市市街地景観条例		
昭和 47 年	-75.5	景観の見方の導入 開発との調整
昭和 50 年	1.1	
平成 7 年 京都市市街地景観整備条例 (全部改正)、風致地区条例改正 (風致保全計画)、自然風景保全条例 (自然風景保全地区指定)		
平成 7 年	3494.3	自然環境と建築物の調和のための地区拡大
平成 17 年 京都市景観計画 (景観法)		
平成 19 年	107	地区特性に応じた基準運用による環境管理
平成 23 年 京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン		

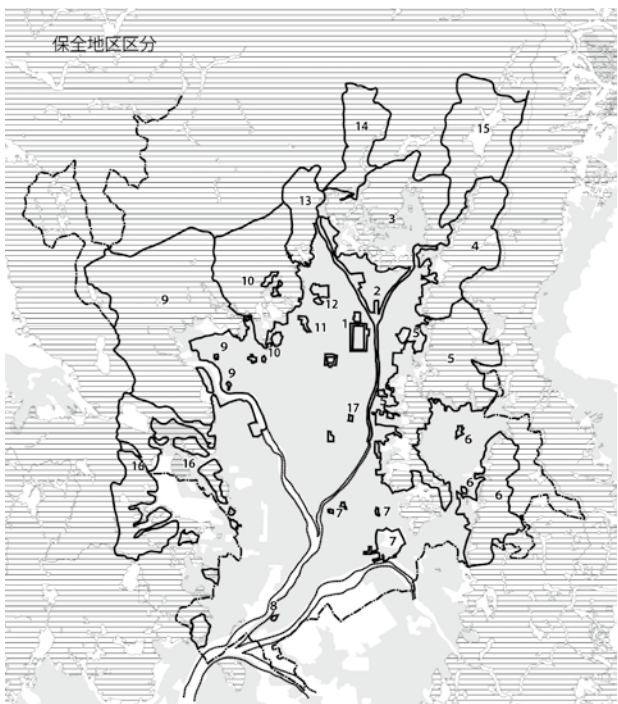


図6 風致地区の地区区分（区分名は註29）

的風土保存区域（古都保存法）、自然風景保全地区（自然風景保全条例）、特別緑地保全地区（都市緑地法）、近郊緑地保全区域（近畿圏整備法）といった複数の制度が重層的に役割分担している。

こうした制度は緑の保全を目的とするものが多い。しかし、京都では山をまもるとは、風景をまもることでもあり、風景をつくることでもある。長く人の手の入った山では、自然を守るのではなく、手をかけ続けることで、山をつくり、山を育てることといえる。

都市フリンジの多様性 京都の風致地区17地区のうち、戦前の指定が13地区で大半を占める。また、市街化区域内が6地区、市街化区域と市街化調整区域にまたがる指定が10地区、市街化調整区域内は1地区となっている。5地区は商業系用途地域を含む。森林地域を広く含むものの、都市のフリンジにある市街化区域と市街化調整区域にまたがる指定が多く（地区ベースで58.8%）、まさに市街地から山麓、山地へとつながるエリアを風致地区が対象としてきたことがわかる。

全国の風致地区指定の状況をみると、市街化区域と調整区域にまたがる指定割合は30.8%であり、非線引きエリアが25.3%、市街化調整区域13.9%で、全国的にも都市フリンジでの指定が多く見られるが、指定目的が開発抑制による緑環境保全が主となっており、京都の山麓保全とは主旨が異なる（表2）。

保全型が一般的であるのに対し、京都では、まちとつながる一連の山地を対象とするため、風致地区は当初から都市構造を示す計画であった。人の営みの歴史が風致の構成要素となる。京都の風致地区は、名所であり、遊山の地であり、洛外にあって都市機能を分担する場であり、都市フリンジは山麓につながる生活の場である。

表2 風致地区指定時期と都市計画の区域区分

	～昭和18	昭和25～44	昭和45～	合計
市街化区域	161ha 40.0%	46ha 28.4%	22ha 11.0%	229ha 30.0%
市街化区域+調整	133ha 33.0%	58ha 35.8%	45ha 22.5%	236ha 30.8%
非線引き	82ha 20.3%	43ha 26.5%	69ha 34.5%	194ha 25.3%
調整区域	27ha 6.7%	15ha 9.3%	64ha 32.0%	106ha 13.9%
計	403ha	162ha	200ha	765ha

その風致は単なる緑ではない。「京都の風景は自然景観と文化景観との渾然たる特異の統一」²²⁾と言われるように、山麓の名所やその周辺の生活と一体となった山は、自然であって都市環境である。

この山麓の多様性に対して、戦後は京都の風致地区も緑を指標とする自然風致の保全へと移行し、価値の多様性を失いつつある。

3 山と人の関わりがつくる風景

（1）山の植生と人の営み

明治までの山の風景 17世紀半ばの洛外図（中井基次氏蔵）では、まとまった森林は社寺などの周辺に見られるものの、三山のどこでもが森林という状況ではなかったようである²³⁾。知恩院から伏見稲荷の裏山付近にかけての東山には連続した森林がみられたが、周辺の山々には広範囲にわたり高木の林の見られないところがあった。山地の高木は松（アカマツ）の割合が高く、山地の多くは草地か、低い樹木が茂っていたようである。禿山のようなところもかなり見られたようである²³⁾。

文化年間（1804～1818）では、山地部に高木の森林のない低い植生が広く見られ、ある程度の高さの林の多くは小さな孤立林であったと考えられている²⁴⁾。明治中期の状況を仮製地形図と『京都府地誌』から考察した文献²⁵⁾によると、良い高木の森林は稀であり、かなり樹高の低いマツやその他の樹木等の植生景観が広く見られ、また禿山さえも珍しくなかったとされている。

こうした都市近郊の山の状況は、その状況に至るまでの人の営みがあり、明治中期の風景には江戸期の山と人との関係が表れる。こうしてみると、周辺の山地はかなり早い時期から都市京都の用材や薪炭の生産などに利用されてきたことがわかる。近郊林は利用されることで遷移の進行が抑制され、長くアカマツや落葉広葉樹を中心とした二次林であった。

禁伐・遷移・画一化 明治4年（1871）の社寺上知令は、それまでよく維持管理されてきた社寺林の荒廃を招いた。社寺が所有する山のほとんどが境内地として認められず、上知の対象となった。このため多くの寺社林では、上知前に山林の伐採や立木を売り払うなど濫伐され荒廃が進んだ²⁶⁾。明治中期の東山は低い松林と裸地が混在するよ

うな風景となった。

上知の対象となった山の多くが景勝地であることが京都の特徴である。明治初期には風景の保全再生のために禁伐が指定されたが、国有林が農商務省へ移管（明治19年・1886）された後は、風致の維持回復への関心はなくなり、森林法にもとづく画一的な管理となった。禁伐林に指定された森林は禁伐というだけで放置され、明治後半には林相が変化し始めた。

林相の変化が進むなか、京都らしい森林美のための方策が必要と認め「東山国有林風致計画」（昭和11年・1936）が策定される。「東山の大半約六割の林冠は清淡なる赤松にして、山裾、溪間に濃緑なる色彩を持つは椎、榎等の闊葉樹である。此等林木の調和と配合が東山森林美の本體」と指摘し²⁷⁾、禁伐による放置がもたらした自然の遷移により森林美が悪化しているとの認識を示した。

既存植生などの調査にもとづき、森林の組成状態の持続、遠望および林内逍遙にも相応しい森林の造成、複層林の造成とともに、社寺の背景林への配慮を整備計画の基本方針とし、計画策定途中での室戸台風（昭和9年・1934）の被害に対し、アカマツ林の更新保護も含め、適切な新植・捕植による時間をかけた林相形成が目指された。

しかし計画に基づく新植・捕植後は放置され、照葉樹林への遷移が進む。1960年代にはまだ少なかった清水山上部にも現在はシイが侵入しつつある（図7・8）。人の手が入らなくなり遷移が進むと、どこもシイ林になってしまう可能性がある。

（2）林相改善から風景再生

保全から更新へ：京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン 京都三山で、アカマツ林の消失、コナラ等のナラ枯れなど植生が変化し、シイ林の拡大が進むなか、伝統的な森づくりの技術と自然配植の考え方に基づく京の森づくりが取り組まれ始めた。京都伝統文化の森推進協議会（平成19年・2007）は自然と人の関わりにより形成される風景林の文化的価値の再生継承を目指し設立され、東山を活動拠点として林相改善に取り組んでいる。林野庁と京都市のほか、寺社や自治会などがサポーターとして連携し、市民が活動に参加することにより、国、寺社、市などの所有を越えて山の景観を考えることが期待される。

京都市は、森林組成、植生や土壌、地形などの特性にもとづき、望ましい森林景観のあり方を設定するため「京

都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」（平成23年・2011）を作成した。ナラ枯れ跡地における森林の再生活動「四季・彩りの森復活プロジェクト」も始めた。

このガイドラインは、戦後の緑保全型の風致地区と古都保存法による山の凍結保存から、山に適正に手を入れ京都らしい森づくりへの方針転換である。この京都の山の再生への動きは、林業部局と都市計画部局が連携する取り組みであり、市民が関わることで近世までの用材に変わる山と都市との関係を生み出す試みともいえる。適正な植生・林



図7 清水山のシイ林化

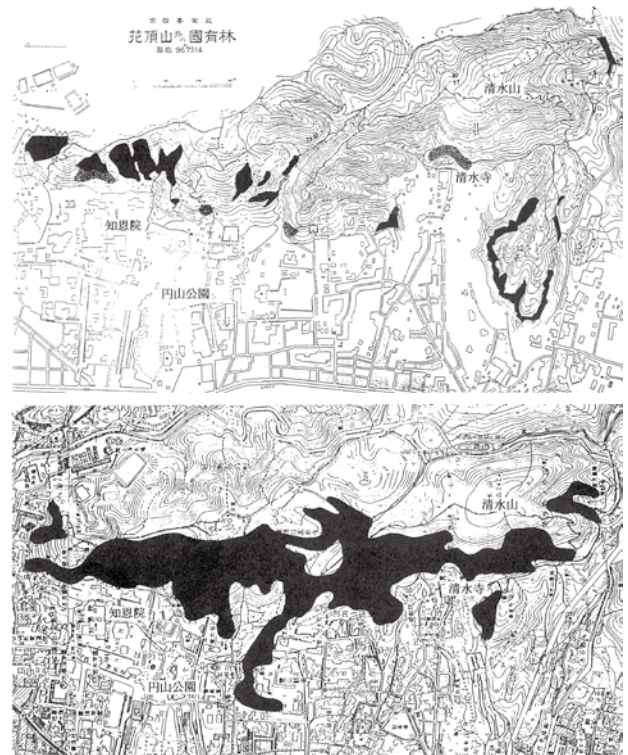


図8 東山中央部のシイ林の広がり²⁸⁾
上：昭和初期・下：昭和54年（1979）

相へと市民と協働することにより、三山の維持管理をめざしている。

庭のように山をつくる 清水山では、協議会のしくみを活かしながら、寺社林と国有林を清水寺の背景の山として一体的に整備管理を始めている。寺に近いところはサクラ群植により常緑と落葉樹が混交しているが、その上に続く国有林の斜面ではシイ林が拡大している。山頂近くにはかつて建材となるように植林した古いスギ・ヒノキが残る。このシイ林が拡大する斜面地において、ギャップを開けてモミジや落葉樹を植え、50年、100年かけて混交林へと変えていこうとしている。

そこでの森づくりは、土を知り、地形と水を読み、巣植える。ギャップからの光、雨と水みち、複数植えることによる守り合う関係など、自然の力を活かしつつ人が関わる。自然配植は古くからの知恵にもとづく方法である。庭のように山をつくっているようにみえるのは、山のように庭をつくってきた伝統とつながる。

京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインによれば、三山の森林類型は37種類にも区分できるが、主な構成比はコナラ（落葉樹）約4割、スギ・ヒノキ（針葉樹人工林）約3割、シイ（常緑樹）約1割が三山の8割を占めるとしている。混交することで四季の移ろいと彩りが生まれ、それが寺社と一体となって特徴ある風景となると、山麓の彩りある多様性が再生維持される。

4 山の眺めを支える文化的景観の価値

北から南まで多様な気候風土が見られる日本において、山と都市との関係は地域の文化的景観を特徴づける。近年、地球規模の気候変動が地域環境を変えつつあるものの、すぐに地形が大きく変化するには至らない。山は地域の風景構造の基盤となる。

関西は、山と都市が近く、都市生活の歴史も長い。山は常に日常の生活風景の中にあり、畏怖され祈りの対象でありつつ、都市生活を支える資源の供給源として用材や薪炭の生産に使われ、明治の頃の山々はどこも低い木が広がる明るい山となっていた。そうした山々では、近代化のなかで防災と水源涵養のために森林の再生が図られた。

その中で京都を囲む三山は、明治に入り、山麓の名所と都市の背景となる山並みの保全のために禁伐が指定された。

しかし上知により国有林となった東山の多くの山は禁伐というだけで放置され、遷移が進み、本来の混交林の彩りを失う。景勝地の保全のほかにも多様な価値を内包していた風致の考え方は、戦後に緑を守る自然的景観保全へと移行し、古都保存法により山に手をかけることが止められた。こうした人と山の関係の変化が、地形は変わらなくても三山の眺めを変える。景観計画と同時に制定された眺望景観創生条例は、現在に生きている眺めを見出そうとする試みともいえる。

今、再び、三山で山に適正に手をかけていく営みが始まっている。人の関わりの中で形成されてきた森林には手を入れ続けることが山の持続につながる。保存から更新へ、手をかけ続けることで山をつくり、山を育てる関係へと三山と都市民の関わり方が変わり始めた。山の風景の変化は世代を超える。それを支えるのが文化的景観の価値であろう。

京都の町並みは人々の営みの表れである。中世の多様性や安土桃山の彩りは、元禄期から次第に体制が確立するなかで規則や基準によって表現の画一化が進み、彩りを失うが、明治に入って再び開放される。時代の変化に呼応して多様性と画一化は繰り返すという。

山もまた人の営みの表現であり、中世後半から山麓に寺社が建ち、遊山により多様な景勝地が生まれ、近世は加えて生産の場となり、明るい山となっていく。町並みとは逆に、明治になると禁伐で画一化し、戦後の風致は自然風致に重点が移って緑の保護に向かった。一律の基準運用が迫られるなか、地域別の風致保全計画は三山と山麓の多様性を示す²⁹⁾。

現在、遷移によりシイ林が卓越する風景に移行しつつあることへの危惧から、再び人の手の入る山をめざし始めた。それぞれの寺社林が守られ、その背景の山に市民と協働で林相改善を始めている。時間とともに少しずつ山の特性が見えてくるようになるだろう。町並みより、山の眺めは変化に時間がかかるが、こうした人と山の関係による風景の変化が有機的進化であり、文化的景観の特性といえる。

（小浦 久子）

註

- 1) 玉置豊次郎（1974）『日本都市成立史—都市建設資料集成』理工学社。
- 2) 平安京の三山とは、吉田山、船岡山、双ヶ岡と考えられている。時代とともに近景から中景、遠景へと移り、現代は比叡山、鞍馬山、愛宕山とされる（註9）。

- 3) 高橋康夫他編 (1993)『図集日本都市史』東京大学出版会。
- 4) 池亭記 (慶滋保胤) 第一段には、「西京人家漸稀、殆幾幽墟矣」(西京は人家漸く稀にして、殆幽墟に幾し)と記されている。
- 5) 高橋康夫 (1988)『洛中洛外一環境文化の中世史』平凡社。
- 6) 京都大学付属図書館所蔵、部分。
- 7) 山近博義 (2007)「林吉永版京大絵図の特徴とその変化」、『平安京—京都 都市図と都市構造』京都大学学術出版会。
- 8) 京都市眺望景観創生条例 (2007, 2018改正) の考え方を支えている。
- 9) 高橋康夫 (1993)「京都と山並み 居住環境史の一素描」、『図集日本都市史』東京大学出版会。
- 10) 小浦久子ほか (1997)「日常風景にみる住宅市街地の環境特性に関する基礎的研究」『都市計画論文集』32。
- 11) 伊藤孝 (1978)「昭和戦前期における美観思潮とその機能性格・機能—主として東京における美観地区・風致地区の指定と都市美運動による考察」『都市計画、別冊：学術研究発表会論文集』13。
- 12) 北村徳太郎 (1927)「風致地区に就て」『都市公論』10(4)。
- 13) 内務省国土局計畫課編纂『改訂増補都市計畫法令集』都市研究會, 1952: 第六章第一・都市計画調査資料及計画標準ニ関スル件 (昭和8年発都15号)。
- 14) 舟引敏明 (1993)「風致地区制度の問題点と今後の方策についての検討」『都市計画論文集』28。
- 15) 国土交通省 (2018)「第10版都市計画運用指針」。
- 16) 田中清志編 (1944)『京都都市計画概要』京都市役所。
- 17) 「京都市ハ古來山紫水明ノ地トシテ知ラレ而モ古キ歴史ヲ有シ他ニ類例ヲ見ザル優雅ナル都市トシテ其ノ美ヲ誇リ以テ今日ニ至リタルモノナルヲ以テ其ノ特色ヲシテ永遠ニ保持スルハ京都都市計畫上最モ重要ナルモノトス」(「第十回都市計畫京都地方委員會議事速記録」昭和4年〈1929〉11月11日, 京都府)。
- 18) 「第十五回 都市計画京都地方委員會議事録」(昭和6年6月, 京都府)。
- 19) 「第五十六回 都市計画京都地方委員會議事速記録」(昭和25年〈1949〉3月, 京都府)。
- 20) 「第112回 京都市都市計画地方審議會議事録」(昭和44年3月, 京都市)。
- 21) 「第95回 京都府都市計画地方審議會議事録」(平成8年3月〈1996〉, 京都府)。
- 22) 京都府 (1934)「風致地区について」(京都市都市計画局風致課『復刻資料 京都府都市計画課編 風致行政の手引き』1990に収録)。
- 23) 小椋純一 (1986)「洛中洛外図の時代における京都周辺林—「洛外図」の資料性の検討を中心にして」『国立歴史民俗博物館研究報告』11。
- 24) 小椋純一 (1989)「絵画資料の考察からみた文化年間における京都周辺山地の植生」『造園雑誌』52 (5)。
- 25) 小椋淳一 (1991)「明治中期における京都近郊山地の植生景観」『造園雑誌』55 (5)。
- 26) 中嶋節子 (1996)「明治初期から中期にかけての京都の森林管理と景観保全」『日本建築学会計画系論文集』481。
- 27) 大阪営林局「東山国有林風致計画」昭和11年 (1936) の序。
- 28) 小椋純一 (1992)『絵図から読み解く人と景観の歴史』雄山閣出版, 7頁より転載。
- 29) 京都市「風致保全計画」(平成7年・1995) の17地区は以下の通りである。1: 相国寺風致地区, 2: 鴨川風致地区, 3: 上賀茂風致地区, 4: 比叡山風致地区, 5: 東山風致地区, 6: 醍醐風致地区, 7: 伏見桃山風致地区, 8: 西国風致地区, 9: 嵯峨嵐山風致地区, 10: 西山風致地区, 11: 北野風致地区, 12: 紫野風致地区, 13: 船山風致地区, 14: 鞍馬山風致地区, 15: 大原風致地区, 16: 大枝大原野風致地区, 17: 本願寺風致地区。

第2節 歴史的市街地における戸建住宅による空間変容

1 京都の歴史的市街地

(1) 伝統的空間構造

京都の中心市街地は、平安京の都城以来、現在に至るまで都市機能が集積し、長く首都性を担ってきたところであり、条坊制に基づく計画都市の基盤のうえに、町の人々が暮らしの変容に応じて使いこなしてきた生活の場でもある。長い歴史のなかで常に変化しつつも、都城の空間構造を示す街区と道路が継承され、秀吉の天正の地割がおこなわれても、街区をつくる道を挟んで向かい合う土地が構成する生活空間のまとまりである町は維持されている。

こうした空間基盤を継承する京都の歴史的市街地では、都城の空間性のなかで、町家という都市建築を洗練させてきた。町家の通り庇が都市の中間領域を発生させ、通りに面して店や作業場などの生業の空間が並び奥に居住空間を配する町家の空間構成が、オモテ・ナカ・ウラといった生活空間を構造化する。

町割と町家が京都の町並みの基盤にある。

条坊制の道路は巷化により狭くなり、宅地もそこに建つ建築物も変容してきたが、都城の道と町家が創りだした都市空間の型と町における生活の折り合いの作法が維持されることにより、時代の変化を重層させながら京都らしさが持続してきた。しかし近年の市場性に依拠する建物更新では、京都らしさを支える型と作法を理解することなく建築物が建てられ、景観に混乱が生じている。

(2) 歴史的町並みとは何か

長い時間の変容が積層する京都の景観は「歴史的」といわれるが、京都はいつから「歴史的」となったのだろうか。都として首都として京都は長く時代の最先端であったはずである。日本の伝統と言われる多くの文化は京都で創出された。何度も政争に巻き込まれながらも、自律的に生きてきた町の人々が都市の担い手であった。

高橋が第1章で指摘するように、近世に、江戸・大坂・京都と「三都」の1つと数えられるに至ったことが、京都の凋落の始まりだったのかもしれない。それでも明治の近代建築による町並み形成や島津製作所や京セラのような先

端的で独自の生産技術の開発は、近世までの文化と生業の知恵の蓄積によるところが大きい。

戦後、京都の将来を構想するときにも、時代の先端性や高層化する首都像があった。京町家の保存を課題としつつも、都市として持続的であるための市街地更新が模索され、市街地景観整備条例（昭和47・1972）となった。そこに保存という表現はなく、保存も景観整備と認識されていた。

「歴史的」とは外の目による京都の評価ではないだろうか。これからも先端性を失えば京都らしさを失う。先端性とは歴史を重ね合わせることで新たな魅力を生み出していくことであり、そのための空間の型の開発と文化が必要である。京都では、景観政策は文化であるべきだろう。

(3) 景観の保全整備のしくみ

京都の歴史的市街地は、御土居のなかに位置し洛中と認識されてきたところで、現在は、職住共存地区や景観計画で旧市街地型美観地区の指定のあるところである。この歴史的市街地は場所ごとに歴史的背景や市街地更新に相違があり、景観計画では旧市街地型美観地区（約642ha）を9地区に類型し、それぞれに整備方針を示している。このうち西陣、御所周辺、二条城周辺、職住共存地区1、職住共存地区2（幹線道路沿道）、本願寺周辺の7地区が歴史的市街地に対応する。

景観計画では地区別に保全の方針は示されているが、景観地区（都市計画）の基準は、低層建築物（階数3以下）、中層建築物（低層を越え15m以下）、高層建築物（15m越）に分けて指定しているものの、それらの基準は旧市街地型の各地区に共通である。京都では都市計画（高度地区等）と景観地区で役割分担しており、景観地区では主に形態意匠基準を決めている。景観計画の地域性を示す保全整備方針に応じた基準の運用が求められるところであるが、地域性は認定の判断には入っていないのが実態である。

京都らしさの持続につながる歴史や地域性の重なりが維持される市街地更新を求めていくには、旧市街地型では一律の基準となっている景観地区の現在の運用では難しい。

2 市街地更新における戸建住宅

(1) 京都の景観地区（美観地区）の特性

景観地区は、景観法に位置づけられているが都市計画制度であり、①形態意匠、②建築物の高さ、③壁面位置の制限、④最低敷地規模について基準を決めることができる。②～④は数値基準で示され建築確認の対象となり、①形態意匠の基準が認定の対象となる。定性的に示されている基準をどのように運用するかが実効性を左右する。

現在（平成31年〈2019〉3月）、全国では29市町村50地区で景観地区を指定されている¹⁾。平成23年（2011）に調査²⁾したときの34地区から増えた地区では、金沢市と浦添市を除くと、文化的景観や世界遺産関連であった。指定地区の区域面積は、0.7haの沼津市アーケード街地区から2,298haの俱知安町ヒラフ高原地区まで多様である。しかし、既成市街地を対象に、広くゾーニング型で地区指定し、定性基準による形態意匠の認定をおこなっているの

は京都市と芦屋市だけである。

景観地区内では、すべての建築行為（増改築等を含む）に認定申請が求められる。京都市では、景観地区を美観地区と美観形成地区として運用しており、全地区内での認定件数は年間2,000件前後で推移してきた。このため認定の運用においては、基準ごとの判断を安定させることが優先され、景観計画で示す地区ごとの立地特性にもとづく保全の方針を反映させる余地がない。

年間の認定件数が最も多いのが歴史的都心である旧市街地型美観地区で、年間だいたい700件を越え、全体の約4割を占める（図1）³⁾。

(2) 旧市街地型美観地区における更新の実態調査

旧市街地型美観地区の認定件数において、最も多いのが低層建築物の戸建住宅である（図2）。年度による変動はあるものの、戸建住宅の年間認定件数は概ね450件程度（平成22～30年〈2010～2018〉の平均が451件）であることが確認でき、地区内の認定件数の6割以上（同62.1%）

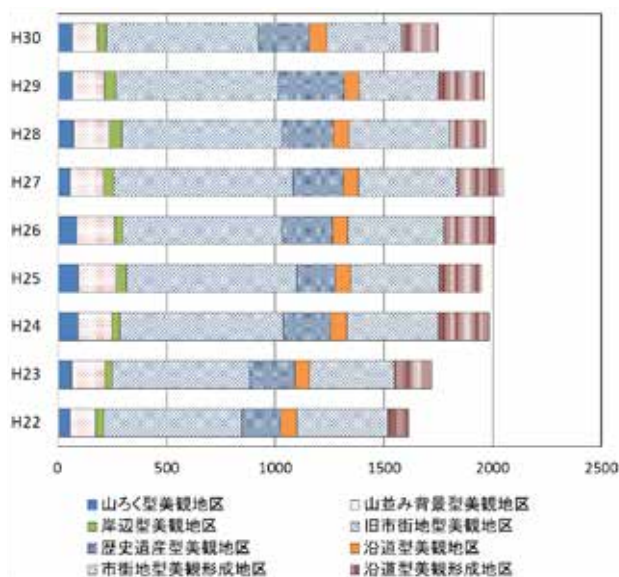


図1 美観地区の型別認定数の推移

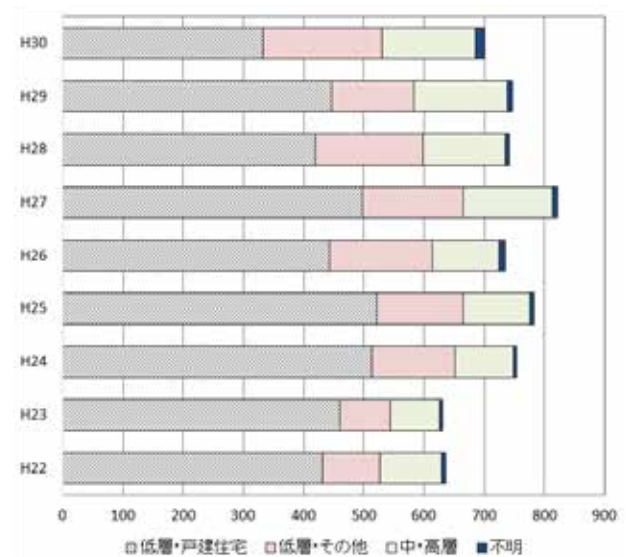


図2 旧市街地型美観地区の認定建物の構成

表1 旧市街地型美観地区の認定建物の構成

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
低層・戸建住宅	431 (67.8%)	460 (72.9%)	513 (68.1%)	521 (66.6%)	443 (60.4%)	497 (60.5%)	419 (56.5%)	446 (59.8%)	332 (47.4%)
低層・その他	96 (15.1%)	84 (13.3%)	138 (18.3%)	143 (18.3%)	171 (23.3%)	168 (20.4%)	179 (24.2%)	137 (18.4%)	198 (28.3%)
中・高層	102 (16.0%)	82 (13.0%)	97 (12.9%)	112 (14.3%)	110 (15.0%)	148 (18.0%)	136 (18.4%)	155 (20.8%)	155 (22.1%)
不明	7 (1.1%)	5 (0.8%)	5 (0.7%)	6 (0.8%)	10 (1.4%)	9 (1.1%)	7 (0.9%)	8 (1.1%)	15 (2.1%)
計	636	631	753	782	734	822	741	746	700

を占めている（表1）。

こうした戸建住宅が建つところの従前用途や建物形式は確認できていないが、少なくとも町家が形成していた歴史的市街地において戸建住宅が多く更新していることが、景観にどのような影響があるかをみておく必要がある。集合住宅などの中高層建築物は個々のインパクトが大きく周辺との整合性が課題となりやすいが、戸建住宅による変化は意識されにくい。しかし、多くの変化が集積することによる地域の町並みへの影響は大きいと考える。

旧市街地型美観地区内の戸建住宅の認定件数の割合が多い傾向は地区指定当初から確認できており、現在まで継続している。基準に変更はなく、認定判断が大きく変化しているわけでもないことから、運用当初に実施した平成23年の実態調査³⁾に基づき、景観における歴史的重層性の観点から戸建住宅の景観課題を検討する。

平成23年調査では、旧市街地型美観地区のうち、生産・商業機能を維持しつつ住宅化が進む「西陣」「御所周辺」「職住共存1」に着目し、調査対象地を設定した（図3）。調査対象3地区内で平成19年（2007）9月～平成23年10月までに認定完了検査を受けた建築物317件（西陣102件・御所西99件・職住共存116件）について、①資料調査：認定申請図書・建築計画概要書の閲覧による行為の種別と建築物等の基礎データ収集、②現地調査：調査対象地区内の認定完了検査を受けた戸建住宅の通り面の構成に関する

目視調査、をおこなった。

（3）調査地区内の戸建住宅

資料調査によると、調査対象の認定建物317件のうち290件（91.5%）は新築、そのうち188件（64.8%）は戸建住宅であった。職住共存地区で、他の2地区（7割越）と比べ、戸建住宅の割合が50.5%と最も低く、共同住宅、商業・業務施設やその他用途の割合が高い（図4）。建物用途の違いを反映し、職住共存地区では中高層建築物（4階以上）の割合が34.5%となり、西陣6.9%、御所西13.1%と比べて高く、逆に木造の割合は47.4%であり、西陣76.5%、御所西62.6%と比べて低い。

調査対象地区内で認定完了検査を受けた新築の戸建住宅（低層建築物の基準が適用される対象）に着目し、現地調査で通り外観が確認できた144件（西陣56件、御所西42件、職住共存46件）について外観分析をおこなった。

3 歴史的市街地における初期認定新築戸建住宅

（1）敷地特性

通り外観分析の対象となる144件の資料調査データをまとめると、平均敷地規模は地域特性を反映し、御所西地区が172.8㎡と最も大きく、西陣地区では100㎡未満が53.6%と過半を占めた。ばらつきは見られるものの、敷地

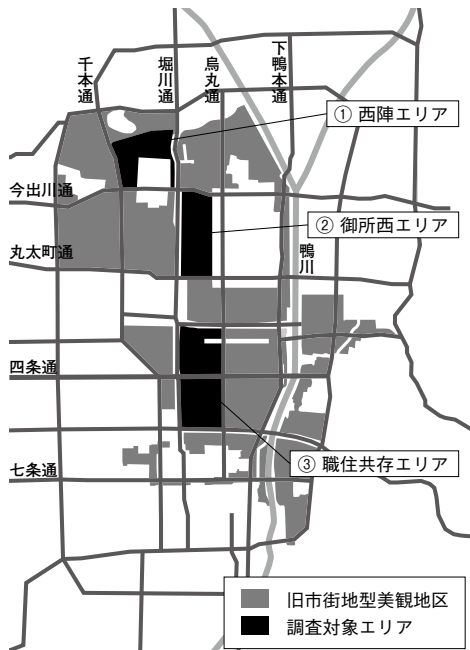


図3 調査対象地区の位置

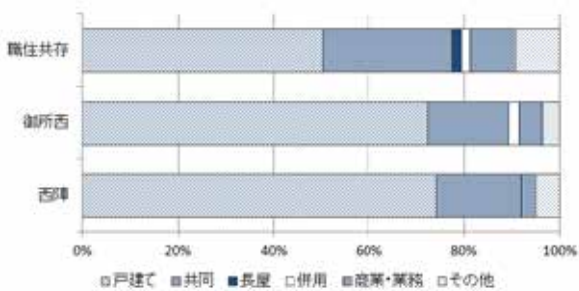


図4 調査対象地区内の認定建物の用途

表2 地区別戸建住宅の敷地規模条件認定建物の構成

地区	敷地面積 (㎡)	間口規模 (m)	奥行 (m)	前面道路幅員 (m)	件数
西 陣 (平均)	102.2	7.0	15.4	5.1	56
御 所 西 (平均)	172.8	7.4	19.3	5.6	42
職住共存 (平均)	107.4	6.6	19.7	6.0	46
計 (平均)	125.3	7.0	17.9	5.5	144

実態には地域特性がある程度反映されていることが分かる（表2）。

また、敷地の間口奥行関係では、職住共存地区で、間口が狭く（平均 6.6 m）奥行の長い（平均 19.7 m）敷地形状となる傾向が見られ、歴史的町割が残ることが分かる。平均前面道路幅員は西陣地区が 5.1 m と最も狭く、高密度市街地の特性を示す。

（2）旧市街地型美観地区の基準と地区別方針

旧市街地型美観地区内に位置する戸建住宅は、地区の区分や用途を問わず同じ低層建築物基準が適用される。しかし、景観計画では、下記に概要を示すように、それぞれの調査対象地区ごとに地区別の保全の方針（丸括弧内が景観計画に示されている地区名）が示されている。

①西陣地区（西陣）

高密度市街地のなかに各所に社寺が立ち、通りから豊かな社叢や樹木が望遠できる。織屋建の特徴的な町家が多く残る。京町家と歴史的建造物と緑とが調和する景観特性の継承が基本方針。

②御所西地区（御所周辺）

御所の周辺地で旧市街地景観を色濃く残し、近代建築や寺院の堂宇が景観に重厚さを与える。各所から御所や寺院の豊かな緑が垣間見える。この緑と調和するよう積極的に敷地内の緑化を図り、歴史的建造物や京町家に調和した意匠により落ち着いたある町並み景観を保全する。

③職住共存地区（職住共存 1）

近世から多様な職人が居住し、商業・業務施設と住居が共存する地域。職住共存の京町家が連担する町並み景観の継承が基本方針。低層部に和風意匠を取り入れ、新・旧の調和した景観形成をめざす。

こうした、地区別の保全の方針の認定における適用について確認したが、現状では特に地区ごとの基準の判断には参照されていなかった。

（3）基準への適合性

通り外観調査を行った 144 件について、旧市街地型と共通基準への適合性をみると、数値で示されている基準への適合率が高い。旧市街地型に特定される基準である①特定勾配屋根（3/10 ～ 4.5/10 + 軒の出 60cm 以上）②軒庇（1/2 階の外壁に、特定勾配 + 軒の出 60cm 以上）、共通基準である③マンセル値で示されている外壁の禁止色、についてはいずれも 95% 以上が適合していた。また、屋根の材料や

外壁の材料の条件など、比較的具体性のある基準の適合率も高くなっていた。

調査対象のうち 3 階建ての割合は、西陣と御所西が 42.9% に対し、職住共存では 52.2% と少し高い。3 階建ての場合は、3 階の外壁面を 1 階外壁面より原則 90cm 以上後退させるか、建物の配置を道路から後退させ道路に沿って門や塀を設置することとしている。3 階壁面のセットバックが 84.8%、建物配置で対応するものが 8.3% であり、概ね適合していた。

一方、道路際に空地（駐車スペース等）が設置される割合は、西陣 82.1%、御所西 78.6%、職住共存 63% と高い割合を示すが、その際に求められる「周囲の景観に調和した門又は塀等を設置する」という基準への適合率は、西陣 8.7%、御所西 6.1%、職住共存 10.3% と低い。共通基準にも示される町並みの連続性への配慮への意識は低い。

3 階建ての割合や道路際の空地設置の割合などは、3 地区の特性を反映しているといえる。3 階建ては高層化が進む商業地で少し割合が高く、道路際の空地は町家が残り職住共存で少し低くなっている。町並みの連続性や周辺との調和といった定性的表現の基準は、周辺が動いているところではデザイン選択が難しいが、地域性や歴史的層性の保全には重要である。地区別の保全の方針はその拠り所となる可能性がある。

4 町並みにおける戸建住宅の空間課題

（1）歴史的町並みの継承性

歴史的市街地の景観特性と認識されている屋根と軒庇は、数値基準のため適合率が高い。しかし実際に建てられている戸建住宅の配置・規模・形態意匠は町家とは大きく異なっている。新たに建てられている戸建住宅について、旧市街地型美観地区において定性基準で示されている歴史的な町並みや特徴ある建造物（京町家）との「調和」という観点から検証する。

調和の対象となる歴史的町並みは、町家が通りに面して建ち並び、平入り瓦屋根が緩やかに連続し、軒庇による水平性や格子などによる陰影ある外壁によって特徴づけられる空間構成と想定することができる。これと調和し、建築物の規模・配置・形態（通り面の構成）において、その特性を継承することとは、2 階建て規模で、建築物はセット

バックさせないか、セットバックしても通り際が塀などで閉じられている配置であり、通り面には軒庇があってベランダのない外観の構成となることが求められる。

この考え方を調査対象の認定戸建住宅に適用して実態を整理する。戸建住宅であることから規模は2階か3階なので低層と考えることができる。歴史的町並みと調和する建て方とは、通りに面してセットバックしていない建て方でベランダが設置されていない住宅、またはセットバックしていても通りを塀等で閉鎖している住宅であることといえる。この条件を満たし、歴史的市街地の空間性を継承する建て方と考えられる戸建住宅は、調査対象の15.4%に過ぎない(図5)。

(2) 町並みの調和における戸建住宅の課題

歴史的町並みを特徴づける町家(併用住宅)と歴史的市街地が更新するときの変化の大半を占めている戸建住宅(専用住宅)とでは、配置など建て方の違いだけではなく、生活が求める駐車スペースやベランダの設置等により基本的な空間構成が異なる。規模・配置・形態の類型で歴史的市街地の空間特性の継承性を検証したが、生活の違いから発生する変化は大きい。現地調査において実際に建てられ

ている状況と景観形成基準を照らして課題と考えられる項目としては、①ベランダ、②隣接地との連続性、③専用住宅化を挙げることができる。

①ベランダ 中高層建築物ではバルコニーはインナーバルコニーにすることと指定されているが、低層建築物のベランダに関する規定はない。調査対象の新築戸建住宅では、4割にベランダが設置されていた。こうしたベランダは、軒庇の出の上に乗るように2階ベランダが設置されるタイプ(図6)、3階建ての3階壁面がセットバックした前に設置されるもの(図7)が多く見られた。

軒庇の上に乗ると、庇の水平性は消失し、ベランダのボリュームが大きく通りに出てくる。また、3階建てでは、3階壁面のセットバックの効果がベランダの設置により消え、通りから3階が立ち上がるのと同じボリュームとなる。

ベランダの問題は、集落内での景観計画の運用でも発生している⁴⁾。ベランダは伝統的な建て方にはない要素であることから、伝統的な建て方を意識した基準でよく抜け落ちている。歴史的町並みの特徴だけでなく新しい建て方の特性を分析することも、市街地更新における歴史的町並みとの調和を考えるうえで重要である。

②隣接地との連続性 市街地が動いているときに周辺との調和の意味が重要となる。戸建住宅が立地する地区の特性との調和が景観計画の方針では想定されているが、実際は隣接地や通りの影響が大きいのではないかと考えられる。

新築敷地と隣接地との関係(表3)をみると、両側の隣接地がセットバックしている場合、新築敷地もセットバックする割合は81.3%、片側では72%となる。条件別のサ

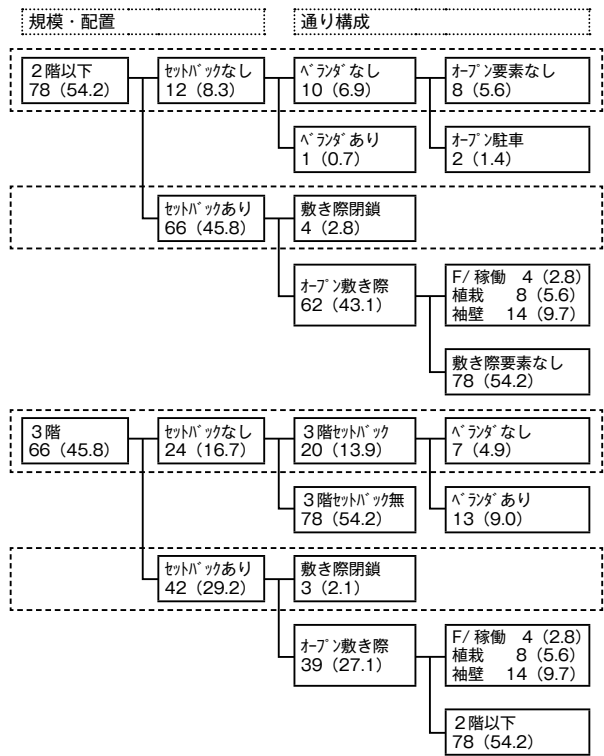


図5 戸建住宅の歴史的町並みとの調和要素
[] 内が歴史的空間性を継承する建て方



図6 軒庇の出の上に乗るベランダ



図7 3階壁面はセットバックするがベランダが前に出る

ンプル数に偏りがあり単純な比較には課題が残るが、両側ともセットバックしていない場合の発生率 38.2% と比べ、発生割合が高い。隣接地にある空地は、セットバック敷地より影響は小さい。このように建物配置の変容は連鎖する可能性が高く、戸建住宅の更新の蓄積によりセットバックした建物配置が増加すると、歴史的町並みの空間構成の喪失につながる可能性が高い。

調査対象では、セットバックしている建て方の敷地は、職住共存 63%、御所西 78.6%、西陣 82.1% となり、その敷地際が何の工夫もなく開放されている割合は、職住共存 26.1%、御所西 50.0%、西陣 46.4% と高い（図 8）。敷地条件に応じて、「通り際に植栽を入れる」「隣接地との境界の壁を通りまで延ばす」「境界壁の袖壁と植栽や門柱をデザインする」「アプローチをデザインする」なども、敷き際の工夫として許容し認定している実態がある。これは、通りに建ち並ぶ町並みの連続性といった歴史的市街地の空間構成を継承しているとは言い難い。

③専用住宅化 生業と暮らしが共存する特性をよく残す旧市街地型美観地区において、認定建物の 6 割が戸建住宅であることは、歴史的市街地の住宅地化が進んでいることが危惧される。一方、都心の職住共存地区では住宅以外が 4 割を占め、業務商業化への専用化の変化がうかがわれる。

京都の都心性は職住が共存する複合機能に特徴があり、それが町並みに現れてくる。しかし京都の歴史的市街地の用途構成や空間特性は近代の都市計画の考え方とは合わないことが多い。そのため、旧市街地型美観地区では地域の特性を継承するために特別用途地区を広く指定することにより、職住共存地区（居住専用建物の容積率の低減による抑制）と西陣地区（織機など工業用途を許容する住居専用型ゾーニング）の特徴ある土地利用を維持するための調整

をおこなっている。

建物用途（土地利用）は建築物の形態意匠の条件となることから、町並みには、土地利用が表れる。土地利用と規模・配置については、都市計画制度と景観制度の連携が重要となる⁵⁾。

歴史的市街地の保全において目に見える町並みを保全することは、そこでの都市機能や生活の構成を考えることでもあり、そこでの戸建住宅化はある意味で中心市街地の郊外化とも言える。

5 歴史的市中心市街地における空間構造の重層性と変容

文化的景観は地域の自然基盤とそこでの人々の生活や営みの相互作用によって形成される。長い都市の歴史を生きてきた京都の歴史的市街地は、その基層に地形風土があり、それが都の位置を決め、都城の道と街区が整備された。計画的開発による都城の空間性が、その後の都市の営みの基層（自然基盤）となり、そこでの営みが町並みをつくる。それが重なり合った状況が歴史的市街地の今である。

景観は、こうした地域の歴史と暮らし方と自然が総合化された環境の現れであるが、景観の保全や整備のルールづくりにおいては、物的環境の構成を要素に分解し基準化しようとする。たとえばその構成要素の 1 つである建築物については、形態意匠基準は屋根や軒庇、外壁などに分解し、要素ごとに基準が指定される。そこでは、要素相互間の関係性や通りの見え方としての全体像を捉える視点が消える。

その結果、外壁や屋根の色彩や材料、勾配屋根、軒庇の基準など明示性の高い基準は守られているが、建物の規模や配置、通り面の構成の全体像など、その場所における納

表 3 隣接地の敷地への影響

	一般						角地		
	□■□	S■□	S■S	空■□	空■S	空■空	■□	■S	■空
Sあり	21 27.3%	18 23.4%	13 16.9%	8 10.4%	4 5.2%	2 2.6%	8 10.4%	2 2.6%	1 1.3%
Sなし	34 52.3%	7 10.8%	3 4.6%	6 9.2%	0 0.0%	2 3.1%	11 16.9%	2 3.1%	0 0.0%
計	55	25	16	14	4	4	19	4	1
隣接地条件別 S率	38.2%	72.0%	81.3%	57.1%	100%	50.0%	42.1%	50.0%	100%

注 ■当該敷地、□隣接地でセットバックなし、S：隣接地でセットバックあり、空：空地

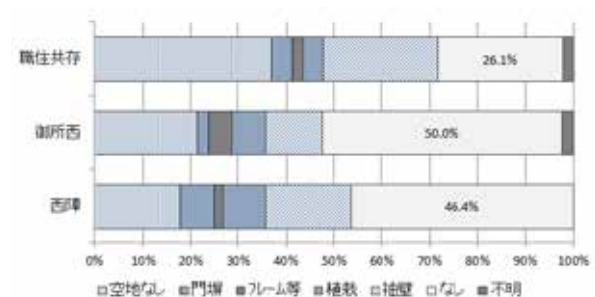


図 8 セットバック敷地の敷き際の構成

まりのあり方はうまく評価できない。この全体像は、多くの場合、周辺との「調和」や「連続性」といった定性基準が示される。しかし「周辺」とは何か、どのような特性があるのかを具体的に調整できていない。

京都の景観計画では、1つの美観地区内を特徴ある地区に区分して地区の特性と景観の保全形成の基本方針を示している。それでも、定性基準で示されている意図をうまく調整できない。

新たな建築行為が、その周辺と「調和」するということは、立地する地区の歴史や土地利用の特性などによる地域性やその空間構成の特徴を把握し、それをデザインに翻訳することであり、デザインや材料が変化しても新たな重なりとなるよう合わせていくことをめざすことが、調和の意味であろう。

歴史的市街地における変化の大半を占める戸建住宅は、現在は多くの場合、敷地単位で販売される商品であり、周

辺地域との連続性は希薄である。京都の場合は地域の力がまだ強くあるものの、作法の通じない相手への対応は慣れていないのではないだろうか。つくり手も、町の人も、評価する側も、京都では場所の歴史や暮らしの文化についての理解が求められるのであり、だからこそ景観政策は文化であることが必要なのである。（小浦 久子）

註

- 1) http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html（令和元年11月30日閲覧）。
- 2) 小浦久子（2012）「京都市旧市街地型美観地区における基準の運用と景観形成課題 — 新築戸建て住宅の通り外観構成の実態調査より」『日本都市計画学会学術研究発表会論文集』47(3)。
- 3) 京都市都市計画局景観政策課調べ（令和元年11月）。
- 4) 小布施の都市計画法の開発許可（4311）と連携させた景観計画の運用においてベランダの問題が発生している（市ヒアリング調査から）。
- 5) 青山吉隆編（2002）『職住共存の都心再生—創造的規制・誘導を目指す京都の試み』学芸出版社。

第3節 都市における二次的自然と文化的景観

1 京都における都市の文化的景観と二次的自然

京都の都市部周辺の自然環境をみると、大部分の森林は市街化調整区域に含まれ、緑被率も高い。一方、大部分を占める市街化区域の緑被率は少なく、農地の割合が高くなっている。中心部にある碁盤目状の街路や鴨川などの京都の緑の骨格付近に、社寺林や三岡（吉田山、船岡山、双ヶ岡）などの孤立樹林地があり、三山（西山、北山、東山）に続いていく。また、京都盆地における三川（桂川、宇治川、木津川）の流れ、そして北部の丹波地域に隣接する広大な森林の存在も京都の都市としての文化的景観を特徴づける。平成22年（2010）に策定された「京都市緑の基本計画」では、個人の庭から公園、社寺林などの様々な規模や形態の拠点の緑を、道路や河川の軸の緑で有機的につなぐ、環境のまちを目指している。図1に示す「緑の御所車」を目指した水と緑の生態系ネットワークの形成などを基本方針とし、京都の歴史的景観を守り育てるための緑の保全と管理に重点をおいている。

また、ユネスコ世界遺産に登録された17カ所の寺社と城郭から構成される「古都京都の文化財」は、建築と庭園設計の集積についての高い評価がなされている。長年にわたる身近な森や水辺との有機的なつながり、樹木や石材などの自然資源を活用した伝統文化の意義が国際的にも理解されるようになった。世界遺産としての具体的な基準として、①京都は8世紀から17世紀の間、宗教・非宗教建築と庭園設計の進化にとって主要中心地であった。そのように、京都は日本の文化的伝統の創出において決定的な役割を果たし、特に庭園の場合において、それは19世紀以降世界の他の地域に意義深い影響を与えた、②京都の現存文化財における建築と庭園設計の集積は前近代における日本の物質文化のこの側面に関する最高の表現であること、が登録に結びついた。

京都における都市の文化的景観を構成する樹林地や水辺などの二次的自然の配置やつながりは、日常、非日常における自然資源の利用の歴史と深い関わりがある。また、庭

園や社寺林、琵琶湖につながる疏水、京野菜を生産する農地など、人為的に造られ、改変されてきた二次的自然が京都の文化的景観をより豊かにしている。そのため、自然、文化双方の視点から二次的自然についての理解を深めることにより、地域固有の豊かな生態系や生物多様性が保全できる文化的景観が育まれると考えられる。本稿では、京都の嵐山および岡崎周辺地域を事例に、都市における二次的自然と文化的景観の特徴について、歴史的な経緯をふまえながら示す。

2 嵐山における二次的自然と文化的景観

京都市の西山に位置する嵐山（図2）は、日本を代表する都市近郊の名所であり、昭和2年（1927）に文化財保護法に基づく史跡・名勝に指定されている。指定理由は「平安時代以来の遊楽地であり、天龍寺、法輪寺など寺院・旧

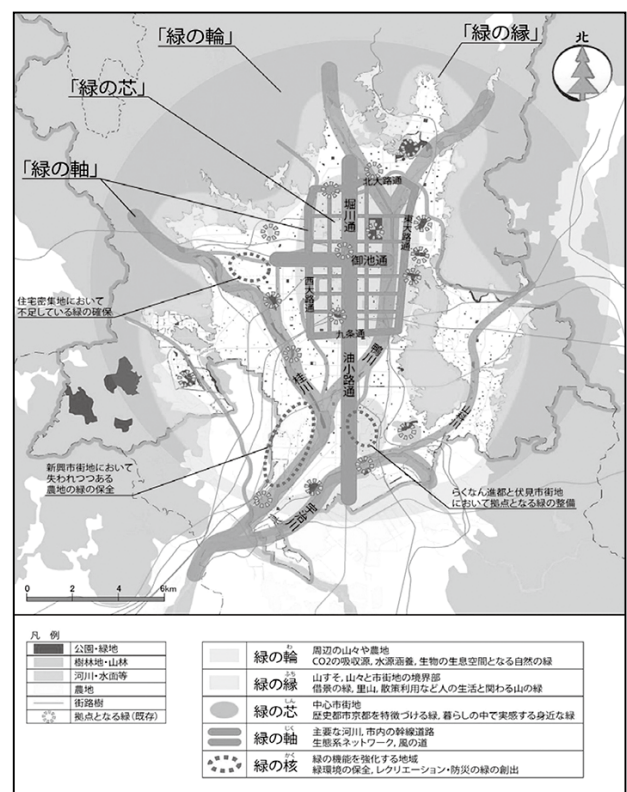


図1 京都市緑の配置方針図

跡が多く存在する由緒と、小倉山、嵐山などの丘陵の迫る中を大堰川の清流が流れる溪流美による」となる。

嵐山では、長期間にわたる様々な人の働きかけによる二次的自然がその文化的景観を構成する重要な要素となってきた。溪谷域から渡月橋付近に至る大堰川周辺には、瀬や淵、滝、ランドマークとなる石や岩畳、森林など様々な自然の要素がある。嵐山の森林を構成する樹木は、アカマツやヤマザクラ、イロハモミジ、ケヤキ、コナラなど多様であり、四季折々に美しい景観を織りなしてきた。嵐山の景観は、①森林の一本一本の樹木が作り出すテクスチュア（肌理）を見るために適度な距離感、②適度な見上げ感のある山の形状、③溪谷と堰が作り出す多様な水辺の形態や伝統的形態の橋など他の良好な景観構成要素との組み合わせ、④比較的急傾斜の斜面であることによる植生の見えやすさ、といった点から高く評価されてきた。また、嵐山には渡月橋、寺社、茶屋、大堰川、中之島、周辺の森林など、身近にある景観のみならず、遠くに見える京都の都市部や比叡山、愛宕山などを眺める視点が多数存在する。自然と人工物の組み合わせ、多様な視点場からの表情豊かな景観は、長期間にわたる様々な人の働きかけ、社会の仕組みの中で受け継がれ、時代の中で変化してきた。

歴史を古墳時代までさかのばれば、嵐山では秦氏による葛野大堰（一ノ井堰）の築造による農地開拓のための人工的な水路のネットワークがみられる。奈良時代には、周辺地域の農業や養蚕などの産業が発達し、国家安穏や五穀豊穡などを祈願する葛井寺（後の法輪寺）が建立された。

平安時代になり京都に都が遷都すると、嵐山では貴族らによる船遊びが催されたり、和歌が詠まれたりするなど、四季折々の自然の美しさと厳しさに触れる場となった。鎌

倉・室町時代に入ると、亀山上皇が後の天龍寺となる場所に別荘を造営し、その後、後醍醐天皇が吉野から嵐山に数百本のヤマザクラを移植した。夢窓国師による天龍寺の作庭では、嵐山を借景とし、禅宗思想を一帯に写し十境が定められ、嵐山の主要な構成要素への意味付けがなされた。禅の世界観を示す十境には周辺の重要な自然や建造物などが選ばれ、自然の要素として、「絶唱溪」（大堰川）、「曹源池」（方丈庭園の池）、「拈華嶺」（嵐山）、「三級巖」（戸無瀬の滝）、「萬松洞」（松並木）がある。

江戸時代になると、嵐山は一般の人々にも開かれた花見、船遊びなどの名所としてにぎわうようになった。そして、天龍寺が茶店を出す条件としてサクラの植樹を義務付けたほか、参詣客や見物客、有力者らが苗木を寄進するなど、名所としての景観を保つ仕組みがみられるようになった。また、天龍寺管理のもと、建築材や燃料、マツタケなどの自然資源の利用がおこなわれた。また、盗伐が厳しく取り締まれる一方、台風後にアカマツなどを植栽・更新するなど、積極的な森林の育成、管理もおこなわれた。嵐山の急峻な地形などの自然環境に加え、人による森林の利用が、アカマツやヤマザクラなどの落葉広葉樹が優占する森林、二次的自然を形成する要因になっていた。また、大堰川は、船遊びや鵜飼、観月などのレクリエーションや伝統行事をおこなう空間であるとともに、筏流しや通船、内水面漁業（主に鮎）など、水辺を利用した生業の場となってきた。

明治時代に入り、天龍寺領であった嵐山の森林は上知され嵐山国有林となり、亀山や中之島は京都府の都市公園となった。また、大堰川が一級河川となるなど、嵐山の二次的自然は様々な法制度に基づく保全、管理の対象となった。



図2 嵐山



図3 地元中学校による嵐山での学外学習

昭和時代になると、「嵐山名所図絵附保津川くだり」(図4)に見るように、嵐山の二次的自然を活かした様々な観光形態がみられるようになった。

一方、ヤマザクラやアカマツが減少するなど、伐採を禁じる法制度により嵐山の森林景観が変化するようになった。そのため、林野庁大阪営林局(当時)は昭和6年(1931)に「嵐山風致施業計画」を策定し、立地条件を考慮した画伐や風致樹の植栽など、先駆的かつ積極的な「風致施業」を導入した。この計画書には、「当初京洛の地を踏む外人にして保津川下りの奇勝を探らざるものなしといわれし程なり、まことに嵐山は大堰川を得てその山容を飾り、大堰川は嵐山を得てその水態を美化せるものと言ひ得べし。」とある。嵐山の水辺と山が一体となった溪谷域の景観の美しさに主眼を置いた計画となっている。毎年2月25日を「嵐山植林育樹の日」と定めた地元の嵐山保勝会が共催する植樹祭も開始された。小規模な伐採により明るい環境をつくりだし、ヤマザクラ、アカマツ、イロハモミジなどを植栽してきた。また、1960年代になるとマツ枯れによりアカマツが激減し、植生遷移が進む中で、アラカシ、ソヨゴなどの常緑広葉樹が目立つようになった。

平成時代になると、シカやサルによる食害や枝折れがみられるようになり、植栽されたアカマツやヤマザクラなどの生育阻害、枯死の問題が生じた。このような状況の中、京都大阪森林管理事務所は、地元関係者及び専門家の参画による意見交換会をふまえ、平成22年(2010)に「嵐山国有林の今後の取扱方針」をとりまとめた。景観保全、シカ対策、山地保全の3分野における調査や対応策が実施されるとともに、普及・啓発活動もおこなわれるようになった。また、京都市は、平成23年(2011)に「京都市三山

森林景観保全・再生ガイドライン」を作成し、歴史的文化的資産と三山の山並みの景観を守るための、基本的な考え方や技術的な指針を示した。嵐山の小倉山では、ガイドラインに基づき、アカマツ林の再生のための植樹活動がおこなわれている。さらに地元の学校や商店街、専門家、行政などが連携し、嵐山の森林や河川で学外学習をおこない(図3)、文化的景観や二次的自然についての理解を深めながら管理作業に参加するようになった。

3 岡崎周辺における二次的自然と文化的景観

京都市東山の麓、白川の扇状地に位置する岡崎(図5)は、平成27年(2015)に文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定されている。岡崎には、庭園や生け垣等に周囲の植生を活かした緑地が数多く見られ、在来種を基調としたデザインが息づいている。庭園においては、優れたデザインと優れた庭師による管理がなされ、自然環境を活かした二次的自然が形成されてきた。

明治中期に水運や灌漑を目的として開削された琵琶湖疏水は、庭園苑池の水源として利用されるなど文化施設との関わりは深い。岡崎庭園群の園池は、琵琶湖疏水や水路によって琵琶湖と複雑につながっており、水源である琵琶湖から疏水を通して様々な生き物がこの地域に流れ込んできた。そのため、人工的につくられた水系のエコロジカルネットワークや二次的自然としての規模と多様性が確保されている庭園においては、琵琶湖由来の魚類や水草が分布する。

こうした豊かな二次的自然が成立した背景について、明治44年～大正2年(1911～1913)に7代目小川治兵衛

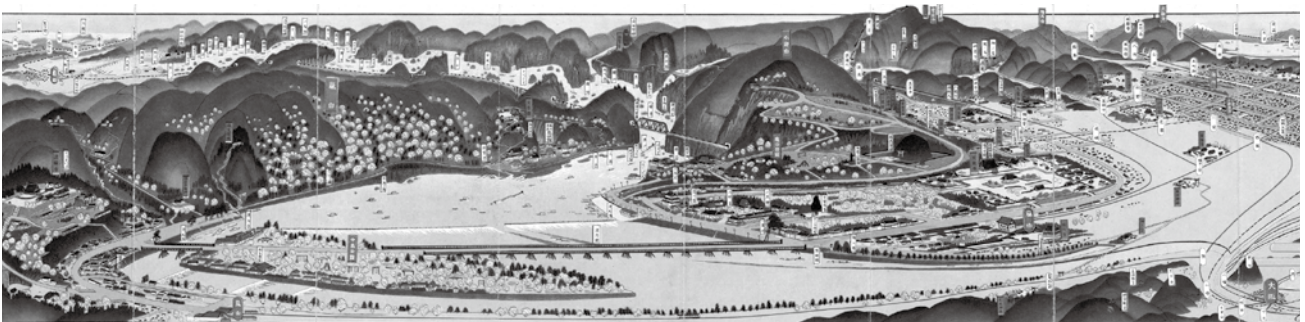


図4 嵐山名所図絵附保津川くだり(吉田初三郎, 昭和5年・1930, 京都府立京都学・歴史館「京の記憶アーカイブ」)

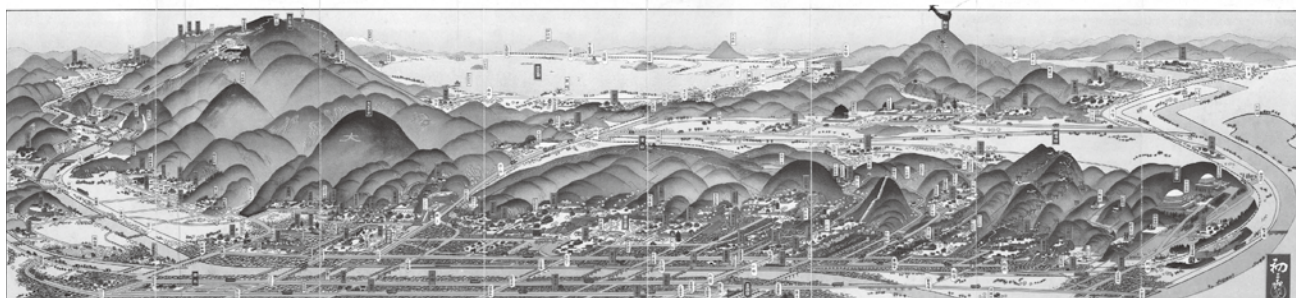


図5 洛東洛西洛南洛北京名所交通図会（洛東）（吉田初三郎，昭和3年・1928，京都府立京都学・歴史館「京の記憶アーカイブ」）



図6 清風荘敷地配置図

によって作庭された清風荘の作庭過程と空間的特色（杉田ら2011）を事例にみていく。治兵衛は、建物内から見える水際の作庭に重点をおいており、東山を眺められる東向きに庭を作庭してきたが、清風荘（図6）は南東向きに造られ、大文字山を含む東山を借景とする庭園の要素が残されつつも、建物内部からの南向きの眺めを充実させた。作庭にあたっては、池流れと芝庭を特に重視した工事をおこない、東山の在来種を多く取り入れた植栽をおこなっている。また、蛭を庭に放し雑魚を池に入れていることから、形式的な作られた庭よりも自然をそのまま取り入れた趣向を凝らしていたことがうかがえる。自ら琵琶湖由来の魚類などを積極的に庭に取り入れていることから、小川治兵衛は意図して地域に根ざした二次的自然をつくりだしてきたといえる。

表1は、平成22～24年（2010～2012）におこなわれた岡崎の水系での魚類調査の結果（小田2019）であり、



図7 平安神宮

外来種3種を含む計25種が確認された。このうちアユ、ウナギの2種は日ノ岡浄水場でのみ、アブラハヤ、ヤリタナゴ、タウナギ、ドジョウの4種は白川で確認されており、岡崎地域の庭園苑池や水路では19種の魚類が確認された。明治28年（1895）に創建された平安神宮（図7）は、7代目小川治兵衛の作庭による神苑があり、4つの池とそれらを結ぶ水路がある。創建時は琵琶湖水系から導水する一連の庭園であったが、昭和56年（1981）に導水部に砂ろ過装置を入れてから現在に至る。平安神宮では、ギンブナ、コイ、ヌマムツ、タモロコ、モツゴ、タイリクバラタナゴ、イチモンジタナゴ、ゼゼラなどが確認された。イチモンジタナゴ（図8）は琵琶湖水系では平安神宮以外ではほとんど見ることのできない希少な魚種であり、環境省カテゴリで絶滅危惧ⅠA類となる。苑池そのものが文化財として維持管理され他の庭園と比べて規模が大きく、昭和56年に外界との交流が閉ざされていたことにより、オオクチバスやブルーギルなどの外来種が侵入していなかった。

7代目小川治兵衛が作庭した白河院の庭園苑池は、哲学の道を導水の起点としており、魚類調査では、コイ、タモロコ、ヌマムツ、モツゴの生息が確認されている。コイは

表1 岡崎の水系で確認された魚類（小田ら 2019）

			最上流	水路		庭園苑池											最下流
			日ノ岡 取水池	哲学 の道	扇ダム 放水路	平安 神宮	白沙 村荘	正因庵	牧護庵	和輪庵	順正	並河邸	白河院	無鄰菴	美術館	對龍 山荘	白川
遊 泳 魚	外来魚	オオクチバス	1											1	1	1	1
		ブルーギル	1	1								1		1		1	1
	京/I	アブラハヤ															1
		アユ	1														
	環/CR	イチモンジタナゴ				1											
		オイカワ	1									1					1
		ギンブナ				1											
	環/EN	ゲンゴロウブナ													1		
		コイ	1			1	1	1			1	1	1	1	1	1	
	外来魚	タイリクバラタナゴ				1											
		タモロコ				1	1		1				1				1
		ニゴイ	1	1								1					
	京/準	ヌマムツ	1			1		1	1	1	1	1	1	1		1	1
	滋/準	ムギツク								1							
		メダカ				1											
	滋/準	モツゴ				1	1	1		1			1				
	環/NT	ヤリタナゴ															1
底 生 魚		ウナギ	1														
		カマツカ										1					
	京/I	ゼゼラ				1											
		タウナギ															1
		トウヨシノボリ			1	1									1		1
		ドジョウ															1
		ドンコ			1		1										
マナマス			1	1													
出現種数			9	3	2	10	4	3	2	3	2	6	4	3	4	4	10

定期的に放流されたものであるが、残りの3種は琵琶湖の在来種である。この庭園においても導水部にネットが設置しており、魚食性の強い外来種の新たな侵入ができない状況にあった。

また、比叡山を源とする白川（図9）は琵琶湖疏水の開通に伴い、京都市動物園付近を境にして2つに分断されており、上流域では花崗岩の白い砂礫があり、水草はほとんど確認できない。一方、疏水によって分断された下流域では、大量の琵琶湖の水と共に多くの水草が流れ込んでいた。琵琶湖には7科24種の沈水植物が生育するが、疏水への流れ藻を1年間調査した結果（小田ら 2019）では、その約半数にあたる12種が岡崎地域に流れつくことが確認された。

以上のように、岡崎では、東山や琵琶湖由来の動植物を主体とする新たな生息・生育環境、二次的自然が形成されてきた。一方、近年では、オオクチバスやブルーギルなどの外来種の侵入によって魚類相が変化しつつある。人為的な植栽や水系のネットワークがプラスに働く場合とそうでない場合があり、こうした点もふまえた二次的自然の利用、管理が求められている。



図8 イチモンジタナゴ（中央）



図9 白川

4 おわりに

嵐山や岡崎の事例にみるように、京都では森林や河川の地形、植生などの自然的環境の特徴が活かされ、時代の中で意味づけされてきた。二次的自然の中での新たな人と自然の関わりが創造され、文化的景観を形成する計画、デザインが今日に引き継がれている。このような二次的自然は、自然環境や都市的な土地利用、管理のあり方が変化することによって大きな影響を受ける。森－里－水辺のつながりを活かした多様な自然環境や資源の持続的な利用、管理のため知識や技術の蓄積とその応用が求められている。京都における事例は、地域固有の文化、そして文化的景観の存在が豊かな生態系や生物多様性を支える実例といえよう。

(深町 加津枝)

参考文献

- Fukamachi, K., Oku, H., Kumagai, Y., Shimomura, A. (2000) 「Changes in landscape planning and land management in Arashiyama National Forest in Kyoto」『Landscape and Urban Planning』52
- 奥敬一・深町加津枝 (2005) 「嵐山の森林景観における地域らしさの評価構造」『ランドスケープ研究』68(5)
- 大阪営林局 (1963) 「嵐山国有林の植生調査」
- 小田龍聖・深町加津枝・柴田昌三 (2016) 「京都市東山区における河川環境に対する周辺住民の意識とその実態」『日本緑化工学会誌』42(1)
- 小田龍聖・脱穎・深町加津枝・柴田昌三 (2017) 「京都市白川における都市内河川の空間構造に対する地域住民の選好性」『日本緑化工学会誌』43(1)
- 小田龍聖 (2019) 「琵琶湖疏水水系の生態系およびそれに関わる地域住民の認識に関する研究」京都大学博士論文
- 木村栄理子・深町加津枝・奥敬一・柴田昌三・古田裕三 (2007) 「嵯峨嵐山における竹林景観の実態と景観保全施策に関する研究」『ランドスケープ研究』70(5)
- 杉田そらん・今西純一・深町加津枝・森本幸裕・尼崎博正 (2011) 「七代目小川治兵衛による清風荘庭園の作庭過程と空間的特色」『ランドスケープ研究』74(5)
- 深町加津枝 (2008) 「森林景観の歴史的な変遷に向き合うー嵐山における対策の方向性ー」『古都の森を守り活かすーモデルフォレスト京都』京都大学学術出版会
- 深町加津枝 (2014) 「里山の文化多様性を守るために」『エコロジー講座7 里山のこれまでとこれから』文一総合出版
- 出村嘉史・荒川愛・樋口忠彦 (2006) 「天龍寺における十境と景域に関する研究」『都市計画論文集』41(3)
- 那須将・樊磊・深町加津枝・下村彰男 (2016) 「20世紀前半の絵葉書にみる大堰川周辺域の景観構成」『ランドスケープ研究』79(5)
- 山口敬太・出村嘉史・川崎雅史・樋口忠彦 (2010) 「近世の紀行文にみる嵯峨野における風景の重層性に関する研究」『土木学会論文集D』66(1)

第4節 自治の風土が築いた京都の景観

1 自治の風土

京都は、固有の地形・水系・盆地景の下で都として、また、職・住が共存し政治・経済・文化・観光・情報のあふれる、コンパクトでネットワークされた町として歴史を築いてきた。そして、それらを支え育んできたものが、暮らしや営みの中で築かれた自治の風土であった。

(1) 町の成り立ち

正方形街区を基本とする平安京の町割は、街区を横に4区画、縦に8区画（四行八門）に切り分けて建物を建てることを想定した造りとなっている。しかし、道が生活空間の中心になるにつれ、道路に面する住戸の並びが町を形成していった。戦乱の時代になると、防衛のしやすさ等の理由から道を挟んで向かい合う2つの町が合同する形で新たな町である「両側町」が誕生し、その後の京都の自治組織の基盤となった。応仁の乱で焦土と化した京都の町を復興するため、京都の住人は乱を契機に自治組織を発展させ、16世紀中頃には地域ごとに「町組」が結成されていた。そして、商工業の発展とともに町衆が生まれ、上京と下京に商工業者が集積し、より強固な自治意識と両側町の自治組織が出来上がっていった。

江戸時代になって幕府は京都の町共同体の自立性を尊重し、町組の存続を認める一方で、町人同士が定めた規則である「町式目」等を利用しながら規制や法令を伝達するというシステムを確立することにより行政をおこなった。今日の町並み景観に関連するものでは、幕府が3階建てや3間を超える梁間を禁じ、周囲と見合う高さの整地を定める法令を打ち出す一方で、町によっては職種や建物のデザインなどを独自に町式目で定めるなど、各地で整ったまちの景観が生み出されてきた。

(2) 近代化の過程で発揮された自治の力

東京遷都で中心部が空洞化した京都は、危機的な状況を打開するため、琵琶湖疏水を始めとする近代化事業を積極的におこない、市街地の景観にも大きな変化が現れた。人々の生活面では、明治になって町組から上京33組、下京32組に組み替えられた「番組」が京都府からの告諭を受けて

小学校の建設・運営を決定し、明治2年（1869）には地域からの拠出等で64校の番組小学校が開設された。この小学校は教育の他に戸籍取調べや警察官の屯所、消防署など様々な行政を兼務し、町の総合庁舎としての役割も果たしており、学区意識の定着と自治活動の推進に大きく役だった。

この近代化の過程で、京都の自治の力を見せつける大きな出来事が2つあった。1つは琵琶湖疏水の着工であり、もう1つは学区存廃の問題である。

明治14年（1881）に府知事に就任した北垣知事により事業化された琵琶湖疏水は、事業決定までに工事費の捻出という大きな問題を解決せねばならなかった。まず、政府の主要閣僚の賛成を取り付けて、産業基金（下賜金）と国補助で実施する計画の「起工伺」は政府の意見がまとまらず返却されてしまったため、上京区会と下京区会で構成される上下京連合区会は直接政府に働きかけて、再度、起工伺を提出している。次に、内務省から求められた大幅な計画変更により膨大な費用が必要になったことから、その増額分の負担について上下京連合区会で激しい議論がおこなわれた結果、市民からの賦課金で補填することを了承し、ようやく着工に至ったのである。結局、京都府知事が事業化を進めた琵琶湖疏水事業ではあったが、事業の必要性和工事費をめぐっては上下京連合区会が主導的立場で臨み、その増額分を市民自らの負担でおこなうことを決意して動き出したのである。近代化の基礎を築いた琵琶湖疏水が、自治の力で大きく動いていったということである。

学区存廃の問題では、明治以来、小学校の設立・運営は地域と学校が担ってきたが、明治32年（1899）に国の小学校設備準則が改定されてその設備や運営の費用が新たな負担として地域に負わされることとなったため、学区間の格差がさらに拡大することとなった。その上、日露開戦に伴う重税の負担なども加わり、同38年（1905）の市会で「現学区制度廃止に関する建議」が提案され、採択された。しかし学区学務委員を組織した京都市連合学務委員会は、同年、学区統一説を圧倒の多数で否決するなど反対の論調も強かったことから、市参事会¹⁾は十分な調査・審議をお

こない満場一致で学区廃止を否決し、代わりに学区の教務及び経費の統一を可決した。これを受け、翌年、市長は学区制度存続を認めたのである。

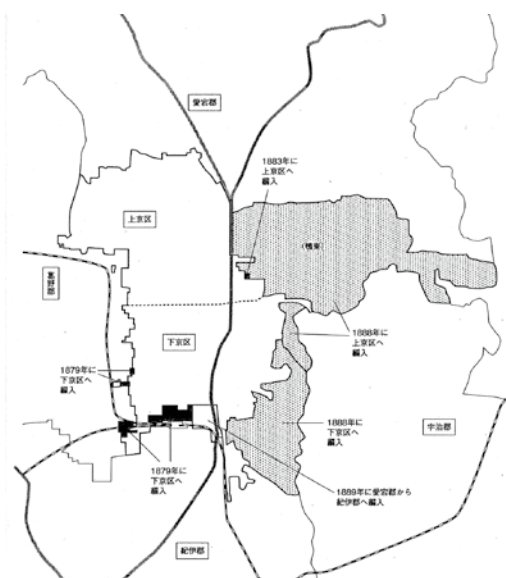
このような自治の風土によって、京都の近代化から現代につながる町の姿が整えられ、地域における様々なまちづくりの取組がおこなわれてきたのであり、いわば自治の風土が京都の景観に大きく作用してきたといえるだろう。そこで、京都市制や景観論争の中で作られてきた京都市の景観政策について整理し、京都の文化的景観を考える際の基本的視点を提示する。

2 京都市制と都市政策

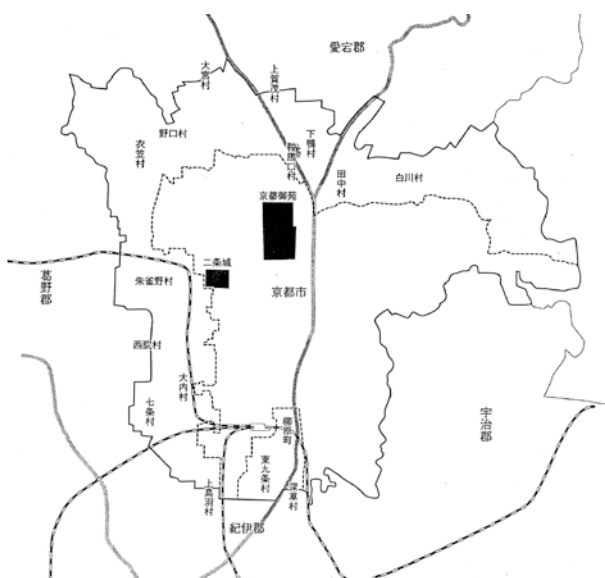
(1) 京都市域の拡大と都市政策

京都市は明治22年(1889)の市制・町村制の施行により誕生したが、京都市長は市制特例の適用により京都府知事が兼務した。ところが市民に身近な行政である区はこの10年前に設置され、上京区と下京区が区長と区会のもとで運営されていた。

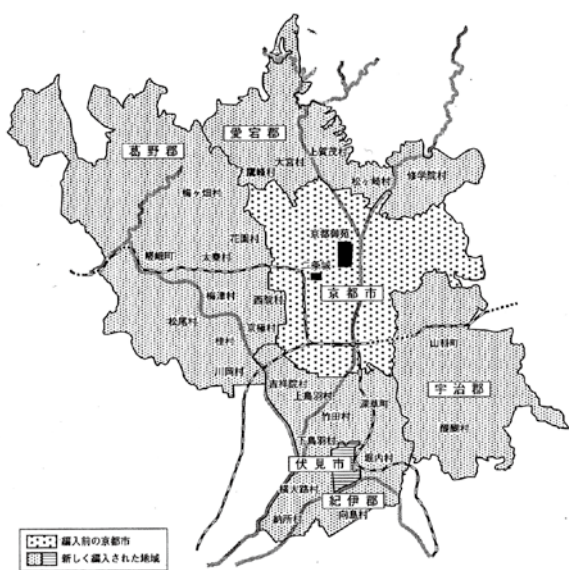
京都市独自の市長が誕生するのは9年後の同31年(1898)のことであり、京都市はその日をもって市役所開



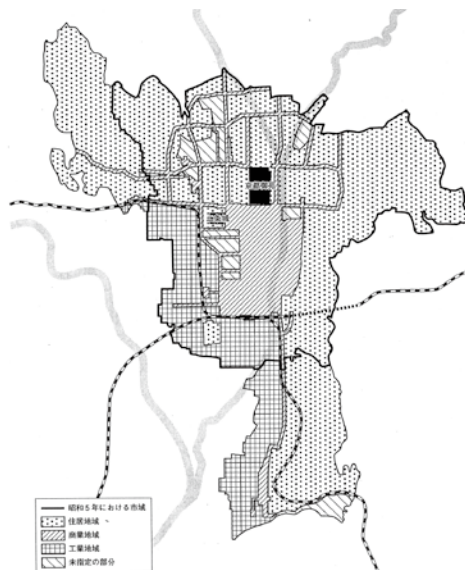
①京都市域 明治12～21年(1879～1888)



②京都市域 大正7年(1918)



③京都市域 昭和6年(1931)



④京都市計画区域 大正13年(1924)

図1 京都市域図・京都市計画区域図(京都市市政史編さん委員会編2009『京都市政史』第1巻)

庁としている。このときの市域は、同12年（1879）に洛中に設置された上京区及び下京区と、同21年（1888）に両区に編入された鴨川東岸の9ヵ村等の合計29.77km²であった。初代市長の内貴甚三郎はこの京都市の将来構想である“京都策”を「東方ハ風致保存ノ必要アリ」「北方ハ西陣アッテ尚現況ヲ維持シ」「名所旧跡ノ保存ハ京都トシテ決シテ放棄スベカラザル事業ナリ」等と市会場で演説し、東山の風致保存、西陣の商工業の維持、文化遺産の保存を訴えている。

京都の近代化に伴って都市が急速に膨張し、京都市は大正から昭和初期にかけて大規模な市町村合併を2度おこなっている。まず、大正7年（1918）に白川村、衣笠村、朱雀野村、大内村、七条村など周辺16ヵ村を編入し、市域が2倍（60.43km²）に拡大した。翌年には（旧）都市計画画法が制定され、同11年（1922）に京都都市計画区域が決定されたが、同7年に拡大した市域は全て京都都市計画区域に含まれており、京都市周辺部の都市整備を一体的に進めるため先行する形で編入がおこなわれたものと考えられる。

このとき設定された京都都市計画区域は、「京都市繁栄の中心たる四条烏丸を中心とする半径6里の円圏内に包含せらるる範囲は将来交通機関の整備に伴ひ京都市と極めて密接なる関係を有すべきものと予想せらるるを以て（中略）1市30ヵ町村の全部及6ヵ町村の一部を京都都市計画区域に選定」しており、京都市域面積の約4倍に相当する92平方里を区域に指定したのである。この広範指定の理由について、市の西部から南部に亘る近郊の一部及び宇治川沿岸は、水運の便を図るとともに低湿地の改良をおこなえば絶好の工業地域となること、商工業の発展を期するとともに公園都市たる特徴をますます発揮させるために膨大な山地を含めることなどが設定理由書に記されている。つまり工業都市と公園都市を視野に入れた広域都市圏を京都都市計画区域に設定したというのである。

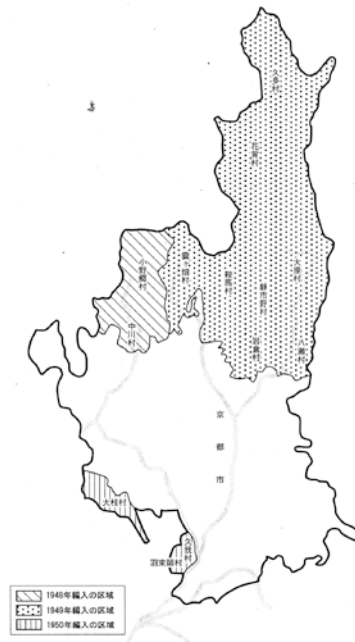
次に市域を拡大するのは昭和6年（1931）のことである。都市の膨張が更に進み、京都都市計画区域に含まれる周辺の市町村との一体的な都市整備を進める必要から、山科町、伏見市、深草町、醍醐村など27ヵ市町村を編入し、あわせて右京区と伏見区を新設したのである。このとき市域は一挙に約4.8倍（288.65km²）に拡大している。

このような急激な都市の膨張は各地に様々なひずみをも

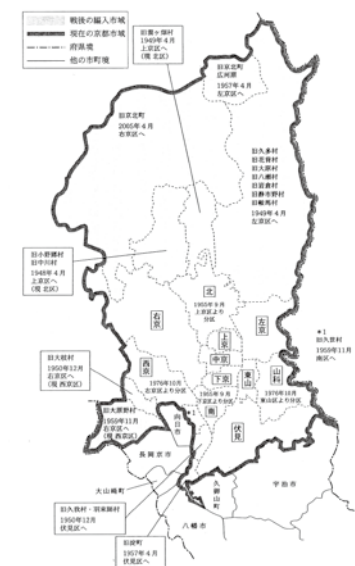
たらし、特に名勝・景勝地の風致に深刻な影響を与える結果となったことから、次項に述べるような風致地区制度を活用した対策が実施されていくことになる。

（2）戦後復興から政令指定都市へ

戦後になって京都市は、中川村などの山間地や岩倉村、大原村などの北部地域、大枝村や久我村などの西部及び南部地域を次々と編入し、昭和25年（1950）には戦前の約1.9



①京都市域 昭和23～25年（1948～1950）



②京都市域の拡大

図2 京都市域図（京都市市政史編さん委員会編 2009・2012『京都市政史』第1・2巻）

倍の面積（549.79km²）が市域となっている。これには次に述べる特別市制²⁾を有利にする意図があったといわれている。

京都市は1920年代から特別市制の制定を求める運動を展開し、戦後になってようやく地方自治法に大都市を特別市にし得る規定が盛り込まれたことから、その実現に向けた取組をおこなった。しかし、その指定要件が当該府県全般的の住民投票で賛成多数となることとされ、府県側の反対が強かったため特別市は実現しなかったが、昭和31年（1956）の地方自治法改正により特別市制度に代わって政令指定都市制度が始まったことから、京都市は大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市とともに政令指定都市となった。この結果、風致行政と屋外広告物行政が府から市に移管されている。

この時期、大都市では市域面積や人口規模を競うような拡張がおこなわれており、京都市も昭和32年（1957）から同34年（1959）にかけて淀町、久世村、大原野村などを編入している。

その後、平成になって国が進める大合併政策の下で平成17年（2005）に京北町を編入し、今日の市域827.83km²が確定した。

3 景観論争と景観政策

（1）都市の膨張と風致の維持

明治末期から大正にかけての近代化で景観論争のはしりとなった問題が2つあった。1つは鴨東線問題であり、もう1つは円山索道（ロープウェイ）問題である。

前者は、五条―丸太町間の鴨川運河東側堤上に電鉄軌道を敷設しようとするもので、京都市は明治42年（1909）に予算化して京都府に申請をしたのだが、「風致」（景観）保存に好ましくないとの理由で府知事は承認しなかったのである。その後、京阪電車や京都電鉄も出願しているが府知事は同じ理由で不許可にすると内務省に進達している。最終的には丸太町―三条間を削除することで認可が下りた。

後者は、明治43年（1910）に円山公園から東山山頂の將軍塚に至る遊覧索道の計画が京都市に出願された問題で、市会は当初、公園の「風致」に差し支えない限り異論がないとしていたが、京都府がなかなか認可しない中、市会も「風致」保存の立場から反対の空気が強まり計画は立ち消

えになったというものがある。この問題は昭和2年（1927）の東山景観論争³⁾へと発展し、東山山頂に至るケーブルカー等の設置をおこなうかが、東山の景観をめぐる論争として新聞紙上で争われた。これについて府知事は、京都の景観が極めて貴重であるとの認識から、「日本に於ける宝物であるのみならず、世界の宝物である」と述べている。これらは京都における景観論争の初期のものであるが、これらの議論によって景観対策の枠組みが作られているのである。

さらに1920年代には、市電敷設のための道路拡築路線決定において高瀬川保存問題⁴⁾や堀川暗渠化問題⁵⁾が激しく議論されており、その結果、前者では市電の予定路線を木屋町通から河原町通に変更して高瀬川を保存し、後者では堀川を暗渠や埋立とせず道路拡幅の際に石垣を築造・修築することになった。ここで興味深いのは、これらの議論が広範囲にわたっておこなわれた結果、機能的・歴史的価値・景観などが比較衡量され、二者択一ではなく、いろいろな価値を生かす形で結論が導かれていることである。

（2）風致地区の指定

都市の急激な膨張による諸問題に対処するため、大正8年（1919）の（旧）都市計画法の制定を受け、京都府は同11年に京都都市計画区域を定めた。これにより、「風致又は風紀の維持」のため風致地区を定めることができることとなり、府と市で検討が開始された。当時、東山景観論争や高瀬川保存問題などが起こる中、内務省は京都の景観を守るため昭和4年（1929）に風致地区指定の原案を都市計画京都地方委員会に提出し、同委員会からの追加提案を受けた修正をおこない、翌年、風致地区を指定した。

当初指定では、その理由として「京都市は古来山紫水明の地として知られ、しかも古き歴史を有し、他に類例を見ざる優雅なる都市としてその美を誇り、もって今日に至りたるものなるをもってその特色をして永遠に保持するは京都都市計画上最も重要なものとす」とし、「京都の地勢を大観するに、東、西及北の三方は翠巒^{すいらん}を以て圍繞^{いによう}せられ、鴨、桂の清流はその懷を南流す 而してこれらは皆夙^{つと}に著名なる景勝の地にして（中略）山々及その山麓一帯の地は（中略）近時市街地の膨張に連れこれら景勝の地も動もすればその特色を減却せらるるの虞^{おそれ}あるを以て（中略）風致地区に指定し、風致維持に影響を及ぼす虞ある行為を禁止制限せんとするものなり」としている。この時、1.風致

の最も破壊されやすいと認められる山地部（東山、吉田山、北山、比叡山など）、2. 風致上最も考慮を要すると認められる平地部（鴨川及びその沿岸、岡崎公園、植物園など）、3. 1 及び 2 に接する所で風致上重要と認める箇所（鴨川・高野川合流点付近など）を指定し、あわせて、これら以外にも風致の秀でた所があるので、追って決定する都市計画の公園、遊覧道路等の計画と関連して指定することとした。

この風致地区指定案に対し各地で地区指定の要望が出たことから、翌年には更なる調査や都市計画区域の拡大などを理由に、1. 在来の都市計画区域のうち平地部で風景の勝れた土地（相国寺、大徳寺、大覚寺及びその付近地など）、2. 御苑その他御料地の風致を保存するための付近地（御苑の周囲、二条離宮の周囲など）、3. 都市計画区域の変更によって新たに編入の必要がある個所（山科町及び醍醐村の山地並びに平地）、4. 公園及び公園道の候補地で風致維持の要ありと認める箇所を追加している。ちなみに都市計画区域が拡大された山科町と醍醐村は昭和 6 年に京都市に編入されている。

さらに翌年の同 7 年（1932）には 3 回目として、船岡山一帯の都市計画公園事業の決定に合わせ、その隣接区域を風致地区に追加指定している。

これら 3 回の風致地区指定は戦前におこなわれたものであるが、「近時市街地の膨張に連れこれら景勝の地も動もすればその特色を減却せらるるの虞^{おそれ}ある」として名勝・景勝地を指定し、その面積は約 7,861ha、京都市域の 27% を占めている。

戦後になると、昭和 24 年（1949）に「戦時及び戦後には風致の破壊が著しく、殊に近來都市の膨張と土地の開発によって未指定地の慰樂景勝地がややもすればその景趣を失われんとする虞れがある」として深草・桃山・原谷周辺が、翌年には「市域編入地の風致景勝地」の維持を目的に八瀬・鞍馬が追加指定されている。

（3）高度経済成長と景観対策

昭和 30 年頃から同 45 年頃までの高度経済成長期には開発の波が京都にも押し寄せ、京都の景観に対する大きな脅威となっていった。

太平洋ベルト地帯に建ちならぶ工場群に日本中から人々が集まり急速な都市化が進行し、京都でも市街地周辺の農地や山すそが開発され、市街地では中高層建築物が建っていった。また、新幹線や高速道路などの国土開発に伴い京

都にも新幹線が乗り入れ、名神高速道路の敷設、東山（五条）バイパスの建設、阪急の路線延長など、交通アクセスは飛躍的に向上していった。

1950 年代後半になって国際会議場の建設計画が持ち上がり、京都市はその誘致活動を活発に展開した結果、宝ヶ池方面での建設が決定された。その際、国から交通基盤の整備や周辺環境・景観の整備が求められたことから洛北方面への開発圧力が高まる中、国際会議場にふさわしい環境を保持するため、昭和 35 年（1960）に岩倉・静市・上高野の 1,684ha を風致地区に指定している。道路整備や区画整理事業の初期の段階で景観対策を積極的に講じておくことにより、現在の良好な住宅地が形成されたということである。

このような中、京都市は昭和 41 年（1966）に「京都市長期開発計画案」を発表し、産業都市と歴史都市という顔を併せもつ京都市の今後のあり方として、現状のまま保存すべき地域、都市として積極的に開発を図るべき地域、これらの中間にあって調整すべき地域の 3 つの地域に区分し、保全及び調整地域を東海道線の北側に、開発地域を南側に配置する、いわゆる“北部保全・南部開発”を打ち出している。

しかし、高度成長はその副作用として様々な景観問題を惹起した。その象徴的なものが双ヶ岡の売却問題や京都タワーの景観問題であり、これらを契機として現在につながる景観対策の大枠が作られていく。

双ヶ岡は昭和 16 年（1941）に名勝に指定され、風致地区にも指定されていたが、その一部が個人に売却されホテルなどを建設する計画が持ち上がった。ところが文化財保護法や都市計画法では開発を禁止することが困難であったことから、その保存が国を巻き込む大きな社会問題としていった。これに対応するため、超党派の国会議員が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」案を議員立法として上程し、昭和 41 年に公布された。この法により、歴史的風土特別保存地区に指定することで、行為の禁止を含む特に厳しい規制を加えることが可能となり、土地所有者が買い取りを申し出た場合は府県（京都市の場合は市）が買い入れをおこなう制度が設けられた。そこで京都市は同 42 年（1967）に大文字山、清水、嵯峨野、嵐山など 10 地区 1,337ha を歴史的風土特別保存地区に指定した。双ヶ岡の売却問題は、同 54 年（1979）に京都市が国と府

の補助を受けて売却予定地を買い上げ、ようやく解決をみた。その後、京都市は双ヶ岡全域を整備し、同62年（1987）に名勝公園としている。しかし、この特別保存地区の指定は土地所有者に厳しい制限を課すとともに、買い上げに多額の財政負担を伴うことから重要な部分を構成している地域に限られた。

京都タワーは全国のタワーブームに乗って高さ131mのものを京都駅前に建設しようとするものであったが、古いたずまいの京都の雰囲気壊すと建設中止を求める運動が起こり、景観問題へと発展していった。このタワーは、高さ31mのビル部分までが建築物でその上部のタワーは工作物という建築基準法の規定から、タワー部分が高さ規制の対象にならないまま建設がすすめられていった。このような建物の高さをめぐる問題は京都タワーに限らず市街地で建設が進む高層ビルでも同様に起こってきたことから、これまでの風致や屋外広告物の対策だけでなく市街地の景観対策も強く求められた。このような歴史的な市街地景観の保全制度は、京都のみならず、全国からも期待された。

そこで京都市は昭和45年に、「本市市街地における景観の保全・整備対策、特に当面必要とされる施策について」京都市風致審議会に諮問し、翌年、答申がまとめられた。これを受けて京都市はシンポジウムやアンケートなど景観に対する市民理解を得る取組を進め、同47年（1972）に全国に先駆けて市街地景観条例を制定した。この条例により、①「美観地区」の種別基準を定めて地区指定を進めること、②伝統的な建造物などが趣のある町並み景観を形成している地域を「特別保全修景地区」として指定し保全を図ること、さらに工作物についても③美観地区で「工作物規制区域」を、④幅広い地域で「巨大工作物規制区域」を指定し、高さやデザインなどを規制することを明確にし、それぞれの地区・区域を順次指定していった。さらに、建築基準法改正により建築物の高さ制限が低層住宅地を除き撤廃されたことから、京都市は同48年（1973）に高度地区を市街地の大半に指定し、10m・20m・31m・45mの4段階の高さ制限を京都市独自におこなった。

こうして建造物と工作物に関する景観対策の枠組みが整えられていったのである。この時、美観地区は御所・二条城・東西本願寺・東寺・鴨川・鴨東・清水の周辺7地区、合計932haに指定され、特別保全修景地区は産寧坂地区と祇園新橋地区に指定された。なお、全国の町並み保存の要請を

受け、国は昭和50年（1975）に文化財保護法を改正して伝統的建造物群保存地区制度を創設したことを受け、京都市の2つの特別保全修景地区は重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

（4）バブル経済と景観対策

1980年代中頃から始まるバブル経済期には、全国的な開発ブームが巻き起こった。京都の市街地も民間事業者による無秩序な開発が目立ち、投資用の高層マンションや高層ビルなど建築物の高層化が一層進んでいく。このような中、京都市は昭和63年（1988）に市街地環境の整備改善をおこなう一定の開発に対し、容積率や高さの制限の緩和を認める「総合設計制度」の運用を開始した。建物の高さはこれまで45mまでだったが、これにより60mまで可能になることから、高さ規制のあり方が議論となったのである。平成2年（1990）になって京都ホテルと京都駅の改築計画が明らかになり、通常の高さ制限を大幅に上まわる計画が示されたことから、古都京都の景観のあり方が再び大きな議論となり、市民の中にも大きな対立が起こった。バブル経済期にはこれらの高さ問題のほか、ゴルフ場などのリゾート開発や市街地の里山開発などの自然景観の変貌が問題となり、開発地では建築制限いっぱい建てられ、周囲の環境や景観を無視するかのような建築物の建設があいつぎ、これまでの制度だけでは景観や環境の保全が困難であることが明らかになった。一方、住民の間では自らのまちを守ろうとしてまちづくり憲章やまちづくり宣言をつくる動きが広がり、中京区笹屋町などでは法的手段として建築協定や地区計画を策定する地域もあらわれた。

そこで京都市は平成3年（1991）に「京都市土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」を設置し、土地利用と景観対策を総合的に捉えた方策の検討を始め、翌年に最終答申がまとめられた。これを受け京都市は、①北部・三山周辺を「自然・歴史的景観保全地域」、②都心部を「調和を基調とする都心再生地域」、③南部を「新しい都市機能集積地域」と位置付け、それぞれの地域の特性を活かす計画的な土地利用を推進すること（いわゆる「保全・再生・創造の都市づくり」）を土地利用の基本方針とする「新京都市基本計画」を平成5年（1993）に策定し、具体的な景観対策を同7年（1995）から順次実施していく。

まず、自然景観の保全では、市街地から眺望する山並みの風景は貴重な文化的資産であるとして自然風景保全条例

を創設し、市街化調整区域の大部分を同条例の「自然風景保全地区」に指定した。あわせて古都保存法の「歴史的風土特別保存地区」を2倍近くに拡大する措置を講じた。

次に、市街地景観の保全では、それまでの市街地景観条例を全面改正し、美観地区を細分化して高さやデザインを細かく規制するとともに、巨体工作物規制区域制度から建築物を含む建造物修景地区制度に改正し、景観特性にふさわしい建造物を求めた。そして、美観地区は西陣・洛央・伏見地域が追加指定され、既存地区の拡大と合わせて2倍近くに広がった。また、歴史的な町並みや地域色豊かな町並みを保全する制度として、厳しい規制と修理・修景費の助成を組み込んだ、現在の歴史的景観保全修景地区と界わい景観整備地区の2つの地区指定制度を設けるとともに、個々の建造物の指定制度として歴史的意匠建造物制度を創設した。この他、地域住民による自主的な景観まちづくりの取組への支援として市街地景観協定なども制度化している。

さらに、高さ規制ではこれまで4種類だったものに15m規制を加え、低層住宅地に隣接する20m高度地区などを15m高度地区に変更し、三山の景観保全を図ることとした。

このような一連の景観対策が準備される中で、平成6年(1994)に「古都京都の文化財」が世界遺産に登録されたのである。

(5) 総合政策としての新景観政策

1990年代に入ってバブル経済が崩壊し景気低迷の時期が続いた。これまでの一連の景観対策によって古都京都の景観も落ち着きを取り戻すと思われたが、経済の低迷により地場産業の不振や地価の急激な変動を背景に、職住が共存する趣ある景観を形成していた歴史的市街地が空洞化する一方で、京町家が除却された跡地に高層マンションが建ち並び、京都らしい町並みや居住文化が大きく変容する恐れがあった。また三山の眺望をはじめとする貴重な景観が消失するなど、京都らしい景観がいつのまにか急速に失われつつあった。クリーピング・ディストラクションとよばれる、徐々にではあるが構造的な景観の変容が進んでいったのである。

そこで京都市は、バブル経済から20年が経過した平成17年(2005)に「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」を立ち上げ、50年後、100年後の京都の将来を見

据えた歴史都市・京都の景観づくりを始める。この審議会からの答申をもとに作られた新景観政策は、政策の立案・決定過程において長年培ってきた自治の力が十分に発揮されたものとなっており、また政策実施後の展開においても自治の力を活かした取組がおこなわれ、日々進化する政策として機能している。そこで、平成19年(2007)9月に施行された新景観政策について詳細にみておく。

4 新景観政策

新景観政策は表1に示すように、①建物の高さ規制の見直し、②建物等のデザイン規制の見直し、③眺望景観や借景の保全、④屋外広告物対策の強化、⑤京町家などの歴史的建造物の保全・再生の5つの柱とその支援制度からなる総合的な政策であり、しかも京都市全域で実施されたものである。

このパッケージ化された総合的な政策を実施するため、都市計画法、景観法、屋外広告物法などの活用をはじめ、京都市の景観、風致、屋外広告物などに関する条例を改正し、更には眺望景観創生条例や高度地区特例許可に関する条例を新たに創設した。実に6つの条例制定・改正と、都

表1 新景観政策の5つの柱(概要)

①建物の高さ規制の見直し	新景観政策以前の高さの最高限度が10m、15m、20m、31m、45mの5段階であったものを、45mを廃止し12mと25mを加えて6段階とし、それぞれの市街地特性に応じて配置された。その結果、都心部では幹線道路沿道の最高限度が45mから31mに、その内側の歴史的市街地では31mから15mになるなど、市街地全体の約3割の区域で高さの最高限度が引き下げられた。あわせて、地区単位や敷地単位で建物の高さを設定できる、きめ細かな高さ規制の仕組みも設けられた。
②建物等のデザイン規制の見直し	建物や工作物のデザインについて、風致地区や景観地区、建造物修景地区等の指定を拡大し、市街地のほぼ全域で地域特性に合わせたデザイン基準が定められ、優れた都市景観の保全・形成が図られた。
③眺望景観や借景の保全	眺望景観や借景に関して、全国で初となる京都市独自の「眺望景観創生条例」を制定し、38カ所の優れた眺望景観や借景が眺望景観保全地域として指定された。
④屋外広告物対策の強化	屋外広告物の基準を建物等の高さやデザイン基準に対応するよう見直すとともに、屋上や点滅式・可動式の屋外広告物を市内全域で規制するなどの見直しが行われた。また、優良な屋外広告物に対する表彰や助成制度を拡充し、都市景観の向上が図られた。
⑤歴史的建造物の保全・再生	京町家などの伝統的な建造物の外観の修理・修景に対する助成制度の活用を推進するとともに、景観重要建造物の指定制度を積極的に活用し、それらを地域の核として歴史的な町並みの再生・拡大を図る取組を一層推進することとされた。

市計画及び景観計画の4つの規制地区（高度地区、景観地区、風致地区、建造物修景地区）の変更をおこなって実施した。

（1）背景

このような大規模で総合的な景観政策を立案することになった理由として3つの背景と4つの問題意識が見えてくる。

まず、京都市は「京都らしい景観を構成する京町家や三山の眺望をはじめとする貴重な景観資源が消失するなど、京都らしい景観が急速に失われつつある」との認識から平成17年7月に「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」（以下「審議会」）を設置し、「時を超え光り輝く京都の景観づくりについて～歴史都市・京都にふさわしい京都の景観のあり方について～」と題する諮問をおこなった。この諮問に先立ち3つの大きな流れがあった。

1つは都心部でのマンション乱立を契機とした町並みの調和と再生の取組である。バブル経済以後の景気低迷による地域経済の不振や地価下落を背景に低未利用地での高層マンションの建設が急速に進み、歴史的市街地での京町家の町並みや居住文化が大きく変容する恐れがあったため、京都市は平成10年（1998）に「職住共存地区整備ガイドプラン」を策定して都心部のまちづくりに取り組んだ。中でも都心部の町並み変容が著しいことから、同15年（2003）4月に高度地区の変更、美観地区の指定、特別用途地区の指定をおこなう「京都市都心部の新しい建築のルール」を実施した。

2つ目は平成14年（2002）に発表された京都経済同友会の「京都の都市再生推進に向けての緊急提言」である。これは「大都市でさえ人口が減る時代」が到来し世界の諸都市がグローバルスタンダードで国際的に比較される時代の中で、京都は単なる歴史的な都市ではなく先進性を持った都市であり、京都の持つポテンシャルを最大限に発現させ活用していく視点を重視すべきと訴えている。そして、京都における都市再生推進の基本戦略として“歴史とともに暮らす都市の再生”をキーコンセプトに、「保全・再生・創造をセットにした都市づくり」や「『担い手』の定着を重視した歴史的市街地の再生」など4つの推進方策を示した。この緊急提言は新景観政策における問題意識と方向性を京都の経済団体が明確に示したといえるものである。京都市はこの提言を受け、景観・文化・観光をキーワードと

する「歴史都市・京都創生策（案）」を翌年発表し、その取組を続けてきた。

この他、日本建築学会は京都という特定の都市を対象にした政策提言「京都の都市景観の再生に関する提言」を2度にわたっておこなっている。

3つ目は国における景観法制定の動きである。全国各地で広がる町並み保全や景観づくりの取組と自主条例制定の動きを受け、国土交通省は平成15年に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、翌年6月に景観法を公布した。この法律制定により初めて景観に関する総合的な法整備がなされたことから、それまで任意条例でおこなっていた地方公共団体の景観行政にとって強力な後ろ盾を得ることになった。

このような状況の下で、新景観政策の問題意識として、まず①京都らしい景観の著しい変容があり、このままでは京都が京都でなくなるという危機感があったことはいうまでもない。しかし、それにとどまらず、②伝統産業をはじめとする産業の長期にわたる不振や、③都心部のマンション問題に象徴される都心の混乱の状況があり、そこに追い打ちをかけるように、④京都というブランド力の低下という強い危機感があったことも確かである。そして、これらの問題の打開策として京都らしい景観を取り戻し、その結果、京都の魅力とブランド力を向上させるという歴史都市・京都の創生策が提案されたのである。

（2）過程

政策素案は1年3ヵ月に及ぶ審議会やシンポジウムなどでの議論を経てまとめられた答申をもとに作成され、パブリックコメントを経て案が決定された。議会や審議会での決定プロセスは、新景観政策が5つの規制と総合的支援の施策を総合的にパッケージされたものであるため、議会（条例・予算）→美観風致審議会→都市計画審議会→美観風致審議会の順におこなわれた。市民の代表である市会で政策全般の議論をした上で、学識者や専門家、市民代表で構成される審議会で議論したのである。

パブリックコメント発表後、広告や宅建などの業界団体や市民団体など様々な個人・団体から賛成・反対を含めた多くの意見や要望書が寄せられ、市民を巻き込んだ広範な議論が起こった⁶⁾。様々な意見がある中でマスコミはそれらを伝えるだけでなく、独自に集めた情報を記事にするものもあった。中でも2月市会直前の2月15日に掲載され

た「京都新聞」の記事は、同社の世論調査結果を「規制強化賛成8割超」と大きな見出しを付けて報じたものであり、政策決定過程に大きな影響を与えることとなった。

議会は当初見解が二分していた。論戦の最後の場となる2月市会は2月20日から始まり、本会議、予算委員会、建設消防委員会と場面を移しながら、最終本会議の3月13日には未明に及ぶ激論の末、ようやく可決成立となった。議決では結果として全会一致で可決され、あわせて議員提案の政策推進に関する8項目も決議されている。この時に決議した8項目の概要は表2の通りであり、その後の政策の展開に大きな影響を与えた。

このような経過を見ると、まさに市民や業界を巻き込んだ大きな議論が起こり、その中で市会が全会一致という形で決意を示し、今後の京都市政の大きな方向を決めたといえる。

(3) 展開

京都市会による8項目の決議は、新景観政策の展開に大きな影響を与えた。

まず、景観政策検証システムでは、政策の検証として『京都市景観白書』を作成し市民に周知するとともに、市民が意見交換をおこなう「京都市景観市民会議」を開催する仕組みが整えられた。これは平成23年(2011)3月からスタートし、毎年、景観白書の発行と景観市民会議の開催がおこなわれている。

表2 新たな景観政策の推進に関する決議
＜平成19年2月市会定例会（要約）＞

1	景観政策検証システムの構築
2	新たな景観政策の市民や事業者への分かりやすく効率的な周知徹底
3	既存不適格マンションに関する金融機関への要請、支援策
4	公共建築物の率先垂範・建築設計関連団体等との恒常的な協働システムの構築
5	狭小宅地以外（100㎡以上）についても柔軟に対応
6	京町家等の景観重要建造物の維持管理の助成制度や買取制度の推進
7	デザイン審査体制の整備、職員の資質の向上等
8	速やかな違反広告物の是正と良好な広告物の誘導

恒常的な協働システムでは、建築関係や宅建などの事業者と学識者、行政とで構成する「京都市景観デザイン協議会（後に景観デザイン会議）」を条例成立後直ちに設置し、デザイン基準のあり方や優れた建築計画の誘導のあり方について調査・検討し、提案もおこなっている。その提案を基に平成23年4月には条例改正を含めた景観政策の進化をおこなった。この時、それまでの規制だけでなく地域での景観づくりの機運づくりを支援する地域景観づくり協議会制度や、優れた建築計画を誘導するための制度が創設されている。

屋外広告物では、スタート以前から強い姿勢で臨む京都市と困惑する事業者の様子がマスコミで報じられていた。各地では是正が始まると未実施のものに対する批判の声が上がってきた。そこで既設の屋外広告物の猶予期限である平成26年（2014）8月末に向けて、2年前から屋外広告物適正化の取組を抜本的に強化し、屋外広告物制度の定着促進、是正のための指導の強化と支援策の充実、京都にふさわしい広告物の普及啓発を3本柱に、集中的に取組がおこなわれた。その結果、取組実施時点で7割が不適合であった屋外広告物が、同30年（2018）3月末には96%が適正表示になった。京都の市民力の賜物である。

景観重要建造物では、指定拡大や助成制度の拡充・整備をおこなうほか、平成20年（2008）の歴史まちづくり法制定を受けて京都市は翌年11月に京都市歴史的風致維持向上計画を策定し、同時に国の認定を受けることによって歴史的建造物を法に基づき維持保全する手法を拡大している。この結果、同30年3月現在で景観重要建造物97件、歴史的風致形成建造物90件、本市独自の歴史的意匠建造物107件の合計205件（重複指定は1件とカウント）が指定されている。

景観をめぐる環境は日々変化している。近年では京都御所に隣接する梨木神社の境内でのマンション建設や、四条通に面する四条京町家の取り壊しといった事態が起こった。特に前者ではこれまで当たり前と思っていた寺社までもが様々な事情で変容する可能性があることをまざまざと突きつけられる結果となった。そこで大規模寺社周辺ごとの詳細な調査を実施し、平成30年3月に眺望景観創生条例などの歴史的景観保全に関係する条例の改正がおこなわれた。また経済団体や市民団体からの要請を受け、京町家に特化した保全・継承の条例を制定する検討が始まり、同29年

(2017) 11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」が成立した。

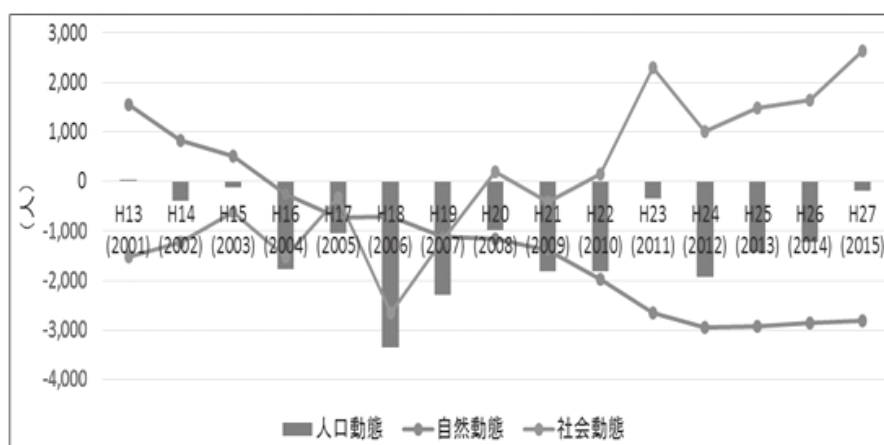
この他、歴史的建築物の活用の取組も進められた。建物を活用する際に改修や用途の変更等をともなう場合があるが、その時建築基準法の適用が問題になる。歴史的建築物は建築基準法制定以前に建っているので同法の適用は及ばないが、増築や用途の変更をおこなおうとする場合に既存部分も含めて同法に適合することが求められ、価値のある意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難になることがある。そこで京都市は、景観的・文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物について、建築物の安全性等の維持向上を図ることにより同法の適用を除外する

条例を平成24年(2012)に制定し⁷⁾、歴史的建築物の保存及び活用を図っている。

このような経過をたどると、新景観政策は施行日の平成19年9月1日に完結とは決していえず、むしろその日は政策進化のスタートの日であって、時々の課題を乗り越えながら社会情勢の変化に応じて新たなテーマを設定し、次々とチャレンジしていくようなものといえる。

(4) 影響・効果

新景観政策は実施前から経済や生活への影響を懸念する意見や報道が様々になされ、実施後は地価や住宅・建設産業への影響などが頻繁に報じられた。そこで京都市は土地や建物の価格、住宅着工の動向を細かく分析し、平成23

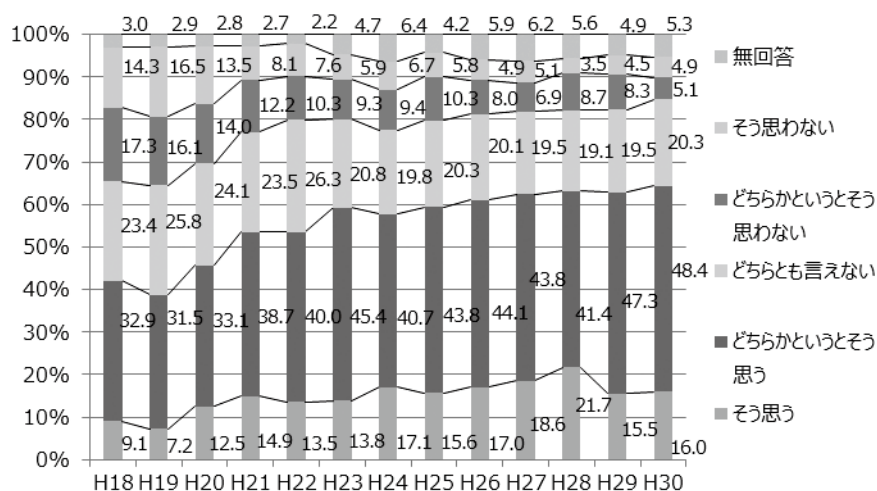


出典：『京都市統計ポータル 人口異動 年計（前年10月～9月）』

※1 前年10月～9月までの人口異動（京都市推計人口統計調査による住民基本台帳の異動数）を示す。

※2 社会動態については、区内及び市内他区の異動を含まない。

図3 自然動態と社会動態の推移



質問：京都の個性的なまちなみ景観が守られている。

図4 個性的で美しい景観の形成（京都市民生活実感調査）

年3月から『景観白書』を毎年発表した。これによると、大阪、神戸など他都市と比較して特異な傾向はみられないとしており、経済データでは政策実施によるマイナスの影響は特に確認されていない。それどころか、人口動態や市民意識、観光・産業などでプラスの影響が表れている。

まず人口動態では京都市の人口が横ばいから減少傾向にあるものの、社会動態（転入数と転出数の差）では新景観政策導入の年（平成19年）に転出超過傾向が下げ止まり、平成23年からは転入超過に反転しているのである（図3）。

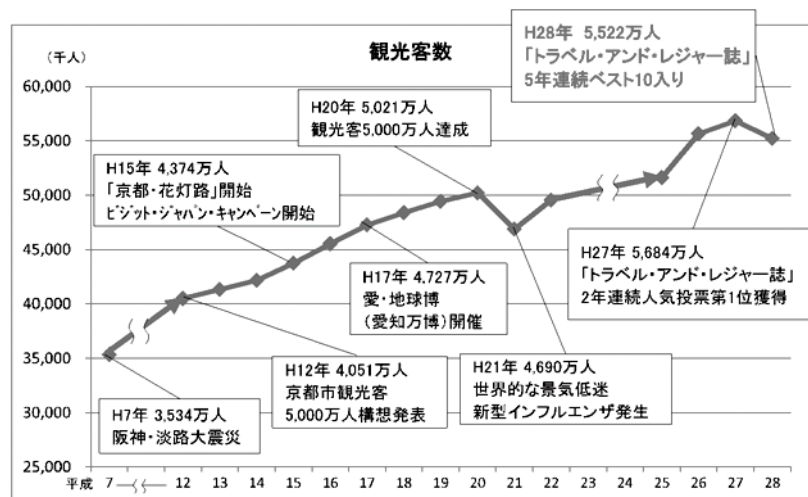
景観に対する市民の意識では、『新景観政策 10年とこれから』（京都市）において「京都の個性的な町並み景観が守られている。」の質問が取り上げられ、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が新景観政策実施当初の約4割から着実に増加し、約6割となっている（図4）。

観光面では、世界で最も影響力をもつ旅行雑誌の1つ、

『Travel + Leisure（トラベル・アンド・レジャー）』誌（アメリカ）がおこなった読者投票『ワールドベストアワード2015』において、世界の人気都市を決める『ワールドベストシティ』ランキングで、京都が2年連続で1位となっている（観光客数と外国人宿泊客数の推移〈図5・6〉）。

このような状況から、新景観政策の意義や効果として以下のことを挙げることができる。

1つは、行政が経済界や市民の幅広い支持を得て、歴史都市・京都の特徴と魅力を最大限に活かす、京都ならではの新しいまちづくりに大きく舵を切ったことである。そして、そのことにより国内外の評価を高め、都市格の向上に大きく貢献したということである。しかも、現時点では負の効果はあまり指摘されていない。これは京都創生策が目指したところであり、都市のブランド力強化に成功したといえるだろう。



（注意）平成23年及び平成24年は調査手法の変更により観光客数を推計していません。

図5 観光客数の推移（『平成28年京都観光総合調査』平成29年7月）

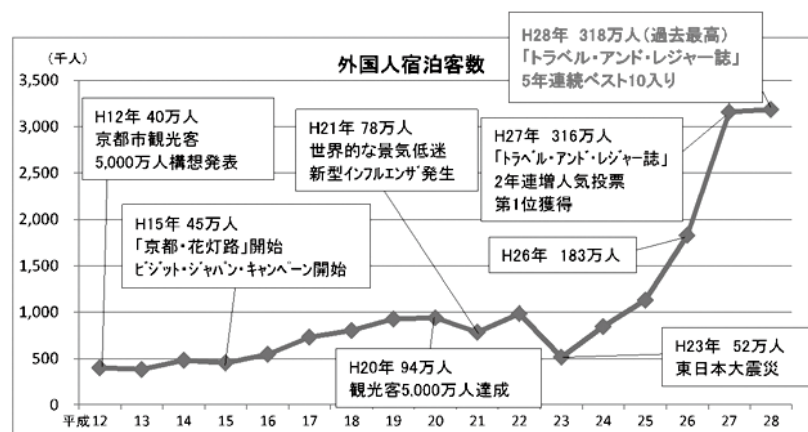


図6 外国人宿泊客数の推移（『平成28年京都観光総合調査』平成29年7月）

2つ目は、政策の決定過程で様々な意見や議論があったが、京都の経済力や都市の魅力、そしてブランド力の低下という危機感を背景に、多くの市民や経済団体の支援の下で市会の全会派が一致して議案を可決し、歴史都市・京都にふさわしい景観まちづくりの推進に踏み出すことができたことである。京都が景観について1つになれたのである。

3つ目は、この高まった京都ブランドにより、新たな観光の掘り起こしや歴史的資産の活用・創造、伝統技術と先端技術とのコラボや融合、文化の文脈やコンテンツの活用など、新たな産業振興や文化創造の機会が増大し、豊かな居住や営みの再構築の機会が訪れてきたことである。これらの機会はまだまだ可能性の域を出ていないが、それらを活かしていけるかどうかは京都人と京都ビジネスに委ねられているのであり、まさに創造のシーズが豊富になったといえるだろう。

5 自治の風土に育まれた文化的景観

京都の文化的景観を形づくるうえで、自然・地形・水系や、そのもとで営まれてきた首都としての歴史、経済的・文化的な活動、人々の暮らしの蓄積などは欠かすことができない要素である。しかし、この節で取り上げたように、明治以降の近代化のなかで、京都の都市ビジョンや景観に関する様々な意見・論争が景観に大きく作用していることも見逃すことができない。これらは京都で築かれた自治の風土とも言い換えることができる。

市役所開庁から昭和初期までの京都市の都市ビジョンは、

東山をはじめとする三方の山々を保全し、公園都市あるいは遊覧都市を目指す一方で、ものづくり都市としての成長も目指し、西部や南部に工業地域を発展させようとするものであった。

しかし景観論争では、このような都市を築くとしても、東山や鴨川、高瀬川のように歴史的・文化的価値や風致を損ねるような行為はおこなうべきではないとして、保護すべき文化財を指定するとともに、名勝・景勝地の周辺を広く風致地区に指定して一定の行為を規制するほか、風致をみだす屋外広告物なども規制するなど、初期の景観の枠組みが作られていった。

戦後になって高度経済成長が始まり、それまでの開発とは比べ物にならない規模と速さで景観の変容が進んでいった。都市ビジョンでは“北部保全・南部開発”が構想されたが、高度成長の副作用として双ヶ岡や京都タワーなど様々な景観論争を惹起した。この議論では、古都の歴史的景観を守る強力な対策が国も巻き込んで求められたことから、国は古都保存法を制定し、京都市は独自に市街地景観条例を創設するなど歴史的風致や市街地景観の制度的枠組みが整えられていった。

その後、バブル経済期を迎えリゾート開発をはじめとする山林や山すその開発が進み、市街地ではより一層の高層化が進行し、京都ホテルや京都駅ビルなど各地で景観論争が起こった。都市ビジョンでは“保全・再生・創造の都市づくり”が構想される一方で、住民が自らのまちを守ろうとする“まちづくり”の動きもあらわれた。これらの論争を踏まえ、自然景観では、それらを保全するための条例の



図7 四条通（西を望む、平成21年→平成30年、京都市撮影）

制定や歴史的風土特別保存地区の大幅な拡大がおこなわれ、市街地景観では、市街地景観条例の全面改定による地域特性に応じた高さやデザインの基準化と詳細化がおこなわれた。また、地域住民による景観まちづくりを支援する市街地景観協定なども制度化された。

しかし、景観をめぐる状況は経済変動とともに様々に変化しており、京都らしい景観がいつのまにか急速に失われつつあるという状況があった。そこで、平成19年に高さ・デザイン・眺望・屋外広告物・歴史的建造物の保全の5つを総合的に施策化した新景観政策がスタートした。ここでの問題意識は、①京都らしい景観の喪失に加え、②京都経済の不振、③都心の空洞化、④京都のブランド力の低下にあり、それらの解決の糸口として新景観政策が期待されたのである。

現在、新景観政策は進行中であり、時々の課題に応じて進化しているところでもあるので、これらの問題意識に応じた現時点での到達点を述べておく。

①京都らしい景観の喪失については、これ以上の混乱の危機は避けられた。また、その結果、京都の評価が高まり都市格を向上させることができた。しかし、これで京都らしさが維持され、継承されるかどうかは別の話であり、制度がつくる枠組みの下で保全であれ、創造であれ、歴史と現実に対峙していかなければならない。生かすも殺すも今後にかかっている。

②京都経済の不振については、まずは新景観政策でマイナスの影響が見られず、しかも京都の評価の高まりに伴って新しい京都ビジネスの芽も報道されている。むしろ、観光を中心にした好景気感が地価を押し上げ、その弊害が出ないか心配されるところである。

③都心の空洞化については、都心部のインナーで新たに建つマンションも町家の規模と比べほどほどの大きさとなり、また和を感じさせるデザインも増え、歴史的町並みとの調整が進みつつある。幹線道路沿道も外壁や屋根が一定そろい、少々ズレがアクセントとなってスカイラインの整った沿道景観の形成に進み出している。その上、沿道の屋外広告物が一変し、都市の風格にますます厚みをもたらしている。しかし、ベースとなる京町家や歴史的建造物の減少には歯止めがかかっていない。今後、これらの保全を強力に進めることはもちろんであるが、更に、建築する際に参照すべき建物を新たに創り、訪れたい建物を増や

していく取組も必要になっている。

④京都のブランド力の低下については、①から③を背景に、各種の都市ランキングや観光客数などを見る限り、確実にブランド力が上昇しているといえる。このブランド力を一過性にしないため、京都市民には新たな魅力の創造が求められている。その魅力の源泉は抽象的な京都ではなく、具体的事象である個々の地域とそこでの営みである。近年、各地で地域景観づくり協議会などの景観まちづくりの取組が活発化しており、京都のそれぞれの地域がさらに魅力のある町として磨きをかけるとともに、建築をはじめとする個々の活動においても伝統に培われた型だけにとどまらず、それを発展させる更なる取組が求められている。

最後に、以上のような自治の風土をこれからも維持し、良好な景観づくりに活かしていくために欠かせない条件がある。それは町中に職と住が共存し、暮らしや営みを通じて交流し、まちづくりの主体として意見交換し、実践できるということである。自治を成立させるためには主体となる市民が町に住み、働き、様々なサービスが共有されている必要がある。それによって市民が町と関わりをもち、他人事でなく、自分事として町や景観を考えることが可能になる。すなわち、“まちなか居住”が継続し、様々な仕事とサービスが存在するということである。そして、市民が様々な意見を交換し、活動する場所や場面が用意されているということである。

平成30年3月に京都市は、『新景観政策 10年とこれから』を発行した。平成29年度に10周年を迎えた新景観政策の記念事業の結果と今後の展望について、様々な角度からまとめられたものであり、これからの景観政策の方向性を示している。

(松田 彰)

註

- 1) 当時の市制は、市に市会を置き、市長は市会が推薦する候補者の中から内務大臣が天皇に上奏裁可を求めて決定した。市会は助役と名誉職参事会員を選出し、市長、助役、名誉職参事会員で構成される市参事会が市の行政を統括した。
- 2) 特別市制とは、特別の大都市を府県の管轄からはずし、府県並みの権能を付与することにより、広範囲な自治を許された市の制度。戦後、初めて地方自治法に大都市を特別市にし得る規定が盛り込まれたが、昭和31年(1956)の地方自治法改正でこの規定が削除された。
- 3) 昭和2年(1927)に永田兵三郎(都市計画委員、京都市土木局長)と市村光恵(京都帝大教授/同年8~11月市長)との間で、新聞紙上で争われた東山の景観に関する論争。永田は東山の山頂に至るケーブルカー又はトンネルによるエ

レバーターの設置を提案したが、市村はもつてのほかと反論し、「郷土美を犠牲」にして「私腹」を肥やさんとする者がいるなら「断乎として」排斥しなければならないと主張した。京都の景観がきわめて貴重であるとの認識は佐上信一京都府知事にもあり、京都は「日本に於ける宝物であるのみならず、世界の宝物である」と述べている。

- 4) 市電敷設のための道路拡築路線を河原町通とするか木屋町通とするか議論になる中で、大正8年(1919)に京都市市区改正委員会は木屋町通の拡幅を決定した。これに対し、京都市会は「木屋町線を改め木屋町以西に於て適当な路線を選ぶ事」という意見書を都市計画京都地方委員会(注:都市計画法により京都市市区改正委員会が改められた。)に提出したことから、同委員会で審議されたが、大正10年(1921)に木屋町線を河原町線とする建議が否決され、同年8月には木屋町線の計画が内閣によって認可された。これに対し、京都市会は同年9月に高瀬川名勝史蹟指定の意見書を可決したことから、河原町通拡築に変更する建議が都市計画京都地方委員会に再提出され、大正11年6月に可決されるに至った。その理由として最も重視されたのは、木屋町線が烏丸線と東山線の間線として東に偏していること、そして鴨川や東山の景観との関連で高瀬川の史蹟保存と景観問題があることであった。
- 5) 大正7年に京都電気鉄道(京電)が京都市に買収されると、旧京電が走っていた堀川通を15間幅の大道路として拡幅し、複線・広軌の市電を走らせる案が出てきた。この場合、堀川を暗渠又は埋立とする必要が生じたため、堀川保存期成同盟会が結成され、同9年(1920)に同会が都市計画京都地方委員会に陳情書を提出した。この陳情書には、堀川は「歴史的価値」があり保存することや、保存と同時に「風致」を

添える一端として改修することなどが述べられていた。結局、同12年(1923)に京都市の都市計画部協議会で堀川の暗渠・埋立が否定され、四条から五条までを全て4間幅に広げ、石垣を築造改修することになった。

- 6) 意見の中には、政策に疑問を呈する意見広告が地元紙で4回掲載されたり、2月市会開会中の3月1日には市役所前で大規模な集会が開かれ、慎重な審議を求める1万人署名が提出されたりもした。
- 7) 平成24年に、京町家等の伝統的な木造建築物を対象として「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を制定し、翌年には条例の対象建築物を木造以外の建築物にも拡大する条例改正をおこない、名称を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」と改めた。

参考文献

- 京都市市政史編さん委員会(2009・2012)『京都市政史』第1・2巻、京都市
- 京都市都市計画局都市景観部景観政策課(2009)『京都の景観』京都市都市計画局都市景観部景観政策課
- 京都市都市計画局都市景観部景観政策課(2018)『新景観政策10年とこれから』京都市都市計画局
- 高橋康夫・中川理編(2003)『京・まちづくり史』昭和堂
- 松田彰(2018)「新景観政策10年の足跡」京都市歴史資料館閲覧図書
- 松田彰(2018)「新景観政策10年の足跡 資料編」京都市歴史資料館閲覧図書
- 丸山俊明(2018)『京(みやこ)のまちなみ史—平安京への道 京都のあゆみ』昭和堂

第3章

文化的景観としての京都

第1節 自然基盤と風土 ―「京」をつくる

地形や地質、水系、気候といった自然基盤は、その土地での暮らし方を決めてきた。それは農山漁村に限らず、都市でも自然を読んで街区をつくり、産業のあり方や暮らしのルールを見出してきたのである。近代の技術は自然を制し、どこでも同じ暮らしができることを目指してきたが、人々の営みはもともと自然条件に寄り添いながら、安全や快適さを求めてきたといえる。そこで本節では、京都の自然基盤を見つめ直してることから、京都の文化的景観の特性を探ることとしたい。

1 京都のフィジオトープ史

京都市域の景観をかたちづくるフィジオトープ（無機的要素）は、北部の山地と南部の盆地とに大きく2つに分かれる。両者のはざまには断層が走り、それが京都をより特徴づけてきた。

（1）京都盆地を取り囲む山地

丹波高地 京都市北部には、北山山地の山々が広がる。それは京都府の中央部から兵庫県の東部にまたがる丹波高地の一部で、主として丹波層群¹⁾と呼ばれる中生代の付加コンプレックス²⁾からなる。北山山地は、西は中国山地に連なり、東は安曇川と高野川に沿って南北に走る花折断層によって比良山地や比叡山地と区切られる。京都市南西部の桂川右岸側に広がる山地、北摂山地も丹波高地の南部を含む。

丹波高地の地形は、褶曲によって生じた山地が準平原化されたのちに、ふたたび隆起して川によって侵食された隆起準平原で、標高800～900mの定高性をもって広がる。京都市と亀岡市との境にある愛宕山（標高924m）や、京都市最北端に位置する三国岳（標高959m）などは侵食から取り残された残丘³⁾とみなされている。

比叡山地・醍醐山地 北山山地の東端部には花折断層帯を境にして比叡山地がそびえる。また、盆地の南東部には大津市との境をなす醍醐山地が連なる。

比叡山地は丹波層群の堆積岩から成るが、比叡山（標高848mの大比叡と標高838mの四明岳の2峰から成る）から如意ヶ嶽（標高472m）の間にだけ花崗岩類が分布する（図1）。その花崗岩帯は、白亜紀後期、丹波層群の間にマントルから地殻に酸性マグマが貫入してゆっくり冷え固まり、石英や長石などの結晶からなる粒状岩石が生まれたこ

とにより形成された。京都盆地東縁の中でも際立つ存在である比叡山と如意ヶ嶽も、この花崗岩が作り出したといっても過言ではない。花崗岩が母岩である丹波層群の砂岩に貫入する際、境界部が熱変成作用を受けてホルンフェルスと呼ばれる風化しにくい硬い岩質となり、その後、風雨により花崗岩地帯は侵食されたのに対して、硬いホルンフェルスでできた比叡山と如意ヶ嶽は侵食されにくい孤高の姿になって残された（図2）。これが現在の東山の姿である。比叡山と大文字山（如意ヶ嶽の一部）が都の信仰対象となったのも、その淵源には花崗岩の地質があるといえ

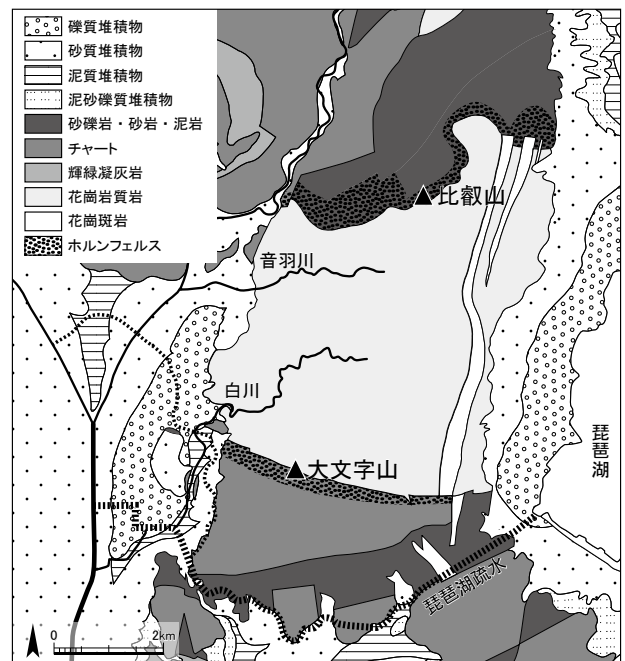


図1 比叡山地の花崗岩の分布



図2 比叡山から如意ヶ嶽にかけての地質断面の模式図⁴⁾

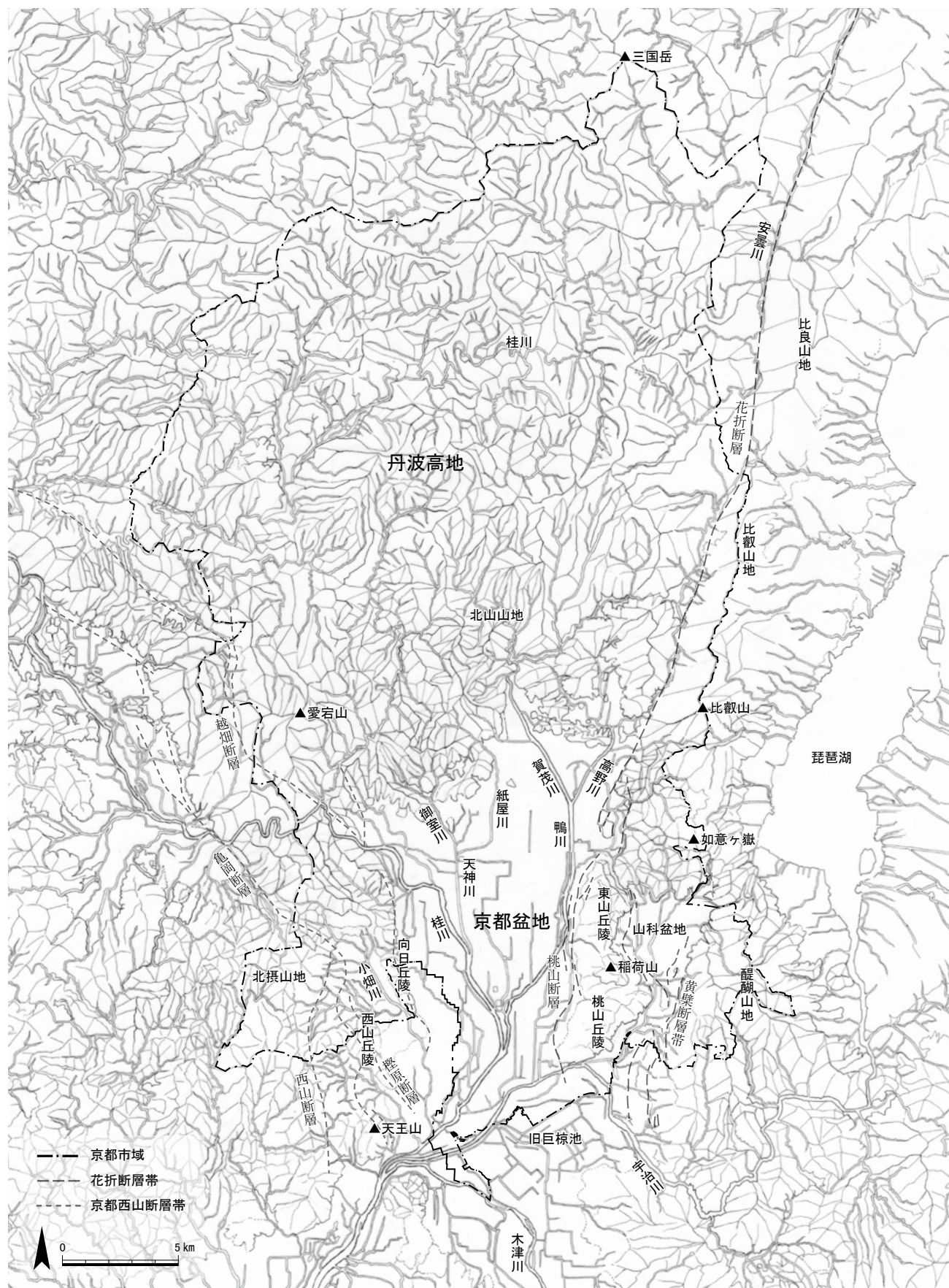


図3 京都の地形の概観

る。

では、比叡山から如意ヶ嶽の間の花崗岩はなぜ侵食されてしまったのだろうか。花崗岩は石英やカリ長石といった白っぽい鉱物を多く含み、温度変化の影響を受けやすく、鉱物同士がばらばらの状態になって非常にもろく崩れやすい。さらに石英以外の鉱物は水や酸素の影響で風化が進み、結果、山地にガラス質の石英が多く残る。風化が進んだ山地からは、わずかな降水でも多量の土砂が流し出され、谷は侵食がすすむ。花崗岩の風化と編み状に発達した谷筋により稜線は徐々に低下し鞍部が形成されたのである。

(2) 活断層がつくった京都盆地

京都市南部を占める京都盆地は、南北約15km、東西約7kmと南北に細く、東・北・西を山に囲まれて南に開いている。東縁は花折断層帯（花折断層や桃山断層）、西縁は京都西山断層帯（桧原断層や西山断層）があり、その活断層の活動によって形成された陥没盆地である。東側には同じ断層起源の山科盆地がある。

京都盆地は350～400万年前に地層がたまり始め、奈良盆地と続く一面の盆地に湖が生まれたことを端緒とする。

その水がおおよそ250～300万年前に二上山北部から大阪湾に抜け、京都・奈良盆地の底に地層をつくった。その後、130万年前から50万年前ほどの気候変動が激しい間、京都盆地に海が侵入したり退いたりを繰り返し、主に湖沼成・河成の粘土・シルト・砂・礫層から構成されている大阪層群が形成されたと考えられている（横山2004）。

地表付近は数万年前以降に堆積した新しい地層で覆われているが、盆地北部と南部とで構成物質が大きく異なる。つまり、盆地北部は北山から流れ込んだ河川的作用により扇状地が形成され、主に砂礫によって構成される。盆地南部は琵琶湖から発する宇治川が東西に流れ、北から流れる鴨川、桂川、南から流れる木津川と合流する。河床勾配が緩やかなため河川の流速が遅く、蛇行や堆積作用によって自然堤防帯が広がり、湿地性の粘土やシルトが優勢となっている。

このような形成の歴史を経ながら、山から盆地中央に向かって、山地、丘陵、台地／段丘、扇状地、自然堤防帯の順で並ぶ現在の京都市域の基盤が生まれた。この自然条件を、京都で暮らす人々はどうに見出して利用してきたのだろうか。そしてその結果として現在、どのような景観が育まれているのだろうか。本稿では地形分類図⁵⁾を参照しつつ、山間、山裾（丘陵・台地・段丘）、扇状地、自然堤防帯の順で、それぞれより詳細な地域区分をおこないながら地域の営みの特徴をみていきたい（図4）。

2 山間で暮らす ―― 林業と霊山

(1) 概要

京都市北西部の丹波高地は隆起準平原であるため、山頂がほとんど同じ高さで揃っている。山地では林業が主な生業であるが、禁裏領として木材の供給地となってきた「桂川上流域」、北山杉を育ててきた中川のある「北山南縁部」といったように、朝廷や都市の文化と密接に結びついた山の営みに特徴がある。

山は信仰の対象にもなってきた。その代表が東の比叡山と西の愛宕山で、両者とも侵食から取り残された結果として生まれた山である。比叡山の麓は天台宗の影響が強い地域で、特に大原には天台宗の寺院が多く立地する。愛宕山の麓には愛宕神社の門前町が形成されており、山と山麓とが一体となって信仰空間が形成されてきたといえる。

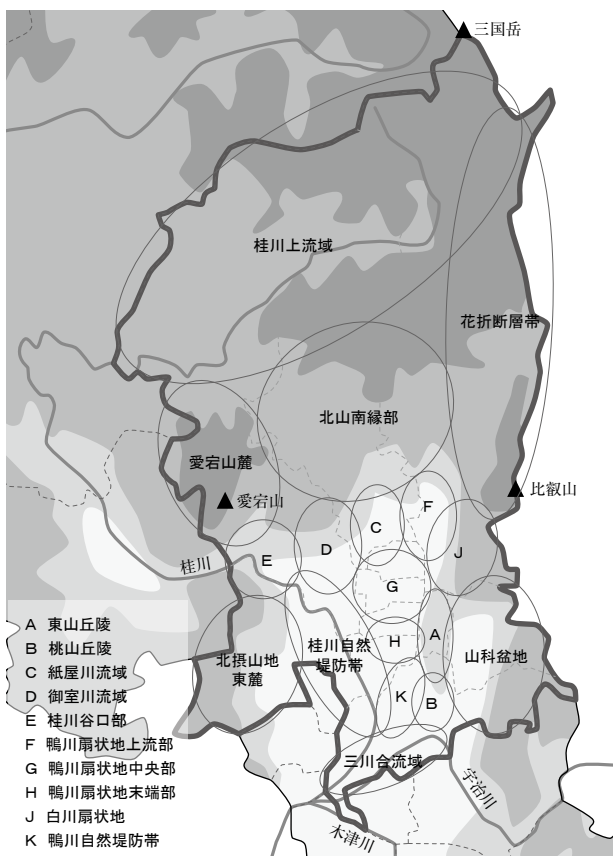


図4 地域区分

(2) 桂川上流域

桂川のうち右京区京北地方を流れる部分は上桂川と称され、桂川の上流部に当たる。丹波高地に位置し、ほとんどが山地で、その間を西流する桂川や支流の弓削川沿いに谷底平野が形成されている。

古代においては山国郷・弓削郷と呼ばれた地域である。長岡京・平安京の造営時には桂川の水運を利用して流域の木材が都へと運ばれたが、その際にこの地域が御杣御料地と定められ、「五三寸三尋木」⁶⁾を筏に組んで流したと伝わる。平安時代より水運を利用した材木供給地として朝廷との関係が深かった。明治22年(1889)の市町村制施行時には北桑田郡や愛宕郡^{おたぎ}に属していたが、戦後、徐々に京都市への合併が進んだ。

林業が主産業で、用材生産のほか薪炭材の生産もおこなってきた。北桑田郡では集約的な施業もおこなわれ、そのなかで山国スギといった通直性に富んだ品種も選抜されている。昭和20年代後半～30年代に入ると清滝川流域の中川や地元の業者による北山杉の育林技術が導入され、現在では北山丸太生産の中心地となっている(図5)。

一方、桂川上流域の谷底平野部は京都市の農地面積の約15%を占める農業地帯でもある。ここでは近年、京野菜の生産に力を入れている。

最上流の広河原や花脊では盆の時期に松上げという火祭りがおこなわれる。愛宕講の火伏の祭りであり、高さ約20mの丸太の頂上に笠という籠を取り付け、そこに向かって小さな松明を次々と投げ上げて火を付け、その柱を最後に倒す。松上げは花脊から丹波、若狭にかけてみられる祭礼で、愛宕山への愛宕信仰圏の広がりともいえる(本書特論3参照)。



図5 京北での北山丸太の生産

(3) 北山南縁部

北山南縁部は東から高野川、鞍馬川、賀茂川、清滝川といった直線状の川が北東方向から並行して流れる。そのため、深い谷が発達して山地が細分化されながら、盆地との境界線は複雑な出入りの地形となっている。都市に近い独立した山間の谷部は、それぞれに異なる機能が見出されて都の生活の一部となってきた。

賀茂川支流の鞍馬川の上流域にある鞍馬は、鞍馬山の麓に位置する。平安遷都後に毘沙門天が祀られ、その後、鞍馬寺となり平安京の北方を守護する寺として信仰を集めてきた。鞍馬寺の門前であり鞍馬街道と若狭街道の中継地としても発達してきたため、門前町と在郷町の両方の機能を持つ。

鞍馬山の西側には貴船がある。貴船山の山麓一帯で、賀茂川支流の貴船川が流れる。賀茂川の水源地であることから平安遷都後は治水の神、祈雨祈晴の神として崇敬されてきた。昭和5年(1930)に叡山鉄道が鞍馬まで開通すると貴船への来訪者が増加し、納涼客をターゲットにした川床(川の上に設置する栈敷)を設ける店が増えた。現在は貴船神社と共に京都の夏の観光名所となっている。

また、清滝川沿いに位置する中川は、用材を徒歩で京都市街に売りに行くことができるという立地から、磨丸太生産を主とする北山林業の中心地となった(本書第4章第5節参照)。京都の数寄屋文化は中川の特殊な林業がなければ成り立たなかったといえる。

(4) 花折断層地帯

花折断層は滋賀県高島市の水坂峠付近を北端として、花折峠、大原、八瀬^{やせ}などを經由して、京都市左京区の吉田山付近を南端とする長さ約46kmの活断層である。花折断層



図6 寂光院の門前

に沿って旧若狭国すなわち福井県小浜市へと続く街道は若狭街道と呼ばれ、古代以来利用されてきた。若狭で獲れた海産物を京に運ぶことにも使われてきたため、鯖街道とも呼ばれる。現在は国道 367 号・303 号がほぼ並行して通る。

花折峠に近い滋賀県大津市伊香立^{い か だ ち と ち う ち う}途中町を境に、断層に沿って北に安曇川が、南に高野川が直線的に流れる。北部の安曇川流域は琵琶湖へ流入する安曇川の水運を利用した用材生産地であり、また徒歩でも京都の周縁地域まで行ける距離にあることから薪炭材の生産もおこなわれてきた。安曇川流域一帯は思古淵^{し こ ぶ ち が み}神を地主神とし、また筏乗りの祖神として崇敬されてきたため、思古淵神社が点在するのも特徴である。

一方、南流する高野川は大原や八瀬といった小盆地を通る。大原も八瀬も比叡山と密接に結びついてきた地域である。大原には三千院や来迎院、寂光院といった天台宗の寺院がいくつもあり、かつては貴族や仏教修行者の隠棲の地であった。大原への観光客が増加したのは昭和 40 年代頃からで、それに伴い門前に土産物屋が並ぶようになったという（図 6）⁷⁾。八瀬は比叡山西麓に位置することもあり、平安中～後期の『小右記』に「延暦寺領」と記されており、早くから延暦寺領としてあらわれる。中世には八瀬荘として青蓮院領となり、その住民は八瀬童子と称されて朝廷の駕輿^{か ち ゅ う}丁⁸⁾となる代わりに課役を免除されていた。

(5) 愛宕山麓

愛宕山は京都盆地から望む山のなかでは最も標高が高く、山城国と丹波国の境界を成してきた。平安時代に愛宕山の山頂近くに密教系の白雲寺が建立され、中世には修験者たちも多く住んだ。白雲寺には勝軍地蔵が祀られていたが近世に入り火伏信仰へと変化していき、愛宕山に詣でて火伏

せの護符とシミキを持ち帰ることが慣例となった（図 7）。現在もその信仰は続いており、京都盆地と周縁地域の家々に「火廻要慎」と書かれた御札が祀られる風景につながっている。なお、山頂の平坦面を利用して神仏習合の社が建ち並んでいたが、明治の神仏分離により現在は愛宕神社の境内地となっている。

愛宕信仰は山麓の暮らしにも影響を及ぼしている。愛宕山の表参道は東南麓の嵯峨鳥居本から続く。鳥居本は桂川の支流瀬戸川の扇状地に位置し、その扇頂部に愛宕神社の一の鳥居がある。鳥居本は一の鳥居の前に形成された門前町で、茅葺で農家風の建物と、つし二階・瓦葺で町家風の建物が混在している。ここは昭和 54 年（1979）に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。なお、戦後に二の鳥居のある嵯峨清滝町まで車道が整備されたため、鳥居本の門前町としての機能は低くなっている。

愛宕山西側斜面の中腹には京都西山断層帯の一部である越畑断層が南北に走り、その断層がつくった段丘が伸びる。段丘上には北側から越畑^{し き み が は ら}、嵯原、水尾が並ぶが、これらの集落は農林業で暮らしを立てながら愛宕神社の祭礼を支えるなど愛宕山と密接に関わってきた。嵯原はかつて原村と呼ばれていた。原村を東西に横断する道は近世まで丹波や摂津から愛宕山へ参拝する際の裏参道として利用されてきたため、原村は近世まで門前町として発展してきた（図 8）。その原村から南の水尾にかけて一帯はシミキが群生することから「嵯が原」と呼ばれ、特に水尾ではこのシミキを採取して愛宕山まで運び、参拝者に授与していた。愛宕山への表参道から水尾への分岐点にはシミキを販売していた水尾の小屋があり、現在もその建物が残る。



図 7 愛宕神社で授与される護符



図 8 原村を通る愛宕山への裏参道



図9 東山丘陵の地形（凡例は図12以降も同様）

3 山裾で暮らす——景勝地と高燥地

(1) 概要

山地と盆地との境界部には丘陵と段丘がみられる⁹⁾。

盆地の東側には、比叡山地から南に続く「東山丘陵」と「桃山丘陵」が南北に細長くのびる。特に東山丘陵は平安京に最も近い郊外であり、例えば鳥辺野は平安時代中期以降、京を代表する葬送地となった。また、知恩院、祇園社、清水寺、東福寺といった寺社も林立し、丘陵一帯が名所の連なりとなっていった（本書第4章第3節参照）。

盆地北側の「紙屋川流域」、「御室川流域」、「桂川谷口部」、盆地西側の「北摂山地東麓」も東部同様に景勝地として見出されてきた。「紙屋川流域」には大徳寺や鹿苑寺、「御室川流域」には仁和寺や妙心寺、「桂川谷口部」には大覚寺や天龍寺、「北摂山地東麓」には善峯寺や大原野神社といった神社仏閣が立地し、現在も京都周縁の観光エリアとして多くの来訪者を集める。

これらの段丘面の内、西陣や伏見といったように近世までに市街地化が進んだ地域もあったが、地下水位が低いため多くは畑地や竹林、茶畑、果樹園として利用された。市街化が進むのは近代以降のことである。高度経済成長期になると北摂山地東麓の丘陵部で大規模な宅地造成が進み、洛西ニュータウンや桂坂ニュータウンが開発された。

(2) 東山丘陵

粟田山から稲荷山にかけての東山西麓には丘陵が連続し、その間に複数の小河川が西流する（図9）。菊溪川、轟川、音羽川などの小河川は丘陵を侵食して幾筋もの谷底低地を形成しているため、北から南に向かって幅200～400mほどの丘陵もしくは低位段丘と幅50～100mほどの小さな侵食谷が交互に連続する地形を呈する。

先述したようにここは古代から都に近い葬送の地とされ、さらに寺社が建ち並ぶことで景勝の地にもなっていた。葬送地や寺社の立地をみると、侵食谷を避けて丘陵・段丘の上に構えられていることがよく分かる。最も北の段丘に青蓮院門跡や知恩院があり、菊溪川のつくる谷を挟んで南側の段丘に高台寺がある。さらに轟川を挟んだ丘陵上に清水寺が構えられるが、清水寺参道が尾根をみごとに通っていることがよく分かる。清水寺参道の南側を区切る谷を挟み、さらに丘陵が西方に伸びる。そこには大谷本廟があり、東西に舌状に伸びる丘陵部は墓地で埋められて

いる（図10）。大谷本廟の南側には、清水寺境内の音羽の滝を一部とする音羽川が流れているのである。谷底低地が丘陵や低位段丘を区切ることでその上に立地する寺社の存在感を高め、林立しつつも独立性を高めることにつながっているといえるだろう。

こうした谷筋のいくつかは京都から山科、東国へ向かう峠道として利用されてきた。最もよく利用されたのが東山丘陵の北辺、栗田山の麓の蹴上から日ノ岡、御陵へと抜ける東海道（三条通）である。清水寺南の音羽川などがつくる谷を通して花山へ出るルートは渋谷越（渋谷街道）と呼ばれる（現在の国道1号にほぼ該当）。また、今熊野と山科の西野山を結ぶ滑石越（醍醐街道）もある。

（3）桃山丘陵

東山丘陵の南に桃山丘陵が続く（図12）。桃山丘陵は東山丘陵に比べて丘陵・段丘が広い。

最も地盤が安定する南向き丘陵部には桓武天皇陵があり、大正時代には明治天皇の陵墓（伏見桃山陵）も設けられた。豊臣秀吉が築いた伏見城もこの丘陵上に位置する。丘陵すそ野の低位段丘のうち宇治川に面する南麓部は平安時代よ

り観月の名所として知られ、指月^{しげつ}という地名で呼ばれてきた。南に巨椋池^{おぐら}を一望する風光明媚な地であり、橘俊綱によって伏見山荘が営まれ、秀吉も最初ここに隠居屋敷を築いた（文禄元年・1592）。

秀吉は伏見の城下町築城の際、西側の低位段丘面に武家地をつくり、その段丘面を取りまくように形成された扇状地上に町人地を配した。その際、伏見の産土神である御香宮神社は段丘面の縁に移される。伏見城が廃城になると武家地は廃れる一方で、町人地は淀川水運の拠点であり東海道（京街道・大坂街道）の宿場として、また水陸交通の要衝として、さらに発展していく（図11）。現在の狭義の伏見はこの旧町人地に該当する（本書第4章第4節参照）。

武家屋敷がなくなった段丘面は水が得にくいことから近世まで桃の栽培地となり、桃花の名所として地名も「桃山」と呼ばれるようになった¹⁰⁾。明治期の仮製地形図や正式2万分1地形図からは果樹園や茶畑、竹林として利用されていた状況がよく分かる。近代にはいとこの段丘面に陸軍第16師団の施設や学校がつくられるようになり、戦後以降、市街化が進み伏見の人口増加を支えてきた。



図10 墓石が林立する丘陵



図11 扇状地上の町人地の現在

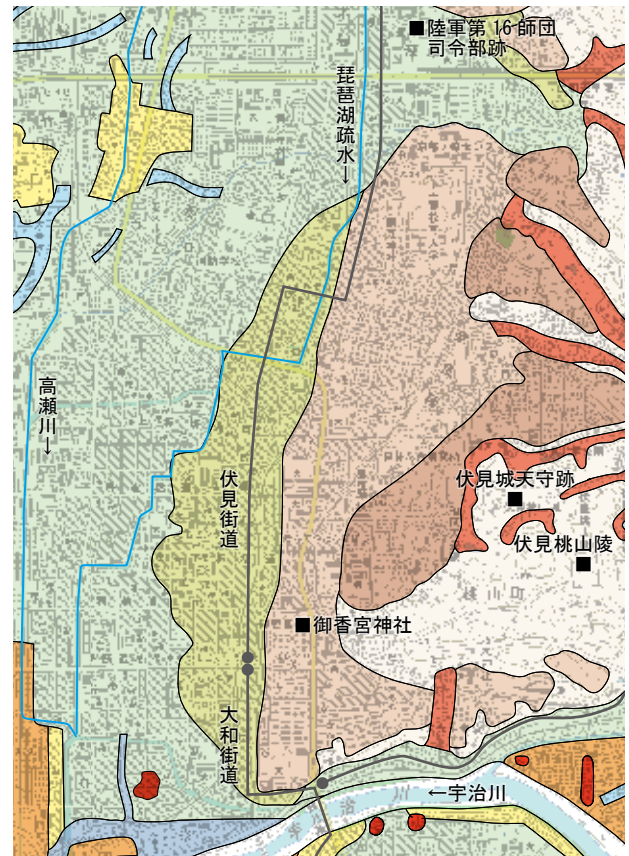


図12 桃山丘陵の地形

(4) 紙屋川流域

桂川支流・天神川の上流部（北野天満宮西付近から上流）を紙屋川と称する¹¹⁾。谷口の鷹峯から船岡山に続く鷹峯台地が高位段丘で、その周囲から西陣、西ノ京にかけて低位段丘が広がる（図13）。この低位段丘の末端部に平安宮が設けられたが、平安宮は11世紀になり天皇が里内裏に常住するようになってから衰退していった。一方、その北側にある西陣には室町時代、洛中の綾織物生産の独占権を有した織手の座である大舎人座^{おおとねりざ}が生まれた。これを前身として近世の西陣織物業が発展し、現在に続く織物産業地域が形成される（本書第4章第2節参照）。その後、豊臣秀

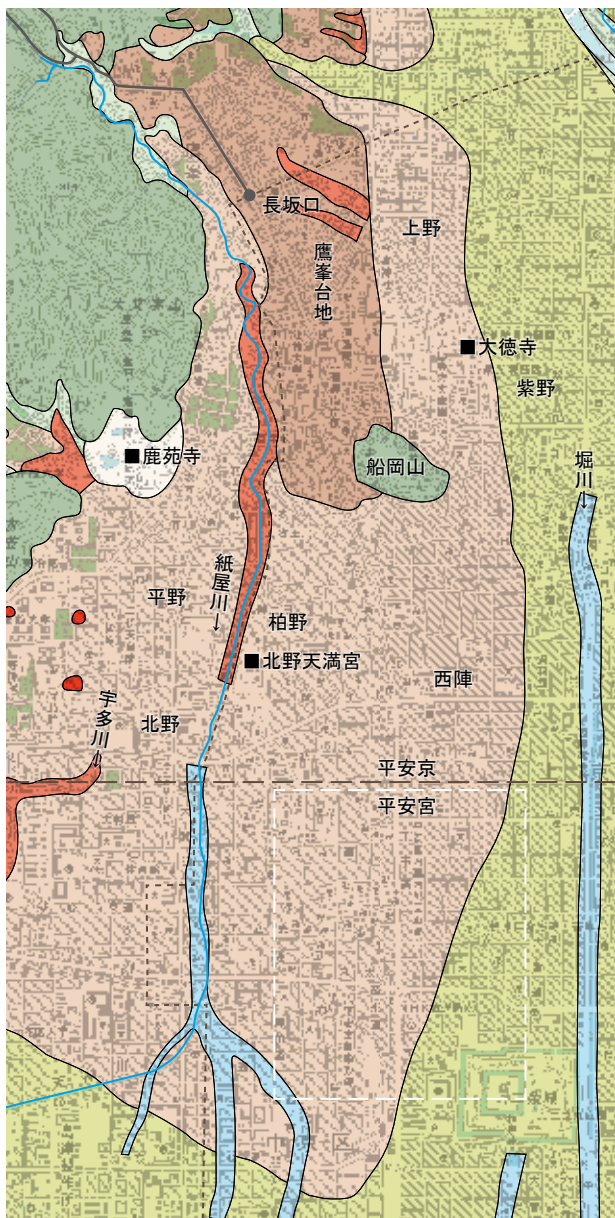


図13 紙屋川流域の地形

吉による御土居の造営により紙屋川流域の大部分は洛中となったが、台地上で水が得にくく、市街化は進まなかったと考えられている¹²⁾。近代以後はこの高燥地の環境が好まれ住宅地開発が進んだ。

特に谷口にある鷹峯台地は、紙屋川がつくった扇状地のちに紙屋川自身と東側の若狭川によって削られて段丘化した特徴的な地形で、標高90～160mにかけて南東に傾斜した平坦面が発達している（図14）。厚さ20～30mほどの風化砂礫層から成るため段丘面は地下水位が低く、竹林や茶畑として利用されてきた。明治44年（1911）刊行の『京都府愛宕郡村志』には「全村面積九分は山谷にして一分は耕宅地に當れり水田の如きは纔に五段に充たず全村水利に乏し」¹³⁾とあり、水環境の厳しさが伝わる。しかし、鷹峯は京見峠を越えて杉坂に至り、そこから周山や若狭へつながる周山街道の起点にあったため、早くから長坂口と呼ばれ関所が設けられてきた。紙屋川の谷口部は物資の集積地となり街村が形成されたのである。

また、紙屋川流域の低位段丘やその周辺には、上野、紫野、柏野、平野、北野といった「野」のつく地名が見受けられる。



図14 南東に傾斜する鷹峯台地



図15 段丘上に立地する仁和寺とその参道

水が得にくいいため水田化が難しく、「野」と呼ばれ、宅地化以前は茶畑や竹林として利用されていた。平安初期に天皇や貴族が遊獵に出向いたのはこうした野であった¹⁴⁾。

(5) 御室川流域

梅ヶ畑から鳴滝、双ヶ岡の裾を通過して天神川にそそぐ御室川は、衣笠山（標高 200 m）や大内山（標高 222 m）から南に流れる支流を集める（図 16）。それら河川による下刻が進み、段丘のなかに南北に直線的な谷底平野が 4 筋ほど形成されている。谷底平野をつくる河川を西からみると、まず御室川本流があり、続いて成就山（標高 233 m）から御室八十八ヶ所霊場のある谷に向かって流れる小河川（本稿では仮に成就川とする）、そして大内山から龍安寺方向に流れる西の川、衣笠山山麓を水源とする宇多川と並ぶ。御室川と成就川が形成する谷底平野に挟まれた狭い高位段丘に福王子神社が立地する。福王子神社は仁和寺の守護神であるとともに近隣の旧 6 カ村の氏神でもある。成就川と西の川の谷底平野の間の段丘に仁和寺が（図 15）、そして、西の川と宇多川の谷底平野の間の段丘に妙心寺が建立されている。寺社の立地条件は東山山麓とよく似ている。

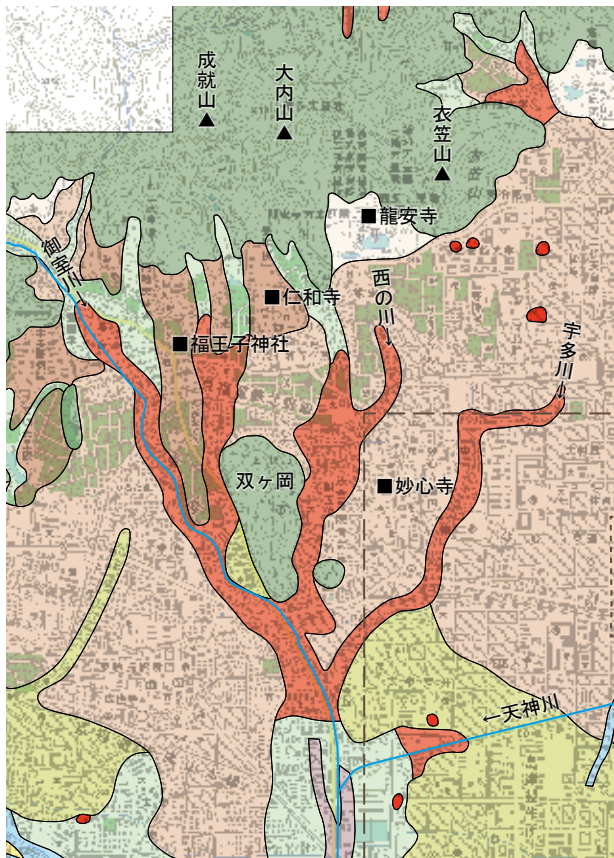


図 16 御室川流域の地形

(6) 桂川谷口部

賀茂川や高野川といった河川が京都盆地に土砂を運び広い扇状地を形成したのに対し、桂川は保津峡より上流ですでに土砂を堆積させているため谷口部には明瞭な扇状地は形成されていない（図 17）。嵯峨と呼ばれて平安時代から景勝の地とされてきたのは、主にこの谷口部の左岸側である。山裾には北山から流れ出た有栖川や瀬戸川がつくった低位段丘や扇状地がみられる。嵯峨天皇が離宮として嵯峨院（現在の大覚寺）を造営し、その後、貴族や文人などが山荘や寺院（現在の清凉寺や二尊院、常寂光寺など）を営んだのもこの低位段丘やその周辺である。

大沢池から広沢池にかけての扇状地は水田として長く維持されてきたが、高度経済成長期に宅地開発の波が及ぶようになり「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」により歴史的風土特別保存地区に指定された。以後、土地の買い入れもおこないながら農地が保護されている。

(7) 北摂山地東麓

かたぎはら
梶原から向日市にかけての向日丘陵や、大原野から長岡京市にかけての西山丘陵は主として更新統の砂礫や粘土

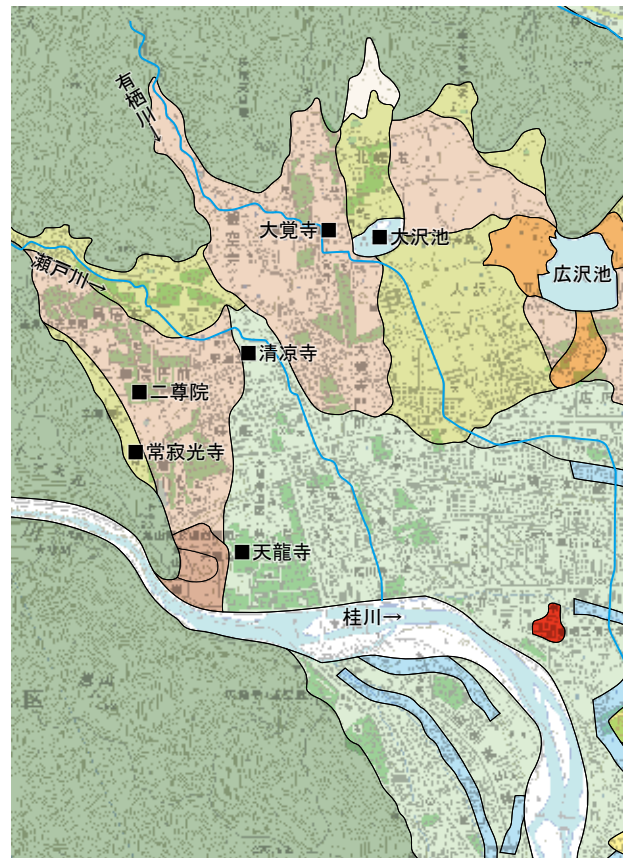


図 17 桂川谷口部の地形

の互層で、用材を生産する林業地としては不向きな土地である（図18）¹⁵⁾。こうした条件を活かし近世からたけのこの生産が盛んにおこなわれるようになり、現在も高品質のたけのこ生産を目的とした竹林施業がおこなわれている（本書特論1参照）。

西長町から大原野にかけての山麓部には北摂山地から発して南東流する千丈川や北川、善峰川が複合扇状地を形成する。特に善峰川は灰谷川、岩倉川、社家川、小塩川、椎ノ木川といった複数の河川からなり、この善峰川流域の複合扇状地がおおむね大原野の範囲となる。大原野では、扇状地の上流部ではたけのこの生産や蔬菜栽培、下流部では稲作が盛んである。北川以北の西長町でもたけのこの生産がおこなわれていたが、昭和初期から栗と柿の栽培がおこなわれるようになり、富有柿が導入されてからは柿に特化している（図19）。

扇状地と向日丘陵との間には大原野台地と呼ばれる台地が南北に伸びる。ここも以前は竹林が多くを占めていたが、戦後に洛西ニュータウンとして開発され、地形も大きく変化している。



図18 摂津山地東麓の地形

4 扇状地で暮らす——洛中と蔬菜栽培地

（1）概要

京都盆地北部には鴨川（高野川・賀茂川）、紙屋川・天神川、白川などの河川が形成した複合扇状地が広がる。扇状地の範囲は各河川の谷口から十条付近までと広い。

最も大きな扇状地が鴨川扇状地で、本稿ではこの扇状地を扇頂に近い方から、「鴨川扇状地上流部」、「鴨川扇状地中央部」、「鴨川扇状地末端部」に区分した。この内、平安京の左京全体と右京の一部が造営されたのが鴨川扇状地中央部である。秀吉が造った御土居の内側も概ねこの範囲内にある。つまり、近世までの洛中の大部分がこの鴨川扇状地中央部に位置してきたといえる。

「鴨川扇状地上流部」や「鴨川扇状地末端部」、「白川扇状地」は市街地に最も近い農地として近郊農業が盛んで、稲作と並行して聖護院だいこんや聖護院かぶ、すぐき菜、賀茂なすといった京都の食文化に欠かせない蔬菜の栽培がおこなわれてきた。消費地に近く都人のニーズを生産物に反映しやすいことや、市街地に近いため肥料となる糞



図19 西長町の柿畑



図20 社家の住宅と明神川

尿を確保しやすいことから、ここでの農業は集約的なものとなった。

(2) 鴨川扇状地上流部

鴨川扇状地上流部は山城国葛野郡・愛宕郡を支配し古代の豪族、賀茂氏の拠点がおかれた地域である（図 21）。賀茂氏は上賀茂・下鴨両社の神職を代々務めてきた。両神社の周縁には社家の邸宅が集まり、特に上賀茂周辺の社家町は重要伝統的建造物群保存地区にも選定されている（図 20）。

高野川と賀茂川の両扇状地の境界には低湿地が形成されていて、その間を泉川が流れる。泉川は宝が池公園西側付近の高野川から取水され、松ヶ崎の旧集落の南縁を西流し、低湿地帯の中央を南へ流れる。西側からは賀茂川の分水である明神川（御手洗川）の水も加わる。泉川が松ヶ崎や上賀茂の農地の排水路として機能してきたことがよくわかる。

近代にはいると京都市に編入されて市街化が進んだ。高野川や賀茂川沿いの氾濫原は竹林や茶畑として利用されていたが、経済界の要人や文化人たちが家を構えるようになり、現在は高級住宅街となっている。

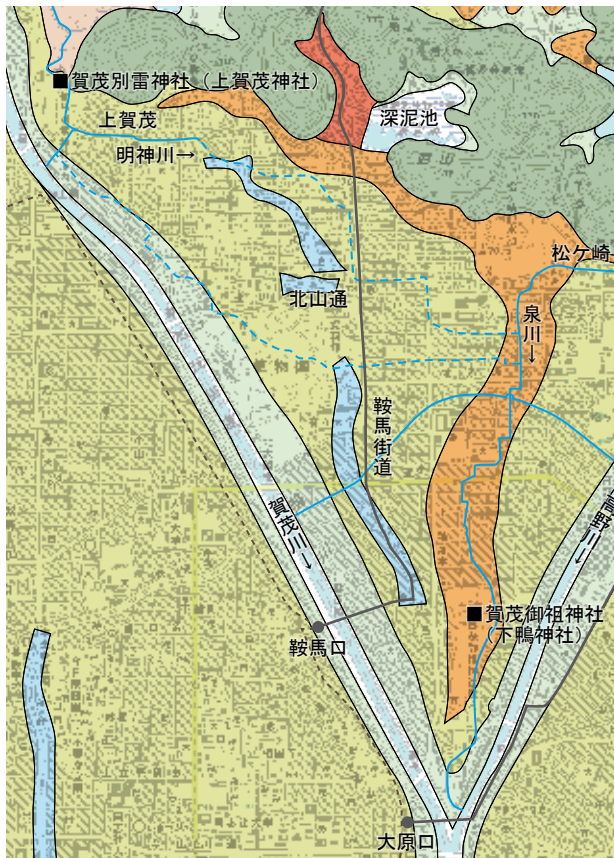


図 21 鴨川扇状地上流部の地形¹⁶⁾

(3) 鴨川扇状地中央部

平安京の大部分が置かれ、その後の都の政治・経済・文化といった機能を一手に担ってきたのが鴨川扇状地の中央部である。中世以降の京都の中心地である上京・下京や京都御所がその中央に立地する（図 22）。都市を営むに最適の立地が選択されたといえるだろう。

室町時代の洛中は現在の通りで示すと、おおよそ北は鞍馬口通、南は七条通、東は寺町通、西は千本通の範囲であった¹⁷⁾。洛中は上京と下京で都市機能を分担し、上京は足利氏の花の御所（室町幕府）のほか細川氏や畠山氏といった有力武將が邸宅を構え、政治・行政の中心地となった。一方、下京には商業や手工業に関わる町衆が住み、商

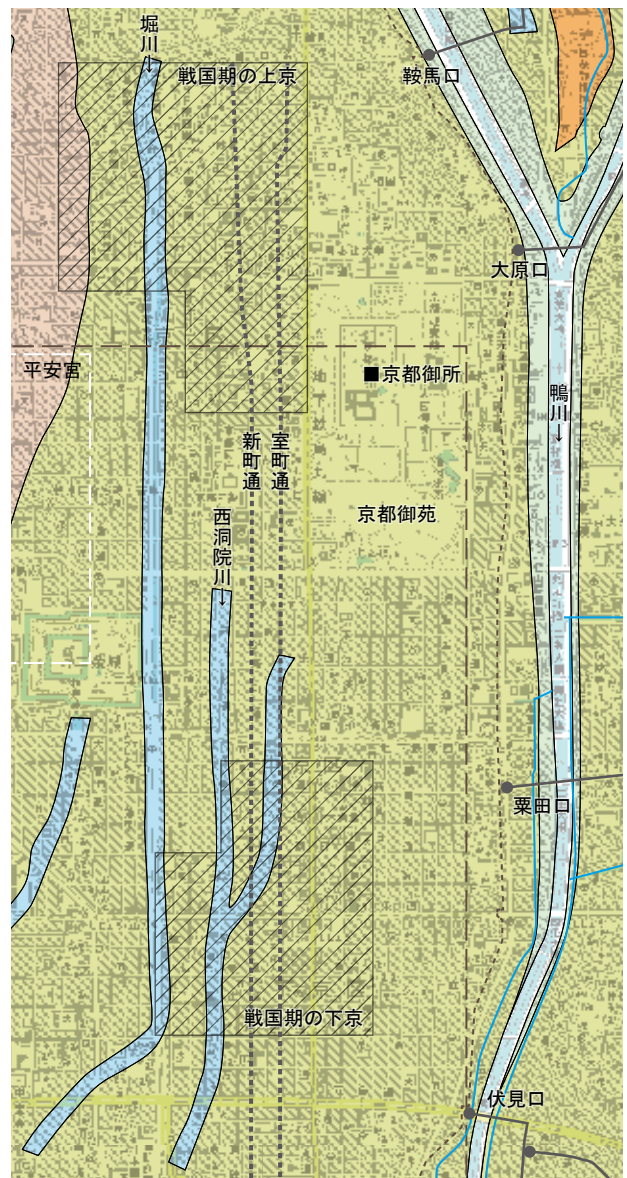


図 22 鴨川扇状地中央部の地形

業・経済の中心地となった（本書第1章第1節・第4章第1節参照）。

戦国期になると上京と下京は「構」で囲繞して独立の地域となり、その間が室町通で結ばれた（図23）。上京の市街はおおよそ、北は鞍馬口通、南は上長者町通、東は烏丸通¹⁸⁾、西は智恵光院通で、下京の市街はおおよそ、北は姉小路通、南は松原通（平安京の五条大路）、東は高倉通、西は堀川通となった。

なお、本書第4章第1節で高橋が述べているように、この地域の中軸街路は西から東に新町通→室町通→烏丸通と変化してきている。最初の南北中軸街路となった新町通は旧河道と旧河道に挟まれた微高地で、地形条件として最も良い道だったことがわかる。西側の旧河道は西洞院通に沿って流れていた西洞院川のもので、宝暦12年（1762）刊の『京町鑑』には、

此通は山城の谷川なるよし、さるによって此川の東西地形高し（中略）此通より西を川西といふ也。此通た



図23 祇園祭でにぎわう現在の室町通



図24 新町通から西洞院通に向かって低くなる地形

こやくし下ル町より、町の真中に川あらはるゝ、此流水染ものにいたってよろし、故に衣服を染る諸職人多く住す。此流の川ばたに所々井有。清冷也。

とある。川筋では西洞院川の水を利用した墨茶染や紙漉き¹⁹⁾もおこなわれていたが、京都電気鉄道（後の京都市電）開通に当たり明治期に暗渠化された。それでも現在も西洞院通は東側の新町通、西側の油小路通に比べて一段低く、旧河道が微地形として残っている（図24）。

（4）鴨川扇状地末端部

鴨川扇状地は現在の南区西九条あたりを扇端とする（図25）。平安京末端の九条大路が敷かれ、都の正面玄関である羅城門があり、その両側に東寺と西寺が置かれた場所である。秀吉が築いた御土居もちょうどこの扇端の内側に入る。洛中の南端であったため、明治10年（1877）、ここに京都市の表玄関として京都駅が開設された。近世までの京都の歴史的市街地のほとんどが鴨川扇状地のうえにあることがわかる。

（5）白川扇状地

比叡山と如意ヶ嶽の間の花崗岩地帯から流れ出るのが白川である。白川やその他の小河川はもろく崩れやすい花崗

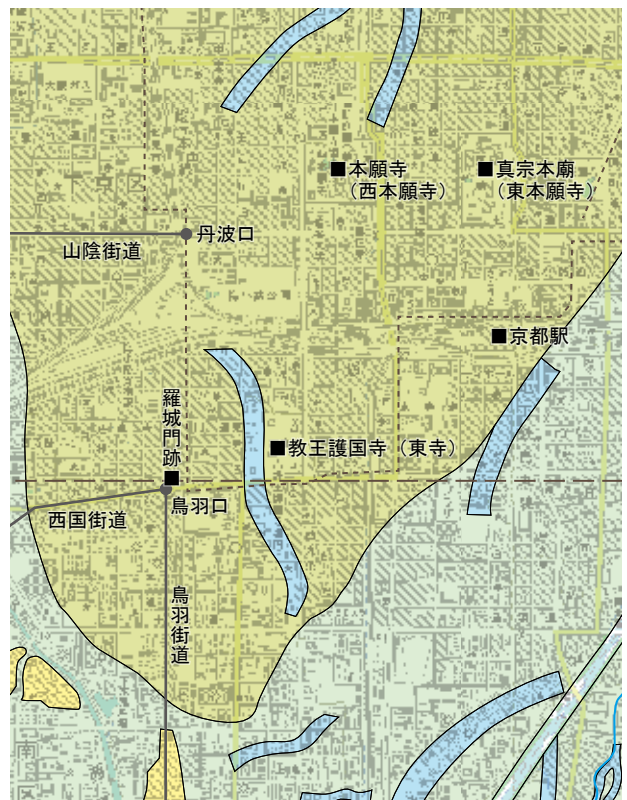


図25 鴨川扇状地末端部の地形

岩由来の土砂を大量に排出して北白川，浄土寺，南禅寺，岡崎にかけて複合扇状地をつくった（図 26）。

白川扇状地に初めて都市が築かれたのは平安時代後期のことである。平安京の条坊が延長されて岡崎に街区が形成され、白河院や六勝寺といった巨大な建物が立ち並んだ。それぞれの建物には庭が造られて、東山山麓の景勝地という性格を持つことになる。

中世には東山の山裾に沿って南禅寺や法然院、慈照寺といった寺院が造られる。こうした寺院の庭園には、白川によって排出された花崗岩由来の白砂（白川砂）を用いたり、東山の山裾を庭の一部としたりするものが多い。

近代を迎えると白川扇状地に琵琶湖疏水とその分線が通され、この一帯は京都の中で最も水が豊富なエリアのひとつとなった。疏水の水と東山の風致を利用して、南禅寺旧境内地には別荘群が、その西側には勧業・文教地区としての岡崎公園がつくられていく。戦後になると琵琶湖疏水の分線に沿った道が「哲学の道」と呼ばれだし、現在では京都観光に欠かせない観光ルートのひとつとなっている。

(6) 山科盆地

東山と醍醐山地との間にある山科盆地は東西を活断層に

よって区切られる(図27)。南北約4km, 東西は北部で約4km, 南部で約500mと逆三角形の形をしており、標高は北から南にかけて低くなる。中央を山科川が南に流れ、桃山丘陵の南側で宇治川に合流する。京の七口のひとつである栗田口から東に延びる東海道が盆地北部を横断するほか、渋谷越(渋谷街道)や滑石越(醍醐街道)、奈良街道²⁰⁾などが通るため、山科は古くから交通の要衝として発展してきた。近代以降も山科を横断する自動車道(京津国道、国道1号、名神高速道路など)や鉄道路線(東海道本線、東海道新幹線、京阪電鉄京津線、京都市営地下鉄東西線など)が次々と整備され、その機能はより高まっているといえるだろう。

この盆地北縁の山麓に沿って、明治 23 年 (1890) に琵琶湖疏水が建設された。^{あんしゆ}安朱には疏水の水を引いた庭園を持つ邸宅群がつくられ、現在では閑静な住宅街となっている。また、戦後になると市街地化に伴い清水・五条坂周辺の清水焼の製造が難しくなったため、東山を挟んだ山科側の稲荷山東麓に清水焼の工業団地・清水焼団地が造成された。昭和 36 年 (1961) 以降に業者の移転がおこなわれ、現在は窯元や間屋、原材料屋、指物師など京焼・清水焼に関連する業者が集住する地区を形成している。



図 26 白川扇状地の地形

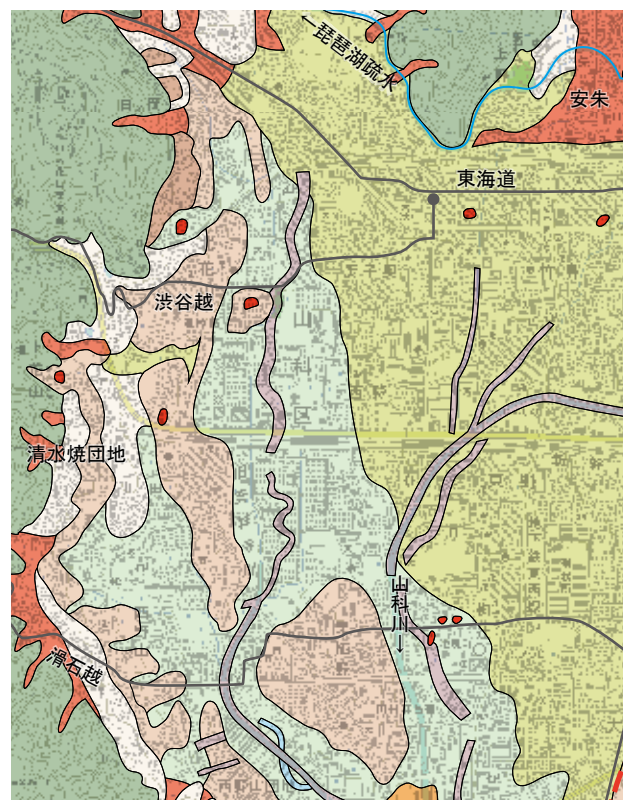


図 27 山科盆地の地形

5 水辺で暮らす——自然堤防と水田

(1) 概要

自然堤防帯は氾濫原とも呼ばれ、洪水時に河川からの氾濫が起こりやすい低地である。京都市では鴨川下流部の「鴨川自然堤防帯」や桂川兩岸の「桂川自然堤防帯」が顕著である。これらの地域では河川の流路に沿って自然堤防が形成され、そこに近世以前からの集落や寺社が立地する。微高地であるものの大規模な出水時には浸水が起こりやすいため、1 m以上の盛土をしている場所も多い。自然堤防上に住居を構え、その背後に広がる後背湿地を水田として利用するのが暮らしの基本だった。後背湿地に住宅地や工場が立地しはじめるのは戦後以降で、堤防の整備による水害の危険性の低下や、地盤改良や建設技術の向上などがその背景にある。

桂川、宇治川、木津川の合流点付近である「三川合流域」は盆地の最も低い土地にあたり、河道が大きく変化してきた。一方で交通の要衝でもあるため、16世紀から現在ま

で大規模な治水工事がおこなわれ続けている。

(2) 鴨川自然堤防帯

鴨川扇状地の下流には鴨川によってつくられた自然堤防帯が分布する（図28）。近代まで集落は自然堤防帯に立地し、上鳥羽や竹田、下鳥羽といった村を形成した。

平安京には羅城門から真っ直ぐ南下する鳥羽作道^{つくりみち}が通されたが、河道が変わることによって次第に道も変化していった。その後、豊臣秀吉は伏見城築城の際に下鳥羽から^{のうそ}納所の間の桂川左岸に堤を整備し、鳥羽街道が生まれた。それが現在の千本通（九条以南）で、自然堤防を利用した上鳥羽や下鳥羽の旧集落を通り、納所まで続く。上鳥羽や下鳥羽の民家はその通りに沿って密集して並列している（図29）。農業をおこないつつも街道への依存度が大きく、都市的性格を示しているといえる。

自然堤防背後の後背湿地や旧河道はほとんどが水田や畑地であった。平安京の南に位置し、条里が施行されて農業の基盤が整ったこともあり、米のほかに九条ねぎや京みず菜などを生産する近郊農業地域であった。その状況は戦後

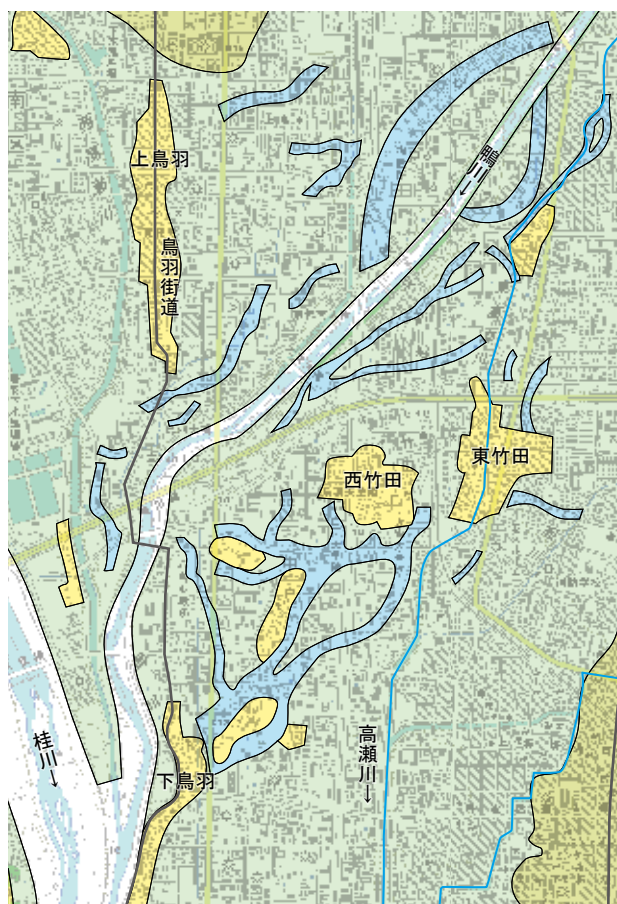


図28 鴨川自然堤防帯の地形



図29 上鳥羽の千本通沿い



図30 嵯峨製材協同組合の木材センター

まで続いたが、インフラの整備や建設技術の向上に伴って工場や住宅が入り混じるエリアとなっていた。また鴨川と桂川とに挟まれた土地の末端部にあることから下水処理場（現在の鳥羽水環境保全センター）も設けられ、京都の都市生活を支えている。

（3）桂川自然堤防帯

保津峡谷を出た桂川は谷口部から屈曲を繰り返すため、鴨川に比べて長く幅広い自然堤防帯を形成する（図31）。旧流路が複雑に入り組んでいることから、氾濫が繰り返されてきたことがうかがえる。古代の渡来系氏族である秦氏が低湿地開発をおこなったと伝わる地域である。

谷口に近い下嵯峨は上流から桂川を流されてきた木材の京都側の終着点であったが、さらにその木材を市中に直接引き込むための運河として文久3年（1863年）に下嵯峨から千本三条にかけて西高瀬川が開削された。明治42年（1909）には桂川と西高瀬川の結節点付近に貯木場が整備されたが、水運から陸運への変化に伴って現在は大部分が嵯峨美術大学のキャンパスとなり、京都の芸術文化の一端

を担っている。一方、その周囲では現在も材木店や製材所が営まれている（図30）。

下嵯峨より下流は鴨川自然堤防帯と同じように自然堤防上に集落が立地し、後背湿地や旧河道は水田であった。昭和3年（1928）に鉄道路線（現在の阪急電鉄京都本線と嵐山線）が通ったことで沿線の開発が進み、特に桂駅周辺は京都と大阪に向けたベッドタウンとして成長している。

（4）三川合流域

桂川、宇治川、木津川が合流する三川合流域は京都盆地の中で最も標高が低い土地である（標高10m）。旧流路と自然堤防が入り組んでいることから河川の乱流ぶりがみとれる（図32）。こうしたことから秀吉は伏見築城の際（文禄3年・1594）に大規模な地形改変を施して宇治川の付け替えや堤の築造など治水工事をおこなった。宇治川はそれまで宇治橋下流から分流して北西方に流れて巨椋池に合流していたが、北方に流れる流路にまとめられて伏見城下に導かれ、これ以降、淀下流部で三川が合流するようになった。現在までこの地域は流路の変更や堤防設置など

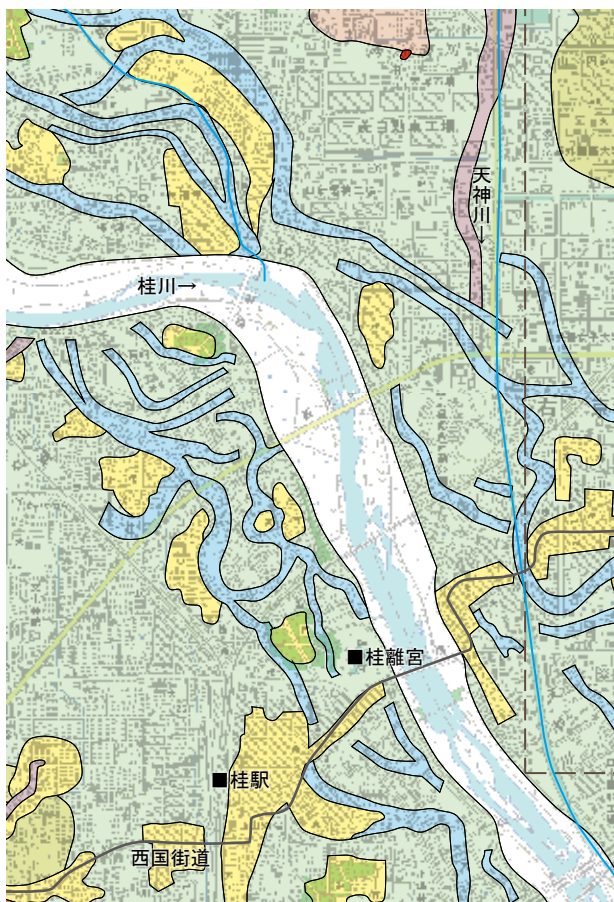


図31 桂川自然堤防帯の地形

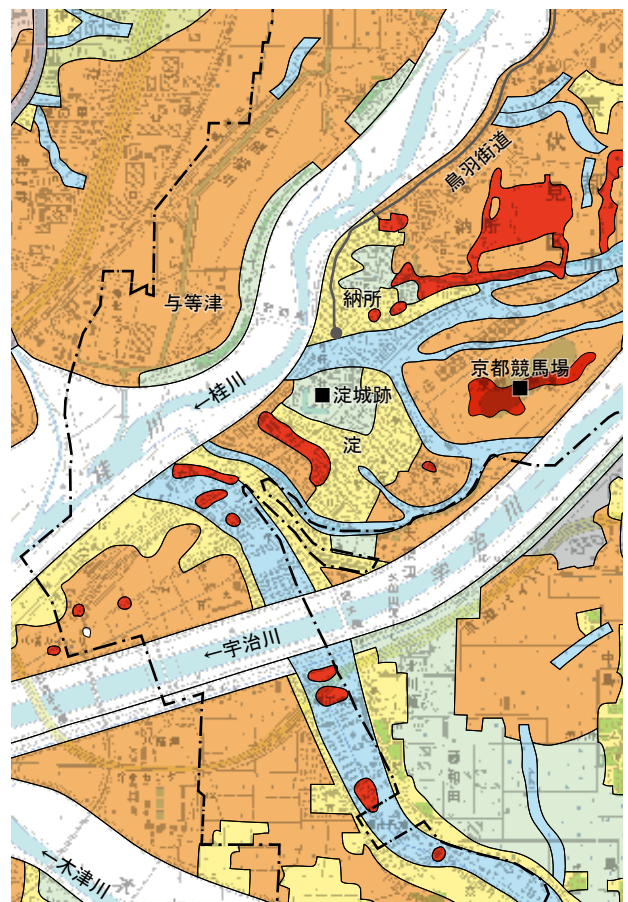


図32 三川合流域の地形

様々な水害対策が施され続けている。

三川が合流する淀は淀川交通の要衝として古代から重要な位置を占めていた。現在の桂川右岸の大下津・水垂^{みずたれ}辺りは与等津（淀津）、またその対岸の桂川左岸を納所と呼んだ（図33）。室町時代には古淀城が築かれ、豊臣秀吉の側室・淀君の淀城は、天正17年（1589）に古淀城を修築したものとされる。江戸時代は城下町として、また東海道（京街道・大坂街道）の宿場町（淀宿）としても機能する交通の要衝となった。大正14年（1925）には低湿地の一部を埋め立てて競馬場ができたため京都の遊興空間にもなっている。

この合流点にあった巨椋池は蓮や葦が茂る大きな淡水湖で、洪水調整機能を担うとともに周辺の集落の漁撈・狩猟の場でもあった。さらに、夏になると蓮の花が一面に咲くため早朝から蓮見舟が出されるなど洛南の風物詩にもなっていた。和辻哲郎の随筆「巨椋池の蓮」にもその蓮見物の様子が描かれている。巨椋池は昭和8年（1933）から昭和16年（1941）にかけておこなわれた国営干拓事業で農地に姿を変えた。埋め立てではなくポンプアップで水を抜いて農地をつくったため、いくつかの水田ではいまでも蓮の花が咲く。近年は聖護院だいこんの主産地でもあり、淀だいこんという名でも流通している。

6 エコトープとしての京都

（1）山地と盆地のはざま

京都では洛中から眺めて東側の山々を「東山」、北側にある山々を「北山」、西側の山々を「西山」と呼ぶ。こうした山並みの呼び名が生まれた背景には、市中から山地が近いこと、盆地と山地の境界が明瞭であることが挙げられ



図33 納所を通る千本通

る。特に後者は京都盆地の形成史が大きく関わっている。それは本稿の最初で述べた通り、京都盆地の縁辺部は、東は花折断層帯、西は京都西山断層帯という南北性の活断層で限られており、そこには断層崖が形成されている。断層崖によって盆地と周囲の山々との境界がはっきりとしていなければ、周縁の景勝地の営みや洛中から山々を望む文化、五山の送り火といった行事は成り立たなかっただろう。

京都の景観特性として自然条件が挙げられるとき、その多くは、京都盆地とそれを取り囲む三方の山々という2区分で語られる。そこが他の大都市と大きく異なる点であり、京都らしさを最も際立たせている点といえる。

（2）エコトープのまとめ

一方で、より詳細な情報を手がかりとして京都の隅々をみると、山の高さ、川の流れ方、断層の向き、土壌の差異、地下水の状況、こうした自然基盤の違いによって、山地と盆地という2区分以上に、その上に折り重なる人々の営みが地域によって異なることに気づく。

都市域においても農山漁村においても、自然との折り合いのつけ方に地域らしさを見出す際の糸口があり、その関係をみていくことは地域をエコトープ（地形や気象を含めた生物の生息空間）として理解することに他ならない。本稿では京都市域を大別4、細別18のまとまりに区分したが、京都全体をエコトープとして捉えていくと、特性のない地域はないことに気付く。文化的景観の観点から京都をとらえることは、京都の多様性を表現することにつながっているのではないだろうか。（恵谷 浩子）

※図9～30にかけての地形分類図は、国土地理院数値地図50000に『京都の地震環境』の別添地図「京都盆地の地震災害危険度マップ」をトレースして重ね合わせたものをベースとした。戦国期の上京・下京の範囲は『京都の歴史4 桃山の開花』の別添地図「京都一名所と町組の成立（桃山時代・都市改造以前）」を、御土居のラインは京都市考古資料館発行の「遺跡見て歩きマップ」を参照した。各街道は『明治前期 関西地誌図修正—1884(明治17)年～1890(明治23)年』及び『正式二万分の一地形図集成 関西』所収の地図をもとに復元した。なお、これらの図の全体は本書附属資料に附図6～9として掲載している。

註

- 1) 丹波層群は約1.5～2億年前のジュラ紀～三畳紀に形成された砂岩、頁岩、チャートなどの堆積岩で構成される。
- 2) 海洋プレートが海溝において大陸プレートの下に沈み込む際、海洋プレート上の堆積物や火山岩などが大陸地殻側に付加された地質体のこと。
- 3) 侵食からとり残されて準平原の上に孤立して突き出している丘のこと。
- 4) 京都市編（1987）、14頁「比叡山地の地質断面図」をもとに

作図。

- 5) 地形分類図は、①植村1999の付図「京都盆地の地震災害危険度マップ」、②国土地理院2009・2010、③経済企画庁1972～1986、を参照した。
- 6) 正治2年（1200）正月付「三十六名八十八家私領田畑配分並官位次第」坂上谷家文書。
- 7) 辻和豊氏への聞き取り調査による（平成30年7月19日実施）。
- 8) 貴人の駕籠や輿をかつぐことを職としている者のこと。
- 9) 植村は、最終間氷期以前（20～30万年前頃）に形成された最も高位の段丘面群を高位段丘、最終間氷期（8～13万年前頃）に形成された段丘面群を中位段丘、そして最終氷期（1～7万年前頃）に形成された段丘面群を低位段丘とした（植村1999）。その内、京都盆地周辺には中位段丘はほとんど見られない。
- 10) 『京城勝覧』（宝永3年〈1706〉刊）には「伏見山に春は桃花多くして吉野の櫻に對すべし」とある。また、『都名所図会』（安永9年〈1780〉刊）の城山の項には「今は此丘山に桃花を数千株植て、春は々々たる艶陽の質をなし、遠近此山に集りて春色に酩酊し、桃花の色を奪ふ、これを伏見の桃見といふ」とあるように、近世には桃の名所となっていたことがわかる。
- 11) 京都市北区鷹峯千束町を起点として桂川に合流するまでの区間は淀川水系の一級河川に指定されており、河川法では天神川とされている。
- 12) 京都市編（1993）、18～19頁。
- 13) 旧京都府愛宕郡編（1970）、251頁。
- 14) 紙屋川流域以外にも、桂川谷口部の的野（いくはの）、榎原野（いちはらの）、北摂山地東麓の大原野、山科盆地の山階野、西野、栗栖野等で遊猟がおこなわれた。
- 15) 経済企画庁総合開発局国土調査課（1972）、48頁。
- 16) 明神川は流路変更や暗渠化がおこなわれて現在の流路の多くが不明なため、地図資料編纂会編（2001）所収の明治期の地形図をもとに復元して図21に破線で示した。
- 17) 高橋康夫他編（1993）、104頁。
- 18) 足利健亮は、烏丸通以東に市街が広がらなかった理由を、烏丸以東は時代と共に禁裏が拡大し、その北方は相国寺が成立したからとする（京都市編1980、14～15頁）。
- 19) 墨茶染は足利将軍の兵法師範であった吉岡憲法（けんほう）が広めたとされることから「憲法染」と呼ばれる。また、西洞院川筋で漉かれた紙は漉きかえしの再生紙で「西洞院紙」と呼ばれていた。
- 20) 山科では追分から小野、醍醐を経て奈良へ向かう道を「奈良街道」と呼ぶ。古代から大和と近江を結ぶ重要な道で、江戸時代には参勤交代の道として諸大名が通った。

参考文献

- 足利健亮編（1994）『京都歴史アトラス』中央公論社
 愛宕郡編（1970）『洛北誌 旧京都府愛宕郡村志』大学堂書店
 岩井吉彌（1986）『京都北山の磨丸太林業 林業産地再編のメカニズム』都市文化社
 植村善博（1998）「京都盆地北縁、鷹ヶ峰台地の地形特性と活構造」『文学部論集』82
 植村善博（1999）『京都の地震環境』ナカニシヤ出版
 植村善博（2004）「変位地形と地下構造からみた京都盆地の活断層」『京都歴史災害研究』2
 植村善博・香川貴志編（2007）『京都地図絵巻』古今書院
 鶴飼均編著（2003）『愛宕山と愛宕詣り』京都愛宕研究会
 貝塚爽平他編『日本の自然―地域編6 近畿』岩波書店

- 旧京都府愛宕郡編（1970）『洛北誌―旧京都府愛宕郡村志』大学堂書店
 京都市編（1969）『京都の歴史4 桃山の開花』学芸書林
 京都市編（1972）『京都の歴史3 近世の胎動』学芸書林
 京都市編（1980）『史料京都の歴史7 上京区』平凡社
 京都市編（1981）『史料京都の歴史12 下京区』平凡社
 京都市編（1985）『史料京都の歴史8 左京区』平凡社
 京都市編（1987）『史料京都の歴史10 東山区』平凡社
 京都市編（1992）『史料京都の歴史13 南区』平凡社
 京都市編（1993）『史料京都の歴史6 北区』平凡社
 京都市考古資料館（2019）「御土居跡〔北半〕―遺跡見て歩きマップ」
 京都市考古資料館（2019）「御土居跡〔南半〕―遺跡見て歩きマップ」
 京都府自然環境保全課編（2015）『京都府レッドデータブック2015』京都府自然環境保全課
 経済企画庁総合開発局国土調査課（1972）『土地分類基本調査 地形・表層地質・土じょう 京都西南部』
 経済企画庁（1972）「土地分類基本調査（京都西南部）地形分類図」
 経済企画庁（1980）「土地分類基本調査（京都西北部）地形分類図」
 経済企画庁（1982）「土地分類基本調査（京都東北部・京都東南部・水口）地形分類図」
 経済企画庁（1985・1986）「土地分類基本調査（四ッ谷・小浜・北小松・熊川）地形分類図」
 国土地理院（2009）「治水地形分類図京都西北部」
 国土地理院（2009）「治水地形分類図京都東南部」
 国土地理院（2009）「治水地形分類図京都西南部」
 国土地理院（2010）「治水地形分類図京都東北部」
 佐々木信三郎（1980）『西陣史』思文閣出版
 佐野静代（2018）「琵琶湖疏水を利用した山科区安朱の地泉庭園群の形成―もう一つの“植治の庭”の系譜」『景観史と歴史地理学』吉川弘文館
 地震調査研究推進本部事務局「京都府の地震活動の特徴」
https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kinki/p26-kyoto/, 令和元年11月24日閲覧
 小学館編（2000-2002）『日本国語大辞典 第二版』小学館
 新修京都叢書刊行会編（1968）『新修京都叢書10 山城名跡巡行志／京町鑑』光彩社
 高嶋四郎（2003）『歳時記“京の伝統野菜と旬野菜”』トンボ出版
 高橋康夫（1983）『京都中世都市史研究』思文閣出版
 高橋康夫他編（1993）『図集日本都市史』東京大学出版会
 谷謙二「今昔マップ on the web」<http://ktgis.net/kjmapw/index.html>, 令和元年11月24日閲覧
 地学団体研究会京都支部編（1976）『京都五億年の旅』法律文化社
 地図資料編纂会編（1989）『明治前期 関西地誌図集成―1884（明治17）年～1890（明治23）年』柏書房
 地図資料編纂会編（2001）『正式二万分一地形図集成 関西』柏書房
 網本逸雄（2013）『京都盆地の災害地名』勉誠出版
 平凡社編（1979）『京都市の地名』（日本歴史地名大系27）、平凡社
 平凡社編（1981）『京都府の地名』（日本歴史地名大系26）、平凡社
 横山卓雄（2004）『京都の自然史―京都・奈良盆地の移りかわり』京都自然史研究所
 吉岡敏和（1987）「京都盆地周縁部における第四紀の断層活動および盆地形成過程」『第四紀研究』26（2）
 脇田晴子（1969）『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房
 和辻哲郎（1995）『和辻哲郎随筆集』岩波書店

第2節 生業と風土——「京」を支える

1 中心地域の営みと近代化

京都の景観をかたちづくる生業の現在を知るため、平成26年（2014）の経済センサス—基礎調査の結果をもとに、京都市における事業所従業者の全国構成比の高い業種を一覧にした。さらに、同業種の平成21年（2009）の状況と、平成26年の市内構成比が最大の区を示したものが表1である。まずはこの表をもとに、京都中心部の生業のあり方と景観との関係を考えてい。

（1）市街地での伝統産業

和装関係製品の製造 表1からは、染色整理業（2位）、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業（4位）（以下、和装製品等製造業）、織物業（9位）といった和装の製造に関わる業種が上位を占めていることがわかる。し

かも、京都市内でも上京区や中京区の割合が最も多く、京都の市街地が製造の中心にあることが読みとれる。

①染色整理業

染色整理業は中京区が24.9%と最も多い。染物工場の分布を知るため京都友禅協同組合と京都誂友禅工業協同組合の組合員の所在地をみてみると、二条城南の神泉苑付近から壬生にかけての一带に集中していることがわかる（図1）。化学染料を応用した写し友禅は明治9年（1876）頃に考案されたもので、この発明により色糊を落とすために鴨川や堀川、白川といった河川で友禅流しがおこなわれるようになった。しかし、昭和30年代になると水質汚染等のため自然の河川を利用できなくなり、室内に水路を設けて良質な地下水を用いて生地の水洗いをするようになった。染物工場が立地する神泉苑から壬生にかけての一带は浅い

表1 京都市における従業者構成比の高い業種（産業小分類）¹⁾

順位	産業小分類	全国（人）		京都市（人）		京都市の全国構成比（%）		市内構成比最大の区（2014年）	
		2009年	2014年	2009年	2014年	2009年	2014年	2014年	%
1	たばこ製造業	3148	2633	507	482	16.1	18.3	伏見区	100.0
2	染色整理業	42575	32031	6597	4777	15.5	14.9	中京区	24.9
3	管理、補助的経済活動をおこなう事業所（学校教育）	5979	19010	42	2191	0.7	11.5	東山区	45.8
4	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	37592	32188	4391	3496	11.7	10.9	中京区	30.4
5	管理、補助的経済活動をおこなう事業所（無店舗小売業）	8224	6209	1003	650	12.2	10.5	中京区	92.8
6	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	66331	65005	6264	6728	9.4	10.3	中京区	44.7
7	宗教用具製造業	8379	7557	775	757	9.2	10.0	下京区	41.0
8	管理、補助的経済活動をおこなう事業所（道路旅客運送業）	7373	2763	—	250	—	9.0	右京区	87.2
9	織物業	47859	36397	4017	2996	8.4	8.2	上京区	53.4
10	電池製造業	22125	21803	769	1790	3.5	8.2	南区	97.6
11	その他の道路旅客運送業	5481	4150	31	317	0.6	7.6	山科区	48.3
12	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	44363	35775	4975	2541	11.2	7.1	下京区	29.9
13	学術・文化団体	6863	8349	383	568	5.6	6.8	上京区	41.9
14	貸金業	37745	17093	594	1095	1.6	6.4	下京区	92.5
15	著述・芸術家業	1517	1271	64	78	4.2	6.1	西京区	56.4
16	管理、補助的経済活動をおこなう事業所（その他の生活関連サービス業）	4511	2723	196	162	4.3	5.9	下京区	81.5
17	繊維機械製造業	17992	16156	453	928	2.5	5.7	伏見区	68.8
18	衣服卸売業	150721	130068	2921	7215	1.9	5.5	下京区	39.2
19	表具業	7164	4478	357	244	5.0	5.4	中京区	37.3
20	袋物製造業	12511	9033	596	476	4.8	5.3	上京区	25.6
21	高等教育機関	540907	543182	17370	24530	3.2	4.5	左京区	47.6
22	がん具・運動用具製造業	39623	34730	390	1514	1.0	4.4	南区	72.9
23	管理、補助的経済活動をおこなう事業所（飲食店）	53940	31113	585	1315	1.1	4.2	中京区	93.5
24	網・網・レース・繊維粗製品製造業	33278	29091	1084	1176	3.3	4.0	上京区	38.1
25	仏教系宗教	187764	175173	6369	7005	3.4	4.0	下京区	26.2

地層から良質な地下水が得られるエリアである。神泉苑は平安京遷都以前から池があった場所で、豊富な湧水の存在から古代・中世にはたびたび雨乞いがおこなわれた。壬生は洛中にあるものの近世まで農地が広がり、水を好む水菜（「壬生菜」と呼ばれた）が盛んに栽培されていた地域である。つまり、神泉苑から壬生にかけてのエリアに染物工場が集中する背景には、近代になり堀川を利用した生地の水洗いがおこなわれていたこと、昭和30年代以降は良質で豊富な地下水を大量の水が欠かせない水洗い工程に利用してきたことが考えられる。

表1には出ていないが、染色整理業は右京区の割合も22.7%と大きく、中京区に次ぐ。図1をみると、天神川の扇状地の末端にあたる西院や、桂川左岸の自然堤防帯である梅津に多く立地することがわかる（図2）。ここも地下水が豊富なエリアである。

②織物業

織物業は西陣のある上京区が京都市内の事業所従事者の半数以上を占める。西陣の範囲は、およそ北は鞍馬口通、

南は中立売通、東は室町通、西は千本通の約1km²エリアとされる³⁾。西陣が織物業の町として16世紀に成立して以降、500年にわたって日本の織物業の中心地であり、日本最大の同業者町として続いてきた（本書第4章第2節参照）。近世は幕府の保護を受けて発展し、16世紀後半の21町から17世紀末には160町余にまで広がった⁴⁾。

このように、西陣の織物製造という営みは変わらないものの、その景観は変化している。水島（2003）によると、明治後期以降、西陣では機械化を伴った工場の建設や織り手の増加に伴う織屋の建設が相次いだ。また、路地の開通や立地の細分化も起こった。現在の西陣の景観は、この時の変容をベースとしている部分が多い（図3）。

③従業者数の減少と町家の継承

平成21年と平成26年の従業者数をみると、染色整理業で1,820人減、和装製品等製造業で895人減、織物業で1,021人減と、この5年間でも和装関係製品の製造に関わる従業者数が大幅に減っていることがわかる。さらに平成11年（1999）事業所・企業統計調査を確認してみると、

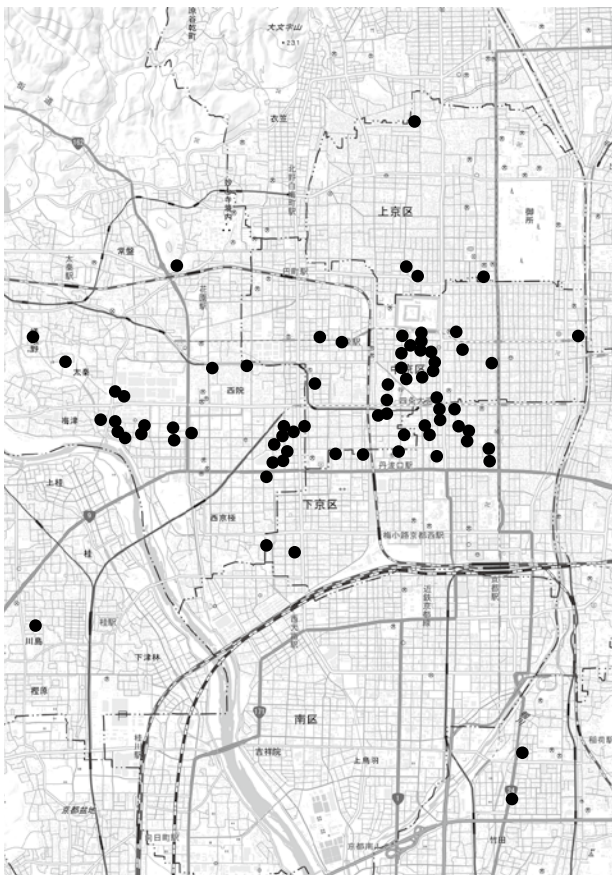


図1 染物工場の分布²⁾



図2 梅津にある友禅染工場



図3 織物や染物の工場のある西陣中心部

当時の染色整理業の従業者数は12,618人（平成26年までに7,841人減）、繊維業は6,467人（平成26年までに3,471人減）と、15年間で半数以下に減少している。産業の変化にともない特に西陣では織屋建と呼ばれる職住一体の町家が空き家になるケースが増加したが、平成7年（1995）からそうした町家とアーティストとをつなぐ活動がはじまり、現在では住居兼アトリエとして多くの町家が活かされている（宗田2009）。

和装関係製品の卸売 繊維品卸売業（12位）と衣服卸売業（18位）は下京区に多い。繊維品卸売業は国内外の繊維原料や織物用の糸などの卸売をおこなう業種で、下京区が29.9%と最も割合が高いものの、表には出ていないが、中京区が28.4%、上京区が20.8%と、中心部の事業所従事者数が市内全体の8割近くを占めている。糸・生地を生産現場と織物や染物の製造現場とをつなぐ繊維品卸売業者、また、完成した和装等の衣類と小売店舗とをつなぐ衣服卸売業者の存在が、市内での和装関係製品の生産に関わる分業体制を支えているといえる。

こうした和装にかかわる問屋は二条通付近から東本願寺付近にかけての室町通に集中している。京都繊維卸商業組合に加盟している商社の位置を確認したところ⁵⁾、加盟106社のうち80社が室町通から東西500mの範囲内に所在していることから、室町通周辺に集まっていることがわかる。また、貞享2年（1685）の京都案内誌『京羽二重』には、室町通に面する商家や職人として以下のように記されている⁶⁾。

一條上 葛籠屋 二條上下 巻物呉服屋 二條上 上下帷子屋
二條上下 呉服問屋 三條下 糸ほしや 四條下 木綿たび
ぶつかわじ すはま 高辻 はくや 同 砂子や



図4 呉服問屋ビルとマンションのある室町通

五條 木綿かせ 六條 加籠や

衣類に関わる商いが多く、室町通はこの頃から呉服の街だったといえる。

では、その景観は現在どのようなになっているのだろうか。

江戸時代になると幕藩体制のもと、洛中では「町」共同体の規制が生活全般に及んだ。町家のファサードにもルールが敷かれ、その結果、統一的な町並みとなった。そうした町家は昭和30年代以降に建て替えが進み、問屋の営みはそのままにビルに変化したものも多い（図4）。平成に入るとバブル崩壊とともに呉服の販売が低迷し、中心部の和装関係の社屋がマンションに姿を変えていった。さらに、2010年代になると京都市内での外国人宿泊客の急増に伴い宿泊施設の需要が高まり、町家がホテルになるケースも出ている。一方、平成17年（2005）に京都市景観計画が策定され、また平成19年（2007）に京都市屋外広告物等に関する条例が改正されたことで、新築建物に庇がついたり、屋外広告物の色調が整えられたりと、町並みの統一が図られている。室町通周辺は、近世・近代の統一的な町屋、昭和から平成前期にかけての多様なビル、そして平成後期以降の景観保全が図られたマンションやホテルが混在するものとなっており、そうしたなかで現在も問屋業や祇園祭が続けられている（図5）。

宗教用具の製造 宗教用具製造業（7位）は京都市が全国の10%以上を占め、特に下京区で盛んである。

現在の京都駅の北側には天正19年（1591）、豊臣秀吉の寄進によって本願寺（現在の西本願寺）が建立された。その後、慶長7年（1602）にはその東側の土地に徳川家康の寄進により東本願寺が建立される。両本願寺の周辺には坊官の邸宅が取り囲み、その外側に寺内町が形成された。



図5 北観音山のある六角町

明治以降、両本願寺への参拝客の増加に伴って旅館や詰所、仏壇や仏具、数珠、法衣といった宗教用具の製造販売業の店舗が建ち並ぶようになり、現在の門前町独特の営みと景観につながっている（図6）。

宗教用具製造業の平成21年と平成26年の従業者数を比較してみると、京都市の従業者数は微減しているものの全国構成比は高まっており、京都市の減少率は全国に比べると穏やかであることがわかる。

（2）近代以降のヒンターランドの利用

たばこ製造業（1位）の京都市の全国構成比が高いのは、日本たばこ産業の全国に5ヵ所しかない工場の1つが伏見区にあるためである。工場が立地するのは桂川右岸の羽束師の氾濫原で、近代以降にこうしたヒンターランド（周縁地域・周辺地域）に工場がつくられていく。

和装関係以外の製造業では、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（6位）（以下、計量器等製造業）と電池製造業（10位）といった精密機器の割合が高い。計量器等製造業は島津製作所の本社及び三条工場がある中京区が半数近くを、電池製造業はジーエス・ユアサコーポレーションの本社及び工場がある南区がほとんどを占める。島津製作所は明治8年（1875）に初代・島津源蔵が木屋町二条で創業した企業で、明治初期に京都府の殖産興業のために設置された勸業場や舎密局（幕末維新期の化学研究教育機関）の影響を受けている。同社の三条工場は二条駅東の水田と竹林だった土地⁷⁾に大正8年（1919）に開設され、以降100年にわたり拠点となっている（図7）。一方、ジーエス・ユアサコーポレーションは2代目島津源蔵が創業した日本電池がユアサコーポレーションと経営統合して誕生した会社である。同社の敷地は明治

42年（1909）の地形図⁸⁾では水田であるが、大正11年（1922）の都市計画図⁹⁾では工場用地となっている。近代の大規模工場の所在地と創業年をみると、明治23年（1890）の琵琶湖疏水の建設やそれに伴う発電の開始によって郊外に繊維関係の大規模な工場ができたはじめ¹⁰⁾、大正頃になると機械関係の工場が建設されるようになったことがわかる。

第二次世界大戦以降には、京セラ（伏見区、昭和34年〈1959〉創業）、日本電産（南区、昭和48年〈1973〉創業）、ローム（右京区、昭和33年〈1958〉創業）といった精密機器の企業も設立され、京都を代表する企業となっている。首都「京都」でなくなった京都の新たなアイデンティティの模索と京都の手工業の伝統とが結合し、また近郊のヒンターランドという土地を活かしながら生み出された産業景観といえるだろう。

2 生産と加工を担うヒンターランド

（1）断層崖が区切るヒンターランドの営み

こうしたヒンターランドは単に都市の近代化を支えるだけではなく、本書第1章で高橋が指摘するように、平安京・京都を政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的に支えてきた地域である。さらに、本書特論1では上杉が、都市－近郊農村－近郊山村という圏構造を示し、ヒンターランドをより構造化して捉えている。

近世から近代にかけての地誌や行政文書から旧村落の産物を把握し、地図に示したものが本書付属資料の近世・近代産物分布図（附図10～13）である。これをみると、薪炭や木材、マツタケなどの林産物は盆地の周縁部から外側



図6 西本願寺総門前の仏具店街



図7 御池通に面する島津製作所三条工場

の地域で産出され、野菜や茶、菜種、藍¹¹⁾といった農産物は盆地周縁部から内側の地域で生産されてきたことがわかる。断層崖で区切られる周縁部は、里の営みと山の営みを明瞭に分けつつ、一方で両者が交わる特異な地域といえる。

そこでこれらをふまえて、本項では山地と盆地との境界に位置する周縁地域を軸に、ヒンターランドの機能と現在の景観の特徴を生業の観点からみていきたい。

(2) 中川と鷹峯 —— 菩提道

丹波高地の南端に位置する中川は、北山丸太と呼ばれる床柱などの杉の化粧材を主に生産してきた北山林業の中心地である（本書第4章第5節参照）。丸太のまま材となるので、こまめに枝打ちをして丸太の表面に枝を打った跡が出ないように、きめ細かな手入れを林内でおこなう。そして山から伐り出してきた杉を、かつては中川の近くにある菩提道の滝壺でとれる砂で磨き、集落内で乾燥させて京都市内に出していた。中川がこのような林業地になりえたのは、その立地によるところが大きい。山間にあるものの京

都市中まで徒歩で1時間半という条件を活かし、木材を人力で運んだ。他の林業地域では木材を川に流して運んでいたが、そうすると材が傷つくため丸太のまま使うには不向きである。そこで中川では女性たちが丸太を頭の上に担いで、菩提道（京道）と呼ばれる比較的平坦な山道を歩いて鷹峯^{たかがみね}まで運んだ。鷹峯は京都盆地の縁に位置し、「京の七口」のひとつである長坂口があった場所である。中川と鷹峯とが菩提道を介して至近距離でつながっていることが、中川という集落の生業のあり方を規定してきたとも言える。

鷹峯は紙屋川の谷口にあたり、丹波へ抜ける周山街道の起点として商業が盛んな土地であった。中川や小野郷から木材や薪炭が集められて京都市中へ搬出する集散地として街村が形成されたが、明治35年（1902）に鳴滝から高雄、中川を経て周山へ抜ける新しい車道（現・周山街道）が開通すると鷹峯に人や物資が集まらなくなり、明治末期には「高雄街道開通以来年を追ひ遺路荒廢運輸の便亦た昔日の如くならず」¹²⁾という状態になっていたようである。現在の街村の町並みの基層には、明治中期までの中継地の営みがある（図8）。

(3) 鞍馬と北山の村々 —— 鞍馬街道・若狭街道

鞍馬は鞍馬寺の門前町として有名だが、京の七口の一つである鞍馬口と鞍馬を結ぶ鞍馬街道、そして鞍馬から若狭を結ぶ若狭街道との結節点だった場所でもある。『近畿歴



図8 鷹峯の街村と千本通（旧周山街道）



図9 薪炭の中継地であった鞍馬

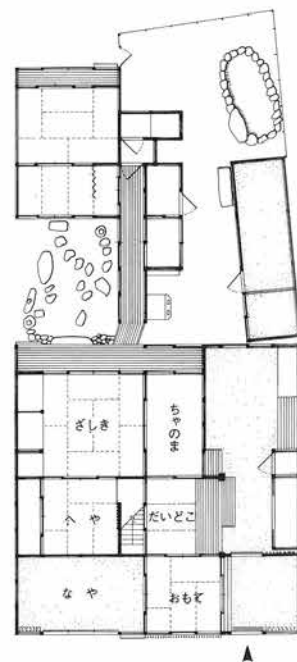


図10 鞍馬の民家の間取りの一例¹³⁾

覧記』に「樓門ノ前ニ家アリ、酒食ヲ賣リ、并ニ山椒ノ皮、木ノ目漬黒木薪柴炭等ノ物を賣レリ」¹⁴⁾とあるように、門前町でありつつ、北山で生産される林産物の中継地でもあった。鞍馬の民家が山間にあるものの町家形式である理由は、こうした来歴による（図9）。

特に鞍馬は炭の集積地として名高く、鞍馬に集められた炭は「鞍馬炭」と呼ばれ、冬の季語にもなっている。『京都府愛宕郡村志』には「鞍馬は郡の特産品たる薪炭の集散地にして京都市内との取引盛んなり一見市街の體裁を爲せり」¹⁵⁾とあることから、鞍馬の商家の多くは炭問屋だったことが伺える。炭は鞍馬より奥の花脊、久多、大原といった北山の村々で生産され、そこから若狭街道を通じて鞍馬にもたらされ、規格が揃えられて鞍馬炭としてブランド化されて都へ運ばれていた。なお、鞍馬の町並みを悉皆的に調査した『鞍馬一町なみ調査報告』（京都市計画局1982）では、調査対象の家の多くが薪炭の収納倉庫としての納屋を併せもっていたこと、納屋が主屋の横に街道に面して建つこと（図10）、薪炭を積んでおくために軒・庇の出がかなり深いこと、近代に入り薪炭の中継地としての機能がなくなるなかで納屋が居室や車庫に転用されていることを指摘する。

一方、『近畿歴覧記』では鞍馬の特産品として「山椒ノ皮」や「木ノ目漬」も挙げている。山椒ノ皮は山椒の木を10cmほどに切って煮たのちに剥いだ皮のことで、細かく刻んで醤油漬けにするなどして食べていた。木ノ目漬はアケビの若芽と山椒を塩漬けにしたものである。現在は山椒ノ皮や木ノ目漬は作られておらず、それらから発達したと考えられる「木の芽煮」を主とした佃煮が名物になっている。鞍馬で佃煮製造販売をおこなう「くらま辻井」は、以前は

炭問屋と林業が家業であった。燃料の変化に伴い炭の消費が減少したことを受けて大正6年（1917）に佃煮の販売を始めたという。佃煮の原料である山椒や蒟といった山菜は、かつて薪炭林だった北山の広葉樹林の山から採取され、鞍馬に集められて佃煮に加工され（図11）、京の食文化の一端を担っている¹⁶⁾。

鞍馬から若狭街道を北上して最初にある集落が花脊別所町である。北山の山中にある花脊別所町とその東側の大原百井町ではチュウゴクザサなどの笹の葉を採取・加工し、卸売業者等を通じながら和菓子店や料亭などに卸して京の食文化を支えてきた（本書特論3参照）。『雍州府志』のちまき角黍の項には「この篠の葉、洛北鞍馬山より出づ。他産は、用ゆるに堪へず」¹⁷⁾とあり、17世紀後半には鞍馬周辺の山々が笹の産地として知られていたことがわかる。

花脊別所町や大原百井町で採取された笹の一部は若狭街道と鞍馬街道を通してみどろがつけ深泥池に運ばれた。深泥池は鞍馬街道沿いにある集落で、京都盆地と北山との境界に位置する。笹は深泥池の農家でちまき粽に加工され、さらに鞍馬街道を南下して鞍馬口から町中に運ばれて、洛中の都市祭礼である祇園祭の一部を担ってきた。昭和30年代以降、深泥池周辺は宅地化が進み農家は減少してきたが、現在も女性たちの副業として続けられている（図12）。

3 園芸農林業がつくる風景

（1）京たけのこ

北摂山地東麓にある大枝から長岡京市にかけての一带はたけのこの産地である。天保年間（1830～1844）に孟宗竹のたけのこ栽培が普及し、都人の食文化に対応するため



図11 鞍馬で加工される北山の山椒



図12 深泥池での粽の作成

高品質のたけのこづくりがおこなわれてきた（長岡京市教育委員会編 2000）。現在は「京たけのこ」や「白子筍」というブランド名で売り出されて、トップシーズンには1本数千円で取引されるものもある。

竹林では孟宗竹の維持管理のため茅や藁を敷いたり赤土を入れたりといったきめ細かな手入れがおこなわれる。たけのこが伸びて皮を落としながら親竹に成長する5月前後になると、その竹を揺すって先の部分を折る。竹の先を折ることで林床まで日光を入りやすくして次世代が育ちやすい環境を整えるとともに、風雨による竹の倒木を防ぐ。こうして先端が丸みを帯びた竹に仕立てられている（図13）。随筆家である相馬大は西山の竹林で作業をする人から以下の話を聞き記している¹⁸⁾。

竹かて、みたら、わかるもんや。これは、竹の梢がのうて、折れてまっしゃろ。こうゆう竹やぶは、竹の子をとる竹やぶや。そんで、土たがやしてやらんと、あかん。竹の子を、親竹にするときはのう、こう揺するやろ、ほしたら梢の十段めぐらいで、ぽきんと折れる

んや。この親竹が、一年おきに、子を生みよるかんじょうや。あっちゃの竹やぶ、あれは、竹とるやぶや。梢が、ついてまっしゃろ

また、たけのこを生産する竹林では年中何らかの作業がおこなわれるため、小さな作業小屋が設けられる（図14）。梢のない竹と作業小屋のある竹林は、京都周縁の京たけのこ生産が形づくった風景といえる。

（2）宇治茶

京都盆地の南東端にある宇治は、中世以降、宇治茶の生産地となった。良質の茶葉が育つ条件は、水はけがよいこと、昼と夜の温度差があること、霧が発生しやすいことなどである。宇治はこうした条件に適合し、また京の周縁に位置することから、15世紀中期までには日本を代表する茶の産地となった。

宇治での茶栽培はおいした覆下栽培と呼ばれる覆いの中で育てる方法がとられている。覆下栽培は16世紀初頭に宇治で発明され、日本固有の抹茶の誕生につながった。覆いは以前はよしほんずずの上に稲わらをふる「本簀」と呼ばれるものだった。



図13 梢のない竹林



図14 竹林の間に点在する作業小屋



図15 自然樹形の本簀茶園



図16 向島の茶園のオイゴヤ

たが、昭和40年（1965）頃から作業が簡易になるよう資材開発がおこなわれ、^{かんれいしや}寒冷紗と呼ばれる黒いビニールシートの覆いが開発された。この覆いの中で育てられる茶の木は芽を手作業で摘まれるため、自然樹形で仕立てられる。覆いをしない茶園では現在は新芽を機械で刈り取るため、自然樹形の茶の木にはならず、ほとんどがかまぼこのような形となる。宇治市から伏見区向島にかけての茶園はほぼ覆下栽培であり、宇治茶独特の景観となっている（図15）。

宇治茶の生産現場のもう一つの特徴は、オイゴヤ（覆小屋）と呼ばれる小屋が必ず付随することである（図16）。茶園では毎年、よしずと稲わらを大量に使ってきた。よしずは数年に渡って繰り返し使い、また稲わらも秋から春にかけて保管しておかなければならないため、資材用の小屋が必要となる。寒冷紗となっても資材の多さは覆いのない茶園とは比べようもない。高品質なものをつくる京都周縁での茶業の特徴をよく示している。

（3）北山杉

もう一度、北山林業の中心地である中川の林業をみていきたい。無節、直通で完満な北山丸太を生産するため山では密植をおこない、丹念な枝打ちが欠かせない。北山杉の林はスギが整然と立ち並び、枝葉は梢の先端にしか残されない（図17）。その結果、他ではみられない樹形となり、写真や絵画の対象として見出されるようになった¹⁹⁾。

また、抑制栽培によって細い丸太を育てる北山林業では、3～4年毎の枝打ちや毎年の下草刈りといった林内でのきめ細やかな作業が必須となる。そのため中川では山の中に山小屋をつくり、昼食時の休憩場所や雨宿りの場所、道具の保管場所などとして使ってきた（図18）²⁰⁾。



図17 梢にだけ枝葉が残される北山杉

4 Landscape City

本稿では京都の中心地域とヒンターランドの生業とその景観の特徴を事例的にみてきた。これらを通じてみてきた特質を以下のように挙げておきたい。

中心地域では、和装関係の製造や卸売に関わる生業が現在も息づいている。ただし、その景観は時代の変化にあわせて過去の一部を継承しながら変わり続けている。平成に入ってから和装関係製品の需要の低下に伴い空き家やマンションとなる事例も増加したが、町家の再生や景観のコントロールも積極的におこなわれるようになっている。

京都の生業の特徴は加工や分業と言われるが、その機能はヒンターランドも担ってきた。盆地と山地のはざまに位置する周縁地域の営みをみると、鞍馬炭として規格を揃えたり粽に加工したりするといったように、盆地のエッジにある村々が洛中に対する「フィルター」のような役割を担ってきたことがわかる。ヒンターランドのなかでも中心地域との近さや地形条件などから役割分担がなされつつ、全体として都の分業体制が培われてきたといえるだろう。

さらに、それらの村々は街道で結ばれながら生産や加工がおこなわれてきた。本書第1章第1節に、日本では「ただ“道をつくる”ことこそが都市の造営」であり「道を介して周辺地域に連続する」とあるように、京都の営みをみると道を介して周辺地域と分業してきたことがよくわかる。

そうしたヒンターランドでの農林業は、単に鮮度の高いものを供給するといったわけではなく、労働力多投下によるきめ細やかな栽培と加工に特徴があり、まさに「園芸農林業」と呼ぶにふさわしい農業形態をとっていることがわ



図18 山中の山小屋

かる。その結果、栽培方法が特殊となり、独特の樹形となったり小屋を併設したりする農林地の景観が育まれている。

こうしてみると、京都の中心地域とヒンターランドはともに支え合いながら、その両者の営みが永く機能し続けていることによって持続していることがわかる。中心地域とヒンターランドの両方が成立しているからこそ、京都は風景都市（Landscape city）といえると考ええる。

（恵谷 浩子）

註

- 1) 植村善博・香川貴志編（2007）、42頁、表1を参考に作成。データは平成21年と平成26年の経済センサス基礎調査を利用。
- 2) 京都友禅協同組合と京都詠友禅協同組合のウェブサイトで組合員を確認し、所在地を地図上に示した。ベースマップには国土地理院の電子地形図（タイル）を利用した。
- 3) 上京区120周年記念事業委員会編（2000）、80頁。
- 4) 京都市編（1980）、42頁。
- 5) 京都織物卸商業組合のウェブサイトで加盟商社の一覧と各所在地を確認した。
- 6) 新修京都叢書刊行会編（1968）、新修京都叢書6、23頁。
- 7) 三条工場のある土地は、平安京の右京だったがのちに衰退して田園化した場所である。御土居の外側でもあったため、本稿ではヒンターランドと位置付けた。
- 8) 地図資料編纂会編（2001）に所収の「京都北部」・「京都南部」。
- 9) 立命館アート・リサーチセンター「近代京都オーバーレイマップ」<https://www.arc.ritsume.ac.jp/archive01/theater/html/ModernKyoto/>、令和元年11月16日閲覧。
- 10) 足利健亮編（1994）、112～113頁。
- 11) 附図14から藍の生産は壬生から九条にかけての鴨川扇状地末端部に集中していたことがわかる。『雍州府志』の藍の項には「九条辺に、専らこれを種ゆ。およそ、染家の用ゆるところ、夏夷共に九条の藍を需む。その染色、青くして麗し」とある。『本草綱目啓蒙』は「城州東寺邊水田ニ栽ル者ハ水ア井ト呼ブ染家ノ用に入上品トス」と記し、水田で栽培されて水藍と呼ばれていたことがわかる。
- 12) 京都府愛宕郡編（1970）、253頁。
- 13) 保存修景計画研究会（1982）、26頁の図26をもとに作成。
- 14) 新修京都叢書刊行会編（1968）、新修京都叢書3、81頁。
- 15) 旧京都府愛宕郡編（1970）、425頁。
- 16) 辻井浩志氏への聞き取りによる（平成27年5月19日）。
- 17) 立川美彦編（1968）、218頁。
- 18) 相馬大（1982）、127頁。
- 19) 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2019）、27～31頁。
- 20) 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2019）、174～175頁。

参考文献

- 青山吉隆（2002）『職住共存の都心再生—創造的規制・誘導を指す京都の試み』学芸出版社
- 足利健亮編（1994）『京都歴史アトラス』中央公論社
- 植村善博・香川貴志編（2007）『京都地図絵巻』古今書院
- 恵谷浩子（2012）「農山村における文化的景観のとらえ方—宇治の茶業を事例として」『文化財論集Ⅳ』奈良文化財研究所
- NHK「アジア古都物語」プロジェクト編（2002）『アジア古都物語 京都—千年の水脈』日本放送出版協会
- 小野蘭山口授・小野蕙哉等編（1805）『本草綱目啓蒙』京都大学貴重資料デジタルアーカイブ、<https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/rb00005159>、令和元年12月23日閲覧
- 上京区120周年記念事業委員会編（2000）『上京区120周年記念誌』旧京都府愛宕郡編（1970）『洛北誌—旧京都府愛宕郡村志』大学堂書店
- 京都詠友禅工業協同組合「組合員リスト」<http://www.atsurae.com/member/>、令和元年12月23日閲覧
- 京都織物卸商業組合「加盟商社一覧」<https://www.fashion-kyoto.or.jp/member/>、令和元年12月23日閲覧
- 京都市編（1980）『史料京都の歴史7 上京区』平凡社
- 京都市編（1981）『史料京都の歴史12 下京区』平凡社
- 京都市編（1985）『史料京都の歴史9 中京区』平凡社
- 京都市計画局（1982）『鞍馬—町なみ調査報告』
- 京都府茶業百年史編纂委員会編（1994）『京都府茶業百年史』
- 京都友禅協同組合「組合員紹介」<https://kyo-yuzen.or.jp/member/>、令和元年12月23日閲覧
- 桑原秀樹（2012）『抹茶の研究』
- 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2019）『京都中川の北山林業景観調査報告書』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 島津製作所広報宣伝部編（1985）『島津製作所百十年史』島津製作所
- 新修京都叢書刊行会編（1968）『新修京都叢書3 近畿歴史記／雍州府志』光彩社
- 新修京都叢書刊行会編（1968）『新修京都叢書6 京羽二重／京羽二重織留大全』光彩社
- 政府統計の総合窓口（e-Stat）「経済センサス - 基礎調査」<https://www.e-stat.go.jp/statistics-by-theme/>、令和元年12月23日閲覧
- 相馬大（1982）『京の山里』『京の里 大原—鞍馬・貴船・北山・西山』太陽臨時増刊236、平凡社
- 高嶋四郎（2003）『歳時記“京の伝統野菜と旬野菜”』トンボ出版
- 高橋康夫（1983）『京都中世都市史研究』思文閣出版
- 立川美彦編（1968）『訓読雍州府志』臨川書店
- 地図資料編纂会編（2001）『正式二万分一地形図集成 関西』柏書房
- 長岡京市教育委員会編（2000）『京タケノコと鍛冶文化』長岡京市文化財調査報告書第40冊
- 平凡社編（1979）『京都市の地名』（日本歴史地名大系27）、平凡社
- 水島あかね（2003）「西陣における都市空間の再編」『京・まちづくり史』昭和堂
- 宗田好史（2009）『町家再生の論理—創造的まちづくりへの方途』学芸出版社

第3節 生活文化と風土 ——「京」を生きる

1 町のすがた——生活の場としてのお町内

(1) トオリと家並み

京都の中心部では、直交するトオリ(通り)名と、「上がる」「下がる」「東入る」「西入る」の4つの言葉のどれかを用いて正確な場所を示すことができる。平安京の条坊制が都市プランのベースとなっている京都では、南北道と東西道が一定の間隔で走っており、あたかも座標軸のようになっていることから、こうした表現法が定着したのだろう。しかし、よく京都のトオリのことを碁盤の目と表現されるが、それは必ずしも正鵠を得ていない。というのも、祇園祭の山鉦が出る山鉦町界隈を除き、通りに囲まれた街区の多くは長方形(短冊形)なのである。

京都の都心部の歴史は、平安京の都市プランをベースにしていることには間違いないが、より直接的に現在に繋がるのは、秀吉による京都改造事業の成果である。その代表的なものは、御所の修築とそれに伴った公家町の建設、聚楽第とそれに伴った大名屋敷の建設、さらに市中を取り囲む土塁である御土居の建設、寺院街(寺町)の形成、そして道路新設に伴う市中町割りの改変であった。

市中町割りの改変は、それまで一町四方(約120m四方)のブロック(街区)の中央に南北道を通し、それまでの街区を東西に2分割した。この施策のねらいは、正方形の街区では利用価値の低い街区中央部の開発を促進することであり、市中の高密度利用を図ったわけである。しかし、すでに街区中央部の高密度利用が図られていた祇園会の山鉦を出す山鉦町とその周辺部は、道路を通すことができなかったのである。よってこの地域のみ一町四方の街区が生きているのである。

街区の形が正方形であろうと長方形であろうと、京都人にとっては、トオリに面した家々を軸としたつながりが「お町内」であるということと、トオリから見える家並みの向こう側には平行してまたトオリが通っており、そこにまた別のお町内があるという感覚は当たり前である。最近ではあまり聞かれなくなったが、「〇〇は、そこから西へひと皮むいたところや」という表現などはそうした感覚を如実に

に示している。「ひと皮むく」の「皮」とは家並みのことで、ひと皮というのは1ブロックの家並みのことなのである。

(2) トオリと辻

京都の風習をよく知る人は、訪れた家のいとまごいの際、よしんば家人が表トオリまで出て見送るようなことがあれば、必ず角の辻のところで一旦振り向いて一礼後、すぐさま角を曲がる。いつまでも家人に見送らせることのないような配慮であるが、こうした作法の背景には、直線的なトオリが交叉するという町なかの構造が前提となる。トオリに面した辻から辻までの範囲がお町内であるから、その外に出るまで見送る、あるいは見送られているという意識が共有されているからに他ならない。もちろんここまでいい見送りは、最上級のおもてなし客だけのケースではあろうが。

京都の町なかで育った子供は、ほんの少し前までは通う散髪屋は町内の散髪屋と決まっていた。そのことを知らずに、うっかり他の散髪屋に行ったことが知れると、町内の散髪屋の親父から小言を言われたものだという話を聞いたことがある。他愛のない話だが、京都のお町内のつながりや文化伝統を示す好例のように思う。

都心部の古い町並みを歩いていると、辻々に散髪屋があることに気がつく。現在ではパーマ屋や美容院になっているところも多いが、とにかく角地に理容店が多いのである。角の理容店というのは、京都の町なかの景観要素のひとつとして認知できるのではないかな。

それとともに角の辻は、道幅が狭くなっていることに気づく。角切りが一般的な近現代の街路だとすれば、その対極のような景色が京都の町なかに今もある。図1は、錦小路新町から西を向いて撮影したものだが、角に向かって道幅が微妙に狭まっている様子がわかる。道路に引かれた白線(車道外側線)も家並の変化に合わせて波打つようにカーブを描いている。こういった景観を伝えてきた背景には、お町内の社会関係がどこまで伝承されているかということや、会所とのかかわりが指摘できよう。辻々に木戸が設けられるようになったのは戦国期のことだが、それは江戸時代に入ってから引き継がれ、幕末まで続いた。夜間

には防犯のために木戸を閉めるのだが、その役は町雇いの会所用人が行ったのであり、当時の用人の多くが普通の生業として選んだものの代表が、お町内をはじめ近隣の住人が顧客となる髪結いであったわけである（図3）。

両側町を基本とする都心部では、トオリとトオリが直行する辻の角地が、隣り合う町内との境界にあたる。現在では、角地に町境界をまたがり建つビルがあるが、双方の町籍が与えられる。すなわちビルの所有者は2町に対して町費を支払うということになる。両側町の場合、角にいくほど隣り合う町と競合するため、奥行きが取りにくくなる。角地よりも町の中央部の方が、奥行きを深くなるので、狭い角地は大規模な商売に適さない。一方で角地を確保することは町にとっては大事で、江戸期には町外の者が買得できないように町共有としたところが多かったのである。

明治期には理髪店のことを会所とも称していたようで、会所であった頃の名残として、盆・暮れにはお町内の人が

祝儀を持参したという。風呂屋の番台と理髪店の鏡の前には水引をかけた金封が次々に積まれていったらしい。また正月準備のはじまりである12月13日のコトハジメの日には、まず風呂屋と理髪店に松飾りの第1号が立てられたという。

いまひとつお町内という組織とトオリとの関係性の深さを象徴的に示される事例を紹介しておこう。祇園祭の山鉦のひとつである橋弁慶山を出す山町である橋弁慶町は、烏丸一室町間の蛸薬師通に面した両側町であるが、このお町内では半世紀ほど前まで、正月の年始の挨拶をトオリ上でおこなっていた。どういうことかといえば、トオリの北側に住まう者は北側に、南側に住まう者は南側に、各家の戸主が家並順に、羽織袴姿の正装でトオリに2列に並び年始のあいさつを交わすのである。ここには家持は無論、借家住まいの方も含めて、戸主のみが出席する。戸主であるのでもちろん女性もいれば、就学してすぐの子供の場合もあったという。

角地と同様に辻というのは、隣り合う町内同士の緊張関係が表出する空間である。先の橋弁慶町には、辻内で行き倒れになった方や何か問題があった場合の対応について、辻を挟んだ4ヵ町で取り決めた内容を記した駒形の木札が残されている。木札は大小あり、大は長246mm・宝暦7年（1757）作成のものである。小は長さ180mm・延享元年（1744）とあるが、これは元治の大火で焼失したものの、延享元年時の木札の文章控えのようなものを用いて、元治元年（1864）に作り直したものである。この札の全文を掲載する。表面に、

四辻之内ニ往来若行たをれ者又ハ不依何事六ヶ舗儀



図1 錦小路新町角から西を望む

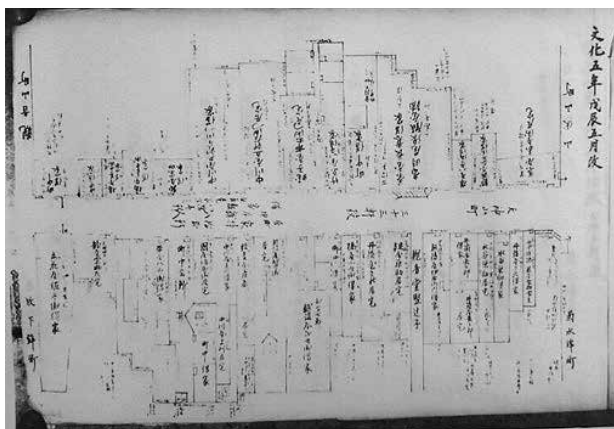


図2 霞天神山町屋敷割図 文化5年（1808）
（『霞天神山町文書』京都市歴史資料館マイクロフィルム）
画面左側、新町通との交叉点付近で錦小路の道幅が狭まっているのが分かる。



図3 角の会所地に立つ理髪店（上京区）

出来仕候ハ、四町立會互ニ及相談可申候、尤其年番行事ニ相當候町頭取可致世話候、勿論入用等四町より割合可差出候、右之通此度四町申合如斯相極メ申候上者、後々迄可相用契約堅相定置候、以上 延享元年甲子年三月 元治元年甲子年七月焼失ニ付同年十二月改之

とあり、裏面に、

子辰申年 橋弁慶山町 年寄新兵衛、丑巳酉年 鯉山町 年寄與兵衛、寅午戌年 姥柳町 年寄清兵衛、卯未亥年 山伏山町 年寄万兵衛

とある(図4)(那須2016, 211頁)。

この4町は、室町通と蛸薬師の交叉する辻に面する4町である。ちなみに宝暦7年(1757)の木札は、烏丸通と蛸薬師通の交叉する辻に面する4町、すなわち一蓮社町、手洗水町、橋弁慶町、七観音町の年寄の署名があり、東西道である蛸薬師通に面した両側町である橋弁慶町では、町域の東西の辻についての取り決めの札を大事に所持されていたわけである。木札の上部には穴があいており、どこかに吊り下げておかれたものだろう。この札の使い方ははっきりしないものの、他の用途の木札などと照らしあわせれば、おそらくは当番年の町内に受け渡されていくものであったと推測される。

(3) ズシとトオリ

こうしたトオリとは別に、ズシ(辻子、図子)やロージ、あるいはロウジ(路地、露路)といわれる小道が網の目のように通じている。京都におけるズシは、トオリからトオリまで貫通している小道のことを指すのが一般的で、それに対してロージは袋小路となっている小道や、その道沿い

の民家を含んだ空間全体を指す場合が多い。

ズシの成立については、かつて歴史地理の足利健亮と建築史の高橋康夫との間で論争があった(足利1984・高橋1983)。両氏のズシに発生に対する見解の相違は、ズシが先行して開発が進んだ(足利)のか、宅地開発が進行したことによってズシが通された(高橋)のかということであるが、ここでは、ズシに対して間口を開いた家々もまた、地縁的なまとまりを見せるようになっていった事例を紹介しよう。

地縁的なまとまりか否かを示す指標は、ズシに対して間口を開けた向かい同士の家々のまとまりで個別町となったかどうか、すなわち「お町内」ができたかどうかということが最も明快に把握できる。

町通りに面した両側町の成立は応仁・文明の乱前後とされるが(秋山・仲村1975)、この時期までに成立していたズシではどうだったのか。『康富記』康正元年(1455)12月28日条に、「今日申剋、冷泉与二条之間、富小路与京極之間辻子云今町焼亡、」とあり、このズシにはその当時「今町」と名前が付けられている。ということは、なにがしかのまとまりを示していたと考えられようが、残念ながら、現在このズシは現存せず、その後の変化をみることができない。

室町期にすでに存在し、かつ現存するズシも多い。室町通と新町通の間を、四条通から1本北の錦小路通まで突き抜ける観音堂図子はそのひとつで、このズシは途中で枝分かれし、一方は新町通まで突き抜けている。『実隆公記』の明応5年(1496)11月14日条に、「丑下剋南方有火、観音堂辻内也、頗近所也」とあり、この時すでに火を出すほどの家があったと知れる。現在はたくさんの飲食店が並んでおり、観音堂町という個別町となっている。町名としてもすでに近世初期には確認でき、ズシに対する両側町が個別町として成長した一例であろう(図5)。

ズシという名称を伴うか否かは別にして、こうした例は中世に限ったことではない。『京町鑑』の「くちなわの辻子」の説明に、「松原通六道より一町程東北へ行筋、俗にくちなわの辻子とて北は安居御門跡前へ出る筋、今悉く町となる」とある。くちなわの辻子は、建仁寺横の通り抜け道であったが、『京町鑑』が記された江戸中期の宝暦年間頃には、人家が建てられて町となったという状況が知れるのである。

さらに時代を下げて、ズシに面した家々のつながりが強固となり、個別町に成長した例をみよう。伏見湊近辺に位



図4 木札(裏面、橋弁慶町所蔵)

置する平野町は、現在は伏見の繁華街である大手筋と納屋町商店街に近接する商業地である。しかし、表トオリに面していなかったため、江戸後期には空地が広がっており、個別町としては成立していなかった。この空地について『新市域拡張誌』には、「天保年間、伏見奉行内藤豊後守は、荒地開発、土地繁栄のため、この低湿の空間地を御救ひ土地とし、新規開業の権利を附与したので、中村藤四郎は天保十二年三月、此地を拓き茶問屋を許された」としている。幕末期には、「大手筋角に髪結床があり、南へ民家十九戸あったのみで、町中央に西裏への空地へ通路があり、此空地には北寄に稲荷祠、西寄に妙見堂、南寄に御香宮守護札納所が点在し、納札所前には北向に芝居小屋があった」というような状況がみられた。

平野町は幕末まで個別町ではなく、その範囲は東隣の伯耆町に属していた。ところが、明治初年（1868）の王政復古に伴う町組の再編時に、はじめて「地方平野」として第六番組十六ヶ町のひとつとしてその名があがる（『京都府伏見町誌』）。町名に「地方^{じかた}」を冠した名は、新しくできた町であることを示している。現在、平野町と伯耆町の字界は南部町通という町通りであり、両側町を基本とする伏見の町からみれば変則的であるし、伯耆町にいたっては、南部町通りに面した東頬と大手筋に面した北頬の家並みに分かれてしまっているのである。その理由は、西裏の開発によって西裏内を通り抜けるズシができ、このズシに対して頬を向けた家々のつながりが強固となり、明治維新の社会変動時に、平野町という個別町として独立を果たしたと考えられるのである。



図5 観音堂辻子

（4）ロージと町裏

都市化による宅地開発は、都市の外延部に向うベクトルと、都市内部に向うベクトルのふたつが設定できるが、近代以前の場合ほとんどが内部の高密度化に向かう。日本の場合、都市域に村落が近接していたことから面的な膨張が制限されたということと、石造建造物に比して木造建築は建て替えのサイクルが早く、高密度化が図りやすかったことなどもその理由として想定できるだろう。都心部の高密度化は、まずは町通りに面した土地の開発であるが、その余地がなくなった後は、裏の空地の開発へと向う。

「洛中洛外図」をはじめとする風俗画は、中世末より多くの作品群が残されているが、このうち「歴博甲本（旧町田本）」や「米沢市本（旧上杉本）」、あるいは「東博模本」「歴博乙本」といった作成年代が16世紀半ば頃までとされる作品（「東博模本」を除く）には、裏の空地とそこに集う人物が生き生きと描かれている箇所がまみられる。両作品を描いた絵師たちの目線は、表通りの祭礼などの賑わいと同等に、裏手の井戸で洗濯をする人物や、羽根突きに興じる子供たちの姿を捉えているのである。「洛中洛外図」は江戸時代に入っても様々な絵師によって描き続けられるが、町家の裏手の描写は時代を経るごとに減少していく傾向にある。そしてついには、限られた画面上に場所や時間を区切る技法である金雲の中にすべて埋もれてしまうのである。こうした絵師達の目線の変化は、町家の裏手の歴史と重なっているのであろう。

たとえば、「米沢市本」右隻第三、四扇には正月風景が描かれるが、町家の表に飾られる注連縄と同じものが、裏の



図6 平野町と伯耆町（伏見区）

出入口にも飾られている情景が描きこまれている。正月の注連飾りの風習がこの描写のとおりであるとする、往時の人々は、表と裏の出入口に著しい格差をつけていなかったということを示している。

林屋辰三郎はこの空閑地に、非常に興味深い意味を探ろうとした（林屋 1962）。両側町に変化することは、すでに秋山国三と仲村研の研究によって明らかになっていたが、個別町が両側町の形態となつてからでも、方形街区中央の空閑地を介した住民同士の付き合いが引き継がれたと考えたのである。氏の表現を借りれば、「裏のつきあい」と「表のつきあい」ということになるが、四面町から両側町へ展開する移行期には、この両者が併存したのではないかと考えたのである。その表と裏のつきあいをむすんでいくと、人々のつながりが面的に広がることになり、都市全体を包み込むつながりが想定できると考えたのである。まさにこの時期に、天文法華の乱という都市民の一揆がおこったのであり、それを人々の生活感覚で支えたのがこうした付き合いの形ではなかったのかというのである。

林屋はそうした地縁意識を共有する住人、換言すれば市民とでもいえる人々を、まちしゅう（町衆）という用語に仮託した。しかしながら「まちしゅう」は実在せず、町衆は「ちょうしゅう」であったことは、仲村研が実証したとおりである。ここに林屋の都市と市民の成立に関わる概念は修正をせまられるわけであるが、魅力的な構想であったことには違いない。

京都市の出版物は無論、市民団体などの出版物についても、町衆を「まちしゅう」と読ませることが圧倒的に多い。

歴史事実は別として、自治的な香りの高い「町衆^{まちしゅう}」という言葉は、民主主義の時代である現代に馴染みが良いのである。今や京都のみならず、「町衆^{まちしゅう}」は全国に広がっており、まちづくり関係のNPO法人などにも好んで使われている。ちなみに、近世身分制下の呼称というイメージが濃厚な町人もまた、現代にはそぐわない語感を伴っているのかあまり用いられない。

林屋の構想自体は別にして、裏の空閑地を介した人々の日常的なつながりの存在は認められてよいだろう。但し、すでに16世紀前半には、都心部の空閑地は積極的な利用の対象でもあった。「洛中洛外図 歴博甲本」（図7）には、裏の空閑地の一部が土堀で囲まれ、表通りに面した民家に取り込まれている状況が描かれている。すなわち裏の空閑地は、中世末においても、私的に占取される対象でもあったわけである。

この裏の空閑地のことを、近世期には「町裏」と称していた。町裏というのは京都だけではなく、全国的な広がりを持つ地域名称であり、小字名として全国に分布している。但し、この読みは「まちょうら」であることがほとんどである。城下町は無論、街区が面的な広がりを持たない街村的な景観の集落においても、通りに面した個別町名（小字名）の通りと反対側に「町裏」という小字がみられる（村上 1990）。

町なかを歩いていると、トオりに簡素な門があり、そこに複数の、場合によっては10以上の表札がかかっているのを目にする（図8）。門をくぐってトオりに面した家の側壁の間を通り抜けると、表通の喧噪とは別の世界が広が

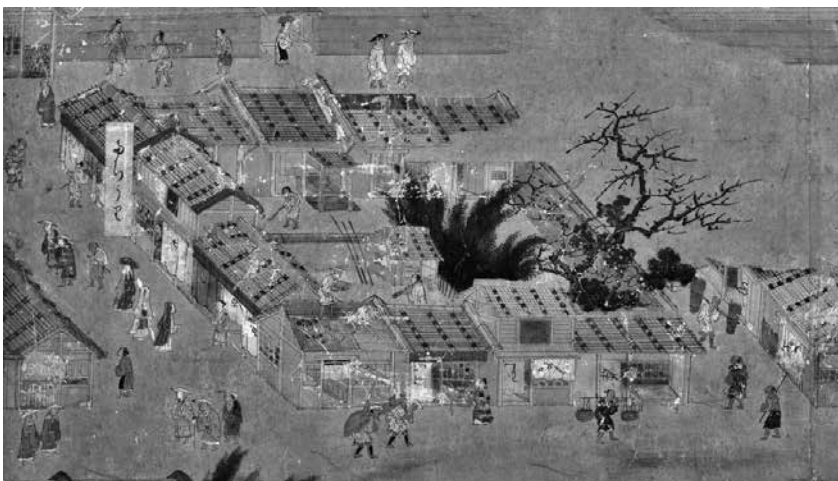


図7 16世紀前半の町家の裏手（「洛中洛外図 歴博甲本」右隻第2扇）



図8 ロージの入り口（東山区）

る。冒頭に述べたように、京都のロージは袋小路になっている。表通りの町家は平入りであるので、ロージは町家と町家の壁面の間に通されることになることから、ずいぶんと奥まで続く引き込み道となり、見ず知らずの人間が容易く足を運べるような雰囲気はない。それゆえ、それぞれの引き込み道に沿った人家は独自の生活空間を保持することになり、その空間全体をロージと呼ぶことも一般的である。

つい最近まで、トオリに面した町家のトオリニワを通路として、裏地にある自家に通うといったような住まい方をする人が少なからずあった。利用度の低い自家の裏地に借家を建てて賃料を取ろうとしたものの、借家人の出入りができないため、自家のトオリニワを通路として利用させたのである。こうした開発の有り様は、ロージの発生の一つの姿を示していると考えられる。表通りに面した家の建て替え時に、トオリニワを利用するような出入りはあまりにも不便だということでロージとしたのである。1町内に多いところでは5、6以上もある袋小路のロージの多くは、このような小規模な開発の重なりが生み出した空間であると考えられる。

表通りからわずかに数10m入っただけのことであるのに、ロージ空間はいたって閑静である。袋小路であるため関係のない通行人が足を踏み入れることも減多とない。共用空間であるロージには、家の前にちょっとした鉢植え空間を作ったりして美しく保たれているところも多い。またある程度の規模のロージになると、地藏堂を設置し、ロージだけで地藏盆をおこなっているところもみられる。京都で町内行事として一般的な地藏盆を開催するということは、ロージが地縁組織としてのひとつの単位に成長していることを示すとも考えられるのである。

ロージのなかには、一軒だけのためにトオリから私道を引き込んだ形態のものがある。これはイッケンロージ（一軒路地）と称して、一般のロージとは差別化して認識されている。イッケンロージの奥にある家はたいてい家持であり、その多くは、もともと表通りに大家を構えていた商店の隠居所である場合が多い（京都では家持のことをカモチという）。そうしたロージでは、狭いながらも潇洒な石畳を設け、傍らに植栽を設けて、奥の邸宅に続く引き込み空間を演出している。また、こうしたイッケンロージが改変されて、複数家で構成されるロージとなったところもある。そうしたロージは、一見普通のロージにみえるが、大家は

一番奥の町家であるという場合もある。このように、外観からだけではなかなか分かりかねる。一個別町といった狭い範囲においてさえ、それぞれの事情に基づいて、空間の意味が細分化しているのである。

空間の意味の多様な分化について一例を挙げてみる。町の表と裏については、社会的には階層性の問題にある程度は還元できるかもしれないが、文化的にはまったく別の意味を見出すことも可能である。祇園界隈にあるほのかに照らされた長い引き込み道が特徴的なお茶屋さんなどは、いかにも京都といった風情であるが、それを上質とする文化は確実に現在でも息づいている。筆者はこれを「イッケンロージの民俗」と規定できるのではと考えている。イッケンロージのように、利用価値の高い町なかにあるにもかかわらず居住のみにしか利用しないという「非効率性」は、便利でありながらも隠遁性が高いという上質な居住空間へとその価値を転換する作用を生み出しているわけである。こうした「イッケンロージの民俗」を生んだ文化的背景には、市中の山居といわれる町家の屋敷地の空間分節の歴史が指摘できるだろう。

2 都と鄙 —「京」と交錯する文化の「縁」

（1）盆と送り火

日本各地の都市と近郊村は、いつの時代にも濃厚な交わりを保ってきた。京都における中心地域である「都」と周縁・周辺地域である「鄙」の交流は、その時間的な経緯がより長い分、幾世代にもわたるなかで、熟成され昇華された文化ともなっている。そうした文脈で最もわかりやすかつ名高い事例として、盆の送り火が風流化した大文字五山送り火行事があげられよう。京都盆地の北半分の山々を焦がす送り火は、三山の麓の村々、それも水系も異なることから農業的な連携の必然性もない村々において、都市民の目線を感じながら徐々に風流化した行事といえるだろう。

洛中内部に墓所を設けることを禁じられていた京都では、墓所を郊外に設けざるを得なかったことから、死者は東山の鳥辺野や北山の紫野、西山の化野といった、洛中から離れた「野」に埋葬された。室町期には、そうした野において、盆の時期に火を焚き、死者の霊を弔ったことが知れる。

中原師守の日記『師守記』¹⁾の貞治3年（1364）7月14日条に、「今日靈山万燈これを略さる、不具によりて、

近年しかるごとし」とある。この日、師守は、両親や祖父の墓に詣り、水をたむけた後、墓守法師に酒代を与えて帰宅している。霊山というのは地名で、万燈というのは、7月14日の夜に墓地にて焚かれる火のことを指している。中原師守家では墓守法師がその任にあたっていたのが、法師の具合が悪く近年はおこなわれないことを、師守は若干不満気書き記しているのである。この後、多くの公家や僧侶の日記に、盆の万燈についての記述がみられる。現在でも万燈という名称は生きているが、その名が示すように、おそらくはめいめいが墓所の前で火を焚いたことから、あまたの火がゆらめくような状態であったのだろう。

こうした行事を文化的な土壌として、時期は明確にし得ないものの、遅くとも近世初期には現在の五山送り火行事が成立している。この行事は五山それぞれの麓に住まう人々が、自らの祖霊を送る儀礼である。現在一部の保存会において、薪運びなどの特定の行程に限りNPO組織を導入しているところがあるものの、基本的には旧集落の人々によってその準備から点火までの全行程が担われる。旧集落とは、浄土寺村（大文字）、松ヶ崎村（妙法）、西賀茂村（船）、大北山村（左大文字）、嵯峨鳥居本（鳥居）の5村である。すなわち、市中の人々は、都の縁に位置する地域の精霊送りを市中から愛でながら、盆の感慨にふけるなり、自家の精霊送と同調させるような慣行をかれこれ400年以上にわたって続けてきたわけである。

京都五山送り火行事の最大の特徴は、火で大きな文字や図を形作ることにあるが、『洛陽名所集』（万治元年〈1658〉刊）には「そのかみより七月十六日の夜、四方の山に松明

にて妙法大の三字、或いは船のなりなどをつくる事也、すなわち、大の字は青蓮院御門主の御筆なりとぞきこえき、年々のことながら、みる人道つたふことなり」²⁾とあり、大、妙法、船の3つの存在と、この時すでに年中行事化し、見物人で道があふれている様が記されている。

ほぼ同時期の中川喜雲著『案内者』（寛文2年〈1662〉刊）では、「山々の送り火」の項にて、「なによりおもしろきは京の上下、手ごとに麻木のたいまつを數十本づつもちて、ひがしがわら上は今出川口、下は三條川原まで、さしにも廣き川原に盈ふさがり、東のたいまつに火付、聖靈のをくり火をともし、一二丈づつそらになげあぐる、數百千の火を手ごとにあぐれば、瀬田のほたる見のおもかげあり、月出る比になれば、川ばたに並居て、さけのみ歌うたふもけしからずや」³⁾とある。

京の上下が、麻木（苧殻）の松明を手に持ち、鴨川の河川敷に集まり、今出川から三条あたりまで約2kmの間、送り火にあわせて、手持ちの松明に火を付けて、空に投げあげるというのである。ここで言う京の上下というのは、身分の上下か、上京・下京の住人のことで、どちらにしても京都の都心に住まう人を指している。その後、おそらく送り火のクライマックスが過ぎたあたりで、十六夜の月が東山の山端からゆらゆらと昇り出し、その月明かりの下川べりでの酒宴を楽しむ人もいたわけであろう。

大文字山から鴨川は一望できる。まして護岸の整備がなされていない時代、鴨川の河川敷は今よりもずっと広がったわけで、そこに集まった都市住民の手松明の灯りと、浄土寺村の村民が作り出す大文字は呼応するようであったら



図9 京都五山送り火 右大文字



図10 1700年前後の送り火（『花洛細見図』）

鴨川の河原で手松明を持つ者、手松明を挿して送り火を拝する者、御座の上で宴をはる者などが描かれる。

う。鴨川の河原に集まった人びとは、それぞれの精霊送りをしたのであって、参加する人々の意識は様々であったかもしれないが、都市部と近郊村を含んだ京都盆地全体（実際には北半分）のページェントと化していたことは間違いないところである（※但し、江戸初期に鴨の河原に集まった人々が、それぞれが自家の先祖霊を送ったのかどうかについては慎重に検討すべき問題）。図11のような、町家の大屋根の上にしつらえられた火の見は、火事の際だけでなく、祇園祭などの祭礼見学や、送り火を拝するための棧敷としても利用されたのである。

五山の送り火行事のように、精霊の送り出しというきわめて精神的な文化に関しても、長きにわたった都鄙の交流の中で培われた両者の協業の様態を示すのであるから、生業などの営みの中に、このような都鄙の交流を示す文化を見出すことはたやすい。たとえば、京料理のルーツのひとつである懷石料理は、茶の湯との関係が深い禅宗寺院を中心に発達してきたが、それを支えたのは、現在は都市化が進んでいるものの寺院膝下に近い近郊農村部で栽培された、現在「京野菜」というところの蔬菜類であった。さらに蔬菜を使った多彩な料理法は、近年では「おばんざい」（お

かずのこと）と呼ばれているが、一般町家の日々の料理にも影響を与えてきたわけである。

茶の湯の影響ということでみれば、数寄屋造りや一般の住文化におけるその影響と、林業との関係も挙げられる。本書第4章第5節でも紹介されているように、現在の北区から右京区にかけての北山五郷とよばれる山間地域は、車で市内まで30～40分の至近距離でありながら、数寄屋建築の建築材を専門にした林業が発達した地域である。なかでも川端康成の『古都』の舞台で有名になった中川地区は、育林から加工・販売までを一貫しておこなっている北山林業の中核地域であった。数寄屋建築材の床柱や垂木に多用された北山丸太は、杉皮を剥いただけで製品になる。しかしながら、節目を消し、かつ真っ直ぐな材を育てるには、通常の粗放的な林業とはまったく異なった育林技術が必要としたのである。それは接木により、優勢種のクローン木を増やしていくというものであり、また台杉にみられるように、株を保存し、同一株から何本もの材を、何世代にもわたって採取するという手法であった。金田章裕の言葉を借りれば、「園芸林業」とでもいべきものであり（京都市文化観光資源保護財団編2006）、こうした林業におけるクローン栽培は世界的に見ても北山地域のみでみられる方法である。それに加えて、節目を消し去る枝打ちの技法の発達や、女性たちが素手で丸太や垂木を磨き、さらに一本一本頭上運搬により都市部に搬出するという労働により、皮を剥いただけの素材がそのまま製品となるという稀有な林業が成立した。

林業地域から問屋が集う集散地までの木材の搬出には、地形をいかした筏流しが一般的である。しかし筏で流すと材自体に少なからず傷が付く。原木を製材して利用する場合は問題がないが、素材の美しさをいかそうとした北山丸太では筏流しはできなかった。そのためにわざわざ人力で運んだのである。それもあまりに遠方では不可能である。北山丸太の生産は、数寄屋文化を育んだ京都という都市にほど近い、すなわち消費地に近く、人力による搬出も可能である距離の山間部で特殊に成立した産業といえる。

（2）癒しの空間

北山丸太の生産地は、京都の都心部から見てやや西よりの北方近郊村のことであるが、東よりの北方近郊村は、薪炭を売り歩いた大原女や花売りの白川女に代表されるように、古くから都市生活とのかかわりは強い。大原村よりも



図11 松原通りを西行する祇園祭の鉦（明治初期）
大屋根の上の火の見から山鉦巡行を見物する。

京都寄りに八瀬村がある。八瀬はかま風呂で有名であるが、このかま風呂はもともと八瀬黒木を調整した窯を利用したものであった。白木の対置語でもある黒木は、通常皮を剥かないままの木のことを指すが、八瀬黒木は軽く火入れして水分を飛ばしたもので、おそらく着火用等に利用したであろう上質の薪のことである。そういった意味では、八瀬黒木も、都市近郊で特殊に成立した産業であったといえるだろう（図12）。

八瀬かま風呂は、かまの下部及び床面に石が利用されて、そこで草木を燃やして暖めた後に火をかき出し、塩水を撒いて蒸気を発散させたところに入るという、いわゆる湿式サウナである。こうした様式の風呂は、岩風呂として瀬戸内海沿岸部に分布しているが、八瀬かま風呂は伊勢神宮の神官用の禊のためのかま風呂を除けば分布域の東端にあたる。すでに近世初期には、畿内では有馬の湯とならび称される湯治場であり、江戸時代中期には、16軒もの湯治宿があった。

湯治というと現代風にいえば「癒し」ということになろうが、洛中の東北部の近郊村とは、そうした現代の癒しに通じる民俗が顕著にみられる。

たとえば、旧愛宕郡内（現京都市左京区）の村々は、市中の家庭より子供を里子として受けて養育することが民俗として把握できるほどに一般化した地域であった。平安中期の公卿藤原公任がその晩年に、愛娘が里子として育った縁を頼って岩倉長谷の別荘に隠遁したという伝承から、この民俗の発生を古く平安時代に求めることもあるが、それは伝承としておくとしても、少なくとも江戸時代後期より、明治・大正、そしてアジア太平洋戦争後しばらくは続いた。



図12 八瀬かま風呂

京都府社会課は、この風習について大正13年（1924）に本格的な社会調査を敢行した（京都府社会課1924）。この調査結果によれば、当時、岩倉村で98名、修学院村で80名の里子が受け入れられていたことが知れる。その他にも上賀茂村（現北区）、や松ヶ崎村、八瀬村、大原村なども相当数の里子の受け入れがあった。なかでも岩倉村は、調査当時の全戸数が482戸であるので、実に5戸に1戸の割合で里子を受け入れていたわけである。

里子の年齢は、生後1歳前後の乳児から5、6歳までの幼児が中心であった。なかには13歳、あるいは20歳を過ぎてなお里子として留まる者もいたが、そうした里子は実家の事情などによるものでやや特殊であったようだ。大正期になると岩倉村でも、京都市中に職を持つ俸給生活者が徐々に増えはじめるが、里子を受け入れた里親のほとんどは農家が主体であった。里子の受け入れには、直接の縁故によって頼む場合と、仲介者が介在して紹介する場合とがあったようだ。

先の京都府社会課の調査データや聞き取り調査でも、一般家庭の子供だけでなく、妾腹の子や花街の子がたくさん岩倉で養育された。物心が付くまでの間に育った子と自らの乳で育てた育て親の関係は、養育費のやりとりだけのビジネスライクなものであろうはずもなく、豊かな人間関係を育んだことが、当時のヒアリング結果からもわかる（中村1999）。

子供の成長とのかかわりで言えば、岩倉村の隣村上高野村に鎮座する三宅八幡神社は、子供の^{かん}疳の虫封じに靈験があるということで、江戸時代後期より京都市中から多くの参拝があった。現在でも拝殿の前には、祈願文を記したかわいらしいよだれかけがたくさんかけられているが、特に江戸末期から明治期にかけては、京都の都心部より、学区や個別町、あるいは同業者仲間といった集団での参拝が顕著であったことが、同社に奉納された絵馬群から伺うことができる（図13）。

また、岩倉はすでに江戸時代には、精神疾患者の受け入れをしていた地でもある。現在でも患者を受け入れた施設（城守家：「京都を彩る庭園や建物」に選定）や、平癒祈願の信仰遺蹟である、大雲寺閼伽井堂や不動の滝などの施設が残る。

このように、現在一般的に用いられる地域名称である「洛北」は、京都の都市住民の「癒し」につながっている。

(3) 鄙の合力

先に大文字五山の送り火を紹介したが、それ以外の祭礼行事や芸能といった文化事象についても、都市部と近郊農村の交流は深い。

国の重要無形民俗文化財でもある「京都の六斎念仏」は、現在保存団体が13を数えるが、近世期には200以上の六斎講が京都の近郊村でおこなわれていたことがわかっている（芸能史研究会1982）。こうした村々では、それぞれが都市部に旦那場を持っており、盆の期間には、そうした旦那場を廻って棚経などを奉斎した。

六斎の演じ手達は近郊農村の青年であったが、旦那場をまわる棚経のついでに、歌舞伎や狂言などを楽しんだのであろう、六斎の演目のなかに、そうした舞台芸能が数多く取り入れられていることはつとに知られている。たとえば現在、京都の芸能系の六斎で、好んで最後の演目として演じられるのが「獅子と土蜘蛛」である。この演目は獅子と土蜘蛛の争う様を表現したものだが、獅子の碁盤乗りや土蜘蛛の蜘蛛の糸など、派手な見せ場がいくつもある人気の演目である。興味深いことに、六斎念仏の獅子と土蜘蛛の争いは、どう決着するのか定かではないところが多い。壬生狂言の土蜘蛛は明らかに悪役であり、「ひゅーどろどろ」といった幽霊の出現に似た伴奏とともに出現し、結局は退治されて退散する。六斎の土蜘蛛の相手は獅子であるが、霊獣であるはずの獅子がこっけいな所作をみせて観客を笑わせるのである。そして、近郊村の中でも都市域から離れた村の六斎では、土蜘蛛が獅子に勝って終わるところもある。そうした村のひとつである久世六斎では、古老より「我々農業を営む者は、蜘蛛は益虫であるから大事にせ

ねばならん。」ということで、土蜘蛛が勝ったような終わり方をしていると伝えられている。これはあくまでも六斎伝承者の現代人としての解釈であるが、事実として土蜘蛛が悪役ではないところに芸能定着の多様性が伺えて面白い（図14）。

都鄙連続の民俗を祭礼組織にみてもみよう。京都の祭礼は祇園祭に限らず、御霊会系統、もしくは御霊会の影響を受けたものが多い。祇園祭の山鉦をはじめ京都市中におよそ300本把握されている剣鉦は祭礼の際に各町から出される風流であるが、神祭りの中心である神輿の引き手は氏子圏を中心とした村落部に頼ってきた。すなわち、神祭りの中心である神輿渡御の担い手が村落部の人たち、その先触れとなる山鉦や剣鉦といった風流が都市部の人たちが奉斎するという型ができあがっているのである。またその剣鉦を差す人足も、かつての村落部の合力にたよっていた。

祇園会の神輿は、近世期を通じて大阪の今宮より駕輿丁が出されているし、その後は山鉦を奉斎する氏子域の中心地からすればほぼ西端にあたる三条台村の者が奉斎する。祇園社と氏子圏を接する稲荷社（伏見稲荷大社）の場合はより複雑になる。伏見稲荷大社の膝下の地域は同社の南に位置する藤森神社の氏子圏であり、伏見稲荷大社の氏子地域の中心はずっと離れて北の東西両本願寺の旧寺内町域である。近世後期には旧寺内において山車が出されていたことが分かっているが、その全容はまだ把握されていない。一方で、5基出される神輿は、旧の東西両本願寺寺内という都市域に西から南にかけて接する村落、すなわち不動堂町（近世初期には不動堂村）、東九条村、東塩小路村、中堂寺村、西九条村、八条村の人達が奉斎してきたのであ



図13 三宅八幡神社子育て祈願絵馬



図14 六斎念仏（写真は嵯峨野六斎）

る。他に剣鉾の風流が出される今宮祭礼も、西陣の町々からは11本の剣鉾が出され、神輿は西陣北方の鷹峯村の方たちが昇くというように、同様の役割分担がみられる。

このように、都鄙の文化的交流は多様な面で伝承されてきたのである。もちろんその前提には、振り売りや屎尿利用、年季奉公など、実生活や生業に基づく都鄙社会関係があるわけである。(村上 忠喜)

※本稿は、拙稿「伝統的な都市の民俗」『日本の民俗10 都市の民俗』吉川弘文館）などをもとに加筆修正したものである。

註

- 1) 『師守記』7 (1973『史料纂集』続群書類従完成会)。
- 2) 『洛陽名所集』(1974『新修京都叢書』11巻 臨川書店)。
- 3) 『案内者』(1916『民間風俗年牛行事』国書刊行会)。

参考文献

- 秋山国三・仲村研 (1975)『京都「町」の研究』法政大学出版会
 足利健亮 (1984)『中近世都市の歴史地理―町・筋・辻子をめぐって』地人書房
 京都市文化観光資源保護財団編 (2006)『文化的景観(北山杉野林業景観)保存・活用事業報告書』文化庁
 京都府社会課編 (1924)『洛北名物里子の話』
 芸能史研究会 (1982)『京都の六斎念仏』京都市文化観光資源保護財団
 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編 (2019)『京都中川の北山林業景観調査報告書』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
 高橋康夫 (1983)『京都中世都市史研究』思文閣出版
 中村治 (1999)「里子の村・岩倉：西河原・下在地・花園の里子たち」『洛北岩倉研究』3, 岩倉の歴史と文化を学ぶ会
 那須明夫 (2016)『橋弁慶町 帳箱の犇く文書』橋弁慶町
 林屋辰三郎 (1962)『京都』岩波書店
 村上忠喜 (1988)「伏見における“町裏”の開発と都市化の様相―都市民俗試論として」『鷹陵史学』14

第4節 地域性と風土 ――「京」を育む

1 景観のまとまり

京都には、多様な自然風土のなかで、成り立ちの異なる地域のまとまりが重層している。山に囲まれ、扇状地が緩やかに傾斜しながら南の低地の広がりへと抜けていく市街地において、それぞれに異なる地域のあり方が現在の景観のまとまりとなって認識される。

都市が生き続けるためには、生活や生業の変化を受けとめ、持続可能な進化的変容を求めていく必要がある。こうした変容は景観に現れる。京都を特徴づける景観のまとまりとその変容の多様性を受けとめるところに、「京」の育み方があるのではないだろうか。

(1) 保全・再生・創造

京都市の都市計画マスタープランでは、市域のあり方を大きく「保全」「再生」「創造」に類型している¹⁾。職住が共存する都心旧市街地は「再生」、旧市街地を囲む山麓と三山は「保全」、そして南部市街地は新しい産業集積を図る「創造」の場と位置づけ、それぞれの土地利用を調整して地域性を伸ばす環境整備を図ることでエコ・コンパクトな都市像の形成をめざしている。

こうした都市構造の考え方を背景に、京都市景観計画では自然・歴史的景観の保全と市街地景観の整備の方針が示されている。景観法では良好な景観は生活と経済活動とが調和する土地利用によって形成されるとしており（法第2

条第2項）、景観の保全形成は、保全・再生・創造の土地利用方針と連動する。

(2) 景観計画と景観のまとまり

京都市景観計画は京都の風景構造をとらえ、風景構造を構成する特徴ある景観のまとまりを捩りどころとする「京」の景観の総合計画といえる²⁾。

自然・歴史的景観保全については「風致地区」「歴史的風土保存区域」「自然風景保全地区」「近郊緑地保全区域」を指定することで、山の緑と山麓の歴史的風致の保全を図る。また、市街地景観の整備については「景観地区（美観地区・美観形成地区）」「景観計画（建造物修景地区）」を指定し、地域特性に応じた整備のあり方を示している（表1・図1）。

現在の市街地には、地形とまちの成り立ちとの関係にもとづき、多様な景観のまとまりがみられる。美観地区では、

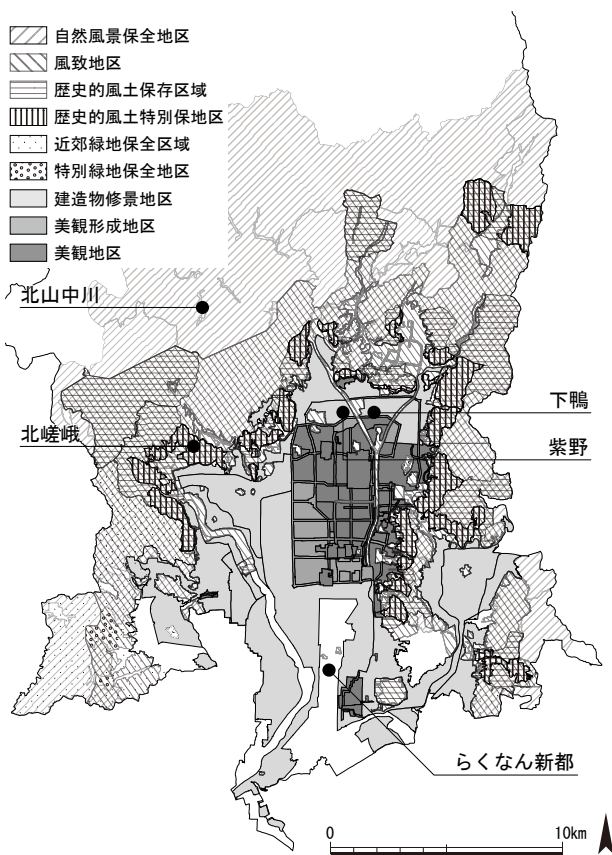


図1 景観計画と4つの地域性

表1 京都市景観計画の構成

1. 自然歴史的景観の保全 (58,431ha)			
自然風景保全地区	自然風景保全条例	山 6 地域 34 地区	25,780ha
風致地区	都市計画	山麓 / 山 17 地区	17,944ha
歴史的風土保存区域	古都保存法	山麓 14 地区	8,513ha
歴史的風土特別保地区	都市計画	山麓 24 地区	2,861ha
近郊緑地保全区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律		3,333ha
2. 市街地景観の整備 (11,998ha)			
美観地区 (景観地区)	景観法・都市計画	6 地区 41 地区	2,355ha
美観形成地区 (景観地区)	景観法・都市計画	2 景観 13 地区	1,067ha
建造物修景地区 (景観計画)	景観法	4 景観 16 地区	8,576ha
市街地景観の地区別整備			
伝統的建造物群保存地区	都市計画・文化財	4 地区	15ha
歴史的景観保全修景地区	景観条例 (景観法)	3 地区	14ha
界わい景観整備地区	景観条例 (景観法)	8 地区	147ha
沿道型美観地区	景観法・都市計画	御池沿道 1 地区	

山ろく型（4）、山並み背景型（4）、岸辺型（11）、旧市街地型（9）、歴史的遺産型（（6）＋歴史的景観保全修景地区3＋界わい景観整備地区8）、沿道型（7）に景観を類型し、各景観の型において特徴ある景観のまとまりを区分し、41の景観のまとまり（丸括弧内の数値計）ごとに景観の特性と整備方針を示す。景観の特性ごとに進化的変容のあり方を模索している。

（3）近代の進化的変容の風景

近代以降の京都は首都性を失い、伝統と文化に根ざした新たな生産都市へと移行していく。京都に固有の地域組織である町や元学区は近代の変化に呼応しつつ歴史的都心での職住共存の生活を維持してきた。

京の暮らしを支えた山の生産地（北山中川）、歴史的風致を特徴づける山麓の生産地（北嵯峨）は、高齢化が進み次世代の生産のあり方が問われている。近代の職住分離のなかで育まれた鴨川扇状地の北部に位置する郊外住宅地（紫野・下鴨）、南部自然堤防帯に創造されつつある新しい産業地（らくなん新都）は、京都の新たな多様性のかたちである。これら4つの地域性（図1の「●」）に着目し、景観の変化と持続の実態から地域性を保全する進化的変容について考えてみる。

2 山の生産地 —— 北山中川

（1）自然の制約と持続

中川は山間の谷筋に位置し、周山街道と清滝川との間の狭い土地以外は急斜面に暮らす（図2）。ほとんど農地を確保できず自給自足は困難であった。山仕事で養える人口



図2 斜面地の暮らし

は昔から100～110件までといわれていたそうで、現在の世帯数は91世帯で本来の姿に近い³⁾。

北山林業の歴史は古いが、磨丸太の生産が大きく拡大するのは近代である。最初は台株方式から立木の皆伐方式へ移行することで生産量が拡大した昭和初期。その後は戦後の高度成長期であり、住宅用の床柱の需要拡大に応じて生産量を急増させた。生産の急激な増加により山と集落との関係を変容する。集落から見える範囲が生産地であったのが、京北の山にまで生産地が広がった。

現在、磨丸太市場が縮小し、皆伐と新植が停滞することにより30年で更新してきた山の更新が止まると、北山に独特の年生ごとのまとまりが見える山の風景（図3）が見られなくなるかもしれない。集落は自然の制約のなかでも持続的な密度を維持しているが、山は生業の持続と連動し、その風景が変容しつつある。

（2）生活の変化と持続

山間部であっても京都に近く通勤も可能で、中川は都市的な居住地である。生活の近代化は、早くから小屋の変容をもたらしてきた。「小屋」とは、生活作業場であり、伝統的には燃料（薪・柴など）や林産物（杉皮など）の保管場所であった。磨丸太の生産（製造・乾燥）と丸太を保管する山仕事の場所が「納屋」である。

山の使い方が変化して伝統的な生活作業場が不要となる時、世帯分離のとき、ガスや浄化槽の導入など生活設備が近代化するとき、小屋の改築や建て替えが進む。また、丸太生産の縮小や停止は納屋の役割を変質させる。それでも主屋が維持されている場合は小屋や納屋が変質しても伝統的な配置が維持されるが、戸建専用住宅に建て変わると



図3 年生のまとまりが見える山

伝統的な土地の使い方が消失する。

(3) 風景の保全と変化

中川の景観のまとまりは、山での営みと集落の生活空間が表現されているもので、開発抑制以上に生業や生活の影響を受ける。生活の近代化や生業の変化は必然であるが、伝統的な土地の使い方や建物配置が維持される限り景観のまとまりは継承できる（図3）。

市街化調整区域に位置する山間の集落である中川では、開発は抑制されている。集落の山は市街地から見えるものではないが、三山の風景を守ることは山を保全することとの認識から第2種自然風景保全地区に指定されており、建築物や工作物の新築、土地の形質の変更などについて許可基準が設けられている。しかし、こうした制度以上に集落の持続可能な変化が風景のまとまりには重要である。

3 山裾の田園 —— 北嵯峨

(1) 北嵯峨の歴史的風土

大覚寺と広沢池の間にあって、愛宕山（朝原山）の山裾に昔ながらののどかな田園風景が広がる（図4）。北嵯峨は嵯峨野歴史的風土特別保存地区内に位置し、田園風景が歴史的風土の保存対象である。長く水稻耕作が受け継がれ、保存計画の目標である「稲穂たなびく田園風景」に近世の面影をみることができる。社寺と一体となった山麓の自然環境の保全を目的として指定されることが多い京都の歴史的風土特別保存地区のなかで、農地の保全は北嵯峨と修学



図4 北嵯峨の位置図

院離宮だけであろう。

昭和42年（1967）の指定後、北嵯峨は市街化調整区域内ではあったものの駐車場などの利用は可能であり、市街地に隣接することから多くの現状変更の許可申請が所有者から出された。古都保存法で利用計画が不許可となった土地の多くは買い入れの申出が出され、歴史的風土の保存のため京都市が買い入れることになる⁴⁾。

(2) 耕作の持続が風景の保全

田園風景の持続は、営農者の生活の場であり続けることが基本である。しかし現在、北嵯峨の農地（約40ha）の約半分が買入地（市有地）となっており、営農の継続性が課題となっている⁵⁾。

昭和45年（1970）に農地法が改正され、市が農地を保有し、農業委員会の承認を得て農地を使用許可することができるようになったことから、JAと協働して近隣の農家に耕作を依頼することができるようになった。

水田区画が小さいことから生産効率が低く、耕地改良などの基盤整備も遅れていた。市独自の対策をしていたが、近年、歴史的風土特別保存地区内の農地の施設整備を景観管理として古都保存法の補助事業の対象とできるようになり、田園内の道路や水路の整備が少し進んだ。

(3) 地域で取り組む

現在は高齢化と兼業農家の増加により担い手不足が顕在化している。北嵯峨の田園風景のまとまりのなかで、その土地の約半分以上を市が所有するようになり、集落として一体的に営農管理するしくみも機能しにくく、風景の継続が危ぶまれている（図5）。

営農の継続にむけて、平成29年（2017）、地元の人と行政・



図5 おおらかな田園風景のまとまり

関係者が集まりワークショップを開催し、課題の確認と次世代の担い手のために取り組むことを話し合った。ワークショップから、①農業の効率化のために稲作がしやすい環境づくり、②後継者の確保を目標に北嵯峨ファンづくり、③今ある北嵯峨の価値である豊かな生態系の保全、④地元と行政の連携を図る場づくり、を基本方針とし、まずは北嵯峨ブランドの展開と連携の場と体制づくりを始めることとした。

嵯峨嵐山歴史的風土保存区域内には、嵯峨野、曼荼羅山、小倉山、嵐山の4つの特別保存地区が指定されている。四季の移ろいのある多様な林相による本来の小倉山の風景を回復することを目指して、平成25年（2013）には「景勝・小倉山を守る会」が結成された。この小倉山を守る会を支援するNPOが北嵯峨の取り組みを支援し、米のブランディングや農家グループによる活動が始まった。

北嵯峨の田園風景は水稻耕作によって生まれるが、農用地指定になっていないと生産調整の対象となり、畑地への転作が求められる。酒米の作付けはその対策であり、農業政策との調整が課題である。また、機械化や効率的な基盤整備がない耕作地が生み出すおおらかな風景が嵯峨野の原風景となっており、営農のための生産性向上の整備と風景のあり方とのバランスは難しい。

4 扇状地の近代郊外 ―― 紫野（北大路）・下鴨

（1）土地区画整理事業がつくった郊外

明治の近代化を象徴する琵琶湖疏水事業に続き、中心市街地では三大事業（第二疏水・下水道整備・道路拡張と路面電車整備）による都市の近代化が目指された。これらの基盤整備が一段落した後、土地区画整理事業による外縁部の市街地整備が始まり、鴨川扇状地上流部の住宅地が形成された⁶⁾。

紫野や下鴨あたりは事業決定が早く、昭和初期に北大路の整備と合わせて組合施行で整備が進み、現在は閑静な住宅地となっている。ここでは事業に先立ち建築線が計画道路に指定され、予定道路内の建築を防止することが図られた⁷⁾。住区ごとの公園整備もおこなわれている。

（2）街区と町

土地区画整理事業地区のうち東紫野、下鴨、松賀茂をみ

ると（図6）、西大路周辺など市施行の地区と比べて4m道路が比較的多い計画となっていた。街区を形成する道路の多くは6m幅員で、3地区とも東西に長い街区となっている（東紫野：45m×110m程度、下鴨：45m×90m程度、松賀茂：35m×100m程度）。

「町」の決め方に、これら北部の開発市街地では特徴がある。近代の市街地では通常道路が町界になることが一般的であるが、北部の開発地では街区内に町界が入る。東紫野と下鴨では街区を東西中央あたりで二分して南北の通りに向かい合う複数街区が町のまとまりとなり、松賀茂は東西通りに向かい合う複数街区が町のまとまりとなる。

歴史的市街地で見られる両側町の構成が継承されている。こうした町の設定は「京都市区画整理区域内ニ於ケル町界町名地番誠意方針綱要」（昭和6年・1931）に示されているガイドラインに沿うものであった⁸⁾。京都でも後期の開発地では道路に町界が入る一般的な町の構成となっている。

（3）郊外住宅地の風景

当時の街区設計基準⁹⁾ からみると、長編に対して奥行が少し長く住宅宅地としては300～400m²程度を想定するゆったりした低層住宅地が計画されたと考えられる。東紫

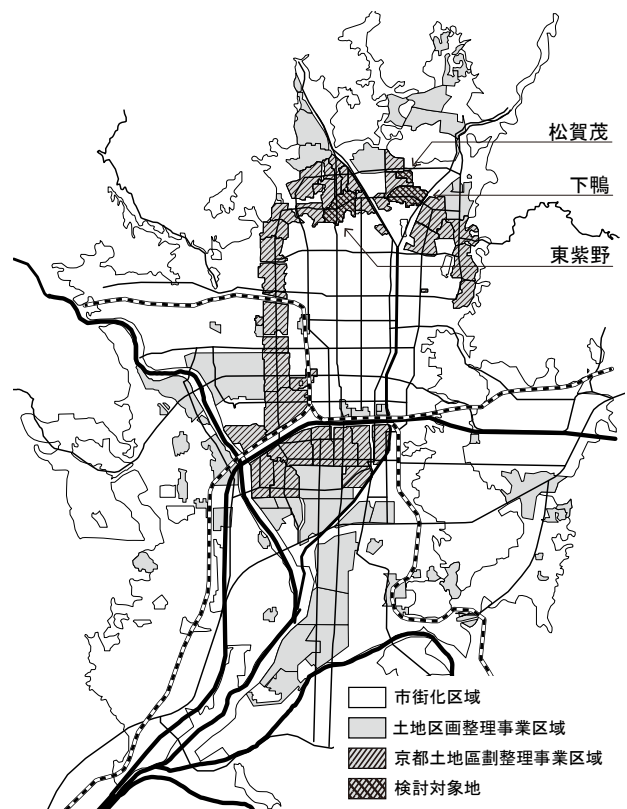


図6 京都の土地区画整理事業

野では当時は先端であったろう洋風や和館の住宅が見られ、松賀茂では生垣や庭木の緑が連続する落ち着いた住宅地風景がある（図7～9）。下鴨では疏水の水のある暮らしの風景が見られる（図10）。

この郊外住宅地には第1種低層住居専用地域が指定され、敷地分割を抑制し、閑静な住宅地環境を維持することが図られている¹⁰⁾。地区内では建築等の行為は景観計画（建造物修景地区）の届出対象となる。北部郊外住宅地は山並み背景型に区分され、身近に北山と東山を眺望することができる落ち着いた住宅地景観を目指すことが方針に示されている。中心市街地と比べると景観の規制はゆるやかである。郊外の生活文化や暮らし方が支える緑豊かな町並みであり、暮らし方の持続が景観の保全につながる。

中心市街地に近い近代郊外の住宅地は、「京」なのか。石田は「周辺地域への市街地拡大は、単に“京の中の田舎”を消していくだけではなく、“京”そのものを“田舎”視する契機ともなったのである」と語る¹¹⁾。確かに中心と

周辺の関係は郊外の創出によって変化していく。そこで形成された近代郊外の景観は、当時の中産階級の文化的生活の風景である。今に継承されるその風景は、近代京都を特徴づける景観のひとつといえる。

5 南部のものづくり——らくなん新都

（1）京都のものづくり

都の生活文化を創造し支えてきた伝統産業の技術と知恵が近代の新産業の創出につながっている。織物（西陣織）、染物（京友禅）、焼物（京焼・清水焼）は代表的な伝統産業で、長く中心市街地に立地してきた。ものづくりの近代化は西大路の整備とあわせた市街地西部の工業地区土地区画整理（昭和13年・1938）に始まる。近代初期から生産機能を集約させ、今も工業都市であることが京都の持続力を高めている。

都市計画マスタープランにはものづくり拠点が示されて



図7 和風住宅（東紫野）



図8 洋風を取り入れた住宅（東紫野）



図9 生垣と庭木の豊かな緑（松賀茂）



図10 水のある生活風景（下鴨）

いる（図11）。近代まで農地や自然堤防帯で市街化されていなかったところにもものづくりの土地利用が進んでいる。そのなかで、油小路通沿道に計画されている「らくなん新都」（約600ha）は、南部創造のまちづくりの先導地区と位置づけられている。

（2）らくなん新都

昭和59年（1984）に洛南新都市サイエスタウン構想が出され南部開発の促進が図られたが、立地のインセンティブが低く進まなかった。機能集積を誘導し、南部市街地のセンター形成をめざして京都ファッション産業団地地区計画（平成4年・1992）が計画決定され、交流機能を担う京都バルスプラザ（京都府総合見本市会館）が整備された。あわせてワコールやルシアン、ムーンバット（現在はサムコ生産技術研究棟）、京セラなど京都を代表する企業の商品配送センターやギャラリーなどの立地が進んだ。

しかし、基盤整備やセンター整備が進んでも産学連携の拠点となる学術研究施設や創業支援施設から遠く、立地の評価が低いことから土地利用が進まない状況が続いていた¹²⁾。現在も工場や商品センター、事務所、幹線沿道型大規模店舗、住宅、低未利用地が混在し、まとまりのない風景となっているところが見られる。

土地需要が縮小するなかで、都市を再編しコンパクトにする必要があるときに、どのような土地利用をめざすのか

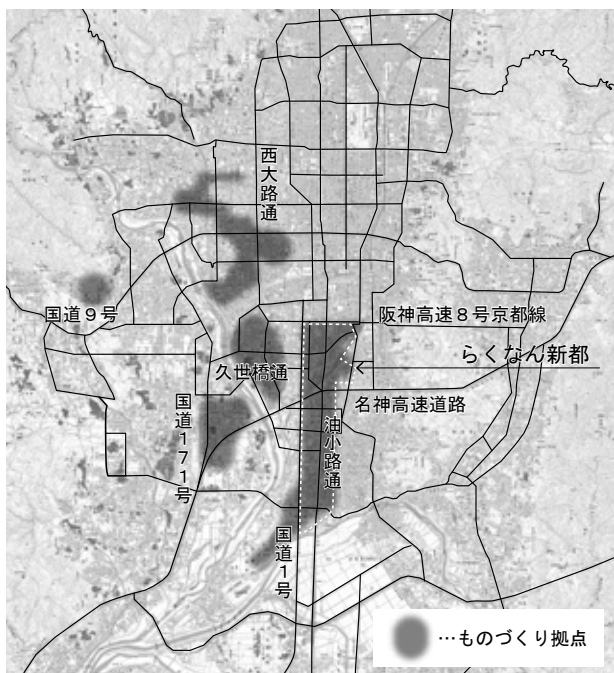


図11 京都のものづくり拠点とらくなん新都

問われている。

（3）南部自然堤防帯の風景

比較的小さな地域のまとまりが連携する京都にあって、らくなん新都は大きすぎる。もっと小さなまとまりに分節することでまとまりの特徴が見えてくるのではないだろうか。自然堤防の記憶は多くの水路や小さな河川に残り、伏見や鳥羽など歴史的資産も点在する。このあたりは、商業系、住居系、工業系の用途地域が混在し、景観計画区域外である。それは、地域性がみえない、あるいはこれから創っていく地域と考えることができる。地形風土や歴史を背景に、今の土地利用から地域のあり方を考え、新たな生産と共生する風景を求める必要がある。

近代の工業地は生活や歴史から分離した土地利用であったが、これからの産業はクリーン環境で都市的アメニティを求めるものとなり、生活や歴史資源と共生できる。規模の異なる土地利用が混在する地域で、それらをつなぐ環境づくりが風景のまとまりをつくる。

6 地域性を育む

景観計画に示されているだけでも、多くの固有の景観を示す多様な地域のまとまりがあることがわかる。計画に示されている地域のまとまりのうち、近世までに市街化した歴史的市街地においては地域が細かく区分され特性が書き分けられている。また、山や山麓についても同様に地区ごとの特性が書かれている。一方、市街地の8割近くを占める近代以降の市街地は十分に特性が示されていない。しかし、同じように土地区画整理事業で開発された近代郊外であっても、白川・下鴨・紫野はそれぞれに異なる雰囲気がある。また、南部地域は未だ市街化途上で特徴あるまとまりが十分形成されていない。

自然基盤の特性と人の営みが積層する時間の異なる地域が重層的に構造化されるところに「京」がある。全体としての京都らしさは、この特徴あるひとつひとつの地域によって構成される。多様な山の営みと集落、古都の風景を生み出している山麓の生活や名所、まちなかの職住共存のあり方、歴史的資産が特徴づける地域環境、近代の暮らしや生産の場など、京都らしさはこれら地域の多様性とこれらをつなぐ時間にある。

生活や生業・経済活動は、技術や情報の進化によって変

化を続け、その表現が景観である。景観のかたちは変化しても、その場所の自然風土や歴史性の持続力が強いところに京都の特性があり、そこに地域性の持続力がある。景観の保全・創造は、変化を受け止めながら、この地域性を継承するところにある。(小浦 久子)

註

- 1) 『都市計画マスタープラン』(京都市都市計画局都市企画部都市計画課, 2012) 57頁, 「将来の都市構造」を参照。
- 2) 京都市景観計画は、京都の景観施策に関わるしくみを総合的に位置づけている(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000236453.html>, 令和2年2月22日閲覧)。
- 3) 平成27年(2015)国勢調査による。京都府資料によると、宝永元年(1704)「中河村の戸数111戸, 人口475人」, 明治8年(1875)「戸数108戸, 人口545人」の記録がある。
- 4) 古都保存法第11条にもとづく。市域全体では既に約286haが買入られている。多くは山麓の市街地近くの山林で倒木などの管理が難しい。京都市(2006)「古都保存の歩みー京都」『公園緑地』67(3)。
- 5) 浦山益郎・佐藤圭二(1989)「現状凍結的な土地利用規制が農業景観保全に及ぼす影響に関する調査研究ー嵯峨野歴史的風土保存地区の場合」『日本建築学会計画系論文報告集』403。
- 6) 中川理(2003)「近代都市計画事業の実相」『京・まちづくり史』昭和堂。
- 7) 鶴田桂子・佐藤圭二(1994)「近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』458。
- 8) 下村泰史(2014)「京都市の土地区画整理事業地における町割方法の歴史的変化について」『ランドスケープ研究』77(5)。
- 9) 埴正浩・川上光彦(1999)「土地区画整理事業の計画設計標準の変遷とその適用」『日本都市計画学会学術研究論文集』34。
- 10) 東紫野は建ぺい率60/容積率100で敷地面積の最低限度80㎡, 高さ10mの規制がある。下鴨では、同50/同80で敷地面積の最低限度100㎡, 高さ10mの規制となっている。
- 11) 石田潤一郎(2003)「郊外の発見」『京・まちづくり史』昭和堂。
- 12) 京都市(2007)「新・京都市南部創造まちづくり推進プラン」。

特論3 京都を支える近郊・北山の森林資源と営み

1 京都近郊・北山の森林の特徴

京都近郊・北山では、集落が山間部に位置し、森林率が80%以上となる。低標高域には主にアカマツ林やコナラ林がみられるが、高標高域はミズナラやブナなどを主体とする落葉広葉樹が優占する。スギやヒノキの植林地も地域全体に広く分布している。アカマツやコナラ、ミズナラなどが優占する里山林は二次的自然であり、人の営みと深く関わる様々な森林資源が分布する。

たとえば、コナラやクヌギ、クリ、トチノキ、クロモジなどの樹木の幹や枝、実は、薪や柴、栗おこわ、栃餅、垣根の材料として利用されてきた。サンショウ、チュウゴクザサ、クズの葉や実、根は、佃煮や厄除け粽、葛湯などに用いられてきた。アカマツ林からは木材や松根油、マツタケなどのキノコ、焚き付け用の松葉などが採取された。スギやヒノキの植林地からは、一般建築用の木材に加え、磨き丸太、檜皮など京都の文化財を支える資源が供給されてきた。

また、京都には「祇園祭」、「鞍馬火祭」、「松上げ」など、身近にある森林資源を利用する伝統行事が数多く存在する。北山の森林は、こうした伝統行事を支える資源、空間を提供する場として重要な役割を果たしてきた。伝統行事は集落のシンボルであるとともに、京都の文化的景観、そして木の文化、森の文化を育んできた。こうした森林は、地域住民の空間認識に基づく地名やそれぞれの自然環境に応じた空間の使い分け、資源を有効に利用するための所有形態や集落組織を生み出した。森林は人々の生活、生業の場、

あるいは祭祀空間と道や水路によって有機的に結ばれ、文化的、生態的なネットワークを形成してきた（図1）。そして、森林資源を様々に採取し、加工、保存、運搬する上で必要となる知識や技術が引き継がれてきた。

以上のように、京都近郊・北山からは、長年にわたり様々な森林資源が都市部に供給されてきた歴史があり、京都の伝統文化の形成に重要な役割を果たしてきた。本稿では、京都の山間部での営みや文化的景観の形成とも深く関わる伝統行事、「祇園祭」、「鞍馬火祭」、「松上げ」を事例に、北山における森林資源の利用について具体的にみていく。

2 「祇園祭」に関わる笹の葉の利用

「祇園祭」は869年にさかのぼる歴史があり、昭和54年（1979）に山鉾行事が重要無形民俗文化財に指定されている。毎年7月10日頃より「縄がらみ」という伝統的な技法で23基の山鉾（図2）が組み立てられ、材としては中心に聳え立つ真木となるアカマツ、相欠きのヒノキやケヤキ、車輪部分のアカガシ、クヌギなど、構成要素に適した京都近郊などからの森林資源が用いられてきた。また、「祇園祭」で用いられる厄除け粽（図3）は、主に北山に分布するチュウゴクザサなどの笹の葉を用いてきた歴史があり、笹の葉は和菓子の粽類の包装や和食の装飾などとしても利用されてきた。

1960年代まで、こうした笹の葉の採集・加工は、主に花脊別所町と大原百井町の農家、林家が担ってきた。それ以降になると、男性は森林組合や会社などに勤め、兼業と



図1 洛東洛西洛南洛北京名所交通図会（洛北）（吉田初三郎，昭和3年・1928，京都府立京都学・歴史館「京の記憶アーカイブ」）

して農林業に従事し、女性は主に農林業に従事するようになった。そのため、笹の葉の採集は、主に女性がおこない、加工は男性と女性が協力するようになった。笹の葉の採集地の範囲は、花脊別所町、大原百井町、大原大見町、大原尾越町にわたる地域（図4）が中心であり、コナラやミズナラ、アカマツなどが優占する里山林の下層に生育する笹が採集された。こうした森林は、1960年代まで薪炭生産のための里山の利用・管理がおこなわれ、15～30年生の広葉樹が択伐され、林内が適度に明るく、採集に適する良質の笹が多くあった。

北山の笹は葉の裏に毛がなく、香りがよいといわれ、採集は8月下旬から10月下旬まで、毎日のようにおこなわれた。8月中旬以前に採ると葉が変色しやすく、11月以降になると葉が硬くなり使うときに破れやすいため、これ以外の期間に採集はしなかった。古い葉や直射光がよく当たった笹の葉は、硬くて破れやすいため、採集の対象としたのは森林内でその年に出てきた葉のみであった。1人で1日に30～70束ほどの笹が採集され、片手で握れる量（約30本）を1束としていた。

採集された笹の葉は、香りを良くするため農家や林家の自宅周辺で乾燥（図5）させた後、都市部に出荷した。加

工工程としては、まず、採集した枝葉を1日程度天日干しした後、1つの枝から4～5枚の葉を選別して枝から切り離し、100枚単位で葉の基部を括り束にした。このとき、葉の表面に虫食いの跡や斑点があるものは除去し、きれいな葉を選別していた。次に100枚束の葉先を広げて2～3日程度天日干しにした。このとき、濡れると葉が変色するため、雨天時には室内に入れてストーブをつけて乾燥させたり、露がつかないように夜は室内に入れたりした。

葉が乾燥すると、夜に1～2時間程度外気にさらして湿らせ、葉を柔らかくしてから葉先を縛り、さらに縛った

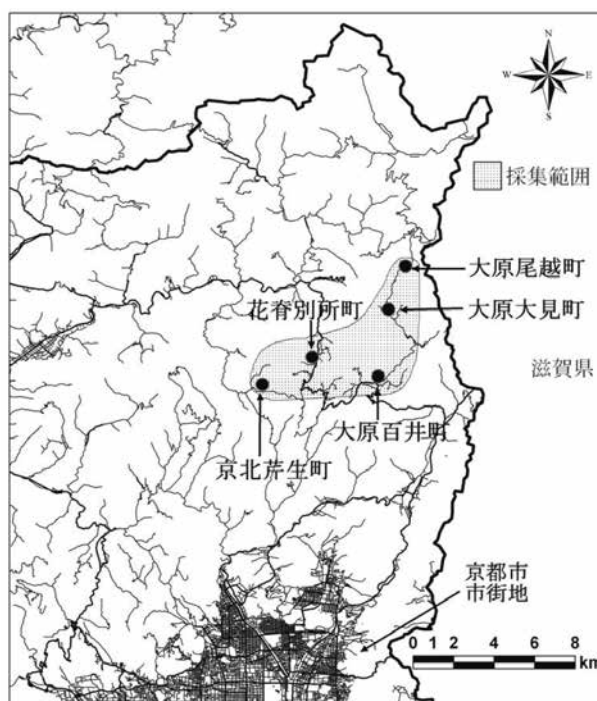


図4 笹の葉の採集地（阿部ら 2011）



図2 祇園祭の山鉦



図3 厄除け粽



図5 笹の葉の乾燥（撮影：物部忠吾氏）

100枚束を2～3日間天日干しした。葉の基部が完全に乾燥したことを確認し、段ボール等にいれて出荷した。年間の出荷量は1世帯あたり20～50万枚であった。笹の葉の採集は朝から夕方にかけておこなわれ、天日乾燥の作業は夕方から夜中にかけておこなわれた。笹の葉の採集・加工をおこなう期間は約2ヵ月であり、採集には約40日、加工には延べ20日程を要した。京都市における平成15年(2003)までの笹の葉の生産・流通量は年間に900～1,000万枚と推測されている。

平成15年頃までの笹の葉の流通経路では、まず卸売業者が、笹の葉の大部分を花脊別所町と大原百井町から入荷し、市内の多くの和菓子店や生麩店、寿司店、料亭に販売した。また、上賀茂地区などの厄除け粽の作成者は、使用する笹の葉の大部分を花脊別所町と大原百井町の住民から直接購入した。上賀茂地区は京都市の中心部に近く、農閑期の副業として女性が祇園祭用の厄除け粽を製造してきた。和菓子店、生麩店、料亭の中には、花脊別所町と大原百井町の住民から直接入荷する店もあった。

祇園祭用の厄除け粽の製造工程では、乾燥した笹の葉を常温の水に数時間浸し、戻した状態の笹の葉で稲藁2～4本を包んだ後、い草で結ぶ。この段階において重視しているのは葉幅であり、乾燥状態で幅5cm、水で戻した状態では6cmほどであった。これは、2～3本の稲藁が巻けて折り返せる程度の葉幅であった。葉の質的な条件としてはヒナタバでないこと、虫食いがなく、黒いススに葉が付着していないことなどが挙げられた。ヒナタバは直射日光が当たった笹の葉であり、水で戻しても葉が固く、割れて使用できないことが多いため好まれなかった。

京都市内の老舗の生麩店では、生麩饅頭1つにつき1～2枚の笹の葉を用いる場合が多く、笹の葉の幅を重要視し、葉の形状が中央で最も広く、先が少し伸びているものを利用した。乾燥状態で葉幅は約6cm必要で、これは笹の葉1枚で生麩饅頭を巻くことのできる大きさだからである。6cmに満たない葉幅の場合は、2枚の葉を合わせて生麩饅頭を巻く必要があった。笹の葉の香りが強いことが重要視され、葉に汚れがなく色が綺麗であること、毛がないことも重要であった。香りを重要視する理由は、笹の葉の香りが弱いと生麩饅頭に香りが移らず、商品としての魅力が劣るためであった。生麩店においても産地に関してのこだわりは強く、「京都府産の笹の魅力を熟知しているだけ

に、京都府産の笹を最も使いたい」という経営者の意向があった。

京都市内の老舗の和菓子店では、粽1本につき5枚程度の笹の葉を用いた。店頭での商品の単位となる1束は粽5本をまとめたものになるため、粽1束には25枚前後の笹の葉が使用された。笹の一斉開花以降は、良質な笹の葉の供給量が減少したため、粽の生産量も大幅に減少させていた。笹の葉の大きさに関して最も重視しているのは葉幅であった。乾燥状態での葉長は約30cm、葉幅は6cmの笹の葉が必要であった。

笹の葉の質に関しては、香りが強いこと、毛がないこと、虫食いがなく、軸に穴が開いていないことが重要と指摘された。笹の葉の香りは商品としての価値を左右する要因として重要であることから、香りへのこだわりは強くみられた。色に関する指定事項はなかったが、8月下旬の若い笹の葉を湯がくと綺麗な緑色から色が抜けてしまうため、笹の葉の色に影響を与える採集時期を考慮する必要があった。

3 「鞍馬火祭」における森林資源の利用

鞍馬は京都と若狭地方を結ぶ鞍馬街道沿いに位置し、平安期より物資の流通の中継地点、鞍馬寺の門前町となってきた。由岐神社は、鞍馬寺山門から参道を少し登ったところに位置し、拝殿は中央に通路をとった割拝殿であり、国の重要文化財に指定されている。境内には天然記念物となる3本の大杉がそびえ立っており、中央のスギは「大杉さん」と呼ばれる御神木である。

毎年10月22日におこなわれる「鞍馬火祭」は由岐神社の例祭であり、その起源は平安時代中期にさかのぼる。この頃、京都では平将門の乱や大地震など、動乱や天変地異が相次いで起こり、世の中の平安を願う朱雀天皇の詔により、940年に御所に祀られていた由岐明神が鞍馬に遷宮された。その際に鞍馬の村の人々が暗い夜道で松明を持って迎えた、という故事を再現しているのが「鞍馬火祭」である。現在のような火祭りの形態は江戸後期からといわれ、鞍馬の集落は4つの在地(町)に分かれており、現在の氏は130余世帯ほどである。「鞍馬火祭」は、七仲間という世襲制の住民組織によって執りおこなわれており、昭和58年(1983)には京都市登録無形民俗文化財に登録され

ている。

「鞍馬火祭」に関わる松明に用いる柴やエジ、かがり火に用いる割木などの調達各家でおこなわれてきたが、10年以上前から「鞍馬火祭保存会」が調達することが多くなっている。松明で用いるアカマツのジン、フジの蔓などは各自で調達している。甲斐性松明の柴の調達は「鞍馬火祭保存会」がおこなうようになっている。柴に用いる樹木は、コバノミツバツツジ、クロモジ、ヒサカキ、ソヨゴなどであり、数百束もの柴が供給できる森林を毎年確保する必要がある。これらの柴は、薪炭利用が盛んだった1960年代頃まで、生活用の柴として利用した樹木とはほぼ同様の種類となっている。柴の中では、木肌がきれいでまっすぐ伸び、粘りがあり乾いても折れないコバノミツバツツジが最高の品質という。また、油分があって適度に燃えるアカマツは不可欠であり、ジンとなる伐採後20～30年以上たった根なども含め、大量の松割木を調達している。調達場所は、保存会会員や知人などが所有する森林などが対象となって



図6 鞍馬火祭のための柴出し作業



図7 神楽松明

きた。柴は乾燥のためしばらく山中に置かれ、9月になると保存会のメンバー（氏子）が協力して柴出しなどをおこなう（図6）。

「鞍馬火祭」の主要な構成要素は、松明、灯り、神祭具であり、松明には、神楽松明（図7）、松明、手松明がある。神楽松明は由岐大明神と八所大明神に奉奠するもので四在地分製作される。松明は担ぎ手の体力に合わせ大、中、小松明、トックリがあり、大松明は高校生以上、中松明は中学生、小松明は小学生が担ぎ、トックリは幼児が親に付き添われてもつ（図8）。

ジンをツヅラフジで括ってつくった手松明（図9）には、神輿を照らす灯りなど（5ツ括り）、神楽松明のニオイや神事ぶれに使うものなど（7ツ括り）、組頭がもつ松明（9ツ括り）の3種類がある。

祭りの当日、隅々まできれいになった各家の前には、松明や荒神松と榊が飾られたエジ、かがり火が置かれる。かがり火は集落内の駐車場や御旅所などで地面に直に原木を組んで燃やすもので、材料としてはアカマツやスギ、広葉樹を利用する。

神楽松明づくりは御旅所でおこない、関係役員を中心に2日かけて合計4本の神楽松明をつくる。神楽松明の材料は、柴、ジン、フジの蔓、スギの丸太、木羽、稲藁、マダケなどとなっている。フジの蔓は大小様々なサイズと長さがあるので様々な場所を括るのに適しており、燃えにくく、肌が美しく、そして括り易く緩みにくい。手松明に用いられるツヅラフジは燃えにくく、フジより細いため小振りの手松明を括るのに適している。フジやツヅラフジは、彼岸以降の旬に採取するのが肝要であり、こうすることで折れ



図8 鞍馬火祭の小松明



図9 手松明

にくく長持ちする。どこにでもあるわけではなく、フジの花の時期に場所を確認するなどしながら、1年かけて採取場所を確保する必要がある。身近にある森林資源から用途に見合う性質をもつものを調達し、加工するという先人の知恵や技術が今も受け継がれている。

4 「松上げ」における森林資源の利用

「松上げ」(図10)は、京都市北部から若狭にかけての山村で毎年8月におこなわれている松明行事の1形態であり、愛宕信仰に基づく火伏せの意味があると言われている。「松上げ」は、地域にある森林資源の利用と結びついた伝統行事であり、昭和58年以降、京都府登録無形民俗文化財や京都市登録無形民俗文化財に登録された。「松上げ」は複数の集落で同じ名称を持ち、集落ごとに固有の祭の形態をとる。

「松上げ」には、大きく2種類の形式がみられた(図11)。1つは、広場に柱を立て、その先の籠を目掛けて火の点いた松明を投げ上げる形式であり、京都市広河原、花脊、久多、小塩でおこなわれている。高さ20mほどの柱

を立て、その先端にモジという傘状の籠を取りつけ、松明を廻しながら投げ上げて火をつける。もう1つは、山の中腹に棒を寝かせ、その先にやぐらを組み、松明を文字の形に取り付けた後、火をつけ、棒を直立させて文字を浮かび上がらせる形式であり、雲ヶ畑でおこなわれている。投げ上げ式の「松上げ」は、川沿いの広場でおこなわれ、文字式「松上げ」は、山の中腹でおこなわれる。また、小塩では「松上げ」という名称でなく、「上げ松」と呼ばれていた。

「松上げ」は、中心柱や投げ上げる松明、結界など11の要素から成り立つ。「松上げ」を構成する要素の種類は、文字式の雲ヶ畑と投げ上げ式の集落で大きく異なる。投げ上げ式でおこなわれる「松上げ」構成要素は、中心柱、土台、火受け、投げ上げる松明、周囲の松明、起こす道具の6種類であった。広河原・花脊・小塩では結界もあり、これは俗世界を隔てるためのものであった。文字式の「松上げ」がおこなわれている雲ヶ畑の構成要素は6種類であった。中心柱、土台、起こす道具の3つは投げ上げ式の「松上げ」構成要素と同じであり、火の粉を払う道具、合図する松明、手持ち松明は独自のものであった。

「松上げ」構成要素に使用されている材料のほとんどが、



図10 広河原の松上げ(京都市左京区役所提供)

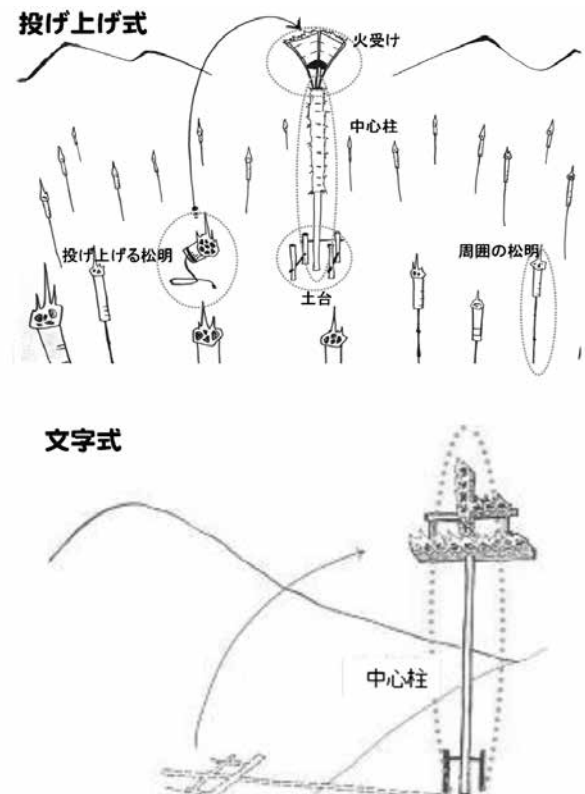


図11 松上げの形式

集落付近の森林から調達されてきた。投げ上げる松明に用いられるのは主にヒノキとアカマツであり、松明にヒノキを使用する広河原・花脊の投げ上げる松明の先端は細かく割け、松明に火がつきやすいよう工夫していた。アカマツを使用している集落ではこのような細工は見られなかった。また、投げ上げる松明であるため、束ねられた細い棒状の木材の中央から、藁、シラカバなどを用いた紐がつけられていた。スギは、幹、葉、皮など異なった部分を使用していた。投げ上げる松明と周囲の松明に使用されている樹種は、アカマツあるいはヒノキであった。一般的に、ヒノキとアカマツは油分を多く含み、松明に適した樹種といわれている。

野外に設置した状態で利用される土台には、耐久性が高い材といわれるクリやアスナロが使用されていた（図12）。「松上げ」をおこなうと燃えてしまう火受けや投げ上げる松明、合図する松明、手持ち松明、周囲の松明は毎年新調しており、時間が経つと硬くなるフジも毎年調達した。一方、中心柱や周囲の松明の棒部分は焼け焦げて強度が低下するまで、土台は朽ちて強度が低下するまで使用した。フジが使用されていた集落は、広河原、花脊、久多であった。広河原では、フジの中でも「松上げ」に使うことができるものを「マフジ」、使うことができないものをまとめて「木

フジ」と呼んだ。さらに、「マフジ」に対して、木肌が白っぽい「普通のマフジ」と、木肌が赤味を帯びた最高の性質である、「赤フジ」を区分した。広河原の例に見るように、個々のフジの樹齢や形態によって、性質を見極める技術をもっており、1種のフジに複数の名称をつけ、使い分けをしていた。

「松上げ」に使用する森林資源の調達時期は、なんらかの理由や注意点があって選ばれていた。モウソウチクやハチクなどの竹類は、乾燥して、加工する際にしなりがなくならないように、全て「松上げ」当日に伐採されていた。同様にフジについては、乾燥を防ぐため久多では前日に調達している。花脊では10日前に調達するが、水の中で保存し、乾燥を防ぐ工夫がなされている。広河原では、乾燥を防ぐとともに、確実に調達ができるように、8月中旬という時期を選んでいた。ススキについては、広河原・花脊とも乾燥させてよく燃えるように、ススキが枯れる秋に刈り取り、春先まで乾燥させた。

スギの枯葉についても、よく燃える乾燥した状態になるように調達時期を選んでいた。花脊では冬に山から調達し、各家で乾燥していた。一方、久多や小塩の調達時期は、「松上げ」当日であったが、よく乾燥した葉を選んでいた。また、花脊・久多では、伐採してから10～50年という長期間放置したヒノキやアカマツを松明として用い、心材を使用していた。花脊・久多では、木材を得た後の残りの材や切り株を用いた。これは、油分が多く残っていることが理由であり、こうしたアカマツを久多・雲ヶ畑では、「コエマツ」、「ナカジン」「ジン」と呼び分けていた。「松上げ」に適したアカマツには、切り株、老木、枯れた木、曲がりくねった木などの特徴があり、山の尾根、頂上付近に生えていた。

以上のように、「松上げ」に用いる森林資源は、乾燥や油分、強度などの観点で、その植物の性質と、使用する部位に求められる性質が合致するように、適当な時期に調達されてきた。

5 森林資源の利用をめぐる課題

1960年代以降になると、薪炭利用など北山での伝統的な里山利用はほとんどなくなった。また、マツ枯れによってアカマツ林が激減する中で、シイ・カシ類などの常緑樹が増えるとともに、樹木の密度が高くなり、林内は暗くなっ

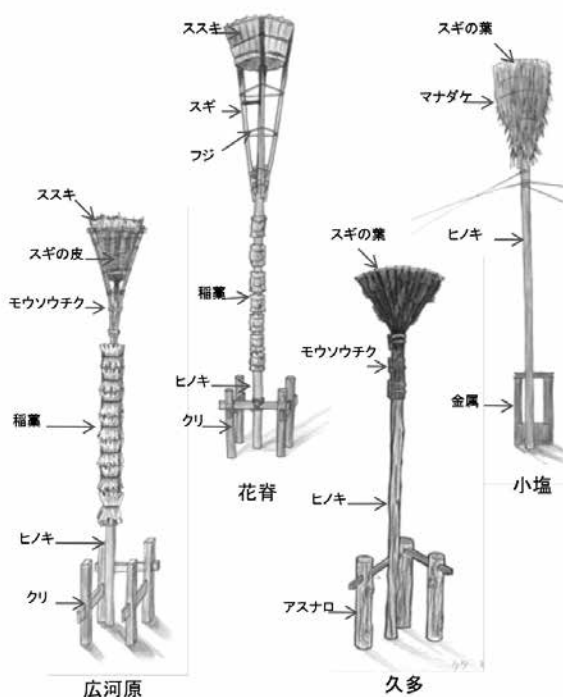


図12 投げ上げ式の「松上げ」に用いる森林資源

た。また、スギやヒノキの植林地の面積が大きく増加した。

そのため、「祇園祭」などに用いる笹の葉は量、質ともに低下した。また、シカによる笹の葉の食害が続く中、採集者は質の良い笹を見つけるために採集範囲内を広く歩き回らなければならなくなった。高齢化、過疎化の進行とともに採集者が減少し、笹の葉の流通経路も大きく変化しており、笹の葉の採集、乾燥・選別に関わる知識や技術の伝承が課題になっている。

薪炭利用がなくなり、シカによる食害が広がった里山では、「鞍馬火祭」の松明などの材料として適したコバノミツバツツジ、クロモジなどの通直な幹に細かな枝葉のある落葉低木も減少した。コバノミツバツツジやモチツツジなどの自生ツツジ類の多くは、里山利用がおこなわれる二次的自然の中でその質や量が維持されてきた。こうしたツツジ類などが減少したため、柴の材料として、従来は積極的に使用しなかった常緑樹も多く使うようになった。柴として必要な長さ、量を確保することも困難になっている。フジやツツラフジもシカによる食害などによって品質が落ちており、獣害対策による多様な森林資源の確保も大きな課題となっている。

また、スギを柱目に沿って薄く割った材である木羽は松明の材料として用いられ、職人の手によって1枚ずつ材を剥ぐことによってつくられる。木材の繊維を傷つけず材料を長持ちさせる伝統技術の1つとなってきた。しかし、その技術の難しさやコストの高さが問題となり、ベニヤ板などの代替材を用いるようになっていた。

「松上げ」に関わる集落では、1960年代までは住民が山仕事で山に入る機会が多く、使用する森林資源の調達はやや容易であった。たとえば、以前は山仕事の最中にマフジの位置に目をつけ、帰りにそれを採取してきたが、森林での生業との関わりが希薄になると、フジを採取するため町ごとに山に入るという方法に変わった。必要な森林資源が不足し、集落外まで調達しに行かなければならない事態にもなっている。また、1970年頃から見つかるマフジの量が減り、またマフジかどうかの判断ができる人が限られるため必要量の確保が困難になっていた。高齢化が進むにつれ、ススキを刈ったりする際の人手不足も問題となっている。

また、マツ枯れやクリタマバチによる被害により、アカマツや土台に使用する太くてまっすぐなクリの材を身近で確保しにくくなった。アカマツの伐採は難しく、その技術

を若い世代に伝承できていないという課題もあった。

北山では、かつて森林を生業の場としていた頃に比べ森林資源の調達方法や加工技術を引き継ぐのが難しくなり、「鞍馬火祭」や「松上げ」など伝統行事の準備に手間がかかるようになった。マツ枯れなどの病虫害も加わり、用途やサイズ、部位によって多様に利用してきた森林資源の調達も困難となった。伝統行事に関わる森林資源の利用形態や加工方法は簡易化されたり、代替品に変化するなど、使用される森林資源の種類も減少していた。地域の暮らしの営みや伝統行事が急速に変化する中で、森林資源の利用形態も変化しつつあり、集落の独自の文化的景観の継承が課題となっている。

6 森林資源の利用をめぐる新たな動向

2000年代になると、市民活動の一環として北山の笹を復活する取り組みがみられるようになった。市民と行政が連携する「京都市未来まちづくり100人委員会」では、シカの食害のない場所で笹の若芽を育て、防鹿ネットを施し笹を再生するプロジェクトを開始した。また、平成23年(2011)からは、左京区が世話役となった、花脊別所町の住民、祇園祭の鉾町である明倫学区などの市民、大学、行政などによる「チマキザサ再生委員会」が立ち上がった。笹を再生し、笹の葉をめぐる伝統文化を継承する取り組みの中では、小学生親子が笹を通じ洛北の自然や文化を学ぶ講座、笹を再生する森でのシカ柵の補修作業などがおこなわれ、笹再生に向けた調査研究もおこなわれるようになった。また、花脊別所の住民が講師となる和菓子「ちまき」づくり、丹後地域と洛北の笹の葉採集者の交流企画、笹の葉の認知度を高めるための普及・啓発活動もおこなわれてきた。

鞍馬においては、2000年代以降、「鞍馬火祭」に必要な森林資源を確保するため、行政や企業などと連携した森づくりに取り組んできた。平成20年(2008)には京都モデルフォレスト協会の活動の一環で企業が管理する森林において、防鹿柵の設置や森づくりの体験講座をおこない、野生動物による被害から森林を保全し、植生を回復させ更新を促進する事業に取り組んできた。

また、平成29年(2017)には、「鞍馬火祭保存会」と京都市との間で管理協定が締結され、金閣寺裏山の市有林

で松明の材料となるコバノミツバツツジなどを採取することと併せ、鞍馬周辺での獣害対策のための柵の設置など、森林環境の改善や路網の整備に取り組むようになった。地元以外のNPO法人や学生ボランティアなどとも協力した体制を整えつつあり、毎年火祭で必要になる多くの森林資源を確保するための工夫、働きかけを続けている。

平成28～30年(2016～2018)には、「鞍馬火祭」と中川の北山林業関係者、大学、建築・デザイン関係者などが連携し、北山杉と木羽の伝統を活かすための「北山杉と木羽のデザイン会議」の活動がおこなわれた。この活動を通して、鞍馬と中川に新たなつながりが生まれ、北山杉を用いた松明用の木羽(松明の外側をおさえる薄いスギの板)が中川の林業関係者や市民組織によって製作されるようになり、平成29年からの「鞍馬火祭」において使用されている。

「松上げ」においても、行政による助成や集落外の支援者の広がりなど、「松上げ」を支えるための新たな組織や人の関わりがみられるようになった。たとえば、花脊では消防団や出張所の役員が、小塩では集落に関わりを持っている大学生が、また雲ヶ畑では小学校の先生や集落に関わりを持っている大学生などが祭りの準備に参加するようになった。

平成28年からは、京都市が進める「京都市北部山間かがやき隊員」の制度により、花脊・別所、広河原、久多における「松上げ」などの伝統行事のサポート、森林資源を活かした取り組みに従事する若手を中心とした移住者の活動がみられるようになった。

また、平成28年に北山に位置する集落や森林、河川が「京都丹波高原国定公園」の一部として指定された。国定公園は由良川・桂川上中流域を区域とし、^{あしう}芦生の森などの森林や河川の豊かな生態系に加え、人々の生活と結びついた里山の景観が評価されている。京都府などによる遊歩道やビジターセンターの整備、シカの食害防止対策など、二次的自然の保全と活用のための多様な取り組みが進んでいる。

以上のように、北山では農林業を通じた人々の営みや伝統文化と密接に結びついてきた二次的自然の維持・再生など、地域の自然や文化的な背景をふまえた新たな森林利用、管理の動向がみられる。伝統行事の要をなしてきた森林資源を利用し続けるため、地元に根付いた知恵や技術の伝承、創造は不可欠である。それぞれの集落、森林の豊かな地域特性について共通認識を深めながら、伝統行事あるいは無形民俗文化財としての価値を広く共有することも重要となっている。今後のさらなる自治会や伝統行事に関わる地元組織を核にした新たな仕組み、様々な主体との連携による木の文化、森の文化の進展が期待される。(深町 加津枝)

参考文献

- 阿部祐平・柴田昌三・奥敬一・深町加津枝(2011)「京都市におけるササの葉の生産および流通」『日本森林学会誌』93
- 木村栄理子・深町加津枝(2010)「伝統行事“松上げ”における森林資源利用の地域特性」『ランドスケープ研究』73(5)
- 深町加津枝(2007)「自然再生—文化の視点—」『環境デザイン学』朝倉書店
- 深町加津枝(2016)「笹とミヤコの伝統文化」『京都を学ぶ 洛北編 文化資源を発掘する』ナカニシヤ出版
- 藤井基弘・深町加津枝・森本幸裕・奥敬一(2012)「伝統行事“京都五山送り火”の形態と祭祀組織に関する研究」『ランドスケープ研究』75(5)

特論4 俳諧からみた京都——芭蕉の近江・蕪村の京

1 はじめに

京都の文化的景観とは何かという問いに、なぜ蕪村の俳諧発句を取りあげるのか。蕪村は享保元年（1716）に生まれ天明3年（1783）に死ぬが、生涯約3,000句の発句を詠む。そのうち約1割にあたる300句は明らかに京（御土居内の洛中）を詠んだ句と山城の国以外の近江や丹波を含む洛外を詠んだ句である。蕪村の句はほとんど「京で詠んだ句」であり、この論考でいうのは「京を詠んだ句」のことであり、「京」の語の入る都市の抽象的な概念を詠んだという意味である。蕪村の生きた時代は近世の京において大火のなかった時代であり、文明としての近世の京らしさが最も顕現していた平和な世であった。

日本の人口は近世の初期から若干増えていくが近世の中頃からはほぼ3,000万人程度で推移し幕末まで横ばい状態が続く¹⁾。洛中・洛外の京の人口も30万人程度で安定的な状態であり、こうしたなかで京は日本文化を熟成させる都市となっていた。そうした熟成した文化をもつ京に「よそ者」の「京好き」の遊俳人・蕪村が定住した。蕪村は生業を絵師として生活の糧を得ながら、旺盛な俳諧活動をする。蕪村発句およそ3,000句と言われる句はほとんど京という都で生まれた。蕪村の洛中を詠んだ句や洛外を詠んだ句は「京らしさ」を表している。蕪村の句が生まれる場や詠まれる場は、現在京都の名所や観光地になっているところが多い。その意味では「京好き」の「よそ者」蕪村は「京らしさ」の発見者のひとりである。蕪村の句の生まれる場の分析を通してどのようにして京都の文化的景観が発見されていったのかをみていきたい。

2 京を目指す蕪村——権力の場合から文化の場合へ

京都が政治的な場として決定的な大きな変化を余儀なくさせられたことは長い京都の歴史のなかで2度ある。徳川幕府が京の都から江戸に武力的権力の中心を移し、それが260年という長期に及んだことが京都という都市の性格に

大きな変容をもたらした。日本の社会は武家の権力と天皇の権威の二重構造によって成り立ってきたとしばしば言われるけれども、武家的権力が徳川幕府によって江戸に移り、京都は権力の争奪の場ではなくなった。天皇を頂点とする貴族社会という権威だけが残されたけれどもそれも近世の長いあいだに徐々にそれさえ無力化していった。権力と権威が同一場所から空間的に分離したと同時に分離期間が時間的に長期に及んだというふたつのことが京という都市の性格に重要な変化をもたらした。

この権威が再び政治的に利用されたのは近世の終わりであり、尊皇攘夷を旗印にした日本の近代への出発は尊皇開国で明治という時代に転換した。当初の尊皇攘夷の政争の舞台はやはり京都であった。その権威も先に移っていた権力と同じように東京に移り、京都は権力の場でも権威の場でもなくなり、京都は権力と権威の余韻つまり余情としての王朝文化だけが残る往時を偲ぶ懐旧の場となった。しかし、ある意味ではそれは京の庶民にとっては自分たちで町づくりをするチャンスが与えられたようなもので幸運であったのかもしれない。近世の京は権力を喪失したが、権力から遠く権力なき町衆によって魅力ある庶民文化を築きあげた。近代の京都は、権威さえ喪失したが自由と学問の砦としての文化を創ってきた。そうした文脈のなかで近世の京の俳諧とりわけ蕪村の俳諧を考えてみたいというのが本論の趣旨である。

蕪村は京の根生いの俳人ではなく、遊歴の後に京に終の棲家を構えたよそ者である。近世の初期に芭蕉を淵源とする俳諧文化は近世に隆盛をみるが、近世初期の芭蕉、中期の蕪村、後期の一茶は近世の3時期を代表する俳人である。そのなかで蕪村こそ、京にとってはよそ者でありながら、蕪村の俳諧の作品は「むしろ長い長い“徳川の平和”（Pax Tokugawana）の自覚と、そのもとでの文化熟成のありようを内側から照らしてみせた作ともいえるのではなかろうか」と芳賀徹に言わしめた熟成した文化の真の体現者であった²⁾。京の町こそが、この熟成した文化を体現する場としてふさわしいことを蕪村は無意識に感じとっていたのであろう。だからこそよそ者である蕪村が遊俳として生き

る場を京の町に定めたのだろう。それ故この内側とは、京の内側ではなく日本の内側であると考えべきであり、蕪村が体现したのは日本文化というより日本文明の所産であり、その意味では文化の熟成した日本文明の体现者・蕪村はよそ者ではないということになる。

蕪村（1716～1783）はおおよそ発句 3,000 句といわれる俳人であるが、その多くは京住みとして定住する 42 歳以降の作品であり、彼の発句は京で詠まれたものがほとんどである。蕪村は大坂の毛馬出身で、20 歳前後に江戸にて夜半亭・早野巴人^{はじん}の門人となり巴人の死後は彼の門弟の多くに住む結城などの関東に長い間遊歴し俳諧と画業の修行をする。この間に芭蕉の『奥の細道』の杖跡を訪ねて東北などにも遊歴している。蕪村 36 歳の時、関東を後にして上洛する。その後、丹後・宮津にもしばらく滞在していたので、京住みとして落ち着くのは丹後からの帰京後宝暦 7 年（1757）以降としておきたい。ただそれ以降も讃岐・丸亀などに赴き京から離れることもあるが、宝暦 10 年（1760）には結婚もしているので、宝暦 7 年から 67 歳の死までの 26 年間で京での生活であった。そしてその期間の俳諧はきわめて創造的であり、京俳壇のなかでは群を抜く高い境地の作品を残している。というより蕪村によって京の俳諧の地位は一気に高まったといってもいい。蕪村俳諧の創造性については蕪村研究者・藤田真一によって詳しく論じられている³⁾。藤田は時空を「翔けめぐる創意」こそが蕪村の創造力の源泉であり彼の行ったことのない場でも詠んでしまう原動力であると論じている。「揚州の津を見へそめて雲の峰」とか「高麗舟のよらで過行霞かな」など時空を翔ける句を挙げている。

しかしながら、この画と俳諧のふたつながらの道を究め俳画聖とまでいわれる蕪村がなぜ関東の遊歴を経て京に向かったのかは、蕪村の研究者や蕪村に関心をもつ文学者は言及していない。これは大きな謎といっているが、蕪村が野生の動植物を詠む自然詩人であるのと同時に京らしさを見事に詠む「都市」詩人であることと関係がありそうである⁴⁾。蕪村がなぜよそ者として京にやってきて、京を終の棲家として住み、京を詠んだのかは簡単には解けそうにない問題である。しかし、蕪村が京を詠むことによって京らしさを表現しているとなれば、蕪村はよそ者として「京らしさ」の発見者なのかもしれない。京を魅力あるトポスとして詠んだ蕪村の発句について若干の解剖を試み、その魅

力によってきたる由縁を明らかにしてみたい。

3 よそ者による京らしさの発見 ― 京を詠む蕪村

京都に住んだり京都に関心をもつ歴史学者は、一度は「京都論」を書いてみたいらしい。それほど魅力あるテーマなのであろう⁵⁾。ここでは近世中頃の京で活躍した蕪村の俳諧を取りあげるので、千年の都の文化や芸能の側面に詳しい林屋辰三郎の名著『京都』（岩波書店・1962）が描く京の近世を蕪村俳諧の文化的背景としておきたい。京を好んだ蕪村が京の町にとって「よそ者」であった可能性は、蕪村が住んだとされるのは、『平安人物志』（明和 5 年〈1768〉版）では「四条烏丸東へ入ル町」であり、それから 7 年後の安永 4 年（1775）版の同書では「仏光寺烏丸西へ入ル町」になっているので路地奥の借家から借家に移ったのではないかと想像しているからである⁶⁾。この路地奥の家屋こそ蕪村の句の特徴として取りあげなければならないものなのである。揖斐高は『蕪村』のなかで蕪村の句を 6 つの特徴によって紹介しているが、そのひとつが「文人精神―風雅と隠逸への憧れ」であり、それを代表する句として挙げているのが、「桃源の路次の細さよ冬ごもり」なのである⁷⁾。近世の京の下京は商人・工人・職人の暮らす商業地域の中心であり、隠れ潜む住居としてはうってつけである。現在でもみられる京都の路地の奥のひっそりした町家を蕪村が桃源郷とみなしたのは芭蕉とは異なった都市の市隠への憧れであった。その意味では蕪村の描く「夜色楼台図」こそは四条烏丸あたりに隠れ住んだ隠者に仮託した自らの隠れ家を表現した画であったのであろう。

そうだとすれば林屋が京の町で住むことについて「それは実に四百年の歴史をもって、戦時中の隣組制度をとおり現在の町内会にうけつがれた町の組織の実態である。むかしは月行事になるのは家持の町人にかざられ、町内を順次に廻した。従って町のなかが必ずしも、民主的平等であったわけではなく、家持と借家人との間は、厳然とした階層が横たわっていた。京都の人が、東京では考えられないほどに、一人前というより、一戸まえになることにあこがれをもっているのも、こんなところ由来があるのであろう。近世ではこの 2 つの階層の関係が、農村における地主と小作との間柄に共通するものであった」

と興味深い指摘をしている⁸⁾。

蕪村が借家人であった可能性が高いのは彼が明らかに「よそ者」として京に來住したからであり、職業である絵師としてもそれほど裕福ではなかったからである。外部から京に住んだ者が、京らしさを発見していくのは、「よそ者」にも関わらず京が好きだったからにちがいない。蕪村の傑作画である「夜色樓台図」を詩人・三好達治の詩『測量船』『雪』に関連させて、蕪村の近代性と雪の屋根の下の幸せな近代家族と重ねて觀賞する見方を提示した研究者もいる⁹⁾。この三好達治の『測量船』の「雪」の「太郎を眠らせ、太郎の屋根に雪ふりつむ／次郎を眠らせ、次郎の屋根に雪ふりつむ」¹⁰⁾と、この雪の屋根の下の幸せな家族像は蕪村の絵画のほのかな明かりにその暗示をみるというものであろう。これはこれで近代の眼をもって近世の蕪村の絵画をみるという意味では正当な見方であらう。蕪村俳諧の興趣について藤田真一が「画は無声の詩、詩は有声の画」¹¹⁾として蕪村の俳諧の絵画性を挙げたが、蕪村の絵画もまた無声の詩のような雰囲気をもっていることを証左しているといえる。近代人を感嘆せしめる蕪村の絵画の力だといってもいい。

確かに蕪村の描く「夜色樓台図」の魅力はそんな気にさせる力をもっている。しかし、私は市隱の遊俳が隠れ潜むことを暗示する絵画とみるほうがいいのではないかと考えている。蕪村より100年近く前になるが、京に住んでいた蕉門の凡兆に「下京や雪つむ上の夜の雨」があるが、まったくの想像であるが、蕪村は自ら住む場を凡兆が詠んだ情景を脳裏に描いていたのではないか。上五の「下京や」は芭蕉が置いたのでこの句は共同製作の句であるが、ここで論じていることには関係ないので凡兆の句としておく。こんな京的な下町に「呼かえす鮎売り見えぬあられ哉(凡兆)」の句のような近江・堅田あたりの振り売りの小商が寒鮎を売り歩く光景がこのあたりでは日常的にみられたのであろう¹²⁾。蕪村の「夜色樓台図」はいかにも隠逸の光景にふさわしく、蕪村の桃源郷の句こそこの絵画の画賛にふさわしいと思われる。この蕪村の住んだ京の下町こそ、それこそ芳賀の言う「長い長い徳川の平和」のまっただ中にあり、しかも蕪村は幸運にも京の町を焼いた3度の火事にも出会ってない。京の近世の市街地を焼いた大きな火事は、寛文大火(寛文13年・1673)、宝永大火(宝永5年・1708)そして最も大きな天明大火(天明8年・1788)であるが、

蕪村は天明の大火の前、天明3年に亡くなるので、蕪村は本当に京の下町で平穏な日々を過ごした人である¹³⁾。

では蕪村が京をどのように詠んだのかをみていきたい。蕪村の句はほとんど「京で詠まれた句」であり「京を詠んだ句」と区別しておきたい。蕪村が「京を詠んだ句」は藤田真一・清登典子編『蕪村全句集』所収の2,866句の中から京を詠んだ300句を選定して分析の対象とした¹⁴⁾。この京は洛中と洛外を含み、さらにもっと広く山城の国に入る伏見や、深草、さらに洛北の大原なども含まれる。選定した句は、句中に句の舞台となった洛中・洛外の地名があるか、あるいは前書(詞書)に句を詠んだ場所がわかるかのいずれかである。もちろんそれらの句に地名が詠み込まれたり前書に地名があったりしても囑目吟というわけではない。蕪村のほとんどの句が題詠句であることは注目しておいていい¹⁵⁾。蕪村の実景とは、藤田によれば「経験の総体」ということであり、日頃歩いた時にみかける動植物の蕪村の希有な觀察力や歴史に関する想像力豊かな觀察力は彼の「詩囊」に蓄えられ、句を吐くときに奔流となって噴出するものなのである。したがって、地名が詠みこまれたり、詞書に地名があったりした場合、題詠吟であったとしても、過去にその地を行ったことがあったり、古典でよく知っている地であることはまちがいない。

蕪村の句のなかにあらわれる舞台となった地名としての場所、そして民俗行事や民間信仰などを含む事柄とそれに随伴する自然の3つを句から抽出してみる。この3つの事項のあいだの相関や内容を分析することによって蕪村のみた京を考えてみたいのである。文学である蕪村の俳諧をこのような無粋な方法によって分解してしまうのは、筆者がある時代の俳諧や俳句はその時代の歴史的資料および博物誌的資料となりうると考えているからである¹⁶⁾。俳諧・俳句は庶民のもの故、その時代の感性や感覚などを探りうる社会史の資料たりうると考えてのことである。

蕪村の句を、場所と事柄と自然の3つに分類して、それぞれの項目での特徴をまず洛中と洛外に分けてみていきたい。例えば「万歳や踏みかためたる京の土」の句であれば、場所は洛中、事柄は京に正月やってくる万歳、自然はこの場合はなしということになる。洛外を舞台にした句「又平に逢ふや御室の花ざかり」であれば、場所は洛外の御室、事柄は酔う又平、自然は花盛りの桜ということになる。洛中の範囲は秀吉が京の町を囲った御土居の内部を洛中、そ

の外部を洛外とした。この洛中・洛外は京都に長く住む人々にも明確に意識されていて前者が後者を若干軽侮する感覚をもっているらしい¹⁷⁾。

蕪村が「京を詠んだ句」300句を春夏秋冬に分け、場所を洛中と洛外のそれぞれに配置してみたのが表1である。この春夏秋冬は当然のことながら藤田・清登の蕪村句集では旧暦で分類されていて、「春之部」は二十四節気で立春から立夏前日までを表す。同じように「夏之部」は立夏から立秋前日、「秋之部」は立秋から立冬前日、「冬之部」は立冬から立春前日までを表し、現在の我々の使う新暦のほぼ1ヵ月遅れの季節感だと思っておけばいい。「京を詠んだ句」は洛中・洛外あわせて300句であるが、このなかには山城などの句も入っているので京だけの句は268句である。それは蕪村発句2,866句中の9.3%にあたり約1割である。蕪村の句はほとんど京で詠まれた句であり、そのなかで約1割が京を意識した句ということなのでこれは決して少ない数ではない。

洛中を舞台にして詠んだ句は、春で27句、夏で18句、秋で18句、冬は23句であり計86句となる。春夏秋冬ではやや春の句が多いとはいえ、さほど詠んだ数に差はない。

洛外を舞台にした句は春では39句がある。さらに洛外からさらに遠く丹波、吉野、奈良の京、大津、亀山での句がそれぞれ1句ある。夏の洛外を詠んだ句は67句と最も多い。蕪村の句は題詠句がほとんどであったとしても、その場に赴いたことがあるから題詠でも詠めるわけである。その意味ではこの表にでてくる洛外の地名は蕪村の京での行動範囲を示している。関東などの遊歴を経て京に来住してから蕪村は籠居の詩人と呼ばれるが、京のなかでは結構動き回っている。洛外のさらに外側である奈良の京、丹波、近江の2句がある。そして蕪村は日本列島全体を鳥瞰する宇宙からの眼のような想像力の極限のような句を作ることがある。鎖国の日本で南蛮など行くことができない地を詠んでいることも大きな特徴である。夏の句の詠まれた範囲を示したのが「京の夏を詠む蕪村」(図1)である。御土居の内側つまり洛中に限らず現在の観光地になっている嵐山など随分広範囲に句の詠まれる場が広がっていることがみてとれる。

秋の洛外の句は42句であるが詠まれている地名や詞書のなかでの地名は夏の場合とそれほど変わりはない。洛外のさらにその外側に出かけているが、秋には近江がよく詠

表1 京を詠む蕪村

洛中		洛外	
春	京 12, 西ノ京, 御所 2, 粟島, 四条五条, 壬生寺 3, 内裏, 島原, 都 3, 木屋町, 大路小路 (27 句)	嵯峨 7, 比叡 2, 伏見 4, 鳴滝 2, 北野, 大原 4, 愛后山, 鳥羽 2, 宇治, 乙訓天王山, (都はずれ), 渡月橋, 御室 2, 奈良道, 鞍馬, 西山, (京の隅), (町はずれ), 大文字, 東山, 加茂堤, 横河 (39 句)	
		丹波, 吉野, 奈良の京, 大津, 亀山	
夏	平安城, 上ミ京, 都 2, 富春館 (四条京極), 京 8, 堀川, 三本樹 2, 御所, 東 寺 (18 句)	三十三間堂 3, 大原 2, 洛北八瀬, 大徳寺, 化野, 北野 2, 岩倉, 鞍馬・貴船 2, (洛北), 日栄 (比叡) 5, 嵐山, 嵯峨 4, 町はずれ, 東山 5, 伏見淀 7, 一乗寺金福寺, (洛北) 市原, 加茂 2, 鳥羽, 玉水 (綴喜郡), 鴨川 (堤) 14, (洛東) 円山, 祇園 4, 知恩院, 木津川泊, 高野川 (67 句)	
		奈良の京, 南蛮, 丹波, 近江 2	
秋	京 8, 花洛, 古御所, 修理寮, 河原の院, 神泉苑, 下京, 加茂川, 観世の辻子 2, 西ノ京 2 (18 句)	横河 2, (町), 大文字 4, 銀閣, 京の入口, 伏見・淀 7, 笠置, 宇治 6, 御室, 城南, 嵯峨, 東山, 嵐山, 鳥羽 2, 大原 2, 北野, 銀閣寺, 高尾 2, 太秦, 広沢池, 黒谷, むらさき野, 鳴滝, 金福寺 (42 句)	
		堅田, 近江栗津, 志賀の里, 甲賀, 琵琶湖 3, 三井寺 3, 石山寺, 瀬田, 幻住庵 2	
冬	都 2, 上京, 加茂神社 10, 夜の都, 島原, 宮城諸門, 修理寮 (宮中), 自家 (2), 羅城門, 紙屋河 (23 句)	衣笠山, 深草 3, (京はずれ (洛外)), 岡崎, けあげ, 金福寺, 小野 4, 嵯峨, 高尾, 東山 (月輪殿を含む) 3, 鞍馬, 一条もどり橋, 伏見・淀 2, 巨椋 (池), 比枝, 小野寺 2, 木屋町, 横川, 建仁寺, 鹿ヶ谷, 山城井出玉川 2, (町はずれ), 御室 (34 句)	
		堅田 2, 辛崎, 義仲寺, 淀の小橋, 住吉, 近江路, 瀬田	
洛中の計 86 句		洛外の計 182 句, その他 32 句	

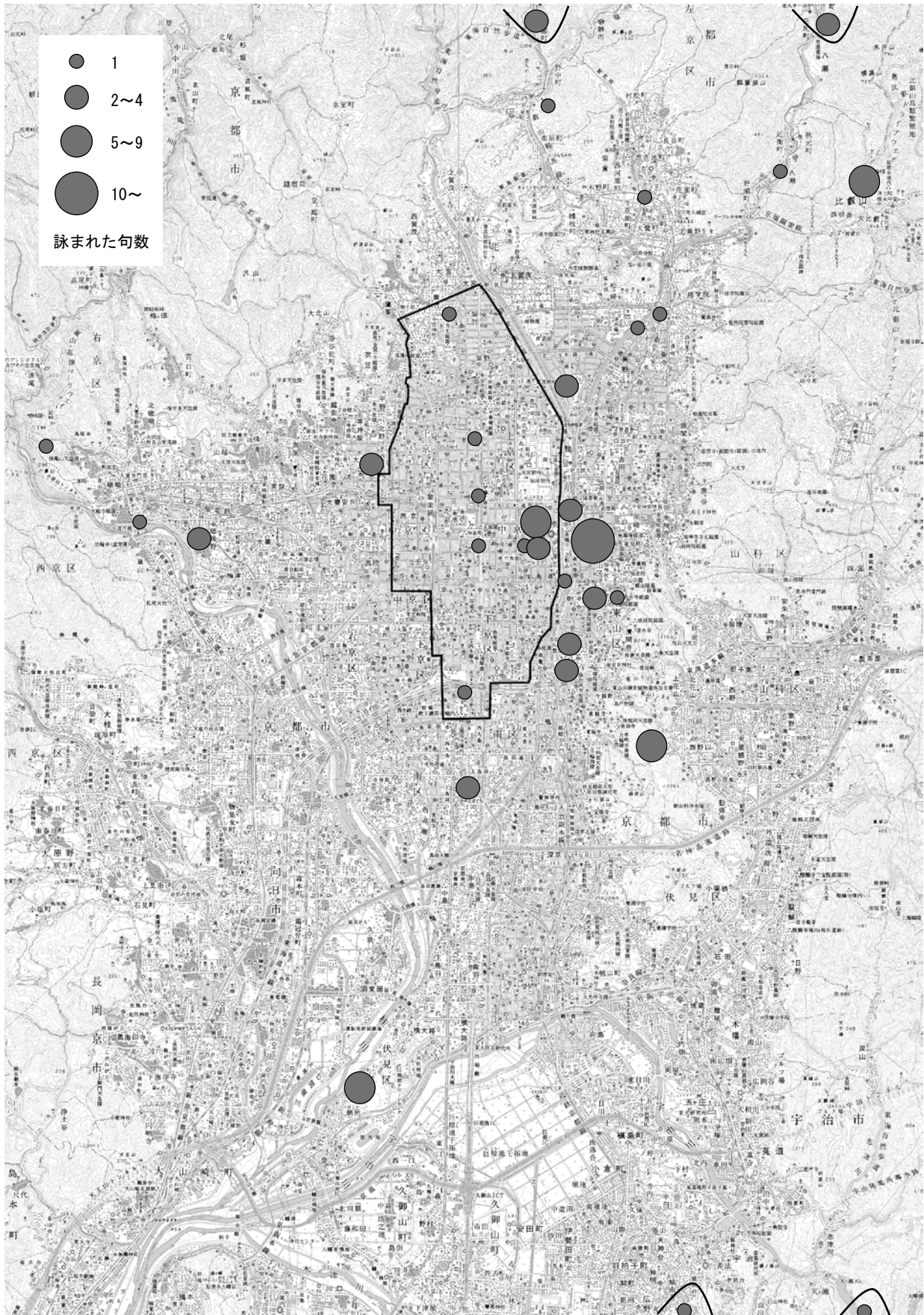


図1 京の夏を詠む蕪村¹⁸⁾

まれているという特徴がある。堅田、近江栗津、志賀の里、甲賀、琵琶湖3句、三井寺3句、石山寺、瀬田、幻住庵2句であるが、芭蕉や近江蕉門の人々に関連する地が多い。

冬の洛外の句はやはり少ない。冬こそ蕪村が籠居の詩人と呼ばれるのにふさわしく、相対的に洛外の句に比べて洛中の句が多いのはその理由によっていると思われる。洛外のさらに外側ではやはり近江が多いという特徴がある。それは堅田2句、辛崎、義仲寺、淀の小橋、住吉、近江路、瀬田となっている。

蕪村の洛中・洛外を中心とした「京を詠んだ句」の特徴とは何であろうか。まず洛中の句であるが、春夏秋冬を通じて「京」「平安城」「都」「花洛」など洛中全体を表す語彙を使っていて蕪村の「京」好みがよくわかる。洛中全体を「京」と詠んだ句には次のものがある。「万歳や隈なく踏や京の土」、「なには女や京を寒がる御忌詣」、「そこゝに京見過しぬ田にし売」、「雛祭る都はづれや桃の月」、「遅き日や都の春をでてもどる」、「春の暮我住む京に帰らめや」、「ほととぎす平安城を筋違に」、「ほととぎす待や都のそらだのめ」、「すずしさや都を堅にながれ川」、「秋の暮京を出て行人見ゆる」、「水仙や寒き都のここかしこ」、「海のなき京おそろしやふくと汁」などであるが、洛中の京に住む蕪村が京という町全体を好ましい存在としてみていたことがよく分かる句ばかりである。とくに「春の暮我住む京に帰らめや」は、実際に住んでいるのが下京の路地奥の隠れ家のようなところにも関わらず、そこそそが自分の帰る京なのだという感覚を示しているといえる。

それぞれの句で、戦乱から遠くなった京の町の邪気を払う三河万歳、知恩院の法会に参詣する浪速女、京の町の振り売り、桃源郷に戻る、幻想の王城として京、清流の流れる京、なつかしき京、冬の都と花、京の料理を詠い、もはや戦乱とは遠い平和な京の町らしい習俗や風景が定着して、それこそ蕪村の求める隠逸の場になってきているのである。洛中を詠むのに「京」という語彙を使用しているのは詞書を含めて28句あり、「都」と詠んでいるのは7句ある。他にも平安城、花洛、夜の都などいかに蕪村が「京」という町全体を意識していたのかわかるのである。

洛外を詠んだ句は、地名なり寺社の場所がわかることも大きな特徴である。そしてそれらは現在でもいわゆる名所であることである。嵯峨、比叡、北野、愛宕、宇治、鳥羽、渡月橋、鞍馬、大文字、東山、三十三間堂、大原、八

瀬、大徳寺、化野、嵐山、円山、祇園、知恩院、伏見、御室、銀閣寺、高尾、太秦、鳴滝、けあげ、木屋町、建仁寺、鹿ヶ谷など現在の京都観光の場とほとんど重なるのである。というより蕪村の頃こうした意識は現在と変わらないほどに定着したと考えられる。安永9年(1780)に上梓された同時代人である秋里籬島の『都名所図会』の評判が江戸の田舎者を呼びこんだことなども軌を一にする事柄であったのであろう。

近世俳諧の世界で、蕪村の「京」のように町そのものを詠むことは普通のことではなかった。芭蕉が俳人として立机した新興都市・江戸も「江戸」として詠まれることは稀であったと思われる。芭蕉には「富士の風や扇にのせて江戸土産」と「詠るや江戸にはまれな山の月」の2句が延宝期に詠まれている。延宝4年(1676)芭蕉33歳の時であり、業俳として生きていた頃であるし、芭蕉の句としては談林調を抜けきらない下手な作品である。江戸という町を詠むほど江戸が町として魅力がなかったのか、芭蕉の鄙好き町嫌いのせいなのかかわからない。いずれにせよ蕪村が「京」を詠むことと対称的である。

蕪村には自分の好きな自然や食べ物を多く詠む傾向がある。蕪村は牡丹26句、菊30句、菜の花14句を詠んでいる。好きな食べ物では鮎鱈17句などは特異的である。これによって彼が相当のエピキュリアンであり酒好きであったことはまちがいないといえる。関東に遊歴したこともある蕪村は当然「^{あんこう}鮎鱈」を味わっていたであろう。蕪村に「雪の河豚鮎鱈の上にたゝんとす」と東西の珍味を比べる句もある。この「河豚」を詠んだのはなんと24句もあり、自分の気に入ったものは相当句にしているとみてまちがいない。これでいうと蕪村の「京」はまちがいに「お気に入り」ということになる¹⁹⁾。

「京都ざらい」という言葉が有名になったが、これは洛外育ちのものが洛中育ちのものに対する一種の劣等感を表現しているとみてそんなに外れてはいないであろう。この是非について論じるのではなく、「京都嫌い」があるのなら「京好き」という言葉があってもいい。それも「よそ者」であって「京好き」に分類される人々がいてもいい。近世を通じてこうした都鄙の感覚がどのように醸成されてきたのか興味深い問題である。

「京」や「都」を詠んだ句が蕪村には35句あるが、これは蕪村のお気に入りのテーマであったことはまちがいない。

蕪村の俳諧の特徴については多くの人が言及している。ここでは揖斐高の考えにしたがって「京」「都」を詠む蕪村句をみてみたい。揖斐は蕪村の句の特徴を6つに分けている。ひとつめは「故郷喪失者の自画像」を表現している句である。これは本論で述べているように「京」にとって蕪村は「よそ者」であることと深い関係がある。「遅き日のつもりて遠き昔かな」にみられるように蕪村は望郷の詩人である。帰れぬ故郷をもつ故に定住した異郷を家郷の地のように桃源郷と詠んだのであろう。揖斐高の『蕪村』では蕪村の句を「重層する時空—囑目と永遠」,「画家の眼—叙景の構図と色彩」,「文人精神—風雅と隠逸への憧れ」,「想像力の源泉—歴史・芝居・怪異」そして最後に「日常と非日常」の6つの視点から観賞している²⁰⁾。このなかで「文人精神—風雅と隠逸への憧れ」と「想像力の源泉—歴史・芝居・怪異」の2つの視点は、洛外・洛中に関わらず「京を詠む蕪村」と深く関連している。「桃源の路次の細さよ冬ごもり」「冬ごもり壁をこゝろの山に倚」「居眠りて我にかくれん冬ごもり」「桐火桶無絃の琴の撫ごゝろ」などの句は、仏光寺烏丸西へ入ル町の路地奥に隠逸への憧れをもって住んでいた場で発想された句である。蕪村には「冬ごもり」の句が26句もある。そしてそれは明和5年(1768)から安永6年(1777)に作句が集中している。蕪村の最晩年の句ばかりだといってもいいが、蕪村研究の第一人者・藤田真一が旅の詩人芭蕉と籠居の詩人蕪村を対比させた2つの句などもこのなかに入る。芭蕉が『野ざらし紀行』で詠んだ「草枕犬も時雨、かよるのこゑ」に対して、蕪村の桃源の隠れ家を表現する「戸に犬の寝がへる音や冬籠」である。26句はそれぞれに味わい深い作品であるが、蕪村の奔放自在な作品がこうした京の下町の路地奥の隠れ家で生まれたのである²¹⁾。

隠れ家である条件は2つのことが備わっていなければならないとオギュスタン・ペルクは述べている。彼は隠れ家の特徴についてその著作『日本の風景・西欧の景観』²²⁾のなかで興味深い見解を述べている。つまり「アプルトンは名高い動物行動学者コンラート・ローレンツの研究業績から直接に着想を得て、眺望／隠れ家という二重の観念を明確にしている。原始人は、見られずに(隠れ家)見る(眺望)ことを可能にすればするほど高い価値があったのである」と述べているので、見られずに見る場とは山の中の眺望のきく洞窟などはその典型であろう。京の都の中心で隠

れ家としての路地奥の家に住み、洛外を始めとして歩きまわり眺望を楽しむことは、まさに眺望／隠れ家という二重の要請を充足している。蕪村がすぐれた俳眼をもつと同時に大景を得意とする絵師であったこともこうしたことと深い関係がある。蕪村の上述した句は、隠れ家(遁世)と眺望(京と琵琶湖を含む周辺の風景＝京周辺の小さな旅)という人の欲望の深い暗喩を表現している。蕪村にとって京の都は願ってもない蕪村の無意識の願望を叶えてくれる場であったのであろう。

4 俳諧をはぐくむ都と鄙——芭蕉の近江・蕪村の京

俳諧を通して都鄙問答を試みてみたいというのが本論のテーマである。芭蕉と蕪村の都鄙の詠み方の相違をみることによって京と鄙のありようを浮かび上がらせてみたいと思う。そのことがわかるためには、まず芭蕉と蕪村が「京の都」をどのように詠んだのかをみなければならない。そして同時に芭蕉と蕪村が「鄙」をどのように詠んだのかをみれば、芭蕉と蕪村の都鄙観が明確になると思われる。鄙はこの場合、前近代の京からみた里の鄙の典型である近江を取りあげる。山の鄙は丹波であろうが、芭蕉にはこの地で詠んだ句はほとんどない。蕪村には丹後・宮津に3年近く滞在しているので、丹後や丹波で詠んだ句はかなりある。

表2は芭蕉と蕪村が京と近江で詠んだ句数を示している。京あるいは都の欄は句中に京あるいは都の文字をもつか詞書のなかにこの言葉があるいずれかの句数である。これをもって芭蕉や蕪村が京という町の全体を詠んだのかどうかの判断の基準にした。近江を典型とする鄙の句は、明らかに近江で詠んだ句と近江を詠んだことが明かな句を基準にした句数を示している。このふたつの基準から4つのカテゴリーが抽出できる。

この表でまずわかることは芭蕉が京(都)を詠んだ句というのはきわめて少ないことである。そのことでまず思い

表2 都鄙を詠む芭蕉と蕪村

	芭蕉	蕪村
京(都)	8句	35句
鄙(近江)	102句	45句

つくのは雲鈴がその著作のなかで「先師翁（芭蕉）のいへる事あり、蕎麦切・俳諧は都の土地に应ぜず」と芭蕉がどうやら京の都の俳諧と蕎麦はあまり好みではなかったことを書いていることである²³⁾。芭蕉が生きていた時代の京の都では俳諧は基本的には言葉遊びとしての貞門俳諧や談林俳諧が主流であり、それらの流派が中心的存在であった。芭蕉の俳諧はすでに伝統を脱却していたので京の俳壇には批判的であったことも関係している。しかしそれだけではなさそうである。京の町とくに洛中はまったく肌に合わなかったのではないと思われる。京（都を含む）を詠んだ句はわずか8句であるが、芭蕉が桃青と名乗っていたころの若いときの句は言葉遊びの句が多く論外としてはずすとなれば、京を詠んだ句として取りあげるべき句はないといってもいい。京の言葉が句中にも詞書にないけれども、明らかに洛中で詠んだ句に「川かぜや薄がききたる夕すゝみ」がある。この句には長い詞書があり、その最後には「さすがに都の気しきなるべし」とある。四条の河原涼みの句であり、夜中まで酒を飲み、物を喰って遊んだ光景から吐かれた句である。しかし、芭蕉がそれほど楽しんでいるとは思われない。芭蕉は多分あてがわれた薄柿色の帷子を着て都風に真似てみたが、どうにもあわないという感じである。京洛中を詠んだ数少ない句であるが、何かよそよそしいイメージである。

芭蕉が京を詠んだ句は8句と極めて少ないが、これは京や洛中を詠んだ句である。京を詠んだ句の範囲を京洛外まで広げるとその数は20句まで増える。しかし、その多くは芭蕉の信頼する弟子・去来の別邸嵯峨野・落柿舎での句である。芭蕉の落柿舎での滞在記『嵯峨日記』にみられる10句には、芭蕉の最後の句ともいえる「清滝や波にちり込む青松葉」の名句もあるが、この句など京で詠んだ句というより嵯峨野という鄙で詠んだ句であり、洛外の句はすべて鄙の句とすべきであろう。芭蕉が都の土地にあわないものとして挙げた蕎麦切はまさに鄙の象徴的な食べ物であり、芭蕉自身も蕎麦や蕎麦切には名句を残している。

都に対して里の鄙の典型として近江を取り上げるが、芭蕉がその鄙（近江）で詠んだ句は102句におよぶ。京で詠んだ句がわずか8句に比べると芭蕉がこれだけでも句を詠む場所として鄙を好んだのがよくわかる。その102句は芭蕉の40歳から亡くなる51歳までの間に詠まれた句であり、芭蕉の円熟した作品ばかりである。このなかに義仲寺

内の無名庵に滞在したとき詠まれた蕎麦の句がある。この句は「蕎麦もみてけなりがらせよ野良の萩」というものであるが、これには芭蕉の京の伝統的俳壇への批判を蕎麦に仮託したことを含意させていると思われ、芭蕉の京嫌いの句と考えていいのではないか。伝統にこだわり革新できない萩に対して誰も美しさを詠まないが萩に劣らず美しい蕎麦の花の対比は芭蕉の立ち位置を見事に表現していて、芭蕉の鄙好きを示す句である。中国から伝わった蕎麦の栽培を取り入れたのは、時期はよくわからないが比叡山山麓の坂本や伊吹山麓であり、現在でも蕎麦の名産地として名高い。芭蕉が滞在した無名庵のすぐ南の高台も当時は蕎麦の産地であった²⁴⁾。

芭蕉が近江で残した102句は、『奥の細道』に載る51句とは同じ鄙の句でありながら内容において大きく異なる。『奥の細道』のなかの句が漂泊者の眼から吐かれた句であるとすれば、近江の102句は定住生活者の眼から吐かれた句が多いといえる。近江は彼が生まれ育った伊賀上野と風土が似通っていることもおそらく関係していると思われるが、近江での102句には西日本に普通の動植物が多く登場するのに対して、『奥の細道』ではほとんど同定できる動植物はなく、また夏草とか鳥とかいった大きなカテゴリーとしての動植物しか出てこない。芭蕉にとって『おくのほそ道』は、植生が大きく異なるといった景観だけではなく風俗・習慣も未知な旅であり、まるで現在の我々が異国を旅するのと同じようなものであったのかもしれない。

芭蕉は17世紀に生きた偉大な詩人である。その彼が晩年といっていえば40歳から数えて51歳までのあいだに8回近江を訪れている。51歳のとき大坂で亡くなるが、彼の遺言により近江の膳所にあった義仲寺に葬られる。9回目の近江への旅は、死出の旅路であったことになる。特筆すべきことは近江で詠まれた句が102句と異様に多いことと8回の来遊で近江での滞在総日数が20ヵ月以上におよぶことである²⁵⁾。この事実だけでも芭蕉が近江という風土に対してひとかたならぬ愛着をもっていたことを示すが、さらに句の構造つまり句を場所と事柄と自然に分解したとき、事柄に近江を特別の場と思っていたことが現れる。それは、この事柄に食べ物が多く出現することである。その食べ物も近江らしいもので、都に近い鄙にふさわしい特徴のあるものが多い。近江で詠まれた食べ物は、干鰯、氷魚、膾、菊の酢和え、穂蓼と唐辛子、海老、柿蜜柑、味噌

壺、菊の酒、煮麺、西瓜、蕎麦、冷やし物、飯が13句中15種類の食べ物として出現する。『奥の細道』51句中に食べ物は一切出現しないのとは対称的である。食べ物が詠み込まれた句をいくつか検討してみたいが、それにしてもこれらの食べ物が詠み込まれた句が旅愁を誘うものとまるで反対の生活臭のする定住的な句であることは驚きである。芭蕉をして擬似的な定住者を装させるほど近江での仮の生活は愛着があったのではないか。

「霰せば網代の氷魚ひょを煮て出さん」の句は、まるで漁師の家が客をもてなすかのような口ぶりである。氷魚とは秋に孵化した鮎の稚魚が数cmまで成長したもので、12月頃から翌年の2月頃まで琵琶湖でしか獲れない近江の名産品で古代から有名であった。氷魚が琵琶湖でしか獲れない理由は琵琶湖という湖に関係している。普通、海から遡上した鮎は、秋の産卵期に中流域を少し下りそこで産卵する。産卵後に孵化した稚魚はきわめて小さいので流されて海に下ってしまい、鮎の稚魚を獲ることは不可能である。しかし琵琶湖の鮎は琵琶湖にとどまるので産卵後数cmに成長した稚魚は琵琶湖の中で冬に群れている。これが魚体は透明で釜揚げなどにして食すればきわめて美味しい氷魚である。古くから「田上の網代の氷魚」として京の都などでは珍重された。現在でも高値で取引される琵琶湖の特産物である。したがって、客に氷魚を出すことは最上のもてなしということが暗喩されているわけで、芭蕉の喜びがわかるというものである。

「蝶も来て酢を吸ふ菊の酢和哉」は坂本菊という食用菊なますの膾を詠んだものである。この食用菊は古く中国から渡来したものであり、京の周辺に栽培されたのが、おそらく最初であろう。現在でも比叡山山麓の坂本の西教寺では菊御膳という料理で有名であるが、この菊は坂本菊と称される食用菊で地元の農家が栽培している。黄色と紫の2種類があるが、苦みが少なく歯触りがいいという特徴がある。食用菊と言えば現在では秋田県や青森県の特産品であるが、実は東北地方の食用菊は北前船で京の近郊から逆に運ばれたものではないかと推測している²⁶⁾。秋田県では「もってのほか」という名称であり、新潟県では「柿の本」と言っているが、北前船の寄港地を通じて日本海側に伝播したのではないかと思う。芭蕉は酢の物や膾は好物であったようであるが、近江の隠れた名物まで知っていることが驚きである。これらは現在、定住者でもかなりの食通しか知らな

い珍味であり、芭蕉が隠逸の場を選ぶとすれば近江のような地ではないかという傍証になる句である。

「草の戸を知れや穂蓼に唐辛子」の句には、穂蓼と唐辛子の植物が詠み込まれている。穂蓼は在来種で、数あるタデ属の植物のなかで唯一辛味のあるヤナギタデを指す。唐辛子は芭蕉の生きていたころにはかなり普及してきた外来有用植物である。16世紀後半、朝鮮半島経由で渡来した説と中国南部か東南アジア方面から渡来したという説があるが、いずれにせよそれまで外来の胡椒の占めていた地位を唐辛子は奪い農家の畑に普通に植えられるようになったものと思われる。この句も在来ヤナギタデと外来のトウガラシを同時に詠い込むというおもしろみをもった詠み方であるが、芭蕉は意外に新奇なものに対して進取の気性に富んでいるところがある。「秋海棠西瓜の色に咲きにけり」の句はどちらも当時列島に伝わってきた外来のものであるが、食べ物の西瓜の淡い赤の果肉を秋海棠の色と同じと見立てたのはさすがに観察力すぐれた芭蕉である。

近江では現在もヤナギタデを農家が半栽培している。野洲の三上山といえは近江富士で有名であるが、この山麓に三上神社があり秋の祭りにタデ飯を作って客に振る舞う習慣がある。このタデは農家の畑の片隅で半栽培されているヤナギタデである。春葉先がかなりでたころ採って乾燥する。乾燥した葉や穂蓼を磨って粉にして保存する。この粉を小魚のイリコと炊いた飯に混ぜたものがタデ飯である。かつては野洲川で獲れるアユを食べるとき、この粉を使って蓼酢を作って食べたりもした。時代はだいぶ下がるが、蕪村に「一鉢の蓼移しけり雨ながら」の句は、もらったアユを焼いて食べるときのためこのヤナギタデを庭に少し栽培する光景を詠んだものであるが、ヤナギタデやトウガラシは庶民の香辛料としてこのあたりでかなり普及していたはずである²⁷⁾。芭蕉がそれをよく知っていることが興味深いし、彼が近江の地を隠逸の場として望んでいたのではと想像を逞しくする根拠なのである。

「煮麺の下焚きたつる夜寒哉」や「飯あふぐ嬢が馳走や夕涼み」あるいは「躑躅生けてその陰に干鰯割く女」の句はいずれも料理する光景であり、その意味では生活感溢れる。しかも、煮麺は煮る素麺のことであり、現在も近江の長浜では焼鯖素麺が有名であるが芭蕉が詠んだ煮麺も素麺を醤油で煮た同様なものであろう。河村瑞賢によって瀬戸内海を通り大坂までの西廻り航路が開発されるまでは、

北前船の荷は敦賀や小浜で下ろされ峠を越えて琵琶湖の塩津まで運ばれた。そこから琵琶湖の丸子船で大津に入りさらに京や浪速に運ばれた。代表的な北の産物は干した昆布や干鰯・干鰯である。大坂の塩昆布、京の鰯蕎麦などはこれらの交易の産物である。干鰯が丸子船で運ばれたのは彦根蕉門の李由の「鰯船や比良より北は雪景色」の句によっても明らかである。現在でも大津や草津では正月料理の一品として干鰯を使う。

近江と京の歴史的関係からみると、京という消費都市に対して近江はいつも米とタンパク源であった琵琶湖の淡水魚と神社仏閣や家屋の建築材の供給地であった。現在でも滋賀県の農耕地のなかで水田の占める割合は95%以上であり、畑作地がきわめて少ない。この農耕地の中で水田の占める割合の高さは京が都になって以来続いているもので近江は昔から米どころであった。「飯あふぐ嬢が馳走や夕涼み」は近世でも米どころとして有名な近江の光景を彷彿とさせる。芭蕉が近江で詠んだ102句には15種類の食べ物が出現するが、いずれも近江らしく都に最も近い鄙の食べ物である。句を詠む場としてあるいは句が生まれる場という観点からは芭蕉は京嫌いの鄙好きであることはまちがいない。

蕪村が近江で詠んだ句あるいは近江を詠んだ句の合計は45句あるが、その中身を検討してみると蕪村自身の観察による近江という鄙を詠んだ句は意外に少ない。蕪村の句はほとんど題詠句であり、近江での瞩目句というのはほとんどない。しかし、何回かは近江の地に訪れていることはまちがいない。蕪村の近江の45句は、近江八景や芭蕉が詠んだ地を意識した句などもかなりあり、蕪村自身の詩囊に納められたものが進んでたものは14句と意外に少ない。近江八景を意識した句は石山秋月3句、瀬田夕照2句、粟津晴嵐1句、矢橋帰帆1句、三井晩鐘4句、唐崎夜雨3句、堅田落雁5句、比良暮雪1句と20句におよぶ。蕪村の時代にはかなり近江八景は庶民の段階にまで膾炙されるものであったことがうかがえる。

鄙の近江を思わせる典型的な句は、次のような句である。少年・蕪村が故郷・毛馬でみた風景と同じものであったろう湖東の内湖に広がる風景を詠んだ「菜の花やみな出はらいし矢走舟」は如何にも里の鄙を見事に詠んでいる。この時代、淀川下流域から京南部の巨椋池周辺あるいは近江の湖東の内湖を抱える湿地帯は二毛作の裏作である菜の花が

栽培されていた。菜種から油を絞る油商人もこうした地域には多くいた。蕪村の少年時代にこうした地域では普通にみられた風景であったし、蕪村の心象風景にはこれが焼き付いていたと思われる。蕪村は菜の花の句も数多く詠んでいる。この句は同時に近江八景のひとつ矢橋帰帆を意識した句であるが、それよりも当時畿内・近国の鄙で日常的に見られた風景であったと思われるのでこの句をそうした句の典型として取りあげた。

琵琶湖の東側には広大な湖東平野が鈴鹿山脈まで続く。湖東平野の西側は湿地帯に作られた浮田と内湖によって琵琶湖と接している。ここに展開していた風景は現在では想像することが難しい。内湖のなかでの農間漁業や内湖の端に広がるヨシ群落とそれに続く網の目のような浮田が展開している。牛を田に連れて行ったり収穫した稲を運んだりするのは迷路のような浮田の間の水路で使う田舟である。稲が終われば菜の花を植える。条件の悪いところはイグサが植えられている。

近江の名産といえば琵琶湖で獲れるニゴロブナを素材にした鮒鮓であろう。これは現在とちがって蕪村のころは夏に鮒を漬けた桶を開けるものであった²⁸⁾。近江の何所の夏野を歩いていたのか「鮒鮓の便りも遠き夏野哉」は蕪村の詠んだ鮓の句の17句のなかでも名句として知られる。近江の湖東平野のなかで時々あらわれる夏野と通り過ぎる汗だくの蕪村の点景は鄙の近江らしさを遺憾なく發揮している。もう1句蕪村が詠んだ鄙の句を取りあげてみたい。蕪村が食べ物についてのエピソードであることはつとに知られたことであるが、「採蓴をうたふ彦根の僮夫哉」などはそのことを表す最たる句である。採蓴とはジュンサイ採取のことであるが、琵琶湖の湖東地域は近世には広大な内湖と湿地帯が湖岸に広がっていた。そうした内湖には今ではあまりみられないがジュンサイが繁茂していた。この句は、彦根城は松原内湖に囲まれていて、農家の人がおそらく今晚の酒の肴のためにジュンサイを採る光景を詠んでいる。内湖と田舟と農人の織りなす採蓴は蕪村が憧れる中国の山水画のような一服の絵である。

以上で、都鄙を詠む芭蕉と蕪村の4つのパターンを通覧したことになる。前章で蕪村が京をどのように詠んだのかを検討しているので、この章では京を詠んだ芭蕉の8句と近江（鄙）を詠んだ芭蕉の102句、近江（鄙）を詠む蕪村の45句を検討した。

蕪村にとって京は、生き方として隠逸を楽しむ場であると同時に句の生まれる場であり彼の自在な精神や奔放な想像力を飛翔させる格好の空間であった。彼の自在な俳諧精神は京の洛中・洛外を超えて近江や山城などの鄙にも及び、都鄙の両者を詠むことによって日本文化の内側から文化の熟成の何たるかを示したのではないか。自在という言葉は蕪村に似合う。それに対して日本文化の熟成に至らなかった時代を生きた芭蕉には、孤高という言葉が似合う。彼は貴顕に独占されていた詩歌の世界を庶民のものにするという孤高の闘いをしてきたが、この庶民の詩歌の世界をまず都ではなく鄙の場から創りあげていった。そうした意味では芭蕉は鄙好きであり蕪村は京好きの俳人であったといえる。

5 終わりにかえて——京を詠む蕪村と江戸を詠む其角

蕪村は早野巴人に師事し江戸で俳諧の修行をしている。早野巴人の師は其角^{きかく}である。蕪村が京という都の抽象性を詠んだのは江戸を詠むことを得意とした其角の系譜に連なるからなのかもしれない。蕪村を形容する自在、奇想、磊落^{らいらく}、放逸などはやはり其角を形容する語彙と同じである。蕪村の句に其角の影響があるのはその意味では当然なのであろう。歴史家の半藤一利は生粋の江戸っ子である其角を「中国は唐の詩人李白を彷彿させるではないか。この才気煥発さで他の追随許さず、独歩独住の境を確立する。とにかく豪放磊落、酒を愛し、遊里を愛し、そのうえ権門富貴に気儘に出入りした、ただし、卑属に墮するようなことはなかったが・・・」と賛辞する²⁹⁾。京を詠む蕪村を江戸を詠む其角と比較してみるのも一興である。思いついたまま両者の題材や状況のよく似た発句を並べてみた。

蕪村	其角
(1) 御忌の鐘波なき京のうねり哉	鐘ひとつ売れぬ日はなし江戸の春
(2) 梅遠近南すべく北すべく	稲妻や昨日は東けふは西
(3) のふれんに東風吹伊勢の店出哉	越後屋にきぬさく音や衣更
(4) 下戸ならぬこそ宵ゝのしぐれ哉	夕すずみよくぞ男に生れけり
(5) 升呑の価はとらぬ新酒かな	十五から酒をのみ出てけふの月
(6) 鳥原の草履にちかき小蝶哉	闇の夜は吉原ばかり月夜かな
(7) 桃源の路次の細さよ冬ごもり	詩あきんと年を貪る酒債かな

(8) 海のなき京おそろしやふくと汁 大酒に起てもものうき給哉

(9) 鮒ずしの便りも速き夏野哉 かたつぶり酒の肴に這せけり

蕪村が京・洛中の路地奥の小さな隠れ家に住んでいるのに対して、其角は新興都市・江戸の茅場町の長屋住まいである。京都では「粋人」のことを「粋(スイ)な人」といい、「粋(イキ)な人」とは言わない。東京では下町の気っ風のいい江戸っ子を「いなせな人」という。蕪村の句は開祖・法然の知恩院の御忌の鐘のうねりと参詣する人のうねりが一緒になる京・東山の春の訪れを詠んだものだが、参詣人に混じる粋人・蕪村の姿が眼に浮かぶ。参詣のあとは界隈の料理屋にでもしけこんで酒を飲んでいるのであろう。片や長屋住まいの其角、紀伊國屋文左衛門などから声でも掛かって新吉原の遊郭で酒でも飲みながら新興都市・江戸の経済的成長を謳歌する「いなせな人」を演じている。蕪村の句と其角の句の対比は「粋」と「いなせ」を表しているが、それがとりまなおさず京と江戸という都市の性格の対比ともなっている。この「粋」と「いなせ」の対比を具体的に表現している句を順番にみていくと、(1)は王朝から戦国時代と歴史の重層する京と新興の経済的発展の江戸、(2)は飼い慣らされた自然と荒々しい自然、(3)は老舗の店と流行の店、(4)は上品と豪快、(5)は粋な上戸と野暮な酒飲み、(6)は艶麗と歓楽、(7)は路地と長屋、(8)はエピキュリアンと大酒飲み、(9)は奢侈と貧乏を表している。つまり京が「粋」な文化を育むものだとすれば、江戸は「いなせ」な文化を育む場であったわけで、この両者の差異が俳諧発句の中に自ずと表出したと考えることができるのではないか。というより蕪村の俳諧はこの「粋」な文化を集約として結晶化させたものと考えておきたい。同様に其角の俳諧は「いなせ」に象徴される江戸っ子気質を集約して結晶化されたものとみなすことができるのではないか。

蕪村にとって京とは句の生まれる場であった。この京は洛中と洛外の双方を含むものでどちらも蕪村の自在な句法には適うものであった。蕪村の自在な精神は都鄙の如何に関わらず作動する。鄙なら自然詩人として、京なら都会詩人として自在な作句をすることは2項、3項でみてきたとおりである。したがって、蕪村にとって都のウチとソトという感覚は都鄙として存在していた。洛中は都、洛外は鄙という感覚である。京都の「古都」という印象は、街路の

規矩のなかに象徴されていて壮大な条坊の一角に隠れ家があるという感覚こそがウチとソトを分けている。ウチこそが都であり、ソトは鄙の感覚はこの意識されざる都城制によって培われてきたのであろう。さらにその外側は山の鄙である丹波があり、里の鄙は近江と続く。そしてこれらの鄙もまた古代から戦国までの歴史の重層した地域であり、蕪村の古典の知識を飛翔させるのにうってつけの地域なのである。つまり、都も鄙の双方をそこで展開した歴史や古典の物語化や身体化・擬人化の手法で俳諧化してしまった。京の内外を俳諧によって虚構の世界を創りあげたといっている。それらを象徴的に表現している句を最後に挙げておきたい。現在、「京都市」とか「京都らしさ」といっているものの淵源は、蕪村が生きた時代にあり、蕪村こそが古典の舞台としての京や京らしい行事や民俗を俳諧・俳句によって俗情と結託させた、つまり観光を促した張本人のひとりではないかと思うのである。

京都	万歳の踏みかためたる京の土
古典の物語化	春の夜や狐の誘ふ上童
鄙としての洛外	
（伏見稲荷）	初午やものだね売に日の当る
鄙としての洛北（鞍馬）	炭売は桜に来つる便かな
山の鄙（丹波）	雲の峰に肘する酒呑童子かな
里の鄙（近江）	物負フて堅田に帰るしぐれ哉

蕪村は籠り居の詩人、芝居好きで遊郭にもしばしば通う艶詩人ともいわれる。また萩原朔太郎によって郷愁の詩人ともいわれた。蕪村は京に定住して、退屈で限らない日常のなかで繰り広げられる平和な京の町の凡庸な行事や都鄙の生活を歴史化する、物語化する、郷愁化する行為としての俳諧を定立したといえる。（篠原 徹）

註

- 1) 鬼頭宏（2000）『人口から読む日本の歴史』講談社。
- 2) 芳賀徹（2017）『文明としての徳川日本』筑摩書房。
- 3) 藤田真一（2000）『蕪村』岩波書店。
- 4) 伊谷純一郎（2000）『蕪村の動物句』川崎展宏・金子兜太監修『鳥獣虫魚・歳時記（春・夏）』朝日新聞社、篠原徹（2017）『ノラを歩き花を愛でる蕪村』『民俗の記憶』社会評論社。
- 5) 京都に関心をもつ歴史学者は一度は「京都論」を書いてみたいらしいと述べたが、このことは次のような歴史学者などのことを指している。
林屋辰三郎（1962）『京都』岩波書店、脇田修・脇田晴子（2008）『物語 京都の歴史』中央公論新社、高橋昌明（2014）『京都＜千年の都＞の歴史』岩波書店、小林広・高木博志・三枝暁子（2016）『京都の歴史を歩く』岩波書店、八木透（2015）『京のまつりと祈り—みやこの四季をめぐる民俗』昭和堂
比較的手に取りやすいものを挙げてみた。広く京都論を取りあげれば枚挙に暇がないが、人類学者・梅棹忠夫の『梅棹忠夫の京都案内』（角川書店・2004）、『京都の精神』（角川書店・2005）などもユニークなものである。
- 6) 揖斐高（2019）『蕪村』笠間書院。
- 7) 前掲（6）。
- 8) 林屋辰三郎（1962）『京都』岩波書店。
- 9) 長谷川宏（2018）『幸福とは何か』中央公論新社。
- 10) 三好達治（1960）『雪』『現代詩人全集』第8巻現代Ⅳ、角川書店。
- 11) 前掲（3）『翔けめぐる創意』。
- 12) 堀切実編注（1989）『蕉門名家句選』下、岩波書店。
- 13) 中村琢己・塚本章宏・林倫子（2013）『都市大火史からみた近世京都の景観研究』『京都歴史災害研究』第14号。
- 14) 藤田真一・清登典子編（2000）『蕪村全句集』おうふう。
- 15) 前掲（3）、109頁。
- 16) 篠原徹（2010）『自然を詠む』飯塚書店。
- 17) 井上章一（2015）『京都ざらい』朝日新聞出版。
- 18) 筆者作成図をもとに奈文研景観研究室で作図（国土地理院数値地図50000を利用）。
- 19) 篠原徹（2014）『蕪村の酒と肴』『酒薫旅情』社会評論社。
- 20) 前掲（6）。
- 21) 前掲（14）541頁。
- 22) オギュスタン・ベルク（1990）『日本の風景・西欧の景観そして造景の時代』講談社。
- 23) 鈴木健一（2010）『風流 江戸の蕎麦』中央公論新社。
- 24) 前掲（23）。
- 25) いかいゆり子（2015）『近江の芭蕉—松尾芭蕉の世界を旅する—』サンライズ出版。芭蕉が近江で詠んだ句が102句あることを示し、それぞれの句の解説など近江における芭蕉の俳諧について最も秀逸な研究書。
- 26) 朝日新聞社編（1975）『朝日百科 世界の植物』4、朝日新聞社。食用菊の項目はキク科研究の泰斗である植物学者・北村四郎が記述しているが、日本における食用菊の渡来についてはふれていない。秋田県や青森県の食用菊・阿房宮の由来は南部藩主が京都の九条家の庭にあったものをもらい受け栽培したのが始まりであると記している。
- 27) 山本紀夫（2016）『トウガラシの世界史』中央公論新社。
- 28) 篠原徹（2016）『現代“ふなずし”再考』『再考 ふなずしの歴史』サンライズ出版。
- 29) 半藤一利（2006）『其角俳句と江戸の春』平凡社。

第4章

ケーススタディ「京都」

第1節 祇園祭山鉾町——中心市街地の文化的景観

1 はじめに

南北に走る烏丸通・室町通・新町通と東西に走る四条通とが交叉する辺りは、昔も今も京都の中心市街地であり、経済活動の中心地である。この地域は八坂神社（祇園社）の氏子圏の中心でもあり、室町時代以降、祇園祭（世界無形文化遺産）の山鉾巡行を担い続けている。山鉾町とは、山や鉾、船などをだす町々のことであり、およそ戦国時代の下京の範囲にあたる。

八坂神社・祇園・先斗町と山鉾町を結ぶ四条大路（四条通）は信仰と遊楽の都市軸であり、町小路（新町通）と室町小路（室町通）は商業・経済の都市軸といってよい。四条町の辻が室町幕府の高札場「札の辻」であり、四条室町の辻が祇園祭山鉾の中心「鉾の辻」と称されたのは、地域の実態に即したものであり、地域性をはっきりと示している。

本節ではこの京都の中心市街地（経済センター）・祇園祭山鉾町を文化的景観として評価し、その特性と価値評価を示したい。それが山鉾町のまちづくりの基盤を示唆するからである。具体的には、都市史の立場から場所性・重層性・象徴性を視軸として山鉾町の文化的景観の特性を探り、また「生業と信仰と遊楽」や「京町家」、「まちづくり」の一端を眺めたい。



図1 膏薬辻子（こうやくのずし）の町並み
 繁華な市街地・山鉾町にも閑静な伝統的空間が残る。

※以下で用いる「上京」・「下京」は、前近代における京都の地域区分であり、二条大路（二条通）が境界となっている。

2 祇園祭そして山鉾の復興と再生

祇園祭は東山の八坂神社（祇園社）の祭礼であり、令和元年（2019）は「祇園御霊会」の始まりから1150年にあたるとされ、盛大に神事や祭礼行事、山鉾巡行が執行された。

この祇園祭の歴史は、神社からみても氏子からみても復興と再生の歴史である。応仁の乱（1467～77）をはじめ、戦国期（16世紀）や幕末期（19世紀中頃）、20世紀の動乱・戦争、さらにたびかさなる都市火災などによって、山鉾の破壊・焼失はもとより、祭礼行事そのものの廃絶に至る事態に陥ったこともあったが、そのたびに復興、再生、発展を遂げてきた。その不死鳥のような生命力は現代にも受け継がれているようである。

昭和の戦後復興期、すなわち20世紀後半におけるいわゆる「休み山鉾」の復興を眺めてみると、昭和28年（1953）に菊水鉾（中京区四条通室町上ル）が復興し、その後、昭和54年（1979）に綾傘鉾（下京区綾小路通室町西入）、昭和56年（1981）に蟬螂山（中京区西洞院通四条上ル）、昭和63年（1988）に四条傘鉾（下京区四条通西洞院西入）が再興され、32番目の山鉾として巡行に加わった。

21世紀に入ると、平成26年（2014）には四条町（下京区新町通四条下ル）の大船鉾（凱旋船鉾）が再建されて山鉾巡行に復帰したが、これは幕末期、元治元年（1864）の兵火による焼失以来、150年ぶりのことである。現在も、衣棚町（中京区三条通室町西入ル）では、令和8年（2026）までの鷹山再建・巡行を目指して着実に活動している。

こうした動きのなかで、山鉾の再建・修理などとともに、町会所の再生・復興も注目される。

町会所は、近世京都の町々にあった共有の施設であり、町の寄合などがおこなわれる自治の場である。おおよそ町家と同様の外観や構造をもっているが、山鉾町の町会所では祇園祭のために必要な特別の機能（山鉾の部材の収蔵、

囃子の練習、本尊などの飾り場など）を備えているところに大きな特徴がある。

三条町八幡山（新町通三条下ル）では平成20年（2008）に江戸時代後期の町会所を改修・再生し、四条町大船鉾では平成29年（2017）に町内にあった町家を改修して大船鉾のための機能を付け加え、町会所を復興している。

近年、最も重要なできごとは、平成26年の祇園祭において7月17日の前祭の巡行に続いて、24日に後祭の巡行がおこなわれ、祇園祭本来の祭儀の姿を取り戻したことである。祇園祭そのものの復活といえるものであり、それが山鉾町の人々を中心におこなわれたことは、ある意味で当然のことである。

しかし、見過ごしてならない大切なことは、この都市祭礼の維持と復興と再生の営みを続ける山鉾町が、その一方で、というよりも本来のあり方として平安時代以来ずっと1000年をこえて京の「中心市街地」としての都市機能を保ち続けているということである。

3 *The City of Kyoto* あるいは 「町 まち / ちょう」—— 場所性

山鉾町は、京都の歴史的街区の中核をなす「中心市街地」であり、いうまでもなく都市民衆の祭礼として500年ほどの歴史をもつ世界民俗遺産・祇園祭を運営し、祇園祭の歴史と文化を伝える町々である。

この山鉾町を一言で表すなら、「町 まち / ちょう」となるであろう。〈まち〉とは市場の通り、〈ちょう〉とは地域生活空間とともに、地域コミュニティを意味している。シティ *The City* といえはロンドンの有名な金融街であるように、「町」は首都・京都の経済機能を担い続けた地域であった。山鉾町一帯は、今も銀行などが集中する京都の経済の中心地であるが、このような地域の特徴は、はるかな昔、1000年近く前にまでさかのぼることができる。

The City of London にならって、*The City of Kyoto* と呼んでも差し支えあるまい。もちろん経済機能のみならず、地域空間、地域社会の意義が複合している都市空間であることも共通している。

「町」の形成と持続 —— 中心市街地 こうした山鉾町の町々の分布域は、現在、姉小路以南・松原以北・東洞院以西・油小路以東となっている。四条烏丸の周辺に広がり、

京都の中心市街地である、いわゆる田の字型地区の中心に立地するといつてよい。

ただ、烏丸通が山鉾町の南北中軸街路となったのは現代のできごとである。この地域の中軸街路は、西から東に新町通 → 室町通 → 烏丸通と移り変わってきた。そのことは、前述のように、四条と室町通の辻が「鉾の辻」（戦国期から祇園祭山鉾の中心）、また四条と新町通の辻が「札の辻」（室町幕府の高札場）と呼ばれたことが端的に示している。

「新町通」は近世～現代の道路名であり、戦国期には「町通り」、古代・中世には「町小路」と呼ばれた。原点ともいべき「町小路」の出現は平安時代に遡る。道の名称としては一条から九条に至る南北の通りを指すが、文字通り「まち」＝市場として活況を呈したのが、三条や四条、五条、七条と交叉する辻の周辺であった。四条町辺りは洛中で最も賑やかなところで、道に面して女性たちが商う小さな店屋（小物座などの町座）が並び、その背後に民衆の住まいなどがあった。

山鉾町の中核である地域はいつの時代にも京都を支えた経済的な中心「まち」であったが、さらに社会的・文化的な特色も濃厚である。いくつか事例を挙げてみよう。

①祇園社の氏子圏 —— 二条以南、五条（今の松原通）以北 —— に含まれる（祇園祭の地域的基盤）。

②戦国期の下京「惣構」の範囲は二条以南、五条以北、東洞院以西、堀川以東の地域である。

③戦国期に成立した下京の町組は「丑寅組」・「巽組」・「西組」などと称したが、山鉾町の多くが属する町組の名は「中組」である。山鉾町が、地理的な意味のみならず、経済的な、また社会的な意味においても占めていた立場を物語るものであろう。

④戦国期の町衆文化の1つとして「下京茶湯」はよく知られている。その中心は「市中の隠」（「市中の山居」）で名高い四条室町の「数寄の上手」奈良屋宗珠であり、四条町の十四屋宗吾であった。ちなみに宗吾の弟子となった堺の武野紹鴎は、四条室町夷町（菊水鉾町）に大黒庵を営んだ。

祭礼と都市構造 今の山鉾町の母胎ともいべき戦国期の下京についてももう少し詳しくみておこう。

個々の町（ちょう）の領域、いいかえると下京の町割はすでに基本的には固定されていた。現在の下京鉾町にみら

れる町割の骨格は、少なくとも天文期（1532～1555）に遡り、おそらくは町単位の祇園会出銭によって山鉾運営がおこなわれるようになった時期に形づくられていた敷地割の状態に源をもつと推定される。

一方、戦国後半期の京の道路は、ほとんどすべてが条坊制の規模・形態を失っていた。つまり巷所化して道幅がかなり狭くなっていた。そして前述のように町割が固定化するにしたがい、道幅もおのずから定まったとみられよう。巷所化した道路部分をそのまま敷地と公的に確定することになったのが、おそらく豊臣秀吉による天正年間の京中検地であり、その後実施された道路幅員の統一などの整備の結果、実体としても確定されたのであろう。

さて、祇園会山鉾を維持するための条件が、町共同体の存続、「役」負担における町共同体間の平等であるとする、それは町割形成の大きな要因として、必然的に下京全域における町の規模の平均化、町内の均質化をもたらし契機となったにちがいない。逆に、祇園会に関わる役負担そのものが、下京の町々にいわゆる鉾町と寄町の上下関係をもちこむ契機となった。

本来的には水平的・平等的な地縁組織であるはずの町々は、祇園会のみならず、構の堀普請など恒常的な、あるいは臨時に賦課された少なからぬ課役に対応を余儀なくされるなかで、おのずと経済力の差にもとづく階層分化が進行したのであろう。結果的にはそうした階層差が町の内部にまで入り込み、町人による自治、町組の自治をその根元からゆるがせたのであった。

町衆の祭といわれる祇園会山鉾の維持運営が下京の都市空間構成＝町割に大きな影響を与え、また地域社会を構成する町々の間に階層構造をもたらし、惣構に囲まれた戦国期の下京は、都市民の祭礼に規定された都市集落なのであった。

微地形と地域性 周知のように京都の旧市街地は全般に北が高く、南に向かって低くなる地形である。そうしたなかで興味深いのは、街と道は平坦ではなくて起伏に富んでおり、微高地やまた低地がいくつもあることである。小高く南北に連なる微高地、いわば尾根筋には道が開かれている。上京では新町通や室町通、下京では新町通である。

水はけのよい微高地に平安京の町小路や室町小路が開か

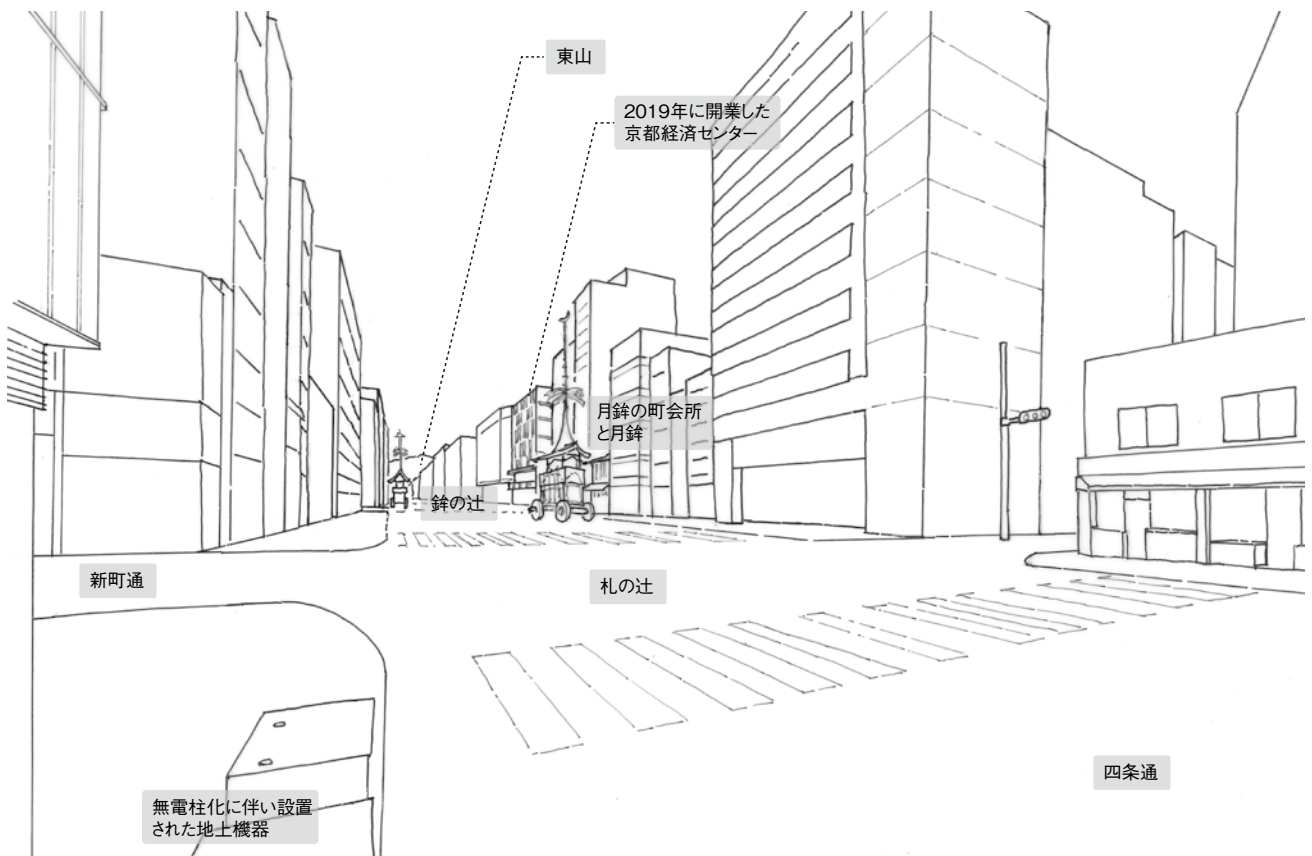


図2 四条と新町通の辻「札の辻」の図解（東をみる）

れたことはおそらく偶然の賜物であるにしても、新町通が平安時代中期から今に至るまで居住地・商業地区として繁栄を持続できたことは、そうした微地形的な立地条件に恵まれたからであろう。平安京以前に遡る可能性のある微地形が、地域の性格、「町」の基本的な骨格を規定したと考えることができる。

山鉾の分布が、南北の室町通・新町通と東西の四条通との辻周辺に濃密であるのは、この地域が山鉾町の自治・経済・文化・信仰の中核であったからにはほかならない。新町通に放下鉾・大船鉾（凱旋船鉾）・船鉾（出陣船鉾）、そして鉾に匹敵する大型の山である北観音山・南観音山、そのほか八幡山・岩戸山が並び立っている姿は、古くから京都の中軸街路であったこの通りの歴史の一端を示しているのである。

山鉾町は、平安京の時代から現代に至るまで1000年をこえて、人・モノ・情報の交流の場として、都市機能が集中する拠点として、地域コミュニティの中核として、持続的に発展してきた京都の中心市街地である（この点に上京とのちがいをみることもできる）。

また山鉾町は、伝統と革新の調和する地域、都市民衆

文化の中心でもあった。まさに「町まち／ちょう」、*The City of Kyoto* であった。

4 自然・町・町家・坪庭・路地 —— 歴史と文化の重層性

いわゆる自然は、平安京の建設とともに失われ、また西洞院川や堀川も残念ながら近代になって地上から姿を消した。今もよく残っているのはただ微地形的な特徴だけかもしれない。

とはいえ、戦国期の「市中の山居」は、繁華な市街地の中に山里の閑寂なたたずまいを創り出す思想として注目に値しよう。しかもそれは、都市大衆文化の新時代を迎えて町衆が独自の生活環境文化を創造し、生業と居住の空間に次元の異なる数寄の空間を付け加え、都市民衆の生きる空間を多彩にした。現在見られる京町家の坪庭や奥の庭は、そうした環境志向の所産なのである。

山鉾町には、古代・平安京条坊制の格子状街路パターンや、四行八門制の二面町から変化した中世の四面町の形態、四条町近くに開かれた数本の辻子、多数の「路地 ろーじ」

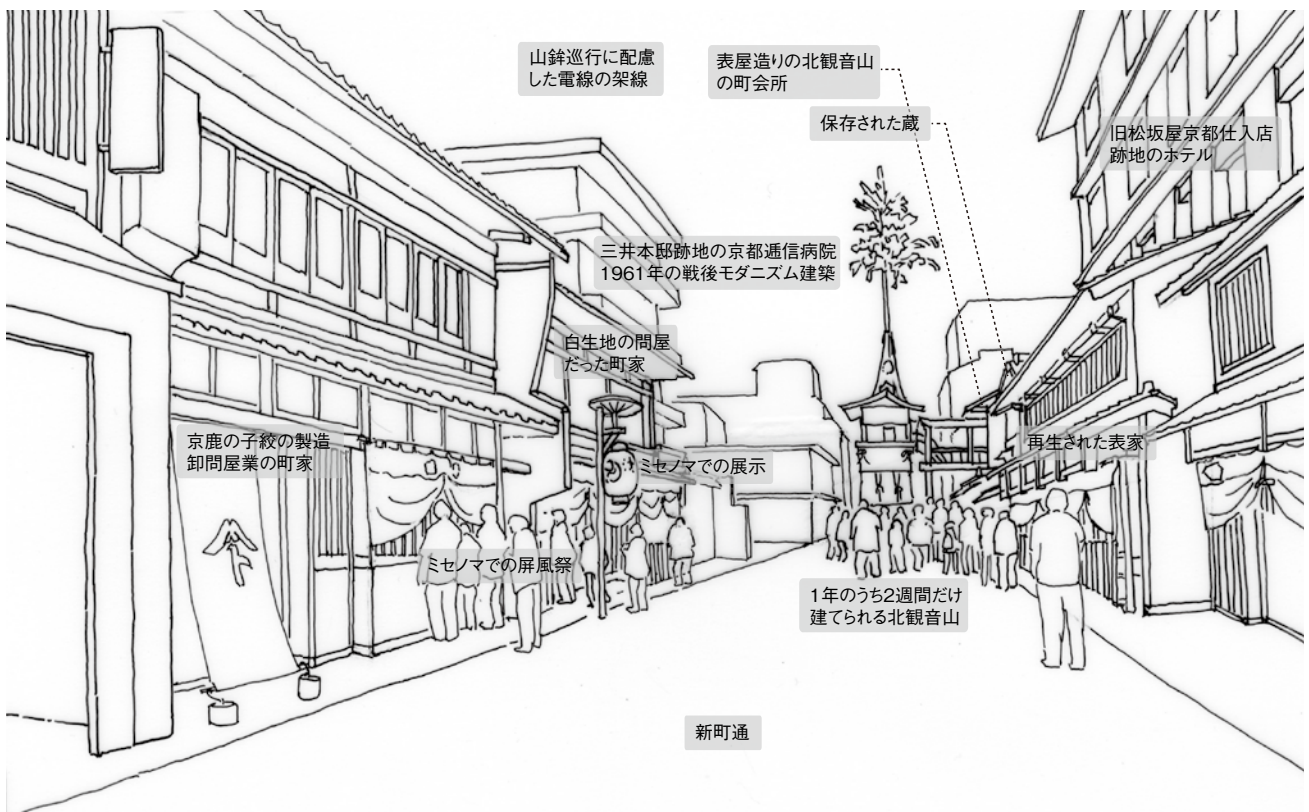


図3 新町通の図解（北をみる）

を内包する近世の町割、近代の道路網などが残存し、重層している。京都の、また下京の過去の姿、とくに中世的な面影をよくとどめる地域である。

戦国期に造りあげられた地縁にもとづく町共同体は、町組や惣町の結成、近世下京への再編成を経て近代の番組に至るが、山鉾町では祇園祭の維持・運営が大切な年中行事であったため、より連続性と重層性が強い。

都市の構成要素とその機能についても、当然のことながらコンビニやスーパー、デパートが建ち並び、近・現代オフィスビルが林立するなど劇的な変化があった。とはいえ、近世末の風情を伝える町家や町会所などが少なからず残り、連続性、重層性をみることができる。「町」には商業地域の歴史が積層し、わずかながらそれぞれの時代の「町 まち/ちょう」の痕跡が残っているといえる。

山鉾町では、地域の特色が短い時間で置き換わっていくのではなく、ゆるやかに変化しつつ継承、持続されてきた。これが山鉾町の歴史と文化の多面的かつ豊かな重層性を生んだのであろう。

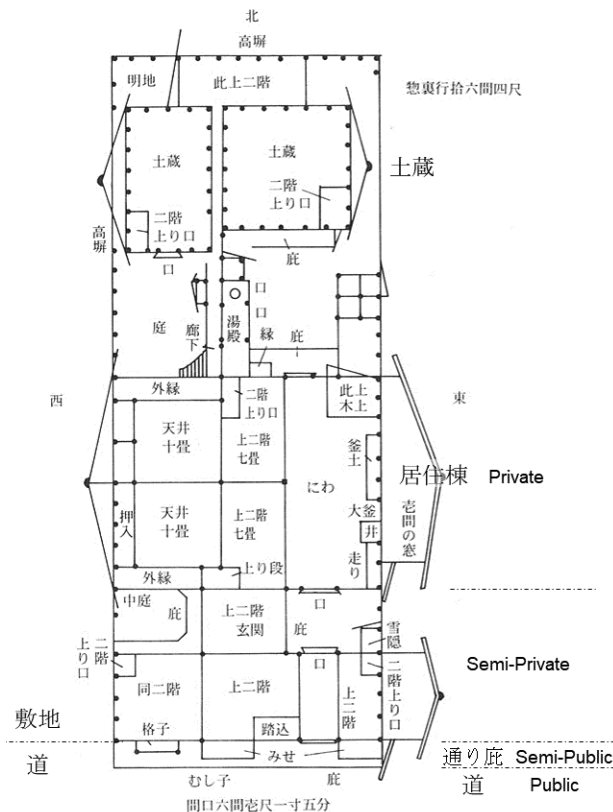


図4 「表造り」の京町家平面図と空間構造

5 祇園祭・六角堂・町家 ―― 歴史と文化の象徴性

祇園祭 この地域の歴史と文化を象徴するものとして最初に挙げられるのは、もちろん祇園祭である。祇園祭は都市・下京の祭礼として5世紀に近い伝統を誇るが、見落としてはならない重要なものがほかに少なくとも2つある。

六角堂 その一つは六角堂（頂法寺）である。平安遷都から後、京内に建てられた最初の寺院であり、10世紀にさかのぼる。本尊の観音菩薩は貴賤を問わず京の人々の信仰を集めた。とくに注目されるのは、戦国期に下京の町組の寄合の場であったこと、六角堂の鐘が下京に危急を知らせ、また平時には時を告げる鐘であったことである。下京の人々の暮らしは六角堂の鐘とともにあった。

町家 もう1つはこの地域に今も生きる「町家 まちや」である。それは民衆の暮らしと都市空間の歴史と文化をその空間に内包しており、とくに「表造り」の町家に典型的なかたちで認められる（図4）。「表造り」町家の空間は、共在する生業と居住の機能の分節化が一つの建築として現れる。つまり道に面した店舗棟〈オモテ〉、さらに中の居住棟〈ナカ〉、さらに奥の離れや土蔵〈オク〉あるいは裏の借家〈ウラ〉などからなる。それらのあいだに坪庭や奥庭が散在している。

ここに〈公－私〉の視点を付加すると、町家の社会＝空間構造は、〈道－パブリック〉に接して、〈通り底下－セミ・パブリック〉、〈オモテ－セミ・プライベート〉、〈ナカ－プライベート〉と続き、〈ウラ－セミ・プライベート〉といえよう。それは古代・中世の京都の都市空間構造である、道－中間領域－街区（店－住居）と対応している。町家は京都と同じ社会＝空間構造をもっているのである。

一方、離れや庵、茶室などがある町家の奥は、生業と居住の空間とは異なった意味を有している。それは坪庭・前栽や「下京茶湯」・「市中の山居」の伝統を背景とした数奇の空間である。

要するに、町家は、*The City of Kyoto*、「町 まち/ちょう」、都市・下京の歴史と文化、を内に秘めている。町家は、山鉾町のみならず、下京のシンボルといわねばならない。

このような意味で、町家を次の世代に伝える保全・再生の意義は決して小さくはない。それは町家が京都という都市・建築の縮図であり、また京に住まう人々の暮らしの歴

史と文化を体現しているからである。

さらにいうなら、京町家の保全・再生は文化遺産の保存や歴史的風致、文化的景観の継承にとどまらない意味をもっている。京町家は、京都の中心となる最も大切な‘ところ’、京都の最も奥深い大切な‘ところ’であり、京都の‘ところ’なのではなかろうか。

その京町家は新たな都市建築と都市景観を創造する可能性を秘めている、と私は思っている。

6 文化的景観の継承と再生 —— *The City of Kyoto* と“山鉾町”

(1) 特性と価値

山鉾町は、日本における首都京都の発展の各段階を投影した都市構造を現在まで継承する中心市街地であり、条坊制街路を基盤に中世の辻子や近世の路地、近代街路網などの諸要素が現在の都市景観に反映されるとともに、商業都市・下京が醸成した伝統と文化、信仰に基づく寺院や町家群が独特の情趣を生みだす貴重な「文化的景観」であり、類い稀なすぐれた価値をもっているといえることができる。

The City of Kyoto 「町 まち／ちょう」の文化的景観

これまでわかりやすいように広く知られている祇園祭山鉾町を冠してこの地域の文化的景観を呼んできたが、それではその特性の一面しか伝えないのではないかという危惧がある。祇園祭と山鉾巡行に関わる景観形成は、この地域の生業や暮らし、信仰が形成する景観の一部でしかないからである。より正確にはいうなら、*The City of Kyoto*、「町 まち／ちょう」がふさわしい。京都経済街あるいは京都経済センターの文化的景観といってもよいであろう。

アーバニシティとアイデンティティの継承 山鉾町の景観形成に関わるステークホルダーのそれぞれが山鉾町の固有の都市性を理解し、その文化的景観の価値、景観の価値、町家の価値を共有し、未来へ伝えることこそ、この地域の今後の発展にとって最も大切な基盤であると考ええる。その根幹にあるのが祇園祭と山鉾巡行である。

祇園祭と山鉾巡行は、この地域の人々にとって活力の源泉であり、発展の礎ではなかろうか。戦国期、下京の人々が「神事なくとも山鉾渡したし」と願ったのと同じなのではないかと思われる。

シンボリシティとインテグリティ 1年に1度、姿をあ

らわす山や鉾、船、傘はそれぞれの〈町 ちょう〉を、そして山鉾町という地域全体を統合するシンボルなのであろう。吉符入りに始まり、町会所での囃子の練習、山や鉾、船の組み立て、曳き初め・舁き初め、山鉾上での囃子、宵山、巡行、解体・収蔵などの一連の儀式や行事は、地域コミュニティ——近隣や町（ちょう）、その連合組織——の統合をたしかめあう‘よりどころ’となっているようにみえる。

山鉾町の文化的景観は、あらためていうまでもなく〈有機的に進化する景観〉のカテゴリーのなかにあるし、事実として有機的に進化を遂げてきたことは、現在の景観の変化にも明瞭にあらわれている。生活と生業と信仰に関わる山鉾町の文化的景観が、さらに将来にわたって進化し続けるためにどのようなことが重要であろうか。

現代においてもあいかわらず京都の経済活動の中心地であり、祇園祭山鉾巡行の運営・執行の母体であるこの地域が持続することは、もちろん大前提であろう。そのうえで、この地域に関わる多種多様な、しかも多数のステークホルダーの動きを良好な景観形成に向けて調整することが文化的景観の保全・継承・創造に寄与するのではなかろうか。このきわめて困難な課題を前にして、京都の知恵というべき「京都」システムに期待するところが大きい。

(2) 景観づくり、まちづくり —— 最近の動向

この地域は経済・社会の動向に敏感な地域であり、国内・国際社会の変化に応じて経済的な活力が増大し、活性化すると、地価が上昇、高騰して生活の場であり続けることが難しくなるし、またインパウンドの増大は地域の機能と構造、そして景観の転換、たとえば町家からホテル・民泊へといった劇的な変化を引き起こす。このように活発な経済活動は諸刃の剣なのであり、良好な景観の保存、継承、創造をうながすこともあるが、その一方で過度な経済価値の優先は良好な景観の劣化やオーセンティシティの喪失、さらには景観の破壊そのものをもたらしことにもなる。実際、こうした危機的状況が今や日常的になりつつあるといえよう。

以下では、産業・経済、社会、観光などの動向を踏まえてさまざまなステークホルダーの景観形成に関わる活動を一瞥することにしよう。

行政 —— 文化財保護・景観づくり・まちづくり 山鉾町の文化的景観の重要な構成要素に関わるものとして指定

文化財を挙げると、国指定には杉本家住宅（建造物・庭園）があり、京都市指定では長江家住宅・川崎家住宅・野口家住宅などの町家、頂法寺本堂（六角堂）、そして小結棚町会所（放下鉾、新町通錦小路下ル）をはじめとする山鉾町の会所4件がある。いずれも典型的・代表的な文化遺産といえよう。これらのほかにも国や市の登録文化財も少なからずある。

景観づくり・まちづくりについては、景観法による景観重要建造物指定なども数件なされているが、京都市独自の制度として特筆すべきものは、平成29年11月制定の「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）である。「歴史都市・京都の歴史、文化及び町並みの象徴である京町家の保全及び継承を、多様な主体との協働の下に推進していくことを目指し」たものであり、いくつもの画期的な特徴があるが、ここでは条例に基づいて京町家や地区を指定できることに注目したい。

この条例では「趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の建物や区域を京都市が指定する」こととしている。現在、先斗町をはじめとして7つの地区が「京町家保全継承地区」に指定されているが、このうちの「膏薬辻子 京町家保全継承地区」（令和元年5月指定）は、山鉾町域にあって市街中心地とは思えない町並みを残し伝えており、重要な構成要素というべきものである（図1）。四条新町の辻の西南にあたる街区にある膏薬辻子は、北の郭巨山町（郭巨山）から南の矢田町（伯牙山）に、途中で折れ曲がりながら貫通する。およそ南半分は杉本家住宅に接している。

この地区指定制度は、危機に瀕している山鉾町新町通の町並み景観を守るためにも有効な手だてと考えられるので、可能な限り早い地区指定が望まれる。

経済・社会 「経済センター」下京を象徴するできごとがあった。

四条室町南西角、函谷鉾町に「京都経済センター」が建設され、平成31年（2019）3月オープンしたのである。このセンターは、経済界と行政が一体となり進めてきたものであり、四条室町に京都の経済団体等が集結して京都経済百年の計として「交流と融合」の場を提供し、また京都府域の中小企業の総合支援（オール京都体制での対応）拠点としても活用し、さらに「賑わい施設」を併設して「四条烏丸、四条室町エリアの一層の魅力向上と活性化を図」

るものであるという。

この「京都経済センター」のコンセプトでは、四条室町は「京都の繊維産業の振興拠点であり、京都ファッション界の情報発信拠点として、地域経済の発展をリードしてきた」と位置付けられている。山鉾町の中核の地、四条室町「鉾の辻」が、現代においても重要な経済拠点として認識されていることは重要である（地域特性の認識の共有）。

地域社会 京都の地域社会は、戦国期の自治組織「町（ちょう）」を基盤として創りあげた連合組織「町組」や惣町上京五組・下京五組から発展した。江戸時代の多数の上下京「町組」から近代・明治2年（1869）の「番組」制度——「番組小学校」は地域自治の拠点——や、昭和4年（1929）の「学区」制度などの紆余曲折を経て現代に至った。今の地域コミュニティはかつての学区を単位としてまとまっているのが特徴といえよう。

山鉾町中心地域は、もともと戦国時代の下京五組の一つ「中組」（文字どおり中心部の町組）に由来するが、現在では明倫学区と成徳学区をもとにしてそれぞれ明倫自治連合会（おおむね三条通、四条通、烏丸通、西洞院通）と成徳自治連合会（おおむね四条通、松原通、烏丸通、西洞院通）をつくっている。2つの自治連合会による地域性の自己評価は、実質的にはほぼ同じといってよいが、明倫自治連合会の「地区計画」の説明をみると、「京都の都心部に位置する商業・業務の中心地であるとともに、わが国三大祭のひとつである祇園祭を伝える地域である。また、室町時代以来の町衆によって形成された自治の気風や文化・芸術に親しむ心が今に伝わり、商いと共存しながら多くの人々が住まう地域」と的確に述べている。



図5 杉本家住宅（重要文化財）

ところで、平成27年（2015）、「明倫地域景観づくり協議会」とその「明倫自治連合会地域景観づくり計画書」が京都市に認定されている。明倫地区の住民が地域の景観の保全・創出に主体的に取り組みだしたのであり、生業と暮らしの安全、商いと住まいの共存、文化と美しい景観とコミュニティの形成のまちづくりを目指している。

ところで、戦国時代の京の人びとや町は、洛中の屎尿とそれを肥料とする洛外の蔬菜農業のエコロジカルサイクル（循環型社会）、「構 かまえ」（要害）に囲われた安全な都市空間の構築、「下京茶湯」と茶屋、「市中の山居」など生活空間と市民文化の創出を実現したが、現代と共通する点があるのは、ある意味で自然なことであろう。背景に共助とコミュニティの形成があるのもおなじである。

共助と自治の伝統は、確かに受け継がれている。これからも末永く伝え、守りたい歴史と文化である。「京都」システムの最も重要な基盤である地域の人びとがどのような景観づくり・まちづくりの活動を展開するのかが、文化的景観の継承と再生の動向を左右することになるだろう。

公益法人・NPO・協議会 もちろん、単独で地域の人びとや明倫自治連合会がそうした課題に立ち向かわなければならぬということではない。

時には産業経済の側からも支援がなされることもあるが、行政、さらに公益法人・NPO・協議会のさまざまなサポートが大きな役割を果たすことになるであろうし、いっそう協働の推進が期待されている。

山鉾町の景観形成にも深く関わる祇園祭と山鉾巡行などの執行は、八坂神社と氏子、関係者全体によって運営されるが、山鉾巡行については山や鉾それぞれの保存会、公益財団法人祇園祭山鉾連合会に対して行政を始めさまざまな組織が支援・援助をおこなっている。

景観形成に寄与することを目指した組織として、平成9年（1997）に設立された公益財団法人京都市景観まちづくりセンターがあり、京都市都市計画局や大学などの研究者と連携しながら、地域の景観まちづくりと京町家の保全・再生などの事業を実施している。

平成4年（1992）に発足し、平成14年（2002）にNPO法人となった京町家再生研究会はいうまでもなく、京町家を保全・再生することを目標に掲げ、研究者や技術者、町家の住人が集まって調査・研究・提言・広報などの活動

を展開している。活動は京都市全域に広がるが、山鉾町に拠点を置いていることもあって、山鉾町における町家や町会所の保全・再生、明倫地域景観づくり協議会との連携など、景観まちづくりの課題に実践的に対応しており、この地域への貢献・寄与が大きいと評価できよう。

7 おわりに

景観と価値を守り、歴史と文化を伝えること、また景観を守り育み、「こころ」を伝えることは容易ではない。とくに都市の、その中心市街地においては。しかし、この山鉾町の地域に関わる人々の活動には秘かに少なからぬ期待感を抱いている。1000年を超えて日本の、京都の経済センターであり続けた経験やそれによる豊かな知恵が共有されているように思うからである。

山鉾町の人々が国の「重要文化的景観」への道を歩むかどうかはわからない。しかし、新町通の三条町八幡山と四条町大船鉾の新たな町会所は、山鉾町の重要な景観構成要素の復興・再生としてだけではなく、またそれぞれの町にとって大切というだけでもなく、山鉾町にとって大きな意味や価値をもっている。祇園祭の維持・継承、また復興・再生は、京都の中心である最も大切な「こころ」、すなわち *"The City of Kyoto"*、祇園祭山鉾町の「こころ」を表している。そうした「顕著な地域的価値（Outstanding local value）」は、世界遺産の「顕著な普遍的価値」（Outstanding universal value）に通じている。

（高橋 康夫）

※本稿は、拙稿「京町家とまちづくり —— 祇園祭山鉾町の〈文化的景観〉をめぐって ——」（日本民俗建築学会公開シンポジウム資料集、2011年10月、高橋康夫『海の「京都」—— 日本琉球都市史研究』、京都大学学術出版会、2015年に再録）などをもとに、大幅に加筆したものである。

参考文献

- 高橋康夫（1983）『京都中世都市史研究』思文閣出版
- 高橋康夫（1988）『洛中洛外 —— 環境文化の中世史』平凡社
- 高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅（1993）『図集 日本都市史』（東京大学出版会）
- 高橋康夫（2001）『京町家・千年のあゆみ —— 京都にいきづく住まいの原型』学芸出版社
- 高橋康夫・中川理編（2003）『京・まちづくり史』昭和堂出版
- 高橋康夫（2015）『海の「京都」 —— 日本琉球都市史研究』京都大学学術出版会

第2節 西陣 —— 周辺市街地の織物商工業景観

1 西陣の景観形成史

(1) はじめに

「西陣」の指す領域は時代や主体によってさまざまであった。しかしながら、西陣織物同業者組合の所轄区域を「西陣」とみなす例のように西陣織物の生産地域を西陣として捉えてきた傾向が認められる（本庄 1930）。

こうしたまなざしは、西陣地域における基幹産業としての西陣機業の重要性を反映したものと言える。ただ、西陣を文化的景観として捉えるためには「自然も歴史も暮らしも一体となったひとまとまりの地域」（文化的景観学会 2016）という視点からのアプローチが重要である。以下では機業を中心としながらもさまざまな要素から西陣の歩みを振り返りたい。

(2) 平安京北郊の開発

西陣地域は、京都盆地北部の扇状地上に位置する。ただし、北西部は紙屋川などによって形成された扇状地性の地形が段丘化した段丘低位面であるのに対し、南東部は鴨川などによって形成された緩扇状地であった（足利 1980）。また、両者の境界線となる大宮通附近には有栖川と若狭川が近代まで南流していた（片平 2013）。北西部の低位段丘上は高燥な「野」となり、平安貴族の遊獵地として、また北縁の蓮台野は古代中世の風葬地として利用された（足利 1980）。

一方で南東部の緩扇状地については、高橋康夫（1983）によって以下のような変遷が確認されている。平安前期、この地域には平安宮北郊のランドマークとなった園池司園池などが成立した。摂関期には貴族らによる開発・宅地化が進むなかで、貴族によって世尊寺や妙覚寺のような寺院が建立された。妙覚寺が廃寺となった後、その跡地には大徳寺による再開発を経て屋敷地が成立した。そこには辻子が通され、屋敷地奥には畠が設けられたものの町通が形成されて茶屋や鍛冶屋、紺屋、能楽師などが居住した。

一方、西陣機業の源流は平安京で機業に従事した織工たちに求められ、その初期は以下のように西陣地域とは異なる文脈で展開した（高橋 1983）。

平安時代の織手はもともと律令制度上に位置づけられたが、11世紀には制度外で機業に携わる者が出現し、彼らは平安末期には大宿直と呼ばれる地域に集住するようになった。大宿直は衰微した大内裏の北東角に比定されるが、ここは近世西陣の領域外に位置する。当初の大宿直は方一町の区画であったが、室町期には相当な範囲を占めた。ここには織工だけでなく金融業者である酒屋や土蔵も居住し、洛中と区別されるようになっていった。

そして織工たちは室町將軍家直属の織物所に指定され、うち6家が宮廷装束製作を担う御寮織物所に任じられるなど、権力からの保護がなされた。しかしながら、大宿直は応仁の乱（1467-1477）の兵火を蒙り、織工は和泉国堺などへ離散した。

(3) 街区形成と千両が辻の繁栄

応仁の乱の戦火は、大宿直だけでなく、やや北の西陣地域にもより深刻な被害をもたらした。にもかかわらず、西陣地域の復興は早急で、1480年代には「構」を備えた繁華な市街地に再生していた（高橋 1983）。

この時点の市街地は、縮小した戦国期上京の「川_{ヨリ}西組」であった。その西側には上京惣構が連なり、都市の境界を画していた。「川_{ヨリ}西組」の範囲が、おおよそ先述の緩傾斜地に含まれるのと同時に、西陣西部の低位段丘面は惣構の外に置かれた。つまり、戦国期の西陣は都市の外縁上に位置していたことになる。これ以降、24町からなる「川_{ヨリ}西組」を基本として17世紀初頭にかけて市街地が広がっていった結果、160余町からなる「西陣古町」が形成された（杉森 1983）。図1からは、大宮通を中心とする「川_{ヨリ}西組」以来の市街地から、北と西を指向して現在の西陣の骨格となる街区が形成されていったことがわかる。この形成段階を反映してか、現在の大宮通東側では辻子や突抜を含む複雑な街区が形成されているのに対して、西側は横町を基本とした整然とした街区が形成されている¹⁾。

一方、離散していた織工たちは1490年代には京都への還住を果たす。しかし、居住したのは惣構の外に取り残され復興もままならない大宿直の故地ではなく、戦国期上京のなかで市街地化をみせていた西陣地域であった。ここに

西陣地域における西陣織の生産が本格的に始動することとなり、織豊期には明からの技術を取り入れて「唐綾」の発案を果たし、また「高機^{たかばた}」の技術を確立させた。

近世初期における西陣織への需要は奢侈の気風が広まるなかで拡大し、江戸での明暦の大火後の衣服需要を受けて一層本格化した。こうした需要を背景に幕府は長崎での輸入生糸の直買を認めて糸価高騰の際には幕府が所持した生糸を斡旋するなど、機業の保護を図った（佐々木 1932）。

以上のような権力からの保障を背景に、西陣機業内部は個々の事業主である織屋と、そのもとで機業に従事した主に女性からなる織物下織の2層で以下のように組織されていた（杉森 2008）。

織屋たちはそれぞれに本家・分家関係を基として織屋仲間に属した。そのうちの約半数が帰属した高機織屋仲間は、高度な紋織物を生産した。また、室町期に御寮織物司に任じられていた先述の6家は、引き続き公家や武家の装束の作製を引き受けて最高級の織物を生産していった。

近世西陣織の工程では分業化が進展したが、織物下織は工房内での技術の習得に応じて単純作業から機織りまでを順次こなしていった。

こうした制度と体制のもとで西陣織の生産規模は拡大を遂げ、17世紀末には7,000余機の織機数を数えた。今出

川大宮の交叉点では、原料となる和糸の取引がおこなわれ、下京の商人との間で千両箱が行き来したことから、ここは千両が辻と称された。このような繁栄により、西陣織は京都第一の産業として、市中の景気を左右するものとして捉えられるようになっていく（杉森 2008）。

（4）機業の縮小と商いの諸相

近世前期に繁栄を迎えた西陣機業であったが、それ以降は丹後国や上野国桐生などの新産地の勃興、または幕府の政策転換による保護・援助の解消を受けて、次第に勢いを失っていくこととなる（佐々木 1932）。この不況に追い打ちをかけたのは18世紀に発生した2度の大火であった。特に享保15年（1730）の「西陣焼け」では、3,797軒の民家が類焼し、3,000台以上の織機が焼失した。これにより生産空間の物理的な損失だけでなく、織工のさらなる流出を招いた（佐々木 1932）。

この時期の西陣織に関して、織物下織の零細性と流動性が指摘されており、彼女らは機業とさまざまな雑業を移動した（杉森 2008）。幕末の芝薬師町の場合、機業関係に従事したのは全体の6割であり、残りの4割はさまざまな商工業者であった。こうした点を踏まえれば、不況や火災に際して、下織の人々は機業以外の職に就いたことが想定できる。近世中後期における西陣地域の生業について、縮小した西陣機業だけでなく、他の生業にも言及しておきたい。

機業以外の生業について、大宮通では周縁・周辺地域からの物資の搬入によって中世以降に促された可能性が示唆されている（足利 1980）。この点に関して、近世前期成立の『京雀跡追』では大宮通界隈に猪や煙草、古道具を売る商家が存在していたことが記される（新修京都叢書刊行会 1967）。丹波国からの産物である煙草は、山国街道や周山街道などを通じてもたらされたと考えられる。古道具はもしかすると市中でのリサイクル品であって、西陣の人々だけでなく猪や煙草をもたらしうな周縁・周辺地域の住人が買い求めたのかもしれない。また、明治2年（1869）には薪炭や野菜、塩肴、米、菓子などの販売に携わる住民が居住していたことが指摘されている（杉森 2008）。こうした例からは、周縁・周辺地域からの産物の売買を基とした西陣における商業活動の側面が確認できよう。

（5）西陣織生産地の拡散と景観の継承／刷新

近代の西陣と機業の展開については、以下のように報告されている（水島 2003）。幕藩体制の崩壊に伴い、生産と

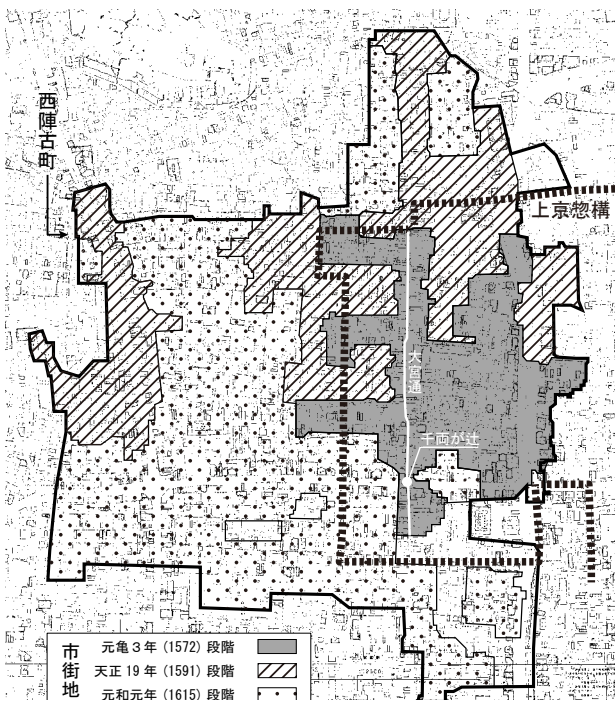


図1 16-17世紀における市街地形成²⁾

取引の枠組みとなっていた織屋仲間の制度が解消されたことで、新規に織屋が参入するなど近代黎明期の西陣機業界には混乱が生じた。さらに明治2年の東京奠都に伴って重要な顧客層であった公家、有力町人らの多くを失った。

こうした危機に対して、京都府は明治2年に西陣物産会社を、明治10年（1877）に西陣織物会所を設立し、取引の統制や品質の管理をめざしたが、いずれの改革も実を結ばなかった。一方で、京都府の援助を受けてフランスへ派遣された織業者は、ジャガードなどの最新鋭の設備と技術を西陣へもたらした³⁾。その結果、生産量を飛躍的に増加させ、織元や工場主から原料を得て製織に従事する賃織業者の雇用とその生産・生活空間である織屋の建造が促された。明治10年代の松方デフレも影響して、多くの小規模自営業者が賃織業者へと没落し、有力機業家と賃織業者の上下関係が確立した。

これ以降、西陣機業は戦後にかけて増産の傾向を見せる。近現代における機業家の分布を示した図2は、各年代により典拠とした資料が異なり「機業家」の指すところがまちまちであるものの、ここからは西陣織生産地域の拡大が確認できよう。また北郊の農地には「京都織物株式会社」などの大規模工場も設立された。

しかし、図2からは生産地が拡散する一方で、戦後には中心部での織屋の分布が空疎となっていることが確認できる。この背景には、産業構造の変化があった。金融機関を備えた中心部には製品の企画や準備、出荷を担う有力機業家が集中し、その外周部分や丹後地方では零細な賃織業者による「出機」がおこなわれるようになった（松井1979）。

こうした西陣機業の展開と併行して、明治大正期には大地主による旧武家屋敷などを対象とした小規模な土地集積が図られた。集積された土地では、最新の設備を有する工場などに利用される場合もあった。さらに昭和期にかけ、集積された区画は細街路や路地が通されることで細分化または開発されることが多かった（水島2003）。その場合、木造低層の町家や長屋が建設され、表は有力機業家の店舗となり、裏には西陣織生産に携わる徒弟が居住することで機業との関わりを物語る独特の町並みと空間が形成された（図3・図4）。図4には、路地奥に織屋を意味すると思われる「織」の表記が見られる。また、こうした開発から取り残された区画は昭和後期に駐車場や大規模建築へと変貌した。特に材料の搬入や製品の出荷に必要な駐車場が急増した（松井1979）。

昭和50年代以降、着物離れを背景として西陣織の需要



図3 大正期の糸屋町の町並み
京都府立京都学歴彩館「京の記憶アーカイブ」より



図2 近現代における西陣機業家の分布⁴⁾

が下火になる中で、先述した「出機」の影響も相俟って中心部での工場や織屋の閉鎖が進行した。こうした現象を前提として地主主導による共同住宅の建設が進み、昭和58年（1983）を境に転入者が急増した。転入者たちは、京都以内での住み替えによるものと、他府県からの一時滞在者である学生が中心となっていた（藤塚1992）。

近年では、新たに共同住宅を建てるのではなく、織子が起居した織屋そのものを異なる用途で活用する取り組みも以下のような展開を見せている（宗田2009）。西陣織の最盛期、有力機業家たちは織屋を所有し、そこに織子たちを住まわせて織物生産を進めた。織子の激減に伴って空家となった織屋の多くは、生活空間として貸しに出されることもなく、また課税の問題から取り壊しもされずに放置されていた。こうして打ち捨てられていた織屋は、1990年代後半からアーティストたちによって職住一体のアトリエ兼住居として着目されるようになった。こうした試みが新聞に取り上げられると、国内各地から町家への居住希望者が集まった。貸主と借主を結びつけ、町家の活用を担って来たのは「西陣ネットワーク」（平成7年〈1995〉設立）であった。現在は「町家倶楽部」（平成11年〈1999〉設立）として、西陣だけでなく東山区も対象に町屋の斡旋、活用を推進している。

（6）小括：固定と流動の「西陣らしさ」

西陣の性格に関して、都市内部にありながら村落のような固定性を持つという見解がある（松本1968）。この評価は、一見すると前述した近世以来の織子の流動性と相反す



図4 昭和26年の妙蓮寺界限
京都府立京都学歴彩館「京の記憶アーカイブ」より

るように思われるが、実は両者は併存可能な性質であり、むしろ双方の均衡によって西陣の文化的景観は形成されてきたといっても過言ではない。

というのも、まず西陣地域は中心地域である都市と周縁地域である近郊農村の中間領域に位置してきた。そして、中近世に形成された街区を素地とし、土地所有は基本的には近代以降においても緩やかな変動を見せるのみであった。こうした過程で形成された地割や町家は、西陣の文化的景観の骨格となっている。一方、この固定的な都市空間に暮らす人々は、西陣織の織子や寄宿する学生のように流動的な性格を有した。西陣機業の盛衰をはじめとするコンテクストに即して都市民が入れ替わるなかで、景観構成要素を基本的には継承しつつ、手を加えてきた。織屋を活用する近年の町家再生は、西陣らしい緩やかな都市の新陳代謝を表す好例と言えよう。（竹内 祥一郎）

2 現在のすがた

西陣の範囲は捉え方によって様々であるが、『京都御役所向大概覚書』（享保2年〈1717〉頃）は、東を堀川通、西を七本松通、北を今宮神社御旅所（鞍馬口通一筋北）、南は一条または中立売通に囲まれた範囲とする。

（1）景観の要素

町割りは、南北道が優位（街区が南北に長い）な洛中と異なり、東西道が優位なのが特徴である（図5）。東西優位の町割りは西陣の範囲とほぼ一致する。智恵光院通から大宮通にかけては南北に細長い建物が多い。いわゆる鰻の寝床型で、通り庭の奥を吹き抜け土間にした職住一体の織



図5 南北に細長い町家が並ぶ東西の通り

屋建てが並ぶ。このうちの染屋では北側からの自然光によって色味を確認するといわれる。また染める工程で蒸気を排出する煙突も多く見られる。これには屋根の棟部分に乘せた煙出しのような形状のものや、小型の煙突、作業場に取り付く大きな煙突（図6）も見られる。

また通りに漏れる機の「音の景観」が、来訪者にここが西陣であることを強く意識させる。路地に並ぶ長屋住宅が多いのも特徴である（図7）。近年ではこのような町家や長屋に、織物だけにとどまらない若いクラフト作家などが工房を構えることが増え、新たなものづくりが息づき始めている（図8）。

浄福寺通では間口の広い建物が多い。問屋でありつつ制作をする店もある。2階には座敷があり、接客、検品、住居としての機能も持つ。この通りは道幅も広く、電柱の地中化や石畳風舗装の整備が進んでいる（図12）。

細密な分業によって成る西陣では、織元・機業のみならず、企画製紋（図案・紋意匠図・紋彫・紋編）、原料準備（原糸・

撚糸・糸染・糸繰・整経）、機準備（織機製造・機料・機拵・杼・綜統）・整理加工などの各業者が地区内に集住している。織物業以外では、共働きの職人町であるために出前も請け負う食堂や、銭湯、取引のための銀行が多い。特に大宮通では飲食店が多く、昼頃には店から岡持ちを持って向かいの建物へ入る姿などを見ることができる（図9・13）。また一方で、大宮通には糸屋格子の町家もみられる。

今出川智恵光院の交叉点より東南に位置する栄町と鏡石町の間の位置では、南北の敷地に大きな段差がみられる（図10・11）。ここは豊臣秀次が増築したとされる聚楽第北之丸の堀跡と陸部の境と推定されている。

（2）地域での活動

上京区は、地藏盆の実施率が88.7%と東山区に次いで高いなど、地域のつながりの強いまちである。

まちづくりについては、西陣では20年以上前から地元の人によって活動が進められている。「西陣織の産地の継承はアーティストの集まりから始まる」として、織元会社



図6 棟部分の開口部と巨大な煙突



図7 西陣の長屋住宅



図8 クラフトショップ



図9 出前をおこなう食堂も多い大宮通

の経営者や、新たに移住してきた写真家等と共にアーティストと町家を結ぶネットワークを広げていった。その中で町家を工房、住居、店舗等に活用したいアーティストと家主を結ぶ仲介システムを立ち上げた。平成7年(1995)に「ネットワーク西陣(NWN)」が結成され、平成11年(1999)にはそれまでの活動を集約した形として「町家倶楽部ネットワーク」が立ち上げられた。空町家や空工場等の調査、借りたい人と家主との「京町家の仲人」のシステムの構築と実施などを実施している。これまでアーティストを中心に、暮らしとアートの場として町家が選ばれ、170組のアーティストとその家族が入居していった。場所も西陣に限らず、東山区にも拠点ができるなど活動が広がっていった(宗田2009)。

景観部局と密接にかかわる組織としては、西陣まちづくり委員会による地域の活性化や高齢化問題に対する早い時期からの取り組み、大黒町まちづくり協議会では、景観保全のための協定を独自に結んでいる。

京都市では、総合企画局が、「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」を推進し、西陣地域の活性化の担い手となる得る若手クリエイター等を地域に呼び込む事業などをおこなっている。(千木良 礼子・堀 大輔)

註

- 1) 足利(1980)は、西陣地域において横町が卓越する原因に、その南部に存在した大内裏跡地が「野」(内野)と化したために、内野以北への南北方向の道路の延伸が進まなかったことを求めている。
- 2) 杉森(2003)、高橋(1983)、本多(2013)をもとに作成。
- 3) 明治初期の西陣機業における技術的な発展に関して、今宮神社や北野天満宮には「新織縺子碑」や「稲田玉鳳翁碑」、「西陣名技碑」といった新技術発案者の顕彰碑が現存する。
- 4) 松井(1979)所収図に加筆。



図10 北之丸北堀推定地の段差(左:堀跡, 右:陸部)

参考文献

- 青山吉隆(2002)『職住共存の都心再生—創造的規制・誘導を目指す京都の試み』学芸出版社
- 足利健亮(1980)「自然と景観」『史料京都の歴史7 上京区』平凡社
- 京都造形芸術大学通信教育部webマガジン・アネモメトリウェブページ「京都 西陣の町家とものづくり」<https://magazine.air-u.kyoto-art.ac.jp/feature/59/>, 令和2年2月1日閲覧
- 片平博文(2013)「平安京北郊における有栖川の流れ」『中西健治教授退職記念論集』
- 片方信也(2007)『西陣—織のまち・京町家』つむぎ出版
- 京都市編(1973)『京都の歴史6 伝統の定着』学芸書林
- 京都市編(1980)『史料京都の歴史7 上京区』平凡社
- 京都市(2019)「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000251782.html>, 令和2年2月1日閲覧
- 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課(2017)『京都市文化財ブックス31 天下人の城』
- 小林紘来(2016)「生産構造からみた都市と建築の横断的分析に関する研究—京都西陣地域を対象として—」京都工芸繊維大学大学院建築学専攻修士論文
- 佐々木信三郎(1932)『西陣史』芸艸堂出版部
- 新修京都叢書刊行会編(1967)『新修京都叢書 第1巻』臨川書店
- 杉森哲也(2008)『近世京都の都市と社会』東京大学出版会
- 高橋康夫(1983)『京都中世都市史研究』思文閣出版
- 豊田武(1949)「西陣機業の源流」『社会経済史学』15(1)
- 藤塚吉浩(1992)「京都市西陣地区におけるジェントリフィケーションの兆候」『人文地理』44(4)
- 文化的景観学検討会(2016)『文化的景観スタディーズ01 地域のみかた—文化的景観学のすすめ—』独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
- 本庄栄治郎(1930)『西陣研究』改造社
- 本多健一(2013)『中近世京都の祭礼と空間構造—御霊祭・今宮祭・六斎念仏—』吉川弘文館
- 松井久美枝(1979)「大都市機業地西陣の地域構造—その中心と縁辺部における実態調査より—」『人文地理』31(2)
- 松本通晴(1968)「西陣機業者の地域生活—とくに西陣機業を規定する地域生活の特質について—」『人文学』109
- 水島あかね(2003)「西陣における都市空間の再編」『京・まちづくり史』昭和堂
- 宗田好史(2009)『町家再生の論理—創造的まちづくりへの方途』学芸出版社
- 森谷尅久(1999)「西陣機業の歴史と展開」『繊維製品消費科学』40(11)

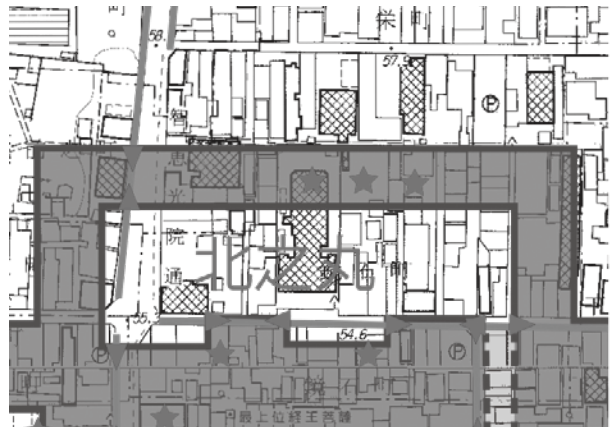


図11 北之丸北堀推定地

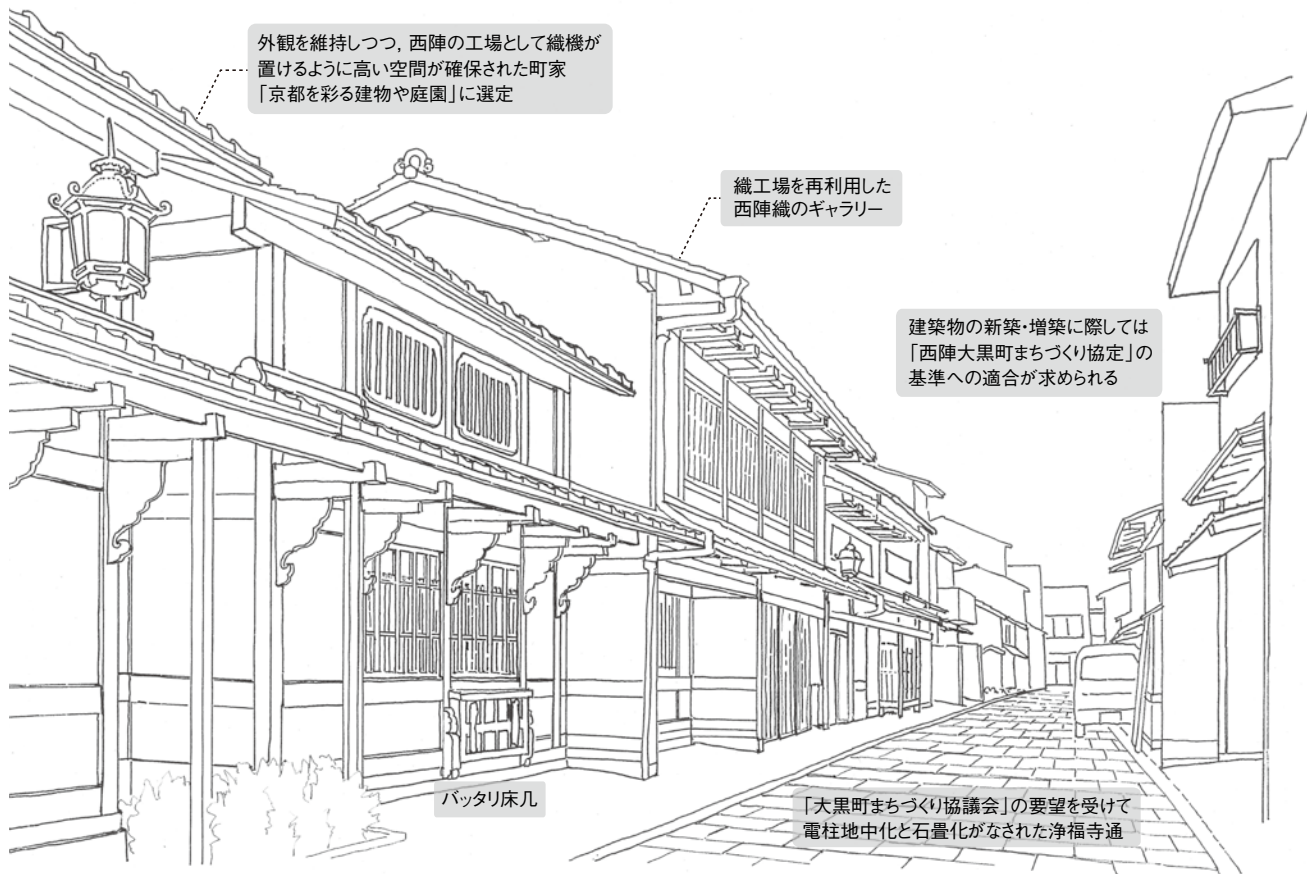


図 12 浄福寺通の図解（北をみる）

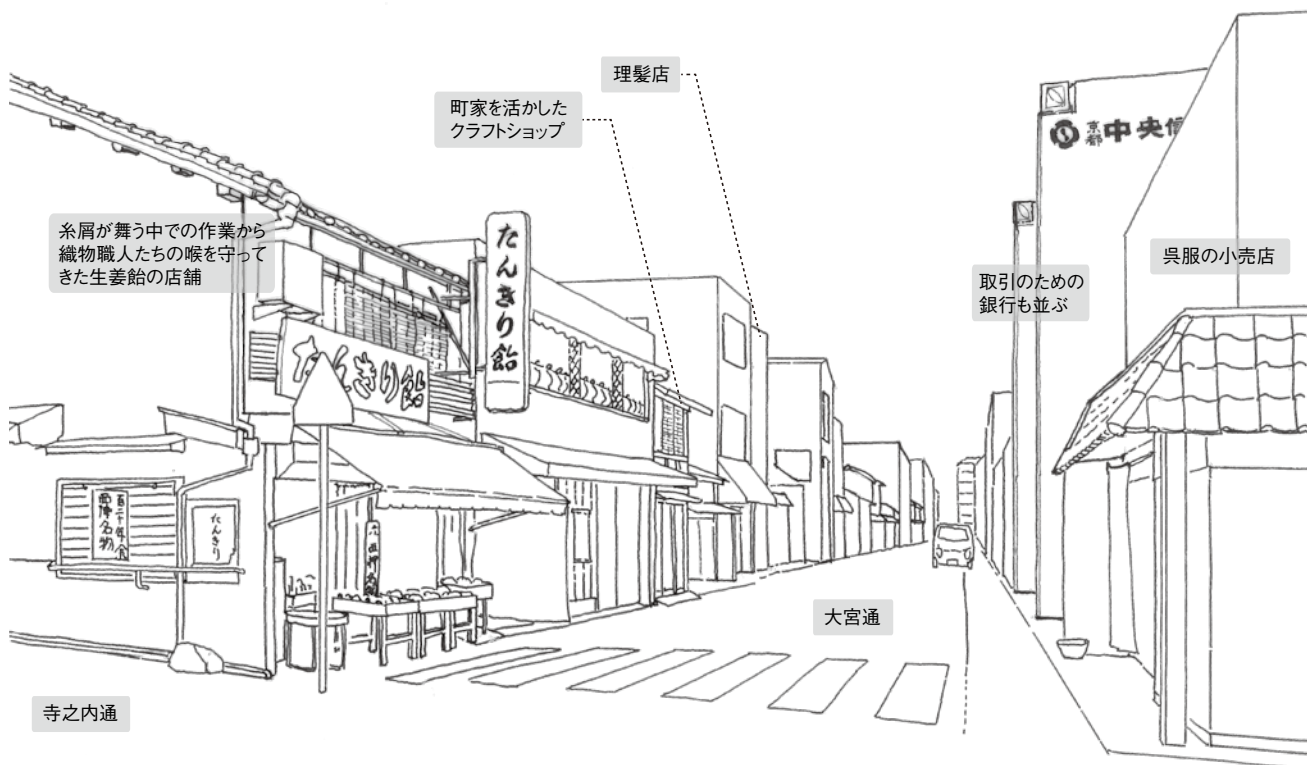


図 13 大宮通寺之内通角の図解（南をみる）

第3節 東山——景勝ヒンターランドの信仰・遊歩空間

「おもしろの花の都や。筆に書くとも及ばじ。東には祇園清水落ちくる瀧の。音羽の嵐に。地主の桜は散り散り」『閑吟集』（永正15年・1518）

この室町期の歌謡で、花の都＝京都の筆頭として表象される「祇園清水」を含む東山は、現代京都において観光客からの人気を集め（京都市産業観光局 2017）、京都の周縁地域における歴史的観光地として発展を遂げてきたといえる。しかしながら、東山の文化的景観のストーリーは観光業のみに収斂されるものではない。本稿では、東山の文化的景観の歩みを論じ、その営みとイメージを明らかにし、文化的景観としての価値を探っていききたい。

1 東山における景観の変遷

東山の景観構成要素に関する史料が網羅的に集成された『史料京都の歴史 10 東山区』に基づき、疎漏ながら構成要素の消長を示した（図1）。構成要素の消長のあり方から、寺社が特出する古代・中世、居住地の開発が進む近世、土地令を契機に諸施設が成立する近現代に区分できる。以下では、先行研究の成果を踏まえながら、区分した各時代での景観の変遷過程を述べる。

なお、広義の東山とは、東山山地の稜線から鴨川東岸に

かけての一带を指すものである。その北辺の岡崎は、平成27年（2015）に「京都岡崎の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定されている。以下では、岡崎以南の現在の東山区に相当する狭義の東山の景観形成史を分析した上で、東山全体の景観形成の特徴を明らかにしたい。

（1）京都近郊の副都心・葬送地としての確立

図1中、史料の乏しい古代中世において、ひととき存在感を誇る構成要素が寺社である。本書第3章第1節でみたように、これらの寺社は東山山地のなかでも侵食谷を避け段丘上を指向して立地した。6・7世紀には存在が確認さ

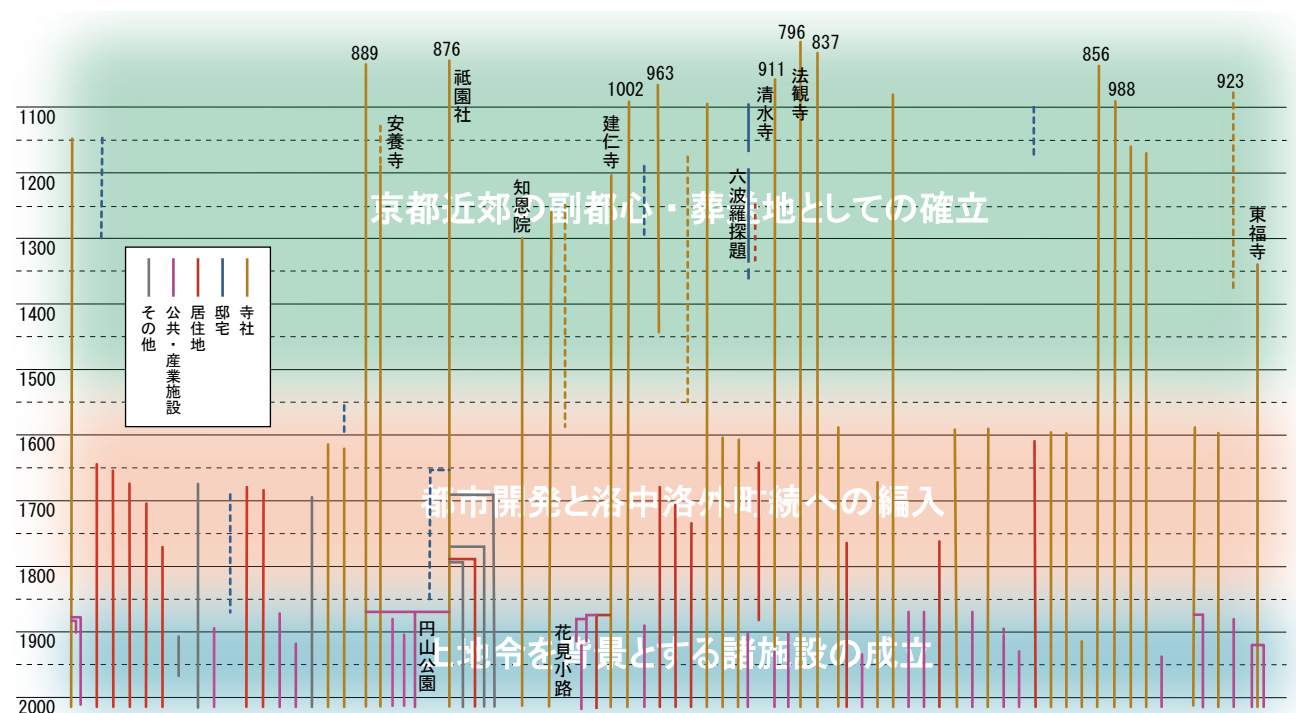


図1 東山における景観要素の消長¹⁾

れる法観寺や祇園社（祇園感神院、明治以降は八坂神社）は、いずれも渡来氏族の八坂造が創建に関与したと考えられている。

延暦13年（794）に平安京への遷都がなされると、平安京内への寺院造立が禁じられた反面、東山への寺社の建立は貴族らによってより一層進展した。例えば、法観寺に隣接する雲居寺^{うんこじ}は9世紀前半に桓武天皇の冥福を祈った菅原真道によって創建された。また、10世紀前半に摂関藤原忠平によって創建された法性寺は、代々の摂関家・天皇家の寄進によって寺域を拡大し、法性寺に隣接した泉涌寺は、平安初期に創建された仙遊寺を13世紀に再興するかたちで建立された。

寺院の建立に関連して貴族の邸宅も営まれるようになる。なかでも、先述の法性寺に隣接していた法住寺の跡地²⁾には、後白河法皇の院御所である法住寺殿が造営された。さらに院近臣の援助を受けて北殿と南殿を備えた御所に発展し、平清盛寄進の蓮華王院（三十三間堂）や、建春門院御願の最勝光院といった寺院が、法住寺殿に付属するかたちで成立した。これよりやや以前、12世紀初頭には平清盛の祖父正盛によって六波羅の邸内に持仏堂が建立され、12世紀中葉には藤原忠雄による栗田口山荘の造営に伴って邸内に堂舎が造営されている。これらの事例は、平安後期における構成要素としての寺院と邸宅の密接な関係を明示している。

低位段丘上に立地した平家の六波羅邸に関して、『平家物語』には「六波羅殿とてののしる所は（中略）元方町なりしを此相国（清盛）の時四丁に造作あり。是も屋敷百二十字余に及べり」³⁾と記されている。「屋敷百二十字余」は誇張であるとしても、平家によって六波羅の都市化が進んだのは間違いないと考えられる。平家の都落ちにともない邸宅が灰燼に帰した後も、その跡地に源頼朝の邸宅が営まれ、のちにはここに鎌倉幕府の六波羅探題が置かれた。六波羅探題の周辺には被官らの邸宅が立ち並び、六波羅は「武家の空間」として景観形成が進んだ（高橋1996）。しかし、室町幕府が室町に拠点を置き、守護大名らの邸宅も洛中に営まれるようになる。一時、足利義政によって慈照寺銀閣が執務の場とされることがあったが（野田2016）、東山の政治的副都心としての機能は休止したと言える。

図1中において、わずかに居住地が確認できるが、それらは茶屋などからなる寺社の門前町である。中世京都是、

いくつもの都市からなる「巨大都市複合体」であったとされるが、東山では、寺社とその門前町の組み合わせからなる都市群が存在していた（山田2016）。東山都市群のなかのそれぞれの都市は独立性が強く、自己の権益保障のためには争論も辞さなかった。例えば、治承3年（1179）には祇園御霊会の馬上役をめぐって「清水坂車借」と「祇園社大衆」が対立して放火に及び、法観寺の八坂塔が炎上するなどの事件⁴⁾も勃発した。

古代中世の京都東山において、もう1点重要なのは、鳥部野での葬送である。この点は景観要素として史料上は捉えがたく、図1には反映されていない。鳥部野での葬送は、天長3年（826）には親王や皇女らが鳥戸寺に葬られたのが史料上の初出であり、万寿4年（1027）には藤原道長が葬られている。

山田邦和（2009）によると、鳥部野の墓地は、平安京の近郊で耕作地や集落の少ない地域に営まれ、平安京の成熟に伴って自然発生的に成立し、皇族や貴族の墓が存在するなかに庶民の葬送地⁵⁾も広がり、被葬者の範囲や階層が限定されない大規模複合葬地であったという。また、鳥部野と呼称されるエリアは、平安時代には旧鳥部郷の南辺であったのに対して、六波羅や清水坂へと移っていった。

さらに、山田（2012）によると、鳥部野や清水坂、もしくは五条中島には、都市と郊外の境界にあって、被差別民が集住した。この被差別民空間は鳥部野での葬送に関与する人々から誕生し、彼らの生産活動の場となっていった。

古代中世の東山は、京都近郊という条件のもと、山麓や低位段丘に寺社や邸宅の造営が進み、寺社に付属して門前町が形成され、平家六波羅邸や六波羅探題などの邸宅・機関の周辺には、その被官の居住地が営まれた。こうした都市化の動きを見せる一方で、都市周縁の葬送地として、鳥部野の墓地が丘陵地に形成された。

（2）近世における開発と洛中洛外町続への編入

統一政権がもたらした兵乱の収束と新秩序により、東山における景観形成は新たなステージへと移行した。

知恩院の場合、天正元年（1573）に足利将軍を奉じて入洛した織田信長によって陣所とされ、その行賞として諸堂修葺のための費用が下付された。さらに豊臣政権により所領の確定がなされ、財産の保護と固定化が図られた。そして、徳川家康が征夷大將軍に任命されると、彼は生母の菩提を弔うために知恩院の寺域・寺領拡大と堂舎建設に乗り

出した。この事業によりほぼ現在の知恩院の境内が整備された反面、寺域の拡大に伴って周辺の寺院が移転を余儀なくされた。

このような権力による諸寺の兵火からの再興、または強制移転は、豊臣政権による方広寺や祥雲寺（のちの智積院）の建立と御土居築造に伴う天部村の移転や、徳川政権によって二条城建設予定地の町々が方広寺近くへ移転され「新シ町大仏組三十三町」が形成されたことなどにも認めることができる。

こうした上からの景観形成は近世初期に顕著に見られたが、近世後期においても、祇園社境内の祇園北林が「仙洞御所御造営土取場所」に指定されるなど、権力側が洛中を支える近郊として東山を認識していたことを示している。

一方で、図1からは、17世紀後半以降、居住地の成立が活発化している様子が確認できる。これは人口の膨張が招いた開発ではなく⁶⁾、アクターとしての町や寺社、または「開発人」らの請求を背景として加速した扇状地における都市開発であった。17世紀後半、洛中での新規町屋敷の開発は限界に達していた反面、鴨川での「寛文新堤」築造により河原が開発の対象となり、さらに鴨東の地が雑色によって一括的に支配されるようになると東山での町地開発は本格化した（高橋ほか編 1993）。その際に活躍したのが「開発人」、または「地面支配人」と呼ばれる開発専門業者であり、有力寺社に対して都市開発をもちかけ、地代収益を高めることを斡旋した。こうして成立した新地には、大規模な借家が設けられ、洛中から追いやられた零細民や流入民が居住する一方で、新地発展を図る町が、公儀の許可を得て茶屋や水茶屋を設立することで風俗業が営まれた（高橋ほか編 1993）。こうして洛外東山に開発された町人地は幕府によって「町続町」と認可され、京都の都市域として組み込まれていったのである（朝尾 1996）。

開発が進むなかにあって、京都町奉行所で与力を務めた古老は、東山の原風景を以下のように回顧した。祇園新地開発以前、祇園から知恩院門前にかけての一面は「郊野」であり、そのなかを通る縄手通は人家もなく田畠が広がる文字通りのなわての畷であり、三条大橋から祇園社の西門を望むことができた⁷⁾。

扇状地の「郊野」が開かれていく中で、「真葛原」と呼ばれた知恩院山門以南の段丘上の一帯は、地目上は原野のままに、鎌倉時代の僧慈円によって「わが恋は松を時雨の

染めかねて真葛が原に風騒ぐなり」と詠まれた面影をとどめていた。しかしながら、「いにしへは閑寂幽静の原野にして秋日には殊さら名にしおふ真葛の裏葉のうら悲しかりし土地なりしも今は洛下の騒客遊興の往かよ返しとなりて四時ともに春色ある田園」⁸⁾に様変わりしており、場所の利用と性格は大きく変容していた。

このような遊山の対象となった景勝地には、真葛原の隣に広がっていた既出の祇園林も該当する。『花洛名所図会』によれば、「いにしへは雑木林なりしか、今は彼岸桜数株を植て花の頃は一しは美観」を誇り、馬場や揚弓屋、栗飯などを振舞う料理屋があり、年間を通じて遊客で賑わう「雅俗兼用」の「繁盛の地」となっていた⁹⁾。人々でごった返す林は、桜の植樹によって美しく仕立てられた二次的な自然であった点は興味深い。

近世の東山山地における植生は場所により異なり、比叡山附近や阿弥陀ヶ峯以南は柴草からなる低植生であったのに対し、その間のおおよそ狭義の東山に該当する範囲の植生は松林を中心とし、寺社の周辺には桜や楓からなる「よい林」が散在した（小椋 1992）。祇園林の植生はまさに寺社周辺の「よい林」であり、その背後の高植生と併せて山腹の景観が保全されていたと言える（本書第2章第1節参照）。

（3）近現代における上地を前提とする諸施設の建設と「京都市らしさ」の表象

図1における近代の特徴として、公共施設と勤業施設の登場が挙げられる。これらの存在を示す線が、寺社から分岐していることからわかるように、多くは寺社の旧境内に開設された。この土地利用の変化をもたらしたのが、明治初年に出された上知令である。上知令によって収公された寺社の所領や境内が、新たな施設を建てる素地となったのである。

このような動きの顕著な例として、建仁寺旧境内の利用が挙げられる。明治5年（1872）まで、建仁寺とその塔頭の境内は54,179坪を誇ったが、上地により23,479坪にまで減少した¹⁰⁾。収公された30,000坪余りは、翌年に払い下げられて民有地となり、花見小路、初音小路、南園小路、青柳小路が通された¹¹⁾。京都府は、「府下人心開化ノ域ニ進歩セルニ従ツテ、道路ノ間モ大ニ開キ、市井ノ隙地ヲ画シ、各所ニ新路ヲ造リ、以テ庶民ノ往来ニ便ス」と捉えたが¹²⁾、建仁寺側からは敷設中止の請求もなされていた¹³⁾。

結局、形成された街区には、隣接する祇園新地の遊女のための女紅場とその分局である養蚕所や製茶所、または療病院、歌舞妓場が設けられた。さらに、払い下げられた建仁寺塔頭の正伝院の茶室では芸妓によって茶が振舞われた。

円山公園の成立も、真葛原の六阿弥や祇園社の土地・解体を前提とするものであった（丸山 1984）。このほか、産寧坂伝統的建造物群保存地区の一画をなす石塀小路の場合も、土地を経て払い下げられたのち、資産家によって土地集積と宅地造成が図られ、大正初年にかけて現在のような石畳と石塀と高垣の構えを備えた町並みが形成された（三浦ほか 1997）。こうして形成された円山公園や花見小路、石塀小路などは、現在の京都において「京都らしい」景観として認識されるものである（後述）。

石塀小路を含む産寧坂伝統的建造物群保存地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区として保存の措置が図られている町並みであるが、用途が住宅から観光商店へと変更される建物が多く、さらに所有権の移動も激しく、伝建地区外に居住する所有者によって観光商店が営まれる例が増加していった（金・宗本 2001）。この調査は平成 11 年（1999）時のものであるため、現在は観光への傾斜は一層加速していると考えられる。近現代に形成された「京都らしい」と認識される路地や町家は、外観上、冷凍保存がなされながらも、内部の用途や営みといったソフト面を観光に対応するかたちで柔軟に変化させてきた。

（4）小結 ― 岡崎との比較から

岡崎と狭義の東山は、京都東辺の周縁地域として歩みを重ねてきた地域である。両地域は、古代中世に政治・宗教の副都心として邸宅や寺院の建設が進んだと言う点で共通するが、それ以降の景観形成のあり方は大きく異なるものであった。

近世、岡崎は京都で消費される聖護院だいこんなどの蔬菜生産を担う農村へ変貌した一方、東山は幕府の認可の下で寺社を開発主として町の形成が進み、町続町として都市域に編入された。

幕末の岡崎では藩邸の設置が進み、再び政治・軍事都市の相貌を呈したが、明治初年にこれらは撤去され、さらに南禅寺境内地が上地されることで近世以上の空地が広がった。琵琶湖疏水の建設と第 4 回内国勧業博覧会の開催以後、別荘地や岡崎公園の建設が進み、再び大規模な土地利用が展開された。一方で、すでに都市化が進行していた東山で

は、大規模な土地利用はなしえず、寺社境内の収公と払い下げを経て、各種の施設や小路が成立した。こうして近現代に形成された東山の町並みは観光化の中で新たな価値づけがなされている。

つまり、岡崎は都市と農村を繰り返し経験する反復的な土地利用がなされたのに対し、東山は都市化という一貫した方向の中で文化的景観の形成が進んだといえる。

また、各時代において大規模な土地利用がなされた岡崎に対して、東山の文化的景観はより細やかな規模で累積的に形成されてきた。それゆえ、東山の文化的景観は小さな景観単位の集合体として捉えることができる。具体的な景観単位として、中・近世の開発を経て花街が形成された祇園界隈、都人が通う近世以来の遊興地・園地であった円山公園附近、信仰と観光を背景に発展した清水寺参道、葬送に関係する冥界性を備えた六道の辻界隈、葬送地として位置づけられた鳥辺山や阿弥陀ヶ峰、中・近世の権力者によって邸宅や寺院が造営された六波羅・七条附近などが想定できる。

こうした多様な景観単位を含みこんだ周縁地域である東山は、中心地域との関わりがなかで、独自の文化的景観を形成してきたと言える。

2 営みの持続と変容

（1）祈りと遊山

東山での人々の営みの古層を探るため、貴族日記から「東山」の記述を抜き出した（表 1）。

ここに表れる貴族の活動は、「仏事」と「遊山」に二分できる。「仏事」と捉えた活動の内訳は、寺院での参詣や供養、または葬送である。平安時代中期に藤原実資によって記された『小右記』には「打金鼓」という表現が頻出するが、これは仏堂に取り付けられた「金鼓」を打ち鳴らしたことを意味すると考えられる。そのほかにも、『実躬卿記』では藤原為経の娘がその母の一周忌にあたって、母が最期を迎えた「東山草庵」で写経などをして菩提を弔ったことが記録されている。さらに、『看聞日記』には、今出川家の「南向殿」を葬送するために左大臣以下の家族や下人、または尼僧らが東山の宝幢寺へ赴いていることが確認できる。

一方で、「遊山」のほとんどは花見である。これは旧暦

表1 貴族日記にみる東山での営み

年・月／日	記事	出典
天元5（982）.2/8	〈左藤原為長，同師頼右大江匡衡，〉向東山打金鼓，〈寺數十金〔ケ〕寺，〉晚景帰	『小右記』
寛和1（985）.3/6	六日，庚戌，早朝参院，侍臣為打金鼓向東山辺，便見花，晚景到民部卿（藤原文範）所	『小右記』
寛和1（985）.3/7	《院覧東山花事》七日，辛亥，依召早朝参入院，為御覧花御東山，侍臣皆布袴衣也，先御白河院，次円成寺，次観音院，供御膳，右大將・藤中納言追候，	『小右記』
寛和1（985）.3/13	十三日，丁巳，早朝院人々相共向東山辺，見山花，向小野，午後雨降，臨晚帰洛	『小右記』
長徳3（997）.2/10	早詣東山，打金鼓五十寺，左衛門督・源拾遺同道，	『小右記』
寛弘7（1010）.8/7	七日，癸丑，東山観音寺，被渡一条北方，詣彼寺	『御堂関白記』
長元2（1029）.3/2	諸卿騎馬，先到六波羅密寺，出自其寺經東山到白河院，於文義（小野）山庄被食，	『小右記』
天仁1（1108）.4/2	此十余日未定之間，数千軍兵相禦之間，東山・河原・賀茂・吉田之辺，下人之田畠為兵	『中右記』
弘安10（1287）.2/27	廿七日，晴，今日東山花歴覧，万里小路大納言・藤中納言・右兵衛督・右京大夫・為雄・師行・公尹・下官・親家・為俊等参，各乗車，阿弥陀院・□□院・□居寺・長楽寺・禪林寺殿・法勝寺等花御歴覧	『実躬卿記』
正応5（1292）.3/21	十八日参禅林寺殿，予参御車，如法密々東山花歴覧，入夜著御，	『実躬卿記』
永仁3（1295）.11/5	晴，参白川殿，今日為花歴覧臨幸東山，謂鷺尾・阿彌陀院・長楽寺・雲居寺等也	『実躬卿記』
乾元1（1300）.11/5	又蜜々東山花有歴覧，予乗車参御共	『実躬卿記』
正安2（1300）.11/5	（藤原為経室）他界，〈日来所勞間，経廻東山辺，〉仍母堂（為経女）渡御他所	『実躬卿記』
正安3（1301）.2/19	（為経女）聊修小仏事，仍有仏供養事，於東山草菴〈最期之所，〉一日経書写供養	『実躬卿記』
永和1（1375）.9/23	晴，東山辺有出遊事	『後深心院関白記』
康暦1（1379）.10/13	晴，歴覧東山辺寺院，及晚帰宅	『後深心院関白記』
永徳1（1381）.7/25	昨日東山墳墓参詣之間，預御札候けり，晚頭罷帰候，	『後愚昧記』
応永23（1416）.3/4	於東山宝幢寺令茶毘，左府・大納言・宰相中將・女中・家僕等悉罷向云々，慈雲院比丘尼達・相国寺僧達，其外比丘尼・尼衆等済諷経罷云々，	『看聞日記』
応永32（1425）.7/12	中御門宰相（宗継）等，詣東山泉涌寺，彼寺者律宗也，開山俊仍法師	『薩戒記』
応永32（1425）.9/10	午後快晴，今日上皇御幸東山泉涌寺，予可候御留守之由	『薩戒記』
応永33（1426）.12/25	向東山救願寺，而赴彼所之日，自路上病氣発動	『薩戒記』
正長1（1428）.7/14	被奉入東山若王寺〈忠意僧正房也，〉云々	『薩戒記』
正長1（1428）.7/28	先是自武家奉迎取，奉入東山若王寺	『薩戒記』
正長1（1428）.7/8	天晴，今日為主上御惱御祈，於東山泉涌寺被頓写五部大乘經	『薩戒記』
永享4（1432）.3/11	晴，室町殿（足利義教）今日花御覧，東山・花頂・若王子等御出	『看聞日記』
永享7（1435）.7/23	殊勝風流云々，此間東山諸方花御覧	『看聞日記』

実線を施した箇所が「仏事」、点線を施した箇所が「遊山」に関わる記事である。東京大学史料編纂所作成データベース「古記録フルテキストデータベース」を利用して作成。

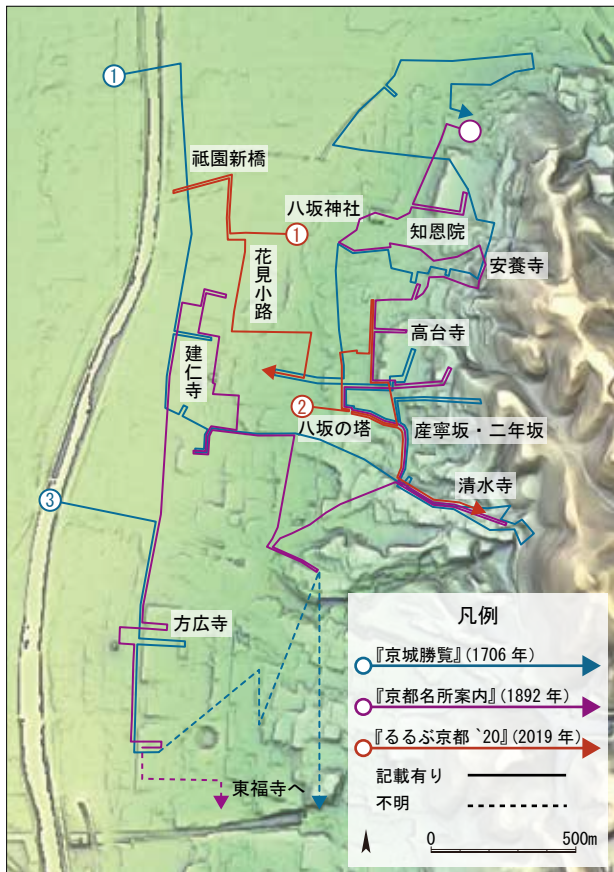
の2・3月になされ、上皇や室町将軍が配下の者を引き連れておこなっている。永仁3年（1295）の花見では「鷺尾・阿彌陀院・長楽寺・雲居寺等」の花を「歴覧」しており、他の花見でも「歴覧」という表現がみられることから、一か所での花見ではなく、数か所をめぐり、面的に東山を堪能していたと推測される。そして、この過程において貴族は東山の花を歌に詠んだ。冒頭にあげた『閑吟集』の一節は、こうした東山の風景を愛でる行動や視線が庶民層にも普及していたことを示している。

狂言『武悪』の、東山へ遊山にでかけた主従が、成敗したはずの家僕の幽霊に鳥部野で遭遇するという場面は、遊山の対象でもありながら、仏事に関わる葬送地でもあった東山の二面性を如実に示している。

（2）東山観光の変遷

室町期から戦国期にかけて、洛陽三十三箇所観音霊場のような霊地名所を巡る寺社参詣が庶民の間でも流行し、やがて信仰目的であったはずの名所めぐりが、物見遊山の性格を強めていった（高橋 2015）。こうして、信仰と遊山という別個の営みは近接していくこととなった。以下では、近世・近代・現代におけるガイドブック類で提示されたモデルコースと、名所の性格は図示した図2・3をもとに、観光の実態と変遷を述べる。

近世は、京都にとって観光都市へと変貌を遂げた時代である（鎌田 2000）。そして、京都旅行の需要に応じて多種多様な名所案内記が作成されたなかで、宝永3年（1706）に三条大橋西詰の本屋から刊行された貝原益軒の『京城勝覧』は、初めて日割のモデルコースを設けた画期的な名

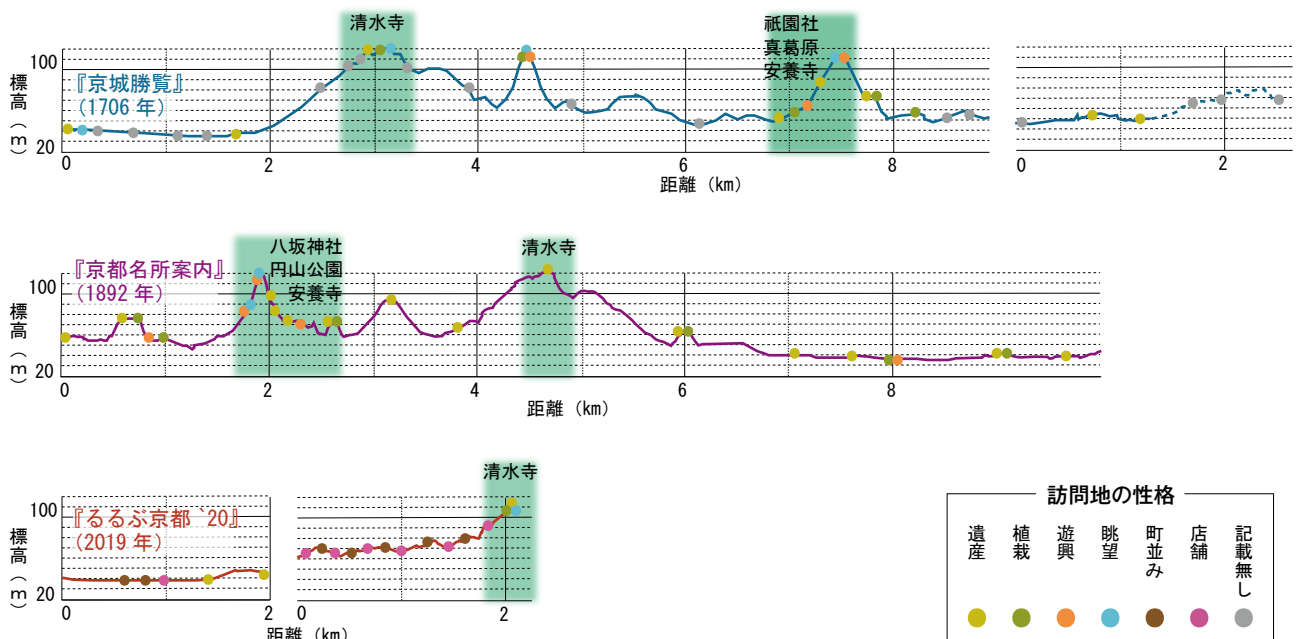
図2 各ガイドブックのモデルコースと地形条件¹⁴⁾

所案内記であり、近世を通じて影響力を持った（金 2010）。16日のモデルコースのなかで、3日間が東山の名所めぐりに割かれている。『京城勝覧』に記されたそれぞれの名所の性格は、以下のように分類できる（図3）。

「遺産」は社寺の歴史や文化遺産の価値を示す記述がなされる名所である。「伝を以て見るべし」などの記述が示すように、文化遺産は常に開かれた存在ではなかった。その反面、このころからおこなわれるようになった寺社での御開帳にあたっては多くの参詣者が訪れた。

「植栽」は、境内の桜や紅葉、藤といった花や植栽の見事さが評価されたものである。『京城勝覧』の記述は、作者の益軒自身の京都経験が反映されているとされるが（金坂 2011）、確かに益軒の元禄年間の日記からは東山の桜の「佳景ニ驚^{つて}目」し、老齡ゆえに「東山之花永訣也」と名残を惜しんでいる姿が確認できる¹⁵⁾。

また、「遊興」では遊興の場としての性格が表現される。安養寺境内の六阿弥は東山西麓の起伏を活かした庭園と建築を備え、京の町を眺めることができた「貸座敷」は詩歌連俳・歌舞遊宴の場として知られた（出村ほか 2001）。益軒も出版業者の接待を受け、晩餐と琵琶法師の弾き語りを楽しんでいた（横田 2018）。『京城勝覧』での安養寺の眺望や料理に関する記述¹⁶⁾は、この時の経験に基づくものかもしれない。

図3 モデルコースと名所の性格¹⁷⁾

見晴らしのよさが記された「眺望」の名所は、三条大橋を除いて、京都の町を俯瞰できるような標高の高い地点に位置している。

図から、祇園社から清水寺にかけてみられる名所は、さまざまな性格を兼ね備えて成立していたことがわかる。近世の名所は、古歌や由緒から意味づけられる「過去名所」と現在の状況に由来する「現在名所」に分類でき（上杉2004）、近世京都の名所は18世紀以降に現在名所の比率が高まっていったとされる（塚本2006）。東山の場合、18世紀初頭にはすでに現在名所の存在感が強くなっており、京都の景勝地のなかでの先進性を感じさせる。

近代京都における名所案内記の刊行は、博覧会の開催や鉄道の敷設に応じて数回のピークを迎えた（長谷川2012）。そのなかで、第4回内国勧業博覧会と平安遷都千百年記念祭が開催された明治28年（1895）にかけてが最大のピークであった。このピーク時に刊行された案内記のひとつが、村上勘兵衛のもとから刊行された『京都名所案内』（明治26年・1893）である。『京都名所案内』における名所は、「東部の名勝」と「西部の名勝」に分類され、それぞれを1日ずつで廻ることが前提とされている。

「東部の名勝」内の東山の名所は以下のように案内される（図3）。ここでの名所の性格は、前述の分類に概ね適当するものであり、しかも、八坂神社から知恩院にかけての遊興空間が『京城勝覧』から大きく変化していないように、東山の名所の近世・近代間の連続がうかがえる。ただし、円山の「鉾泉場」や花見小路裏の「有楽館」（旧正伝院）など、前述した近代特有の景観形成により成立した新名所についても記されている。

また、本書の「遊覧案内」冒頭には、遊覧の2番目の目的に「其信仰する神社仏閣は風景絶佳ならざるも亦参詣を望むべき」と記されており、信仰の対象としての名所の性格がなお息づいていた。

訪問層が多様化した現代、東山観光の実態は一概にはつかみがたいが、ここでは令和元年（2019）出版の『るるぶ京都'20』で提示された数種のモデルコース（図2）と訪問地（図3）についてみていきたい。

まず、東山エリアでのモデルコースは①「はんなり祇園さんぽ」と②「清水寺参道さんぽ」の2コースからなる¹⁸⁾。②のコースは従来の名所めぐりと類似した行程を採るが、①は従来にはない行程をたどる。これは、花街である祇園

が観光地としても認識されていることを示している。

この点に関して、訪問地の性格も、これまでの「遺産」や「植栽」といった側面は減退し、特に「遊興」に該当するような名所は確認できない。ここからは、近世・近代の遊興空間であった真葛原・円山公園一帯は、観光地としての性格を失ったようにみえる。しかしながら、近世の真葛原が、「洛下の騷客遊興の往返所^{かよいしよ}」であり、京都の出版業者が作者をもてなす場であったように、この一帯はどちらかといえば京都内部の人々にとっての遊興空間であった。この点では、円山公園北縁の料亭群や、桜の季節に「洛下の騷客」で賑わう園内の光景は現在も継承されている（図4）。

この一方で重視されるようになった訪問地が「京都らしい」とされる「町並み」である。ここでの観光行動は、フォトジェニックな風景の撮影に主眼が置かれている。例えば、八坂の塔の前では塔を背景にテイクアウトのコーヒーを持った写真を撮ってSNSに載せることを推奨したり、花見小路では石畳と町家を写し、交通量の激しい四条通側ではなく建仁寺側を背景とすることを勧めている。また、観光コースに組み込まれた「店舗」も重要な役割を果たす。「店舗」のなかに着物レンタル店も含まれ、和装した観光客が被写体として東山の風景を構成することが想定されている。さらに、現代のモデルコースには、それまでのような一筆書きのルートではなく、産寧坂や祇園新橋といった伝建地区を行き来する特徴が見受けられる。これもベストショットを求めて歩き回る観光のあり方に関係すると考えられる。

以上のように、東山における観光の実態は、各時代の観光のあり方に応じて変化してきた。各時代を通じて共通点を見出すとすれば、歴史や文化遺産といった過去を体感さ



図4 円山公園での花見

せる寺社と、現在の楽しみを享受することができる場所が数珠つなぎのように連なり、複合的な観光地が形成されてきた点が指摘できる。また、ここでの移動手段は、基本的には徒歩であり、いずれの時代のモデルコースも山麓の自然基盤とそれに即して成立した名所に規定され、軌跡を重ねることも少なくなかった（図3）。特に、産寧坂・二年坂一带は、各時代でルート上に位置した。『京城勝覧』ではすでに茶屋の存在が示され（図5）、訪問客に対する観光業が成立していたことを確信させる。先述のように現在は観光業への傾斜と職住分離が進むものの、この坂は観光地としての歴史的な連続性を示す要素として重要である。

（3）六道まいりの象徴性

六道とは、仏教用語で生前に重ねた業に応じて往くこととなる六種の冥界をいう。六道の辻は、文字通り六道への分岐点であり、此岸と彼岸との結節点を意味した。この辻は具体的には洛中から延びる松原通沿い、六道珍皇寺門前あたりの交叉点を指す¹⁹⁾。

この辻から東へ行くと葬送地であった鳥部野に至ることから、この附近一带は、「祖霊を迎える場所」として位置付けられ、西福寺や六波羅蜜寺、六道珍皇寺といった寺院が集中する（松山 2009）。このなかの六道珍皇寺では、盂



図5 『京城勝覧』における二年坂（筆者蔵）



図6 「六道まいり」の光景

蘭盆会に先駆けて毎年先祖の霊魂を迎える「六道まいり」がおこなわれ、毎年8月7日～10日は宗派を問わず多くの参詣者が集まる（図6）。また、近辺の生花店では仏花の販売もなされ、「幽霊飴」が販売されるなど、当日の六道の辻周辺は特有の賑わいを見せる。

この行事の原型は、近世前期に黒川道祐によって著された『日次記事』に認めることができる（大東 2006）。そしてその本質は、京都の人々にとっての盆花迎えと精霊迎えが融合したものと捉えられる（大東 2006）。

では、実際に参詣に訪れるのは、京都の中のどのような地域の人々であろうか。この点に関して、令和元年8月7日に100組の参詣者に対して実施したインタビューに基づき、参詣者の分布を示した（図7）。ここからは、参詣圏は洛中洛外に広がり、宇治市や城陽市などからも参詣者を集めていることがわかる。しかしながら、多くの参詣者が鴨東地域に居住し、珍皇寺周辺に集中している。同時期に同様の行事がおこなわれる千本えんま堂附近からの参詣者

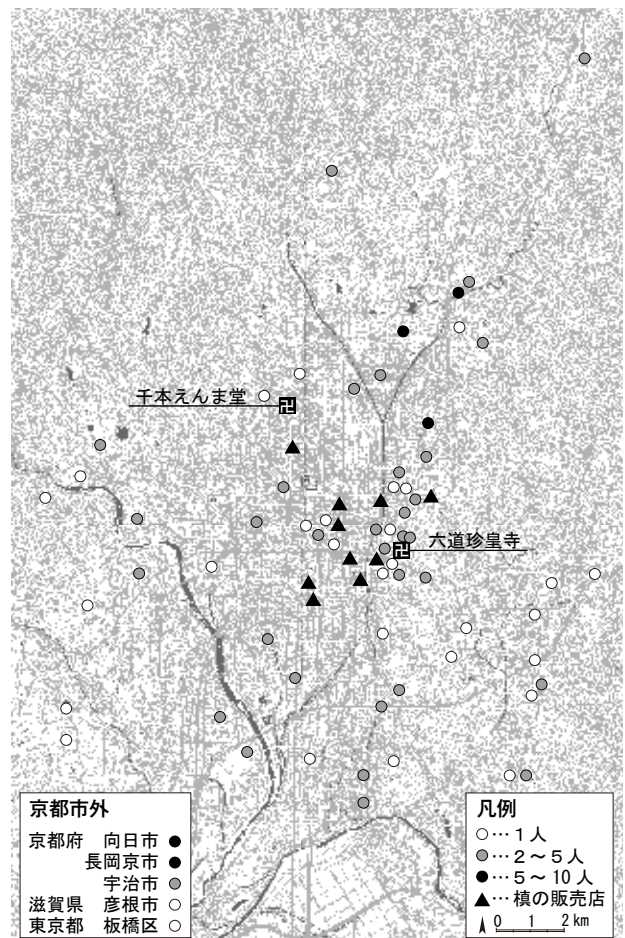


図7 「六道まいり」参詣者の分布²⁰⁾

が少ないことから、京都全体から等しく参詣者を集めているわけではなく、精霊おくりをおこなう寺院の近くに篤い信仰層が存在しているといえることができる。

京都北郊における盆行事に関して、近年は珍皇寺で教えられる行事をおこなうようになり、行事の地域性が失われつつあるという報告がある（中村 2018）。この点を考慮すれば、図中にみえる京都近郊からの参詣者は近年になって訪れるようになった可能性も想定できる。この点を踏まえば、六道まいりを京都の人々全体にとっての重要行事とみなすよりは、東山を象徴する行事として捉える方が妥当であろう。

3 「京都」イメージのなかの東山

現在の東山は、ガイドブックにおいて「京都らしい」と表象されていることはすでに述べた。以下では、その東山イメージの構造を、「都をどり」の上演記録から明らかにする。

「都をどり」は、祇園甲部の芸妓・舞妓による舞踊公演であり、明治5年の内国勸業博覧会の「附博覧」として開催されて以降、令和元年までに145回の公演を重ねている。公演は、複数の「第○景」と呼ばれる舞踊から構成される。それぞれの景では、その舞台となる場所を描いた背景の前で舞踊が展開される。管見のパンフレットから、各年の景で舞台とされた地域は以下のように分類できる（表2）。

歴代の公演では、それぞれの「歌題」が設けられてきた。その題材は、御大典や東京五輪、または昭和初期の皇国史観の影響を受けたものを除くと、古典や名所をテーマとしたものが多い。古典を題材とした場合、舞台は過去に設定され、名所をテーマとした作品は基本的には現在が舞台となる。戦前期には現在を対象とした作品が多い反面、戦後に過去を舞台とする比重が増加している。

古典のテーマには、平安文学などに取材した作品群が存在する。ここでは洛中などが舞台とされるため、背景に東山の風景が描かれることは稀である。しかしながら、平安文学以外の出雲阿国や赤穂浪士、幕末の志士といったテーマを選択した作品も多く、これらは祇園甲部の芸妓たちにゆかりのある人物や出来事が取り上げられるため、東山が舞台となる景が多くを占める。京都の名所をテーマとした作品では、一層多くの景で東山が舞台とされる。

そして、全体的な傾向として、最終景に東山を選び、公演全体を現在の東山に帰結させようとする姿勢が認められる。ここで背景に描かれるのは、八坂神社や円山公園、清水寺などの代表的なランドマークである。例えば、昭和47年（1972）の「能楽風流百年春」最終景では、円山公園の枝垂桜をバックに「春は花 花の都の花^{はなぐは}美妙し 桜尋めて櫻狩 西山 北山 東山 花逍遥の名所をめぐるや春の日も遅々^{うらら とどま こうどま} 東 西 行きつけば これぞ都の花の王^{きみ}（中略）この一樹 京の春をぞあつめたる」²¹⁾と謳われ、枝垂桜が春の京都を代表する存在として主張される。古典作品を題材とした場合でも、本筋とは関係ないような東山の風景（特に現在の風景）で公演が締めくくられる。

「京都」イメージは、平安遷都千百年祭や内国勸業博覧会の開催や『平安通史』編纂を通じて、王朝文化などと結びつけられながら構築されたとされる（丸山ほか編 2008）。しかしながら「都をどり」のなかの東山は、近世以降の人物や出来事、そして多くの名所を抱える景勝地という性格に関連して表現されるものであった。さらにそのなかで、観光都市京都を代表する存在として表象されてきたと言える。

4 おわりに

周縁地域である東山では、都市京都の成立と変容に応じて、副都心や葬送地、遊興地、観光地と性格を重ねながら独自の文化的景観を形成してきた。さらに、近現代にはガイドブックや舞踊を通じて「京都」イメージが（再）生産されていくなかで、東山の風景はその中核として表象されてきた。

景観形成の過程で基軸となってきたのは、観光と信仰という営みであった。本稿では、地形条件に即した観光のあり方の不変性や、東山における信仰を象徴する六道まいりについて確認した。こうした営みの持続を通して形成された、産寧坂の茶屋や土産物店が並ぶ景観や、六道の辻・鳥辺山墓地の葬送や墓参に関する独特の景観は、「東山らしさ」が端的に表われた点景である。

こうした場所性を備える東山の文化的景観は、さまざまな営みと歴史的な歩みを背景として括られる景観単位の集合体であった。近年、祇園町南側地区が私道での観光客による写真撮影を禁止するなど²²⁾、観光客の増加による問

表2 都をどりの舞台 各年のパンフレットによる

西暦	歌題	題材	第1景	第2景	第3景	第4景	第5景	第6景	第7景	第8景	第9景	第10景	備考
1914	新古今御代のことば	新古今和歌集	×	▲	▲	▲	▲	×	—	—	—	—	
1915	今様ゆかりの四季	『源氏物語』	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	—	—	—	
1915	都名所	大典記念	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	
1917	菊花弥栄薫	明治維新	×	●	▲	×	▲	●	●	●	—	—	
1918	五十鈴の調	『源氏物語』	×	●	●	●	●	●	●	●	●	—	
1924	浮宝春の脈	京名所	×	●	●	●	●	●	—	—	—	—	
1925	長久楽御代の壽	東国の名所	×	●	●	●	●	×	●	●	●	—	
1926	千歳の都風	古今の京名所	×	●	▲	●	▲	●	●	●	—	—	
1927	隆榮の暁天	京名所	×	●	●	●	●	●	●	●	●	—	
1928	旭の輝	伊勢の名所	×	●	●	×	×	●	●	●	●	—	
1928	寿楽萬歳楽	大典記念	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●	
1929	色繪の櫓扇	京名所	×	●	●	●	●	●	●	●	●	—	
1930	都めぐり	都巡り	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1931	浮模様義士の面影	赤穂浪士	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
1932	都の壽恵廣	大京都市	×	●	●	●	●	▲	●	●	●	—	
1933	御國の礎	忠臣	×	●	▲	▲	▲	●	▲	●	●	●	
1934	四絃の調	国学者	×	●	●	▲	●	▲	●	●	●	—	
1935	謡曲今様鏡	能楽	×	▲	●	●	●	×	●	●	—	—	
1936	続謡曲今様鏡	能楽	×	●	×	▲	▲	×	▲	●	—	—	
1937	風流於國歌舞伎	出雲阿国	●	●	▲	●	▲	▲	▲	●	—	—	
1938	旭光遍輝	京都と天皇	×	●	●	▲	●	●	●	●	—	—	弥栄会館竣工
1939	建武の源	尽忠報国	×	●	●	▲	●	▲	●	●	—	—	
1940	輝く聖蹟	紀元二千六百年	×	●	●	▲	●	●	●	×	●	—	
1941	旭光遍海洋	良妻賢母	×	▲	▲	×	●	●	▲	×	×	×	
1950	京洛名所鑑	京名所	×	●	●	●	●	●	●	●	—	—	南座で上演
1951	色競戀繪姿	観光文化都市	×	●	●	●	●	●	●	●	—	—	南座で上演
1952	舞姿忠臣蔵	赤穂浪士	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
1953	謡曲六佳撰	能楽	×	×	×	●	×	▲	▲	▲	—	—	
1954	春色阿国歌舞伎	出雲阿国	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	
1955	舞扇源氏物語	『源氏物語』	×	▲	×	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
1956	極彩色近松絵巻	近松浄瑠璃	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	—	—	
1957	謡曲平家物語	『平家物語』	×	▲	▲	▲	×	▲	▲	▲	—	—	
1958	風流京洛の四季	京名所	×	●	●	●	●	●	●	●	—	—	
1959	夢模様謡曲絵巻	能楽	×	×	▲	×	▲	▲	▲	—	—	—	
1960	京舞華洛屏風	浩宮出生祝	×	▲	▲	▲	●	●	▲	—	—	—	
1961	京舞扇八景	(親鸞御遠忌など)	×	●	▲	▲	▲	▲	●	●	—	—	
1962	巴紋都繪姿	赤穂浪士	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	—	
1963	王朝都の栄華	平安文学	×	●	●	●	●	●	●	●	—	—	
1964	都とりどり色模様	東京五輪	×	●	●	×	●	●	●	—	—	—	
1965	美彌古風流	京都の歴史	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	●	—	—	
1966	舞扇源氏物語	『源氏物語』	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
1967	維新其前夜	明治維新	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
1968	舞扇観世水	能楽	×	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	—	—	
1969	舞姿容洛中洛外	(豊臣秀吉と京都)	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
1970	都風流京の四季	京都の四季	×	●	●	●	●	●	●	●	—	—	
1971	京舞忠臣蔵	赤穂浪士	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
1972	能楽風流百年春	能楽	×	▲	×	×	▲	×	▲	●	—	—	
1984	京近江名所絵尽	京滋の名所	×	●	●	●	●	●	●	●	—	—	
1988	雪月花洛中洛外	故事	×	●	▲	●	×	●	▲	●	—	—	
2001	新世紀歌舞姿絵	二十一世紀	×	●	▲	●	▲	●	●	●	—	—	
2002	仮名手本都玉章	赤穂浪士	×	▲	▲	●	▲	●	▲	●	—	—	
2003	京暦歌舞伎魁	出雲阿国	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
2004	春宴京歌謡都伝説	(京都の伝説)	×	●	▲	▲	▲	●	●	●	—	—	
2005	雪月花古都映絵	(古都の風景)	×	●	▲	●	▲	●	▲	●	—	—	
2006	京舞歴史絵鏡	京都府の歴史	×	●	▲	●	▲	●	●	●	—	—	
2007	都風流名所絵巻	(京都の名所)	×	●	●	●	▲	●	●	●	—	—	
2008	都今源氏面影	『源氏物語』	×	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
2009	水映桜花絵巻	京都周縁の名所	×	●	▲	▲	▲	●	●	●	—	—	
2010	桜花訪京都歴史	幕末の京都	×	●	▲	▲	×	●	●	●	—	—	
2011	春花京都名所尽	京都の名所	×	●	●	●	▲	●	●	●	—	—	
2012	平清盛由縁名所	『平家物語』	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	
2013	春宴四季巡昔語	昔話	×	●	▲	▲	▲	●	×	●	—	—	
2014	昔伝来大和宝尽	世界遺産	×	●	▲	●	▲	●	▲	●	—	—	
2015	花都琳派染模様	琳派	×	●	▲	▲	▲	●	▲	●	—	—	
2016	名所巡四季寿	近畿の名所	×	●	●	●	▲	●	●	●	—	—	
2017	洛北名所逍遙	洛北の名所	×	●	▲	●	▲	●	—	—	—	—	春秋座にて開催
2018	続洛北名跡巡	洛北の名所	×	●	●	●	×	●	—	—	—	—	春秋座にて開催

●…東山 ●…西山 ●…京都市南部 ●…北山 ●…洛中 ●…京都市内 ●…近畿 ●…その他 ▲…歴史上の舞台 ×…偏在 —…存在なし

題が深刻化している。この問題は、観光とは関係のない文脈の景観単位に観光客が立ち入ることによって生じる問題と考えられる。東山の文化的景観の継承のためには、丁寧且つ細やかに景観単位を設定したうえで、観光客の適切な誘導を図る必要があると考える。

最後に、本稿では東山の文化的景観についての自然的特性や、東山に居住する人々の生活・生業といった点は深く掘り下げることができなかった。重要文化的景観の選定を受けるためには、こうした観点からの調査が必須となろう。

(竹内 祥一郎)

註

- 1) 京都市編（1987）をもとに作成。
- 2) 信西の邸宅跡地でもあると言う（京都市編1987, 25頁）。
- 3) 京都市編（1987）, 267頁。
- 4) 京都市編（1987）, 327～328頁。
- 5) 庶民の鳥部野への葬送が進んだのは平安後期以降とされ、それまでは、平安初期には鴨川河原への遺棄葬が顕著であった（山田2009）。
- 6) 京都の人口は、近世後期には減少傾向にあった（浜野2007）。
- 7) 京都市編（1987）, 174頁。東山における開発対象地がの内であったことは、祇園内六町の開発地が「広小路畑地」であったことから裏付けられる（京都市編1987, 168頁）。
- 8) 京都市編（1987）, 213頁。
- 9) 京都市編（1987）, 192～193頁。
- 10) 新修京都叢書刊行会編（1968）, 562頁。
- 11) 明治11年（1878）には下京第十五区の区長より、新築により建て増しする可能性があるため、小路の名を取り消してほしいという願いが出されている（京都府立京都学歴彩館所蔵「明治11年諸願伺」）。
- 12) 京都市編（1987）, 200頁。
- 13) 京都府立京都学歴彩館所蔵「道路一件」。
- 14) 『京城勝覧』, 『京都名所案内』, 『るるぶ20 京都』をもとに作成。ベースマップには「スーパー地形」を使用。
- 15) 九州史料刊行会編（1956）, 22頁。
- 16) 「景よき坊多し。此寺も精進料理を人の所望によりて拵出す。醬、めめ漬、かき餅、豆腐、此寺の名産なり。遊人多し」『京城勝覧』。
- 17) 『京城勝覧』, 『京都名所案内』, 『るるぶ20 京都』をもとに作成。
- 18) 清水寺と高台寺については、境内のモデルコースも紹介されている。
- 19) 「六道の辻」を示す石造物は、六道珍皇寺門前と西福寺門前に2点存在する。
- 20) 令和元年8月7日の聞き取り調査から作成。参詣者のプロットは、近世段階の町や村単位で再集計した。
- 21) 祇園甲部歌舞会（1972）。
- 22) 「許可なき撮影は1万円」京都・祇園、観光客の迷惑行為で対策」（『京都新聞』令和元年10月25日付）。

参考文献

- 朝尾直弘（1996）「“洛中洛外町続”の成立—京都町触の前提としての」『京都町触の研究』岩波書店
- 上杉和央（2004）「17世紀の名所案内記にみえる大坂の名所観」『地理学評論』77
- 小椋純一（1992）「“再撰花洛名勝図会”の考察からみた江戸末期における京都近郊山地の植生景観」『絵図から読み解く人と景観の歴史』雄山閣出版
- 金坂清則（2011）「『京城勝覧』とその旅—貝原益軒にとつての京都を視野に一」『アジアの歴史地理Ⅰ—領域と移動』朝倉書店
- 鎌田道隆（2000）『近世京都の都市と民衆』思文閣出版
- 祇園甲部歌舞会（1972）『都をどり—創始百年記念—』
- 九州史料刊行会編（1956）『九州史料叢書7 益軒資料2』
- 京都市編（1987）『史料京都の歴史10 東山区』平凡社
- 京都市産業観光局（2017）『京都市総合観光調査』
- 金弘己・宗本順三（2001）「産寧坂伝建地区における住宅の観光商店への用途変更と所有権移転の関係」『日本建築学会計画系論文集』66（545）
- 金廷恩（2010）「近世案内記における観光モデルコースの登場—貝原益軒著『京城勝覧』から見えるもの」『日本研究』41
- 新修京都叢書刊行会編（1968）『新修京都叢書16 京都坊目誌下京乾』光彩社
- 高橋慎一郎（1996）「空間としての六波羅」『中世の都市と武士』吉川弘文館
- 高橋康夫ほか編（1993）『図集日本都市史』東京大学出版会
- 高橋康夫（2015）「京都と名所の形成」『海の「京都」—日本琉球都市史研究』京都大学出版会
- 大東俊一（2006）「京都人の死生観」『人間総合科学会誌』2
- 塚本宏（2006）「近世京都の名所案内記に描かれた場の空間的分布とその歴史の変遷」『GIS—理論と応用—』14
- 出村嘉史・川崎雅史・田中尚人（2001）「近世の京都円山時宗寺院における空間構成に関する研究」『土木計画学研究・論文集』18
- 中村治（2018）「京都北郊の盆の行事」『国立歴史民俗博物館研究報告』207
- 野田泰三（2016）「東山殿足利義政の政治的位置付けをめぐる」『室町政権の首府構想と京都—一室町・北山・東山—』文理閣
- 長谷川奨悟（2012）「明治前期の名所案内記にみる京名所についての考察」『歴史地理学』54
- 浜野潔（2007）『近世京都の歴史人口学的研究—都市町人の社会構造を読む』慶應義塾大学出版会
- 松山由布子（2009）「京都の都市民俗と伝承世界—小野篁冥界往来譚を中心に」『メタプティヒアカー名古屋大学大学院文学研究科教育研究推進室年報』3
- 丸山宏（1984）「京都円山公園成立前史」『昭和59年度日本造園学会研究発表論文集』2
- 丸山宏・伊従勉・高木博志編（2008）『近代京都研究』思文閣出版
- 三浦要一・谷直樹・岡佳子（1997）「近代京都における東山・下河原地域の市街地形成—石堀小路の宅地開発を中心として」『大阪市立大学生活科学部紀要』45
- 山田邦和（2009）『京都都市史の研究』吉川弘文館
- 山田邦和（2012）「中世京都の被差別民空間—清水坂と鳥部野」『日本中世の首都と王権都市 京都・嵯峨・福原』文理閣
- 山田邦和（2016）「東山中世都市群の景観復元」『室町政権の首府構想と京都—一室町・北山・東山—』文理閣
- 横田冬彦（2018）『日本近世書物文化史の研究』岩波書店

第4節 伏見——京を支える水と道の交錯点

京都市域の最南部に位置する伏見区は、市域最大の28万人を擁し、区域も旧郡でいうと紀伊・宇治・久世・乙訓・綴喜の5郡にまたがる、多様な歴史的地域を取り込んだ京都市のマンモス区である。区を中心となるのは旧紀伊郡の伏見町であり、秀吉による伏見城築城に際してできた城下の系譜をひく。

本稿では、広範囲にわたる伏見のすべてではなく、旧城下の系譜をひく地域のなかでも特に南浜学区を中心とした旧伏見港湾部ゾーンに限定して、文化的景観としての特性を描いてみたい。

1 伏見と伏水

伏見は伏水であり、伏流水が豊富な場所として特に認識されるに至るのは、酒造業が盛んになって以降のことだという説がある。氷河期には巨大な湖だった伏見あたりは低湿地が多く、現在は埋め立てられたが宇治川が山間の溪谷から平野部に出たところに巨大な巨椋池という遊水地をつくり、広大なヨシ地を擁していた。京都の母なる川である鴨川は、伏見北部を南西方向に流れ、桂川と合流して淀川に流れ込む。伏見は、伏流水だけでなく、事実水にあふれた地であり、歴史上も多くの水害にも悩まされてきた。

『日本書紀』雄略天皇17年3月に「俯見村」とあるのが、伏見の文献上の一応の初見とされる。この記事は、土師連等に朝夕の御膳のための器を調えるように詔したところ、土師連の祖先の^{あけ}吾筈が摂津国来狭々村、山背国内村（現京都府八幡市内里）、俯見村（現京都市伏見区）、伊勢国藤形村、そして丹波・但馬・因幡の私部を献上したという記述である。また「万葉集」第9に、「巨椋の入江とよむなり射目人の伏見が田居に雁渡るらし」という歌があり、巨椋池の入江に飛び立つ雁の羽ばたきが、伏見の田にわたっていくことを歌っている。『日本書紀』の俯見は、陶土が採れる深草近辺の地を示すだろうし、『万葉集』の伏見はもっと南、宇治川沿いあたりを示しており、この時代においても伏見はかなり広い地域を示す名称であったことがわかる。

2 城下町伏見の成立と再生

（1）近世城下町としての伏見

さて、現在の伏見の基礎は、秀吉の命によって伏見城建設が着手されることよりはじまる。それまでの伏見は、伏見九郷といわれ、山、船戸、久米、法安寺、成就院、石井、森、北尾、北内の9村からなる農村地帯であった。室町期には、御香宮を総鎮守社とした精神的紐帯が存在したことがわかっているが、そうした村々は伏見築城に際した城下の縄張りによって解体、強制移転されたのである。総鎮守社であった御香宮も伏見城中へ移転し、城内の鬼門守護神にされたというが、関ヶ原合戦以後に家康の命により旧地（現在地）に復した。ちなみに同社は、徳川家の庇護を受け、現在残る指定文化財の建造物は江戸初期の徳川の寄進によるものである。また未指定ではあるが、おそらく京都で最古級、最大級の神輿（千姫神輿）が同社に保存されている。

城としての存在はわずか30年余りにもかかわらず、時代の転換期にあった伏見城は、変遷が激しく、次の4期に分けて把握できる。

第Ⅰ期：天正20年（1592）8月^{しげつ}指月城築城開始

第Ⅱ期：文禄3年（1594）正月指月城増築開始（同年8月にひとまず完成）、この時に城下町の整備が行われる。慶長元年（1596）閏7月13日の慶長の大地震で倒壊

第Ⅲ期：慶長2年（1597）5月場所を山裾から山上に移して再建、慶長5年（1600）関ヶ原合戦の前哨戦により焼失

第Ⅳ期：慶長6年（1601）家康が再建、元和9年（1623）廃城

城としては30年余に過ぎないが、都市としての伏見は、町勢の浮沈はあるものの、その後も継続する。伏見の創建より現在に至るまでの都市的な発展を、その機能によってみれば、政治都市⇒宿場町的機能を軸とした経済都市⇒産業都市／軍事都市、そしてベッドタウンという推移として把握できる。

城下町プランが生み出した伏見の都市性 政治都市としての伏見は伏見城が存在した時期にあたるが、同時期に町人町の建設が着手され、交通網の整備が図られる。秀吉がつくりあげた伏見の都市としての骨格は、その後の伏見の発展と維持に欠かせないものである。

近世城下町の先駆的存在と考えられてきた伏見の城下町プランの最大の特徴は、ヨコ町プランの城下町であることである。近世城下町プランの一般的な理解は、戦乱が常態であった戦国期と違い、①山城より平山城・平城へと城地及び城下が立地移動をする。②この際、山岳地形に代わる防禦機能として水系が採用される。③主要街道および海運・内陸水運の港津の城下町への繰り込みがみられる。④城―武家屋敷―町人町が空間的にも機能的にも緊密な関係で結ばれ、ワンセットとして都市プランのなかに位置づけられる。という要素が強くみられる点にある。

伏見はいずれの特徴も有している。それが象徴的な名称として現在に伝わるのが、伏見の繁華街「大手筋」である。伏見城の表玄関というべき大手門に続く道が、プラン上は通りではなく副次的な道路であることを示す「筋」であることが、象徴的に伏見の都市的性格を示している。後述するように、伏見の主要道は京都―奈良を結ぶ京街道（伏見街道）である。京街道の主要道は京町通であり、それに直行する大手筋はあくまでも副次的な道であった。そういう意味でヨコ町プランの城下であった。

城が平地におり、水系に隣接するようになったのは、城を交通の要衝におき、経済的中心地としての機能を持たせる目的がある。伏見も平山城であり、防禦機能及び河川交通の城下への引き込みを目的とした宇治川の流路の変更と主要街道の城下への繰り込みがみられる。

近江の瀬田から狭隘な谷あいを通って流れる宇治川は、平野部に出る宇治橋あたりから三分流して広大な巨椋の入り江に流れ込んでいた。秀吉はその宇治川の流路を、槇島堤と太閤堤を築くことによって北行させ、伏見山の裾に導いて伏見城の防御機能をもたせたのである。さらに、伏見

湊を新設し、淀川河川交通、瀬戸内海海運の終着点と位置付けた。また、槇島堤の西方に新たに小倉堤を築堤し、その上に新大和街道を通す。そして小倉堤と槇島堤が交わる地点から、宇治川をまたぐ豊後橋を架橋した。大友氏に命じて架橋した故に豊後橋と命名されたと伝わるこの橋は、現在の観月橋の位置にあり、これによってこれまで大きく宇治の方へ迂回していた大和街道は、南からほぼまっすぐに伏見に入ることになる。

他に、大津街道、宇治街道、竹田街道などの新設及び改修がおこなわれ、また七瀬川に総外濠の役目を担わせたことなどが挙げられる。これらの城下外縁部の土木工事と並行して城下内においても、街路網の整備や敷地割がおこなわれる。

町人町の前初プランは、京町一丁目より四丁目まで、京町大黒、大坂町、上油掛町、中油掛町、下油掛町、帯刀町、京橋町、車町、塩屋町、南浜町、本鐘木町、本木材町の16ヵ町（以上南組本町）と、京町五丁目から十丁目まで（七丁目、八丁目は南北に分れる）、山崎町、鍛冶屋町、魚屋町、伊達町の12ヵ町（以上北組本町）である。これは大別すると、①京都へ通じる街道である京町通を軸にした地域（A）と、②伏見湊一帯の港湾地区（B）、そして京町十丁目より③東国へ向かう大津街道沿道の両側町（C）

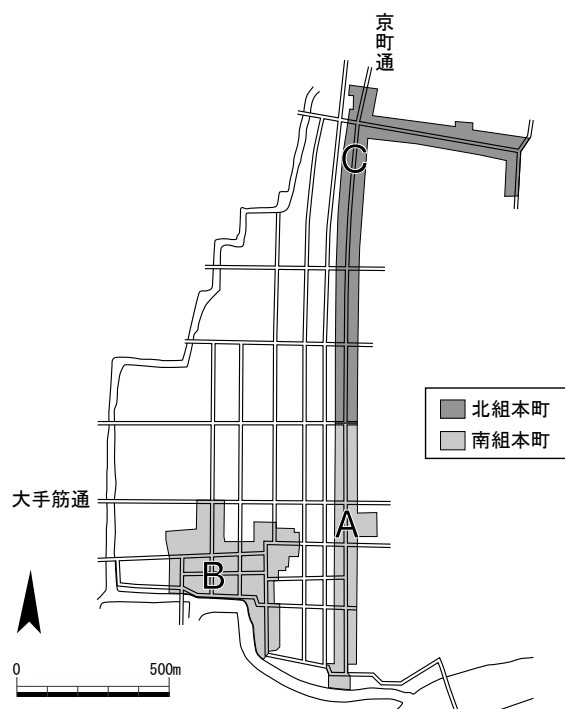


図1 町人町前初プランにみる3つのブロック

の3ブロックに分けられる(図1)。町人地の区割りからみても、京都―奈良を結ぶ陸上交通、淀川河川交通に加えて、東国へと通じる陸上交通の3者を伏見に収斂させることで、天下の大動脈を1点で掌握しようとした秀吉の伏見経営構想が窺えるのである。

(2) 経済都市としての再生

徳川政権の樹立によって、伏見は政治都市としての機能を徐々に低下していく。それは元和9年の廃城により決定的となり、大名屋敷はそのほとんどが破棄されるに至る。これにより伏見の町勢は急激に衰退したが、17世紀後半から経済都市として再び活況を呈していく。その礎になったのは、伏見の立地(京都・大坂の中間点)と城下町建設に伴う交通網の整備、さらに慶長16年(1611)よりの高瀬川の開削等である。後に竹田街道等の車道の整備によって、交通網はさらに充実し、宿場町、港町として発展したのである。

廃城にともなう混乱を経て、経済都市伏見として再生した時期の古地図として「山城国伏見^{がいく}街衛近郊図」(寛文10年・1670)がある。そこには市街地と八カ村(堀内村・向島村・六地藏村・三^み栖村・毛利治部村・景勝村・大亀谷村・深草村)が描かれ、そのまわりに境界が示されている。天領としての伏見の範囲である。町数は263と記されており、伏見の町数は江戸末まで260余で変わらないことや、後世の伏見の古絵図との差異は少ないことから、近世の経済都市伏見の骨格はこの時期にできあがっていたと考えられている。

御香宮神社には9本の剣鉾が収蔵されている。いずれも伏見地域の剣鉾に共通する形態的特徴をもつもので、元禄7年(1694)から同9年(1696)にかけて新調されたものである。元禄9年8月に伏見奉行宛に出された御香宮宮司三木善勝の伺書によれば、前々より神輿の前に9本の竹鉾をつけていたが、氏子中より金鉾の寄進があり、昨年は5本の金鉾を出した。今年(元禄9年)はさらに4本の金鉾の寄進があり、9本揃ったので、神輿に先立って巡行に参加させたいとしている。剣鉾の奉斎は基本的には氏子側の役目であるが、寄進銘からみても、経済力をつけた伏見の町人が自らの氏神祭祀に傾注していく時期であったろう。

3 内陸港としての伏見

(1) 船運と伏見湊

先の「山城国伏見街衛近郊図」にはもちろん伏見湊が描かれているが、湊から河川に出たすぐのところの河川内に「淀川」と記される。現在では大山崎の三川合流地点より下流を淀川と称することが一般的だが、これは明らかに伏見湊から下流は淀川であるという主張のようにみえる。河川や道路の名称は、場所によって名称が違うことが多いので、どの地点から変わるのかの特定が難しい。

伏見の総合的な記録としては最も古い『伏見大概記』(享保13年・1728)によれば、この当時伏見湊を中心に、淀川船運の中心であった過書船が507艘、高瀬舟が150艘、伏見茶船11艘、砂取船26艘が出入りし、伏見から大阪だけでなく、宇治や木津川を遡って笠置まで往来していた。

こうした川船の発着は、京橋界限であった。『都名所図会』(安永9年・1780)には「大阪より河瀬を引登る舟着にて、夜の舟昼の舟、あるいは都に通ふ高瀬舟、宇治川くだる柴舟、かずかずこぞりてかまびすしく、川辺の家には旅客をとゞめ、驚忽なる声を出して饗応けるも、此所の風儀なるべし」(図2)とあり、当時の賑わいを記している。

慶長16年、角倉了以が方広寺大仏再建の資材を運搬するために開鑿した高瀬川は、京都と伏見を結ぶ江戸時代から明治前半の物資の一大流通ルートとなる。江戸時代はじめの高瀬川は、二条大橋西畔から鴨川の水が引き入れられ、鴨川の西木屋町通りに沿って南流し、四条橋の下流で鴨川と合流、五条大橋の南で分岐し九条まで流れ、東九条で鴨川と交叉し伏見に至るというものであった。流路は変更し

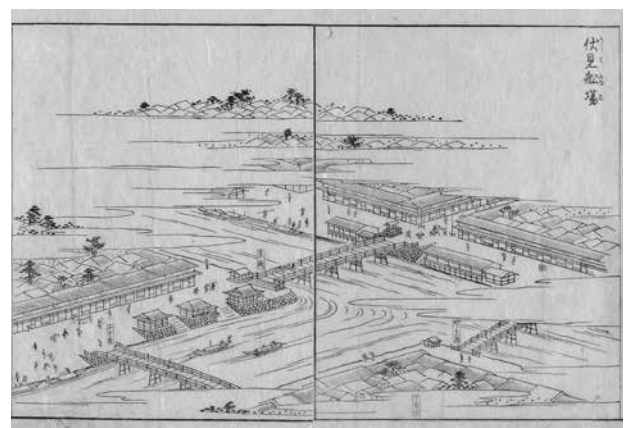


図2 伏見京橋 『都名所図会』

つつ明治を迎えるが、京都—大阪の物流の中心が鉄道に移ることによりその地位が低下、大正9年（1920）に廃止される。

高瀬舟は平底の小型船で、長さは平均13m、幅は2mで、舟首に向かって舟底がそり上がっていた。人力で曳く曳き船で、原則として一方通行で、昼間は伏見から京都へ上り、夜は下り船となった。数十年前までは利用した方からの話も聞くことができた。早朝日まだ陽の昇らぬうちに、下り船で大阪まで反物を積んで商いに出かけた話なども聞け、重量物だけでなく、様々なものが運ばれていたようだ（図3）。

高瀬舟だけでなく、伏見湊からは陸路も利用された。伏見の港に陸揚げされた物資は、牛車によって陸路で京都に搬入された。車輪が道に食い込まぬよう、車石を敷いた牛車専用の車道が通されたのである。こうした車道は京都との主要道であった竹田街道に敷設されていた（図4）。

京橋の東側に蓬莱橋がかかり、中書島へとつながってい



図3 高瀬舟を曳く 明治末頃 七条木屋町



図4 竹田街道の車道 『拾遺都名所図会』

る。中書島は伏見湊の往来客を見込んで元禄期に遊郭として開発された地で、この開発によって伏見湊はますます繁栄する。開発に先立ち、元禄12年（1699）に深草大亀谷即成院から多聞院を分離して長建寺が建てられた。同寺は弁財天を本尊とする珍しい寺院で、赤壁と中国風の竜宮門が、遊郭内の寺院の雰囲気をよく醸し出している。

（2）鴨川運河と三栖の閘門

京都伏見間の水運は、明治期になって新たな展開をみる。明治27年（1894）に琵琶湖疏水の建設に引き続き開削された鴨川運河は、産業物資輸送を目的としたものであった。鴨川の夷川から鴨川東岸に沿って南下し、七条以南は鴨川筋を離れて伏見に至るルートで、途中8ヵ所に閘門^{こうもん}をもち、高低差解消のためのインクライン（傾斜鉄道）も有した。インクラインの形跡は墨染発電所近辺に残る。これにより、大津—琵琶湖疏水—鴨川運河—伏見の全長20km余の舟運ルートが完成した。

また大正11年（1922）から着手した宇治川右岸の観月橋～三栖の間の築堤工事により、伏見湊と宇治川との船の通航が出来なくなるという事態を解消するため、昭和4年（1929）3月31日、宇治川と壕川との合流点に三栖閘門が建設された。現在伏見湊の象徴となっている三栖閘門は、完成当初は、石炭などを輸送する船が年間2万隻以上も通過していた（図5）。しかし、陸上輸送が発達するとともに次第に減少し、昭和37年（1962）に遂になくなった。さらに洪水を防ぐための宇治川改修や天ヶ瀬ダムの完成により宇治川の水位が低下し、ついに三栖閘門はその役目を終えることになった。ちなみに、伏見の西側は、天ヶ瀬ダムができるまでは、洪水多発地帯であり、軒下に災害用の



図5 三栖閘門

小舟を吊るす家々がみられた。

(3) 伏見湊の末裔

すでにその時代的役目を終えた水運ではあるが、かつての従事者により創造された時代の片鱗を、残された遺構や伝承文化からみることができる。

たとえば御香宮祭礼に伴って巨大な獅子が出る。獅子は雌雄1対で、獅子頭は、幅87、奥行74、高さ71cmの木製で、重量が約60kgもある大型のものである。御香宮祭礼の神幸祭の朝、4時間ほどかけて、1対の獅子頭を先頭に伏見の町々をまさしく疾走するのである。この祭礼行事は「御香宮祭礼獅々」として京都市無形民俗文化財に登録されている。

伝承母体である御香宮獅々若会は、木挽町青年団と、乾青年団、札幌青年会の三者によって構成され、その中核組織である木挽町青年団は、木挽町通沿いの8ヵ町で構成される。木挽町というのは江戸時代より使用されている通称名であるが、おおよそ南北は油掛通と丹波橋通までの間、東西は高瀬川と濠川に囲まれた南北に細長い地域を示す。この地域は、江戸期より大正にかけて、高瀬川水運に従事した船頭たちが集住したところで、御香宮祭礼獅々はかれらによる力技のパフォーマンスなのである(図6)。

また先に触れた中書島の長建寺には、弁天囃子が伝承されている。現在のそれは復興されたものであるが、江戸時代には遊郭の女性たちが奏でる囃子船の船渡御にあわせて、船上でかがり火がたかれ、淀川の河上での夜の祭礼として盛大に行われていた。

また、現在の伏見港公園の北に、金井戸神社がある。同社は三栖神社の御旅所であるが、本宮である三栖神社は、

伏見の町場の西方に広がる農村地帯にあり、中世荘園の系譜をひく。三栖神社の氏子域は、新高瀬川を挟み東と西に大きく二つに分けることができ、新高瀬川より西の本宮周辺の集落を本三栖、東の金井戸社周辺の集落を浜三栖と通称するが、大まかにいうと本三栖が農村、浜三栖が高瀬川および淀川水運によって栄えた都市集落の系譜をひく。浜三栖には葦を利用した職人たちが集住し、そうした系譜上に、浜三栖の人たちが中心となって、淀川の葦を使った大松明を祭礼に奉仕しているのである。この祭礼は「三栖炬火祭」として京都市無形民俗文化財に登録されている(図7)。

4 酒造業の隆盛とマンション建設

今でこそ酒で名高い伏見であるが、伏見の酒造業が全国的な展開を見せるのはそんなに古いことではない。確かに伏見が経済都市として再生する江戸前期より酒造業は伏見を代表する産業ではあったが、実のところ江戸時代だけで見れば、江戸前期が天であって、そこから不可逆的に衰退していったのが実態であった。明暦3年(1657)83軒あった酒造家も天保4年(1833)には27軒になり、生産高も15,000石から2,100石に落ち込んでいるのである。その大きな理由は、京都という一大消費地に近いながらも、洛中の酒造家による京都市中の専売権を打破できなかったことや、伏見湊があるとは言うものの、内陸であることから江戸への回送に後れを取ったことなどがあげられるであろう。

伏見の酒造が、一大産業として成長するのは実に明治後期になってからのことである。現在の伏見の景観を象徴す



図6 御香宮祭礼獅々



図7 三栖炬火祭

る、堀と大型酒蔵群の景観は近代の景観ということである(図8)。伏見の町は、今日と同様両側町であるが、江戸時代末頃には街区の中央部には「町裏」と称される空閑地が目立って広がっていた。伏見湊周辺の地域では、天保期頃より、そうした町裏が宅地開発されていくが、多くの町裏は、有効利用されない藪地や雑種地として明治時代を迎える。それが明治33年(1900)以降急速に開発されていくのである。その開発主体は酒造業者であった。都心部の非有効利用地であった町裏に目をつけ、そこを取り込む形で工場や酒蔵を建てたのである。明治33年に伏見の旧市街地に約40,000㎡あった町裏は、40年ほどの間に2,000㎡まで縮小するが、そのほとんどが酒造家による占取であった。

アジア太平洋戦争後、酒造業も近代化の波にさらされ、酒蔵もどんどん近代的な工場へと建て替えられる。町なかの工場では対応できないことから、町の西側の国道1号線沿いに工場移転し、町なかの酒蔵が不要になっていったのである。伏見はJR奈良線、近鉄京都線、京阪電鉄本線が通り、京都、大阪への交通も至便であることから、ベッドタウンとしても適していた。交通至便な町なかの酒蔵は、大型マンションへと変貌していったのである。

古い家並みや商店街と、その背景にある大型マンションというのも、伏見の歴史が生み出した景観のひとつであるかもしれない。



図8 酒蔵群と堀

5 みなと伏見の創造

京都府は、京都と大阪を結ぶ船運復活を見据えて、令和元年度から伏見みなと公園の整備に着手する。国土交通省が主導する「みなとオアシス」への登録を準備している。阪神淡路大震災以後、淀川河川事務所は緊急時の船運利用の見直しを図ってきたが、今回の取り組みはそのひとつになる。また令和6年開催の大阪万博やIRも視野に入れた地域活性化の取り組みとなることは必至であろう。

こうしたことは、京都市都市計画局の「伏見南浜界わい景観整備地区」指定による整備事業や、現在十石舟の就航を主宰している地元のNPO法人伏見観光協会、そのほか葦地の保全を進めている伏見学舎など、数多くの市民団体の活動やこれまでの成果とも連動していかねばならない。三栖閘門に代表される大型の建造物だけでなく、先に見た祭礼行事に至るまで、まだまだ伏見湊や水運の歴史や生活に関連した有形無形の景観要素は色濃く残っているのである。(村上 忠喜)

参考文献

- 足利健亮(1984)『中近世都市の歴史地理』古今書院
- 京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会(2014)『京都創縁のまつり調査報告書2 民俗調査編』御香宮神社(1924)『御香宮神社』聖母女学院短期大学伏見学研究会(1999)『伏見学ことはじめ』思文閣出版
- 伏見酒造組合一二五年史編纂委員会(2001)『伏見酒造組合一二五年史』
- 伏見町役場(1928)『伏見町誌』
- 村上忠喜(1988)「伏見における“町裏”の開発と都市化の様相」『鷹陵史学』14



図9 造り酒屋の家屋と大型マンション

第5節 中川 —— 北山林業を中心とする山稼ぎの村

1 中川の成り立ちと歩み

中川は、京都市街地から車で約30分、徒歩でも2時間ほどの位置にある林業集落である（図1）。「北山」の通称で親しまれる丹波高地の南縁に位置し、北から南へと流れる清滝川による侵食で生まれた深い谷間に集落が展開する。中川は洛中に近いという立地により、中世以来、山稼ぎの村として存続してきた。

中川が初めて史料に現れるのは13世紀の初めである。もともと仁和寺の荘園「中河庄」^{なかご}であったとされるが、寺領であると同時に、朝廷とも結びつく供御人の村として、山の産物を調進して、その代わりに特権を得ていた。京都近郊の山村として、都と結びついた経済を徐々に発展させてきたことが、中世の中川の大きな特徴である。

近世に入ると、中川は神護寺末の西明寺領となる。近世初頭の中川村の石高は35石余、耕地・屋敷面積は3.4町弱、戸数は53であった。35石という村高は、戸数に比してかなり小さく、生活の糧を耕地ではなく山林に依存していたことがわかる。食糧の自給は低く、村外に頼っていた。近世中期になると、中川やその周辺で人工的なスギの育林が成功し、スギ丸太の生産が軌道に乗るようになる。

中川は京都に近接していながらも、清滝川に十分な水流がなく、峠越しの陸路の輸送は人力に依ったため、長大な木材の移出には適さなかった。消費地に近接していながら

重量物の輸送が困難という立地条件においては、小規模な輸送に適した薪炭材の生産が重要であり、そのなかで輸送が比較的容易な小径木の材を育てるようになる。さらに、その付加価値を高めるために、杉皮を剥き、丸太の表面を磨き、丸太のまま材として使われる磨丸太や絞丸太、タルキ（小丸太）の生産へと傾斜していった（図2）。この独特の樹形の杉の木立を「北山杉」と呼び、また、その北山杉から生産される製品としての丸太を「北山丸太」、北山杉を育林し北山丸太を生産する林業を「北山林業」と呼ぶようになり、それが戦後になると小説や絵画などを通じて全国に知られるようになった。

2 自然条件が育んだ北山林業

（1）京都における中川の立地

中川の集落部は東西を標高450～550mほどの峰に囲まれた谷間にあり、南北に約1km、東西に約150mと細長く展開する。地元では東側の山の連なりをヒガシヤマ（東山）、西側の山の連なりをニシヤマ（西山）と呼ぶ。

中川は山間にあるものの、京都盆地とは周山街道（国道162号）を通じて10kmほどしか離れていない。周山街道が車道として全通する明治35年（1902）までは、中川と京は主に菩提道で結ばれていた。菩提道は中川集落の南端から菩提川に沿って南下し、標高350mの上ノ水峠を越えて

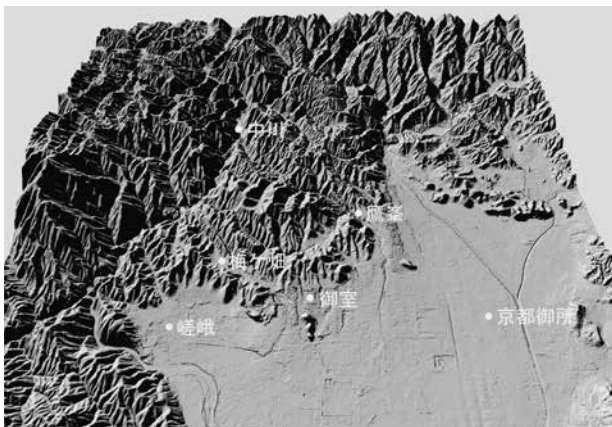


図1 京都市街と中川との位置関係



図2 中川で生産されてきた北山丸太

鷹峯（京都市北区）に至る道である。

菩提道は現在の市道中川1号線と市道鷹峯2号線に相当する。鷹峯は丹波に通じる交通の要地で、京の七口のひとつであった長坂口が設けられた場所である。中川と鷹峯を結ぶこの道を中川の人々は菩提道もしくは京道と呼び、かつては北山丸太などの林産物を頭上に乗せ、ここを通過して京へと運搬していた。中川の分岐点から鷹峯千束町までの距離は5.5kmで、勾配は5～7%と緩やかな山道といえる。女性の足でも片道2時間ほどで行き来でき、中川と京都市街は徒歩でも日帰り可能な位置関係にあった。北山林業最盛期には1日2往復することもあったという。中川は山間にあつて京都の市街とは隔絶された立地にあるように思えるが、実は至近距離にあり、非常に緩やかな道で京都市街と結ばれているのである。

（2）地質と北山丸太

菩提滝と磨き砂 清滝川の支流である菩提川は、右京区鳴滝沢の沢ノ池（溜池）から発し、沢山（515.6km）の西側を通過して北流し、中川の南端で清滝川に合流する全長4kmの河川である。この合流点から1.6km上流の標高275m附近に菩提滝がある（図3）。層状チャート中を1本の滝として落下しており、河床には滝壺があり、周囲は礫の河原になっている。

安永9年（1780）の『都名所図会』には「菩提瀧は鷹峯より一里ばかり西にあり」と記されているように、江戸時代から鷹峯の先にある名所として知られていたようである。明治20年（1887）の『京都名所案内図会』でも「菩提瀧」として挙げられ、「巽は向て飛泉せり」とある。

菩提滝の滝壺には上流から流れた砂が溜まっていて、中

川の林業関係者たちはここで北山丸太を磨く「磨き砂」（別名「赤子の砂」）を採取していた。丸太を磨くには菩提滝で洗い打たれた砂が最も良いとされた。その砂は沢ノ池の西側にある赤子山から流れる。

福本武明（1983）の分析によると、磨き砂は最大粒径がおおよそ3mm程度、50%径が0.5mmくらいで、細粒分を4.3%ほど含む砂であり、それは日本統一土質分類法では、粒度の悪いきれいな砂に該当するという。粒子は軟質なものだけでなく硬質なものも適度に混在している。中川の古老から「昔はこの砂で、木製の飯びつや弁当箱などもよく磨いたものだ」という話を聞いたとも記す。

なお、洗い砂の採取は昭和50年代頃まで続いたが、水圧バーカーによる皮むきが導入されてからはおこなわれていない。

鳴滝の砥石 北山丸太を育成するために特に重要な作業が枝打ちである。その枝打ちは床柱用では4年毎、垂木用では2年毎という頻度で繰り返され、常に鋭利な刃物でおこなわれる。丸太のまま材として使うため、出来るだけ枝の付け根を幹に沿って打ち落とし、その打ち跡が幹より出ないことが求められるからである。こうしたことから中川の職人たちは山に入るとき常に砥石を携帯し、枝打ちの作業中にも鎌や鉋を研ぐ。切れ味を維持するために作業中も1時間に1回は必ず鎌を研ぐほど使用頻度が高い。

この枝打ちに欠かせない砥石を、中川の職人たちは菩提滝の南側の山で採っていた（図4）。吉田家の山で、崖のように露出した部分をツルハシで砕いて採取したという。採取した砥石の原石は鋸で切って使いやすいサイズに加工して利用した。色は黒めで、中砥に適した硬さだった。30



図3 菩提滝



図4 菩提滝附近から産出した砥石

～40年ほど前まで利用していたが、人造砥石の出現により利用されなくなったという。

なお、中川の南、京都盆地との間にある鳴滝や梅ヶ畑では古くから砥石が採掘されてきた。特に鳴滝産のものは、黄褐色で、きめが細かく、仕上げに最上のものとして平安時代末期・鎌倉時代から優品とされて珍重されてきたのである。『都名所図会』（安永9年）には「鳴滝は仁和寺の西にあり、此处は砥石の名産なり」とあり、また、『日本山海名産図会』（寛政11年・1799）には「今は城州嵯峨辺鳴瀧高尾に出す物、天下の上品、尤他に類ひ鮮し」とある。砥石となる岩石は砥石型珪質粘土岩といい、三畳紀中期からジュラ紀中世にかけての層状チャート下位にある、厚い「はさみ」の淡黄～青灰色を呈する風化層が採掘の対象とされてきた。愛宕山を中心に、南東から北西へ、幅0.5km、長さ20kmにわたって続いているという。産出する層によって硬いものと軟らかいものがあり、硬い石は剃刀砥に、やや軟らかい石は木工具の仕上砥として珍重され、大工道具用の砥石としても最高位にあった。中川の職人たちはここで産出された砥石も利用してきたと考えられる。

現在は人造砥石や他産地の天然砥石が容易に手に入るが、以前はそうはいかなかった。磨き砂といい砥石といい、中川の人々は身近な地質の条件をうまく生かしながら、北山林業のかたちをつくってきたといえるだろう。

3 モザイク状の山と職住一体の里

（1）育林・伐採作業と山林

中川では谷や山腹、尾根といった山の条件にあわせてスギやアカマツ、ヒノキ、雑木等を育て京都に人の手で出荷する山稼ぎで生きてきた。近世中期以降は、磨丸太など北山丸太の育林・加工技術を開花させることで「北山林業」と呼ばれる特別な林業の地位を築いてきた。

北山林業の特性は、丸太のままで製品となる高級化粧材であるという、北山丸太の商品特性に由来するものでもある。すなわち、太さに厳しい制約を持ち、無節で綺麗な表面を有し、そしてまっすぐであること、これを山の斜面上で実現しなければならない林業なのである。岩井は、そのために以下のような特徴的な生産・管理をおこなってきたと指摘する¹⁾。

① 品種の厳選

太りの度合いが小さくて真円に近く、かつ真っ直ぐに育つなどの諸条件を満たす品種を選んで挿し木苗を生産する。それは優秀なクローンを固定するためである。

② 密植

1haあたりの植栽本数が6,000本で一般林業の2倍以上の密植であり、間伐も弱度にとどめる。これによって立ち木間の競争をさせて太りを防いでいる。

③ 下刈りのくり返し

雑木雑草が植栽スギの成長を妨げて、曲がりを生じさせないように丁寧で多数回の下刈りをおこなう。一般林業の何倍もの労働力を投下する。

④ 強度で多数回の枝打ち

炭酸同化作用を少なくして太りを抑えるとともに、無節材および元と末の太さが限りなく同じ材、つまり本末同大材を作ることも大きな目的である。枝打ちには一般林業の枝打ちの10倍近い費用が投下される。

⑤ 30年～40年の短伐期

伐採樹齢としては一般林業の半分程度であり、生産の回転としては早い。

⑥ 風雪害に対する備え

真っ直ぐに育てるために植栽時の支柱立て・傾いた立ち木の修正・風除け林の設置をおこなう。また、1カ所に大面積の北山杉を植えると災害に対して危険なので、何カ所かに分けて植林し危険分散を図る。

⑦ 全国平均よりも低い地力

中川地域は秩父古生層であるが、土壌が浅いために樹木の成長はあまりよくない。全国的な地力からみても平均よりも少し低いと思われるが、これによって北山杉が太りすぎるのがコントロールされている。

以上のように、一般の林業では材が太る方が良いとされるところ、北山杉を育てるには徹底的な抑制栽培をおこなわなければならない。これが北山林業の最大の特徴といえる。高品質の北山杉を育てるには緻密な管理が必要で、そのため、山林所有者一人当たりの所有する山林規模も小面積になり、生産サイクルも家族単位の小規模なものが採用され、結果として中川の山林はモザイク状となっていた。他の林業地では見られない、中川独特の山の姿である。

（2）加工作業と集落

伐採された北山杉は玉切り・搬出され、加工場に搬出されて乾燥や磨きといった作業がおこなわれるが、その時期

も絶えず丁寧な目配りの必要性が生じる。皮をむいたスギ丸太そのものが商品となるため、ほんの少しの割れでも商品価値を損なう。その結果、住居に隣接した加工場・保管庫が必要とされ、中川に生活空間と生業空間が混在する職住一体の集落景観を現出させた。

急斜面の谷地に集落が営まれる中川では、屋敷地は南北に長い短冊形で、民家のはぼすべてが南面して建つ。民家の南側には前庭が広がり、そこに燃料や道具を保管する小屋や、北山丸太の乾燥・貯木・加工のための納屋が構えられる。また山主や問屋業を営む家には、取引業者滞在のために北山丸太で設えられた離れ座敷が備えられているのである。山間村にもかかわらず家屋や倉庫群などの建造物が密集しており、類焼を少しでも防ぐため、民家は基本的には土蔵造りの防火住宅である。

納屋の建築様式は独特で、2階建ての納屋の場合は、1階部分よりも2階部分の方が大きく、その下にめぐる深い軒下が広い作業空間を作り出している。2階にはテラスがあり、昼間にテラスで丸太を自然乾燥させ、夕方になると納屋の内部に収められる。中川は狭隘な谷間で土地に余裕

がないため、納屋1階の深く取られた軒下を雨天時にも使える作業場としたり、清滝川に架けた幅広の橋の上を作業場や駐車場としたりといった工夫を凝らしてきた。また、集落の至るところに、丸太を立て掛けて乾燥させるための「モタシ」と呼ばれる横木が備えられている。

中川では北山杉の育林と北山丸太の加工・販売がすべて地域内でおこなわれ、それぞれの行程において極めて労働集約的な作業がおこなわれ、それだけ多くの労働力を必要とした。すでに明治初期には、現在以上の数の民家が存在していたことから考えると、中川は狭い谷間であるにもかかわらず、大きい人口扶養力を持っていたのである。これが民家や加工場が密集した現在の中川の独特の集落景観をつくり出したのである。

4 社会情勢の変化と景観の変化

(1) 山林景観の変化

潜在自然植生と谷底の北山杉 中川の潜在自然植生は、清滝川沿いの河辺植生を除くと、ほとんどがシキミーモミ

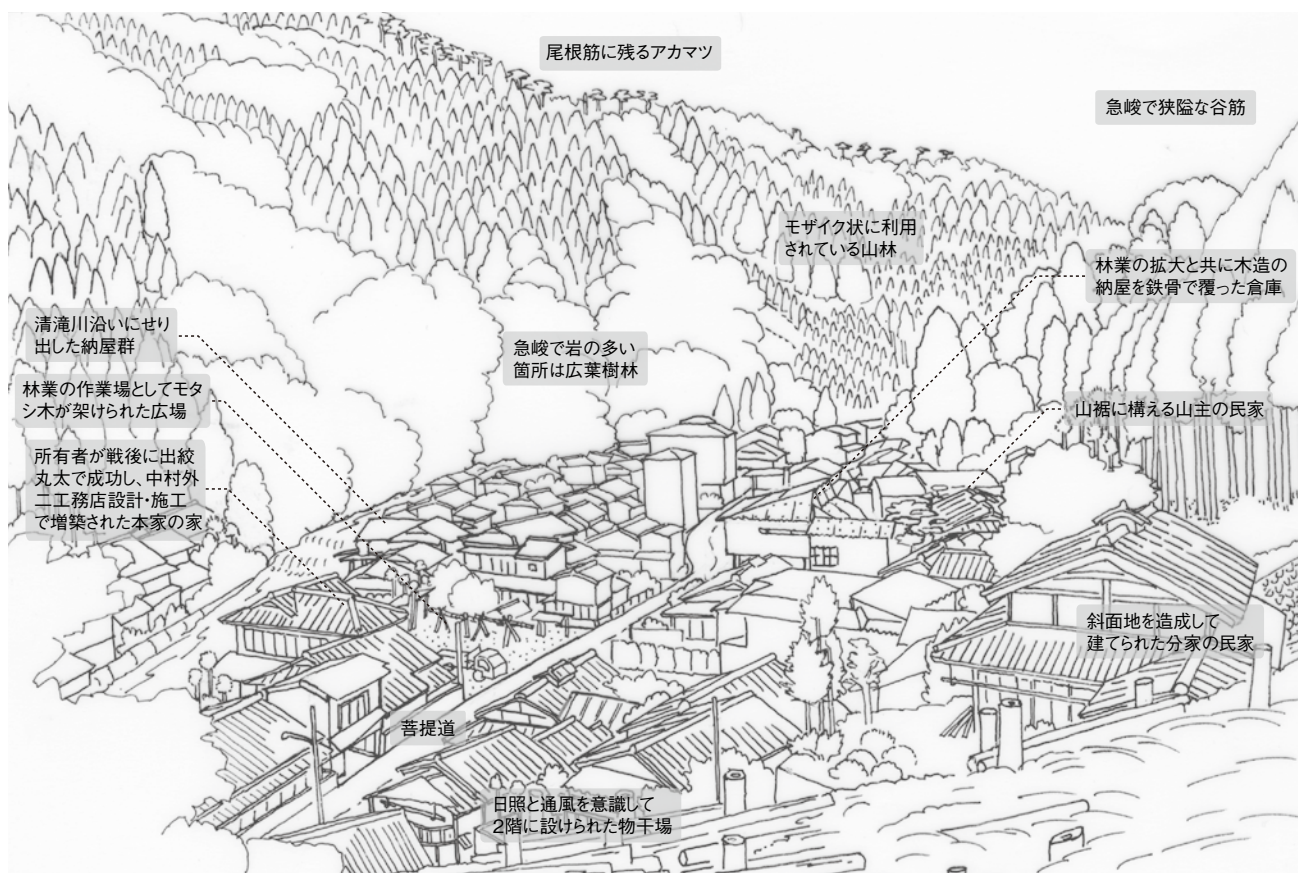


図5 中川集落全体の図解

群落である。この群落はヤブツバキクラス域上部の山地に成立する常緑針葉樹と常緑広葉樹の混交林で、モミ、カヤ、ツガ、ウラジログシ、アカガシなどが立地により優占または混生する。中川では北山林業の展開に伴って山林の利用が進み、現在その面影はない。

北山杉が脚光を浴びる昭和30年代後半頃まで、中川の山は尾根から谷にかけて、アカマツ林→ヒノキ林・落葉広葉樹林→スギ林、という順の林相になっていたという。地力が限りなくゼロに近い尾根近くはアカマツ林、尾根から中腹にかけては落葉広葉樹林やヒノキ林、そして谷底の水分と養分が豊富な土地にスギを植えた。アカマツやヒノキは伐期が100年近くと長く、臨時の出費のための蓄えとしていた。薪炭材をとる落葉広葉樹林は伐期が約15年であった。

近世中期から中川やその周辺地域で育てられてきたスギはタルキを生産する台杉仕立てが主であった。台杉仕立てとは、スギの幹の地上高60～70cmのところから複数本の細い立ち木が立つように育てる方法である。明治時代に入ってから挿し木をして一本で育てる一本仕立てが開発さ

れた。一本仕立ては床柱の生産に特化した仕立て方で、台杉仕立てより成長が早いため瞬く間に普及した。岩井によると、明治期から大正期にかけて既存の台杉林の50%が一本仕立て林に変わったという²⁾。

一面の一本仕立て林 しかし、昭和30年代に入ると燃料革命が起こり薪炭の需要が激減し、落葉広葉樹林の必要性も低下した。昭和40年代頃からはマツ材線虫病によるアカマツの枯死が起こり、平成に入る頃にはほとんど枯れてしまった。さらに昭和35、36年（1960、1961）の建築基準法の改正によって都市地域の防火基準が強化され、外回りの軒下化粧材を用いることができなくなった。それにより垂木材の需要が著しく減少し、タルキ生産が主であった台杉の価値も下落したという。一方、昭和30年代の高度経済成長期になると全国の一般家庭に床の間の普及したことで床柱としての北山丸太の需要は一気に高まった。その結果、アカマツ林や落葉広葉樹林、台杉林は昭和30～40年代にかけて床柱を生産する一本仕立て林へと大幅に転換していった。多様な林相から単一の林相へと変化したのである。

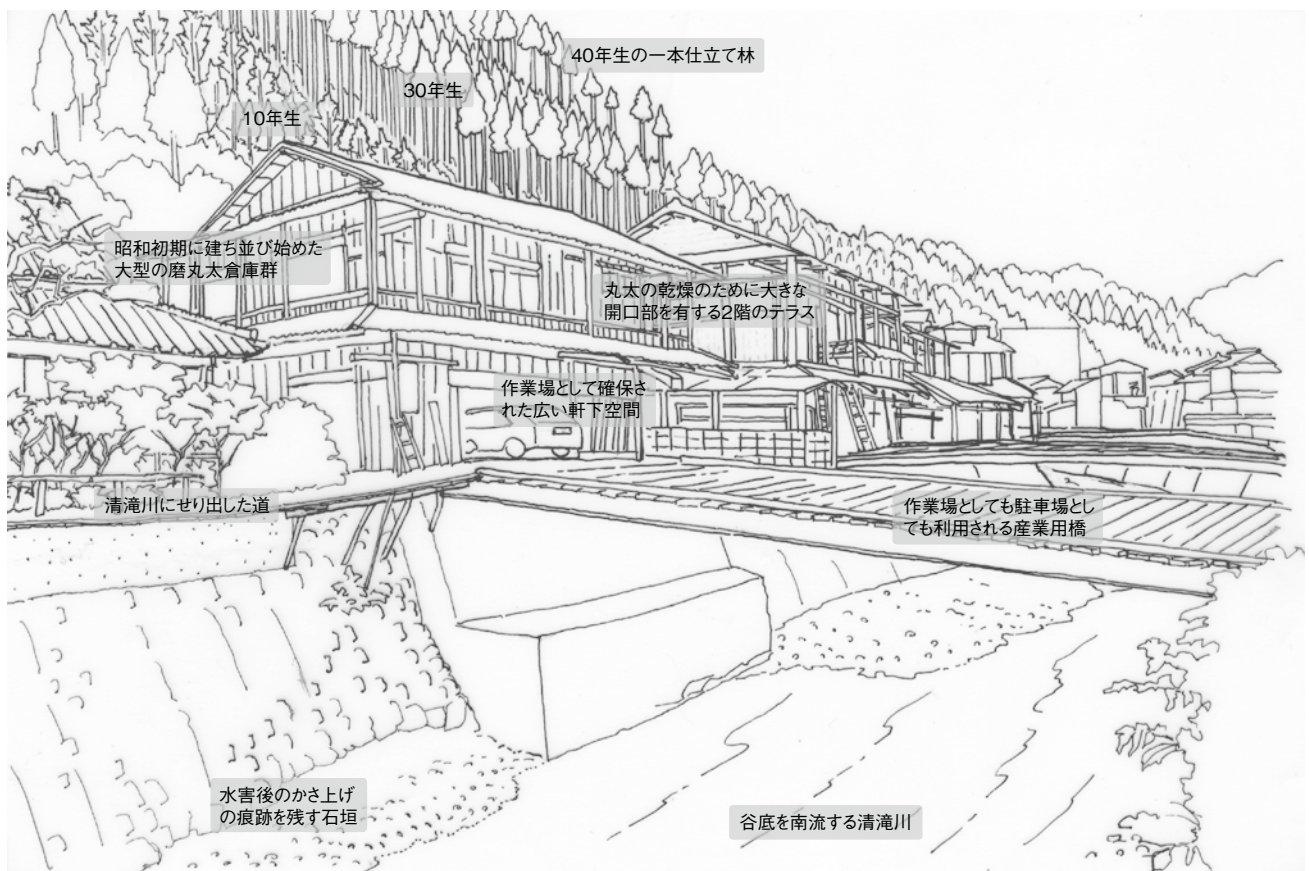


図6 複層の納屋群の図解

(2) 集落景観の変化

明治35年の周山街道の開通により、菩提道（京道）などを通して市中まで女性が徒歩で運んでいた林産物の運搬方法が、牛車運送やトラック運送に変化した。輸送力の増大により、中川に産地問屋が成立し、北山丸太の在庫を集落内で保管する必要が生まれた。また、世界恐慌の影響で丸太の価格が下落するという状況に対抗するため林業の組合化や企業化が図られたり、北山杉の育林や丸太の製造技術が改良されて生産量も増大したりした。これらの背景によって、林業の作業場が屋敷地から独立するようになり、集落内には乾燥と保管機能を併せ持つ複層の巨大な納屋が建ち並ぶことになる。

戦後になると育林・加工技術の機械化や林道の整備が進み、生産量が大幅に増えた。また、全国の一般家庭の床の間に北山丸太が普及し、需要がさらに拡大した。こうしたことを受け、昭和30年代になると作業場や倉庫の大型化がさらに進み、土地に余裕のある集落外に移転するようになった。

使われなくなった納屋や小屋といった付属屋は改築や改装が施されて居室となり、水回りは燃料革命を受けて改修が進んでいる。一方、土蔵造りの主屋はほとんど変わらない。



図7 モザイク状の山に囲まれた中川

5 変化の中の持続

中川は史料に登場する13世紀初頭以来、様々に変化してきた。変化の中にありながらも、山稼ぎの村としてあり続けてきたことに変わりはない。特に、中川というと北山杉一色の山並みや複層の巨大な納屋に注目が集まりがちだが、実はそれらは大正以降の北山丸太の需要の高まりに伴って出現したものである。文化的景観の調査から、その需要に応じるために本来はスギの生育に向いていない土地にも植林を広げていき都市の営みを支えてきた姿が浮かび上がってきた。一方、バブル崩壊から現在まで北山丸太の需要は低迷が続いている。考え次第であるが、かつての生産量に戻ったとも言えるだろう。

今後、中川が重要文化的景観の保護対象となるならば、谷底のスギ林や土蔵造りの主屋といった変わらず続いているものは保護し、中腹の山林や付属屋といった変化を受け止める部分は変わることを許容すること、工芸品にまで高められた林業の技術と暮らしの知恵の継承を積極的に進めること、一方でそうした無形の部分を出来るだけ記録しておき復活の際の手引書としておくこと、といったことが取組として考えられるだろう。（恵谷 浩子）

註

- 1) 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2019）、21頁。
- 2) 京都市文化観光資源保護財団編（2006）、37頁。

参考文献

- 岩井吉彌（1986）『京都北山の磨丸太林業－林業産地再編のメカニズム－』都市文化社
- 岩水豊（1975）『磨丸太のすべて』大日本山林会
- 京都市編（1993）『史料京都の歴史6 北区』平凡社
- 京都市編（2004）『史料京都の歴史14 右京区』平凡社
- 京都市文化観光資源保護財団編（2006）『文化的景観（北山杉の林業景観）保存・活用事業報告書』文化庁・京都市文化観光資源保護財団
- 京都大学農学部磨丸太研究グループ編（1977）『京都府を中心とした磨丸太林業の研究』京都大学農学部磨丸太研究グループ
- 斎藤清明（1992）『京の北山ものがたり』松籟社
- 相馬大（1977）『北山杉の里』白川書院
- 坂本喜代蔵（1970）『北山台杉と磨丸太』大日本山林会
- 坂本喜代蔵（1987）『北山磨丸太と古建築』大日本山林会
- 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2019）『京都中川の北山林業景観調査報告書』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

第6節 「京都の文化的景観」リスト

1 1次リスト

表1 「京都の文化的景観」1次リスト（その1）

	地域分類	エリア	キーワード
1	桂川上流域	広河原・花脊	農山村，林業，松上げ，虫送り，粽用の笹生産
2		黒田	農山村，林業，伏条台杉群，板倉，公民館建築
3		山国	農山村，林業，洗い場（イトヤ），鮎漁，山國神社，山国隊軍楽
4		弓削	農山村，林業，木材市場，八幡宮社，周山街道，公民館建築
5	花折断層地帯	久多	林業，志古淵神社，松上げ，花笠踊，友禪菊
6		大原	小盆地，高野川，天台宗寺院（勝林院・来迎院・三千院等），江文神社，農山村，棚田，赤紫蘇，しば漬，茅葺民家（トタン被せ）
7		八瀬	高野川，かま風呂，保養地，八瀬赦免地踊り
8		比叡山	霊場，延暦寺，行者道，登山道，近代保養地
9	北山南縁	静原	農山村，静原社，烏帽子着
10		鞍馬	鞍馬山，鞍馬寺，門前町，鞍馬街道，街村，元炭問屋の民家群，鞍馬石，木の芽煮，鞍馬火祭
11		貴船	貴船山，貴船神社，貴船川，料亭，川床
12		雲ヶ畑	雲ヶ畑川（賀茂川源流），山村，林業，茅葺民家（トタン被せ），石垣，松上げ
13		中川	清滝川，山村，モザイク状の山林，北山林業，北山杉（台杉仕立て・一本仕立て），磨丸太倉庫群
14		小野郷	周山街道，農山村，林業，山林地主の民家，岩戸落葉神社
15		三尾（梅尾・横尾・高雄）	寺社（高山寺・西明寺・神護寺等），林業，近代保養地，川床
16		愛宕山麓	霊場，愛宕神社，火伏信仰，千日通夜祭（千日詣）
17		水尾	農山村，清和天皇社，柚子，石垣
18		檜原	農山村，丹波から愛宕山への参道，一の鳥居，旅籠建築，砥石，棚田（鎧田），桃原池
19		越畑	農山村，棚田，茅葺民家（トタン被せ）
20		鳥居本	愛宕山への表参道，門前町，農村，五山送り火「鳥居形松明」，嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区
21	東山丘陵	祇園界隈	八坂神社，建仁寺，花街（祇園甲部・宮川町・祇園），南座，祇園新橋伝統的建造物群保存地区
22		古門前通・新門前通	古美術商の同業者町
23		清水界隈	寺社（知恩院・高台寺・清水寺等），霊廟（大谷祖廟・大谷本廟），歴史的参道，茶屋，土産物店，産寧坂伝統的建造物群保存地区
24		五条坂	清水寺，清水焼，登り窯，陶磁器商
25		泉涌寺界隈	泉涌寺，天皇陵，京焼，伏見人形，商店街
26		深草	稻荷山，伏見稻荷大社，門前町，街道町，琵琶湖疏水（鴨川運河）
27		桃山丘陵	宇治川・高瀬川・琵琶湖疏水（鴨川運河），近世城下町，京阪奈の中継点，酒造業，伏見港，御香宮神社
28		桃山	桃山，天皇陵，伏見城跡
29	紙屋川流域	鷹峯	鷹峯台地，紙屋川，京見峠，山国街道，街村，船岡山，御土居
30		衣笠	鹿苑寺（金閣寺），五山送り火「左大文字」，近代住宅地，きぬかけの路
31		西陣	西陣織，同業者町，織屋建て，商店街，仕出し，今宮神社
32		北野	北野天満宮，花街（上七軒），天神市，ずいき祭，御土居

表1 「京都の文化的景観」1次リスト(その2)

	地域分類	エリア	キーワード
33	御室川流域	御室・花園	段丘、双ヶ岡、寺社（仁和寺・龍安寺・妙心寺等）、土地区画整理事業
34		山越・鳴滝	低位段丘、植木生産地、造園業
35		原谷	谷中分水界、戦後開拓地、桜林
36	桂川谷口部	北嵯峨	扇状地、大沢池・広沢池、大覚寺、嵯峨七ツ塚古墳群、田園、嵯峨祭
37		嵯峨・嵐山	桂川、嵐山、寺社（野々宮社・天龍寺・清涼寺等）、竹林、保津川下り、製材業、西高瀬川
38	北摂山地東麓	松尾	桂川、松尾大社、西芳寺（苔寺）、洛西用水、神幸祭・還幸祭
39		樫原	山陰街道、物集女街道、宿場町、本陣建築
40		大枝	園芸農林業、京たけのこ、富有柿、桂坂ニュータウン
41		大原野	複合扇状地、大原野神社、園芸農林業、京たけのこ、洛西ニュータウン
42	鴨川扇状地上流部	上賀茂	賀茂別雷神社（上賀茂神社）、社家町、明神川、すぐき菜、賀茂なす、葵祭、上賀茂伝統的建造物群保存地区
43		深泥池	農村、粽加工、水生植物群落
44		北山通	高級住宅地、ケヤキ並木、土地区画整理事業
45		松ヶ崎	泉川、洗い場、菜の花漬、涌泉寺、題目踊り、五山送り火「妙・法」
46		下鴨	賀茂御祖神社（下鴨神社）、糺の森、泉川、景勝住宅地、葵祭
47		出町柳	賀茂川・高野川、枳形商店街、鴨川デルタ
48	鴨川扇状地中央部	東陣界限	中心市街地（上京）、御霊神社（上御霊神社）、相国寺、公家町跡、同志社大学、老舗、辻子、小川通、茶道家元、茶道具店
49		祇園祭山鉦町	中心市街地（下京）、和装関係問屋、銀行、町衆、祇園祭、六角堂
50		三条～四条河原町界限	寺町、各種専門小売店舗、百貨店、商店街（寺町通・新京極通・河原町通・三通通・錦小路通・四通通等）、近代建築群、八坂神社御旅所
51		木屋町通界限	高瀬川、藩邸跡、寺社（瑞泉寺・廣誠院等）、花街（先斗町）、歓楽街、納涼床、みそそぎ川
52		二条～壬生界限	湧水、堀川、神泉苑、壬生寺、二条城、染色工場、木材問屋、西高瀬川
53	鴨川扇状地末端部	東西本願寺界限	本願寺（西本願寺）、真宗大谷派（東本願寺）、興正寺、門前町、仏具製造販売業、宿泊施設、龍谷大学
54		京都駅前	ターミナル駅、宿泊施設、飲食店街、京都タワー、柳原銀行記念資料館
55		島原	公許遊郭跡、大門、揚屋建築、置屋建築
56	白川扇状地	北白川	山中越、白川石、石材業、小倉町住宅地
57		吉田	吉田山、吉田神社、銅板葺住宅群、京都大学、学生街、山中越
58		哲学の道界限	寺社（慈照寺・本山獅子谷法然院等）、哲学の道、桜並木、景勝住宅街、五山送り火「大文字」
59		南禅寺界限	禅宗寺院、琵琶湖疏水分線、近代別邸群、疏水園池、琵琶湖・淀川水系の魚類、アカマツ
60		岡崎公園	大規模街区、琵琶湖疏水（鴨東運河）、平安神宮、文化施設群（美術館・動物園・ホール等）、時代祭
61	山科盆地	安朱	毘沙門堂、琵琶湖疏水（山科疏水）、文教住宅地
62		追分	旧東海道と奈良街道の分岐点、街村
63		清水焼団地	窯業の同業者町（窯元・問屋・材料屋等）
64		勧修寺	勧修寺、ブドウ畑、観光農園
65	鴨川自然堤防帯	上鳥羽	教王護国寺（東寺）、羅城門跡、鳥羽街道、街村、弘法市、らくなん新都
66		下鳥羽	鳥羽離宮跡、鳥羽街道、街村、らくなん新都
67	桂川自然堤防帯	梅津	自然堤防集落、梅宮大社、染色工場
68		久世	自然堤防集落、洛西用水、水田、西国街道、光福寺（蔵王堂）、久世六斎念仏
69		久我・羽束師	自然堤防集落、洛西用水、水田、久我神社、羽束師坐高御産日神社、
70	三川合流域	向島	宇治川、太閤堤、大和街道、堤道集落、生垣、巨椋池干拓地
71		淀	桂川・宇治川・木津川、城下町、興杼神社、競馬場、ベッドタウン

2 2次リスト

(1) 東陣界限 —— 中心地域の伝統景観

位置 京都市中心部。東は烏丸通、西は堀川通、北は鞍馬口通、南は今出川通を含む一帯。賀茂川と高野川が合流して鴨川になる地点のやや北西にあたる。

自然基盤・自然の使い方 鴨川扇状地のうち、扇央部にあたる。鴨川右岸には、賀茂川の分水路がいくつか存在した。その一つは相国寺を通る御所用水として昭和初期まで存在した。また一つは小川として本法寺・法鏡寺・法恩寺の東側を南流した。近年に暗渠化されたが、その川の名残は今も小川通にみることができる。

地理的・歴史的な位置づけ 室町期に中心市街地として発展し、足利家の邸宅となった「花の御所」や相国寺など多くの寺院が立地した。応仁の乱ではこの一帯で東軍と西軍が争った。鎌倉末期に現位置に御所が移り、幕末には相国寺境内の一部が薩摩藩邸となり、明治期に同志社英学校が設立した。

現在の景観 小川通は、両側に本法寺や宝鏡寺、法恩寺、妙覚寺、妙顕寺など多くの寺院や、茶道家元、その周辺に茶道関係の建物が集まる。道路沿いには広範囲にわたる瓦付き塀や、茶道具を見せるショー・ウィンドウ、寺院の境内林などがみられ、電柱の地中化や石畳風舗装などの整備も進んでおり、落ち着いた雰囲気醸し出している。また、本法寺東側には小川にかかった橋の痕跡がのこる。

烏丸通東側には、相国寺や京都御所の大規模な土地利用がみられ、土塀や樹木が連なる。また今出川通には冷泉家住宅や二條家の塀の一部など近世まであった公家町の形跡を辿ることができ、一方、同志社大学ではレンガ造の近代建物をみることができる。

地域での活動 地域では「小川通・上御霊前通界限まちづくりの会」などの活動がおこなわれている。

参考文献

- 片平博文（2017）「12～13世紀における平安京北辺の風景とその変化：西洞院川と小川との関係」『河角龍典教授追悼記念論集』立命館大学人文学会
 小枝弘和（2015）「同志社のはじまりと京都—140 年前の同志社と“八重の桜”のその後を考える」同志社女子大学生活科学49
 林倫子ほか（2009）「禁裏御用水の構成と周辺園池との関係」『土木学会論文集D』65（2）



図1 茶道家元や茶道関係の建物が並ぶ小川通



図2 京都御所（右）と同志社大学（左）が並ぶ今出川通

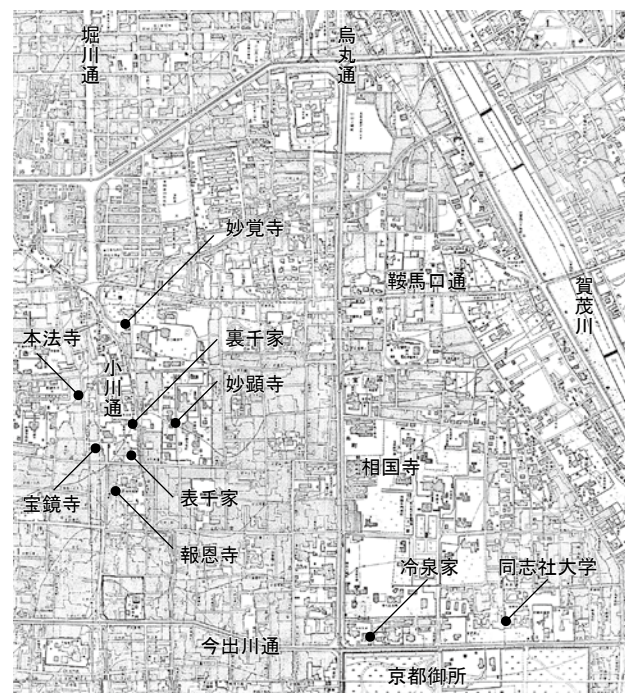


図3 東陣周辺
(大正11年〈1922〉京都市都市計画図に追記)



図4 西本願寺総門の先に並ぶ商店



図5 仏具店と本願寺伝道院



図6 東西本願寺界限
(大正11年京都市都市計画図に追記)

(2) 東西本願寺界限 —— 中心地域の門前町景観

位置 京都市中心部。概ね北は花屋町通、南は七条通、東は高倉通、西は大宮通の間にあたる。

自然基盤・自然の使い方 鴨川扇状地の末端部にあたる。両本願寺東沿いは川が流れ、堀を思わせるような構えとなっている。東本願寺では明治期に琵琶湖疏水に沿って設置された水源地从高差を利用して本願寺水道が引かれ、東本願寺周辺の堀や渉成園の池などに供給された。

地理的・歴史的な位置づけ 秀吉や家康の寺地寄進により現在の西本願寺、東本願寺が建立された。周辺には大坂天満本願寺寺内町から移った住民等により寺内町が形成された。西本願寺北には日蓮宗の本圀寺が隣接、南には興正寺や坊官下間氏の邸宅があった。

現在の景観 西本願寺周辺の土地は、かつてあった本圀寺が西本願寺に、下間氏邸宅が龍谷大学に変わりつつ、興正寺とともに大規模な土地利用が受け継がれている。

寺の門前には仏壇、仏具、数珠、佛教書などの店が集まっている。これらの建物には下屋庇がつくが、現代の建物も周囲にあわせて同様な庇がつき、道路に面して軒が一行に揃っている。またこの通りには、明治期に本願寺を大株主とする真宗信徒生命保険株式会社の社屋、本願寺伝道院がある。煉瓦造建物でインド風のドームや中国風の高欄など随所に大胆な意匠がみられ、街並みにインパクトを与えている。

東本願寺門前には、江戸時代に全国からの参拝者が泊まる場所として設けられた詰所や、参拝者向けの布団貸出しから発展し、茶道具や幕などの貸出し、さらには会場設営へ発展した店などがある。

またこの一帯は京都駅から至近距離であることから旅館やホテルも多数立地している。

地域での活動 区役所では地元商店街や伝統産業事業者等によるイベントなど門前町の活性化を進めている。

参考文献

- 金度源ほか(2011)「近代の利水設備“本願寺水道”の保存と活用による環境防災水利の提案(都市計画)」『日本建築学会近畿支部研究報告集』計画系(51)
- 西川幸治・山崎正史・西村章・木下年哉・篠田祐一(1978)「東本願寺周辺の景観の変遷過程と保全修景計画(都市計画)」『日本建築学会近畿支部研究報告集 計画系』18
- 渡邊秀一(2007)「東西本願寺門前町の伝統景観と変容」『京都地図絵巻』古今書院

(3) 嵯峨——周縁地域の景勝・遊楽景観

位置 京都市中心部より西に位置する。東は太秦、西は小倉山（標高 296 m）、北は上嵯峨の山麓、南は大堰川（桂川）に囲まれている。

自然基盤・自然の使い方 南に大堰川が北西から南東に向かって流れる。往古は葛野川（現桂川）の溢水による沼沢地で、未墾地が大半を占めていたが、秦氏が川を改修し、^{ふしはら}嵯原堤の完成によって田野の開拓が進み、肥沃な地となった。桂川沿いの下嵯峨村は平安京と嵯峨・嵐山を結ぶ下嵯峨街道（三条街道）が東西に通じ、大堰川に接する地の利を生かして山国庄等からの筏材木の揚陸地として栄えた。明治期は大豆、菜種、大根、実綿、米、製茶、竹、鮎などが特産品だった。

地理的・歴史的な位置づけ 平安遷都後は禁野とされ、天皇・貴族が遊獵した。嵯峨天皇の嵯峨院（現大覚寺）、後嵯峨上皇の亀山殿（現天龍寺）をはじめとする貴族の屋敷が建てられ、藤原定家などによって歌が詠まれるなど、文学の舞台となった。明治には西高瀬川が開通し、筏材木集散の中心地となり、やがて製材業に発展した。

現在の景観 広沢池の北方には嵯峨の山々がそびえ、池周囲には水田が広がる。一帯には多数の古墳があり田園風景のなかにも古墳の遺構をみることができる。ここには往時を偲ばせる風景が広がっており、嵯峨野歴史的風土特別保存地区にも指定されている。

広沢池や大沢池より西に位置する清凉寺から、清凉寺南門と嵐山の渡月橋を結ぶ直線の道が延び、これに並行または直行する道が続く。これらの道は、清凉寺の前身である^{せいけい}棲霞寺の頃（9世紀初頭）に整備されたといわれ、当時の地割が現代まで継承されている。

渡月橋附近に石垣や生垣で囲み、土地を嵩上げた寺院などが見られる。このあたりから桂川右岸の嵐山、そして保津峡にかけての一带は史跡及び名勝「嵐山」に指定され、さまざまな関係者との調整のもと保護が図られている。

地域での活動 区役所では、嵯峨において地域団体、大学およびNPO法人等との連携を通じて、活性化を図ろうとしている。

参考文献

- 金田章裕編（2007）『平安京—京都 都市図と都市構造』京都大学学術出版会
 山口敬太（2015）「近世—近代の野と名所—嵯峨野の風景の生成と持続」『日本風景史』昭和堂



図7 鳥居形の山（曼荼羅山）から嵯峨をみる



図8 清凉寺門前の通り（嵯峨祭の様子）



図9 嵯峨一帯（清凉寺南門から桂川まで直線の道が延伸、大正11年京都市都市計画図に追記）



図10 伝統的建造物群保存地区内の社家と明神川



図11 明神川と菖蒲園川の間位置する瓦付き土塀と民家

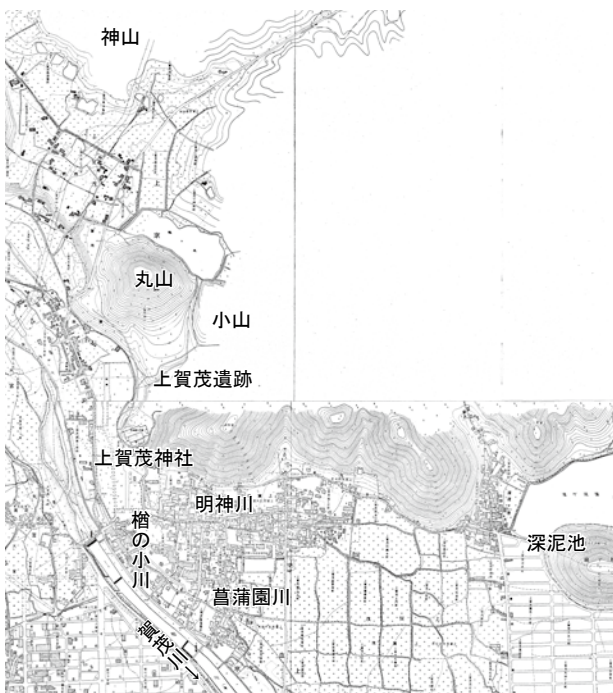


図12 上賀茂周辺
(明治25年〈1892〉仮製地形図に追記)

(4) 上賀茂——周縁地域の社家町景観

位置 鴨川上流の東側、神山の南、松崎山の西に位置する。

自然基盤・自然の使い方 鴨川扇状地上流部の三角地。北に神山（ご神体）が鎮座し、南に直線上に丸山・小山、上賀茂神社本殿が並び、境内より南に社家町が広がる。

賀茂川から上賀茂神社境内に引き込まれた川は「御手洗川」と呼ばれ禊にも使われた神聖な川となる。この川は丸山の北麓蟻ヶ池に源を発する「御物忌川」と合流すると、「^{みたらし}檜の小川」となって境内を流れる。境内を出ると、分流して一方は「菖蒲園川」として南下し、もう一方は「明神川」として社家町を流れる。明神川は広い屋敷地に取り込まれ、池を形成し、禊、庭園、洗い場などとして利用されている。

地理的・歴史的な位置づけ 上賀茂神社は古くは農作に水を潤す神として崇拝されていたが、平安遷都後、下鴨神社とともに王城の地主神として伊勢神宮につぐ格となり、歴代皇女が斎王として奉仕した。丸山・小山周辺は進駐軍によってゴルフ場となったが、今も敷地内に神が降臨する御阿礼所が守られている。

社家群周辺の農地では京野菜やすぐき菜が生産され、市街地で売られる。また上賀茂よりやや東に位置する深泥池周辺の集落では、祇園祭に用いる粽を作っている。

現在の景観 上賀茂神社前を中心に社家が残る。一部は重要伝統的建造物群保存地区である。明治期の「上賀茂村沿革調書」によれば、分家は二階建・破風路地門は禁止とされていた。やや低めの瓦付き土塀が連なり、塀の上からは白漆喰の主屋や土蔵、松や台杉の庭木が見える。緩やかな曲線の道に沿って明神川からの水が道路と屋敷地の間を流れ、敷地内に水を引き込み庭池としている家もある。また明神川の一部は暗渠化されたが、かつては屋敷前には橋がかかっていたという。東方には松崎山が身近に見え、至る所から水の流れる音が聞こえ、落ち着いた環境を醸し出している。上賀茂神社周辺よりさらに東や南へ行くと、田畑が増え、京野菜や酸茎漬を作る農家住宅が建っている。

地域での活動 区役所では伝統野菜や京野菜の消費（地産地消）拡大に向けた情報発信の強化を進めている。

参考文献

- 京都市都市計画局（1978）『上賀茂一町なみ調査報告』
- 京都市埋蔵文化財研究所編（2011）『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2011-1 史跡賀茂別雷神社境内』
- 熊澤栄二（1999）「上賀茂の場所と構造——賀茂祭と賀茂神話の関わりから」『日本建築学会計画系論文集』64（520）

(5) 松ヶ崎・下鴨 —— 周縁地域の沿道・水辺景観

位置 京都盆地の北東、五山送り火の松ヶ崎妙法の火床となる妙法山と、賀茂川・高野川の二河に囲まれ、出町柳の両河川合流点まで続く三角地帯に位置する。

自然基盤・自然の使い方 賀茂川と高野川に挟まれた下鴨は古代より水害常襲地で、寛文10年(1670)には賀茂川右岸に寛文新堤が築造されたが、賀茂川左岸や高野川両岸に堤防はなく水害防備林のみで、この地帯は事実上、京都市中を守るための遊水池として機能していた。

一方、川に近いため用水を引きやすく、水利用の面では恵まれていた。1600年代中頃には高野川右岸に井出ヶ鼻井堰が造られ、松ヶ崎村と下鴨村の灌漑用水として泉川(前川ともいう)が引かれた。松ヶ崎では生活・防火用水のほか庭の園池にも利用された。

地理的・歴史的な位置付け 松ヶ崎は比叡山に近く天台宗派の強い地であったが、鎌倉時代末期、村全体が天台宗から法華宗(日蓮宗)に改宗した。「妙・法」の送り火や題目踊りはその記念に始まったと伝わる。

賀茂川と高野川に挟まれた三角地帯は近代まで条里型地割の田畑が広がっていたが、昭和初期の区画整理事業で市街地化が進んだ。下鴨神社の社家町を貫く下鴨本通の拡張には住民から反対運動が起きたが、後に住民による下鴨土地区画整理組合が結成され積極的に宅地化された。また大正12年(1923)から昭和49年(1974)まで下加茂撮影所があったことも関係し、昭和初期には下鴨は社家町から文化人が居住する新興住宅地へと様相を変えた。

現在の景観 現在の下鴨は、下鴨中通(鞍馬街道)沿いに農家造りと町家造りの形式が混在した町並みを残しつつ、その周囲に住宅地が広がる。高野川に並行する下鴨東通や賀茂川に並行する下鴨西通には大企業の役員宅など大きな敷地が立ち並ぶ。松ヶ崎では旧道「せせらぎ通り」沿いに泉川が流れ、土塀と生垣の屋敷構えが並ぶ。宅地化が進むなかに畑が残され、花菜が栽培されて花漬に加工される。

地域での活動 下鴨では第2住宅地区および第3住宅地区に建築協定が締結されている。また地元有志によって下鴨風土記研究会が定期的に開催され、地域の郷土の歴史や文化を学び共有する取組がおこなわれている。

参考文献

辻晶子・大場修(2011)「近世末期下鴨神社における社家町を含む周辺地域の構成」『日本建築学会大会学術講演梗概集』
網本逸雄(2013)『京都盆地の災害地名』勉誠出版



図13 下鴨中通の町並み



図14 松ヶ崎の泉川沿いに土塀と生垣が並ぶ町並み

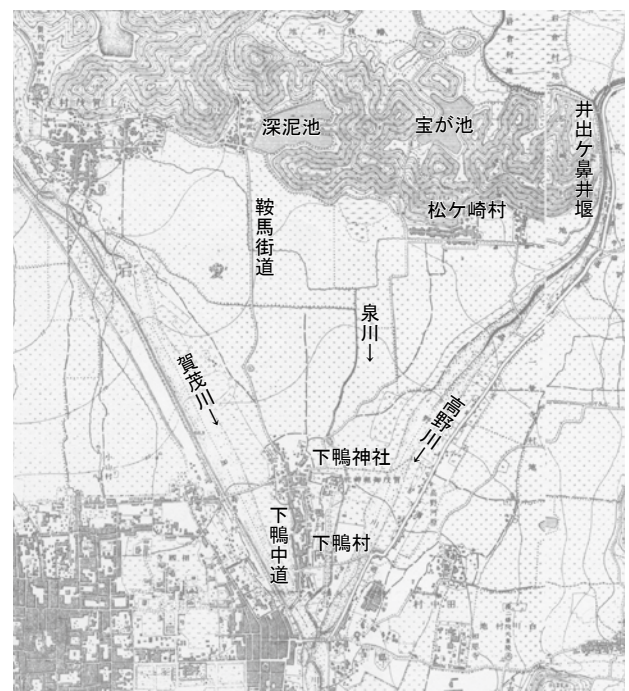


図15 松ヶ崎・下鴨周辺
(明治25年(1892)仮製地形図に追記)



図16 薪炭を積んだ深い軒と鞍馬川を堰止めた「かわ」

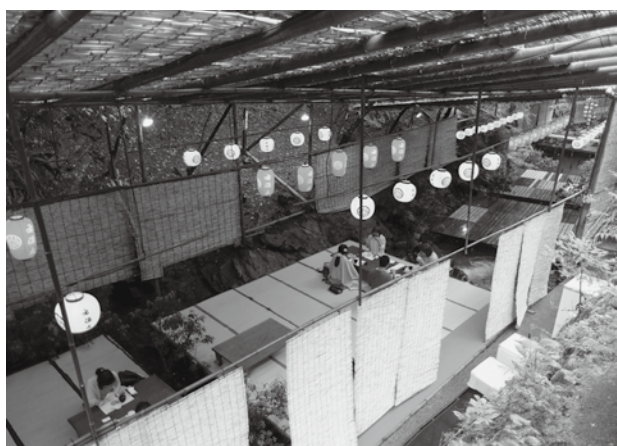


図17 貴船の料理旅館が営む川床



図18 鞍馬・貴船の位置図
(国土地理院数値地図 25000 に追記)

(6) 鞍馬・貴船 —— 周縁地域の信仰・街道景観

位置 京都盆地の北東、賀茂川の鞍馬口から鞍馬街道を10km程登ったところに鞍馬山(584m)があり、その西麓に貴船、東麓に鞍馬が位置する。

自然基盤・自然の使い方 鞍馬・貴船附近の山は賀茂川の水源地として重視されてきた。

鞍馬にある由岐神社の例祭「鞍馬火祭」では、松明の材料の一部である松やコバノミツバツツジ、クロモジなどを周辺の里山から採取する。また、この一帯から産出される鞍馬石や貴船石は庭石として珍重されてきた。

地理的・歴史的な位置づけ 鞍馬は鞍馬寺門前と鞍馬街道沿いの薪炭等の中継点という2つの性格を持つ。鞍馬街道は京都と丹波、若狭を結び、若狭から魚介類が運ばれ、山村から都へは黒木、鞍馬炭、柴、鞍馬石(庭石)、都から山村へは日用品が運ばれた。戦後の燃料革命によって中継集落としての基盤を失い今は市街地へ通勤する近郊集落となるが、門前は今もにぎわいを見せている。

貴船は平安時代以来、京の人々と関わりをもち、水神を祀る貴船神社が崇敬されてきた。夏になると納涼として貴船川に川床^{かわどこ}が出されるが、その始まりは大正時代に入ってからという。昭和5年(1930)に叡山電鉄が鞍馬まで開通すると貴船を訪れる人も増加。鞍馬山から降りてくる人々に向けて川床を出す店は徐々に数を増やしていった。

現在の景観 鞍馬では門前・街道の町並みがみられる。切妻、平入の建物が連なり、その間に薪炭を保管した納屋が点在する。薪炭を積んでいたことから主屋の軒は深く、炭間屋のたたずまいを残す。軒先には鞍馬川を堰き止めてつくった「かわ」が流れるが、現在は暗渠化されて駐車スペースとなる箇所も多い。また、鞍馬石が採取されることから街道沿いには鞍馬石を集積した場所もみられる。

貴船には15軒ほどの料亭が並び、夏になると貴船川の水面に川床が出される。川床は溪谷の樹木や岩なども景色に取り込んで設置され、京都の風物詩の一つとなっている。

地域での活動 鞍馬火祭保存会では京都市と管理協定を結び、松明の材料を守るために獣害対策や路網の整備などに取り組んでいる。

参考文献

京都市計画局(1982)『鞍馬一町なみ調査報告』
京都府教育庁指導部文化財保護課編(1985)『重要文化財滝沢家住宅修理工事報告書』京都府教育委員会
星野剛徳・早川紀朱(2016)『京都市貴船の川床の実測研究』『中央大学工学部紀要』51

(7) 大原 ― 周縁地域の信仰・農業景観

位置 京都盆地の北東部から、高野川に沿って遡った南北 3.5km、東西 0.3～0.5km、標高 200～240m ほどの谷状の小盆地。南方 5km に比叡山（標高 848 m）を望見する。

自然基盤・自然の使い方 花折断層による断層角盆地において、断層に沿って南流する高野川が河岸段丘を形成したことで現在の地形が出来上がっている。この地形を基盤とし、東西両側の山裾に「大原八箇村」と呼ばれた旧集落域が展開し、川に向かって棚田・段畑が広がる風景が特徴である。周辺は山々に囲まれ、里に近い山からは柴、奥山からは建築用材を産出した。薪炭、柴などが特産品で、大原の炭焼きは平安時代や鎌倉時代の和歌に詠まれている。一方、奥山には禁裏用の御入木山があり、火焚きが禁止されて炭を作ることができなかった。

この他、しば漬けやその材料となる赤紫蘇、茶、麦粉が生産された。また大原北部の百井町、大見町、尾越町を中心に、祇園祭の厄除け粽に用いる笹が採取された。

地理的・歴史的な位置づけ 北は若狭へ抜け、西は静原または百井峠を介して市原・鞍馬方面と繋がる。若狭街道の中継地点として栄え、中世以後は大原女が大原薪を京都市街まで売り歩くなど近隣農村の性格も有する。歴史的には比叡山延暦寺の強い影響下にあり、勝林院、来迎院など天台宗の寺院が建立された。また、惟喬親王や建礼門院の隠棲地となった歴史から、実際の景観に寂寥感を伴う心象風景が重ねられることも多い。

現在の景観 大原では棚田等の山里景観が保たれている。来迎院町の三千院等の門前には、観光客が増加した昭和 40 年代から土産物屋が並ぶ。井出町では高野川の氾濫対策として石垣で敷地が嵩上げされ、道沿いには石灯籠と愛宕神社の御札を入れた箱が並んでいる。一方、野村町には大きな屋敷が多く、石垣が多いが水害はなく、川石が多く採れることから石垣をつくったという。

地域での活動 NPO 法人京都大原里づくり協会を中心に、古文書研究、勝林院研究、水生生物調査、地域史跡調査、古写真収集、広報紙の発行などの事業が展開されている。

参考文献

橋本暁子（2011）「京都近郊農山村における柴・薪の行商活動―明治前期から1950年代の八瀬・大原を事例として―」『歴史地理学』53（4）

小原行央・山崎正史・板谷直子（2012）「京都大原地区の集落景観における沿道みどり空間の構成」『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』10



図 19 民家の石垣・石灯籠と脇に立つ愛宕の札の入った箱



図 20 しば漬に利用する赤紫蘇の栽培

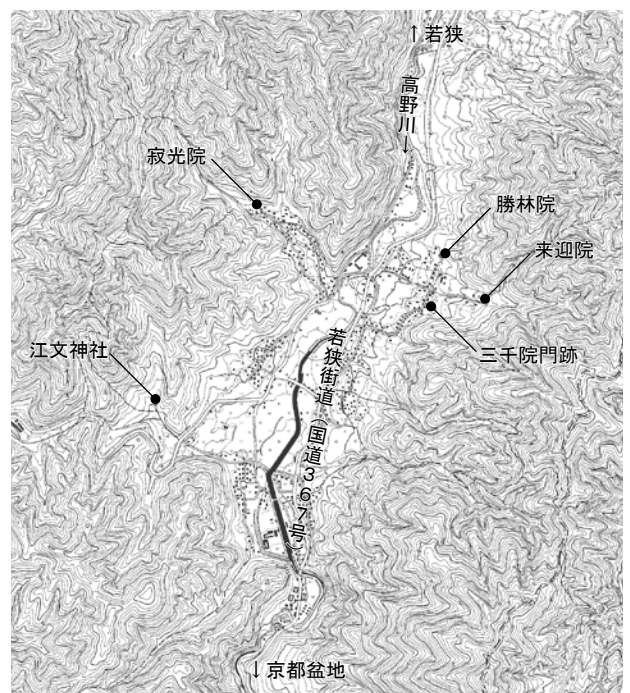


図 21 中央を高野川が流れる大原の小盆地
（国土地理院数値地図 50000 に追記）



図22 東海道（右）と奈良街道（左）の分岐点



図23 街道沿いに立つ山科地藏堂

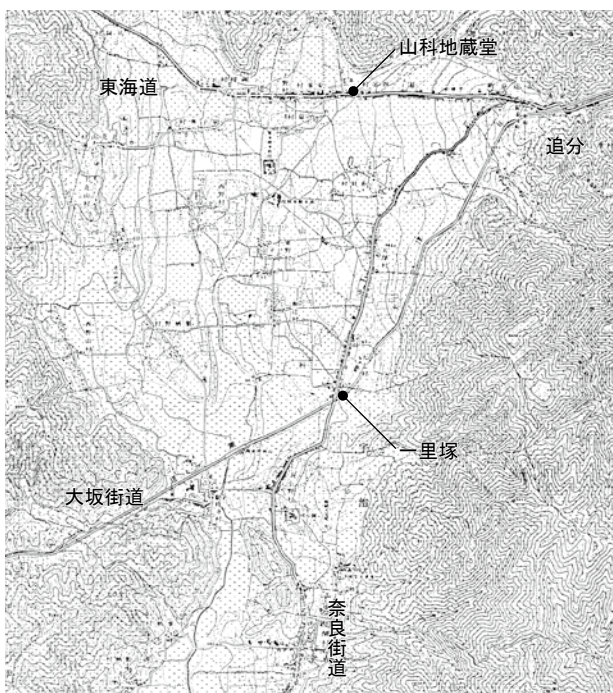


図24 追分で西からの東海道と南西からの大津街道（奈良街道）が合流（明治25年仮製地形図に追記）

（8）山科——周縁地域の街道景観

位置 京都市東部，山科盆地の北縁及び東縁。

自然基盤・自然の使い方 山科は東西約3.5km南北約4.2kmの逆三角形の盆地で，三角形の頂点がそれぞれ京都，大津，醍醐（宇治・伏見）及び深草方面へ繋がる。北縁の扇状地上と，東部の黄檗断層沿いに近世でいうところの東海道（三条街道），奈良街道（東海道五十七次・大津街道・大坂街道・伏見道）が走り，これらは古代に遡る古道である。近代において盆地北部は街道沿いの市街地で，中・南部は田園地帯であった。明治期の特産品は茶，綿，石灰，薪，竹，竹の皮，筆，松茸，茄子のほか，砥の粉が著名であった。

地理的・歴史的な位置づけ 古くは天智天皇が都を遷した近江のヒンターランドとして藤原鎌足邸や天皇陵が築かれ，平安遷都後は京都の後背地となって，中世の山科本願寺造営に至る。近世には禁裏御料として，ほとんど武家支配に組み込まれることなく洛中との強い結びつきを維持した。古代から大津・京都を結ぶ交通，運輸の要地にあり，近代以後においても，東海道線や京津線^{けいしん}といった鉄道が敷設されたほか，近代京都三大事業の一つとして琵琶湖疏水が建設された。明治12年（1879）に開通した当初の東海道線軌道跡は，昭和になって名神高速道路となった。

現在の景観 旧東海道沿いに点在する民家，道標，車石や，山科地藏堂の手水に刻まれた「定飛脚」等の文字，日ノ岡峠の「亀の井」，奈良街道沿いの一里塚などにかつての街道景観の名残を留める。図22の中央に立つ道標は『伊勢参宮名所図会』にも描かれている。天智陵や山科本願寺の土塁は今も山科のランドマーク。疏水の水を用いた別荘開発は，安朱の住宅街に面影を残す。京津線三条－御陵間の地上軌道は平成9年（1997）の市営地下鉄東西線開業に伴い廃止されたが，軌道跡の一部が公園となっている。

地域での活動 「ふるさとの良さを活かしたまちづくりを進める会」が史跡部会，石造物調査部会，まちづくり部会などに分かれて，勉強会，町歩き，古文書整理，会報「ふるさと通信」の発行などをおこなっている。区役所でも，観光振興に力を入れるとともに，山科なす，清水焼等の伝統産業の活性化を進めている。

参考文献

足利健亮編（1994）『京都歴史アトラス』中央公論社
佐野静代（2018）「琵琶湖疏水を利用した山科区安朱の地泉庭園群の形成—もう一つの“植治の庭”の系譜—」『景観史と歴史地理学』吉川弘文館

(9) 鳥羽街道境界 —— 周縁地域の街道景観

位置 東寺の西、かつて羅城門があった所から南イン
ターチェンジ付近まで一直線に南下し、桂川沿いに納所^{のうそ}を
経て淀に至る道で、上鳥羽以北は平安時代に造られた「鳥
羽の作道^{つくりみち}」を踏襲していると考えられる。

自然基盤・自然の使い方 桂川と鴨川の合流点である鳥
羽には「草津」、桂川と宇治川が合流する納所には「淀津」
と呼ばれる川湊が設けられていた。九条－鳥羽間は低湿地
である代わりに平坦であり、この平坦さを利用して桂川の
氾濫原を避けつつ、草津と京を一直線に繋いでいる。下鳥
羽－納所間は豊臣秀吉が築いた堤防上を街道が走る。

地理的・歴史的な位置づけ 街道の成立は平安京建設時
とも院政期（平安後期）とも言われるが、古代以来、淀川
水運と陸上交通の結節点である草津・淀津と都を結ぶ幹線
であったことは間違いない。院政期の鳥羽離宮（中島・竹
田）を嚆矢として、中世の淀古城（納所）、近世の淀城な
ど、沿線には時代毎に拠点施設が築かれたため、その重要
性は衰えることがなく、運送業者である馬借や車借をはじ
め多くの人々が往来した。天下の争乱時には軍路や陣地と
もなり、鳥羽伏見の戦いでは街道そのものが主戦場の一つ
となった。

現在の景観 街道沿いに店舗や住宅が並び、一部に長屋
門や平入の瓦葺主屋、板壁の土蔵等が残る。特に、東西に
延びる久世橋通や中山・稲荷通との交叉点には、大型の主
屋や土蔵が集中しており、交通量も多く、物流が盛んだっ
た街道の特徴が表れている。氾濫原であったため、30cm～
1m程の高さの石垣をつくり、その上に屋敷を構えている。
特に土蔵は長屋門や主屋よりも地盤を高くするところが多
い。また、地盤の嵩上げは現代の建築においてもみられる。
旧上鳥羽村には京への入口に祀られた六地藏の1つ浄禅寺
がある。

地域での活動 区役所では景観の保全と散策ルートなど
を作成して情報発信を進めている。

参考文献

足利健亮編（1994）『京都歴史アトラス』中央公論社
京都市・（財）京都市埋蔵文化財研究所「～文化財と遺跡を歩
く～京都歴史散策マップ 32鳥羽作道」（リーフレット）
竹中友里代（2017）「近世鳥羽街道における牛車の活動」『京都
府立大学学術報告 人文』69



図 25 古い町並みが残る中山稲荷道との交叉点



図 26 久世橋通旧千本の北東にみられる石垣

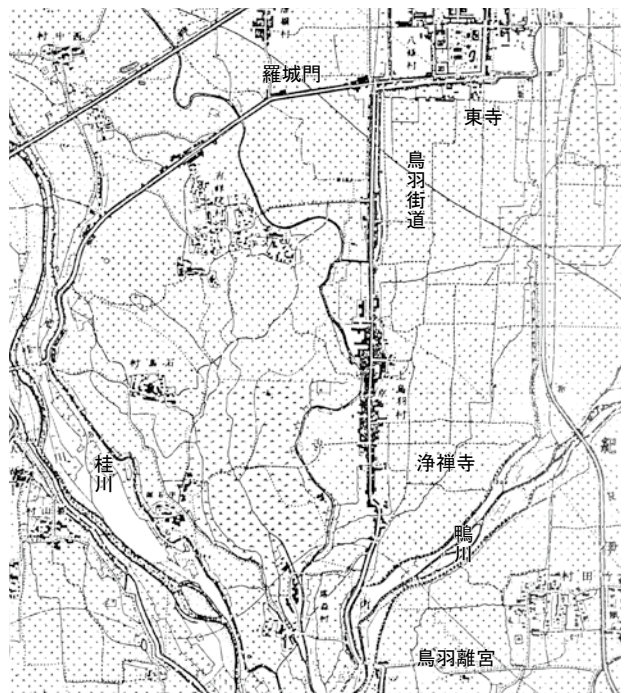


図 27 鳥羽街道境界の位置図
(明治 25 年仮製地形図に追記)



図 28 京たけのこを生産する竹林



図 29 大枝西長町の農家の軒先で売られる富有柿



図 30 大枝・大原野の位置図
(国土地理院数値地図 50000 に追記)

(10) 大枝・大原野 —— 周辺地域の園芸農林業景観

位置 京都盆地西縁の西山丘陵から向日丘陵にかけての
一帯。京都市の西南部にあたり、大字堺は向日市や長岡京
市と接する。

自然基盤・自然の使い方 京都盆地に海水が湛えられて
いた太古から、盆地へ流れ込む河川の堆積と侵食によって、
礫や砂、粘土から構成される地質と、西山丘陵とその末端
の扇状地の地形が形成された。浅い谷底や扇状地の下部で
は水田が営まれ、丘陵には竹林が、扇状地上部には柿畑な
どの果樹園が展開する。京たけのこの用孟宗竹の土壌には
赤土のなかでも粘りのある白粘土が好まれる一方で、竹材
用の真竹の竹藪は黒土とされ、地質・土壌に応じて農林業
が営まれている。

地理的・歴史的な位置づけ 京都盆地縁辺の大枝・大原
野には、山陰道や西山街道が通り、動乱や物語の舞台となっ
た。こうした条件は、生業面にも影響し、近世までの大枝
では商業活動が進展した。しかし、明治期の鉄道開通以降
は農業活動が盛んとなり、京料理に用いられる京たけのこ
や、数寄屋建築の材となる竹材、または栗や柿などの果樹
といった高品質の農林産物を生産することによって、周辺
地域の近郊農村として機能していった。そして、洛西ニュー
タウンと桂坂ニュータウンが建設されベッドタウンとして
新たな展開を見せている。

現在の景観 山陰道や西山街道などの旧道沿いには街村
がみられる。このエリアで特徴的なのは京たけのこを生産
するための竹林で、手入れが行き届いた竹林は親竹が少な
く、また林床には稲わらや茅が敷かれたり土入れがおこな
われたりするため独特のものとなっている。大枝西長町で
は富有柿の生産が盛んにおこなわれており、西山丘陵の斜
面地いっばいに富有柿が植えられている。京たけのこや富
有柿の収穫のシーズンになると街道に面した農家の軒先で
直売される風景に出会うが、これは戦後にニュータウンが
開発されたり車の所有率が高まったりするなかで生まれた
ものである。

地域での活動 地域では「大枝アートプロジェクト」な
どの活動がおこなわれている。

参考文献

村井康彦 (1991) 『京都・大枝の歴史と文化』 西洋環境開発
大枝アートプロジェクト実行委員会 (2011) 『大枝・大原野 み
どりの停留所をつなぐ』 ウインかもがわ

(11) 愛宕山麓 ―― 周辺地域の園芸農業景観

位置 愛宕山西麓の比較的傾斜の緩やかな場所を切り拓いて、南から北へ水尾・^{しきみがはら}檜原・越畑の3集落がある。標高はそれぞれ約250m, 440m, 390mほどであるが、斜面地であるため集落内で100m前後の標高差がある。

自然基盤・自然の使い方 3集落とも概ね西向きの扇状地に立地しており、扇央部附近を宅地とし、下位の土地を田畑として利用している。宅地が高い場所にあるのは、街道がそこを抜けていくことによるのであろう。

水尾は比較的急傾斜かつ狭隘であるため、日当たりがよいことを活かして稲作よりも柚子、柿、枇杷、柘榴などの栽培を選択している。檜原は石灰や砥石を産出し亀岡へ運んだ。中でも砥石は質が高いものとして珍重された。寒暖差が激しく菊菜などの高原野菜や、柚子が特産品である。越畑は、近世は薪、明治に灌漑用水が豊富となってからは稲作が盛んになった。寒暖の差が激しく花の色が綺麗なことから、近年はオミナエシなどの切花を売る。

地理的・歴史的な位置づけ 3集落を貫く府道50号線は老ノ坂峠や唐櫃越と並んで丹波国と山城国を結ぶ要路であり、近世には世木（南丹市、日吉ダムで水没）の鮎を嵯峨鳥居本へ運ぶ鮎の道でもあった。

水尾は早くから開け、奈良時代から天皇の行幸や遊獵があった。愛宕神社の麓にあり、近世には檜や笹を参拝者に、柚子や松茸等を洛中へ行商した。檜原は明治期まで原村といい、扇状地に広がる棚田は原の鎧田と称された。愛宕神社への裏参道があり、近世から明治期には茶屋や宿が並び、宮司や関係者も住んだ。越畑は、愛宕山参詣の便をよくするため、平安時代前期に開拓されたといわれる。

現在の景観 水尾は狭隘な土地であるため、民家の石垣が並び、柚子畑が広がる。檜原は棚田、愛宕への道標、宿場町としての建物などが残る。愛宕街道沿いは切妻造瓦葺き、街道から離れた所では入母屋造瓦葺きの建物が残る傾向がある。越畑は棚田と茅葺き民家が多い。中でも河原家住宅（明暦3年築・1657）は年代が明らかなものとしては市内最古の民家建築である。

地域での活動 大学やNPO 法人と魅力をPRする事業、散策ツアー、藤袴の栽培などが実施されている。

参考文献

八木透監修（2004）『愛宕山と愛宕詣り』佛教大学アジア宗教文化情報研究所



図 31 越畑の民家



図 32 檜原の棚田

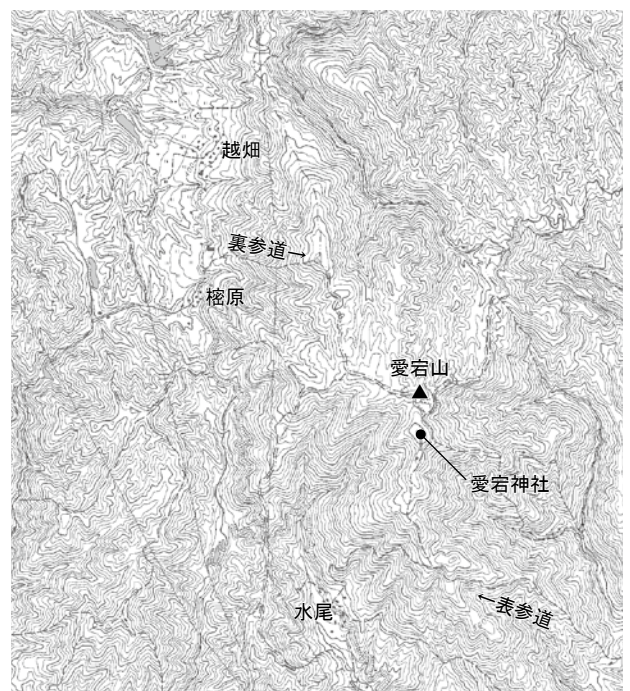


図 33 愛宕山麓の位置図
(国土地理院数値地図 50000 に追記)



図 34 久多の北山友禅菊と茅葺き民家



図 35 川沿いの洗い場と川中央の川地藏



図 36 久多の位置図
(国土地理院数値地図 50000 に追記)

(12) 久多 —— 周辺地域の農林業景観

位置 京都市最北端に位置する山間集落である。朽木村（滋賀県高島市）の西に隣接する。安曇川支流の久多川とその支流大谷川に沿って5集落が点在する。

自然基盤・自然の使い方 山に囲まれた豪雪地帯で、川沿いに細長く小盆地がのびる。木材の供給地で、鎌倉時代から筏流し、江戸時代から炭焼がおこなわれた。田畑で稲作や麻栽培などの農業、里山で薪、炭焼、キノコ等の採取、八丁平等の奥山では狩猟や材木の伐採・搬出、炭焼、蔵等の底下や家屋の縁側では麻の機織りもした。雪に閉ざされる期間も長く、家、田畑、山での作業は季節と空間を選んで利用された。炭焼は尾越の炭問屋を通じて鞍馬へ運ばれ、鞍馬炭として高値で流通させることができた。

近代には、鉄道の枕木が売れたが、ピークを過ぎてからは材木と炭焼が中心となった。戦後は梅ノ木町一近江間で車が通ったため、梅ノ木町へ卸すなど運搬経路や方法も変化した。小浜の市場へも材木を運んだ。

地理的・歴史的な位置づけ 京都と若狭を結ぶ若狭街道は安曇川沿いに沿って通るが、一方で京都から尾越・八丁平を経て久多に至り、針畑川に沿って若狭に至る街道も古くから機能しており、若狭との繋がりが深い。室町時代には関所も設けられていたという。

生業だけでなく、伝統行事として、今でも神様が精進潔斎のために小浜の海水をかぶりに行くなど、若狭や近江との繋がりが深い。安曇川流域の地主神であり、筏の神という志古淵神を祀り、花笠踊、松上げなどの伝統行事が残るなど、独特の文化を持つ。

現在の景観 周囲を深い山に囲まれ、山裾に茅葺（トタン被せ）民家が点在し、川との間に水田が広がる。久多川・大谷川は溪流で大きくはなく、風景に占める比重は必ずしも高くはないが、筏流しの歴史や川地藏の風習などに象徴されるように、暮らしとの関わりには深いものがある。

地域での活動 久多への移住推進や、農家民宿などの活動をおこなっている。休耕田で北山友禅菊を育て、観光の1つのイベントとしている。

参考文献

京都市文化市民局文化財保護課編（1997）『京都市文化財ボックス第12集 久多の山村生活用具』
岩村文代（2002）「山村地域における伝統的景観への住民意識—京都市久多地区を事例として」『森林研究』（74）

(13) 京北 ― 周辺地域の農林業景観

位置 京都市の北西部に位置する。桂川の上流（上桂川）一帯に広がる山間の町で、周山・細野・宇津・黒田・弓削・山国の旧5町村からなる。北は美山町、東は京都市左京区、南は京都市北区、西は日吉町と八木町に接する。

自然基盤・自然の使い方 面積約 217km²のうち9割以上が森林である。居住と耕作の中心となるのは、周山から上流の桂川及び弓削川沿いに形成されたV字形の周山盆地である。農業を主とするが、耕地面積は751haで、林業を兼ねる者や、市街地への通勤者も多い。上桂川が地域の中央を流れ、河川沿いの平坦部に集落が集まる。上桂川は材木の運搬とともに鮎漁も盛んで、今もおこなわれる。材木運搬は桂川への筏流しが利用された。また、マンガン鉱床が分布し、第二次世界大戦中を中心に1980年代まで採掘がおこなわれていた。

地理的・歴史的 위치づけ 織豊期以降は京都・伏見・大坂の城郭や都市建設に大きな役割を果たした。近世には藩領・禁裏御料などが入り組んでいた。禁裏に鮎を献上した網役は、鮎の漁業権と自由販売権を有した。禁裏とのつながりから、明治維新に山国隊が官軍として活躍した。

現在左京区に属する広河原は、もとは昭和30年（1955）に発足した京北町の一部であったが、同32年（1957）に左京区に編入された。平成17年（2005）には京北町も京都市右京区に編入されて今に至る。

現在の景観 川沿いの平地部に材木集積場や民家、水田が広がる。民家には茅葺屋根（トタン被せ含む）も多くのこる。敷地入口に長屋門、庭に台杉、水路沿いに洗い場（イトヤ）もみられる。

地域での活動 立命館大学産業社会学部による「京北プロジェクト」をはじめ、地域と大学が連携したまちづくりの取り組みが進められている。地元のNPO法人ふるさと京北鉾杉塾により、朝市や小学生対象のイベントを通して地域住民と交流し、地域の活性化を進めている。

行政では、農林漁業体験を通じた地域活性化及び農林漁業者の副収入の確保として、農家民宿の開業を推進している。また平成27年（2015）からは、農家民宿開業に対する規制緩和の運用を開始している。

参考文献

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編（2008）『京都市文化財ボックス第22集 山の国―京北・文化財のしおり―』



図 37 栗尾峠から望む京北一帯



図 38 民家と道路の間を流れる水路沿いの洗い場（イトヤ）

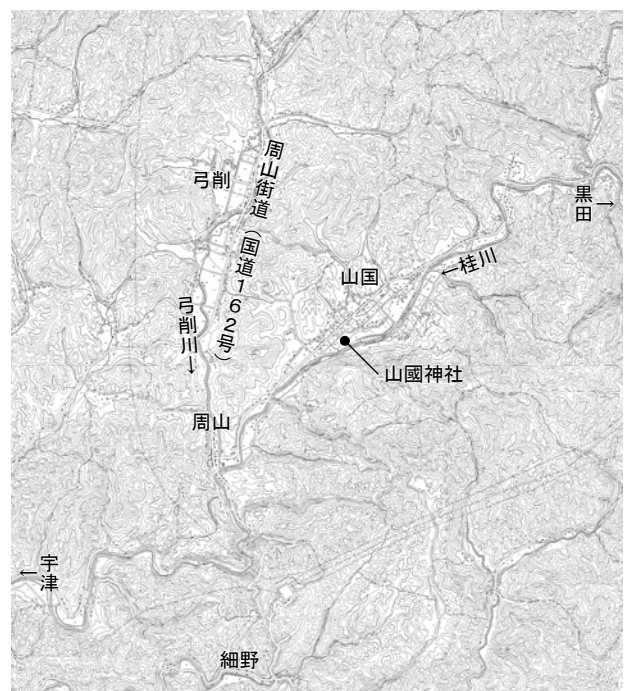


図 39 京北の位置図
(国土地理院数値地図 50000 に追記)

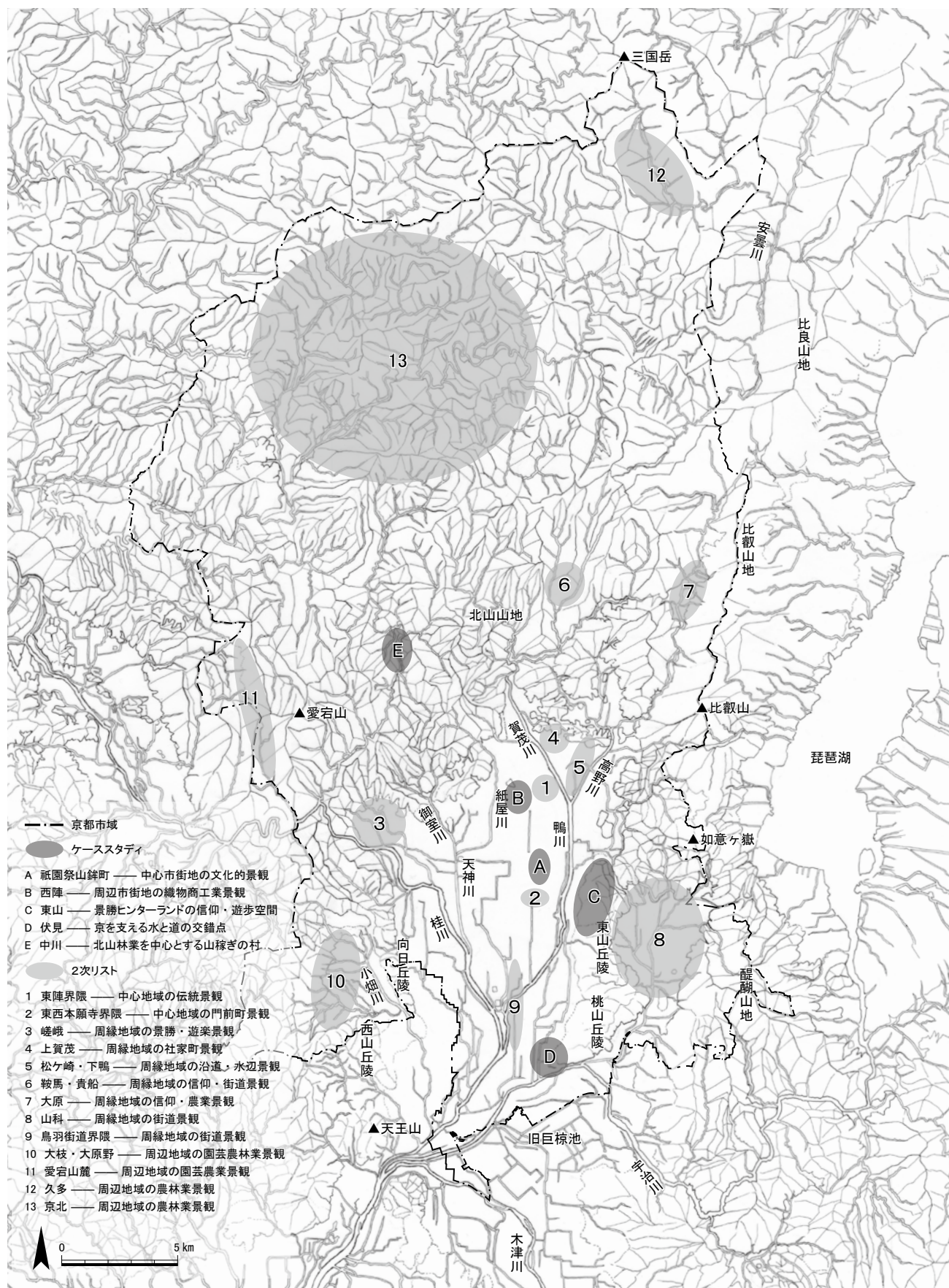


図40 ケーススタディ・2次リストの位置図

第5章

「京都の文化的景観」のまとめ

第1節 「京都の文化的景観」の特性

1 京都盆地とその周縁の細かな自然条件に呼応した首都の暮らしがあり、その暮らしを特徴づける様々なまとまりが景観単位として読み取れること

京都の人々は、京都盆地とその周縁の自然条件を細かく読み取りながら、生活や生業のあり方を選択してきた。

例えば北山では、京都盆地に接する北山南縁とそれより奥の上桂川流域とでは暮らし方が異なる。北山南縁は洛中からの日帰り圏内に立地するため都市との行き来が盛んで、門前町や園芸農業地となってきた。上桂川流域は北山南縁ほどの都市との直接の行き来はないが、禁裏御料地として都の暮らしを支えてきた。

盆地の内側は、北部に扇状地、南部に自然堤防帯が広がるが、平安京以来の首都機能の大部分は土地の安定した扇状地の中央部に立地する。そこから東山の山麓に目を移すと、東西に走る小さな谷がいくつもある丘陵部であることに気付く。そこは市中から最も近い郊外として、寺社や葬送地が連なるように設けられてきた。

京都は山地と盆地という2つに分けて語られがちであるが、自然基盤と生活・生業の関係を丁寧に見ていくと小さな地域のまとまりがたくさんあることに気付く。土地の使い方や暮らしの糧が同じなので表出する景観にもまとまりが生まれているのである。

2 中心地域 — 周縁地域 — 周辺地域という関わりが長く持続し、景観として表出していること

京都は、持続する中心地域と、それを核として周囲に広がるヒンターランド（後背地）によって、存続と成長が支えられてきた。さらに、ヒンターランドは中心地域に接する周縁地域とさらにその背後の周辺地域に区分できる。

中心地域は主に中近世の上京・下京であり、現在も政治・経済の中核としての機能に変わりはない。都市の核が500年以上変わらないという点において他の都市とは全く異なる。その結果、古代の条坊を基層とし、その上に近世・近代の町家と昭和のビル、そして平成のマンションやホテル

といった時代を積層させる景観につながっている。

中心地域に隣接する周縁地域は、景勝、信仰、中継、加工といった機能を担いつつ、近代以降は住宅や工業用地として中心地域の営みを支えてきた。その多くは盆地と山地のはざまに位置し、近代以降は風致地区として守られ、山を望むという京都の大きな景観構造の維持にもつながっている。

周辺地域は農林業が主で、都の需要にこたえるため労働力を多投下して高品質のものを生産してきた。それはまさに園芸農林業と呼ぶことのできるもので、その結果、農地や山林の景観が独特なものとなっている。なお、近代以降は繊維や精密機器の工場用地にもなり、きめ細やかなものをつくるという京都の伝統を支えている地域でもある。

このように、「京都」の地域構造は、中心地域—周縁地域—周辺地域という同心円上の広がりの中での分散型ネットワーク構造になっている。これら多様なまとまりは、それぞれに機能を分けつつ、分業しつつ、有機的に関わり合いながら、全体として「京都」を形づくってきた。都市とヒンターランドとの関係は他都市でも見られるが、それぞれの場所と機能が長く持続し、景観として分かりやすく表出している点において、京都はその構造の典型といえるだろう。

3 多様と画一を繰り返しながら景観を育んできたこと

観光ガイドブックなどでは町家が連なる統一的な町並みに京都らしさを見出されがちであるが、実際の京都はそうではない。

遷都とともに平安京として計画的につくられた街は、右京が衰退したり平安中期には都市域が拡大したりと、使いやすいうようにつくり変えられるようになった。室町時代になると上京と下京が政治・経済の中心となり、商いも文化も多彩なものとなった。そうしたなかから「町」という共同体が生まれ、近世中期からは自主的なルールによって整然とした町並みとなった。

近代を迎えると中心地域では洋風建築が次々とつくられ、

周縁地域では工業技術の導入とともに開発が進められた。近代数寄屋建築や自然風の近代日本庭園の文化は、そうした周縁地域で多く育まれたのである。第二次世界大戦後にはモダニズム建築がつくられるようになったが、バブル崩壊以降は特に中心地域で外部資本によるマンション開発が目立つようになり、京都の人々にとって受け入れがたい変化も起きてきた。そこで、「町」と市とが協働しながらゆるやかな規制・誘導が図られている。

変化という観点から京都をみると、多様と画一を繰り返してきたさまが読みとれる。その結果、京都の景観は古いものと新しいものが入り混じるものとなっている。

4 「町」という地域コミュニティや町衆が景観を育んできたこと

京都では平安京以来のグリッドは継承しつつ、その後の町衆のまちづくりによって道を改良したり、街区の使い方を充実させてきたりした。また、秩序を守り、町を維持していかなければならない「町」（両側町）という地域コミュニティにより独特の暮らしのルール（町式目・町掟）が生み出された。その「町」共同体のルールが土地の売買・譲渡・賃貸から住民の職業、町家のファサードにまで及び、町並み（地域社会空間＝文化的景観）を構成してきた。現在も市民主体の景観まちづくりにつながっている。

行政側でも昭和初期からの美観風致政策により景観保全が図られてきた。特に昭和初期の風致地区指定は単に緑の豊かさを追求したものではなく、中心地域と一体となって京都を形づくってきた周縁地域が意味ある場所とされて指

定されている。戦後になると京町家の保存を課題としつつも、都市として持続的であるための市街地更新が模索され、市街地景観整備条例となった。そこに保存という表現はなく、保存も景観整備と認識されている。

京都では文化として景観を育んできたのである。

5 首都に由来する「京都」というイメージが作り出す景観があること

地方から京に見物に来るということは平安時代からおこなわれており、蕪村の俳句のように、京都以外の人々が抱くイメージによって「京都」はさまざまに詠われ、描かれてきた。また、江戸時代になると相次いで京都案内記が刊行され、多数の人々が京の名所を観光で訪れるようになった。

近代以降は、首都でなくなったことによる都市機能喪失への危惧から、琵琶湖疏水の開削や博覧会の開催、平安神宮の創建などを通じて、「京都であったこと」をそのアイデンティティとする新たな道を歩みはじめる。その過程のなかで、「京都」のイメージは決定的なものとなり、歴史都市・京都が誕生した。それ以降、「京都らしさ」を求めて京都には日本だけではなく今や世界各地から旅行客が訪れるようになっている。

特に平成以降は、外から見出された「京都らしさ」を強調するような建物の新築や改築、インフラ整備などがおこなわれている面もある。私たちは過去の意匠を引用するだけではなく、過去のなかに営みの作法を見つけながら、次の営みの文化をつくっていく必要がある。

第2節 「京都の文化的景観」の未来にむけて

(1) 現状と課題

現状と課題は以下の通りである。

- 1) 「文化財保護法」及び「京都市文化財保護条例」などによって個別の保護を図ってきた。
- 2) また、『京都市景観計画』によって面的な景観形成の誘導を図ってきた。
- 3) 「京都の文化的景観」について、文化財保護行政としての取組姿勢を鮮明にすべき時にある。そのため、「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」（平成31年3月京都市文化財保護審議会答申、以下「答申」という。）をもとに策定を進めている文化財保存活用地域計画（令和2年度中の策定を予定）において、その取り組む方向性を明記するとともに、必要に応じて「京都の文化的景観」を条例に位置付けることを検討する。
- 4) このような取組をより効果的に推進していくためには、文化財保護行政と都市・景観行政との連携強化が必須となる。現在、「文化財保存活用地域計画」の策定と「歴史的風致維持向上計画」の見直しを協力して進めており、今後さらに両者の連携強化を図っていく。

(2) 理念

「京都の文化的景観」を保存・継承・創造するための理念をここに掲げる。この理念には、答申や『京都市景観計画』において掲げられている内容が含まれている。

- 1) 「京都の文化的景観」は、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない「京都文化遺産」の一つであり（答申）、その保存・継承は、京都の“ところ”を守ることにつながる。
- 2) 歴史都市・京都の景観はそのすべてが文化的景観である（『京都市景観計画』）。
- 3) 「京都の文化的景観」の特性を尊重する。
- 4) 地域コミュニティをはじめとする多様な主体が協働することにより「京都の文化的景観」を未来に伝える。そのためには、「京都の文化的景観」を支えるシステム（京都システム）を保存・継承・創造することが不可欠である。

(3) 「京都の文化的景観」の保存・継承・創造に関する取組

「京都の文化的景観」の保存・継承・創造のために有効な取組については、以下のようなものが考えられる。

A：個別のものに対して

- 1) 「文化財保護法」による文化的景観の構成要素の指定（文化的景観では、従来の制度では取り上げられなかった地割や道等を構成要素として拾い上げることができる）。
- 2) 「文化財保護法」、「京都市文化財保護条例」等による文化財の指定・登録。
- 3) 「景観法」による景観重要建造物の指定。
- 4) 「歴史まちづくり法」による歴史的風致形成建造物の指定。
- 5) 「京都市市街地景観整備条例」による歴史的意匠建造物等の指定。
- 6) 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」による個別指定京町家の指定。
- 7) 「京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度」による建物や庭園の選定・認定。
- 8) 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」による建築基準法の適用除外。
- 9) 周辺環境を含めた保全（京都市文化財保護条例における文化財環境保全地区や史跡など）。

B：面的・空間的なものに対して

- 1) 京都市市街地景観整備条例による美観地区、建造物修景地区、歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区等の地区指定。
- 2) 京都市風致地区条例による風致地区等の指定。
- 3) 文化財保護法による伝統的建造物群保存地区の指定。
- 4) 「京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度」の活用。
- 5) 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度の活用。
- 6) 「市民が残したい“京都をつなぐ無形文化遺産”制度」の活用。

7) 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく地区指定の活用。

8) 事前協議（景観デザインレビュー）制度の活用。

(4) 未来にむけて

1) 「京都文化遺産」である多様な「京都の文化的景観」を、「見つける」「知る」「守る」「活かす」ことにより、未来に伝える。

2) 市民、地域コミュニティ、地域景観づくり協議会、文化財市民レスキュー、関係団体等、多様な主体と協働し、関係部局とも連携して地域づくりに取り組む。

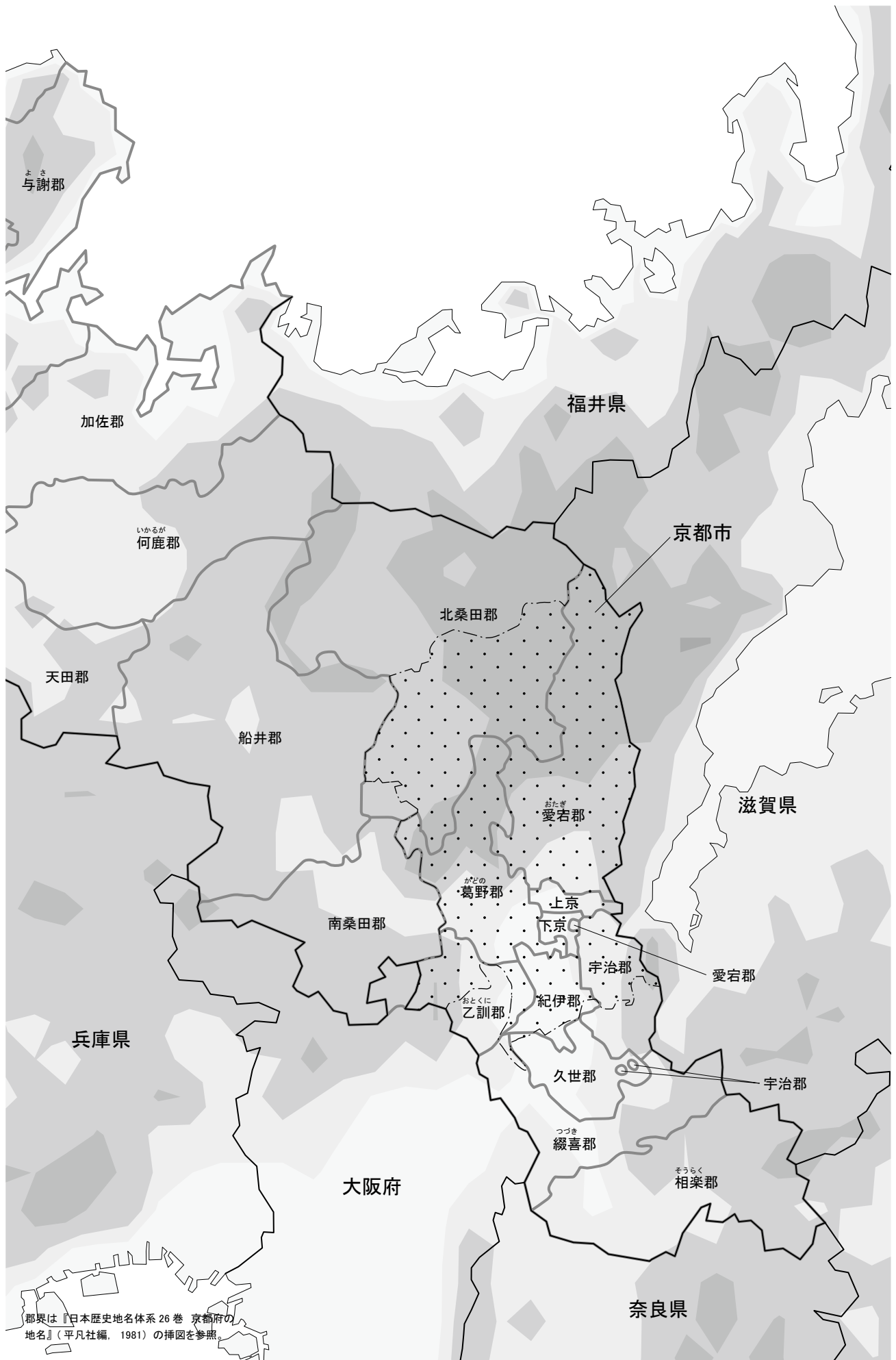
3) 担い手（「京都」での営みにかかわる人々）を育み、「京都の文化的景観」の未来を築く。

参考資料

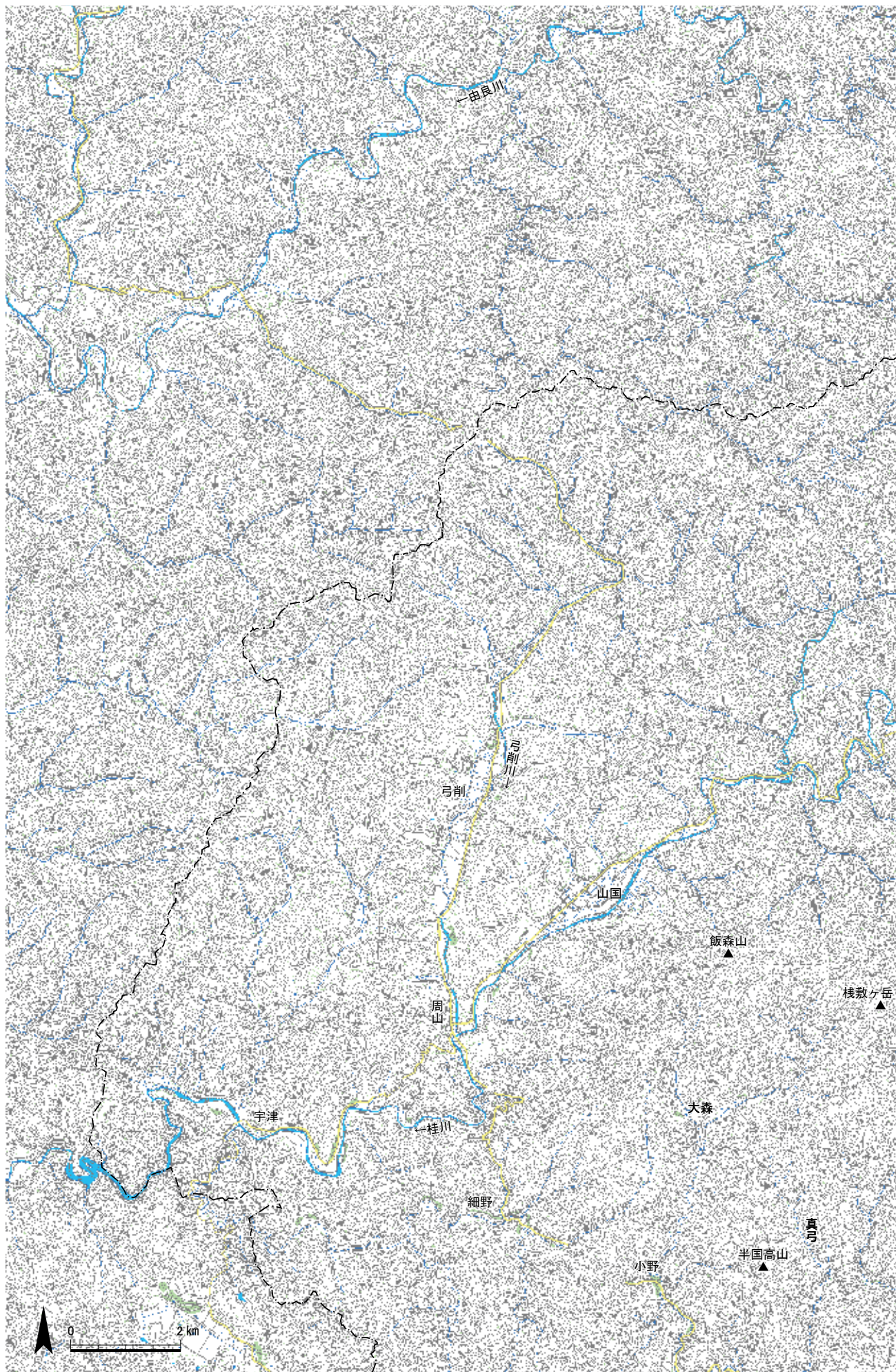
- 1 「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」（平成31年3月京都市文化財保護審議会答申）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000250/250303/toushin.pdf>
- 2 京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度
<概要>
<http://kyoto-irodoru.com/seido.html>
<要綱>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000147826.html>
- 3 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度
<概要>
<http://kyoto-bunkaisan.com/kyotoisan/index.html>
<要綱>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000196809.html>
- 4 市民が残したい“京都をつなぐ無形文化遺産”制度
<概要>
<http://kyo-tsunagu.net>
<要綱>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000150952.html>
- 5 新景観政策
「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000245332.html>
「新景観政策 10年とこれから」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000236631.html>
- 6 事前協議（景観デザインレビュー）制度
<概要>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000242960.html>
<リーフレット>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000211/211469/review.pdf>
- 7 上田正昭（2012）「文化財行政の曙と今後の課題」『京都の文化と市政一守り、育て、創るための取組』京都市文化政策史研究会

※URLは全て令和2年3月1日現在のもの。

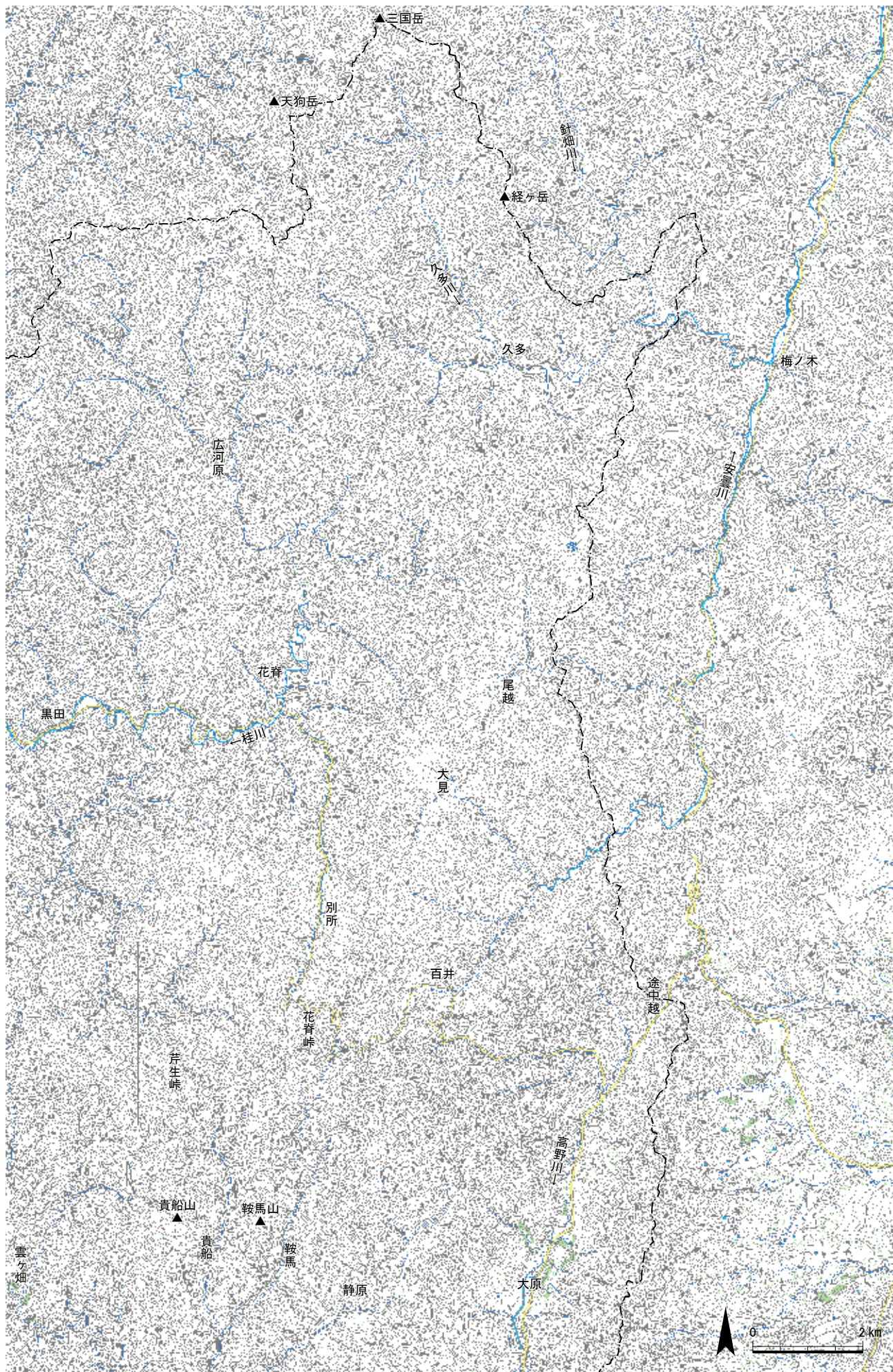
付属資料



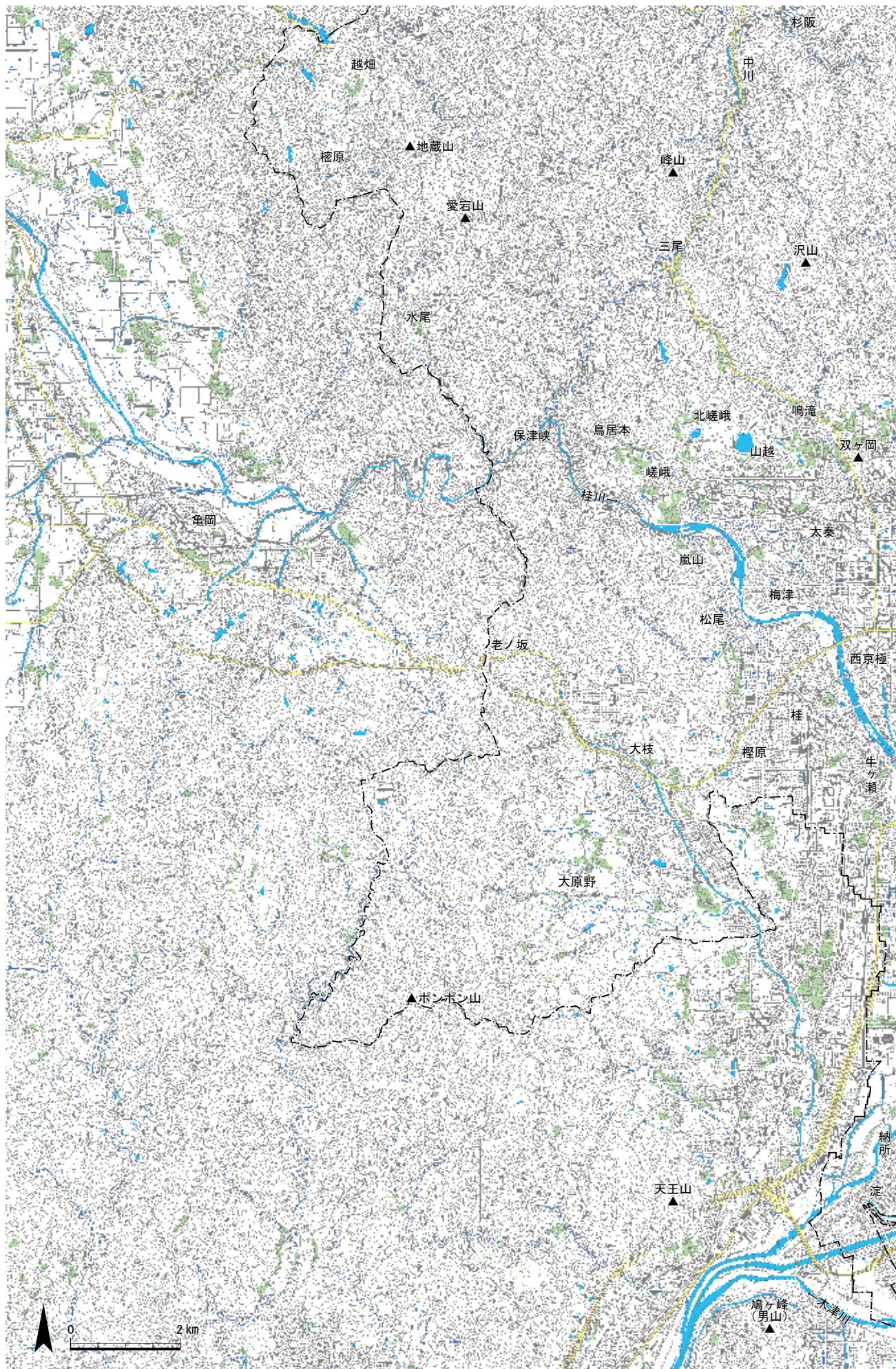
附図 1 旧郡域図



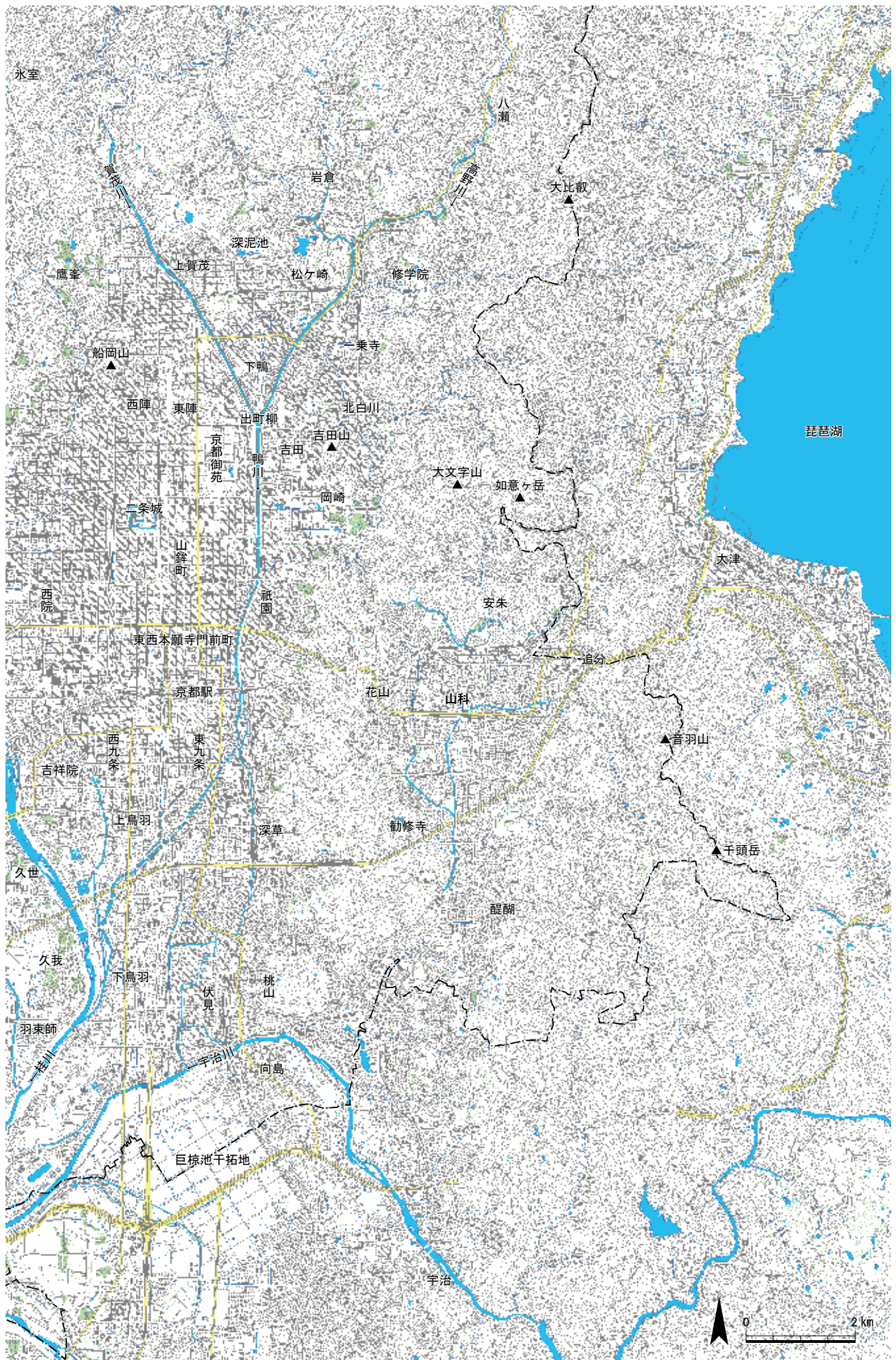
附図2 関連地域位置図（北西部）



附図3 関連地域位置図（北東部）



附図4 関連地域位置図（南西部）

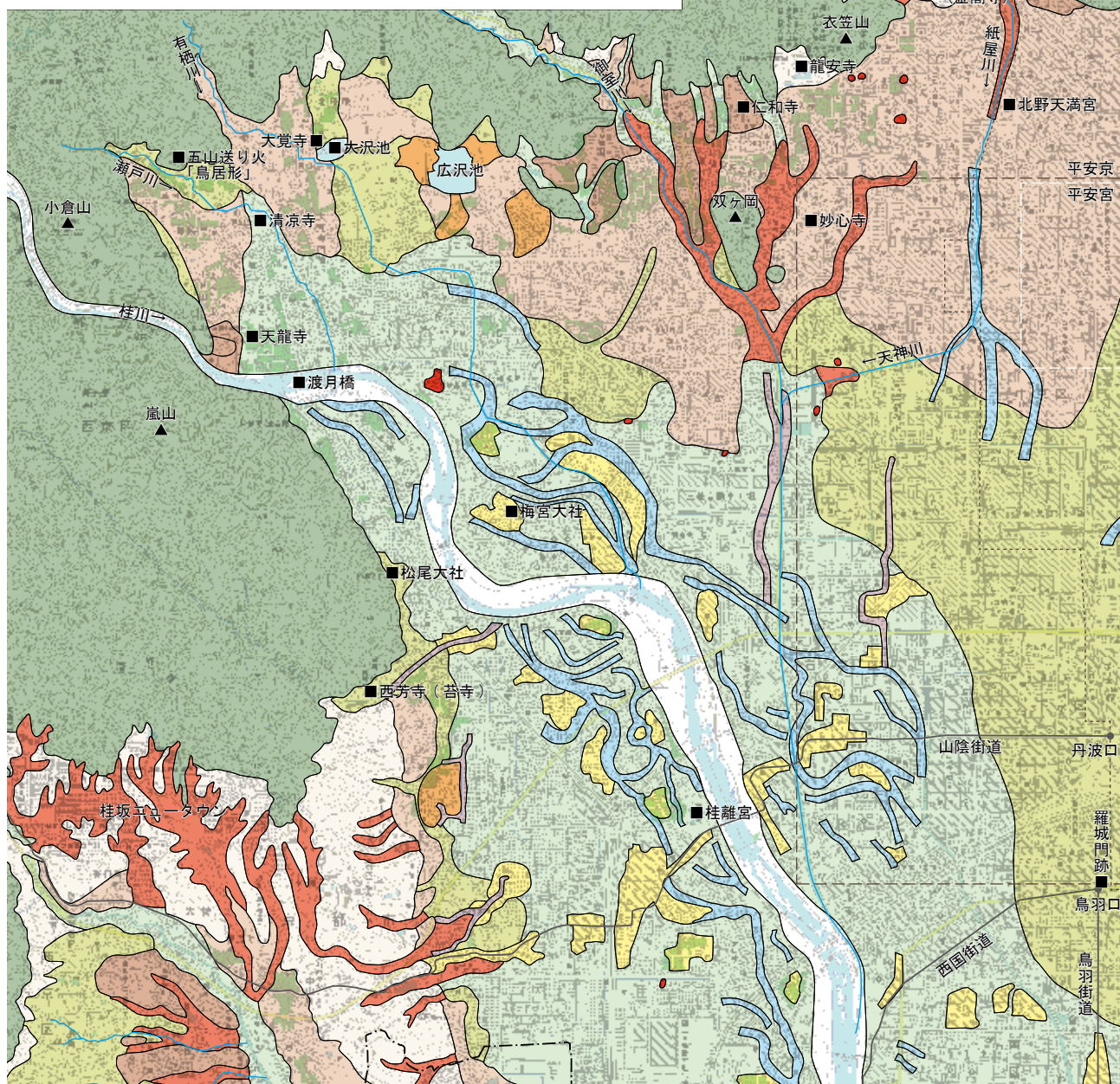


附図5 関連地域位置図（南東部）

- | | | |
|--|--|--|
|  埋立地 |  天井川 |  低位段丘 |
|  干拓地 |  自然堤防 |  高位段丘 |
|  低湿地 |  氾濫原 |  丘陵 |
|  旧河道 |  扇状地 |  基盤山地 |
|  谷底低地 | | |

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| --- 京都市域 | ● 街道 | ----- 御土居 |
| --- 平安京域 | — 河川・水路 | |

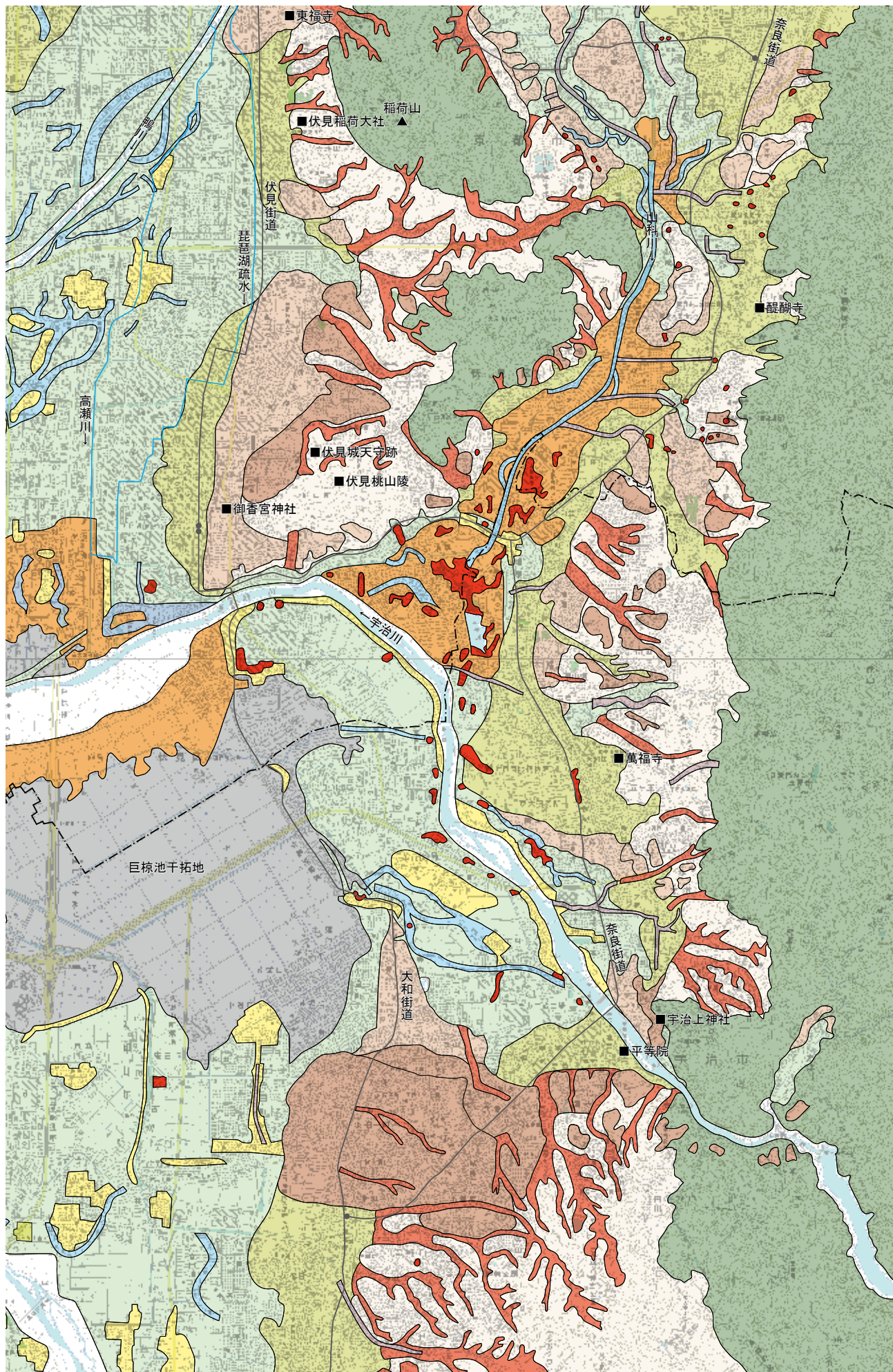
附図6～9は、国土地理院数値地図50000に『京都の地震環境』の別添地図「京都盆地の地震災害危険度マップ」をトレースして重ね合わせたものをベースとした。戦国期の上京・下京の範囲は『京都の歴史4 桃山の開花』の別添地図「京都一名所と町組の成立（桃山時代・都市改造以前）」を、御土居のラインは京都市考古資料館発行の「遺跡見て歩きマップ」を参照した。各街道は『明治前期 関西地誌図修正—1884（明治17）年～1890（明治23）年』及び『正式二万分の一地形図集成 関西』所収の地図をもとに復元した。



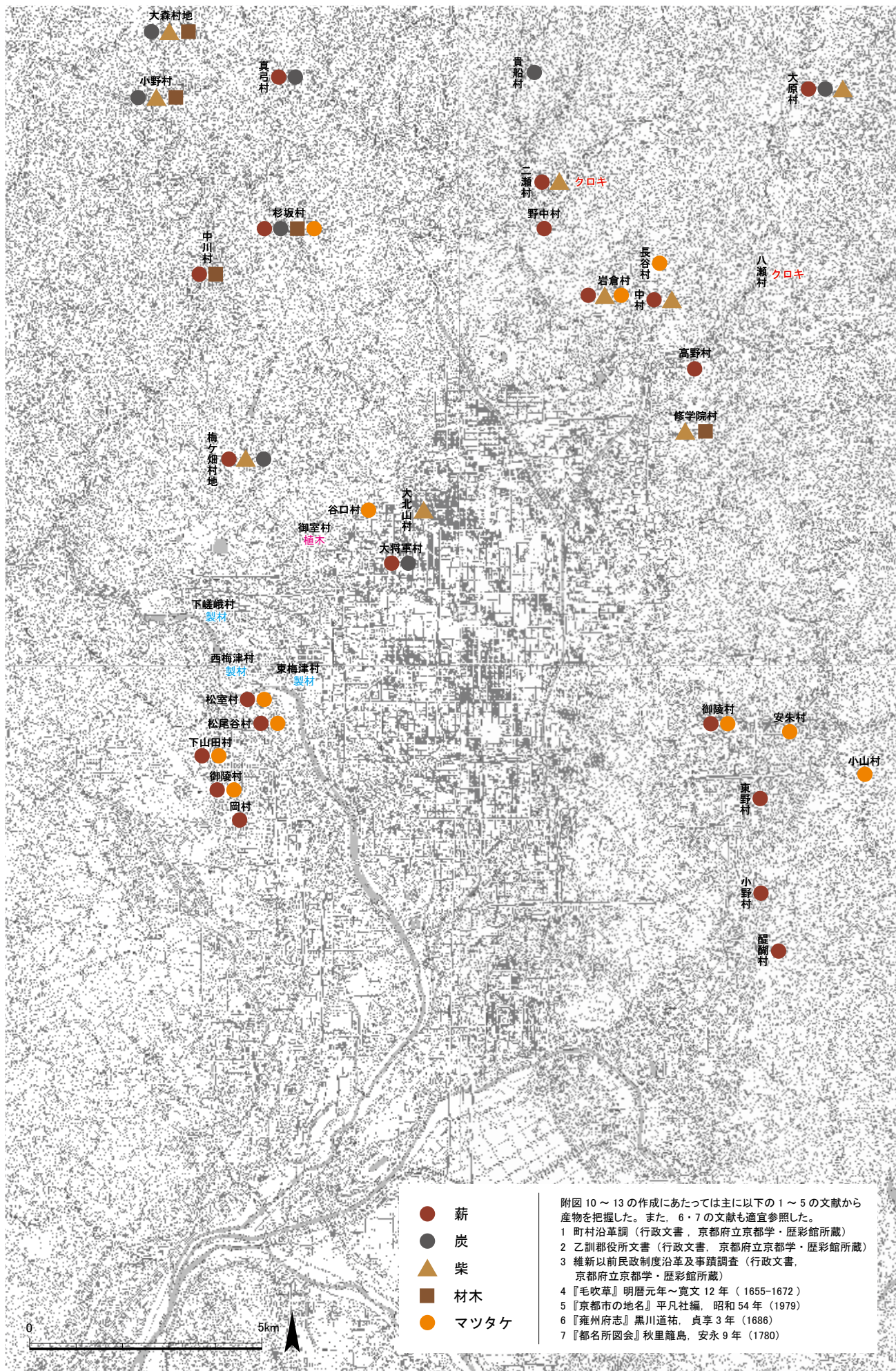
附図6 地形分類図（北西部）



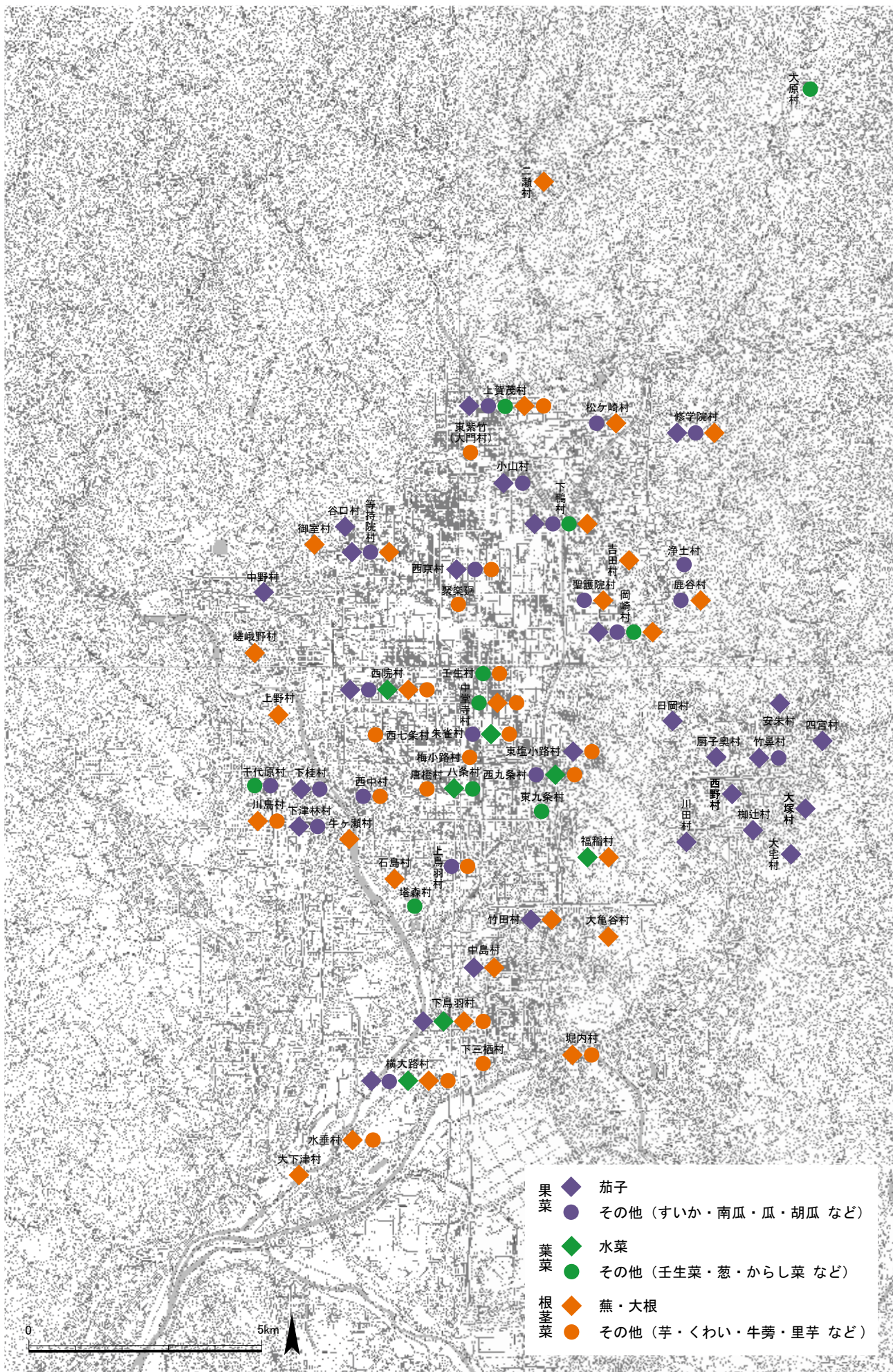
附図7 地形分類図(北東部)



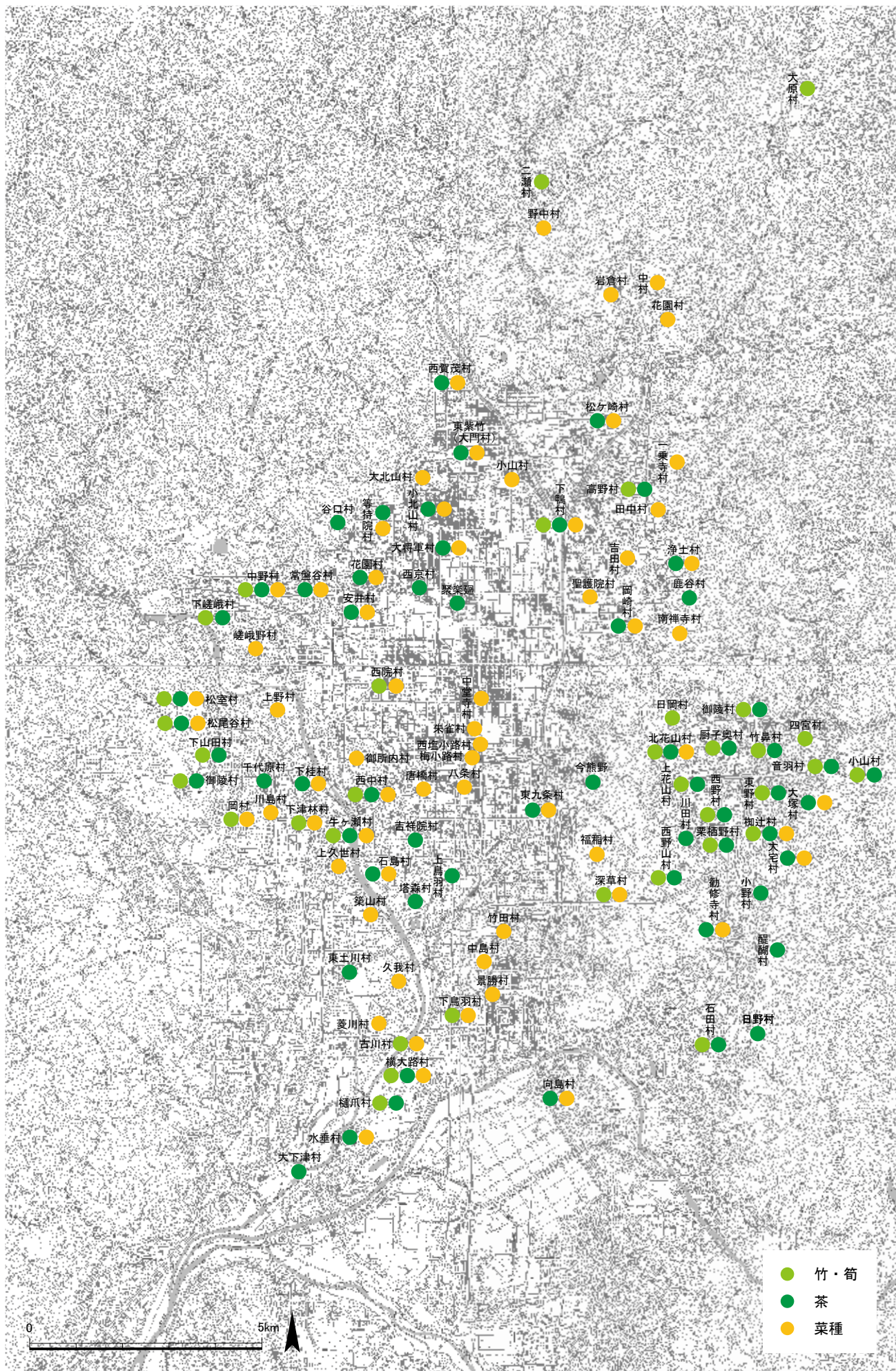
附図9 地形分類図（南東部）



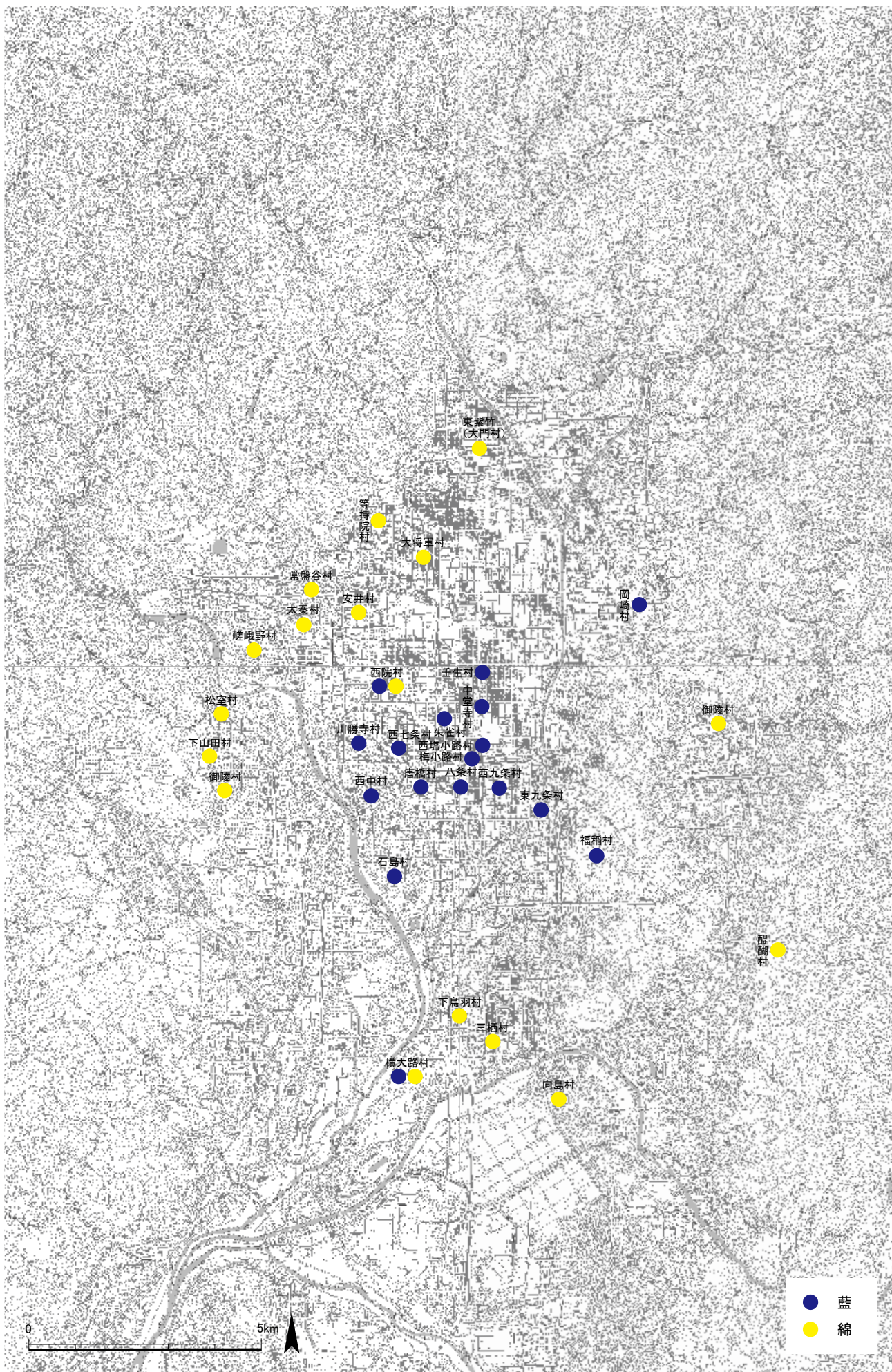
附図 10 近世・近代産物分布図（林産物）



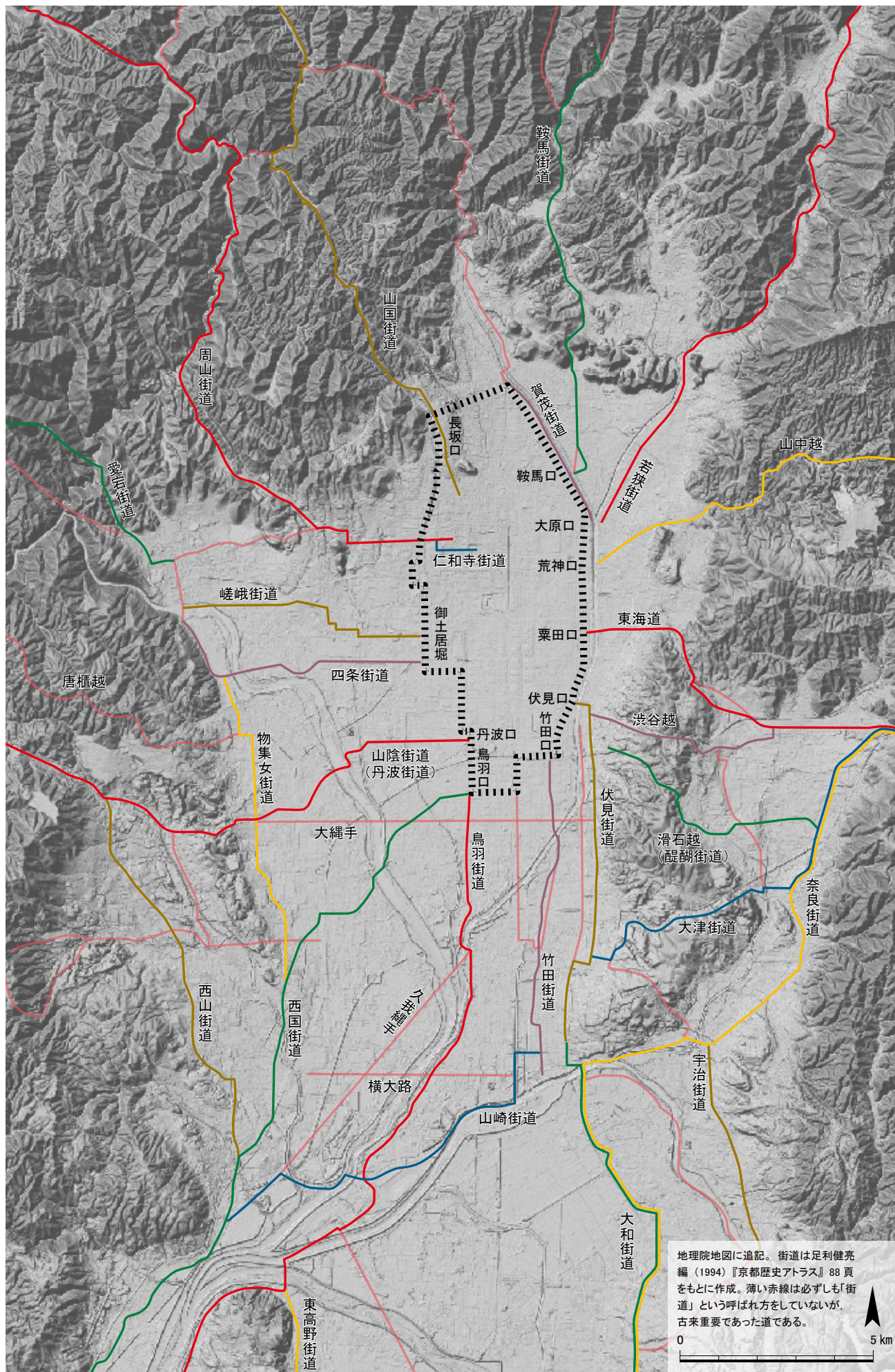
附図 11 近世・近代産物分布図(野菜類)



附図 12 近世・近代産物分布図（竹・茶・菜種）



附図 13 近世・近代産物分布図（藍・綿）



附図 14 街道図

令和2年3月31日 発行

「京都の文化的景観」調査報告書

編集 独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所 文化遺産部 景観研究室

発行 京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394
Y・J・K ビル2階

表紙絵 福本達雄「東山春宵」一部

表紙デザイン 吉鶴かのこ

印刷 株式会社 天理時報社

京都市印刷物 第313207号

